

日本研究第44集

装丁 岡村元夫

日本研究 第44集 目次

〈研究論文〉

春画と挿絵

——浮世絵春画における借用表現について——

鈴木 堅弘 17

近代における茶の湯家元と天皇との距離

——天皇・皇族への献茶にみる家元の社会的地位の向上——

廣田 吉崇 77

明治期工手学校卒業生の海外活動

——台湾を中心として（一八九五～一九〇五）

蔡 龍保 131

中国の新劇と京都

——任天知・進化団と静間小次郎一派の明治座興行

陳 凌虹 175

転倒された軍国美談

——広津柳浪「七騎落」論——

全 美星 205

二十世紀初頭における転換期の日本カトリック教会

——パリ外国宣教会と日本人カトリック者の関係を通して

山梨 淳
221

二代目市川左団次の訪欧と「鳴神」

——一九〇七年のヨーロッパ演劇と一九一〇年の日本文壇の関わりから

東 晴美
305

〈共同研究報告〉

「日記の総合的研究」『The Synthetic Researches of Japanese Diaries』に向けて

倉本 一宏
333

遣外使節と求法・巡礼僧の日記

森 公章
339

『政事要略』阿衡事所引の『宇多天皇御記』

——その基礎的考察——

古藤 真平
355

年官ノート

磐下 徹 377

古記録における宗教習俗の記載

——記載対象の選択の観点から——

上野 勝之 399

中世後期の日記の特色についての覚書

松蘭 斉 407

「日記」および「日記文学」概念をめぐる覚書

鈴木 貞美 425

〈史料紹介〉

『御堂関白記』 自筆本の裏に写された『後深心院関白記』

倉本 一宏 445

論文要旨 9

英文要旨 vi

英文目次 iv

所属並びに論文受付・受理日一覧 iii

『日本研究』投稿要項 ii

春画と挿絵

—浮世絵春画における借用表現について—

鈴木 堅弘

本論は、浮世絵春画の借用表現に着目し、おもに〈粉本主義の伝統〉、〈模倣の「趣向」化〉、〈出版元の依頼〉の視座から、そのような表現が用いられた理由を解明する。

またこの問題を考察するにあたって、浮世絵春画の図柄だけを取り上げるのではなく、〈唐本の挿絵〉、〈草子本の挿絵〉、〈浮世絵〉との比較検証を積極的に起こした。なかでもとくに重視したのが〈春画〉と〈浮世草子の挿絵〉の関係である。従来の春画研究では双方の比較はほとんど試みられておらず、本論ではおもに西鶴浮世草子と八文字屋浮世草子を取り上げ、その挿絵と春画の類似画の関係を考察する。またその際に、単に図柄が似ているという指摘に留まらず、むしろ双方の差異に注目し、春画が同時代の文芸表現に影響を受けつつも、その変奏表現を描くという創作の実態を明らかにする。

【春画 浮世絵 浮世草子 見立て 模倣 挿絵 八文字屋 西鶴 西川祐信 金瓶梅 春宮画】

近代における茶の湯家元と天皇との距離

—天皇・皇族への献茶にみる家元の社会的地位の向上—

廣田 吉崇

茶の湯の歴史について、現代の流派や家元のあり方をイメージしながら過去を論じていることはないだろうか。近世中期に生まれた家元という存在は、近代における紆余曲折をへて、現在の姿に至っているのである。

近代の茶の湯を理解するうえで重要なことは、二つの茶の湯文化の存在である。一つは華族や財閥関係者などの「近代数寄者」とよばれる人々が実践した、道具の鑑賞を主目的とする「貴紳の茶の湯」である。もう一つは、おもに庶民層に広まった、家元を指導者とする、点茶技術の習得を主目的とする「流儀の茶の湯」である。これらは、それぞれ近世における「大名茶」と「わび茶」を継承するものと考えられる。この二つの茶の湯文化の消長に着目しながら、家元と「天皇との距離」を指標として分析すると、その結果はつぎのとおりとなる。

近代の前提たる幕末期には、裏千家家元による「天皇への茶献上」があり、家元は、天皇との何らかの直接の関係を結んでいた。しかし、明治期にはいると、「流儀の茶の湯」は衰退し、「貴紳の茶の湯」が優位を占める状況となる。「天皇との距離」でいえば、家元は、パトロンの陰の存在におかれることとなる。大正・昭和初期には、家元は、当時の皇后をはじめとする「皇族への献茶」を実現する。これは、動揺する天皇制を再編するという皇室側からの働きかけによるものであるが、結果的に、家元は「天皇との距離」を近づけることに成功することとなった。第二次世界大戦後には、華族制度の廃止などの民主化改革により「貴紳の茶の湯」は解体し、それ以降の茶の湯の世界は「流儀の茶の湯」の全盛期となる。そして、現在では、昭和五十八年（一九八三）の裏千家と三笠宮家との婚姻の結果、家元と「天皇との距離」はごく近いものとなっている。

このように、近代における茶の湯の歴史を検討すると、現代の家元は、それ以前の家元のあり方とも異なる存在に大きく成長していることが理解できるのである。

【家元 天皇 貴紳の茶の湯 流儀の茶の湯 天覧 天皇・皇族への献茶 天皇との距離 華族 千宗室（玄々斎） 千宗室（淡々斎） 松浦詮（松浦心月）】

明治期工手学校卒業生の海外活動

——台湾を中心として（一八九五—一九〇五）

蔡 龍保

日本は明治維新以降に近代化に向かって邁進し、殖産興業にも力を注いだ。この過程の中で、官庁あるいは民間業界を問わず技術の人材が不足し、はじめのころはお雇い外国人に依存していた。東京帝大、東京職工などの技師クラスの技術者を養成する学校はわずかであり、中級技術人員「工手」（技手、職工長）を養成する学校は更になかった。このような背景のもと、渡辺洪基などの旧幕臣は「技術立国」の構想をもち、「工業立国」の理念を持つ民間企業家とともに、互いに支援しあう形で一八八七年一〇月工手学校を創立させた。

明治初期、日本の官側は都市整備を推進し、鉄道の敷設、通信網の拡大、港湾の築港、あるいは、民間企業、たとえば三井、三菱、住友、古河が経営する土木業、石炭業など、官民に関わらず工手学校の卒業生の活躍を見ることができ、重要な役割を果たしていることがわかる。初期の卒業生は、国内で活躍し、「技術立国」と「工業立国」の役目と機能を発揮していることが十分に取れる。

注目すべき点は、工手学校の発展が日本帝国主義の対外的な拡張に歩調を合わせている点であり、工手学校と帝国官庁間が微妙な官学連関関係で相互支援を行っている点である。日清戦争後、日本は植民地台湾を獲得した。毎年、卒業生が台湾にやってきており、日露戦争までに一番人気な海外活躍地になっていた。日露戦後、さらに多くの卒業生が韓国、清国（主として、満州）に職を求め、植民地経営に関与し、国策的な任務を支援した。日本帝国の拡張に伴い、一歩進めて植民地において国策協力の役目を担った。

日本領台から一〇年間における、工手学校卒業生の台湾での就職、活動、移動に関する分析を通じて、卒業生が日本統治初期に台湾の官庁、民間企業で十分に活躍していたことが見てとれる。民間企業、官庁、技術者養成学校は、産・官・学の連携関係をもっており、殖民統治当局が、推進する政策に大きな役割を果たした。即ち日本が植民地台湾を統治する背後には、技術官僚、技術者を後ろ盾し、各種の殖民政策を支えていた。そのゆえ、技術者養

成学校は台湾総督府に不可欠な人員の補充場所だった。その一つが工手学校であった。

【日本統治期 工手学校 技術官僚 台湾総督府 殖民 土地調査 技術者】

中国の新劇と京都

——任天知・進化団と静間小次郎一派の明治歴興行

陳 凌虹

中国における新劇は19世紀末に古典演劇を継承しながら、もう一方で近代劇の影響を受けて、両者の交錯作用によって作り出された演劇様式であり、中国の現代演劇＝話劇の誕生を促した演劇様式でもある。当時は文明戯、後には早期話劇とも呼ばれた。文明戯の発祥と発展の歴史を遡ると、日本との深いつながりに気づく。明治40年代は新派が東京でその全盛期である「本郷座時代」を迎えた時期である。当時繰り返し上演されていた劇は、そのまま春柳社や留學生によつて翻案・上演され、中国の劇壇に多大なるエネルギーを注ぎ込んだのである。それゆえ、文明戯と日本のかかわりを語るとなると、東京に目を向けがちになる。しかし、小論では新しい資料に基づいて、「文明戯を一つの劇種として確立させた」重要な劇団である進化団の創立者・任天知（一八七〇？—？）と京都の関係を探求する。

論文の前半は今まで曖昧にしか語られてこなかった任天知の日本経歴を明らかにした。任天知は一九〇二年から「東亜同文会京都支部」の清語講習所講師を担当し、そして一九〇三年一〇月に京都法政専門学校・東方語学校で教鞭を採り、一九〇二年—一九一〇年の間、日中間を往復していた。この時期に、京都の新演劇は静間小次郎一派によつて支配されていた。彼は新聞小説の脚色物、時事物、講談物、探偵物及び戦争物を取り上げて京都明治座で十年以上の常打ちを続けた。そこで本論の後半は、当時の京都新演劇界の様相を提示し、静間一派と任天知・進化団の演目、つまり『鬼土官』（小栗風葉原作）及び『鬼中佐』（静間一座演目）と『尚武鑑』、また『両美人』（村井弦斎原作、静間一座演目）と『血蓑衣』という二組の作品を比較して、任天知と京都の新派との間にどれぐらいのつながりがあったのかを検討した。資料の制限で、推論に止まるが、任天知が京都に滞在していた時に接したナ

シヨナリズムが高揚する時代風潮及び静間一派らの新演劇が、任のその後の演劇活動の大きな原動力と推進力になったと考える。

【新劇 任天知 進化団 京都法政専門学校 東方語学校 新派 静間小次郎 明治座 『鬼土官』 『両美人』】

転倒された軍国美談

——広津柳浪「七騎落」論——

全 美星

広津柳浪『七騎落』（「文芸倶楽部」明治三〇年九月）の主人公平野三千三は、日清戦争に従軍し「七騎落の勇士」として故郷の野州松山に華々しく凱旋する。彼を熱烈に歓迎する村民の姿は、日清戦争によって「戦功」というものが新しい価値として明治社会に台頭してきたことを意味する。「金鶏勲章」によって「戦功」がさらに確定されるとき、地方の農民であってもその出自や身分に関係なく社会に認められ、立身出世できる可能性が開かれると考えられたのである。だからこそ、金鶏勲章受章を期待される平野三千三に、戦前にはあり得なかつた富裕な村長の娘との結婚話もたらされたのだ。

結局、三千三は論功行賞にもれてしまい、縁談は流れ、村人達に爪弾きされる悲惨な結末を迎えるが、実は、受勲を果たせなかつたことに三千三の悲劇の根本的な原因があるのではない。それは、金鶏勲章受章者発表の前に、既に三千三が荒れすさみ、村民との葛藤が高じていた様子から窺える。両者の葛藤からは、次の二つの点を指摘できる。まず、出征・戦場経験・凱旋を通して、国家の誉れ高い「軍人」という自己認識を抱く三千三が、今や村人たちのような「農民」ではないと考えていること、ところが、村人は彼のような自己認識を認めない点をまず挙げられる。次に、村人にとって「戦功」は、いくら粗暴であろうとも凱旋勇士なので受け入れざるを得ないと覚悟するほどの、確固たる価値にはなっていなかった点である。

つまり柳浪が描いているのは、論功行賞の不公平さ等による悲劇というよりは、「名譽の軍人」という確固たる自己認識を有し、「戦功」という新しい価値を社会に通用するものとして確信したことによる悲劇だ。一時は「勇士」と呼ばれた元兵士たちの受け皿が、戦後の明治社会には存在しなかつたので

ある。柳浪の明治に入つて新しく移入された思想や理念や価値観に対する深い不信感が「七騎落」にも示されている。

【広津柳浪「七騎落」軍国美談 日清戦争 兵士 戦功 金鶏勲章 「梅檀橋」】

二十世紀初頭における転換期の日本カトリック教会

——パリ外国宣教会と日本人カトリック者の関係を通して——

山梨 淳

本論は、日露戦争後の一九〇五年末に行われたアメリカ人のウィリアム・ヘンリー・オコンネル教皇使節の日本訪問に焦点をあて、二十世紀初頭に転換期を迎えつつあつた日本のカトリック教会の諸動向を明らかにすることを目的としている。オコンネル使節の訪問は、日露戦争時に戦地のカトリック教会が日本により保護されたことに対して、教皇庁が明治天皇に感謝の意を表すために行われたものであるが、また日本のカトリック教会の現状視察という隠れた目的をもつていた。

幕末期より二十世紀初頭に至るまで、日本のカトリック教会の宣教は、フランスのパリ外国宣教会の宣教師によって独占的に担われてきたが、日露戦争前夜の時期には、同会の宣教活動は、近代国家の日本では十分な成果を挙げ得ないものとして日本人信者の一部に批判を投げかけられるようになっていた。長崎教区の一部の信者らは、慈善活動など下層階級への宣教事業に力を入れるパリ外国宣教会に不満を抱いて、学術活動に強いイエズス会の誘致運動を行い、教皇庁にその必要を主張する意見の具申すら行っている。

世紀転換期、東京大司教区では、知識人層を対象にした出版活動や青年運動が展開されており、パリ外国宣教会には日本人の若手カトリック知識人の活発な活動に期待する宣教師も存在したが、彼らは少数派であった。オコンネル使節の来日時、日本人カトリック者は、彼に日本の教会の現状を伝えて、フランス以外の国からの修道会の来日やカトリック大学の設立を具申し、教皇庁の権威に頼ることによって、教会の内部変革を試みようとした。

二十世紀初頭、日本人カトリック者らが一部の神父の理解をえて活動を行った信徒主体の活動は、パリ外国宣教会の十分な理解をえられず、しばし

ば停滞を余儀なくされる。同会の宣教師と日本人カトリック者との関係の考察は、当時におけるカトリック教会の動向の一端をうかがうことが可能にするだろう。

【カトリック教会 日露戦争 教皇庁 教皇使節 ウィリアム・ヘンリー・オコンネル パリ外国宣教会 イエズス会 マリア会 平山牧民 前田長太 現地人司祭 カトリック青年運動】

二代目市川左団次の訪欧と「鳴神」

——一九〇七年のヨーロッパ演劇と一九一〇年の日本文壇の関わりから

東 晴美

近代の歌舞伎研究については、明治以降に新作された作品、特に局外者と呼ばれる文学者が手がけた新歌舞伎に注目されることが多い。しかし、前近代に初演された純歌舞伎狂言も、近代を経て現代に伝えられている。本稿では、江戸時代に初演され、現代においても中学生や高校生の歌舞伎鑑賞教室などでも上演される機会が多い「鳴神」をとりあげる。

「鳴神」は明治期に二代目市川左団次によって復活上演された。左団次は小山内薫とともに自由劇場をたちあげ、近代劇にも深く関与した。本稿は、左団次が渡欧した一九〇七年から一九一〇年の「鳴神」の復活上演までの活動を検証し、前近代の作品が現代に継承される過程で、近代の知識がどのように関わったかを明らかにする。

これまでの二代目市川左団次の評価は、新歌舞伎や翻訳物を手がけ、小山内薫と自由劇場を立ち上げたことから、「近代的」とされることが多い。しかし、左団次の近代性がどのようなものなのか、明らかにされてこなかった。本稿では、松居松葉と二代目市川左団次の一九〇七年における渡欧体験を分析し、左団次の近代性は一九〇七年のヨーロッパの演劇の動向と深く関わっていることを指摘した。

また、左団次が復活上演した「鳴神」は、劇評や左団次の芸談が「自然主義」に触れているため、近代の自然主義を取り入れたものと指摘されてきた。しかし、日本における自然主義は近年の研究で、十九世紀末二十世紀初頭においては極めて多義的で象徴主義や表現主義にも連なっていくことが明らか

にされてきた。本稿は、このような研究成果を踏まえて、復活上演された「鳴神」にみられる自然主義が同時代の文芸思潮と密接に関係するものであったことを検証した。

【歌舞伎 鳴神 二代目市川左団次 松居松葉 マックス・ラインハルト ゴードン・クレイグ 自然主義 象徴主義 表現主義 女優】

遣外使節と求法・巡礼僧の日記

森 公章

本稿は共同研究「日記の総合的研究」の二〇一〇年度の研究発表を文章化したものである。様々な日記一覧表の劈頭を飾るのは『伊吉連博徳書』であり、これが現存最古の「日記」とされる。これは斉明五年遣唐使の顛末を記したもので、二隻の遣唐使船の編成、難波三津出發以降の渡海の様子と入唐後の唐での諸行事が日記記風に記されており、これが最古の「日記」とされる所以である。ここには記録というものが発生する一つの場を予見させる。日記一覧の中にもいくつかの渡航体験に関わる日記の存在が知られているが、公家記録ほどにはその日記としての特色が探究されている訳ではないと思われる。そこで、今回の共同研究の一隅として、まずは遣外使節、九世紀の入唐求法僧や十世紀以降の巡礼僧の日記について知見を整理することにした。「天平勝宝二年遣唐記」の名称から考えて、遣唐使は使節任命時から起算するものであることがわかる。そうすると、任命時から何らかの記録を作成するの否か、国史掲載のいくつかの遣唐使の詳細な帰朝報告との関係、また遣唐使の官員個人が作成した記録の有無など不明の点が多い。次に平安時代の求法・巡礼僧の日記を検討すると、彼らは正規の国使ではないが、帰国時などには捧呈する日記に基づいて種々の尋問、成果の確認などが行われており、海外渡航の正当性を裏付ける材料として、日記の公的な性格が窺われる。また後続の渡海者のガイドブックとしての利用、先例を知るための参照材料、さらには聖遺物として寺門興隆を保障する信仰対象などの位置づけも看取されるところである。これらは公家日記では明らかになっている事柄を確認したに留まるという懸念も大きい。求法・巡礼僧の日記は原本（自筆本）が伝来するものではなく、原形の復原をさらなる課題として、日記の考

察を深化していきたい。

【『伊吉連博徳書』遣唐使の日記 求法僧の日記 巡礼僧の日記 成尋 』参
天台五臺山記』 戒覚 』渡宋記』

『政事要略』阿衡事所引の『宇多天皇御記』

——その基礎的考察——

古藤 真平

「阿衡の紛議」とも言われる阿衡事件は、仁和三年（八八七）に皇位に即位した宇多天皇が、太政大臣藤原基経にどのような職務を与えるかということで起きた政争である。

宇多天皇の父光孝天皇は基経に執政の地位を与えたが、その職務の中で最も重要なものが全ての上奏・宣下案件の諮問を受けるというものであった。

宇多天皇も基経による補佐を望み、彼に執政の地位を与え、全面的に諮問を受けるという職務を関白の語を用いて表現した詔書を出し、それが関白の濫觴となったのである。ところが、基経が提出した辞表に対する勅答において、彼に与える執政の地位を中国古代の官「阿衡」を用いて表現したことから、彼の執政を停止することを意図したものと問題視され、勅答の作者で宇多天皇の皇子二人の外祖父であった橘広相の処罰問題に発展したのである。

この阿衡事件に関する基本史料を収めているのが、『政事要略』巻第三十、阿衡事であり、その中に『宇多天皇御記』仁和四年の記事八条が抄出されている。本稿では、この『宇多天皇御記』の各条について基礎的な読解を行った。その成果として、

- 一。仁和四年六月一日に御前で行われた学者達の議論が決着を見ず、基経に仁和三年の最初の詔書によって執政するよう求めたものの、阿衡問題の解決が先決と拒否された結果、勅答を改めて施行する詔書を作成・施行することになった過程。
- 一。十月に入ってから広相の量刑問題と、天皇が基経の娘温子を後宮に入れるという譲歩策を講じたことが、『御記』十月二十七日条とどのように関わるかという問題。
- 一。『六月三日』の記述とされてきた十一月三日条をその通りに理解すれば、

十一月に入京した菅原道真が基経に送った「奉昭宣公書」との関係付けが可能になること。

などの問題点を多角的に再検討することが可能になったと考える。

【宇多天皇 光孝天皇 宇多天皇御記 阿衡事件 藤原基経 関白 阿衡 橘広相 政事要略 菅原道真】

年官ノート

磐下 徹

本ノートは、年官を古代国家の人事権の一つとして考察することを目的としたものである。

年官の考察にあたっては、「公卿給」と呼ばれる文書に注目し、その分析を手がかりとした。「公卿給」は、除目における年官による任官結果をまとめた文書で、直物（除目での任官結果を記した文書である召名を訂正する政務儀礼）の開催には不可欠な文書であった。

本ノートでは、儀式書や古記録（古代貴族の日記）の記述を用いながら、この「公卿給」の作成法・使用法を整理した。

そして、この作成法・使用法を念頭に置きながら直物における年官の在り方を見ていくと、そこからは律令太政官制のみでは捉えきれないという特質が浮かび上がってくる。さらに、律令太政官制的な任官である顯官と年官を比較してみると、年官は律令太政官制のみでは包摂しきれない性質を持つた任官方法であることが確認できる。

したがって、直物において確認される年官の非律令太政官制的な特質は、除目における任官方法の在り方そのものに由来していると考えられ、この特質は人事権としての年官自身が持つものであることが明らかとなる。

年官が出現し、制度的に整備され、盛期を迎えたのは九世紀後半～十世紀にかけての時期であるが、この時代はちょうど律令太政官制を軸とした古代国家が大きく変化を遂げていく時期である。

年官の出現と展開は、时期的に古代国家の変化の時期と重なっており、人事権を、時代や地域にかかわらず国家の在り方と深くかかわるものである、と考えるのであれば、年官の持つ特質は、このような古代国家の変化

を、人事権という側面においてよく表現しているものだと考えられるのである。

【年官 「公卿給」 人事権 除目 律令太政官制 古代国家 直物 頭官拳】

古記録における宗教習俗の記載

——記載対象の選択の観点から——

上野 勝之

平安時代の貴族宅の年中恒例行事でありながら古記録では散発的にしか記載されない宅神祭、宮畔祭という二つの祭祀がある。本研究では、摂関期と院政期の古記録記事の比較及び古記録と仮名資料の記事内容の比較対照により両祭祀の実態を明らかにするとともに、両祭が古記録に記載されたのはいかなる場合であったのかを検討し、古記録における記載対象の選択について考察を加える。

宅神祭については、摂関期の古記録に四例の記事が見られ、同時代の和歌資料を加えて四月一月の下旬に家内の繁栄・安穩を祈願し屋外で女性が行う祭祀であることが判明した。一方、院政期の古記録には五例の記事があり、祭日は四月一月の晦日となり、竈を祭祀対象とすることが記され、和歌によっても竈祭祀である点が裏付けられる。また古記録記事の多くは通常と異なる異例記載であると考えられた。今後は宅神祭の実態及び院政期の変化の要因、中世における祭祀のあり方について考究していく。

宮畔祭に関しては、まず院政期の古記録からは正月一二月に行う摂関家の年中行事として定着していたこと、東宮や中宮でも祭られたこと、祭祀の性格としては神の形代として人形を使用することや、言葉遊びを多用する俗的な祝詞であるなど民間信仰的な側面が濃いことが伺える。翻って摂関期においては古記録の記載がないが、『枕草子』や和歌などから中級官人や受領層が祭っていたことが判明し、また上層貴族たちにも知られていたことや古記録の記主である公卿クラスの貴族宅で祭られていた可能性も考えられ、今後の検討課題である。

以上のように、両祭祀の古記録記事からは、特に日常生活上の習俗といった事柄に関する古記録の記載には一定の選択が働いていたことが明らかにな

ると思われる。

【古記録 仮名資料 和歌 生活習俗 宮畔祭 宅神祭 記載対象の選択 記載理由】

中世後期の日記の特色についての覚書

松蘭 斉

従来、総体的な把握がなされてこなかった中世後期の日記についてその特色を述べたものである。まず室町期について、前代より継続して記される公家の日記は、南北朝期に生じた朝廷の儀式の断絶や以後顕然化したその衰退及び経済的基盤を失って生じた公家たちの疲弊が、その「家」の日記の作成活動に停滞をもたらし、彼らの日記が前代にもついていた国家的な情報装置としての役割を低下させたことを指摘した。

一方、新たに登場した室町殿の政権によって、その儀式や政務を記録する機能が、公家や室町殿と関係深い臨濟宗や真言宗（醍醐寺）の寺院、そして武家（奉行人層）に形成されつつあった。それらは、ばらばらに存在していたのではなく、公武社会の中で活発に交換され、有機的な関係を持っていたようである。またその内部には、奉行人層が公的に作成する記録に対し、「私」の記録の意識が生じつつあった。これは、平安中期の王朝日記の成り立ちにあって「公」の日記（外記日記や殿上日記）に対する貴族たちの「私記」の意識が、中世に入り成立した「家」の日記に一旦は吸収されるが、再びこの時期になって「公方」室町殿のもとに、「公」と「私」の意識の分化が生み出されつつあったと評価され、そこに近世への胎動を見出すことも可能かもしれない。

戦国期に入ると、『正任記』など特に大名の吏僚層に日記の作成者が現れ、今日残存事例は少ないものの、そのような地方武士の日記が当時広範に存在していたように思われる。地方の大名権力の構造的成熟による官僚層の形成と共に、下向公家や連歌師たちによる中央の文化の伝播による刺激（彼らによって旅の日記が大量に作成され、地方武士に与えられる）、それに同じ層による『山田聖栄自記』や『沙弥洞然長状』などの年代記や覚書の作成と関連付け、「家」のルーツや地域の歴史に対する興味と探求がその背景として

存在していたことを指摘した。

【公家 幕府奉行人 連歌師 日記 記録 覚書 八代日記 山田聖栄自記 沙弥洞然長状 勝山記(妙法寺記)】

「日記」および「日記文学」概念をめぐる覚書

鈴木 貞美

「日記」および「日記文学」の概念について、専門家諸姉氏の参考に供するために若干の考察を試みる。第一に、今日のわれわれの考える「日記」の概念は、前近代の中国語には見られず、今日の中国で用いられている「日記」は、二〇世紀に日本の教科書類からひろがったものとされている。「日記」においては、皇帝に差し出す上奏文に対して、いわば私人が、日々、記し、また文章を収集編集する作業がすべて「日記」である。すなわち、そのなかで、ジャンルの区別はなかった。日本古代にも、この用法が伝わっていた可能性は否定できない。業務の記録や備忘録の類とはちがう、われわれが今日、「日記」と考える内面の記録をかねた形態は、日本の二〇世紀前期に入って、イギリスの社会運動家、ウィリアム・モリスの「生活の芸術化、芸術の生活化」というスローガンのもとに、庶民や児童に日記を進めることが行われ、学校教育にも取り入れられて盛んになったものと考えてよい。

また、「私小説」「心境小説」論議が盛んになったことを背景に、古典のカテゴリとして「日記文学」という言葉を初めて用いたのは、池田亀鑑「自照文学の歴史的展開」(『国文教育』一九二六年一月号)、書名として使用されたのは、池田亀鑑『宮廷女流日記文学』(一九二八)であろう。それらで「日記文学」の特徴として「作者の心境の漂白」があげられていることが、すでに明らかにされている。

【日記 日記文学 日録 日次記 随筆 説話 真名 仮名 漢文 和文 生活の芸術化】

『御堂関白記』自筆本の裏に写された『後深心院関白記』

倉本 一宏

現存する世界最古の自筆日記である『御堂関白記』自筆本は、藤原撰関家最高の重宝とされてきたと、一般には考えられてきた。しかし、それはあくまで平安末期から中世にかけての状況であって、近世初期には近衛信尹によって、『御堂関白記』自筆本の寛弘五(一一〇八)年秋冬巻の裏に、南北朝期の『後深心院関白記』(愚管記、近衛道嗣筆)の抜書が書写された。本稿ではこの抜書を紹介することによって、『御堂関白記』自筆本の近世における扱われ方の一端を示すこととする。

なお、本稿の記述は、そのほとんどが陽明文庫長の名和修氏のご指示に基づくものである。

寛弘五年という年は、撰関家にとつて、もつとも重要な年であった。道長の長女である一条天皇中宮の彰子が皇子(敦成親王、後の後一条天皇)を出産し、一条天皇の土御門第行幸、敦成親王御五十日の儀、御百日の儀が華々しく行なわれ、後世、「寛弘の佳例」と称された時期であった。

本来、卷子本として保存されていた『御堂関白記』自筆本であったが、信尹はこのうちの長徳四(九九八)年の秋冬、長保元(九九九)年の秋冬、寛弘五(一〇〇八)年の秋冬、寛弘八(一〇一一)年の春夏、寛仁四(一〇二〇)年の春夏という五巻分を折本の状態とした。そのような折本に、信尹は『後深心院関白記』の抜書を書写したのであるが、それはよりによって寛弘五年秋冬の一卷のみに限られていた。信尹は『御堂関白記』具注暦の末尾の裏から記し始めた。それは『後深心院関白記』延文元(一二三五六)年正月一日の記事に始まり、延文三(一二三五八)年六月三十日の記事にまで及ぶ。

名和氏によると、書風からみて、この折本を作つて『後深心院関白記』の抜書を書写したのは、慶長二、三(一五九七、九八)年よりも以前ということに勅勅を許されて薩摩から帰京した直後、左大臣に復帰する直前ということになる。

信尹は延文三年六月卅日条以降の抜書を中断し、信尹自身がこれを卷子本に戻し、標紙を付けた。どのような心情によって信尹が抜書を中断し、折本を元の状態に戻したのかは、知る由もない。全体としてどれだけの分量の抜

書を行なう予定だったのかも不明である。

【御堂関白記】『後深心院関白記』日記

衛道嗣 陽明文庫 敦成親王 後一条天皇

古記録
卷子本

藤原道長
近衛信尹

撰関家
折本

近
具注

【
暦

春画と挿絵

——浮世絵春画における借用表現について——

鈴木 堅 弘

はじめに

多くの春画を眺めていると、ふとしたところで同じような図柄に何度も出会う。そのつど、「この図柄はほかの春画にも含まれていたら」と、あるいは「この構図はあの絵師も描いていたな」など、あれこれ考えをめぐらせながら春画を眺めるは楽しい。ただそうした図柄に出会ったときに、きまってその絵に対して一抹の不信を抱く。しかもそこにはふたつの意味が込められている。ひとつは「なんだ、あの絵の模倣か」というオリジナルではないことへの不信と、もうひとつは「なぜ、この春画は先例の図柄を真似るのか」という春画に借用表現が用いられることへの疑問である。

前者に関してはとくに問題視する必要はない。こんにちの社会では作品のオリジナリティを犯す模倣、剽窃、借用を罪悪と見なし、

作者の獨創性がしつかりと著作権法で保証されている。そのため、誰でも模倣的な作品に出会えばそれに対して何かしらの不信感を抱く。ただ著作権法などの法律は、明治以降、個人の権利や獨創を重んじる西歐的な考え方が移入されて、しだいにかたち作られたものである。それに比べて江戸時代は、他人の文章をそのまま剽窃したり、他人の絵図を借用するなど、他者の作品を模倣する行為はごく気やすく行われていた。一部の作者が版元に著作権を主張することはあったが、作者や絵師が模倣行為によって法律で罰せられることもなく、それで彼らの名譽に傷がつくこともなかった。むしろ江戸時代は、個人の獨創や権利の觀念に縛られず、誰もが自由に他人のアイデアや作品を活用することができた。だからこそ、細りしない濃厚な表現文化が華開いたといえるだろう。

こうしたことを踏まえるならば、オリジナルではないことへの不

信など、すぐに拭い去ることができると信じていた。

しかし問題なのは、後者のほうである。なぜ、春画に借用表現が用いられたのか。この疑問を解いていくことが本論の目的となる。

これまでの春画研究においても、複数の春画における図柄の類似性はしばしば指摘されてきた。とくに西川祐信による春画の様式や構成が、そのまま鈴木春信や司馬江漢の春画に借用されている例が報告されている。^①そこで本論も、そうした研究史の流れを受けて、春画に借用表現が用いられた理由に迫ってみたい。ただ本論では、従来の研究ではあまり触れられてこなかった〈春画〉と〈草子本の挿絵〉の関係に着目し、この問題に対して春画表現の外側から積極的なアプローチを試みる。

なかでもとくに重要なのが、明代末の中国版本の挿絵や、浮世草子の挿絵からの春画への借用の検証である。江戸時代の春画を考える場合、こうした同時代の文芸書誌の挿絵との関連性は避けて通ることができない。現に浮世絵に関する研究では、浮世絵が庶民的な草子本の挿絵と密接なつながりを持つていたことが指摘されており、これらの挿絵を取り扱うことが重要視されている。^②ならば、同じような視座が春画とのあいだにも必要ではないだろうか。むしろ春画を数多く手がけた西川祐信や鈴木春信は、同時に浮世草子や教訓絵本の挿絵も積極的に描いている。またこうした浮世絵師たちは、若き修業時代に草子本の挿絵を多く手がけることで自らの絵筆を鍛

えた。

そこで本論では、まず〈春画〉と〈草子本の挿絵〉の類似画を拾い上げていき、双方の図柄を比較検討することで互いの表現の借用関係を捉えていきたい。また、こうした比較を試みるにあたって、春画に描かれたちよつとした図像にまで目を配り、むしろ草子本の挿絵との類似性は、性表現の背後に描かれた図像からより多く見出し、いくことにする。なぜなら、浮世絵春画——木版刷物の春画・版本挿絵を含む春画——は、性交図はもちろんのこと、その背景にも多彩な趣向や見立てがモザイクのようにはめ込まれており、こうした部分に草子本の挿絵に描かれた図柄や画題が積極的に描かれていったからである。

ところで、絵画の類似性を考える場合、つねに鑑賞者による認識の食い違いに注意しなければならない。なぜなら、その絵がほかの絵と似ているか、否かの判断は、その絵を鑑賞する人の立場や考え方によっていかようにも変わるからである。これまでの研究でも、絵画における視覚的比較はその絵に対する個々の印象によってさまざまに異なることが論じられている。^③したがって、そこに普遍的な共通理解を見出すのは難しい。そのため、絵画の類似性を考える場合、たんに図柄の類似性を指摘するだけでなく、図柄以外にも相互に何かしらの影響関係があることを把握しなければならない。しかもこうした検証が、論者による優劣の判断や、社会通念の基準に乗

せられると、そのような価値判断を実証するツールとして利用されることになる。そのうえ、その過程で獨創性への信仰が顔を出せば、類似した図柄の原典探しに終始し、オリジナルと思われる絵を描いた絵師や作品に特別な価値を付与することで終わってしまう。

こうした結果に陥らないためにも、本論では図柄の類似性のみに注視するのではなく、江戸の挿絵文化と春画文化という大きな枠組みのなかで、類似した図柄を双方の文化的接合点と考え、それらを管見の限り拾い上げていった。こうした方法をとることで、江戸の挿絵文化と春画文化の近似性を指摘するとともに、なぜ春画に借用表現が用いられたのか、図柄の模倣を必要とした浮世絵春画の文化的文脈を捉えたい。

一 浮世絵春画の借用表現について

春画に描かれた模倣とは

まずはじめに、浮世絵春画ではどのように借用表現が用いられたのか、その実例と要因について探ってみたい。

そもそも江戸時代の絵画表現においては、「模倣」や「剽窃」は普段われわれが使うような否定的な意味を含んではいなかった。江戸時代には多くの模倣的絵画が描かれてきたが、それらは先人の作風を自らの作品のなかに写し取るといふ意味では「模倣」であるが、同時にそれは、模倣した絵に自らアレンジを加えることで先人の作

風とは似て非なる新たな表現を生み出していく創造の場でもあった。このことについて、絵画史研究の小林忠氏は次のように記す。

本歌取りと通ずるように、尊ぶべき古典絵画を範例として高く掲げ、それにいくばくかの個人的な表現を付加して新たな作品とすることは、むしろ前近代の日本に（ないしは中国、朝鮮を含めた東洋に）通例の「創作」の在り様であった。⁴⁾

江戸時代以前の日本文化においては、むしろこうした制作態度のほうが一般的であり、和歌における本歌取りや、俳諧における見立て、歌舞伎における趣向など、先達の作品に描かれた文章や様式を自らの作品に写し取ること、その気韻や趣までも世代を越えて受け継いできたのである。

もちろん、こうした制作態度は浮世絵春画にも見られる。たとえば、春画に描かれた〈猫の交尾の図〉に注目してみれば、つぎのような類似表現が考えられる。たとえば、吉田半兵衛（二代）の春本『好色極秘伝』（元禄十三年 一七〇〇）の「牛若、上るり御前」や西川祐信の春本『新色 閨の鳥貝』（正徳五年 一七一五）に〈猫の交尾の図〉が描かれている。そのほか奥村政信の春本『貝合蛤源氏歌仙貝』（寛延二年 一七四九）の「都貝」の画図にも〈猫の交尾〉が描かれている（図1）。ちなみに、政信の春本は江戸時代に流行



図1 奥村政信 春本『貝合蛤源氏歌仙貝』
 (『定本浮世絵春画名品集成 (11)』河出書房新社より転載)

した「豆男もの」の趣向を用いており、はまぐり大臣という男が夢のなかで頭に二枚貝をのせた豆男（小人）となり、さまざまな閨房を覗きみる趣向である。この場面では、若衆が若い女性に勢いよくしかける行為と、盛りづいた猫の交尾が重ねられて表現されている。また同じ「豆男もの」の趣向でいえば、鈴木春信の春画『風流艶色 真似えもん』（明和七年 一七七〇）の「第二図」にも〈猫の交尾〉が描かれている（図2）。この図柄は先行する政信画（図1）と非常によく似ているため、おそらく春信はこの画を描くにあたって

先例の政信の春本を参考にしたと考えられる。またここで春信は、政信の春本（『貝合蛤源氏歌仙貝』）から「豆男もの」の〈趣向〉を借用すると共に、その〈図柄〉においても同春本の様式を真似る遊びを試みたといえよう。なお、この二年後に、司馬江漢が春本『床すゞ免』（安永元年 一七七二）のなかで〈猫の交尾〉を描いており（図3）、こちらは春信画（図2）の様式をそっくりそのまま模倣している。さらにこの後、江戸時代も末期になると、歌川国貞が春画『吾妻源氏』（天保八年 一八三七）の冒頭図で〈猫の交尾〉を描いている（図4）。

このように〈猫の交尾の図〉ひとつとってみても、浮世絵春画のなかには先行作品の図柄や画題を写し取った借用表現がくり返し描かれている。

ならば、この〈猫の交尾の図〉を考案したのは吉田半兵衛（二代）や奥村政信かと言えば、そう話は簡単ではない。一步、春画文化の外に踏み出してみれば、すでに中国明代の画本『八種画譜』（古今画譜）のなかに同じような動物交尾の図が描かれている（図5）。『八種画譜』は江戸時代初期（十七世紀）に中国から輸入され、日本では寛文十二年（一六七二）に京都と江戸で覆刻が出版されている。その後この本は、和刻本も出版され、中国からもたらされた本格的な画本の嚆矢として、江戸時代の絵師たちに多大な影響を与えたこととはよく知られている。そのため、日本の浮世絵師が春画を描く際

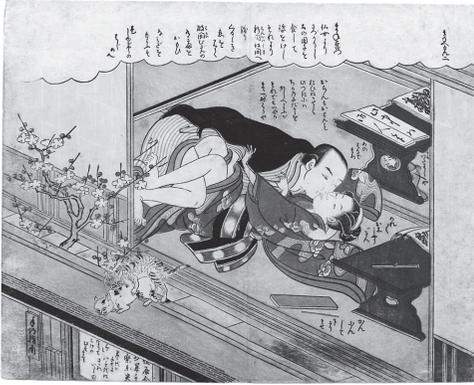


図2 鈴木春信 春画『風流艶色真似ゑもん』〔第二図〕

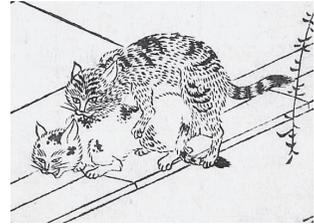


図3 司馬江漢 春本『床すゝ免』



図4 歌川国貞 春本『吾妻源氏』



図5 『八種画譜』『古今画譜』(名古屋市進左文庫蔵)

に『八種画譜』の図柄に倣ったと考えることもできる。これについて、たとえば先の国貞画（図4）に注目してみるならば、そもそもこの画は『源氏物語』（若菜上）の「御簾の端から唐猫が逃げ出した隙に、柏木が女三の宮を見る場面」の趣向を描いているが、その図柄は『八種画譜』に描かれた若い男女が桐木の下で屏風の陰から動物の交尾を眺める場面とよく似ている。江戸後期においても、『八種画譜』は作画の際の重要な手本としてひろく用いられたために、歌川国貞がこの画を描く際に、こうした手本を利用したと考えることもできよう。

ただしここで重要なのは、そうした構図や様式の類似性よりも、むしろ画中の点景に動物の交尾を描いたという趣向の類似性である。中国の草子文化と日本の春画文化の接点はこうした趣向や画題の類似性に多く見出すことができ——次節参照——、これらの事例は浮世絵春画が中国明代の出版物に影響を受けていたことを示唆している。

それではつぎに、浮世絵師が春画を描く際に、先例の絵を真似ることについてどのように考えていたのか検証してみたい。

まずここで注目したいのは、浮世絵師が先例の絵を意図的に（模倣）したことが述べられた春画の序文である。江戸後期に描かれた春川五七の春画『会本手事之発名』（文化二年 一八〇五）の序文（附言）には、次のように記されている。

予従来美人画を好きて、古今の写意を訂るに、往古は云はず、中頃我が京師に西川何がしと云者ありてエに造りたるが最よし。其後また京師に、露章と云へる画工あり 此人もつとも美人画の好手にして、江戸画工古人春潮と云へる者の筆意に效て、多く会本を造れるに、其風其情、至らざるはなく尽さざるなし、実に古今の名人と云べし。

ここで春川五七は、みずから浮世絵が好きで、古今の絵師の写しぶり——模写の系譜——を研究していると告白したあとで、西川何がし——おそらく西川祐信だろう——の絵が最も良いとしている。そしてその次の記述が重要であるが、京都に露章という絵師がいて、この人は美人画が上手で、江戸の勝川春潮の筆意を倣って多くの春画を描いたと記されている。ちなみに、この露章なる人物は喜多川歌麿のことであり、若き日の歌麿は勝川春潮の絵に倣って多くの春画を描いたようである。もちろん、ここでの「筆意に效て」とはたんに図柄の模写を意味するのではない。先達の図柄——手本——を多く写すことによってその筆法を学ぶ、（粉本主義）の考え方を示している。こうした考え方は、江戸時代以前からとくに狩野派や土佐派など上位絵師のあいだで、流派体制の維持を目的に制度化され、先達の作品を忠実に写す訓練がくり返し行われてきた。そして江戸期に入ると、こうした絵画の習練は町絵師のあいだでも広

く行われるようになる。たとえば淋派などは、流派を維持する目的ではなく、純粹に絵筆の鍛錬を行うために先達の作品を写し取り、結果としてその筆法を後世まで伝えてきた。こうした粉本主義は、江戸時代の絵画制作のもっとも基本的な考え方であり、町絵師などは古人の名画をみずから紙に写し取って秘蔵し、それを画本として用いたようである⁽⁷⁾。もちろん江戸時代の浮世絵師も、この考え方にもとづいて絵筆の鍛錬をおこなった。

そこで注目すべきは、粉本主義の重要性を説いた画論のなかに、草子本の挿絵を写し取ることが記されている点である。江戸後期の菊池容齋による『容齋畫意』（天保十一年 一八四〇）には、次のような記述がみられる。

天下の畫を論ずるものは畫風の卑とて棄べからず、草紙物語もの、畫を寫す才あるものにあらざればこれをなしがたし。この流たえて粉本を用ゐず、世間流行の新様を寫さん事を意ひて古の風を學ばず、たま／＼古のさまを畫くとも又さらに古書によらず、當時の風はさも有けんと思はる、様に巧意に作畫す。其意匠中に粉本に黏着して古畫をぬすむものにくらぶればはるかに勝れりといふべし。しかれども又畫風いかにも卑俗にして床に懸がたく、筆ちびて走らず大畫を作がたし、故に粉本の徒いやしめて町畫とす⁽⁸⁾。

ここで重要なのは冒頭の部分である。菊池容齋は、画の道を論ずるものはごく身近な画までも疎かにしてはいけなうとしたうえで、草紙物語の画を写すことができなければ絵の道究めることができなうと説く。また次の文章では、昨今の絵師はこうした流れも絶えて画本を用いず、世間に流行する図柄ばかりを写し、古い絵から学ぼうとはしないとしている。この記述から、江戸時代では草子本の挿絵を写すことで絵を学び、こうした最も身近な画のなかに絵の本質が隠されているという認識を垣間見ることが出来る。またこの記述の後半で菊池容齋は、流行り絵ばかりを写して古画を学ばない者は粉本主義にこだわり古い絵ばかりを真似る者よりは認められるが、結果的に卑俗な絵しか描けず、粉本主義を軽んじる町絵のスタイルであると説く。ここでの「町畫」とは浮世絵などを示すかと思うが、近年——江戸後期——の町絵の作画スタイルは、手本を古い名画に求めるのではなく、当世流行の新しい絵に求めるとして、容齋はこうした方法を批判している。とはいえ、どちらにしても先達の画から学ぶという点において変わりはなく、この記述から浮世絵にも粉本主義の考え方が用いられていたことがわかる。

もちろん、浮世絵春画も容齋のいう町絵に近い。ならばこうした粉本主義の考え方が春画のなかにも根付いており、ときには草子本の挿絵を手本としながら、新たな作品を作り上げていったと推測することもできよう。

一方、もうひとつ別の角度から、浮世絵春画に借用表現が用いられた理由を考えることができる。それは模倣の「趣向」化である。

江戸時代において、模倣の「趣向」化はおもに文芸文化のなかで用いられた表現である。これについては、近世文学研究の中嶋隆氏が浮世草子の表現が確立していく時期を追いつつ、次のように記している。

先行作品からの構想や方法の影響を模倣と考えるなら、模倣抜きでは日本文学の古典は成立しない。ただ、この時期の「模倣・剽窃」が注目されるのは、模倣が「趣向」化し、小説の技法として定着したこと、西鶴やその影響を受けた文章の剽窃が繰り返されることによって、浮世草子の文体が確立した点にある。⁽⁹⁾

たとえば、井原西鶴の文章や構想を大胆に借用した江島其磧の浮世草子などでは、たんに先行作品の文章や構想をそのまま写し取るのではなく、いろいろな作品の場面や挿話を〈要素〉として抜き出し、それを複雑に組み合わせることで新たなプロットを作り出した。その意味では、其磧は西鶴作品の〈模倣〉を行ったのではなく、西鶴作品の〈変奏〉を作り上げたといえるべきだろう。そしてここで忘れてはならないのが、そうした〈変奏〉の作品をつくと

きは、先行作品のどこからその要素を抜き出してきたのか、誰にもわかるようにしなければならぬ。そうすることで読者は、同じ文章や場面を、以前、自分も他の作品で目にしたことを思い出し、作者が意図的に仕掛けた模倣の手の内を読み解く楽しさを味わうことができる。このような作者と読者をめぐる模倣のやり取りのなかで、しだいに模倣そのものが「趣向」化していき、その結果、先行作品を真似ること自体が新たな表現——変奏表現——を生み出す重要な要因となった。

そのうえ、こうした模倣の「趣向」化はなにも文芸文化の手法だけに留まらなかった。中嶋氏は先の論考で、こうした模倣の「趣向」化は、小説間だけの現象ではなく、演劇と小説の間でも頻繁に行われたと説く。同氏によれば、元禄期から宝永期頃にかけて絵入狂言本、役者評判記、浄瑠璃本などの演劇書が盛んに刊行されたが、そのときに浮世草子がそれら演劇書に描かれた挿話や挿絵を趣向として取り込み始めたとする⁽¹⁰⁾。もちろん浮世草子の作者は、読み手に先行する演劇書のどの部分に倣ったのか、それとなくわかるような表現をおこなった。その結果、さまざまな演劇要素が浮世草子のなかでも表現されることになり、こうした模倣のやり取りを通じて、演劇文化と文芸文化の交流が行われていった。

もちろん浮世絵春画も、この模倣の「趣向」化という表現方法を積極的に用いた。その最もわかりやすい例が、北尾重政の初作春本

『笑本開謔僊』（明和七年 一七七〇）の序文に記されている。なお、この序文を記したのは小松屋百亀であり、文中に登場する「画工」とは北尾重政のことであろう。

翁の圖し置れし六、貝の繪本を当世染色の姿にうつしたるは画工何がしの作意なり。さる人は是を乞ふて予に哥注を求む。貝ありて哥あり。哥有て後絵に写し。注をなしたるものなるを作者の意もしらでみだりに哥を附。解をなさんこと覚束なれば。固くいなむといへども不許。しつかいはやつかいかいと思へど。頼みがいなしといわれんも云がいなく。めつほうかに筆にまかせかいつけてやりぬ。画工の心にたがいたる事あらば。かいたるかもあるまじけれども。翁の貝歌仙にならべて見ば。又一興のかいもなきにはあらじ。

ここで記す「翁の圖し置れし六、貝の繪本」とは、西川祐信の絵本『絵本貝歌仙』（延享五年 一七四八）のことである。この絵本を当世の色事の姿に写しかえるのは絵師の北尾重政の発想であるとして、重政はそこに附ける歌を小松屋百亀にお願いした。このとき小松屋百亀は五十歳で、重政は三十一歳である。重政も初作の春本を出すということで多少の気負いもあったであろう、この序文から、祐信画に詳しい百亀先生に歌を付けてもらおうと、無理やり頼み込

んだようすが伝わってくる。小松屋百亀にとっては、このときの重政などは若手絵師のひとりに過ぎないが、「本来、色事があつて歌ができ、歌が詠まれて絵ができる。作者の意図に反して、むやみに歌を付けたら、勝手な解釈はするな」と釘をさしながらも、その役割を引き受ける。こうした序文から、当時の春画界を代表するふたりの画人の、度量の広さや、熱い息づかいが伝わってくる。そして注目すべきは、「翁の貝歌仙にならべて見ば 又一興のかいもなきにはあらじ」の一文である。この序文の冒頭で、祐信の絵本を春画仕立てに変えたのは重政の作意と記しているが、ここで小松屋百亀は、祐信の『絵本貝歌仙』と重政の『笑本開謔僊』を並べ見て、若き絵師が仕掛けた模倣の手の内——作意——を、一興として楽しんでる。こんにちの感覚からすれば、若手絵師が自ら信望する絵師の名画を勝手に春画調に仕立て直したら、それこそその絵師を怒鳴りつけるだろう。ところが、江戸時代の人びとはそうではなかった。むしろそうした〈表の作品〉と〈裏の作品〉を並べて、その表現の変奏を見比べることに興を見出したのである。

おそらく浮世絵春画には、こうした変奏の興を見出す楽しみ方があったと考えられるが、このような表現を演出するために、模倣の「趣向」化が実にさまざまなところに仕掛けられたといえよう。

そのほか、浮世絵春画に借用表現が用いられた理由として、出版元が絵師に当世流行の図柄や模様を描くことを求める場合が考えら

れる。とくに江戸時代は、営利目的の本屋が、売れ筋の本を察知して、それに倣った本を絵師や作者に依頼することが多かった。もちろん浮世絵春画もそうした出版ビジネスを前提とした版元の意向のなかで描かれてきた。こうした本屋と絵師の趣向をめぐるやり取りについては、勝川春章の春本『会本腎強喜』（寛政元年 一七八九）の序文（春章筆）に記されている。

腎強喜序

夫見逸無艸早急の一番とは。九、の陽数一に帰るの謂なり。

されバ女悦天作の怡は。よろこびたのしむの文字にて。

四ツ目屋が秘方。割合せの尊きを天作とハ云なるべし。一日例の。好開の書林来りて。開閉加意利得の図を。一本かきくれよ

とせがむ。もとより予が発産なれば。いなます。胸算用して。

廿七ケの法を摸して与ふ。それを梓に彫て。会本腎強喜と云て。

かはつるミ手持の小商人等か一助ともならむものから。禿筆を

おやして。其端にかいつけぬ

まず「腎強喜」というタイトルは、当時の巷間に流布していた算術書『塵劫記』（寛永四年 一六二七）をもじったものである。また文中の「見逸無艸早急の一番」や「女悦天作の怡」とは、算盤の計算法の「見一 無頭作九一」や「二一 天作ノ五」を言い換えたも

のである。しかもこの序文によれば、ある日、本屋が春章のところに来て、「開閉加意利得の図」を描いてほしいと頼み込んできたとある。「開閉加意利得の図」とは、平方根を求める「開平法」と立方根を求める「開立法」の計算法を春画調に仕立て直した図という意味である。ようするに本屋は、算術の計算法を趣向にした春画を描いてほしいと依頼してきた。これにたいして春章は、そもそもこの案は自分が考えついたものだから無理に断ることもできず、二十七の計算法に倣って春画を描き、本屋に与えたとしている。文中の「割合せの尊きを天作とハ云なるべし」とは、〈表の算術書〉と〈裏の春画本〉を引き合わせた作品という意味であり、そうした表裏の表現を描いたものを優品としている。

またこうした記述から、新しい発案を察知した本屋が、営利目的のためにすぐさま絵師に依頼するようすが伝わってくる。当時の春画・艶本がどのくらいの値段で売っていたかはつきりわからないが、江戸後期になると、こうした本は唐本の二倍から三倍の利益を上げたようである⁽¹⁾。ならば当然、営利目的の本屋は、さまざまな出版規制がかろうとも、多くの利益をもたらす春本の出版を取りやめるはずがない。むしろ本屋のほうが、世に流布する本を察知して、それに倣った春本を絵師や作者に依頼するように努めたにちがいない。現に勝川春章は、他のいくつかの春画の序文で、本屋が絵師に新たな執筆をせがむようすを記している。また溪斎英泉も本屋の強

い要望でかつて自ら描いた春画をそのまま再版せざるを得なくなつた状況を嘆いている⁽¹²⁾。

こうした記述から、当時は出版元が春画制作にかなり関与していたことがわかる。そうしたなかで、本屋が売れ筋の本をつくるために、絵師に当世流行の諸本を模した春画を依頼することがあったにちがいない。

以上まとめると、〈粉本主義の伝統〉、〈模倣の「趣向」化〉、〈出版元の依頼〉の三点が、浮世絵春画に借用表現が用いられた理由と考えられる。ほかにも理由があるかもしれないが、この三点が時世の流行のなかで複雑に絡み合いながら浮世絵春画に借用表現を描かせたといえよう。

もともと、先述のくり返しになるが、ひと口に「模倣」や「借用」といっても、それは先行作品をそっくりそのまま写し取ることでない。北斎が春画『絵本つひの雛形』の序文で、

其投節の古に、彼菱川が十二番を写してより、ながれは絶えず、
してしかも原の画風にあらず、⁽¹³⁾

と記しているように、浮世絵春画は先達の作品に倣うことで、その流れを受け継いできた。しかもその流れとは、先達の図柄をそのまま模写するのではなく、そこに自らのアレンジを加えることで、

つねに新たな表現を創り出していくことであつた。

中国春宮画と浮世絵春画

ところで、浮世絵春画の借用表現を考える場合、中国の性愛画である春宮画との影響関係は避けて通ることができない。この点に關しては、すでに先行研究で触れられており、とくに菱川師宣をはじめとした初期春画（摺物）の成立に、中国明代の春宮画（版本）が深く関わっていたことが指摘されている⁽¹⁴⁾。

実際、浮世絵春画のなかには、中国春宮画の図柄や画題を模倣した表現がいくつも描かれている。たとえば、中国明代の代表的な美人画家仇英が描いた画題が日本の春画にもいくつか描かれている。

仇英は日本の絵師のあいだでも非常に評判が高く、浮世絵の世界では鈴木春信や司馬江漢などがその様式や彩色を取り入れている⁽¹⁵⁾。またこの画家は、春宮画絵師としても有名であり、明代に多くの性愛画を描いた⁽¹⁶⁾。そのなかのひとつに春宮画『本の虫になつてはならぬ』

（明代）〔図6〕という作品があり、そこで仇英は〈女性が本を読む男性を目隠しする場面〉を描いている。一方、これと似たような表現が吉田半兵衛の春本『うるほひ草』（延宝八年 一六八〇）の「琴は合点いづれのを」とよりひめはじめ〔図7〕に見られ、この画では〈裸体の男性が琴を弾く女性を目隠しする場面〉が描かれている。双方の画題を比較して、おそらく吉田半兵衛画（『うるほひ草』）は

仇英画（『本の虫になつてはならぬ』）に倣つて描かれたと思われ、画中の「いづれのをとよりひめはじめ」の歌から、琴に夢中になる女性に「琴の虫になつてはならない」という意味を読み取ることができる。

そしてさらに、こうした目隠しする性愛画は、ふたたび西川祐信の春本『風流色貝合』（宝永八年 一七一〇）〔図8〕に描かれる。

このように図柄の類似性を追っていくならば、男女が目隠しをする性愛画は時代や大陸を越えてひろく伝播していったようすを知ることができる。

またこうした例はほかにもいくつか存在する。たとえば、中国春宮画には「馬上の性交図」が頻繁に描かれているが、日本では同じ画題の春画が作者不詳の春本『枕屏風』（寛文九年 一六六九）、菱川師宣の春本『恋のむつごと四十八手』（延宝七年 一六七九）、鈴木春信の春画『風流艶色真似多もん』に描かれている。

それではなぜ、中国春宮画の図柄や画題が浮世絵春画へ流入したのであるか。その要因について考えてみたい。

まず時代背景に注目してみれば、中国史上、春宮画が最も発展したのは明代末期（十七世紀初め）である。同時期の日本では、まだ春画（版本）制作が本格的にスタートしておらず、巷間の浮世絵師が春画をつくり始めようとしていた時期にあたる。つまり、中国の春宮画の最盛期が、日本の春画版本の黎明期と重なる。



図6 仇英 春宮画『本の虫になつてはならぬ』（劉達臨 鈴木博訳『中国性愛博物館』原書房より転載）



図7 吉田半兵衛 春本『うるほひ草』（リチャード・レイン編集『元禄のエロス』画文堂より転載）

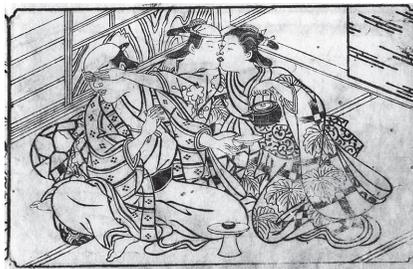


図8 西川祐信 春本『風流色貝合』

またこの頃の日本は、中国との交易を盛んに行っていた。とくに明末の政治情勢により清朝に抵抗していた鄭成功の一族が、台湾を拠点に日本との交易を利用して清朝に対抗する資金づくりをしていた。そのため、正保期から延宝期（二六四四—一六八〇）にかけての約三十年間は、鄭一族が派遣する交易船が長崎を中心に数多く入港した。その後、清朝が鄭一族の商船を取り締まる法令を出したために、一時、日本への唐船の来航が減少したが、清朝が鄭一族を滅ぼした康熙二十二年（天和三年）以降、ふたたび唐船の来航が飛躍的に増えはじめた。そして、元禄期には一年間に約一万人の中国人が日本へ来たと言われている。そうした唐船の積荷のなかに大量の書籍が積まれており、たとえば正徳元年の南京船には、生糸や織物など共に一千一百冊以上の書物が積まれていた。¹⁷ 書籍を積んだ唐船は、おもに南京船と寧波船に限られていたが、当然、そうした交易品のなかに春宮画版本が紛れ込んでいたとしてもおかしくはない。

なお、こうして日本にもたらされた唐本の多くは、江戸や上方の本屋を通じて和文に翻訳され、出版された。ただその際に、『列女傳』や『女四書』などの中国教訓書などは、漢文を和文に改めるものの、挿絵は中国版本の画図をそのまま引き写し出版している。¹⁸ こうした例は中国春宮画と日本の春画のあいだでも見られ、たとえば、春宮画版本『風流絶暢図』（一六〇六年頃）が、天明期（一六八一—一八四）に菱川師宣によって和刻されているが、その際に漢文を

和文に改めているものの、挿絵の性愛画に関しては中国版本の画図をそのまま利用している。つまり師宣は、当時の唐本を和刻する慣習にしたがって他の中国教訓書と同じ方法で文面の翻刻だけ行い、挿絵に関してはそのまま転写したにすぎない。

また江戸時代においては、中国大陸との交易により明代の唐本画譜が多く日本にもたらされ、それらを手本にして絵画制作がおこなわれていった。これについて溪斎英泉が『無名翁随筆』（天保四年 一八三三）のなかで、次のように記している。

画法は和漢諸書に委しく出たれば、会得すべし、佩文齋画譜、芥子園画伝は、其論たりしといへども、見て益多く、古き来船の本は、人物の部一帙なく、新渡の華本は全部す、又、翻刻の本もあり、倭画を学ぶにも、漢画の規則はすつべからず¹⁹

この文面に従うならば、江戸時代では、日本画を学ぶにも中国画の法則をしっかり習得しなければならず、その際に舶来の唐本画譜が積極的に用いられたことがわかる。

こうした状況を踏まえるならば、当然、春画を制作する際に、中国渡来の春宮画が手本として用いられたとしてもおかしくはない。その例のひとつに、西川祐信の春画『艶色玉簾』（享保四年 一七一九）の「蛭狩り」の図柄が上げられる〔図9〕。この画には（柳の

木にもたれながら性交する男女」が描かれているが、これと同じような図柄が中国春宮画『花宮錦陣』『風中柳』（明代末期 十七世紀初め）に描かれている（図10）。双方の図柄を比較してみると、共に柳の木が描かれており、足を抱えながらの性交体位も非常によく似ている。一方、双方の違いといえば、西川祐信の図柄では男女の顔が互いに同じ方向を向いているのに対して、『花宮錦陣』の図柄では男女の顔が互いに向き合っている。後年、西川祐信は『絵本倭比事』（寛保二年 一七四二）の「画法彩色法」のなかで、唐絵のみを手本とし大和絵を軽んじる画壇の風潮を批判しているが、そのなかで粉本主義の重要性を説いている。若き日の祐信は狩野永納のところで絵を習っており、そのときに狩野派の流儀である粉本主義にもとづいて唐本画譜などから画法を学んだにちがいない。ならば当然、春画を描くにあたって、中国春宮画の図柄をくり返し模写すること、その筆法を確立していったといえよう。また見方を変えらるならば、こうした絵筆の鍛錬を通じて、浮世絵春画のなかに中国春宮画の図柄が描かれたといえる。

ところで、もうひとつ別の角度から、舶来の唐本と浮世絵春画をつなぐ理由を考えてみたい。それは「漢文戯作」の流行である。「漢文戯作」とは、既存の漢籍や漢詩を滑稽表現に翻案した文芸作品であり、その舞台を（仙界の詩情世界）から（遊里などの現実世界）へ移したものが多。たとえば、中国の好色小説『遊仙窟』をもじっ



図9 西川祐信 春本『艶色玉簾』



図10 春宮画『花宮錦陣』『風中柳』

た『瓢金窟』（延享四年 一七四七）や、中国の本草書『本草備用』をもじった『本草妓要』（宝暦四年 一七五四）や、中国の漢詩集『唐詩選』をもじった『唐詩笑』（宝暦三年 一七五三）などがある。これらの作品は、江戸中期頃からおもに上方で出版され、知識人の教養や矜持が諧謔精神と結びついたところで成立した。上方における漢文戯作の発展は、中国文学の日本への流入の一種独特の変奏現象として注目すべきであり、もちろん浮世絵春画にも同様の傾向が見られる。たとえば、舶来の唐本を下敷きにした春画としては、中国の漢詩集『唐詩選』をもじった小松屋百亀『房事選』（宝暦十二年 一七六二）、中国の漢文『赤壁賦』をもじった北尾雪坑斎『赤尻賦』（明和八年 一七七二）、中国の怪談集『剪燈新話』をもじった歌川国貞『泉湯新話』（文政十年 一八二七）などがある。

たとえば、小松屋百亀の春本『房事選』では、序文は『唐詩選』の漢文体の序文型式をそのまま借用している。またそれに続く目次でも、唐本の目次型式に倣い、全七巻で総勢二八人の総数四六五の詩数（数字）が記載されている。しかしこれは、漢詩文集の体裁を借りた遊びに過ぎず、実際は漢詩文とは無縁の一冊の春本に過ぎない。

こうした唐本を下敷きにした春画はいくつか存在し、なかにはタイトルだけでもじった春画もあるが、その表現スタイルは、中国文化の受容を前提とし、読み手の教養や矜持が「笑ひ」と結びついた

ところに成立する戯作の方法に近い。こうした春画がつけられた背景には、上方を中心とした「漢文戯作」の出版流行が深く関わっていたにちがいない⁽²¹⁾。

なお、舶来の唐本と浮世絵春画の関係性を考える場合、忘れてはならないのが、中国明代の小説『金瓶梅』の挿絵と春画との類似性である。とくに浮世絵春画のなかには『金瓶梅』の挿絵をそっくりそのまま写し取った図柄も見られ、双方の繋がりは思いのほか深いと考えられる。

実際、『金瓶梅』がつけられたのは、十六世紀末の明代、萬曆年間（一五七三—一六二〇）の中頃とされている。当初、この長編小説は二十年間ほど写本のかたちで伝わっていたが、萬曆四十五年（一六一七）に版本型式の『新刻金瓶梅詞話』が刊行され、本格的に世に知られることになる。ただ、この『新刻金瓶梅詞話』はテキストのみで挿絵がなく、『金瓶梅』に挿絵が加わるのは、さらに後年の崇禎年間（一六二八—一六四三）に刊行された『新刻繡像金瓶梅』からである。この崇禎本『金瓶梅』は、本来無図であった萬曆本『金瓶梅詞話』のテキストに挿絵を加えたもので、五人の刻工により総数二百画図が描かれている。先行研究によれば、これら五名の刻工はすべて「徽派」に属する人びとであり、明末に活躍した名工とされている⁽²²⁾。また同研究によれば『新刻繡像金瓶梅』は、蘇州を中心とした明末の都市文化のなかで作られた可能性を示唆しており、さ

きほどの唐船の日本への交易ルートと照らし合わせるならば、蘇州でつくられた版本が南京や寧波の港で船に積まれ、そのまま日本へ渡ったと考えられなくはない。

それでは実際、浮世絵春画のなかで『新刻繡像金瓶梅』の挿絵に做ったと思われる図柄について見ていくことにしたい。

まずはじめに、『新刻繡像金瓶梅』の第七十四回の挿絵に、ヒロインの潘金蓮がその体を白い蛇のようにくねらせて、相手役の西門慶の急所を押さえる場面が描かれている〔図11〕。一方、西川祐信の春本『優競花の姿絵』（享保十八年 一七三三）のなかにも、この挿絵と同じ体位が描かれており、祐信画では女性が体をくねらせて男性の性器に口を添えている〔図12〕。双方の体位描写は非常によく似ており、その類似性から西川祐信がこの春画を描くにあたって『新刻繡像金瓶梅』の挿絵を参考にしたことが示唆できる。

また『新刻繡像金瓶梅』の第六十一回の挿絵には、西門慶が女性性器に香を焚く場面が描かれているが〔図13〕、これと同じ図柄が、歌川豊國の春本『逢夜馬之声』（文政五年 一八二二）のなかにも描かれている〔図14〕。豊國画では、女性器に香を焚くのではなく、女性器に刺青をほどこす場面を描いているが、その図柄は崇禎本『金瓶梅』の挿絵と酷似している。

一方、浮世絵春画には、図柄の様式面からだけではなく、画題の点においても『新刻繡像金瓶梅』の挿絵に做った画が描かれている。

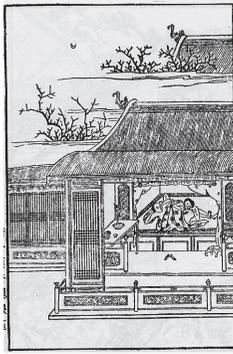


図11 『新刻繡像金瓶梅』〔第七十四回〕



図12 西川祐信 春本『優競花の姿絵』



図13 『新刻繡像金瓶梅』〔第六十一回〕



図14 歌川豊國 春本『逢夜馬之声』

たとえば、『新刻繡像金瓶梅』の第五十一回の挿絵には、白獅子という飼猫が牙を立てて金蓮と西門慶の性交を邪魔する場面が描かれている(図15)。こうした動物が男女の性交を邪魔する場面は浮世絵春画にもいくつも描かれており、たとえば北尾重政の春本『笑本春の曙』(安永元年 一七七二)には、性交中の男が犬を石で追い払う場面が描かれている(図16)。

そのほか、『新刻繡像金瓶梅』の第八十二回の挿絵には(図17)、ふたりの女性とひとりの男性が開放的なベランダで性戯にふける場面が描かれているが、これと同じパターンの性交図が古山師重『欠題組物』(貞享三年 一六八六)のなかに描かれている(図18)。

このほかいくつか細かな点で『新刻繡像金瓶梅』の挿絵と浮世絵春画をつなぐ類似表現がみられるが、こうした双方の繋がりを踏まえるならば、浮世絵春画が部分的ではあれ、その制作にあたって明代の『金瓶梅』の挿絵を参考にしていたと考えることもできよう。

なお、『新刻繡像金瓶梅』の挿絵は、浮世絵春画だけでなく、同時代の春宮画版本にも影響を与えていた。たとえば、春宮画『花宮錦陣』の全二十四画図のうち、いくつかの図柄が『新刻繡像金瓶梅』の挿絵と酷似している。その例を上げれば、『花宮錦陣』の「如夢令」の画図は(図19)、『新刻繡像金瓶梅』の第九十七回の挿絵に描かれた男女の性交図(図20)とほとんど同じであり、金瓶梅の挿絵をそのままズームアップしたような印象を受ける。ほかにも、『花宮錦

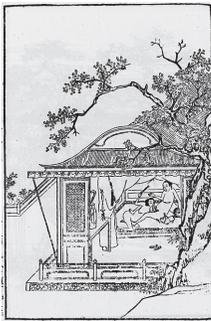


図15 『新刻繡像金瓶梅』[第五十一回]



図17 『新刻繡像金瓶梅』[第八十二回]

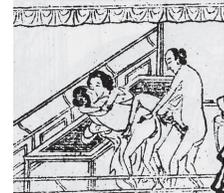


図16 北尾重政 春本『笑本春の曙』



図18 古山師重 春画『欠題組物』(白倉敬彦『恋のむつごと四十八手』平凡社より転載)

陣』の「翰林風」の性交図〔図21〕は『新刻繡像金瓶梅』の第三十四回の挿絵〔図22〕に描かれた図柄とほとんど同じであり、また『花宮錦陣』の「後庭宴」の性交図も『新刻繡像金瓶梅』の第九十三回の挿絵に描かれた図柄に似ている。

なお、春宮画『花宮錦陣』に関しては、作者や刊年について不明な点が多く、この春宮画がいつ作られたのか、ほとんど何もわかっていない。そのため、『花宮錦陣』の画図が『新刻繡像金瓶梅』の挿絵から直接影響を受けたとは断定できないが、双方の図柄の類似性から少なくとも両者のあいだには何かしらの共通性があり、互いに同じ文化土壌で成立したと考えることは可能であろう。

このように浮世絵春画のなかには、いくつかの点で中国春宮画と同じ図柄が描かれている。とくに江戸中期までの春画に、中国春宮画と同じような表現が多く見られる。こうした春画が数多く描かれた時期は、同時に中国大陸との交易も盛んに行われていた。そのことを踏まえると、唐船によってもたらされた中国春宮画が日本の春画に何かしらの影響を与えたことは間違いないであろう。また双方の類似画を辿っていけば、日本の春画版本の制作が大陸での春宮画の盛行に感化されるかたちではじまったかのような印象さえ受ける。



図20 『新刻繡像金瓶梅』〔第九十七回〕

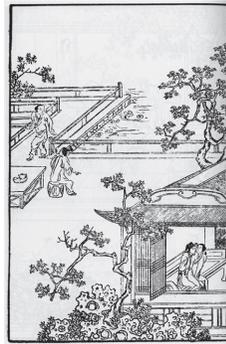


図21 『新刻繡像金瓶梅』〔第三十四回〕



図19 『花宮錦陣』〔如夢令〕



図22 『花宮錦陣』〔翰林風〕

師宣から祐信へ

江戸時代の文化を考える場合、おもに「上方」と「江戸」の二大文化圏に分けて考えられることが多い。そのうえ、江戸幕府が開かれてから数十年間は、最新の学問や芸能の発信地は「上方」にあつたといわれてきた。また、その後多くの人びとが「江戸」へ下ることによって、しだいに文化の中心は「江戸」へと移り変わっていったとされている。こうした文化の東漸は、江戸時代の文化的特色としてよく知られているが、浮世絵春画に限っていえば、そう単純ではない。むしろ、浮世絵春画の場合、新たな画題や様式の発信は「江戸」の方が「上方」よりも先んじていた感がある。

たとえば、「江戸」の菱川師宣による春本『倭国美人あそび』（寛文十二年 一六七二）のなかに、宮中らしき建物と御所車を描いた画図が描かれているが（図23）、これと同じ背景の図柄が「上方」の西川祐信による春本『夫婦双乃岡』（正徳四年 一七一四）の「伊勢の大輔」（図24）に描かれている。ここで注目すべきは、師宣から祐信へ性交画の様式が模倣されているのではなく、むしろその構図や背景が写し取られている点である。

こうした例は他にもいくつも見られ、たとえば、菱川師宣の春本『和合同塵』（延宝六年 一六七八）には「夫の浮気現場を発見する女房」が描かれているが（図25）、これとまったく同じ画題が西川祐信の春本『和楽色納戸』（享保二年 一七二七）のなかに描かれて



図23 菱川師宣 春本『倭国美人あそび』

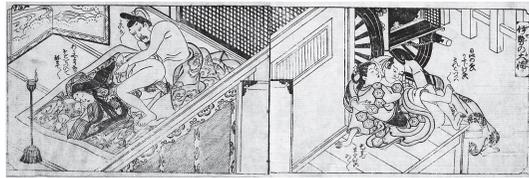


図24 西川祐信 春本『夫婦双乃岡』



図25 菱川師宣 春本『和合同塵』（『季刊浮世絵42号』画文堂より）



図26 西川祐信 春本『和楽色納戸』

いる〔図26〕。双方の図柄は、その配置は異なるものの、ともに裸の亭主が女房に謝っており、浮気相手の女性も袖口で顔を隠す仕種が描かれている。しかもこの図柄は、その後、鈴木春信によって春画『風流艶色真似ゑもん』の「第四図」に描かれ〔図27〕、こちらは祐信画の配置をそのまま写し取っている。ただ、主題という観点からみると、春信画には〈怒る女房が行灯を持っている〉ことから、師宣画（『和合同塵』）の〈怒る女房が蠟燭を持つ図柄〉から借用したと考えることもできる。

そのほか、たとえば菱川師宣の『和合同塵』には「裸体の盲人」が描かれているが〔図28〕、これと似たような図柄が西川祐信の春本『男色山路露』（享保十八年 一七三三）にも描かれており〔図29〕、さらに同様の図柄が鈴木春信の春画『風流艶色真似ゑもん』の「第十図」に描かれている〔図30〕。

よって、これらの類似画の系譜をまとめてみると、まず「江戸」の菱川師宣によって描かれた図柄が、「上方」の西川祐信に受け継がれ、その後さらに「江戸」の鈴木春信によって描かれている。こうしてみると、浮世絵春画に〈文化の東漸〉という見方を当てはめるのは難しく、むしろ浮世絵春画の文化的移行は、自動車のワイパーのごとく「上方」と「江戸」のあいだを行ったり来たりしている。

なお、こうした師宣から祐信への図柄の流れは、すでに江戸時代



図27 鈴木春信 春画『風流艶色真似ゑもん』



図28 菱川師宣 春本『和合同塵』



図29 西川祐信 春本『男色山路露』



図30 鈴木春信 春画『風流艶色真似ゑもん』

の春画の序文で指摘されている。北尾重政の春本『男根女門昼夜入話 笑本姫小松』（安永二年 一七七三）の序文には、次のように記されている。

あづまに名高きひし川の流れも、洛のにし川に一変し、近世政豊の二信も、かの流を汲て世に鳴れりとか。今此ぬしも艶画に名を得て当世の情をうごかし。

ここでは、「江戸」の菱川師宣の流れも「上方」の西川祐信にて一変し、近年の奥村政信や石川豊信のふたりも祐信の流れを汲んで「江戸」で人気を得ている、と記されている。また続けて、かく言う私（北尾重政）も春画によって人気を得て、人びとの色情を動かしてきた、と述べている。この序文にはふたつの重要な意味が込められている。ひとつは、「上方」の西川祐信の春画の流れも、もとをたどれば「江戸」の菱川師宣の流れにたどり着くという点である。もうひとつは、その流れが「上方」の西川祐信のところで一変したという点である。

前者において重要なことは、「上方」の西川祐信の春画のなかにも、「江戸」の菱川師宣が描いた図柄が用いられているという指摘である。近年、西川祐信の絵画研究が盛んとなり、江戸中期以降の浮世絵師たちが祐信の図柄を幾度となく借用した実態が報告されている

が、そこではそうした借用表現の原点を西川祐信に求め、この絵師に特別な価値を付与する主張も見られる。しかし、これまでも指摘してきたように、西川祐信の画図のなかには〈中国春宮画〉や〈師宣の図柄〉に倣った表現が多く描かれており、図柄の連鎖を遡るうえで、その流れが祐信に起因すると見てはならない。

またこの序文で重要なのは、〈西川祐信はどのようにその流れを一変させたのか〉という点である。

そこで以下、浮世絵春画における師宣画と祐信画の類似性に着目し、その差異を検討することによって、その流れがどのように変化したのかを捉えてみたい。

ではまず、菱川師宣の春画『恋のむつごと四十八手』のなかの「二女一男」と題した画図を取り上げたい。この作品にはさまざま性交体位が解説文付きで紹介されているが、そのなかに仰向けに寝た二人の裸の女性と、それに挑む裸の男性の図柄が描かれている〔図31〕。なお浮世絵春画では、ふたりの女性とひとりの男性という組み合わせはそれほど多くは描かれておらず、この画のようにふたりの女性がともに両足を上げている図柄はあまり見かけない。とはいえ、西川祐信の春本『和楽色納戸』には、構図は異なるものの、ふたりの女性が同じようなポーズをとる場面が描かれている〔図32〕。双方の画趣の類似から、おそらく祐信はこの絵を描くにあたって師宣の「二女一男」の図柄を参考にしたであろう。ただし、

ここで注目すべきは双方の図柄の違いである。その大きな違いは——厳密に言えば構図や様式も異なるが——、師宣画の男根には何も付いていないが、祐信画の男根には「手車」が付けられている点である。「手車」とは、こんにちで言うところのヨーヨーと同じものである。当時、中国から長崎経由で渡来した最新の玩具である。伴蒿蹊の『近世崎人伝』（天明八年 一七八八）によれば「享保の初め、京に手車てくるまといふものを賣る翁あり」と記されており、「手車」が享保期の初めに京都で売られていたことがわかる。この祐信画の「手車」の図柄は、歴史的にみても日本におけるヨーヨーの最も古い描写といえるかもしれないが、祐信は、京の町でにわか流行しつつある中国渡来の玩具をいち早く自らの春画に取り入れている。まさにこうした世俗の流行を春画のなかにいち早く取り入れる点に、師宣画から祐信画への変化を見ることができるといえる。祐信以前の春画は、閨中の性愛描写に終始するものが多く、その場面もどちらかといえば武家社会に限られていた。そうした傾向を変えたのが西川祐信であり、祐信は春画のなかに世相の流行をいち早く取り入れることで、性交画に庶民的な世俗性を描き込んだのである。

さらにもうひとつ、師宣の図柄の流れを祐信が変化させた事例について紹介したい。先述した菱川師宣の春本『恋のむつごと四十八手』のなかに「壁立合」と題した画図がある（図33）。この画には壁に寄り掛かりながら急場の情交を楽しんでいる男女が描かれてい



図31 菱川師宣 春本『恋のむつごと四十八手』（白倉敬彦『恋のむつごと四十八手』平凡社より転載）



図32 西川祐信 春本『和楽色納戸』

る。またその詞書には、ようやく忍び逢うことができたが、情事を行う場所がないので、野外で壁にもたれて致し方なく楽しむしかない」と記されている。なお、これと同じ画が古山師重の春本『好色旅枕』(元禄八年 一六九五)にも描かれており、こちらの画には「壁立軒」と題されている(図34)。この師重画は、師宣画(「壁立合」)をそのまま模倣したと考えられ、総髪の男性や目を閉じる女性、接吻や体位の描写なども類似している。なお、師重画(「壁立軒」)にも解説文が付けられており、次のように記されている。

むかし男のいわく 此手はたがひに心をかよはせ おこなひ
 たき^(思う) おもふ心あれども人目しげく ^(忍び逢うべき) しのびあふべきたよりも
 なく あるひはうらのくちにて ^(奥の口) も よきしゆびにいで ^(遠いて) あひて
 おこなはん^(行なはん) とすれども ^(急にて) こときうにておびを^(帯) とくまも
^(横になる間も) よこになるまもなきとき ^(壁) かべによりかゝらせ ^(立ちながら) たちながら行
 てなり^(手)

この記述から、この手が、日頃、色恋を許されない男女のお忍びの手段であることがわかる。またこうした形式的な記述は、あくまでも画図に描かれた体位の説明に過ぎず、辞書の項目のような意図も含んでいる。

ところで、これと同じ手を西川祐信が春本『色ひいな形』(宝永



図33 菱川師宣 春本『恋のむつごと四十八手』「壁立合」
 (白倉敬彦『恋のむつごと四十八手』平凡社より転載)



図34 古山師重 春本『好色旅枕』「壁立軒」

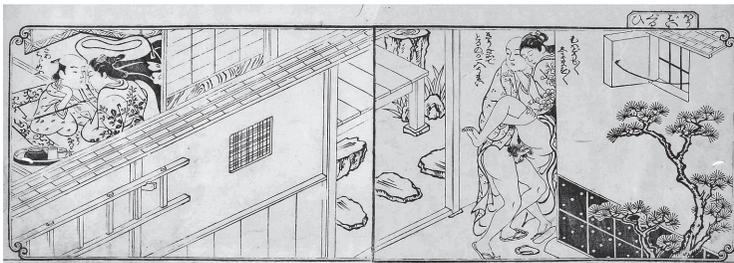


図35 西川祐信 春本『色ひいな形』「ほうばいぐるひ」

八年 一七一)のなかに描いている。それは「ほうばいぐるひ」^(傍輩狂)と題された画のなかに描かれ、若い男女が商家の裏門にある蔵の壁に寄り掛かりながら色事を楽しんでいる〔図35〕。もちろん、祐信がこの画を描くにあたって師宣画〔壁立合〕や師重画〔壁立軒〕を参考にしたことは間違いない。祐信画〔ほうばいぐるひ〕は、男女が壁に寄りかかる描写だけでなく、目を閉じた女性が足を上げて性交にのぞむ部分など、細かな点で先達の図柄に倣って描かれている。またここで祐信が先達に倣ったのは、そうした様式面だけでなく、男女の忙しない情交〔壁立合〕という画題である。祐信は先達の春画に描かれてきた急場の情交という画題を「趣向」として自らの作品のなかに取り入れ、文芸作品でいう〔模倣の「趣向」化〕を行ったのである。⁽²⁸⁾

ただここで注目すべきは、師宣・師重画と祐信画の違いである。祐信画には、野外の蔵の壁に加えて、商家の奥座敷も描かれている。そこには、主人が「さあはじめふ」と声をかけると女房が「どうなり」と答える、ごく日常的な夫婦の営みが描かれている。一方、屋敷の裏庭では、男の方が「きょうな所^(急)でとるのが一入り^(ひとしお)うまい」と言い、〔壁立ちの男女〕の急場の逢い引きが描かれている。「ほうばいぐるひ」というタイトルから考えても、おそらく彼らは主人夫婦に仕える手代と女中であろう、主人の目を盗んで急な情交を楽しんでいる。こうした登場人物の関係性を踏まえて、もう一度、こ

の画を眺めてみると、ここでは〔主人夫婦のゆつたりとした性愛〕と〔若い奉公人のせわしない性愛〕が対比的に描かれていることがわかる。

つまり師宣・師重画と祐信画の違いは、画中に〔登場人物の関係〕や〔性愛に至るまでの状況〕が描かれているか、否かにある。

師宣・師重画はどちらかといえば説明的な図柄が多く、その目的は性交体位の紹介にあるのに対して、祐信画はどちらかといえば物語的な図柄が多く、その目的は人間関係の描写にあるといえよう。言い換えるならば、前者が医学書や薬学書のような博物学的な傾向にあるのに対して、後者は絵巻物や草子本のような文学的な傾向にある。西川祐信は、春画を単なる性交画に留めるのではなく、ひとつの画面のなかに立場の異なる二組の男女を描くことで、そこに現れる人びとの人間関係や、その関係によって導かれる感情や機微までも詳細に描き込んでいる。こうすることで、春画の表現の幅が格段に広がり、より多彩な趣向が用いやすくなり、しかも性愛表現そのもののリアリティーも増していく。このように一枚の画のなかに詳細な背景を描き込むのは春画史からいえば革命的な出来事であり、まさに「一変」という言葉にふさわしい変化である。後世の浮世絵師が西川祐信の春画を評価するのは、その筆致もさることながら、性交画を人間劇場へとつくり替えた点にある。

二 春画と浮世草子

西鶴本の挿絵と春画

これまでも〈草子本の挿絵〉と〈浮世絵〉を比較する研究は行われてきたが、〈浮世絵春画〉と〈浮世草子の挿絵〉を比較する研究はほとんど試みられていない。浮世草子が盛んに作られている時代に、同時進行で多くの春画・艶本も作られており、双方が同じ出版文化のうえで成立したことを見逃してはならない。

そこで本章では、〈浮世絵春画〉と〈浮世草子の挿絵〉の類似性に着目し、浮世草子に描かれた図柄が浮世絵春画に用いられた例を取り上げながら、双方の近似的なつながりを考えてみたい。

本来、春画・艶本は広義の意味で浮世草子の「好色本」の範疇に加えられるべきものである。しかしこうした色事を視覚化した作品は、明治以降の文学史研究のなかでしだいに「文学」の範疇から分離されていった。文学史研究は「好色本」を「愛欲を主題とした小説」、「愛欲を用いた滑稽話」、「性的興奮を引き立てる文や絵」の三領域に区分けし、前者のふたつの領域に西鶴の好色本を当てはめ、後者の領域に西川祐信などの春画・艶本を当てはめる定義を行った。⁽²⁹⁾

こうした近代以降の学術領域の設定によって、しだいに「浮世草子」と「春画・艶本」は明確に区別されるようになり、「西鶴の好

色本」はおもに学術的な文学観によって読み解かれるのに対して、「祐信の春本」などはそうした視座から除外されることになった。

ところが江戸時代においては——なかでも西鶴の浮世草子がつくられた時代は——、双方を明確に区別する認識はほとんどなかった。このことは、元禄期前後につくられた書籍目録の分類表記から容易に類推できる。

たとえば、春画・艶本が書籍目録に記された最も早い例として、延宝三年（一六七五）刊の「書籍目録」から『恋のみなかみ』のタイトルを見つけ出すことができる。この題名は「書籍目録」の「舞本并草紙」の項目に記されており、同タイトルの艶本が天和三年（一六八三）に菱川師宣によって刊行されていることから、この本がそれと同一本である可能性を指摘できる。ただ延宝三年といえば、版木による春画・艶本の制作が始まって間もない時期にあたり、浮世絵春画の黎明期にあたるため、書籍目録の「恋のみなかみ」が師宣の艶本とは別の刷り物である可能性も否定できない。

その後、春画・艶本のタイトルが本格的に記載されるのは、貞享二年（一六八五）の「広益書籍目録」からであり、目録の「好色之類并楽事」の項目には『うるほひ草』、『哥仙枕』、『源氏いる遊』、『伽羅枕』、『本朝ひしん遊』^(美人)などの書名が記されている。これらは、現在でも原本を確認することができる春画・艶本である。しかも、こうしたタイトルのすぐ後には『好色一代男』や『男色大鑑』などの

西鶴好色本の書名が並んでいる。この目録表記から、貞享二年の時点では、「春画・艶本」も「西鶴好色本」も、同じ「好色之類并楽事」のジャンルに属する出版物として認識されていたことを読み取るることができる。

一方、それからやや時代が下った元禄五年（一六九二）の「書籍目録」では、「好色之類并楽事」の次に、新たに「楽事并枕絵」の項目が設けられている。そこには、貞享二年の書籍目録に記載された春画・艶本のタイトルに加えて、菱川師宣の春画『床の置物』などが新たに記されている。このことから、元禄期頃には「春画・艶本」と「浮世草子」を区別する動きもみられ、この時期に「枕絵」という出版ジャンルが成立したことがわかる。ただこの書籍目録は、題目の分類表記に関してあいまいな点が多く、たとえば、吉田半兵衛の春本『源氏御色遊』と思われるタイトルが西鶴の『好色一代女』と同列に記載されている。ここでは今日においてあきらかに春画・艶本と思われる出版物が浮世草子と一括りに扱われている。

さらにその後、元禄十二年（一六九九）の「新版増補書籍目録」になると、「枕絵」の項目が取り除かれ、ふたたび「好色之類并楽事」のなかに「春画・艶本」（「哥仙枕」「伽羅枕」など）と「西鶴好色本」（「好色一代男」「好色一代女」）が並んで表記されるようになる（図36）。ただこの目録には、春画・艶本リストの最後に「此本楽事あまたなればことごとく記におよばず」という補足が付けられており、「春

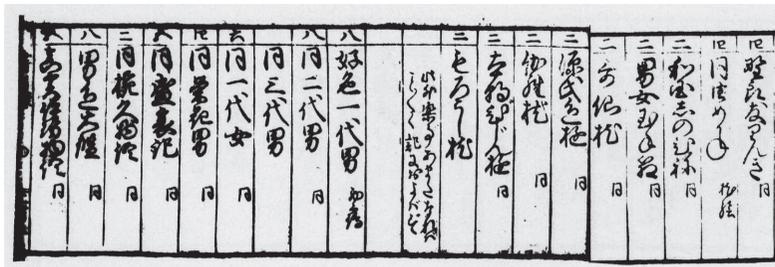


図36 元禄十二年刊『新版増補書籍目録』（『江戸時代書林出版書籍目録集成二』井上書房より）

画・艶本の類」は「西鶴好色本」に比べてとくに重要視しない当時の書籍認識を知ることができる。

こうして延宝期から元禄期までの「書籍目録」を見ていけば、現代ほど明確に「春画・艶本」と「西鶴好色本」を区別していたわけではないことがわかる。ただ元禄期頃から「枕絵」というジャンルをつくり、若干の色分けはしていたであろうことが読み取れる。とはいえ、いずれにしても双方ともに浮世草子の「好色本」の範疇として扱われており、書籍目録の上からも〈浮世絵春画〉と〈浮世草子〉の近似性を確認することができる。

それでは次に、実際の図柄に着目し、〈西鶴本の挿絵〉と〈春画・艶本〉のつながりについて考えてみたい。

その前に、すでに先行研究で、いくつかの春本テキスト（本文が「西

鶴好色本」から文章を借用している点を指摘している。⁽³⁰⁾とくに西川祐信の春本『色ひいな形』などは、かなり大胆に『諸艶大鑑』や『好色五人女』から文章を剽窃している。⁽³¹⁾春画・艶本では、〈本文〉と〈性愛画〉が互いに独立しているものが多く、必ずしも〈性愛画〉が〈本文〉の内容を補足する目的で描かれたわけではない。だが、そうした文章の部分に西鶴好色本との類似性が指摘できるのであれば、当然、その図柄においても、西鶴本の挿絵との類似性が指摘できるとにちがいない。

そこでまず、鈴木春信の春画『風流艶色真似ゑもん』の冒頭図を取り上げ、この画から〈西鶴本の挿絵〉が〈春画〉へ流入していく過程を検証してみたい。

春信の『風流艶色真似ゑもん』とは、主人公の〈真似ゑもん〉が、仙女から授かった仙薬で豆男に変身し、小さくなった体で諸国の閨房をあまねく覗きみる趣向を描いた春画組物である。こうした仙人から秘薬を授かることでその体が豆粒のようになる趣向は、まず初めに浮世草子の表現のなかで流行した。その先例は西鶴の『浮世榮花一代男』（元禄六年 一六九三）に描かれており、その後、江嶋其磧がこの作品に倣って浮世草子『魂瞻色遊懐男』（正徳二年 一七一〇）や、浮世草子『豆右衛門後日女男色遊』（正徳四年 一七一四）を刊行した。当時、こうした「豆男もの」の趣向が浮世草子のテーマとして人気があったことを伺わせる。一方、浮世絵春画では、そ

れらの流行を受けてか、まず最初に奥村政信が「豆男もの」の春本『伊勢物語俳諧まめ男 夢想頭巾』（宝永期 一七〇四—一）を刊行した。その後この「趣向」を鈴木春信が受け継ぎ、明和期に『風流艶色真似ゑもん』が描かれることになる。

なお、この「豆男もの」の趣向で必ず描かれるのが、諸国へ旅に出る主人公が仙人から秘薬を授かる場面である。鈴木春信の『風流艶色真似ゑもん』でも冒頭図にその場面が描かれており、主人公の浮世之介が色道の奥義を得るために諸越笠森山で祈念していると、〈笠森山の仙女〉と〈金龍山の藤花女〉の二神が雲に乗って現れる（図37）。主人公の浮世之介は、このふたりの女神から土の団子と不老五倍子の粉を授かり、豆男となる。なお、この飛雲の二神は、当時実在した〈笠森稲荷の茶屋娘のお仙〉と〈金龍山浅草寺の楊枝屋娘のお藤〉のふたりの看板娘に見立てられていること知られている。

そして注目すべきは、このふたりの女神が飛雲に乗って現れる図柄である。これと同じような図柄が西鶴の『諸艶大鑑』（大往生は女色の臺）の挿絵に描かれており（図38）、西鶴本の挿絵では画面右上から〈吾妻〉と〈夕霧〉のふたりの遊女が飛雲に乗って現れる。この挿絵は、主人公の世伝がこれまでやり繰りした艶書を燃やしながら臨終の時を待っていると、空から先立たれた遊女たちが雲に乗って次々と舞い降りてくる場面である。実際、春信画（『風流艶色真似ゑもん』）の二人の女神と西鶴画（『諸艶大鑑』）の二人の遊女

を比較してみると、双方の図柄はともに、やや前屈みになった女性を描いており、両手で品物を携える仕草などは非常によく似ている。また画題の点でも、「来迎する遊女」を「茶屋娘」に描き変えた違いはあるものの、双方はともに主人公に秘物を授けるという点で一致している。

さらに面白いことに、この西鶴本の挿絵は仏教説話集『絵入往生要集』の「聖衆来迎図」に倣って描かれたことがすでに先行研究で指摘されている。³²⁾『諸艶大鑑』(「大往生は女色の臺」)の挿絵は、臨終の祈りを捧げる亡者から飛雲で降下する諸菩薩まで、「聖衆来迎図」の構図をそのまま遊女の世界へと転用している。西鶴が「絵解き図」や「仏教説話集」の挿絵を熟知していたことはすでに先行研究で指摘されているが、この挿絵では、たとえば、「八葉の蓮の台」をもつ〈観世音菩薩〉は「八葉の小蒲団」をもつ〈京半太夫〉に、「琵琶」もつ〈光明菩薩〉は「三味線」をもつ〈古いづみ〉に見立てられている。³⁴⁾

ただ、肝心の画面右上から飛来する〈吾妻〉と〈夕霧〉のもとになった図柄は「聖衆来迎図」には描かれていない。では西鶴はこの二人の遊女の図柄を描くにあたって、何を参考としたのであろうか。ひとつ考えられるのは、同じく「往生要集」を題材とした絵入版本『極楽物語』(寛文期(一六六一—七二))のなかの「聖衆俱会楽」の挿絵である。その挿絵には、二神の菩薩が飛雲に乗って降りてく



図37 鈴木春信 春画『風流艶色真似るもん』



図38 井原西鶴『諸艶大鑑』「大往生は女色の臺」

る場面が描かれており、手前にはその菩薩に手を合わせるふたりの行者の姿もみられる(図39)。「聖衆俱会楽」とは、極楽に行くものが受ける十楽のうちのひとつであり、ここでは、蓮台を持つ観音菩薩と合掌をする勢至菩薩が祈りを捧げる死者のもとを訪れる至幸が描かれている。おそらく西鶴は、『諸艶大鑑』の挿絵を描くにあたって、「往生要集」における「聖衆来迎図」と「聖衆俱会楽図」の場面を同時に一枚の絵に重ねることで、主人公の世伝が極楽浄土で受ける十楽のうちの一つを一度に味わう法悦を表現したといえよう。いうならば、西鶴本の挿絵における飛来するふたりの遊女は「聖衆俱会楽図」に描かれた二神の菩薩に見立てられているのである。

これらのことを踏まえて、ふたたび『風流艶色真似多もん』の冒頭図に戻ってみるならば、この画は、単に「豆男もの」の決まり事を描いているだけでなく、仏教説話集『絵入往生要集』↓西鶴の浮世草子『諸艶大鑑』↓春信の春画『風流艶色真似多もん』という見立ての流れを汲んでおり、図柄における「模倣の「趣向」化」が行われているといえよう。⁽³⁵⁾

またこうした〈西鶴本〉と〈春画・艶本〉をつなぐ図柄はいくつか存在し、たとえば、西鶴の『好色一代男』（天和二年 一六八二）の「寝覚めの菜好み」（巻六）の挿絵には、主人公の世之介が二階から屈み込んで階下で会話をする遊女たちを覗き見る場面が描かれているが（図40）、菱川師宣の春本『好色花の盃』（貞享四年 一六八七）にも、年老いた男が屋根から屈み込んで屋内の高貴な人びとの情交を覗き見る場面が描かれている（図41）。また『好色一代男』の「人の知らぬへそくり銀」（巻七）の挿絵には、世之介と太夫が薪小屋で逢い引きする場面が描かれているが（図42）、杉村治兵衛の春本『好色尾長鳥』（元禄十年 一六九七）にも、男女が薪小屋で逢い引きする場面が描かれている（図43）。ほかに、西鶴の『眞實伊勢物語』（元禄三年 一六九〇）の「やぶいりののぞき井戸」（巻二）の挿絵には、複数の男女が互いに紐を持ち宝引の要領で情愛のパートナーを決める場面が描かれているが、北尾政美の春本『秘枕鴛鴦の嶼』（天明六年 一七八六）にも、複数の女性が紐を持ち、宝



図39 『極楽物語』『聖衆俱会衆図』（西田直樹『「假名書き絵入り住生要集」の成立と展開」より転載）

引の要領でひとりの男性の男根を引き当てる場面が描かれている。

このようにいくつかの春画に西鶴本の挿絵から図柄を借用したと思われる画が描かれている。今のところ、〈これらの春画〉と〈西鶴本〉の関係性を説明できる直接的な証拠は見つからないが、双方のあいだで類似した画がしばしば描かれていることから、〈春画〉と〈西鶴本〉に何かしらのつながりがあったことを指摘できよう。



図40 井原西鶴『好色一代男』（早稲田大学所蔵・古典籍総合DBより）



図42 井原西鶴『好色一代男』（早稲田大学所蔵・古典籍総合DBより）

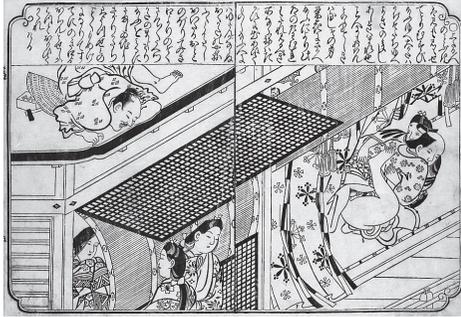


図41 菱川師宣 春本『好色花の盃』



図43 杉村治兵衛 春本『好色尾長鳥』（『季刊浮世絵80号』画文堂より転載）

なお春画ではないが、西鶴の文面や趣向を自らの作品に積極的に取り入れたのは江嶋其磧である。この高名な浮世草子の作者は西鶴作品における世の人心を描く方法に着目し、その方法に倣って作文したと言われている³⁶。其磧が着目したように、西鶴の浮世草子の魅力は多種多様な人びとを登場させ、世のさまざまな人心を描いたところにある。そうした面は挿絵にも反映し、春画もそのような人心を描く目的で西鶴本の挿絵に倣ったのかもしれない。

八文字屋と春画

ところで、〈浮世草子〉と〈春画・艶本〉が明確に区別されていない時代に、双方をほぼ同時に出版していた〈京の八文字屋〉は江戸時代の春画史において極めて重要な意味を持つ。

この元禄期頃から急成長を遂げた上方の大手出版社は、才能豊かな作者江島其磧と、抜群の画力をほこる絵師西川祐信を抱え、役者評判記、絵入狂言本、浮世草子などの娯楽本を次々と出版していった。西鶴亡きあとの浮世草子を積極的に牽引していったのも八文字屋であり、西鶴の文面や趣向を借用しつつも、独自の変奏表現を描いた作品を次々と世に放ち、活発な出版活動を繰り返した。そうした八文字屋の出版物のなかで、浮世草子と並ぶほどの主力商品であったのが春画である。このことは、いくつかの浮世草子に記された出版広告から判断することができる。たとえば、八文字屋の浮世

草子『傾城禁短気』（宝永八年 一七二一）の出版広告には、浮世草子『当世御伽曾我』（正徳三年 一七二三）や浮世草子『野傾咲分色仔』（享保三年 一七一八）と並んで、こんにちでも原本を確認できる春本『傾野染分 情ひな形』（正徳二年 一七二二）が記されている〔図44〕。また同様の例が八文字屋の浮世草子『桜曾我女時宗』（享保八年 一七二三）の出版広告にも記されており、浮世草子『風流七小町』（享保七年 一七二二）や絵本『百人女郎品定』（享保八年 一七二三）や浮世草子『けいせい哥三味線』（享保十七年 一七三二）と並んで、春本『寝盤伽羅枕』（享保十八年 一七三三）や春本『濡姿逢初川』（享保七年 一七二二）が記されている〔図45〕。

こうした広告に〈春画・艶本〉が売れ筋の〈浮世草子〉や〈風流絵本〉と同列に記されていることから、〈春画・艶本〉も八文字屋にとって多くの利益をもたらす極めて重要な出版物であったことがわかる。また見方を変えれば、そこには〈浮世草子〉と〈春画・艶本〉を区別するような認識はなく、むしろ双方を重ねて広告することで相乗的な宣伝効果を狙ったといえる。

そのうえ重要なことは、浮世草子のなかに春画・艶本の広告が記されているという事実が、浮世草子と春画・艶本の読者層の重なりを意味している点である。しかも八文字屋が浮世草子の出版広告に春画・艶本を加えた意図を考えれば、当時実際に、浮世草子の読者が春画・艶本も買い求めた状況を読み取ることができる。

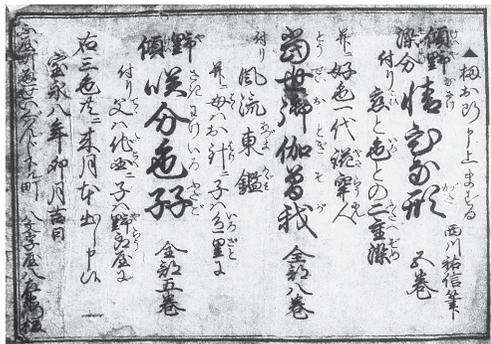


図44 浮世草子『傾城禁短気』（東北大狩野文庫蔵）

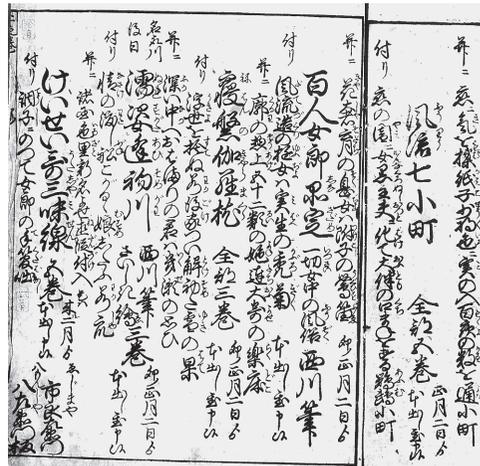


図45 浮世草子『桜曾我女時宗』（東北大狩野文庫蔵）

なお、浮世草子以外でも春画・艶本の出版広告が記された例も見られる。たとえば狂言本『蓬來山比翼鶴亀』（享保四年 一七一九）の出版広告には、春本『風流色著』（享保十八年 一七三三）が記されており、また狂言本『けいせい山椒太夫』（享保三年 一七一八）の出版広告にも、浮世草子『和漢遊女容気』と共に春本『西川筆の海』（刊年不明）が記されている。このことは、浮世草子だけでなく、狂言本の享受層までもが同時に春画・艶本の読者であった可能性を示唆している。一方逆に、春画・艶本の出版広告に浮世草子が記されている例も見られる。たとえば八文字屋による西川祐信の春本『色ひいな形』の広告には、浮世草子の『傾城禁短気』や浮世草子『役者大福帳』（宝永八年 一七一二）が記されている。また八文字屋の出版物ではないが、西川祐信の春本『風流三幅対』（宝永七年 一七一〇）のなかにも、浮世草子『吉日鏝曾我』（宝永七年 一七一〇）の出版広告が記されている。

このように各種の出版広告を比較してみると、それぞれの出版物に互いの宣伝を行っていることから、当時の版元は浮世草子、狂言本、春画・艶本を同類の出版物として扱っていたことがわかる。³⁷ またここから、少なくとも八文字屋全盛の時代は、春画・艶本は一部の読者のみを対象とした出版物ではなく、浮世草子や狂言本と同じ享受層を狙った有力な出版物であったことを知り得る。

なお、もうひとつ重要なことは、〈浮世草子や狂言本〉と〈春画・

艶本〉の享受層が重なっていたということは、〈春画・艶本〉の描き手が先行する〈浮世草子や狂言本〉の趣向や文面を模倣する仕掛けを施しても、それを読み解くりテラシーが読者側にあったことを意味している。むしろそうした読者は、双方の表現を比較しながら〈春画・艶本〉の描き手が仕掛ける〈模倣の「趣向」化〉を積極的に読み解くことを楽しんだにちがいない。その意味で、浮世草子と春画の結びつきを明確に狙ったのは〈京の八文字屋〉であるといえよう。

ところで、ひとつ気になるのは、どの春画・艶本の広告にも「西川祐信」の名前が大きく銘記されていることである。ここから八文字屋が「西川祐信」の名前をいわば広告塔として利用していたことがわかる。後世、江戸の浮世絵師のあいだで西川祐信の評価が高まるのも、こうした八文字屋による意図的な戦略がかかわっていたのかもしれない。

ここで西川祐信について触れておくと、この絵師は元禄期末頃から八文字屋の挿絵絵師として自らの画業をスタートさせている。³⁸ 祐信は、八文字屋で浮世草子や狂言本の挿絵を数多く手がけるなかでしだいに自らの絵筆を上達させていった。また彼は、八文字屋を経営する自笑と、八文字屋の専属作者である江嶋其磧と少年期から互いに知悉した仲であったといわれている。³⁹ この版元・作者・絵師の三者の協力体制が、元禄期以降の出版界に新風を巻き起こしたこと

はよく知られており、彼らによって演劇要素、視覚要素を多分に含んだ新基軸の娯楽本が次々と生み出されていった。

また従来の浮世草子研究は、とりわけこの三者の協力的体制に着目し、三者の関係から浮世草子創成の秘密を解き明かしているが⁽¹⁰⁾、こうした視点は西川祐信の春画を考えるうえでも非常に有効である。なぜなら、この三者によってつくられた春画がいくつか存在しているからである。たとえば、春本『色ひいな形』、春本『傾野染分情ひな形』、春本『風流色図法師』(正徳四年 一七二四)などがある。そこで以下、この三者の協力関係が春画にどのような影響を及ぼしたかを考えてみたい。

まず図柄の面である。先ほど春画史のうえで西川祐信が図柄を一変させたこと記したが、その要因のひとつに春画が浮世草子の挿絵の画風を自からの表現のなかに取り入れたことが考えられる。八文字屋以前の浮世草子の挿絵——西鶴本や西村本など——は、おもに一面面にひとつの場面だけを描き、画中に人物の台詞(書き入れ)をほとんど記していない。同じことが春画にも言え、八文字屋以前の菱川師宣や吉田半兵衛の春画では、おもに一面面にひとつの場面だけを描き、画中に人物の台詞(書き入れ)をほとんど記していない。それが八文字屋本の挿絵から、一面面を複数の場面に区切るようになり、画中に人物の台詞を書き加え、物語の筋立てを絵だけで理解できるように工夫して描かれるようになる。先行研究ではこうした

挿絵を「八文字屋本様式」と呼び、演劇書のひとつである「絵入狂言本」の挿絵から影響を受けたことが指摘されている⁽¹¹⁾。

それではいったいこの様式の考案者は誰であろうか。浮世草子の挿絵に関しては落款などがほとんどないため絵師を特定するのは難しいが、近年の浮世草子研究において〈浮世草子の挿絵制作に関する絵師への作画指示書〉が発見されており、作者が版元を通じて絵師に作画指示をしていた可能性が指摘されている⁽¹²⁾。

となれば、「八文字屋本様式」の考案者は専属作者であった江嶋其磧が考えられる。そもそも江嶋其磧は大仏餅で有名な餅屋の息子であり、出版とは無縁に育ったが、演劇好きが高じてしだいに自ら演劇書を書くようになった。そこに目を付けたのが八文字屋主人の自笑で、其磧を演劇書の描き手として専属的に雇い入れ、元禄十二年に刊行した其磧作の役者評判記『役者口三味線』が大当たりする。その後自笑は、この演劇好きの人物に浮世草子を手がけるように促し、元禄十四年に其磧作の浮世草子『けいせい色三味線』を刊行し、それが再び大当たりする。ついでながら、この浮世草子の挿絵を描いたのが西川祐信である。

こうしてみると、江嶋其磧の創作はつねに自笑の先導によって導かれており、おそらく「八文字屋本様式」に関しても、其磧の発案というよりも自笑の指図をもとにつくられたと思われる⁽¹³⁾。

また以下、憶測に過ぎないが、江嶋其磧の創作スタイルは多分に

演劇的要素を含んでいるため⁽⁴⁴⁾、その表現を挿絵に写し取る際にどうしても演劇的な視覚要素が必要となる。そのため西川祐信は、画を演劇舞台のように見せるために日本絵画の伝統的描法である〈吹抜屋台の俯瞰構図〉を挿絵の描写にも取り入れたと考えることができ。日本の絵巻物では古くから一面のなかに複数の場面が重層的に描かれており、この描法を劇場の効果を演出する目的で浮世草子の挿絵に用いたのではないだろうか。なお、西川祐信は若い頃、狩野派の絵師のもとで絵の修業をしたと伝えられており、おそらくその時期に、伝統的な〈吹抜屋台の俯瞰構図〉の描法を学んだにちがいない。

またこれも憶測の領域を出ないものであるが、おそらく八文字屋の自笑あたりが、西川祐信が描く〈吹抜屋台の俯瞰構図〉の挿絵にあわせて、その書籍の形態を「横本仕立て」に変えたのかもしれない。横本によるワイド挿絵の方が、一面を複数の場面に区切りやすく、また劇場舞台を上から眺めているような演出も加えやすくなる。

そして重要なのが、八文字屋・浮世草子の挿絵の特徴である「八文字屋本様式」が西川祐信の絵筆を介して春画にも導入されたことである。たとえば、その例をひとつ上げれば、八文字屋の浮世草子『けいせい伝授紙子』（宝永七年 一七一〇）の挿絵に屋敷の内外を上から俯瞰する画図が描かれているが（図46）、これと同じような

画がその翌年に同版元から出版された西川祐信の春本『色ひいな形』にも描かれている（図47）。双方の画図にはともに、一つの画面をふたつの場面に区切って描いており、画中を右上から左下へ貫く屋敷の壁によって場面が分割されている⁽⁴⁵⁾。また双方の画図にはともに人物の台詞が書き込まれており、人物配置もほとんど変わらない。双方の画図が大きく違うのは、『色ひいな形』では屋敷内のような性が交図に変えられており、この画が「八文字屋本様式」を春画に借用した最初の例と見られる⁽⁴⁶⁾。

そして、この春本『色ひいな形』以降、他の春画・艶本でも「八文字屋本様式」が頻繁に用いられるようになり、江戸の奥村政信や石川豊信の春画など八文字屋以外の作品にも描かれることになる。ただ浮世絵春画の場合は、明和・安永期頃からふたたび一面にひとつの場面だけを描くスタイルが主流となり、しだいに「八文字屋本様式」は描かれなくなる。それでも、その様式の特徴である〈俯瞰構図〉と〈台詞の記入〉は、最後まで春画に用いられ続ける。

なお、この三者の協力体制が春画にもたらしたものは「八文字屋本様式」だけではなかった。自笑、其磧、祐信の三者は、〈西鶴浮世草子の文芸表現〉や〈浄瑠璃や歌舞伎などの演劇表現〉の特徴である「世俗の日常性」と「情動の具体性」⁽⁴⁷⁾を、春画表現のなかに持ち込んだのである。このふたつの要素は、まず江嶋其磧によって八文字屋・浮世草子に取り込まれ、その後これらの挿絵を描いた西川

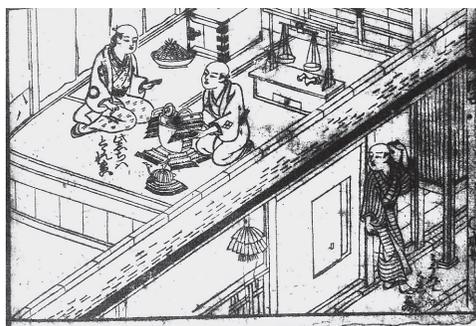


図46 浮世草子『けいせい伝授紙子』（国立国会図書館蔵）

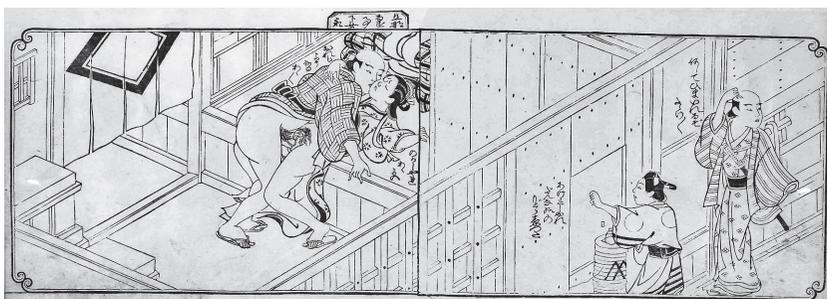


図47 西川祐信 春本『色ひいな形』[旦那るす事下女取]

祐信によって春画へと流れ込んだといえよう。ここで重要なのは、当時の八文字屋では、浮世草子と春画・艶本をほぼ同時進行で制作しており、そうした〈場〉において春画が浮世草子の表現に感化されるかたちで——あるいは倣うかたちで——、自らの作画表現のなかに「世俗の日常性」と「情動の具体性」を描き込んでいった状況である。そうした状況のなかで、ワイド画面になることで——背景の情報量が増えることで——日常の生活風景がより明確に描かれるようになり、また画面に台詞を書き込むことによって、登場人物の情動がより具体的に示されるようになった。こうした結果、浮世絵春画にも演劇表現や文芸表現がもつ庶民的なりアリティが描かれるようになり、それまでの性交図とは一変する変化を起こしたのである。しかもここで忘れてはならないのが、こうした表現の連鎖はすべて八文字屋という舞台でつくられたということである。

ただ、この三者の協力体制は長くは続かなかった。この関係は宝永七年（一七一〇）頃からしだいに崩れ始める。そうした推移と、同時期の祐信の春画・艶本の刊行数を比較してみると、彼らの内輪もめが春画の制作にも様々な影響を及ぼしたことが見えてくる。

たとえば、近世出版史で有名な自笑と其磧の確執は、宝永七年に其磧が自ら出版社（江嶋屋）を開業したことで決定的となるが、春画史のうえで宝永七年といえば、西川祐信の春画・艶本が本格的に刊行される最初の年にあたる。この年以降、祐信の名前が明記され

た春画・艶本が次々と世に出されていくことになる。と同時に、ちよūdこの頃から八文字屋の出版広告に西川祐信の名前が多く見られるようになる。⁽⁴⁸⁾ こうした動向から、八文字屋は重要な作者を失った変わりに、西川祐信の画力で出版危機を乗り切ろうとしたことが伺える。その点、この絵師の画力を十分に發揮できるのが春画であった。そのため八文字屋は、自笑と其磧の確執がエスカレートするなかで春画・艶本の制作に力を入れていき、そのことによつて出版利益を維持しようとしたにちがいない。そう考えるならば、八文字屋から江嶋其磧が独立したことが、結果的に祐信の春画・艶本の制作を促進させたともいえよう。

ちなみに、この時期、八文字屋は江戸市場への参入をもくろみ、西川祐信の春画・艶本を、本文の挿絵としてではなく、画集として鑑賞できるように〈春画〉と〈文章〉を切り離していった。⁽⁴⁹⁾ それまで江戸で出版されていた春画・艶本は〈春画〉と〈文章〉が一致しているものが多かったが、八文字屋はそうした江戸の出版物との差別化をはかるために、春画を画集として楽しめるようにつくり変えていった。もつとも、八文字屋が〈春画〉と〈文章〉を切り離すことができたのは、西川祐信の画力もさることながら、横本仕立ての俯瞰構図により、絵としての表現の幅が格段に広がったからである。またこのことで、かりに作者を失っても、絵師の力だけで——作画表現だけで——性愛画に「世俗の日常性」と「情動の具体性」

を描くことも可能となり、新たな作者を発掘するあいだの繋ぎの出版物としても大いに期待できた。

一方、この間に、自笑と其磧のあいだで祐信の争奪戦が繰り広げられる。ただこの争いでも、つねに自笑が優位に立ち、正徳四年(二七一四)に八文字屋が祐信の専有を勝ち取る。⁽⁵⁰⁾ 一方、江嶋其磧は、八文字屋とのあいだで自筆の出版物の版權交渉を続けている間でも、浮世草子や役者評判記などを執筆しては八文字屋に与えていた。しかも、自らの出版社から出す自書については無署名で刊行するなど自ら不利な態度をとっており、こうした生ぬるいやり方がかえつて其磧自身の出版業を窮地に追い込むことになった。そして、くしくも八文字屋に祐信を奪われた正徳四年から、其磧は自らの出版社から出す自書に署名するようになる。

なお、春画史のうえで正徳四年といえは、西川祐信の春画・艶本が八文字屋から数多く刊行された年にあたる。しかもそのほとんどが其磧と祐信の合作でつくられたものばかりである。おそらく其磧は八文字屋に対して生ぬるい態度を取っていた間に、他の浮世草子や役者評判記と同様、自ら執筆した春画・艶本も八文字屋に渡していたことが容易に想像できる。正徳四年に八文字屋から一度に多くの春画・艶本が刊行されたのも、江嶋其磧が八文字屋から完全に独立するのを見越して、版權を主張され出版停止になるのを未然に防ぐための処置であったと考えられる。ちなみにその後、八文字屋か

ら其磧と祐信の合作の署名がある春画・艶本はほとんど刊行されていない。

こうして見ていくと、春画史のうえでも、八文字屋は極めて重要な存在であることがわかる。まさにこの出版社が〈浮世草子〉と〈春画〉の接点をつくり、春画の世界に「世俗の日常性」と「情動の具体性」をもたらしたといえるだろう。

浮世草子の挿絵と春画

それでは次に、〈浮世草子の挿絵〉と〈春画〉の類似表現を取り上げてみたい。春画のなかには浮世草子の挿絵に倣ったと思われる表現がいくつか描かれており、それらを管見の限り拾い上げてみる。

そもそも浮世草子は、好色的な物語を扱ったものが多く、その挿絵にも男女の性愛表現がたくさん描かれている。ただこうした挿絵は、春画のように性愛部分をズームアップして描いておらず、男女の色事の図柄は日常の風景描写のなかに溶け込んでしまいほとんど目立たない。

そうした例のひとつに、宝永七年（一七一〇）刊の浮世草子『野白内証鑑』（「筒持掛」）の挿絵がある。この挿絵には、奥部屋にいる旦那が腰元の衣服を脱がし、孕んだお腹を確認する場面が描かれている（図48）。この絵からもわかるように、屋敷の俯瞰図が画面

全体に描かれているために、こうした男女の行為があまり目立たない。一方、これと同じような図柄が西川祐信の春本『翠簾の内』（享保四年 一七一九）に描かれている（図49）。こちらは春画であるために、男女の色事がクローズアップされて描かれている。ここで双方の図柄を比較してみると、その大きさは異なるものの、『野白内証鑑』の挿絵をそのまま拡大していけば『翠簾の内』の春画になるほど互によく似ている。また『翠簾の内』は『野白内証鑑』よりも後に刊行されていることから、春画の図柄が浮世草子の挿絵に倣って描かれた可能性が考えられる。

ほかにも同じような例がいくつか見られ、たとえば、宝永八年（一七一二）の浮世草子『傾城禁短気』（「情ふかい誓ひの海におはまりの男」）の挿絵には、屋敷の隅で座頭が若い女性に後ろから手をかける場面が描かれているが、これと同じ図柄が宝永八年刊の春本『色ひいな形』（「新姫花心」）に描かれている。もともと、春画（「色ひいな形」）のほうは、昼中から若亭主が恥ずかしがる新妻に仕掛ける場面が描かれており、こちらは春画であるだけに性愛表現に焦点が当てられている。なお、双方は同年に刊行されており、どちらの図柄が先行するのか判断できない。絵師が新刊の催促に追われ、似たような絵を描かざるを得なかったのか、浮世草子と春画のあいだで何かしらのやり取りがあったものと考えられる。

一方、上方で刊行された浮世草子の挿絵が、およそ半世紀後に、

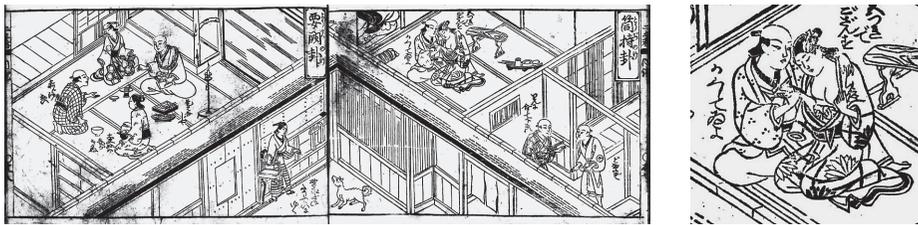


図48 浮世草子『野白内証鑑』（国立国会図書館蔵）



図49 西川祐信 春本『翠簾の内』

江戸でつくられた春画に写された例もみられる。元禄十四年（一七〇一）刊の浮世草子『けいせい色三味線』（花崎実のる玉の輿）の挿絵には、屏風の奥で若い男女が闇の語らいをしており、女性が体を捻りながら顔だけを男性の方に向けている姿が描かれている（図50）。これと同じような図柄が、明和七年（一七七〇）刊の鈴木春信の春画『風流艶色真似多もん』（第十八図）に描かれており、春信画では女郎が体を捻りながら客の顔を見つめる姿が描かれている（図51）。さらに、この春信画と同じような図柄が、その翌年に刊行された西川祐尹の春本『風流色長者』（明和八年 一七七二）のなかに描かれており、祐尹画では相手の顔を見つめる女性が男性へと変えられている（図52）。

また逆に、〈春画の図柄〉が〈浮世草子の挿絵〉に流入した例もみられる。たとえば、宝永八年（一七二一）刊の春本『色ひいな形』（一夫三女の遊）には、女性が障子の陰から、一人の男性が三人の娘を相手にする性戯を覗き見る場面が描かれている（図53）。そして、この女性の図柄とほとんど同じものが、享保三年（一七一八）刊の浮世草子『野傾咲分存』（祇園町に蛇祖父のみ込過た女盃）の挿絵に描かれている（図54）。双方の刊行年から考えて、〈春画の図柄〉が〈浮世草子の挿絵〉に引き写された可能性が考えられるが、もしかすると双方の図柄に先行する絵がほかに存在したかもしれない。

また〈春画の図柄〉と〈浮世草子の挿絵〉の類似性は、様式面だ

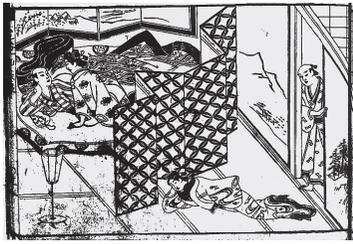


図50 浮世草子『けいせい色三味線』



図51 鈴木春信『風流艶色真似るもん』



図52 西川祐尹『風流色長者』

けでなく、画趣の点においても見つけ出すことができる。

たとえば、貞享二年（一六八五）刊の浮世草子『好色増鏡』の挿絵には、男性が蚊帳に忍び込み、寝ている女性に夜這いを仕掛ける場面が描かれている（図55）。こうした〈蚊帳への夜這い図〉は、浮世絵春画では頻繁に描かれたテーマであり、石川豊信の春本『欠題艶本』（刊年不明）（図56）や、川嶋信清の春本『好色三の里』（刊年不明）や、川枝豊信の春本『闇のくす玉』（享保十二年 一七二七）などに描かれている。これら春画の図柄と『好色増鏡』の挿絵の類似点は、胸を露わにした女性が蚊帳の中でぐっすり眠っている点と、男性が蚊帳の裾をめくり上げて中へ忍び込もうとする点である。ただ、ここで注目したいのは、そうした類似点よりも相違点の方である。『好色増鏡』の挿絵には、背景情報がほとんど描かれておらず、蚊帳以外の生活用品はまったく見られない。それに比べて、豊信の『欠題艶本』の図柄には、蚊帳以外にも籠や鍋などが描かれ、台詞も記されている。こうした背景情報によって寝ている女性が台所を切り盛りする下女であることがわかる。つまり双方は共に〈蚊帳への夜這い図〉を描いているにもかかわらず、前者は背景に余白が目立ち、この画から画中の人物の人間関係までは把握できない。ところが、後者は背景に多くの情報が描かれているために、その画のみでも画中の人物の人間関係を読み取ることができる。なお、この違いは同時に、西川祐信の春画（八文字屋本）の以前・以

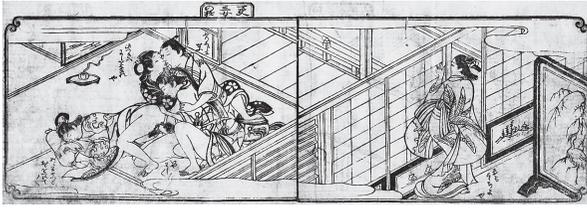


図53 西川祐信 春本『色ひいな形』



図54 浮世草子『野傾咲分仔』

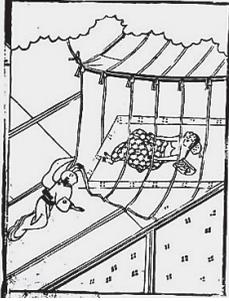


図55 浮世草子『好色増鏡』



図56 石川豊信 春本『欠題艶本』

後としても分けることができる。前者はあくまでも文主絵従型の挿絵の機能に留まっております、祐信の春画以前の画面に多く見られるスタイルである。一方、後者は、絵主文従型一枚画のために画の中からその内容や状況を把握できるように工夫されており、祐信の春画以後の画面に多く見られるスタイルである。⁽²⁾

このほかにも〈春画〉と〈浮世草子の挿絵〉をつなぐ画趣はいくつか見られる。たとえば、正徳二年（一七二二）刊の浮世草子『魂膽色遊懐男』の挿絵（瞽女と見せたはふは手枕）には女中たちが御簾越しに覗き見る場面が描かれているが、これと同じテーマが正徳四年（一七二四）刊の西川祐信の春本『夫婦双乃岡』に描かれている。また享保元年（一七二六）刊の浮世草子『和漢遊女容気』（手管のかたまりは薬湯にあらはれ月）の挿絵には、旦那が部屋の鍵を閉める場面が描かれているが（図57）、これと同じテーマが享保二年（一七一七）刊の西川祐信の春本『和楽色納戸』に描かれている（図58）。これらは双方の刊行年が非常に近いために、互いに何かしらの影響があったと考えられるが、もしかすると、絵師が春画の制作に追われ新しい趣向を考える余裕がなく、先行する浮世草子に描かれた画趣をそのまま借用したのかもしれない。

なお、〈浮世草子の挿絵〉に描かれた「趣向」そのものを、直接、〈春画の図柄〉に持ち込んだ例もみられる。

たとえば、元禄十七年（一七〇四）刊の浮世草子『風流連三味線』

（桜井のさかり女）の挿絵には、商人の娘（お花）に惚れた質屋のひとり息子が、屋外から長竹を格子窓に差し込み、化粧部屋にいる娘にくだき文を渡す場面が描かれている（図59）。また、これと同じ趣向が西川祐信の春本『風流みづ遊』（刊年不明）にも描かれており、「かいろうの局」と題したその画には、隣家の男性が格子窓から張形の付いた長竹を差し込み、回廊にいる局を攻めたてる場面が描かれている（図60）。なお、双方の図柄を比較してみると、「男性が格子窓から長竹を差し込む行為」に加えて、どちらの背景にも〈鏡〉と〈化粧箱〉が描かれている。こうした類似点から、おそらく西川祐信はこの春画を描く際に先行する浮世草子（『風流連三味線』の挿絵を意識していたにちがいない。一方、読み手の立場から考えるならば、この奇抜な性表現が先行する浮世草子の趣向から取られていることを見抜く楽しさを味わったにちがいない。

最後に、これらの表現が〈浮世草子の挿絵〉から〈春画〉へと移行していった理由について触れておきたい。やはりここでも、先述した〈粉本主義の伝統〉と〈模倣の「趣向」化〉のふたつが考えられる。

前者の根拠として、双方の図柄における〈様式の類似性〉が指摘できる。春画を手がけた多くの絵師は、若き日に〈浮世草子の挿絵〉をいくつも描いており、そうした挿絵を描くなかで——あるいは他人が描いた挿絵を参考にして——自らの画力を鍛えていった。その



図57 浮世草子 『和漢遊女容気』

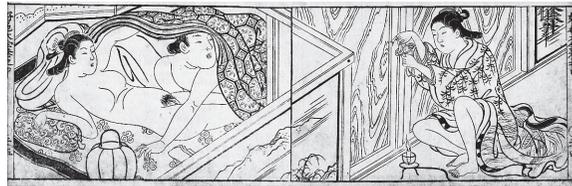


図58 西川祐信 春本 『和楽色納戸』



図59 浮世草子 『風流連三味線』



図60 西川祐信 春本 『風流みづ遊』

ため、彼らにとっては浮世草子の挿絵が粉本であり、後年、春画を描く際にそれらの挿絵を手本としたにちがいない。

一方、後者の根拠として、双方の図柄における〈画趣の類似性〉が指摘できる。こちらは、春画が浮世草子の表現方法である〈模倣の「趣向」化〉を積極的に取り入れて、先行作品に描かれた趣向や設定を性交図へ転化する変奏表現を盛んに描くようになったからである。その結果、春画のなかに演劇作品や文芸作品の表現が取り込まれていき、春画の読み手はその趣向を見抜くことに興を見出したといえよう。

ただいづれにせよ、〈春画〉と〈浮世草子の挿絵〉のあいだにはいくつかの類似表現が存在し、双方の文化的距離は近しかったといえるだろう。⁽⁵³⁾

三 春画と浮世絵

浮世絵から春画へ

これまではおもに〈草子本の挿絵〉と〈春画〉の類似性について見てきた。そこで以下、この関係に〈浮世絵〉を加えて、春画、挿絵、浮世絵の三方から浮世絵春画の借用表現について考えてみたい。

そもそも浮世絵においては、かなり大らかに図柄のやり取りが行われてきた。たとえば、鈴木春信の浮世絵などは、その多くが先例の図柄を借用して描かれていることがすでに指摘されている。なか

には人物描写に限らず、点景物の描写のみを借用した例も見られる。⁽⁵⁵⁾ もちろん、こうした傾向は浮世絵に限ったことではなく、春画においても同様である。春画では、人物を描いた性交図に限らず、背景の点景物のみを借用した例も見られる。

その最もわかりやすい例が、恋川笑山の春本『旅枕五十三次』（嘉永期 一八四八―五四）の背景図である。この春本は、当時流行りの〈東海道中もの〉の趣向を用いており、東海道五十三次の宿場町のようにすべて性交図に描き変えたものである。⁽⁵⁶⁾ こうした〈東海道中もの〉の趣向は、当時、十返舎一九『道中膝栗毛』（享和二年―文化十一年 一八〇二―一四）の大ヒットによって大いに流行し、読本などの文芸書誌だけでなく、歌舞伎や浄瑠璃にも用いられるようになった。恋川笑山の春本『旅枕五十三次』もこうした時世の流れを受けて描かれたと考えられる。ただ、この春画の面白いところは、単なる趣向の転用に留まらず、図柄においても先達の作品に倣って描かれている点にある。

たとえば、春本『旅枕五十三次』の「掛川」には、旅人と機織女の性交図の背景に〈橋を行き交う僧・子供〉や〈田植えをする人びと〉が描かれているが〔図61〕、この背景は、歌川広重の『東海道五十三次』（天保四―五 一八三三―三四）の「掛川」（浮世絵）の情景〔図62〕とほとんど同じである。双方は、山並みや田植えの景色、橋の常夜灯まで類似しており、恋川笑山はこの春画を描くにあ

たつて、広重の浮世絵から図柄を借用したことは間違いない。またほかにも同じような例がいくつか見られ、たとえば春本『旅枕五十三次』の「三寫」の背景には鳥居と石塔がうつすらと描かれているが〔図63〕、これは広重の『東海道五十三次』の「三寫」に描かれた背景を借用している〔図64〕。また「三寫」(春画)には籠屋と女客の性交図が描かれているが、これも広重の浮世絵に描かれたモチーフを借用している。同様に、春本『旅枕五十三次』の「江尻」の背景には湾内に留まる多くの帆船が描かれているが、これも広重の浮世絵「江尻」に描かれた風景を借用している。ほかにも、春本『旅枕五十三次』の「吉原」の背景には松並木を行き交う馬上の旅人が描かれているが、こちらも広重の浮世絵「吉原」に描かれたモチーフをそのまま借用している。

こうした例からもわかるように、恋川笑山は春本『旅枕五十三次』のなかで、〈東海道中もの〉の趣向に加えて、さらに当時、世相で流行していた広重画(『東海道五十三次』)の図柄をそのまま借用している。ここで恋川笑山は図柄における「模倣の「趣向」化」を試みており、もちろんこの春画を手にした人びとは、絵師の仕掛けたこれらの技巧を見抜くことを楽しんでにちがいない。もともと、春本『旅枕五十三次』のすべての画面に、広重画からの借用表現が用いられているわけではないが、〈浮世絵春画〉と〈浮世絵〉をつなぐ例として特筆すべき作品のひとつである。



図61 恋川笑山 春本『旅枕五十三次』[掛川]



図62 歌川広重『東海道五十三次』[掛川] (『保永堂版 広重 東海道五拾三次』2004年より転載)



図63 恋川笑山 春本『旅枕五十三次』[三寫]



図64 歌川広重『東海道五十三次』[三寫] (『保永堂版 広重 東海道五拾三次』2004年より転載)

またもうひとつ、〈春画〉と〈浮世絵〉のつながりを示す事例がある。それは勝川春章の春本『艶美珍画 番枕陸の緑』（天明四年 一七八四）の冒頭図である〔図65〕。この画には、桜木の下で若衆が句意をひねる場面が描かれており、その傍らに奴が硯箱を持って屈んでいる。また幔幕の内には多くの女性が描かれており、その女性のなかには年老いた老婆や幕の切れ目から覗き見る者までいる。そして興味深いことに、勝川春章はこの画とほとんど同じ図柄を肉筆浮世絵（『桜下詠歌の図』）として描いている〔図66〕。双方の主題、構図、要素はまったく同じであり、奴の姿勢も極めて似ている。その違いといえは、肉筆画の方が幔幕内の女性の数が多く、若衆の表情もいくぶん丁寧に描かれている。『桜下詠歌の図』の制作年が不明なために双方の影響関係はわからないが、ここから勝川春章は同じ図柄を〈春画〉にも、〈肉筆浮世絵〉にも描いていたことがわかる。

ところで、この勝川春章の画図には先行画が存在する。それは鈴木春信による浮世絵『漢詩を作る若衆』（明和二年—七年 一七六五—一七〇）である〔図67〕。春信は、この画のなかで、幔幕の際で漢詩をつくる若衆と、その傍らで硯鉢を持つ小僧を描いている。春信画と春章画は、その様式は異なるものの、画題の点から見れば双方は非常によく似ている。逆にその違いといえは、幔幕の内側が描かれているか否かに加えて、春信画には秋の紅葉狩りの風景が描かれ

ており、春章画には春の花見の風景が描かれている⁵⁷⁾。おそらく春章はこの春信画（漢詩を作る若衆）に倣ってふたつの「桜下詠歌の図」を描いたと考えられるが、このことは趣向の系譜を辿ることで裏付けることができる。

まず春信画（『漢詩を作る若衆』）の若衆が持つ懐紙に注目してみれば、そこには「石上題詩掃緑苔」の漢詩が記されている。この一節は『和漢朗詠集』の「秋興」に収められた白居易の「林間煖酒焼紅葉」の次句にあたる。そこから、この画は『和漢朗詠集』の漢詩「林間煖酒焼紅葉（林間に酒を煖めて紅葉を焼く）石上題詩掃緑苔（石上に詩を題して緑苔を掃ふ）」の詩意を描いていることがわかる。そうすると、若衆が漢詩をひねる図柄はその詩に記された「石の上の緑の苔をはらってそこに詩を書き付ける場面」を当世風に描き替えた表現であることがわかる。さらにこの絵は、左側の幔幕内に漢詩の前句の表現を包み隠しており、この絵を見る者に「林間に酒を煖めて紅葉を焼く」の詩句を想起させる演出が施されている⁵⁸⁾。

このことを踏まえて、ふたたび勝川春章の春本『艶美珍画 番枕陸の緑』の冒頭図を見るならば、この画のなかにも『和漢朗詠集』の漢詩を想起する書き入れが施されている。注目すべきは、奴の台詞である。そこには「おだんな（旦那） 赤貝をぎんだしで（煮染めた）に（切）ひがいたします」と記されている。ここでの赤貝とは〈女性器〉のことと示しており、同時に〈酒・紅葉〉にも見立てられている。つま

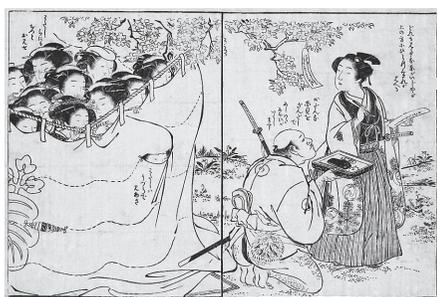


図65 勝川春章 春本『艶美珍画 番枕陸の緑』



図66 勝川春章 肉筆浮世絵『桜下詠歌の図』（『勝川春章とその一門』三彩新社より転載）



図67 鈴木春信『漢詩を作る若衆』（『浮世絵ベルギーロイヤルコレクション展』2008年より転載）

りこの台詞から、幕内の女性たちが若衆を見て陰部を火照らし、その匂いまで伝わる状況を読み取ることができる。これは林間で酒を温めるために紅葉を焼き、そのことで「温められた酒」と「焼かれる紅葉」の香りが漂う漢詩の風情を重ねて表現している。つまり「赤貝をぎんだしでにじめたにほひがいたします」とは、「林間に酒を暖めて紅葉を焼く」の詩句を春画調に言い換えた表現である^⑩。

以上まとめると、春章は春本『艶美珍画 番枕陸の緑』の冒頭図において、春信の浮世絵から図柄のみならず、その趣向までも借用している。そのうえ、幕のなかを大胆に描くことで、『和漢朗詠集』の漢詩を見事に春画調に転換している。

このように〈春画〉と〈浮世絵〉にはいくつかの借用表現が見られ、こうした事例を通じて、双方のあいだで図柄の大胆なやり取りがあったことを窺い知ることができる。

旅籠屋女の図譜

それでは次に、「旅籠屋女」というモチーフに着目し、春画、挿絵、浮世絵における図柄の類似性を考えてみたい。江戸時代の絵画には、しばしば旅籠屋が描かれるが、そのなかで最も有名なのは歌川広重による『東海道五十三次』の「御油」の風景であろう。そこには、旅籠屋女たちが街道をいく旅人の袖や首もとを引っ張り、宿に連れ込もうとする場面が描かれている。当時、実際に「御油」の旅籠屋

女が旅人相手に強引な接客をしていたかどうかかわからないが、少なくとも江戸時代には、〈旅籠屋女〉は旅人の袖を引いて、客を無理やり宿に連れ込むというイメージが浸透していたようである。

というのも、いくつかの春画にこうした〈旅籠屋女〉のイメージが描かれている。たとえば、奥村政信の春本『伊勢物語俳諧まめ男 夢想頭巾』（三川の国とめ女ハッ橋）には、〈旅籠屋女〉が「とまらんせく」と言いながら、笠をかぶった旅人の腕を掴み、強引に宿に連れ込もうとする場面が描かれている〔図68〕。また同様の図柄が北尾重政の春本『新造 笑本色千鳥』（安永七、八年 一七七八、七九）にも見られ、〈旅籠屋女〉が旅人を強引に引き留めようとして「泊るがばん（晩）に来る気があるか」と言い張る場面が描かれている。〔図69〕。

なお、この春本（新造 笑本色千鳥）が刊行される以前の明和四、五年（一七六七、六八）に、鈴木春信が浮世絵『蟬丸』なかで、この図柄とほとんど同じ〈旅籠屋女〉の姿を描いている〔図70〕。となれば、重政がこの画を描くにあたって春信の図柄を借用したと考えられるが、これらの図柄とほとんど同じものが、西川祐信の絵本『絵本大和錦』（寛保三年 一七四三）にすでに描かれている〔図71〕。こうしてみると、この図柄の影響関係は極めて複雑である。祐信画（『絵本大和錦』）と春信画（『蟬丸』）の図柄の違いに注目してみれば、前者に描かれた旅人は二本差しであるが、後者に描かれた旅人は一

本差しである。ちなみに、重政画（『新造笑本色千鳥』）に描かれた旅人は二本差しであるため、重政は春信の浮世絵に倣ったというよりもむしろ、祐信の絵本に倣って描いたと考えられる。

それでは、春信画はどの絵に倣ったのかといえば、祐信画以前にすでに奥村政信が春本『伊勢物語俳諧まめ男 夢想頭巾』のなかでこの図柄を描いており、政信画には一本差しの旅人が描かれているため〔図68〕、春信は政信の春本から図柄を借用したと考えられる。ただ不可解なことに、春信画には宿の軒先に〈茶器の棚〉が描かれており、政信画にはこれが描かれていない。一方、祐信画には〈茶器の棚〉が描かれている。となれば、春信は政信画と祐信画の双方の図柄に倣って浮世絵『蟬丸』を描いたと考えられる。

こうしてみると、〈旅籠屋女〉の図柄の借用関係は非常に複雑な様相を呈しており、それを描かれた年代順に並べ、かつ旅人の帯刀数で分けると、次のような系譜が浮かび上がってこよう。

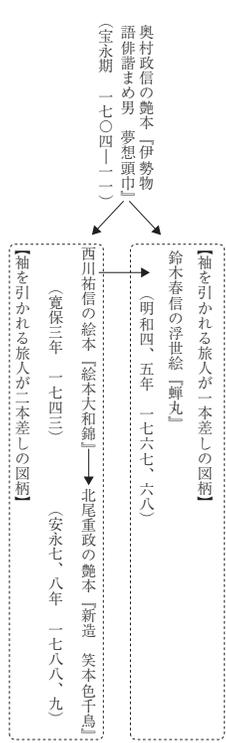




図68 奥村政信 春本『伊勢物語俳諧まめ男 夢想頭巾』



図70 鈴木春信 浮世絵『蟬丸』(『青春の浮世絵師 鈴木春信—江戸のカラリスト登場』より転載)

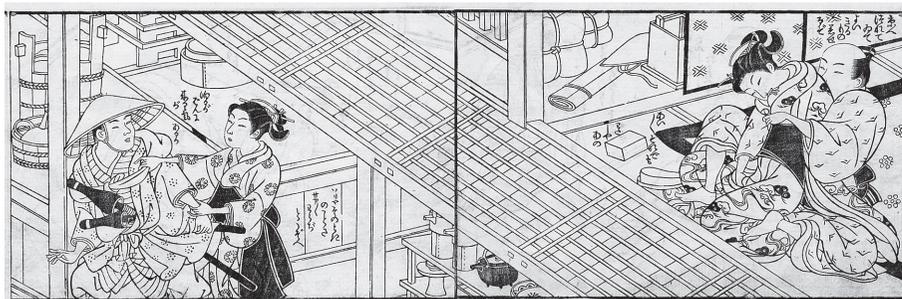


図69 北尾重政 春本『新造 笑本色千鳥』

この系譜だけを見ていれば、〈旅籠屋女〉の図柄は奥村政信の考案によるものと思えるが、話はそう単純ではない。なぜなら、この図柄は〈浮世草子の挿絵〉のなかで頻繁に描かれているからである。管見の限りそれらを拾っていくならば、まず正徳三年(一七一三)刊の浮世草子『渡世商軍談』(手代は道連の目をぬけ参りの働き)に、屋敷の玄関あたりで笠をかぶった旅人を引き留める女性が描かれている。また享保四年(一七一九)刊の浮世草子『女男色遊』(春より賑ふ冬咲花の顔みせ)にも、旅籠屋女が笠をかぶった旅人の袖を引く場面が描かれている。そのほか、享保二十年(一七三五)刊の浮世草子『渡世身持談義』(蒿にかゝつてさしつく様な遣女が返答)にも、旅籠屋女が旅人を引き入れる場面が描かれている(図72)。ほかに、寛保四年(一七四二)刊の浮世草子『敦盛源平桃』(臆病を見入て化する姫が懐)にも同様の図柄が描かれている(図73)。なお、この挿絵(『敦盛源平桃』)には二本差しの旅人が描かれており、しかも宿屋に茶器の棚が描かれていることから、祐信画(『絵本大和錦』)に做った可能性が考えられる。こうした図柄はすべて政信画(『伊勢物語俳諧まめ男 夢想頭巾』)よりも後年の刊行であるが、〈旅籠屋女〉の図柄が春画、絵本、浮世絵のあいだを行き来するのと平行して、浮世草子の挿絵のなかでも同じような図柄がいくつも描かれている。

ところで、これほど〈旅籠屋女〉の類似画が多いのには何か理由



図71 西川祐信 絵本『絵本大和錦』



図72 浮世草子『渡世身持談義』



図73 浮世草子『敦盛源平桃』(早稲田大学所蔵・古典籍総合DBより)



がある。ひとつ考えられるのは、こうしたイメージの発端は江戸前期に出版された「好色辞典」の記述にあるといえる。たとえば、貞享四年(一六七八)刊の浮世草子『好色貝合』のなかに「旅籠屋女」の項目があり、そこには次のように記されている。

「旅籠屋女」

旅籠屋の女は、旅人にぬれかける色づくり。前垂にをき手拭。或は大嶋田に振袖。帯しりげたにかけ。旅人にむつれ。馬子にざれて荷物にすがり。袖によりて引こみ。とりいる、を第一也。実らしい事はみぢんなき物から。とめる時のあいさつと。とめすまいてのあしらい、天地黑白つらがにくし。

この記述では、「旅籠屋女」は、旅人の「袖によりて引きこみ」、客に取り入ることを第一とし、泊まる時のあいさつと、泊まるのを断った時のあしらいは、天地黑白のごとく違うとしている。なお、浮世草子『好色貝合』は、前年の貞享三年(一六八六)刊の『好色訓蒙図彙』の補遺の書物であり、どちらも好色事項に関する図解百科事典(図彙物)である。当時、このような好色辞典が数多く出版され、世にひろく流布しており、「旅籠屋女」のイメージもこうした辞典の記述によってしだいに形作られたといえよう。

そしてこの「旅籠屋女」のイメージが、長い図柄の系譜を通じて

歌川広重の『東海道五十三次』（御油）に描かれることになる。おそらく広重も、この宿場町を描くにあたって、そうした〈旅籠屋女〉のイメージを趣向として取り入れたにちがいない。

春画と意馬心猿図

これまではおもに〈春画〉と〈浮世絵〉との図柄のやり取りについて見てきたが、ここでは少し視点を変えて、〈仏教訓画〉と〈春画〉について考えてみたい。

そこでもまず、奥村政信の春本『善悪占仕形道成寺』（延享四年 一七四七）の第三巻の冒頭画に注目したい。この画には、性交図は描かれていないが、画中に「心」の字と共に〈丙午の男〉と〈丙午の女〉が描かれている（図74）。また画面中央には、「心の駒に手縄ゆるするな」と記されており、一見、演劇の幕開けのようにも見える。実はこれと似たような絵が、西川祐信の絵本『絵本清水の池』（享保十九年 一七三四）（図75）や鈴木春信の絵本『絵本董の的』（明和四年 一七六七）にも描かれている。祐信画（『絵本清水の池』）や春信画（『絵本董の的』）では、中央の杭に〈心〉という字と〈錠前〉が付けられており、そこから延びる手綱の先には〈猿〉と〈馬〉が描かれている。これらの画は、当時、人びとのあいだでよく知られた〈仏教訓画〉の「意馬心猿図」である。

では「意馬心猿図」とはどのような絵であろうか。「意馬心猿」

とは、『広辞苑』によれば「煩惱・欲情・妄念のおさえがたいのを、馬が疾走し猿がさわぎたてて制しがたいのにたとえていう語」と記されている。またこの言葉は仏教經典に由来すると言われており——ただし、経文のなかに「意馬心猿」という言葉は記されていない——、『心地観経』（卷八）にある「心は猿猴の如く」という記述をもとに作られた造語とされている。

なお、「意馬心猿」の絵画化についてはすでに腮尾尚子氏が詳しく論考されており⁶⁹、ここではその論考に従いながら「意馬心猿図」の〈春画〉への展開を考えてみたい。

その先行研究によれば「意馬心猿図」の最も古い例は貞享五年（一六八八）刊の『絵本宝鑑』の挿絵とされている。この絵本は、当時世相で知られる様々な訓戒や思想を挿絵として描いた教訓絵本である。そのなかの第二巻（第三十二）に「意馬心猿図」が描かれており（図76）、〈心〉という字と〈錠前〉から延びる手綱には〈猿〉と〈馬〉が描かれている。またこの画には解説文が付けられており、その一部を引用する。

意馬心猿図

意馬心猿はみな心のたとへ也。経意を以て書し也。散乱の心をば馬のさはぐにたとへ。貪欲の心をば猿の菓を愛するにたとふ。さればにや意馬。六塵の境にはしり。心猿五

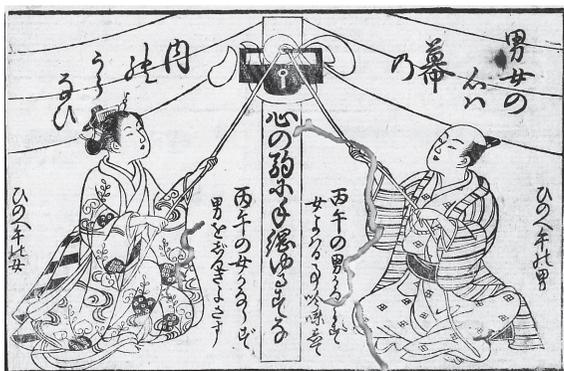


図74 奥村政信 春本『善悪占仕形道成寺』



図75 西川祐信 絵本『絵本清水の池』

この解説文から、「意馬心猿」という言葉は経文を典拠としていることがわかる。また、「散乱の心」が「馬の騒ぎ」に、「貪欲の心」が「猿が菓を愛する行為」に例えられている。ここでは貪欲の心を法性の柱にしつかりと結びつけておく仏教的訓戒が説かれている。なお、この解説文の末尾には「やまとうたに ひかれなばあしき道にも入ぬべし 心の駒に手縄ゆるすな」という教訓歌も添えられている。したがってこの教訓絵本では「意馬心猿」の意味が挿絵、解説文、教訓歌の三点から説かれている。

ところで、「意馬心猿図」は江戸時代の絵本にばかり描かれてきたわけではない。この画はおもに庶民教化の場で用いられ、貪欲を抑制する志を示した絵図として家々の床の間などに掛けられてきた。たとえば、そうした情景は狂言本『けいせい鎌倉山梶原一生記』（享保十二年 一七二七）の挿絵から確認することができる。そこには部屋の襖に「意馬心猿図」が掛けられた場面が描かれている（図77）。

また興味深いことに、こうした情景は春画のなかにも描かれている。竹原春朝齋の春本『艶本美徒和草』（享保五年 一七二〇）には、若い男女が「意馬心猿図」を眺めながら性交にふける場面が描かれている（図78）。ここでは、貪欲を戒める訓戒画などは性欲に駆られた若い男女の前ではまったく意味をなさない様子が示されており、「欲望を戒めた教訓画」を「欲望に駆られた性交図」に描き込むことで日常的によく知られた教訓事項を逆手にとる春画ならではの諧謔表現を演出している。

ではここで、もう一度、先ほどの奥村政信の画図（図74）に戻ろう。政信はこの画のなかで「意馬心猿図」の「猿」と「馬」を「丙午の男」と「丙午の女」に変えた見立図を描いている。しかもその画中に記された「心の駒に手縄ゆするな」という言葉は『絵本宝鑑』の教訓歌から取られている。幼い頃から「意馬心猿」の訓戒を耳にしていた人びとは、政信画に描かれた幕開けの描写が仏教教訓画とはまるで正反対の好色世界への入り口であることを知りながら、この画の意味と意図の違いを楽しんだにちがいない。

このように浮世絵春画には、性表現がまったく描かれていない画であっても、二重、三重に見立てが重ねられている場合がある。しかもそこには教訓的意味を逆手にとった遊び心がたぶんに含まれているのである。



図76 『絵本宝鑑』「意馬心猿圖」



図77 狂言本『けいせい鎌倉山梶原一生記』（東京大学霞亭文庫所蔵）



図78 竹原春朝齋 春本『艶本美徒和草』（立命館大学ARC所蔵・hayBKE1-0002-0006）

おわりに

こうして見ると、浮世絵春画にはじつに様々な借用表現が描かれていることがわかる。しかもその表現は、春画のみならず、唐本の挿絵、浮世草子の挿絵、浮世絵、絵本、教訓本などに倣って描かれている。その点に注目してみるならば、江戸の〈挿絵文化〉と〈春画文化〉の近似性が容易に浮き上がってこよう。また双方の文化的繋がりは、たんに図柄が似ているか否かを越えた深い関係で結ばれており、浮世絵春画も江戸時代の出版界の大きなうねりのなかで描かれてきたことがわかる。

また本論の出発点であった「なぜ、春画に借用表現が用いられたのか」という問いに対しては、おもに〈粉本主義の伝統〉、〈模倣の「趣向」化〉、〈出版元の依頼〉の三点から考えることができる。ここでもう一度、これらの視点と春画との関わりについて整理しておきたい。

まず春画と〈粉本主義の伝統〉についてである。本来、粉本主義は上位絵師の体制維持を目的とした制度であったが、江戸時代になると、町絵師や浮世絵師のあいだでも用いられるようになった。もちろん、春画も作画行為である以上、こうした方法が用いられ、先達の図柄を手本とし、それを写し取ることで自らの画力を鍛えていった。しかも、そうした手本には〈舶来の唐本〉が用いられた。

このことは〈明代の春宮画〉と〈浮世絵春画〉の図像比較から指摘することができる。浮世絵春画には〈明代の春宮画〉に倣った表現が多く描かれており、当時、日本の絵師がこうした舶来の性愛画を手本に春画を描いていたことがわかる。一方、それらの絵師のなかには、春宮画だけでなく、〈浮世草子の挿絵〉なども手本としたことが、浮世絵春画にそれらの挿絵と同じような図柄が多く描かれていることから指摘できる。

次に春画に関する〈模倣の「趣向」化〉についてである。〈模倣の「趣向」化〉は、おもに文芸表現のなかで用いられた手法であり、先行作品の模倣を行うことで新たな表現世界を創り出していった。そしてこうした手法は、江戸時代の出版状況を通じて、しだいに浮世絵春画にも取り入れられていった。しかも、〈模倣の「趣向」化〉は春画のみならず、浮世草子の挿絵、浮世絵、絵本との間で図柄が「趣向」として行き来するかたちで行われた。ちなみに、その事例は多岐にわたり、なかにはおよそ百年前に描かれた図柄が、突如、春画に〈模倣の「趣向」化〉として描かれた例も見られる⁽⁶⁾。

そしてここで重要なのは、こうした表現方法が成立した背景に〈春画〉と〈浮世草子〉〈絵本〉の読者層が重なっていたことである。この重なりは版元が記す出版広告などを通じてしだいにつくられていき、その結果、江戸時代の表現文化——文芸、演劇、芸能、絵画、俳諧など——を横断する文化的リテラシーが芽生えたといえよ

う。〈模倣の「趣向」化〉も、こうした文化的基盤のうえに成り立っていたのである。

そして三点目は、春画における〈出版元の依頼〉についてである。浮世絵春画を考える場合、版元の意向は重要なファクターのひとつである。なかでも江戸時代の春画表現に最も影響を及ぼしたのは〈京の八文字屋〉であった。この版元は春画表現のなかに「世俗の日常性」と「情動の具体性」をもたらし、その画中に〈横長の俯瞰構図〉を導入し、〈人物の台詞〉を書き入れた。しかもこの画面の変化によって性交図の背景が詳細に描かれるようになり、一枚の画からでも画中の人物の〈情況〉や〈関係〉を読み取ることができるようになった。またこの変化は、春画が単なる性交画ではなくなり、その背景にさまざまな人間模様を描く戯れ画へと移り変わったことを意味している。

こうした過程を経ることで春画には多くの借用表現が描かれていった。そして最も重要なことは、先例の作品に描かれた世界観を、こうした借用表現を通じてその作品のなかで透かし見る表現意図にある。たとえて言うならば、〈芭蕉〉と〈蕪村〉の俳句の関係性に近い。

五月雨をあつめて早し最上川

芭蕉

五月雨や大河を前に家二軒

蕪村

双方の句意を比較してもわかるように、互いに五月雨によって急激に水かさが増した大河のイメージを描いている。となれば、芭蕉の句より後世に詠まれた蕪村の句は、あきらかに芭蕉の句意に倣ってつくられている。ただし蕪村の句は、芭蕉の句をあらかじめ模倣しているわけではない。蕪村の句は、芭蕉の句によって描き出されたイメージを模倣することで、その変奏表現を描いているのである。この蕪村の演出によって、蕪村自身の句のなかで芭蕉の描いた世界観を透かし見ることができると感じることが蕪村の句の興であり、こうした興をつくり出す演出が〈唐本・浮世草子・浮世絵〉と〈春画〉の図像表現のあいだでも行われていた。⁽⁶⁶⁾このことが春画に借用表現を描かせた最も本質的な理由であり、人びとはその興を味わうために春画を手にしたのである。

それ故に、浮世絵春画を考える場合、唐本、浮世草子、浮世絵、絵本、教訓本、読本との比較検討が必要不可欠である。浮世絵春画をこれらの表現ジャンルと切り離して考えてしまうと、かえってその表現の本質が見えにくくなってしまふ。なぜなら、浮世絵春画には性交図の背景に春画文化の外側からやって来たものがたくさん散りばめられているからである。そのことを忘れてはならない。春画文化の内側をめぐり歩いているだけでは、それらの図柄がどこから来て、どこへ行くのか、その道筋を辿ることも、その興を味わうことも、できない。

- (1) 春画における図柄の類似性に関しては、林美一『艶本研究叢書(一)』(十四)〔有光書房 一九六三―一九七六年〕や白倉敬彦『春画の謎を解く』(洋泉社 二〇〇四年)の先行研究がある。また近年、春画にパロディの要素を見出す研究から、(教訓書・絵本)と(春画)との類似性を指摘するA・ガーストル『女令川おへし文』解説〔近世艶本資料集成IV〕国際日本文化研究センター 二〇〇七年)の論考がある。
- (2) 藤懸静也『増訂 浮世絵』雄山閣 一九四六年 七頁・二二頁、澁井清「江戸と上方―浮世草子の挿絵にみる―」〔美術史〔No.34〕美術史学会 一九五五年 九二頁〕、鈴木三重『絵本と浮世絵』美術出版社 一九七九年 七〇頁
- (3) 稲賀繁美「類似の臨界―影響か否かの判別基準をめぐって―」〔模倣と創造のダイナミズム〕山田奨治編 勉誠出版 二〇〇三年 九六頁―一〇五頁
- (4) 小林忠「見立絵―浮世絵師鈴木春信の場合―」〔日本の美学〔第十二号〕〕ペリカン社 一九八八年 五一頁
- (5) 作画様式の点からいえば、江戸時代の「絵本」の構図をそのまま春画に借用した例が数多く報告されている。たとえば、林美一『艶本研究 重政』有光書房 一九六六年 一三四頁―二三八頁など。
- (6) 『絵本手事之発名』(文化二年 一八〇五)〔浮世絵秘画の研究〕吉田映二 画文堂 一九七一年 二二五頁―二二六頁
- (7) なお、櫻井雪館の『畫則』(安永六年 一七七七)には、「近世ノ人多ハ古人名手ノ畫ヲ数品謄写シ獲テ之ヲ秘蔵シ、竊ニ粉本トシテ絹紙ニ模寫シテ以テ自畫ト稍シ、何某ガ筆意ニ倣ノ寫意ト書シテ是ヲ畫能トスル輩ハ、筆意ノ骨法法則ヲ不レ知」〔日本畫論大観〕編者坂崎坦 アルス 一九二七年 八九頁)と記されており、絵筆の鍛錬としての粉本主義を批判する文章が記されている。しかしここから、江戸時代はこうした筆意を倣う模写が日常的に行われていたことがわかる。
- (8) 菊池容斎『容斎畫意』(天保十一年 一八四〇)〔日本畫論大観〕編者坂崎坦 アルス 一九二七年 二九二頁
- (9) 中嶋隆「西鶴と其蹟―「模倣」の美学―」〔國語と國文學(八文字屋本)〕東京大学国語国文学会 至文堂 二〇〇三年 二七頁
- (10) 註(9) 前掲書 二六頁―二七頁
- (11) 花咲一男『改訂版・川柳春画志』太平書屋 二〇〇三年 一四八頁
- (12) 勝川春章の『會本榮家大我怡』(天明七年 一七八七)、『拜開よぶこど梨』(天明八年 一七八八)、『艶保夢志知婦集』(寛政二年 一七九〇)などの序文で、本屋が絵師に春画を依頼するようすが記されている。また溪斎英泉の『新梓枕文庫』の序文では、「書肆の好物を以て予に一冊を画て是を陽春の笑草にせん輛を乞、従来好の道なれば、頓に桜木に壽ことはなしぬ、嗚呼累年の新版数十部、めずらしき姿を寫出すのいとまなし、只催促を防為にすること多ければ、古を以新梓に枕文庫となつくることしかり」(林美一『艶本研究 英泉』有光書房 一九六六年 一〇三頁)と記されている。
- (13) 葛飾北斎『絵本つひの雛形』(林美一『艶本研究 お栄と英泉』有光書房 一九六七年 一八一頁)
- (14) 河野元昭「春画―中国から日本へ」〔浮世絵秘蔵名品集 小町びき〕

- 学習研究社 一九九二年 六四頁)
- (15) 司馬江漢の『西洋畫談』(寛政十一年 一七九九)には「世人我を以て春信なりとす。予春信に非ざれば心伏せず、春重と號して唐畫の仇英或は周臣等が彩色の法を以て吾國の美人を畫く」と記されている。
- (16) 註(14) 前掲書 六四頁―六五頁
- (17) 大庭脩『漢籍輸入の文化史―聖德太子から吉宗へ―』研文出版 一九九七年 一―八頁―一二頁、一四二頁―一四三頁
- (18) 仲田勝之助『絵本の研究』八潮書店 一九五〇年 三〇頁
- (19) 溪齋英泉『無名翁隨筆』(天保四年 一八三三)(『燕石十種』(第三卷) 中央公論社 一九七九年 二七三頁)
- (20) 中野三敏『漢文戯作の展開』(『江戸文学と中国』毎日新聞社 一九七七年 一〇二頁)
- (21) ちなみに上方では、月岡雪鼎や竹原春朝齋などが和文教訓書や和文医学書を春画に翻案した作品を描いている。こうした和本の春画への転用も、知識人の教養や矜持が諸謹精神と結びついたところで行われており、その点で「漢文戯作」の成立状況と非常によく似ている。そのため、これらの教訓書・医学書を転用した春画が数多く描かれた背景には、当時の上方における「漢文戯作」の出版流行が考えられる。
- (22) 瀧本弘之「『金瓶梅』『紅樓夢』の挿画について」(『中国古典文学挿画集成四 金瓶梅・紅樓夢』遊子館 二〇〇三年 九頁)
- (23) 註(22) 前掲書 八頁
- (24) 北尾重政『男根女門昼夜入話 笑本姫小松』(林美『艶本研究 重政』有光書房 一九六六年 一三三頁)
- (25) 同様の記述が春画以外の書物にも記されている。歌川豊國の「畫帖時世粧」(享和二年 一八〇二)の序文には「倭画やまとゑちふものは、もの、菱川ひしがわの氏うぢより、おつ始めて、西川の流、ふたつさ、わかれてより」と記されている。
- (26) 伴蒿蹊『近世畸人伝』(三卷)に「享保の初め、京に手車てくるまといふものを賣る翁あり。糸もてまはして「是れは誰れかのぢや」といへば、「これはおれがのぢや」と答へて童買わらわひて甃わぶ、されば此の人いで来れば、童集ひて喜ぶ事なりし。」と記されている。(『日本古典全集』(第三期) 近世畸人伝 日本古典全集刊行会 一九二九年 九四頁―九六頁)
- (27) 白倉敬彦『西川祐信の描いた春画の女』(『国文学 解釈と鑑賞』至文堂 二〇〇六年 一四四頁)
- (28) なお、その後この祐信画は北尾重政の『笑本春の曙』の「ちかくてとをき物」のなかにそのまま模写されている。
- (29) 岸文和『絵画行為論―浮世絵のプラグマティクス』醍醐書房 二〇〇八年 八七頁
- (30) 『好色貝合』(貞享三年 一六八六)の文章が「好色一代女」の文面からかなり剽窃されている点など。江本裕「近世小説と挿絵」(『絵解き―日本の古典文学三―』有精堂 一九八五年)
- (31) 中嶋隆『西鶴と元禄文芸』若草書房 二〇〇三年 一七三頁―一九〇頁
- (32) 信多純一「近世小説と挿絵」(『国文学研究資料館講演集三』国文学研究資料館 一九八二年 六一頁)
- (33) 中嶋隆「『絵入往生要集』諸版考―元禄二年版と西鶴『新小夜嵐』を

めぐって―(『近世文芸(六四)』 日本近世文学学会 一九九六年 一頁)

(34) 江本裕「西鶴小説の挿絵―『諸艶大鑑』の首尾二章を中心に―」(『芸能文化史(第十一号)』芸能文化史研究会 一九九一年 七八頁)

(35) もちろん、春信がこの画を描くにあたって直接『極楽物語』の挿絵を参考にしたと考えることもできる。そのほか、空から飛雲に乗り降りてくる二神は、浮世草子『忠見兼盛 彩色歌相撲』(延享四年 一七四七)や浮世草子『和漢遊女容気』(享保元年 一七一六)の挿絵にも描かれている。また明和六年(一七六九)に刊行された『売船土平伝』の挿絵には庶民女が雲に乗って降りてくる場面が描かれている。

(36) 江本裕「江島其磧の方法序説―西鶴剽窃を通して―」(『国語と国文学(八文字屋本)』東京大学国語国文学会 至文堂 二〇〇三年 二二頁)

(37) 太平主人校訂解説『西川祐信枕本一雙』太平書店 二〇〇八年 二二七頁

(38) 東大路鐸編集・解説『新編 浮世四十八躰と百人女郎品定』画文堂 一九七〇年 一〇八頁

(39) 松平進「祐信絵本の版行と普及」(『浮世絵芸術(五三号)』国際浮世絵学会 一九七七年 四頁―五頁)

(40) 長谷川強『浮世草子の研究』桜楓社 一九六九年など。

(41) 神谷勝広『浮世草子の挿絵―様式の変遷と問題点―』(『近世文芸(五〇号)』日本近世文学会 一九八九年 一二頁)なお、同論文によれば当初、「八文字屋本様式」は八文字屋以外にも、正本屋の浮世草子の挿絵にも用いられていたことが示されており、ふたつの本屋はともに演劇と深い関係をもっていたことが指摘されている。そのほか松平進「祐信絵本の版行と

普及」(註(39) 前掲書 四頁)では、役者評判記の開口部挿絵(『役者大福帳』八文字屋刊)と艶本の画図(『色ひいな形』八文字屋刊)の共通性を指摘している。

(42) 塩村耕『近世前期文学研究―伝記・書誌・出版―』若草書房 二〇〇四年 三三二頁―三三八頁

(43) 佐伯孝弘氏が「八文字屋本の挿絵―西川祐信を中心に―」(『国文学解釈と鑑賞(第七五巻八号)』至文堂 二〇一〇年 三〇頁―三一頁)のなかで「八文字屋本様式」の挿絵発案者が版元自笑であった可能性を示唆している。

(44) この時代、西沢一風や江嶋其磧は浮世草子のなかに演劇の「やつし」の表現方法を取り入れ、古典や演劇の作品世界観を遊里や恋愛の場面へと変換する表現を積極的に用いた。この頃から江戸文学における趣向性が重視されるようになり(註(40) 前掲書 二四四頁)、この傾向は春画・艶本へと受け継がれていく。こんにちの言葉で(『浮世絵春画のパロディ』)と呼ばれる表現の萌芽は、このあたりにあるといえよう。

(45) なお、同様の構図が吉田半兵衛の春本『源氏御色遊』(天和元年 一六八一)の「大坂の名妓、夕霧」に描かれているが、この画はひとつの画面に女性の淫を覗く男性というひとつの場面を描いている。また画面に台詞は書き込まれておらず、ワイド型の画面ではない。おそらく西鶴の『好色一代男』(『新町の夕暮島原の曙』(巻七))の挿絵に倣ったものと思われる。

(46) なお、西川祐信以前の春画には挿絵本型式が見られないことは、すでに封醉小史『曾本雑考』(一九二八年 三頁)、『精選社会風俗資料集(第

四卷」クレス出版 二〇〇六年）で指摘されている。

(47) なお、「情動の具体性」とは、浄瑠璃の〈世話物〉などで演じられる感情表現のことである。作品のなかで、登場人物の心の動きを表現することを目的とし、愛欲や憎悪などの情緒を具体的に描いていく手法である。

石川潤二郎「其磧世話物考説―主としてその生成を中心として―」（『近世文藝（四）』 日本近世文学会 笠間書院 一九七四年 三九頁―五一頁）

によれば、江嶋其磧は宮古路豊後掾の浄瑠璃に相当深い関心を持っており、こうした〈謡ひ物浄瑠璃〉の抒情的表現に倣って浮世草子の世話物（傾城歌三味線、『風流友三味線』など）を描いたとしている。

(48) 松平進「古典の大衆化と祐信絵本」（『文学』岩波書店 一九八一年 五八頁）

(49) 中嶋隆「春本の復権」（『国文学解釈と鑑賞 別冊』至文堂 二〇〇五年 二二六頁）

(50) 註(40) 前掲書 三〇四頁

(51) 註(40) 前掲書 三二六頁―三二七頁

(52) ちなみに、吉田半兵衛の春本「好色咄浮世祝言揃」（元禄三年一六九〇）にも〈蚊帳への夜這い図〉が描かれている。おそらく石川豊信

の〈蚊帳への夜這い図〉（『欠題艶本』）は、この画に倣ったものとおわれる。またこの画は、春画・艶本が文主絵従型の挿絵から絵主文従型の画図に移行する中間点に位置すると考えられる。この画には背景描写が描かれており、性愛行為の周辺から得られる情報量も多い。ただ、台詞の記入はなく、ワイド型の画面ではない。

(53) なお、これとまったく同じ図柄が西川祐信の春本『枕本太閤記』（享

保五年 一七二〇）に描かれており、この図柄は享保五年頃に描かれたと推定できる。春本『風流みづ遊』は春本『枕本太閤記』の再版本とされている。

(54) なお長谷川強は『浮世草子の研究』（註(40) 前掲書 一〇頁―一一頁）のなかで次のように記している。「其磧作の小説、宝永八年二月刊の「色ひいな形」にははばかりべき画が挿入されてあるといふ。同じ其磧作、正徳二年正月刊かと思はれる「魂胆色遊懐男」は内容において猥雑である。

しかし後世まで春本の代表のやうに考へられてゐた西川の三巻本がこの時期に出はじめた事は、同期に右のやうな作品もありはするが全体として浮世草子（文学史上の術語としての）から閨房の描写、露骨な好色味を分離し、小説としての純一さに近づける役割を果たしたとも、或いは小説側のかかる趨勢の所産とも考へてよいものと思ふ。」

(55) 田辺昌子「鈴木春信の図柄借用―見立の趣向としての再評価―」（『美術史（第一二七冊）』美術史學會 一九九〇年 六六頁―六七頁）

(56) その後、安政二年（一八五五）に同じく〈東海道中もの〉の春画・歌川国麿『東海道五十三次 膝寿里日記』が刊行されている。

(57) なお、鈴木春信の浮世絵「漢詩を作る若衆」の図柄が、同絵師による浮世絵『風俗四季哥仙（弥生）』（明和五年 一七六八年 大英博物館所蔵）から借用されている可能性が指摘できる。浮世絵『風俗四季哥仙（弥生）』の画面右上に、若衆と視線を持つ小僧が描かれている。またこの浮世絵は弥生の年中行事「曲水の宴」をモチーフにしているが、同時に『和漢朗詠集』の「若菜」に収められた菅原雅規「礪石遅来心窃待（石に礪つて遅く来れば心窃かに待つ） 牽流過過手先遮（流に牽かれて過ぐれば

手先づ遮る」の詩句を描いていると考えられる。浮世絵「風俗四季哥仙(弥生)」の〈若衆と小僧の図柄〉は「牽流過過手先遮」の詩句を描いているといえよう。

(58) 菅野禮行校注・訳『和漢朗詠集 新編日本古典文学全集一九』小学館 一九九九年 二二六頁

(59) 信多純一『にせ物語絵 絵と文・文と絵』平凡社 一九九五年 八五頁

(60) なお一点補足するならば、西川祐信の絵本『絵本寢覚種』(延享元年 一七四四)にも、この白居易の漢詩を画図にしたものが描かれている。

その画には、三人の娘が集めた紅葉を焼く奴の姿が描かれており、この奴の図柄が春草画——桜下詠歌の図——に描かれた奴の姿に似ている。そのため、春草が『和漢朗詠集』の漢詩の趣向に合わせて、祐信画(『絵本寢覚種』)の図柄も参考にした可能性がある。

(61) 『好色貝合』(貞享四年 一六七八)〔近世文芸資料第十〕編者吉田幸一 古典文庫 一九六八年 一五三頁

(62) 隈尾尚子「仏教的教訓語の絵画化―「意馬心猿」の例―」(『国文学解釈と鑑賞』第七四卷五号) 至文堂 二〇〇九年 四八頁―五九頁

(63) 春本『艶本美徒和草』(享保五年 一七二〇)の絵師については諸説ある。江戸絵画史研究の浅野秀剛氏によれば、この春本の絵師を序末にある「西川祐兵」の記述や画風の考証から西川祐信としている(『近世絵本の誕生をめぐる』『江戸の絵本―画像とテキストの綾なせる世界―』八木書店 二〇一〇年 三七頁)。一方、リチャード・レイン氏がブルヴェラー本『艶本美徒和草』のなかの上巻第一図の襖部分に「竹原画」とあること

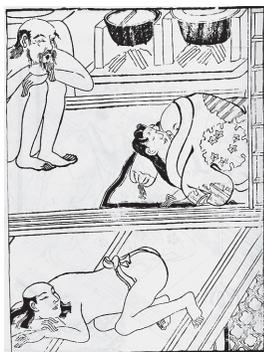
から、この春本の絵師を竹原春朝齋としている(『新編初期版画 枕絵』学習研究社 一九九五年 九二頁)。なお、白倉敬彦氏の『絵入春画艶本目録』(平凡社 二〇〇七年)では、この春本の絵師を竹原春朝齋としている。ただ竹原春朝齋は寛政十二年(一八〇〇)に亡くなっているため、春本『艶本美徒和草』が刊行された享保五年(一七二〇)から逆算すると、この春本を二〇歳前後で描いたことになる。春本制作を行う年齢としては、かなり若い時期の作品といえる。この春本の絵師についてはなお詳細な検証が必要ではあるが、ここでは白倉敬彦氏の『絵入春画艶本目録』の見解に拠ることとする。

(64) これまでの春画研究では、既存の通俗教訓書をそっくりそのまま性表現に移し替えた春画・艶本がいくつか報告されている。たとえば、教訓書『女大学宝箱』(享保元年(一七一六)) ↓春本『女大楽宝開』(宝暦二年(一七五二)頃)、教訓書『女今川おしへ文』(明和五年(一七六八)) ↓春本『女今川おへし文』(明和五年(一七六八)頃)、教訓書『女庭訓御所文庫』(明和四年(一七六七)) ↓春本『女貞訓下所文庫』(明和五年(一七六八)頃) などである。ただ浮世絵春画には、こうした書誌そのものの大胆な展開だけでなく、教訓語彙という細部においても、訓戒意義と性交描写を付き合わせた表現を描いている。

(65) 浮世絵春画のなかには、およそ百年という歳月を経て、突如、先達の図柄が模倣表現として描かれたケースもある。たとえば絵師未詳の『枕屏風』(寛文九年 一六六九)のなかに「長髯の裸男が膝を曲げて座る図柄」が描かれているが、これと同じ図柄が北尾重政の『笑本雙か岡』(安永九年 一七八〇)に描かれている。

(66) なお、江戸時代の春本は「挿絵」と「付文」の内容が互いに独立しているものが多いが、なかには、色事の場合——挿絵——が物語や組物の文脈にそって描かれる場合もある。そのため本論では、あくまでも春画の図像という観点に絞って、その模倣表現を解き明かしてきた。ただし、今後の課題として、書誌学的な観点もふまえて、春本・春画の挿絵を一枚画として独立的に扱うのではなく、冊子本という総体的な観点から模倣表現を考える必要があるであろう。

「付記」本論における翻刻にあたっては、底本の表記どおりに再現した。ただし、原文中で解りづらいと思われる部分については表記の右側に丸括弧をつけて私なりに補った。また翻刻文の引用にあたっては、引用先の原文をそのままに記した。



絵師不詳 艶本『枕屏風』(『季刊浮世絵』[第63号]画
文堂より転載)



北尾重政 艶本『笑本雙が岡』

近代における茶の湯家元と天皇との距離

——天皇・皇族への献茶にみる家元の社会的地位の向上——

廣田吉崇

I 二つの茶の湯文化の存在とその消長

1 歴史上の家元イメージのひずみ

千利休以降の茶の湯の歴史においては、流派という問題が重要となってくる。そして、この流派と密接に関係しているのが家元の存在である。ところで、茶の湯の問題を歴史的に検討する場合、現在の流派あるいは家元のあり方を前提として論じていることはないだろうか。その原因として二つのことが考えられる。もちろん、過去の流派あるいは家元のあり方に関する研究があまり進んでいないことが一つである。そして、もう一つは、茶の湯のそれぞれの流派が語る「お流儀の歴史」である。そこでは、流祖以来代々の家元が同じような比重で取り扱われている。そのような「語り」によって、家元という存在が静的にとらえられ、家元のあり方の変遷という動

的な現実が理解されにくいのである。

本稿では、家元制度が成立したとされる近世中期^①と、家元を具体的にイメージすることができる現代との間、すなわち、幕末をふくむ近代において、家元のあり方がどのように推移してきたのかを考察する。

2 近世における「大名茶」と「わび茶」

近世の茶の湯には、二つの意義が存在した。一つは武家の儀礼としての茶の湯である。これは第二代將軍徳川秀忠、第三代將軍徳川家光の時代におこなわれた、將軍が大名邸を訪問する行事の中心に茶の湯が位置付けられる「数寄屋御成」^②に象徴されている。その後、数寄屋御成は衰退したが、近世初期以来の名物茶道具の献上と下賜、および、その所有が武家社会の秩序形成に重要な意味をもちつ

づけるなど⁽³⁾、武家にとつて、茶の湯の知識や技芸は不可欠な教養であった。もう一つの意義は趣味としての茶の湯である。武家や上流町人が茶の湯を楽しんだことはもちろん、近世における町人農民層の成長とともに、より広範な層に茶の湯が受け入れられた。

このような状況から、近世における茶の湯の歴史について、「大名茶」あるいは「武家茶」という武家層の茶の湯と、「わび茶」という町人層の茶の湯とが、二元的に存在していたように考えられている⁽⁴⁾。ここで「わび茶」という言葉が具体的にさし示すものは、千家流や藪内流などの茶の湯である。これらの流派では、近世中期に、完全相伝制から不完全相伝制に移行し、世襲制の家元を頂点として、中間教授層と多数の門弟からなるヒエラルキーを形成する家元制度⁽⁵⁾、すなわち、「近世家元システム」を実現した。

しかし、近世前期に武家の茶の湯をつかさどる大名家家臣としての「茶堂」の地位を獲得した千家は、近世中期以降、富裕町人農民層に勢力を拡大していく過程においても、その立場を放棄したわけではない。茶の湯における「近世家元システム」の実態は、新たな経済基盤としての富裕町人農民層と、従来からの権威基盤および経済基盤としての武家層との両方に立脚するという二重構造であった。すなわち、前者からは家元としての教授料、伝授料の収入があり、後者からは武家の格式と扶持を得ていた。この二重構造によって安定的な地位を確保していたのが近世の千家家元の姿である。

それとは別に、遠州流や石州流などが広まった武家層において、「大名茶」あるいは「武家茶」とよぶべき武家層の茶の湯が存在していた。そこでは、特色ある茶の湯指導者がみられるものの、その技芸を「茶堂」が伝承するという形態をとり、「家元」のような世襲の茶の湯指導者は、ついぞ誕生しなかった。この点が、「わび茶」との大きなちがいである。結果的に武家層の茶の湯では、茶の湯の技芸を教える側の統制力が弱く、教えられる側の個性が強調される傾向にあった。

なお、大名家に茶の湯の技芸をもって仕えていた側面に着目すれば、千家にしても、武家層の茶の湯の一翼を担っていたといえる。ただし、それは、大名家における職業的茶の湯技芸者としての「茶堂」であり、茶の湯指導者たる「家元」としての立場ではないことに注意しなければならない。

3 近代における「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」

このような「大名茶」と「わび茶」という、異質な二つの茶の湯文化の併存状況は、近代にも引きつがれたといってもよいだろう。文明開化の風潮のなかで衰退した茶の湯の復興を先導したのは、旧大名、近世からの豪商にくわえて、新たに台頭した維新の功臣、財閥関係者らの、「近代数寄者」とよばれる人々である。彼らの茶の湯を「貴紳の茶の湯」⁽⁶⁾とよぶこととする。一方、「わび茶」を標榜

する家元の茶の湯は、すでに幕末に近代を準備するかのとき動きがみられたが、明治維新以降しばらく低迷期をむかえ、その後、広く庶民層を対象に発展していくこととなる。これは、家元を中心とし、流儀の茶の湯の技芸の習得を重視することから、「流儀の茶の湯」とよぶこととする。

「貴紳の茶の湯」の茶人たちは、家元の教えを受けて茶の湯を實踐するというよりも、自らの趣味によって独自の茶の湯を楽しむという特徴があった。⁽²⁾ これらの茶人たちが、室町時代以来の、將軍、大名、豪商などが秘蔵した茶道具を入手し、それを用いて茶会を催したことが端的に示すように、彼らの茶の湯は「大名茶」の伝統を受けつぐものであった。彼らの目には、しよせん家元も、職業的茶の湯技芸者⁽³⁾にすぎなかった。

しかし、このような「貴紳の茶の湯」は、第二次世界大戦後の民主化改革を契機にほぼ解体し、それ以降は社会的影響力を失う。そして、「流儀の茶の湯」全盛の時代へと推移することとなる。現在では「流儀の茶の湯」しか存在していないので、「貴紳の茶の湯」を理解することはむづかしい。財力にまかせて高価な茶道具を買い集めるという人物ならば、今日でもないわけではないが、家元との関係でいうならば、彼らも「流儀の茶の湯」の枠内にとどまっている。現在の家元は、点前という技芸を総轄するだけではない。家元の「好み」と称して茶道具の選択という美意識の面にまで大きな

影響力をおよぼしているのである。家元がこのような「絶対的な」茶の湯指導者であるという状況は、第二次世界大戦後にはじまるものであることを認識する必要がある。

4 指標としての「天皇との距離」

近世から第二次世界大戦までの間、併存していた二つの茶の湯文化、すなわち、「大名茶」から「貴紳の茶の湯」へと継承されたもの、それに対して、実質的には近世中期にはじまる「わび茶」から「流儀の茶の湯」へと展開したもの、この二つの茶の湯文化の消長を通じて、おもに近代の家元のあり方を論じるのが本稿の目的である。その際に、家元の社会的地位の変化を示すために、「天皇との距離」を指標とする。

この「天皇との距離」という指標には、二つのレベルがある。第一のレベルは、象徴的にいえば、天皇が芸能を鑑賞する「天覧」⁽⁴⁾である。明治維新による文明開化の風潮のなかで、日本の芸能文化は、旧弊なものとしていったん見捨てられることとなる。その復興の過程において、天皇制システムによって認知される「天覧」という行事が重要な契機となる事例がみられる。ここでは、上下関係を前提とした「みる・みられる」という関係での「天皇との距離」である。

このようなレベルで「天皇との距離」を論じる場合もあるが、こ

のレベルの一段上には、家元の社会的地位が向上するにつれて、天皇から個人として認識される関係がありうる。すなわち、対等な交際関係を前提とした「天皇との距離」である。この第二のレベルにおいて、現在の家元と皇室との関係は、昭和五十八年（一九八三）に当時の裏千家千政之若宗匠（現在の第十六代千宗室（坐忘齋）と三笠宮容子内親王との結婚が示すように、きわめて親密である）といつてよい。図1に示すとおり、これは表千家側からみても、三笠宮家とは、直接ではないが姻戚関係となっている。このような家元と皇室との通婚を通じて、現在では、家元にとって「天皇との距離」は、ごく近いものとなっている。本稿では、このような二段階のレベルにおいて、皇族をも視野に入れた「天皇との距離」を指標とする。

本稿の構成をあらかじめのべると、IIにおいて、まず近代の前提たる幕末の事例における「天皇との距離」を説明し、そこにみられる家元の「天皇への志向性」を確認する。ついで、III1および2、IV、Vにおいて、それぞれ明治期、大正・昭和初期、昭和戦後期の「流儀の茶の湯」におけるいくつかの特徴的な事例を紹介し、「天皇との距離」の状態、あるいは「貴紳の茶の湯」との関係を見ることにより、家元の社会的地位が変化していく状況、そして、家元を中心とする「流儀の茶の湯」の勢力が拡大していく状況を検証する。

なお、この時期にもっとも象徴的な動きをみせたのは裏千家であ

ると考えられる。本稿では、資料の制約から裏千家の事例を中心にあつかうが、適宜他の流派における並行した現象にもふれることとする。

一方、III3においては、「貴紳の茶の湯」を代表するものとして近代の松浦家の茶の湯をとりあげ、そこにみられる「流儀の茶の湯」との関係や「天皇との距離」の異なる状況について確認する。

これらの検討を通じて、近代の茶の湯における家元システムがどのように発展していったのか、その過程を明らかにする。

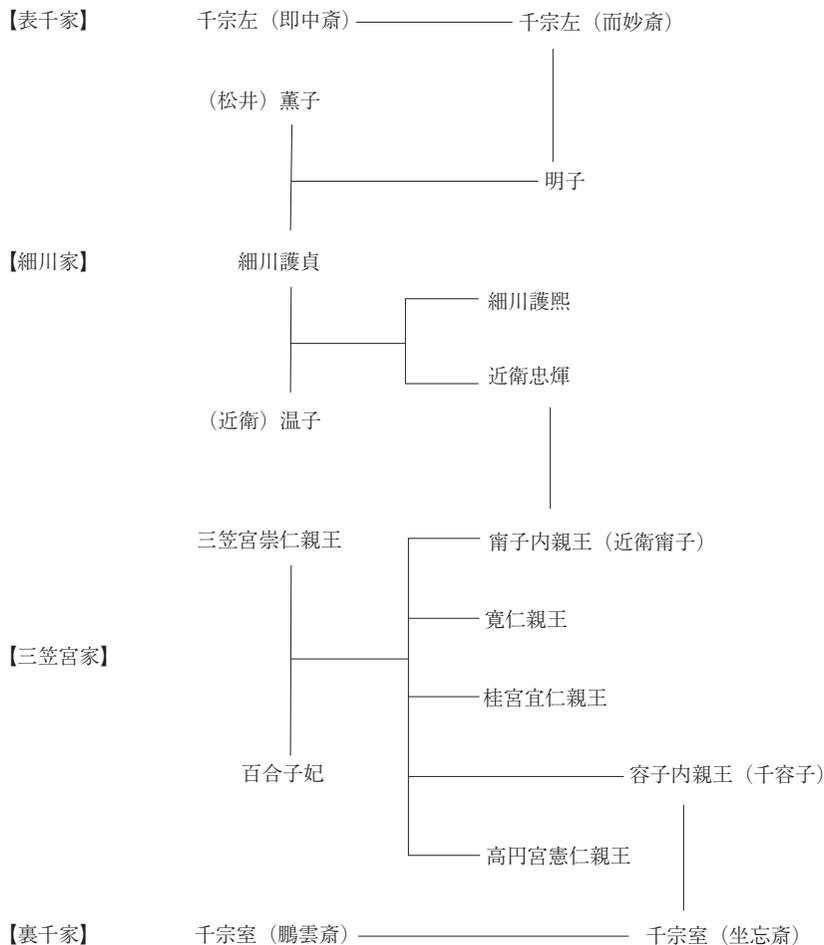
II 前近代における茶の湯と天皇——千家にみる「天皇への志向性」の系譜——

1 「天皇への志向性」の源流としての禁中茶会

茶の湯の歴史上、天皇との関係でもっとも大きなできごとといえば、天正十三年（一五八五）の豊臣秀吉による「禁中茶会」である。

この茶会は、千利休が利休居士号の勅賜を受け、参内したという意味で、千家にとっても重要であり、そもそも「千利休」という呼称もこのときにはじまるとされている。もちろん、この茶会は豊臣秀吉の政治的意図によるものであるが、茶の湯という新しい文化が天皇に供せられることによって、権威付けがなされ、存在理由が高められるという、明治期の「天覧」と同様の機能を果たしたものと評価できる。

図1 三笠宮家と表千家・裏千家の姻戚関係を示す略系図



禁中茶会においては、正親町天皇、陽光院誠仁親王、皇太子和仁親王等に対し、豊臣秀吉自ら茶を点じて献じた。そして、天皇還御の後、公卿等には千利休が点茶した。^⑩「一世の面目、これに過ぎず候」と千利休が書きのこしたとされるとおり、これは、千利休のもっとも華々しい活躍の場として茶の湯関係者に記憶された。その後、この茶会は、豊臣秀吉によるものではなく、千利休による「天皇への献茶」として認識されることとなる。そして、千利休の子孫である千家にとつて、「天皇への献茶」は、流祖の偉大な事績としてみずからの権威付けに用いられ、それが一種の目標へと転化していくのである。

豊臣秀吉の政治力によつてはじめて実現した「天皇への献茶」は、千家の力によつて実現できるものではない。しかしながら、「天皇への献茶」という夢はともかく、「天皇との関係」という目標は、強い願望として千家に存在しつづけたのである。千利休の孫の千宗旦の時代には、後水尾天皇の中宮であった東福門院から、道具の詠えの注文があり、東福門院からの下賜品が千家に伝えら

れている⁽¹³⁾。このような道具の注文は、かならずしも千家に対してのみおこなわれたことではないだろう。しかし、千家の歴史では、こうした「天皇との関係」は強調される一方で、政治的実権を有していた武家との関係は秘匿されてきたのである。

天保五年（一八三四）に編集された『普公茶話』のなかで、杉木普齋は、千宗旦について「將軍家より再びまで御召あれとも上意にもしたかはす⁽¹⁴⁾」と、將軍家の招聘に応じなかったことを伝え、さらにつぎのとおりのおべている。

されは宗旦以後ハ、宗拙宗守宗左とて実子あり。將軍の命に宗旦したかひ給はざる時、此兄弟の人々歎きて、かやうの時節にあひ奉る事こそ幸なれ、いそき江府に下り給は、其余力一家の為に、なとかならさらんやとて、涙を流していへとも、宗旦心に叶はず、知行に茶湯を替てよしなし、面々の茶湯器量なければ力及はず、我は一生此藪の中こそ楽なれとて、中々承引なく、宗旦在世の間、家貧しければ持伝へたる器を価にかへて清貧を樂めり。死後に至りて其徳子孫に残りて宗守、宗左、武家に出て仕へり。宗旦の心を以ていは、もはや茶湯は知行にかはりて道を失へり⁽¹⁵⁾

これが歴史的事実であるのかどうかは、定かではないが、このよ

うに武家への出仕をかたく拒否する千宗旦のイメージは、ながらく千家の歴史として語られてきた。現在でも、つぎのとおり、同じような考え方が一般に示されている。

江岑は家の将来を思い、父宗旦が権門に出仕しない主義をおしきって、南紀徳川家へ出仕にふみ切った。(略)寛永十九年の南龍公への出仕も宗旦は黙認したものであろう。(傍線引用者)⁽¹⁶⁾

宗旦は利休の歿後、茶の湯を通じて、公家や武家たちと交わりながらも、庶民の生活に甘んじ、諸大名からの招聘に応じようともしなかったが、それだけに日常の生活は苦しかった。しかし若い子供には、それは堪えられないことであつたし、宗旦も清貧の中に孤高の精神を守りぬくのは、自分だけでよいと思つた。そこで招聘のあるまま、二人の子供に、それぞれ大名に仕えることを許したのである。⁽¹⁷⁾(傍線引用者)

ところが、実際には、この息子たちの大名家出仕のために、千宗旦は、柳生宗矩、板倉重宗、片桐石州、永井尚政、小堀正春（小堀遠州の弟）などの幕閣、大名等に、みずから求めて積極的な接触を重ねていたのである。このことは、二百四十通あまりの千宗旦の手

紙が、昭和四十六年（一九七二）刊行の『元伯宗旦文書』（茶と美舎）において公表されたことよって明らかとなった。それは従来の千宗旦像を大きく変えるものであり、三百年のあいだ秘められていた歴史的事実が驚きをもつて迎えられた。

これらのことからわかることは、豊臣秀吉による千利休の賜死という悲劇があったとしても、千家が茶の湯を糧として生きていくためには、武家との関係は維持せざるをえない現実である。その現実をおおい隠しながら、また隠すためにも、理想としての「天皇との関係」を強調し、それによって千家の権威を高める情報操作がおこなわれたものと考えられる。

千宗旦の努力などにより、その息子たちの三家の千家は、それぞれ大名家家臣となり、安定した身分をえた¹⁹⁾。しかし、それによって「天皇との距離」は遠くなってしまうこととなる。この距離が大きく動くのは、身分社会が流動化する近世末期まで待たなければならぬ。それは、裏千家第十一代千宗室（玄々斎）による「天皇への献茶」の復活²⁰⁾である。

2 「天皇への献茶」の復活とその実態

裏千家第十一代千宗室（玄々斎）（文化七年（一八一〇）～明治十年（一八七七））は、三河奥殿藩主大給松平家から、裏千家第十代千宗室（認得斎）の養子として迎えられ、幕末から明治という変革期に

裏千家当主として活躍した。利休堂の再興などの裏千家の増築整備、千利休二百五十年忌法要および茶会（天保十年～十一年（一八三九～四〇））などを実現し、また、茶の湯点前を整理し、教授法の体系化を図ったとされている²¹⁾。明治維新後の茶の湯衰退期には、茶の湯を遊芸とみなす考え方に対し、『茶道の源意』を著して反論する一方で、立礼式を考案し、新時代に即応した茶の湯をめざしたことなども知られている。このような数多くの事績のひとつとして、千宗室（玄々斎）による「天皇への献茶」の復活²²⁾について考察する。

まず、この時期における裏千家と禁裏公家社会との関係についてみておく。千利休二百五十年忌としておこなわれた一連の茶会の初会である天保十年（一八三九）九月八日、内大臣近衛忠熙は正客として裏千家に招かれている²³⁾。また、嘉永二年（一八四九）閏四月二十一日および同年十一月六日には、知恩院宮尊超法親王が裏千家を訪問している²⁴⁾。さらに、東本願寺大門主達如が裏千家を訪問したことも詳細な会記から明らかである²⁵⁾。ほかにも、安政二年（一八五五）十二月十二日の前内大臣徳大寺実堅、文久元年（二八六一）二月二十六日の東本願寺門主厳如は、それぞれの別邸において裏千家と交際があったことが伝えられている²⁶⁾。このような事例から、千宗室（玄々斎）には、積極的に禁裏公家社会との交渉を深める意図があったものと考えられる²⁷⁾。

さて、本題の「天皇への献茶」である。万延元年（二八六〇）に

千宗室（玄々齋）は、つぎの口上書を提出している。

乍恐以先例奉願上口上書

私先祖

千利休宗易儀

天正十三年九月居十号 降賜同年十月七日於

小御所

正親町院様

後陽成院様^江 献茶仕^并 御茶器 御用相蒙候儀且

後陽成院様御宸翰御色紙拝領仕難有秘藏仕居候事

宗且

寛永年間始^{ヨリ}

後水尾院様 東福門院様^江 度々 献茶仕候儀 御茶器御用^モ 相蒙

尚御品々拝領仕難有秘藏仕居候事

宗室

寛永十一年^{ヨリ} 同十六年迄

年頭八朔茶服紗献上之仕候

宗室

寛延二年^{ヨリ} 宝曆三年迄年頭八朔

御濃茶御茶杓^等 献上之仕候

宝曆四年日記類委細^ニ 無御座候間 献上物中絶之儀相分^リ 兼候

其後^{家統幼少ニ付} 無拋献上不仕候義^与 奉存候 依之今度末世下賤

ノ私 恐多候得^共 御濃茶献上之儀奉歎願候 何卒相叶候ハ、

对先代^共 且 流儀之面目不過之冥加至極 難有仕合奉存候 敬

白

万延元年^甲十二月廿日

千精中宗室（花押[㊦]）

千宗室（玄々齋）は、千利休の献茶をはじめ、裏千家が数代にわたり「献茶」または「茶献上」をおこなった先例をのべ、「茶献上」の復活を願い出たのである。この願いは、つぎのとおり慶応元年（二八六五）に認められた。

右先例ヲ以 献茶再興奉願候処 慶応元年六月 中院家ヲ

以 御聞濟被仰出候ニ付 則同年八朔ヨリ去ル己年迄毎年春秋

献上候 左ノ通り

御濃茶 銘龍之影 木地中次ニ納メ一箱

御茶杓 白竹真削共筒 宗室作一箱[㊦]

また、慶応二年（一八六六）一月十九日には、この「茶献上」を記念する茶会がおこなわれ、この際に「大居士古書ニヨリ」和巾点の点前が復興されたのである。[㊦]

そこで、これらの意味について考えてみる。まず、口上書の記載

内容がすべて歴史的事実であるのかどうかは定かではなく、否定的に考えたい⁽³⁰⁾。そもそも、よく知られている天正十三年（一五八五）の禁中茶会についても、

正親町天皇や皇太子への献茶の御茶頭は、関白秀吉がつとめ、天皇らが還御されてのち、小御所の端の御座敷で公卿衆に茶をすすめたときは、千宗易が利休居士と号して、茶頭役をつとめ、台子を用いての茶儀を行なったのである。したがって、秀吉が天皇らに献茶した際に、利休居士は、後見役として、次の間に控えていたらしく思われる⁽³¹⁾。

と考えられており、口上書では、豊臣秀吉の献茶^①を、千利休の献茶^②とおきかえていることがわかる。

なお、注意すべきことは、千宗室（玄々斎）による「天皇への献茶」は、天正十三年の「禁中茶会」の再現ではないことである。禁中茶会とは、禁中で抹茶を点て、それを天皇が飲むことである。それに対して、千宗室（玄々斎）が行ったことは、人を介して固体の茶を天皇に贈呈したことである。このことは、口上書において千宗室（玄々斎）が「献茶」と「献上」とを明確に区別しているように⁽³²⁾、本来は「天皇への茶献上」とすべきである⁽³³⁾。

さて、熊倉功夫は、このことについて、つぎのとおり評価してい

る。

これほど玄々斎が禁裏にこだわった理由はなにか。文久・慶応段階の政治過程を思いうかべるまでもなく、すでに幕府は崩壊の危機にあった。玄々斎の胸中には、天皇とそれを支える公家文化のなかに、将来の家元制がはつきりと描かれていたのではなかったか。徳川将軍を頂点とする幕藩体制は、もはや家元制のあるべき姿を示すものではなくなっていた。天皇制のあらたなる登場を前に、その「不朽なる権威」こそ、家元が本来の追求する機能の理想をそなえたものであることを、玄々斎は知覚していたのである⁽³⁴⁾。

天皇制に家元の理想をみるという指摘は、まさにそのとおりであろう。そして、天皇という権威を有効に活用したことも認められる。しかし、徳川家の一族である大給松平家の血を受け、裏千家代々と同じく伊予松山藩久松松平家に茶堂として任せ、尾張徳川家にも出仕した千宗室（玄々斎）に、万延元年（一八六〇）十二月といえば公武合体による和宮降嫁という動きのなかで、王政復古を予見して、武家から天皇へと、よるべき権威を変更しようという意図までがあったのかどうかは疑問である。Ⅱ2においてくわしくのべるとおり、明治維新以降も、ある意味では昭和二十年（一九四五）

まで、千家家元は旧主に対して旧家臣としての立場をとりつづけるのである。

では、千宗室(玄々齋)の「禁裏へのこだわり」はどのように解すべきであろうか。富裕町人農民層にも支持基盤を広げ、流儀というヒエラルキーを形成し、近世家元システムを完成させた家元が、近世末期に至って、さらなる上昇を志向する動きであると考えられる。それは偉大な流祖千利休の事績に近づくこと、その象徴が「天皇への献茶」なのである。

すでに千宗室(玄々齋)の口上書には、歴史的事実をこえて、「天皇への献茶」イメージが増幅している。そして、千宗室(玄々齋)は、「天皇への茶献上」によって、すくなくとも「天皇との関係」を復活させることに成功する。さらに、それを記念して、千利休がおこなっていたとする「和巾点」という点前を、復興と称して創作し、それを教え広める。このようにして、慶応元年(一八六五)の「天皇への茶献上」に、天正十三年(一五八五)の「天皇への献茶」のイメージを重ね合わせるのである。

このことは裏千家の名誉として、門弟に対して発信されつづけていく。明治三十六年(一九〇三)に刊行された裏千家の教本『茶道浦のとまや』⁽³⁶⁾は、一之巻の本文冒頭に「今日菴歴代考」をかかげ、裏千家代々の事績を紹介している。そのうち、「天皇との関係」に関する記述は、つぎのとおりである。

祖先 宗易、天正十三年九月 正親町上皇勅シテ居士ノ称ヲ賜フ同年十月七日於小御所 後陽成天皇并ニ

正親町上皇ニ自ラ茶ヲ献ズ

三代 宗旦、寛永ノ始メ 後水尾天皇并東福門院ニ召出ダサ

レ自ラ茶ヲ点ジテ献ズルノ数度

四代 宗室、明正天皇ノ御代寛永十一年ヨリ十六年ニ至ル迄

毎歳年頭八朔之節会ニ禁中へ献茶ヲ為ス

五代 宗室、寛延二年ヨリ宝暦三年ニ至ル迄同ジク年頭八朔

ニ禁中へ献茶ヲ為ス

十一代宗室、慶応年間禁中へ茶ヲ献ジタル (傍線引用者)

これをみると、千宗室(玄々齋)が口上書のなかで厳密に使い分けていた「献茶」と「献上」とが、ここではさらにあいまいとなり、「天皇への献茶」イメージに傾いている。

たしかに、「天皇への茶献上」が実現できたのは、千宗室(玄々齋)という個性によるところが大きい。しかし、この時期に天皇への接近を試みたのは、裏千家だけではないことは強調しておきたい。まさに千宗室(玄々齋)が禁裏へ茶献上を働きかけていた時期に、当時の孝明天皇の異母妹皇女和宮の茶の湯指南が、藪内流家元藪内智(竹筥)(寛政四年(一七九二)～明治二年(一八六九))に命ぜられたのである。藪内家も、京都における「わび茶」の家元として近世

家元システムを實現し、西本願寺の庇護のもとに多くの門弟を擁していた。

藪内紹智（竹筍）は、和宮への茶の湯指南に関して、書状のなかでつぎのとおりのおべている。

○御聞も被_レ下候哉 今般公方様御興入之和宮様御方藪の内流被_レ遊候御事、当流万世之面目_三存候 京地社中之大悦、千家流へ対し大天狗_三御座候（略）無_三此上_一難_レ有御事_三皆々喜申候 御社友へ御はなし候へく候⁽³⁶⁾

この経緯について、「お声がかかりがあつたのは安政五年（一八五八）の秋頃らしいが、実際に稽古を始めたのは文久元年（一八六一）の秋のこと⁽³⁷⁾」とされている。千宗室（玄々齋）は、すでに嘉永三年（一八五〇）には東本願寺との関係をもつていたので、この指南役の座を、藪内家、裏千家ともそれぞれあらゆる手段をつくして競い合つたことは想像にかたくない。藪内紹智（竹筍）の「千家流へ対し大天狗」という誇らしげな発言の背景には、裏千家との競争に勝利したという満足感があるものと考ええる。

これらの事実から、近世家元システムを實現した家元は、近世末期には、身分社会の枠をこえて、天皇と何らかの直接的関係をもつことができる状況にまで、社会的地位を向上させていたと評価して

もさしつかえないだろう。

III 明治期の茶の湯の世界

1 「天覧」にみる明治期の家元の姿

(1) 明治期の「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」

幕末以来の政治経済の混乱、明治維新以降の急激な西欧文明の導入により、茶の湯をはじめ、日本の文化や芸能は見捨てられることとなった。しかし、そうした状況もながくつづいたわけではない。のちにⅢ3でみるように、明治十年（一八七七）をすぎるところから、近世的な「貴紳の茶の湯」が復興する状況がみられた。

その復興の過程では、旧来の「貴紳の茶の湯」層にあらたに、維新の功臣、官僚、財閥関係者などが参入してくる。彼らは、由緒ある茶道具を入手し、財力にまかせて美術鑑賞中心の茶の湯を大いに流行させたのである。さらに、旧大名とならんで華族となり、茶の湯における意識のうえでも、旧大名と類似した存在であった。

しかし、その一方で、近世家元システムを實現していた「流儀の茶の湯」が低迷期を脱するには、いましばらくの時間を要した。武家層と富裕町人農民層との二重構造に立脚していた家元にとって、明治維新によって武家の格式と収入とを失つたことの影響は意外と深刻だったのでないか。事実、家元は、明治以降も旧家臣としての行動様式を容易には捨て去ろうとしなかった。そのことは、ほぼ

近世を通じて武家に出仕していたことの重要性を物語っているように思われる。

この二つの茶の湯文化である「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」とは、近世における「大名茶」と「わび茶」よりも、いっそう異質であり、別々の存在であるように思われる。旧大名、旧公家にくわえて、維新の功臣等を中心に華族という特権階級を作り出した明治期の社会構造は、近世社会のあり方を色濃くのこしていた。さらに、天皇の神格化が進んだこともあって、家元と「天皇との距離」は、格段に遠くなってしまうといえるのである。

(2) 井上馨邸における「天覧茶会」にみる家元の姿

明治二十年（一八八七）四月、明治天皇は、井上馨（天保六年（一八三六）～大正四年（一九一五）の鳥居坂邸へ行幸した。この行幸は、芸能史のうえでは、天覧歌舞伎³⁸⁾として知られるが、茶の湯の歴史においても「明治天德行幸の茶会³⁹⁾」として位置付けられる。家元と「天皇との距離」の観点から検討するために、本稿では「天覧茶会」⁴⁰⁾としてあつかうこととする。

井上馨邸への行幸について、『明治天皇紀』には、つぎのとおり記載がある。

二十六日 外務大臣伯爵井上馨の麻布鳥居坂第に行幸あらせら

る、是の日天気快晴、午後一時御出門、侍従長侯爵徳大寺実則陪乗し、宮内次官以下諸官供奉す、先づ便殿に著御あらせられ、馨及び家族に謁を賜ひ、（略）尋いで馨、新たに営める茶室八窓庵に奉導して、之れが観覧を請ひ、又後庭に設けたる御覧所に奉導し、歌舞伎演劇を観覧に供したてまつる、天皇の演劇を覧たまふこと蓋し此れを以て嚆矢と為す、（以下歌舞伎に関する話題がつづく―引用者注）翌二十七日皇后、二十九日皇太后亦行啓あらせられ、演劇等を御覧あらせらる、こと概ね行幸の時に同じ、⁴¹⁾

ここでは茶会ではなく、天覧歌舞伎の話が中心となっている。行幸を迎えた井上馨の側にしても、『世外井上公伝』によれば、

四月二十六日は公が鳥居坂邸に茶室八窓庵を営み、その建築が竣功したので、八窓庵開きを行はうとした日である。この日行幸を仰いで余興として天覧劇を催したのである。この八窓庵はもと奈良東大寺四聖坊に附属してゐた建物であつて、茶道の開祖珠光の造営と伝へられてゐる。それを公が奈良巡遊の際に買求め、今度鳥居坂邸に移したのである。⁴²⁾

と茶室の説明があるのみで、茶道具についての記載もなく、そのあ

とは天覧歌舞伎の話題にうつり、演目および出演者の記載があり、つぎのとおり天皇の感想まで記されている。

天皇には侍従を顧みられて、「これは近頃珍しきものを観た。」と仰せられ、「演劇は能に比すれば判りもよく、高時（北条高時―引用者注）の場は取分け面白く覚えた。」と頗る御満足に入らせられたといふ。⁽⁴³⁾

そもそも、このできごとは、政治史の上では、条約改正を急いだ井上馨の外務大臣時代のことであり、『世外井上公伝』においても、条約改正の章の一つのエピソードとなっている。また、この時期は、欧化政策の影響をうけた歌舞伎の「演劇改良」がころころみられており、「更に之を促進せしめ斯界の向上革新を図る」⁽⁴⁴⁾ことが、天覧歌舞伎の目的でもあったのである。

その一方で、明治天皇は、茶の湯への関心がうすく、喫茶すらしなかった。明治近代国家の象徴としての役割を担う明治天皇が、近世と変わらぬ茶の湯に関心を示さなかったとしても、それは至極当然のことであろう。⁽⁴⁵⁾この行幸について、「近代演劇史の上では詳しく論じられながら、行幸が井上邸内の八窓庵開庵を目的としたものであるにもかかわらず、茶道史上の意義は必ずしも注意されてきたとはいいがたい」と指摘されている。しかし、この実態からすれば、

あまり過大な評価をすべきではないと考える。⁽⁴⁷⁾茶の湯の歴史のうえでは、これは「貴紳の茶の湯」の世界でのできごとであって、その後の「流儀の茶の湯」の発展への影響もかざられたものであろう。

しかし、熊倉功夫が指摘するように、この天覧茶会は、「ちょうど江戸時代初期の將軍御成とはなはだ似かよつた」⁽⁴⁸⁾ものであり、茶の湯が「行幸をひき出すための契機」⁽⁴⁹⁾となっている。すなわち、近世の武家社会における儀礼としての茶の湯が、明治時代にも有効に機能し、「貴紳の茶の湯」の場には、天皇もなんら問題もなく行幸できるのである。当時の新聞記事も天覧歌舞伎を中心に報じているが、つぎに示されているとおり、「茶の湯が主、歌舞伎が従」という認識がうかがえる。これは茶の湯と歌舞伎との社会的評価のちがいによるものであろう。

○井上伯催ふしの演劇 此ごろ世の中に鳥居坂の御催しとして言ひ囃すは是れなん麻布鳥居坂なる井上伯爵茶室八窓庵開きに付余興として演劇を催ふし畏くも上御三方の御行あらせられ同所辺は車声地を震かし電灯天に映じて遽に不夜の城を築きし古今未曾有前代未聞の御盛事にてぞありける（以下略）⁽⁵⁰⁾

議論がやや別の方向に展開した。本稿で論じるべき「天皇との距離」に関して確認しなければならないことは、この茶会における家

元の姿である。つぎのとおり後年の聞き取りがのこされている。

井上侯後室（井上馨夫人武子―引用者注）八窓庵に就き様々の昔語りを為したる中に、八窓庵が鳥居坂に在りたる時、明治天皇、英照、昭憲皇太后御臨幸の節、三陛下共に八窓庵中に入らせられて一応飾附を御覧ぜられ、英照皇太后は川上宗順の手前にて御茶一服召上られたるやう記憶す、川上は平身低頭して俯むきながら茶を点てたるが今尚ほ眼中に残り居れりなど語られぬ。⁽³⁾

点前をしたとされる川上宗順（天保九年（一八三八）―明治四十一年（一九〇八））は、近世中期に江戸で千家流を広めた川上不白の流れをくみ、江戸千家浜町派、現在では表千家不白流と称する流派の家元である。明治期には東京で有名な宗匠であり、その教えを受けた者は「貴紳の茶の湯」にもすくなくない。⁽³²⁾しかしながら、ここでは、井上馨という有力なパトロンに依存する陰の存在となつていて、公式の記録には名前すら出てこない。すなわち、「天皇との距離」でいえば、天皇↓井上馨↓家元⁽³³⁾の関係であり、家元は、近世の武家における茶堂同様の「陪臣」の立場にある。

(3) 明治天皇行幸における表千家家元の姿

同じ明治二十年（一八八七）、天覧茶会にさきだつて、明治天皇と茶の湯とのかかわりがあった。⁽³³⁾明治四年（一八七二）にはじまる京都博覧会の一環として、この年には京都で第十六回新古美術会が開催された。ここに明治天皇の行幸があり、その際に天皇への献茶がおこなわれた。⁽³⁴⁾つぎのとおり記録がのこされている。

明治二十年二月一日、西京御駐輩の節、苑内博覧会場に於いて三井八郎右衛門氏より献茶之記

献茶

御茶器 木地アラ、木棗 袋白地金欄

御茶碗 金欄手天目

御台 梅木地銀縁 杉木地縁高足付

御菓子 紅餡餠 雪餅

御取菓子 土器足付 千年友 有平松葉

御茶 松之露

御苘盆 桐木地足付

御火入 交趾摸 和全作

御手炉 七宝八角長

困六畳敷

屏風 雪中松之画 応拳筆

懸物 小倉色紙 うかりける

一風 白茶地古金襴

表装 中 花色地古金襴

上下 茶地唐物緞子

花入 青竹置筒

不審菴庭前竹ヲ以碌々斎作

花 紅梅白椿

釜 日之丸 与次郎作 瀬尾有兵衛伝来

炉縁 梅木地鱗鶴蒔絵 吸江斎好

(略)

茶入 二見 箱書付小堀遠州

鴛鴦裂

袋 白茶地古金襴模様馬乗人物鶴 遠州緞子

茶碗 御所丸

同替 黒 長次郎作 銘面取 箱書付宗旦

(略)

右明治二十年二月一日於御苑内博覧会場執行之

三 井 高 朗

三井八郎右衛門

奉点 千 宗 左⁽³⁵⁾

これは一般公開の展覧会であるので、後段の「囲六畳敷」以降は展示物を示し、「献茶」の部分は、すべて「御」が付いていることが示すように、明治天皇への献茶に使われた道具と考えられる。これらの展示および献茶をしたのは、三井総領家の三井高朗および三井八郎右衛門である。当時の表千家家元である第十一代千宗左(碌々斎)(天保八年(一八三七)〜明治四十三年(一九一〇))は、「奉点」とあり、点茶をしたことは明らかであるが、献茶の主体という立場ではない⁽³⁶⁾。ここでも家元は、有力なパトロンに依存する陰の存在となっているのである。

(4) 皇后行啓における裏千家家元の姿

明治天皇の皇后(のちの昭憲皇太后)は、明治二十三年(一八九〇)に京都府高等女学校⁽³⁷⁾を訪問した。このことについて、つぎのとおり記録がある。

○皇后宮陛下臨御

予て仰出されし如く 皇后宮陛下には四月廿七日当高等女学校へ 臨御遊はせらる(略) 同十一時前御着輦遊はせらる各課長府立学校院長学務課員本校職員卒業生并に現在生徒等校外に整列し書記官及京都婦人慈善会員は門内にて奉迎し府知事は玄関前にて奉迎せらる 陛下には直に便殿へ 入御遊は

せられ御昼餐を聞召させらる此時三井高朗同三井八郎右衛門両氏より御茶を献上せらる(千玄室点茶)⁽⁵⁸⁾

これも前記(3)と同じく、三井家から献茶をしており、実際に点茶をしたのは、裏千家第十二代千宗室(又妙齋)(嘉永五年(一八五二)〜大正六年(一九一七)。明治十八年(一八八五)に家督を譲り、千玄室と称した。)である。⁽⁵⁹⁾ かつこ書きで家元の名前がのこるもの、やはり家元は有力なパトロンの陰の存在となっている。前記(2)の記録が天皇あるいは井上馨の視点であるのに対して、この資料は、前記(3)とともにやや低い視点で記されたものであればこそ、さいわいにも家元の名前がのこされているのである。⁽⁶⁰⁾

2 明治期における家元の自己認識

いま、明治二十年頃の家元の姿に関する三つの事例を紹介した。つぎに、家元側の資料から、明治期における家元の自己認識がどのようなものであったかを検討する。

まず指摘できることは、大名家に仕えたという歴史を放棄したり、否定したりすることはなかったことである。大名家家臣であったことは、「平民」ではなく、「士族」の身分を有することを意味し、経済的な意味は失われたとしても、庶民に対しては誇りうる歴史であった。

それを示すものとして、裏千家第十三代千宗室(円能齋)(明治五年(一八七二)〜大正十三年(一九二四))と旧主家との関係をみる。こ
ととする。千宗室(円能齋)は、明治四十四年(一九一七)に上京し、
旧伊予松山藩主久松勝成の八十歳のお祝いの茶会に参上している。
裏千家の機関誌『今日庵月報』には、つぎのような記事がある。

久松老公の御祝茶

明治四十四年六月旧松山藩主久松老公第八十回の御誕辰に当ら
せられたるを以て数々の御催しもありたる内に二十八日二十
九日の両日は御邸内の寒雲亭に於て朝野の知名の士を招かれて
正午御祝茶を催されたり

主、老公

御水谷、円能齋

助手 田中宗卜⁽⁶¹⁾

この「御水谷」とは、一般には「水屋」と記される、茶会の裏方の仕事である。茶の湯の技量に優れていなければできないが、まったく表にはあらわれない役割である。ここでの主役はあくまでも久松老公⁽⁶²⁾であり、千宗室(円能齋)は、わざわざ上京して裏方をつとめているのである。この茶会にまねかれた安田善次郎は、自身茶会記『松翁茶会記』に、つぎのとおり記している。安田善次

郎の目には、千宗室（円能斎）の姿は映じていないようである。

六月二十九日正午 久松老伯八十賀寿の茶事、伊藤、石黒、
三井（番町）、増田^{マツ}、青地、番外一員の諸氏と余の七客
席 寒雲亭

真白子飾

掛物 清巖和尚横物 松山万々歳

花生 利休竹一重 花 白みつまた 宗旦きく

茶入 名物雲山 袋 しら漢東

茶杓 秀吉公作共筒

茶碗 斗々屋 銘老友

香合 堆朱椿無双

後座あり 松蔭絵の中棗引物⁶²

この前後の千宗室（円能斎）の動きも『今日庵月報』に記されている。京都を出てから帰るまでの行動を示すと、つぎのとおりである。

十九日 円能斎本日より御東上

二十日 久松家へ円能斎参邸

廿二日 久松家に於て老侯御八十歳御年賀に付真白子御引渡、

立合池内久親殿及田中宗卜氏

廿三日 久松家にて御稽古申上

廿四日 円能斎は九鬼家へ参邸

廿五日 久松家の御祝賀会に紅葉館に参列

廿六日 九鬼家へ参邸

廿七日 御前調べの為久松家へ参邸

廿八日 久松家御茶事御用勤務

廿九日 同右

三十日 午前八時半の急行列車にて円能斎御帰京あり⁶³

ここの「九鬼家」とは、おそらく三田藩出身で、文部官僚として美術行政に辣腕をふるった九鬼隆一（嘉永五年（一八五二）～昭和六年（一九三一））のことと考えられる。千宗室（円能斎）の妻の実家が旧三田藩士⁶⁴であることから、その縁で訪問したものであろう。九鬼隆一は、三田藩主九鬼家の出身ではないが、勲功により男爵を授けられていた。三田藩出身者としては、旧藩主九鬼子爵家に準ずる存在ともいえる大物である⁶⁵。このように、東京滞在中は、一日だけ記録を欠くが、それ以外は、千家の旧主久松家か、妻の実家の旧主ゆかりの九鬼家の関係で終始している。

このように、千宗室（円能斎）といえども、旧主との関係では、家臣と同様のあつかいである。しかし、この関係でも、千宗室（円

能齋)にとつては好ましいものであったといえるのかも知れない。

久松勝成は、忍叟と号し、後述する当時東京の有名な茶人による和敬会の会員⁽⁶⁶⁾であるように、茶の湯を好んだ「殿様」である。

たとえば、明治四十二年(一九〇九)四月二十六日にも、千宗室(円能齋)は上京し、久松家を訪問している。⁽⁶⁷⁾『今日庵月報』には「久松家に於て宗室上京に付特に御茶被下御席は寒雲亭にて御都合上大炉の御扱万端御略式御取合突然の御催ながら御行届には恐入候」として、道具組、懐石の内容が記されており、千宗室(円能齋)は、「尚大炉の御扱など余程御熟練恐入候」とのべて、久松勝成の茶の湯の技量を高く評価している。⁽⁶⁸⁾身分はちがっていても、茶の湯を通じての心かよう交流があったことがうかがえる。

しかし、明治四十五年(一九一二)に久松勝成が死去して以降、旧主久松家と裏千家の關係は、久松家家扶を通じての儀礼的な關係だけとなる。それは、大正三年(一九一四)の千宗室(円能齋)の銀婚式の際の書翰をみれば、明らかである。

久松伯爵家扶來翰

拝啓春寒料峭之候御揃愈御清適奉欣賀候陳者御成婚後滿二十五年二被為成候二付御記念品御送越相成早速及披露候処目出度御儀二被存候就而ハ乍些少慶賀之印迄左之通御贈被成候間御受納被成下度候敬具

一御肴料 壹封

大正三年三月十六日

久松 家扶

千宗室 殿

同 令 夫 人⁽⁶⁹⁾

意識のうえだけとはいえ、明治維新のちまでも、旧主と裏千家との間でこうした前近代的な關係がつづいていたことは、ひじょうに奇異に感じられるかも知れない。しかし、表千家においても同様に、第二次世界大戦の直前まで、紀州徳川家との關係は、旧主と旧家臣との色合いをのこしたものであった。表千家第十三代千宗左(即中齋)(明治三十四年(一九〇二)〜昭和五十四年(一九七九))は、昭和十四年(一九三九)の時点で、正月の行事に關連して、つぎのとおりのとべている。

私の家の元旦の朝のしきたりは、大体かうである。大晦日の夜から残月亭にお釜をかけて置く。そして元旦未明には炉中の火を改めて、若水を汲んで、お釜も改める。(略)

それから家族玄關一同、お雑煮を祝ふ。お雑煮が済む頃には、残月亭のお釜もよく煮えがついて来る。

そこで大福の茶をはじめ。(略)

丁度この大福が済む頃に、漸く夜はあけそめて、次第々々に明るくなつてゆく。つぎに職家の人々が年賀にくるのは朝の八九時頃だから、未だ一寸時間がある。その間に旧主紀州徳川侯〔年賀状をした、め、更に元旦の試筆をかく。〕⁽²⁰⁾ (傍線引用者)

このように、千家家元が近世の旧主に対して旧家臣としての行動様式をながらくのこしていたことは、不思議に思えるほどである。それだけに近世における武家への出仕が大きな意味をもっていたことをうかがわせるのである。

3 近代における「貴紳の茶の湯」——松浦家の茶の湯——

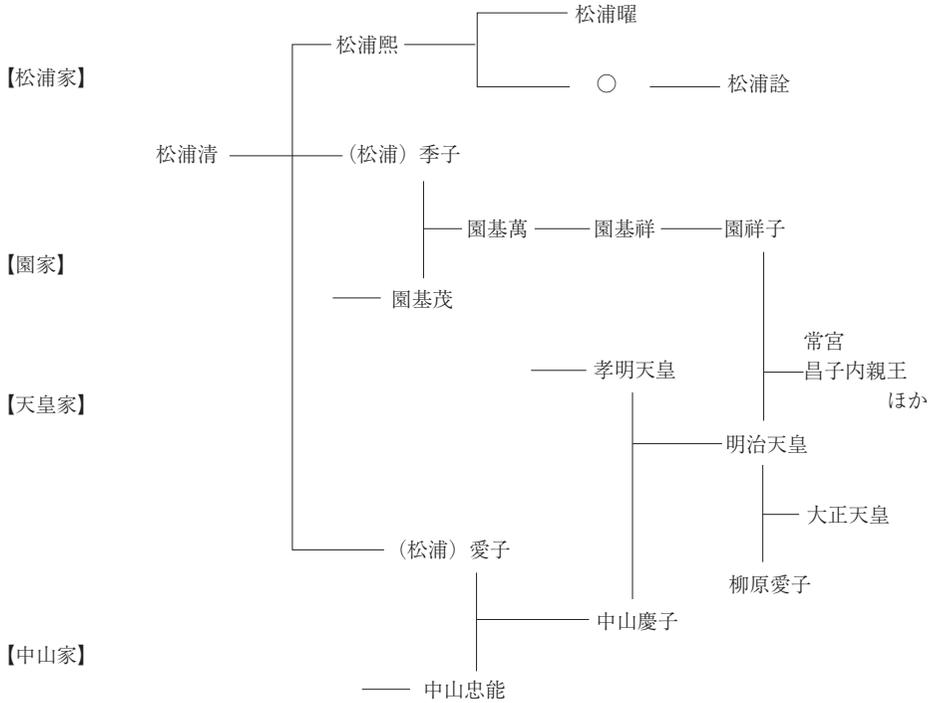
(1) 「大名茶」そして「貴紳の茶の湯」としての鎮信流

明治四十四年(一九一〇)六月の久松勝成の茶会では、安田善次郎の目に千宗室(円能齋)の姿は映じていないとのべた。しかし、この二人はおたがいに面識がないわけではない。『松翁茶会記』には、明治三十四年(一九〇二)「十一月十五日正午 松浦伯爵の口切茶事、千家宗室、黒田綱彦、益田克徳、伊集院兼常の諸氏と余⁽²¹⁾」と記されているので、この時には同じ茶室でひとときをともしにしているはずである。「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」とは、異質な存在ではあるが、接点がないわけではない。ここでは視点をかえて、近代における「貴紳の茶の湯」の状況を中心に見ることとする。

さて、この「松浦伯爵」とは、旧肥前平戸藩主松浦詮^{まつらあきら}(天保十一年(一八四〇)〜明治四十一年(一九〇八))のことである。松浦心月として知られるこの人物は、安政五年(一八五八)に六万七千七百石の平戸藩を襲封し、第十二代藩主となった。明治以降も、麁香間祇候、明宮(のちの大正天皇)祇候、御歌所参候、常宮(昌子内親王)御養育主任などを歴任し、明治二十三年(一八九〇)帝國議會開設後は、貴族院議員となり、それを終生つとめるなど、明治期の大名華族のなかに重きをなした。その背景には、明治天皇の生母中山慶子の実母が松浦家出身であり(図2参照)、天皇家の信頼が厚かったことがあると考えられる⁽²²⁾。一般に六万石余の大名家としては、子爵であるところを、例外的に伯爵を授けられているのはそのためである⁽²³⁾。また、大名華族のなかでも、とくに富裕な家としても知られていた⁽²⁴⁾。

茶の湯に関することとして、この平戸藩松浦家の第四代藩主松浦鎮信^{ちんしん}(元和八年(一六二二)〜元禄十六年(一七〇三)、号天祥)は、片桐石州(慶長十年(一六〇五)〜延宝元年(一六七三))に学び、のちに石州流の一流派である鎮信流(石州流鎮信派)を創始した。その独自の茶の湯観は、「文武は武家の二道にして、茶湯は文武両道の内の風流なり。さるによりて柔弱をきらふ。つよくしてうつくしきをよしとす⁽²⁵⁾」と伝えられる。松浦鎮信は、片桐石州門下の村松伊織(明暦二年(一六五六)〜享保八年(一七三三))を茶堂として召し

図2 天皇家と松浦家との関係を示す略系図



抱えた。のちに家老となった村松伊織は、豊田監物と名をあらた
め、その子孫である豊田家代々が鎮信流の茶の湯を継承した。その
ほかにも、茶堂をつとめた家として、久家、須藤などがあつた。
松浦詮が、この平戸藩に伝わる茶の湯を本格的に学びはじめたの
は、明治四年（一八七二）に廃藩置県となり、平戸藩知事を免ぜら
れて以降のことである。その経緯はつぎのとおり伝えられている。

政務多端にして啓処に遑あらず。且つ少壯の時は文武研鑽の
為余力無き事とて、親から点茶するまでには至らざりき。然る
に明治四年廃藩置県となり、公（松浦詮―引用者注）も亦平戸
藩の知事を免ぜられしかば、（略）是に於て始めて松浦家伝ふ
る所の茶道に入るの機を得たり。時は是翌五年十月六日にし
て、実に天祥公（松浦鎮信―引用者注）の正忌日なり。（略）公
は始めて志自岐園製する所の茶を採つて之を点し、天祥公の書
幅に献じりて拝礼す。正午会席あり。（略）公は側より之を
見物し、後薄茶を点じて、一々之に賜ふ。⁽¹⁷⁾

明治十年（一八七七）をすぎるところには、つぎのとおり、松浦詮
の茶の湯活動も活発となる。それは、ちょうど「貴紳の茶の湯」の
復興期にもあたっている。⁽¹⁸⁾

明治九年の頃、伯（松浦詮―引用者注）は久家涼甫を家従と為し、折々茶事に就いて学ぶ所ありき。（略）十一年の際、須藤栄を平戸より召し、頻に茶道を攻究す。（略）伯は此頃より追々数寄者と交際を初め、諸処の会席にも往来せり。（略）越えて十二年十月六日、栄より九通の奥秘を皆伝せり。（略）伯の茶道は是より愈々進展して、爾後書院、書斎にも炉を切り、又形外室といへる席を造りたり。毎月四、九の日を以て稽古日と定め、家族を初め、奥表の好みの方には稽古することを許し、又他より入門を請ふものも尠からざりき。⁽⁷⁹⁾

(2) 松浦詮と「貴紳の茶の湯」

このように明治初期から茶の湯の世界に入り、まさに「大名茶」である鎮信流の中興の祖となった松浦詮であるが、もつとも知られている活躍の場は、明治三十一年（一八九八）⁽⁸⁰⁾にはじまる「和敬会」であろう。

和敬会は東都茶人の一団結なり。明治三十一年を以て創立す。青地湛海（幾次郎）石黒況翁（忠憲）伊藤宗幽（雋吉）伊東玄遠（祐麿）岩見律叟（鑑造）金澤蒼夫（三石衛門）戸塚益浦（文海）東素雲（胤城）東久世古帆（通禱）久松忍叟（勝成）松浦心月（詮）松浦無塵（恒）三田櫛園（葆光）三井華精（高保）安田

松翁（善次郎）岡崎淵冲（惟素）の十六人より成る。世に之を十六羅漢と称す。会員中死亡して欠員ある毎に之を補充せしかば、後には三井松籟（八郎次郎）瓜生百里（震）吉田楓軒（丹右衛門）馬越化生（恭平）益田觀濤（孝）竹内寒翠（専之助）等の諸氏相尋で之に加入せり。巡回して茶会を催し、互に奢侈を戒め、質素を旨とし、茶道の本意を世に示しぬ。而して公は実に其の首唱者にして又牛耳を執りしなり。⁽⁸¹⁾

これらの華族、豪商らの近代数寄者たちが、おたがいに茶会をもちまわりしたという茶の湯のあり方は、まさに「貴紳の茶の湯」の名にふさわしいものである。

さて、「天皇との距離」に関しては、つぎの事例がある。

（明治三十年（一八九七）三月）十七日、（略）、直に東宮殿下を御用邸に奉伺す。御側近く召させ給ひて、懇なる御言葉あり。邸内の御散歩に御供仕へ奉れり。十八日、三島に至り、常宮、周宮両内親王殿下を御旅館に伺候し、三島神社に詣で、帰りぬ。夕方、東宮殿下に参候す。御手づから採らせ給へる松露を賜はりければ、辱けなさの余り、伯の詠める歌。

老いせざる千代の薬と我君のめぐみにかゝる松の露かな
十九日、復た参候して、帰京の御暇乞す。仰言あり、抹茶を点

じて奉れり。(略)二十二日、参内して天機を奉伺し、又東宮殿下の還啓を奉迎す。⁽⁸²⁾

ここで、松浦詮は、「東宮殿下(大正天皇)の命により抹茶を点てて献じている。また、明治二十九年(一八九六)二月二十日「東宮に、沼津に参候して、茶箱、棗、茶杓、及び林檎一籠を進献し」、明治三十一年(一八九八)五月三十日「東宮御所に参謁して、雲丹、鯨肉を進献し、添ふるに水指、柄杓立を以てす」⁽⁸⁴⁾のような茶道具献上、明治三十四年(一九〇二)十二月十八日「皇后陛下より御茶一壺を賜はる」⁽⁸⁵⁾などの記録もみられる。このように、天皇家と松浦詮との間では、濃密ともいえるような日常的な交渉があったことがうかがえる。

その他の皇族についても、早い事例からいくつか示すと、明治十年(一八七七)一月八日「二品有栖川宮熾仁親王、鳥越邸に台臨せらる。御茶を進献す」⁽⁸⁶⁾、明治十七年(一八八四)四月十三日「小松宮を招請して、御茶を進献す」、同月二十四日「北白川宮能久親王、伏見宮貞愛親王を招請して、御茶を進献す」⁽⁸⁷⁾、同年十一月二十一日「小松宮、同妃、台臨せらる。御茶を進献す」、明治十八年(一八八五)一月七日「北白川宮より、茶事につき招請を蒙る」、同年三月十一日「山階宮晃親王、小松宮彰仁親王を招請して、御茶を進献す」⁽⁸⁸⁾など、茶の湯を介しての交際がみられる。

(3) 松浦詮と「流儀の茶の湯」

「貴紳の茶の湯」の中心的人物であった松浦詮は、一方で、「流儀の茶の湯」との接点をもっていた。明治期の「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」との位置関係を理解するために、とくに松浦詮と千家家元との交流について、若干の検討をくわえておく。

まず、松浦詮が千家を訪問した事例についてみることにする。明治二十五年(一八九二)十一月三日「千宗左を訪ひ」⁽⁸⁹⁾をはじめとし、明治三十一年(一八九八)四月十七日「千宗左を訪ひしが、在らず。庭園を一観して帰る」⁽⁹⁰⁾、明治三十二年(一八九九)十一月七日「正午、千宗左を音問す」⁽⁹¹⁾、同月八日「午下、千宗室に招かる。又隠といへる草庵に案内せり」⁽⁹²⁾と記録がのこされている。ただし、これらはいずれも正式の茶会ではなかったようである。

正式の茶会と考えられるのは、明治三十四年(一九〇二)六月のことである。松浦詮は、「千家表裏の風炉、其の他、京阪教寄者の茶会に臨まんが為」⁽⁹³⁾に関西へおもむいた。九日「千宗室の茶会に赴く。寒雲亭にて懷石、濃茶、薄茶の設あり」、十二日「正午には、千宗左の茶会に列す。不審庵に案内せり」と記されている。このように簡単な記述であるのは、再訪のためだけではないだろう⁽⁹⁴⁾。たとえば、このときの一連の茶会のうち、十四日の藤田伝三郎、翌十五日の平瀬露香は、さすがに「貴紳の茶の湯」の代表的人物であるから、

正午、藤田伝三郎君の邸に到る。網島の東岸に在り。種々の名器を陳列し、市隠の額かけたたる小庵にて、茶事を催せり。

夕三時より約を履みて、平瀬露香がり行く。一方菴にて種々の名器を取出し、茶の湯せり。主翁は武者小路派なれども、不味の流を汲みて、茶道に巧者なりき。

とあるように、「種々の名器」という松浦詮の感想は当然であろう。しかし、十六日の藪内家訪問についても、

正午、藪内紹智に到る。紹智は古伝を維持して、名高き宗匠なれば、一会を所望したるなり。庭中にある豊太閤拝領の熱田の金燈籠、文覚の塔の手水鉢、雪の朝の火燈など、皆名高きものにて、燕菴は古田織部正の好みし席、取出し、器は、何れも家祖以来襲伝の名器、天下一の丸壺、松の木盃、姫瓜の花生、一里の銅鑼などは殊に逸品たり。耳順の翁にて、茶道に熟したれば、待遇尤も懇切なりき。

と記されているのをみると、「貴紳の茶の湯」に親しむ松浦詮の目につる当時の千家家元は、それほど名器を所有しているわけではなく、単に歴史のある茶堂にすぎなかったという印象をうけざ

るをえない。

逆に、松浦詮が千家家元をまねいた事例についてもみておくこととする。流祖松浦鎮信の二百回忌にあたる明治三十五年（一九〇二）に、松浦詮は百会の追善茶会を催した。のべ五二一人におよぶ招待者のなか、千家家元もまねかれている。関係する茶会を示すと、つぎのとおりである。

同（四月）廿三日、正午、晴。

第廿八回

京都裏家元	千宗室
武庫郡魚崎酒造	山路亀十郎
京都御池通酒造	山田長左衛門
陸軍一等軍吏	小林千和伎
千家取次宗匠	田中宗卜

十月廿二日、夕五時、快晴

第七十二回

本家宗匠隠居	千宗旦
同	千宗佐
	岩見鑑造
京都陶工	楽吉左衛門

同（十月）廿八日、夕四時、快晴。

第七十三回

千 宗 室
大 竹 昌 臧
商 宮 崎 鏡 及
商 戸 田 宗 見

茶会では客組を重視するが、ここでの客組をみると、和敬会会員の岩見鑑造⁽⁹⁾を例外として、「貴紳の茶の湯」の人物と「流儀の茶の湯」の人物は、原則として分離されているようである。松浦詮は、百会のうち、ほかにも、第三十一会に千家宗匠松田宗貞、第六十二会に仙台茶道安達雲斎、第七十四会に仙台茶道清水道鑑、第八十二会に川上不白、第九十六会に旧豊後岡藩茶道千家宗匠石塚宗通などのように、茶堂（茶道）や家元・宗匠らを正客としている事例は、すくなくない。

さきに紹介した安田善次郎の『松翁茶会記』によると、明治三十四年（一九〇二）十一月十五日の「松浦伯爵の口切茶事」に、千宗室がまねかれていた。ところで、安田善次郎のこの茶会記には、自会記二十八会、他会記約三五〇会が記されているが、そのうち、千家家元が亭主となっている茶会はおそらく一例のみ、客となっている茶会は上記以外に一例のみと、ごくわずかである。しかも、その二例とも表千家のパトロンともいえる三井家が関係しているものがある。

さらに、のちに和敬会会員となる高橋義雄（文久元年（一八六一）～昭和十二年（一九三七）、号箒庵）は、明治四十五年（一九一三）から昭和十二年（一九三七）まで『東都茶会記』、『大正茶道記』および『昭和茶道記』として、茶の湯関係の記事を新聞に連載した。そのなかに当時の千家家元が登場することは意外とすくない。たとえば、千家を訪問したことは、大正四年（一九一五）六月十七日の表・裏千家、大正九年（一九二〇）五月十九日の表千家、昭和六年（一九三一）四月八日の裏千家の三回であり、そのうち大正四年に関しては「京都に赴きて表裏千家、藪内若しくは西山西芳寺等の茶室を親検する」とあるだけで、具体的な記述はない。大正九年の表千家訪問は、『大正名器鑑』の取材の一環であり、昭和六年の裏千家訪問は、茶室見学が主目的である。このように、高橋義雄は、茶会にまねいたり、まねかれたりする対象として千家家元をみていないのである。それほどまでに、「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」とは別々の世界を形成していたといえるのである。

このように比較検討すると、松浦詮は、自身も一流派の家元であり、また茶の湯全体の振興をおもんばかってか、千家家元をはじめとする「流儀の茶の湯」の関係者に好意的であったと考えられる。たまたま『松翁茶会記』に記された明治三十四年（一九〇二）の「松浦伯爵の口切茶事」は、安田善次郎にとってみれば、「貴紳の茶の湯」において千家家元が尊重されていた、きわめて特殊な茶会で

あったのである。

(4) その後の松浦家の茶の湯と「天皇との距離」

松浦詮の活躍は、個人的資質によるところが大きいかといえ、松浦家の歴史や天皇家との姻戚関係、そして皇室の藩屏として特権が付与されていた華族制度などの前提条件にささえられていた。松浦詮は、明治四十一年(一九〇八)に没するが、華族制度という担保によって、その立場は、制度的に、松浦家に引き継がれ、おのずと「天皇との距離」も定まっていたといえる。ここでは、昭和初期までの松浦家の茶の湯と「天皇との距離」についてみておく。

松浦詮ののち、松浦家をついだのは、松浦厚(元治元年(一八六四)～昭和九年(一九三四)、号鸞洲)である。明治四十四年(一九一一)に貴族院議員に選出され、昭和六年(一九三一)に辞職するまで、おもに政治の世界で活躍した。⁽¹⁰⁾ その一方で、『松翁茶会記』には、明治三十二年(一八九九)九月十八日の茶会以降、「小松浦」として登場し、のちには和敬会会員にも名を連ねるなど、「貴紳の茶の湯」の世界での存在感もみのがせない。

この松浦厚およびそれ以降の松浦家の茶の湯について、松浦素は、つぎのとおり述べている。

(松浦厚の——引用者注) 妻益子(浅野長勲養女)は心月の後を

受け、心月の側室・千恵子の助力を得つつ、極めて厳格な指導に当り、今上の皇后御成婚まで、久邇宮家に、良子女王殿下のご命によりお稽古を申上げ、これから今上の四内親王に厚の長子・陞(如月(注記一部略——引用者注))の妻・治子が呉竹寮に参上、お稽古を申上げた。⁽¹¹⁾

これによると、大正期から昭和初期には、松浦家には、天皇家に対する茶の湯指導という状況があったことがわかる。松浦厚の伝記には、そもそも茶の湯関係の記事にとほしいが、この引用文前段に關して、つぎのとおり記載がある。

(大正七年(一九一八)九月十四日、久邇宮女王の御使として、松平直亮伯の家臣村田朔一郎氏、来邸し、伯夫人に再応御茶御教師を御依頼の旨を伝ふ。○廿五日、久邇宮家に参候す。十月五日、久邇宮家より御使者あり、伯夫人応対す。(略)○十九日、伯夫人、御点茶御稽古御用の為、久邇宮家に参候す。⁽¹²⁾

(大正九年(一九二〇)一月)○十二日、伯夫人、御茶御稽古始の為、久邇宮御殿に参候す。⁽¹³⁾

このような松浦家の茶の湯と「天皇との距離」のあり方は、第二

次世界大戦後、華族制度という枠組みがなくなると、必然的に希薄化するのである。その背景には、すでに進行していた「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」との力関係の逆転があった。このことを端的に示す事例は、のちにV1において検討する。その前に、ほぼ同じ時期に「流儀の茶の湯」の世界で進行していた状況に視点をうつすこととする。

IV 大正・昭和初期の家元像——独立の存在として認められる家元——

1 家元による「皇族への献茶」

(1) 家元の社会的地位の上昇

Ⅲ1においてみた明治期の家元の姿は、「天覧」の場における、陰の存在^㉔であった。「天皇との距離」でいえば、この陪臣的な立場を克服し、家元自身がいわば「天覧」に浴することができるのは、裏千家第十四代千宗室（淡々齋）（明治二十六年（一八九三）～昭和三十九年（一九六四））が、貞明皇后（大正天皇皇后）に献茶した大正十三年（一九二四）を待たなければならない。これ以降、たびたび「皇族への献茶」の事例がみられるようになる。また、昭和初期には、家元が子爵・男爵クラスの華族階級と通婚する事例があらわれる。^㉕

Ⅲ2でみたとおり、明治期における家元は、華族階級と対等の立場には立ちえなかったことを考えると、家元の社会的地位が着実に上

昇していることがうかがえる。

ここでは、裏千家の機関誌『茶道月報』^㉖にあらわれた「皇族への献茶」に関する記事を分析することにより、家元が、陰の存在^㉔から、独立の存在^㉕として認められるに至る過程をたどることとする。

(2) 貞明皇后への献茶

大正十三年（一九二四）十二月一日、当時三十一歳の裏千家家元千宗室（淡々齋）は、この年の八月五日に父親である第十三代千宗室（円能齋）を失い、第十四代を襲ったばかりであった。この若き家元が貞明皇后への献茶という大役を担うこととなるのである。『茶道月報』^㉖には、つぎのとおり記されている。

大正十三年甲子十二月一日

恐れ多くも 皇后陛下に点茶式の台覧を賜り、且つその御茶を献じ奉るの光栄を、裏千家宗家淡々齋宗室が担った事は、一家一門の名誉なるのみならず、流儀如何を論ぜず、茶道の上よりして至上の榮譽であると共に、茶道史の上から申しても特筆大書さるべき大事蹟であります。（略）

それが大正の今日に京都府庁を通じて、この恩命を蒙り、かくの光栄に浴し得たのみか、広からぬ茶席に御尊体を仰ぎ奉

り、玉顔に咫尺して、点茶献上し奉ると言ふが如き破格の御沙汰は、至慈至愛一視同仁の御徳高く渡らせらるゝ、陛下の大御心のいや畏しこさ、只々感泣するの外はないのであります。

この献茶は、貞明皇后が京都大徳寺を訪問した際に、大徳寺方丈の八畳間でおこなわれたものである。「京都府庁を通じて、この恩命を蒙り」とあることから判断するに、直接裏千家に対して献茶が命じられたものと考えられる^⑩。献茶の実際は、つぎのとおりであった。

御席外までは田山伝衣管長が御先導申し上げ、陛下には御洋装の玉歩御軽やかに入御遊され、御席に着かせ給ひ、(略)伝衣管長は詰の席に控へます。

(略)淡々斎は白襲紋付、紗の十徳、即ち茶の礼服を着用、静に茶道口を開き、約十秒の最敬礼後、御前に膝行して真白子、神式通り覆面を用ひて点前を奉ります。

御茶 淡々斎銘 菊の白 竹田紹清詰

御天目台は恭しく、献上台へと置かれたものを、後見の象庵は吉見女官まで伝献、同典侍は御蓋蔽をとつて御前の卓子の上へ奉つたのを、陛下にはいと御満足気に齎せ給ふたのであります^⑪。

茶席の場においても、貞明皇后と千宗室(淡々斎)との間に、介在する権威者は存在していないことは明らかである。さきにⅢ1(3)および(4)でみたとおり、明治二十年代においては、(皇后)↓三井家↓千家家元^⑫であったものが、ここでは、(皇后)↓千家家元^⑬の直接の関係となつている。すなわち、この時点で、家元と「天皇との距離」は、明治期よりも一段階近くなつたと評価することができるのである。

(3) 大正末から昭和初期にかけての「皇族への献茶」

『茶道月報』には、その後、大小軽重さまざま「皇族への献茶」という記事がみられるようになる。第二次世界大戦終戦時までの事例を整理すると表のとおりとなる。なお、外国の皇族の事例もふくめた。

なぜ、突如としてこうした皇族と茶の湯との関わりが活字になるようになったのか、やや奇異に思われる。この三十二事例のうち、千宗室(淡々斎)が関係していると思われるものは、半数の十六事例である。裏千家門下の活躍を広報するという意味があるのかも知れないが、なかには、まったく他流に関する^⑭ことや、皇族とはいえ、身内を訪問しているようなもの^⑮などもみられる。Ⅲ3の松浦家の事例でみたとおり、それ以前にも「貴紳の茶の湯」では、皇族と茶の湯のかかわりがなかったわけではない。大正十三年(一九二

表 大正末・昭和初期の皇族等への献茶事例（『茶道月報』の記事による）

番号	年月日	皇族名	場所	点茶者	茶席	喫茶の種類	『茶道月報』の掲載号と場所
1	大正十三年十二月一日 （一九二四）	貞明皇后	京都・大徳寺	千宗室（淡々齋）	和室・椅子式	薄茶のみ	大正十四年一月号「皇后宮への御献茶の儀」四〜七頁
2	大正十四年十月二十九日 （一九二五）	東伏見宮大妃周子	京都・大覚寺	千宗室（淡々齋）	和室・椅子式	薄茶のみ	大正十四年十二月号「献茶のあと」口絵写真、「東伏見宮大妃殿下へ御献茶の儀」二〜三頁
3	大正十四年十一月九日	高松宮宣仁親王	奈良・中宮寺	稲田高月夫妻か	和室・畳座か	濃茶・薄茶	大正十五年一月号「中宮寺の茶会」九四〜九五頁
4	大正十四年十二月十九日	久邇宮邦彦王、同妃	京都・清水寺白雲居	平井仁兵衛および初子夫人	和室・畳座	薄茶のみ	大正十五年二月号「久邇宮様へ」五五〜五六頁
5	大正十五年（不明）七日 （一九二六）	久邇宮邦彦王、同妃	大阪・高津神社	稲田高月	和室・畳座か	薄茶のみ	大正十五年七月号「茶室幽軒でおくつろぎの久邇宮両殿下」一〜三頁
6	大正十五年四月下旬	東伏見宮大妃周子	奈良・法華寺	青田宗芳	不明	不明	大正十五年九月号「東伏見大妃宮殿下へ献茶を終へて」口絵写真
7	大正十五年九月三十日	スウェーデン王国皇太子、同妃	奈良・中宮寺	稲田高月、朝子	和室・畳座	不明	大正十五年十一月号「大正十五年九月三十日中宮寺於瑞典国皇太子同妃殿下へ献茶」口絵写真
8	昭和五年五月二十六日 （一九三〇）	久邇宮多嘉王、同妃	京都・妙法院	林楽庵	不明	薄茶のみ	昭和五年七月号「妙法院で在釜」九七〜九八頁
9	昭和五年六月五日	東久邇宮稔彦王	京都・湯浅七左衛門邸	千宗室（淡々齋）	不明	不明	昭和五年七月号「今日庵時報」一〇二頁
10	昭和五年六月六日	東久邇宮稔彦王	京都・青蓮院	千宗室（淡々齋）	和室・畳座	薄茶のみ	昭和五年七月号「青蓮院に於ける東久邇宮殿下」口絵写真、「今日庵時報」一〇二頁
11	昭和六年十一月七日 （一九三一）	東伏見宮大妃周子	京都・稲畑登美子邸	千宗室（淡々齋）	和室・畳座	薄茶のみ	昭和七年一月号「東伏見宮大妃殿下へ御献茶」口絵写真、「東伏見宮大妃殿下、久邇宮同妃殿下に御茶を献じ奉る」二〜六頁
12	昭和六年十一月十五日	久邇宮多嘉王、同妃	滋賀・日吉神社	千宗室（淡々齋）	和室・畳座	不明	昭和七年一月号「久邇宮殿下へ御献茶」口絵写真、「東伏見宮大妃殿下、久邇宮同妃殿下に御茶を献じ奉る」二〜六頁
13	昭和七年五月十八日 （一九三二）	東伏見宮大妃周子	兵庫・大倉山春畝館	黒瀬久香（神戸市長夫人）	不明	不明	昭和七年八月号「東伏見宮大妃殿下に御茶を献じ奉りて」八八〜八九頁、九八頁参照
14	昭和七年十一月五日	閑院宮載仁親王	京都・平井仁兵衛別邸	千宗室（淡々齋）	和室・椅子式	薄茶のみ	昭和八年一月号「光栄のお茶室」「お献茶後」口絵写真、「閑院宮に御茶を献じて」二〜四頁
15	昭和八年三月四日 （一九三三）	賀陽宮恒憲王	京都府立第一高等女学校	不明	不明	薄茶のみか	昭和八年五月号「賀陽宮恒憲王殿下へ御献茶」九頁
16	昭和八年四月三日	久邇宮多嘉王、同妃、若宮	大阪・水無瀬宮	水無瀬増枝夫人	和室・畳座	不明	昭和八年六月号「燈心の席へお成りの久邇宮殿下」口絵写真、「修繕なつた燈心席へ久邇宮殿下が御席披き」八九〜九〇頁
17	昭和八年四月十七日	東伏見宮大妃周子	鳥根・有沢山荘	有沢才也（雲州流宗家）	和室・畳座	薄茶のみ	昭和八年七月号「光栄の茶席」九八〜九九頁、昭和八年八月号「有沢山荘への御成りの東伏見宮大妃殿下」口絵写真
18	昭和九年十月十一日 （一九三四）	久邇宮多嘉王、同妃	京都・天龍寺	千宗室（淡々齋）	和室・畳座	薄茶のみか	昭和九年十一月号「後醍醐帝霊前献茶式」七四〜七六頁、昭和九年十二月号「久邇宮殿下に御献茶」口絵写真

19	昭和九年九月二十九日	東伏見宮大妃周子	愛国婦人会朝鮮本部	倉田宗錦	洋間・立礼式	薄茶のみ	昭和十年一月号「東伏見宮大妃殿下に献茶し奉る」口絵写真、「東伏見宮大妃殿下に献茶し奉りて」八一〜八四頁
20	昭和九年十二月九日か	東久邇宮稔彦王	京都・大辻宗生別邸	千宗室(淡々齋)	和室・畳座	薄茶のみ	昭和十年二月号「東久邇師団長宮殿下をお迎へして」口絵写真、「宮殿下に献茶」八六〜八七頁
21	昭和十年三月二十日 (一九三五)	秩父宮雅仁親王、同妃	東京・柘植曹給邸	柘植曹給	和室・立礼式	薄茶のみ	昭和十年六月号「秩父両宮殿下を迎へ奉りて」瑞典行茶室の光栄」五一〜五四頁
22	昭和十年四月十八日	満洲国皇帝	京都・都ホテル	千宗室(淡々齋)	和室・椅子式	薄茶のみ	昭和十年六月号「満洲国皇帝陛下、茶儀御高覧」二〜五頁、昭和十年七月号「満洲国皇帝陛下御成りの『可楽庵』」口絵写真
23	昭和十年五月二十九日	久邇宮大妃俣子、久邇宮多嘉王	滋賀・長尾欽彌別邸	千宗室(淡々齋)	不明	薄茶のみ	昭和十年八月号「久邇宮両殿下、東伏見伯をお迎へ申して」口絵写真
24	昭和十一年十月十日	久邇宮多嘉王、同妃	京都・北野神社(北野大茶会二百五十年記念大献茶会)	席主千宗室(淡々齋)	不明	薄茶のみ	昭和十一年十一月号「北野大献茶祭概記」中の八頁
25	昭和十一年十一月十三日 (一九三六)	香淳皇后、高松宮妃ほか	東京・女子学院	堀越宗円	立礼式	薄茶のみか	昭和十二年一月号「台覧を賜ひし立礼御道具」口絵写真、「台覧を賜ひし立礼式」二〜三頁
26	昭和十二年二月二十八日 (一九三七)	サラワク国王妃	京都・大辻宗生別邸	高橋宗伯	和室・畳座	薄茶のみ	昭和十二年五月号「茶席に於けるサラワク国王妃」口絵写真、「サラワク国王妃への呈茶」一一九〜一二〇頁
27	昭和十二年六月十三日	貞明皇后	大阪・水無瀬宮	水無瀬忠政	和室・畳座か	薄茶のみ	昭和十二年七月号「皇太后陛下 水無瀬宮御参拝 点茶を台覧あらせらる」七五頁
28	昭和十二年六月二十日	貞明皇后	京都・大宮御所	後見千宗室(淡々齋)	不明	不明	昭和十二年八月号「皇太后陛下 且座式を台覧あらせらる」二〜四頁、七六頁の後に写真
29	昭和十三年十一月二十二日 (一九三八)	久邇宮恭仁子女王	京都・裏千家	千宗室(淡々齋)	和室・畳座	濃茶・薄茶	昭和十四年一月号「久邇宮恭仁子女王殿下 今日庵に台臨遊ばさる」四〜八頁
30	昭和十四年二月二十一日 (一九三九)	東久邇宮稔彦王	京都・裏千家	千宗室(淡々齋)	和室・畳座	薄茶のみ	昭和十四年三月号「又隠」にて御寛ぎの東久邇宮殿下」口絵写真、「東久邇中将宮殿下 裏千家にお成り遊ばさる」二〜四頁
31	昭和十四年四月十六日	久邇宮大妃俣子	京都・東本願寺	不明	和室・畳座	薄茶のみ	昭和十四年六月号「久邇宮大妃殿下 榎下亭御成り遊ばさる」口絵写真、「榎下亭席披き」七八〜七九頁
32	昭和二十年七月十六日 (一九四五)	久邇宮朝融王	滋賀・長尾欽彌別邸	千宗室(淡々齋)	不明	薄茶のみ	昭和二十年十一月号「久邇宮殿下を迎へ奉り」一六頁

※茶席について、写真または記事にある記述により判断した。なお、和室、椅子式は、客は椅子座、亭主は畳座の場合であり、立礼式は、主客とも椅子座である。
喫茶の種類について、記事にある記述または道具組により判断した。

四)の貞明皇后への献茶以降、こうした話題に対して「流儀の茶の湯」側が遠慮を要しなくなったためとも考えられる。

そもそも、大正十三年の貞明皇后への献茶は、どのような経緯で実現したものであろうか。まずその点から考えてみたい。つぎの二つの理由から、これは裏千家側からではなく、皇室側からの積極的な働きかけの結果ではないかと推測する。

第一の理由は、これが皇室側の都合で実施されたように思えることである。もちろん、皇室関係の行事にあつては、慎重かつ周到に準備が進められたはずである。いみじくも千宗室(淡々斎)は、貞明皇后を追悼して、つぎのとおりおべている。

まだ先代円能斎存命中でしたが、京都に行啓の際、一日仙洞御所で、野点をお目にかけたのが最初でした。町尻さんのお肝入りで、お庭に幔幕を張つて、旅篋のお点前を円能斎が致しまして、私が後見をいたしました。お散策のおついでに御覧に入れましたが、全く絵の様な光景でございました。^(四)

おそらく、これは貞明皇后への献茶の準備として、その下見がおこなわれたものと考えられる。であるならば、千宗室(円能斎)の時代に貞明皇后への献茶があるはずのところ、千宗室(円能斎)の急死により、千宗室(淡々斎)の代に実現したものである。問題は、

この日が裏千家の喪中にあたることである。裏千家側の辞退にもかかわらず、皇室側の強い意向で、この献茶は予定どおり実施されたものであろう。

第二に、裏千家が、この献茶をいわば奇貨として、積極的にみずからの権威付けに利用したとは考えにくいことである。もちろん、『茶道月報』に大きく掲載されたことは事実である。しかし、慶応元年(一八六五)の千宗室(玄々斎)による「天皇への献茶」の場合、翌慶応二年一月には、拝領品披露の茶会を行い、あらたに和巾点の点前を教えにくわえるという一連の記念行事を行った。それに対し、この献茶を記念した流儀の公開の行事としては、『茶道月報』昭和五年(一九三〇)十一月号に掲載されたつぎのものしか見当たらない。

皇太后陛下が、いまだ 皇后陛下にあらせられた大正十三年十二月一日大徳寺へ行啓遊ばされた御節、方丈内茶席に於て、恐れ多くも、御献茶申上げた、裏千家々元淡々斎は、その光栄を、永久に忘れぬ為め、毎年、十二月一日には、今日庵に於て、その記念の釜を掛けて居つたが、本年よりは一般社中とともに、此の光栄の日を記念すべく、来る十二月一日午前九時より午後四時迄在釜する事になつた。別に案内状は發送されませんが、在京社中方は、奮つて来喫されたいとの事である。^(四)

II-1において「天皇への献茶」が千家の目標となっていたことを指摘したが、その目標達成の披露としては、この茶会は時期もよくれており、あまりにもささやかすぎる印象をぬぐいきれない。このような消極的な態度の背景には、第一に神格化された近代の天皇に對して、おそれ多い^⑧という感情があつたことは当然であろう。

旧主久松家に対してすら、家元が水屋をつとめていたことは、千宗室（淡々齋）も知らないはずはない。しかし、そのおそれ多さの一方で、千宗室（淡々齋）は、この時期の「皇族への献茶」がもたらすマイナス面を感じていたのではないかと考える。

それは、これらの献茶が、ほんとうに茶の湯を理解したり、楽しんでたりする目的とは思えないことである。たとえば、千宗室（淡々齋）が関係した十六事例のうち、濃茶および薄茶^⑨という本来の茶の湯のあり方を実践したのは、茶の湯の秘伝を受けるために裏千家を訪問した久邇宮恭仁子女王だけである。それ以外は、薄茶だけ^⑩という略式である。道具鑑賞が主目的の「貴紳の茶の湯」でも、もつとも重視される道具は、濃茶に使う茶入である。真に茶の湯を楽しむ人にとって、濃茶のない茶会はものたりない。

また、洋式の宮中文化と和式の茶の湯文化の衝突という問題もある。大正十三年（一九二四）の貞明皇后への献茶では、貞明皇后はつぎのとおり、畳のうえにおかれた「卓子と椅子^⑪」で喫茶されたのである。

御座所は、床前から、点前座に向け斜に、宮内省差廻しの御紋章入、七宝模様の卓子布の掛つた御卓子を据えて御椅子が配されました。^⑫

このとき、千宗室（淡々齋）は畳のうえで台子の点前をしたのである。このように和室に「卓子と椅子」をもちこむ方法は、大正十四年（一九二五）の東伏見宮大妃周子、昭和七年（一九三二）の閑院宮載仁親王、昭和十年（一九三五）の満洲国皇帝への献茶においても採用されたことが、『茶道月報』に掲載された写真によって明らかである。^⑬

このような方法は、宮内省の指示によるものであるが、茶の湯として好ましくないことはもちろんである。武士も帯刀をはずし、せまい躰口をくぐって入る、茶室のなかには主客平等の空間であるべきというのが、茶の湯の教えである。千宗室（淡々齋）は、つぎのとおりべている。

茶を行ひます場所、即ち茶席の装置等も、貴賤貧富の別はなく、（略）其処へ集ります人々にも此処ばかりには社会的的地位や、階級、貴賤高下の差別等を認めません、総てが平等の人と人として、心と心の赤裸々の儘の対等、赤心の交りでありまして、之が滑らかに融合する会合、つまり飾り気のない偽りのな

人間美が溶け合ふて一つの魂になつて行くのが茶の団欒であります。⁽¹⁸⁾

このように人にも教え、みずからも実践してきたはずの千宗室（淡々齋）自身が、皇族への献茶のためとはいえ、その教えに反する行為を公然とおこなうことに、内心忸怩たるものがあつたことは想像にかたくない。閑院宮載仁親王への献茶の際には、つぎのとおりので、婉曲に裏千家訪問を辞退している。おそれ多いということもあるが、そればかりではないように思われる。⁽¹⁹⁾

閑院宮殿下が（略）平素深く御嗜好遊ばさる、思召を以て、今日庵へ成らせらるべき旨を仰せ下されましたが、何分佗本位に造られた狭隘な茶室のみの建築でありますから、宮殿下をお迎へすることは甚だ恐懼に堪へませんので、平井東庵氏の靈鷲山莊を御推奨申上げました処、早速御聴許遊ばされまして（略）私は恭しく御茶を献じたのであります。⁽²⁰⁾

なお、「卓子と椅子」は、千宗室（淡々齋）の「皇族への献茶」において、この四事例のみであつたと考えられるので、その後、皇室側の茶の湯への認識が進んだものであろう。ただし、この「皇族への献茶」における「卓子と椅子」の問題は、のち2（2）で再度

考察する。

2 「皇族への献茶」の背景とその意味——期待される、新たな

皇室の藩屏——

(1) 大正期における天皇制の危機

大正末から昭和初期にかけての皇族への献茶は、皇室側からの積極的な働きかけによるものであつたと推測した。そこで、皇室側の視点から、この「皇族への献茶」の意義について考察する。

まず、前提として、近代天皇制は、大正期に危機を迎えていた。海外では、一九一二年（明治四十五年）の清朝滅亡にはじまり、大正期にロシア、ドイツ、オーストリア、トルコなど、君主制国家が次々と崩壊するという、世界的な君主制危機の時代であつた。

一方、国内の情勢に目を転ずれば、普選運動、労働運動、米騒動など、民衆が公然と自己の権利を主張しはじめた。さらには、大正十二年（一九二三）の虎ノ門事件のような皇太子へのテロ事件も発生した。

このような外からの天皇制の危機にくわえて、大正天皇の病氣による公務への支障は、天皇の權威をゆるがせることとなつた。他方、皇室の藩屏としての役割を担うべき華族階級は、資本主義の発展につれて、相対的に経済力を低下させており、明治期に制度設計された近代天皇制は、そのままでは維持が困難な状況に至つていた

のである。

(2) 天皇制確認のための儀礼

ここでは、言説化がむつかしい「国体」という問題を、視覚化という視点で論じている原武史の議論を援用して分析をこころみる。原武史は、大正十年（一九二二）に着目し、この年の皇太子裕仁親王（のちの昭和天皇）の訪欧が「皇太子をして、大衆社会との適合を図ることで、第一次世界大戦後になお生き残ろうとする君主政のあり方を実地に学ばしめる結果につながった」と指摘し、つぎのとおりべている。

二一年に大正天皇が病気で引退し、裕仁皇太子が摂政になっている。それとほぼ同時に天皇制の大きかりな再編が行われ、「国体」は目に見える具体的なものになったのである。⁽¹⁸⁾

その「天皇制の大きかりな再編」を、つぎのとおり説明している。

昭和天皇（二六年までは摂政・皇太子。二六年から天皇）が自身の身体をさらすとともに、狭義の政治から疎外されていた学生生徒や女性、植民地の住民を含む万単位の「臣民」と相対する「一君万民」ないし「君民一体」の空間が、植民地を含む全

国各地に設定され、親閲式や奉祝会、奉迎会などの新しい儀礼が行われるようになることである。

これらの儀礼では、（略）儀礼に参加する人々がそこに「国体」のかたちを見るようになる。この時点で「国体」は言葉で理解するものではなく、何よりも身体ごと体験するものになる。⁽¹⁹⁾

そして、この「新しい儀礼」について、つぎのとおり評している。

元老や官僚、財閥、政党といった「夾雑物」がなく、事実上の天皇と、従来参加を許されなかった一般の「臣民」が相対する新しい政治空間が成立したことを意味していた。⁽²⁰⁾

さらに、「大正末期には（略）皇太子だけでなく、秩父宮などの皇族や皇后による地方視察が活発となった」のである。原武史のこの議論は、「皇族への献茶」を理解するうえで示唆に富むものと思われる。まず、類似点として、その時期である。貞明皇后への献茶は、大正十三年（一九二四）のことであり、事前の調査や準備の時間を考えると、原武史の指摘する大正十年（一九二二）以降の「新しい儀礼」に位置付けられるものと思われる。そして、その内容も、天皇・皇后と家元との間に存在した、明治期の井上馨や三井家のよ

うな「夾雑物」がなくなつたという点で、「新しい儀礼」としての性格を備えている。「大がかり」ではないとしても、これを「国体視覚化の儀礼」と評価してもあやまりではないだろう。この時期の「皇族への献茶」に六回登場する東伏見宮大妃周子（明治九年（一八七六）～昭和三十年（一九五五））は、愛国婦人会総裁として植民地を含む全国各地の行事に出席しており、その訪問先の行事として「皇族への献茶」がおこなわれている。⁽¹⁴⁾このように、「生身の身体をさらす」ことによって皇室の存在を示した東伏見宮大妃周子の場合も、意図的に「国体視覚化の儀礼」に関与していたものと考えることができるとがである。

さきにIV 1（3）で、茶席の畳のうえにおかれた「卓子と椅子」は、茶の湯文化にとつては好ましくないことを指摘した。「皇族への献茶」とは、喫茶を介して主客が交流する「茶の湯」と、そもそも似て非なるものである。皇族が臣民と相對する「国体視覚化の儀礼」であり、「卓子と椅子」はそのことの表象である。本来、平等の空間である茶室において、畳のうえにおかれた「卓子と椅子」の高さは、儀礼における皇族の存在を視覚化するのに十分な意味をもつものである。⁽¹⁵⁾

（3）家元と皇室との「社会的結婚」

「皇族への献茶」の事例について検討すると、若干異なる側面も

あると考えられる。昭和天皇は「夾雑物」なしに一般の「臣民」と相對する「君万民」の構造をめざしたのに対して、「皇族への献茶」を分析するかぎり、「貴紳の茶の湯」という夾雑物を排したが、あらたに「家元」という存在を前提としているようにも思われる。とくに、参加者がかざられる茶席という空間での献茶を、「国体視覚化の儀礼」として機能させるためには、機関誌というメディアを所有する家元が不可欠である。

大衆との安全な接点、さらには新たな「皇室の藩屏」を求めていた皇室側にとつて、「家元」は、まさにそれにふさわしいものと想定され、実際にその期待どおりの存在であった。家元は、数多くの門弟を組織し、茶の湯を日本独自の精神文化であると教え広めていたのである。それは「国体」のめざすものと類似した方向性をもっていた。⁽¹⁶⁾

家元と皇室との良好な関係は、「現実の結婚」へと発展することによって至っているのである。その意味では、大正十三年（一九二四）は、家元と皇室との社会的な「むすびつき」の契機となつた年である。家元と「天皇との距離」であるならば、ここでは、家元と皇室との「社会的結婚」がおこなわれたと評価することができるのである。

なお、付言すると、千宗室（淡々齋）は、この「皇族への献茶」にややためらいを感じていたと推測したが、その不安感はある意

味で正しいものであったといえよう。大正・昭和初期の家元は、まだみずからの実力を十分には認識していなかった。昭和十三年（一九三八）十月に朝鮮を訪問した千宗室（淡々齋）は、肅々と茶の湯の行事をこなす一環として、朝鮮神宮において献茶式をおこなった。それは、つぎのとおり伝えられている。

二十二日 この日あたかも広東陥落の好き日。淡々齋宗匠は朝鮮神宮にて武運長久の祈願大献茶式を行はる。厳肅の気に満ち、集へるもの無慮六百人肅として声なく清寂そのものの如し。終つて社殿にて「今日会」の結成式を挙げ、淡々齋宗匠を総裁に仰ぎ、宣誓式を行ふ。⁽¹⁰⁾

この時の記念写真が『茶道月報』に掲載されている。朝鮮神宮の巨大な鳥居の前に、ほとんどが和服姿の女性であるが、六百人も誇張ではないと思えるような大集合写真である。流儀の発展のために地道な努力をつづけていた家元は、いつのまにか戦争協力への道に迷い込んでしまうのである。それが第二次世界大戦敗戦に至るまでの千家家元の姿である。

V 第二次世界大戦後の家元像——文化の頂点に立つ家元——

1 存在感を失う華族階級——前田家と裏千家の逆転劇——

(1) 前田家と裏千家との歴史的関係

I 4でのべたとおり、現在では千家家元は直接にあるいは間接に三笠宮家と姻戚関係にあり、その意味で「天皇との距離」はごく近いものとなっている。明治期には、「天皇との距離」で近い関係にあったのは、明らかに「貴紳の茶の湯」である。それが、大正・昭和初期をへて、衰退する「貴紳の茶の湯」と成長する「流儀の茶の湯」との力関係が最終的に逆転するのである。その逆転の状況を、大名華族の雄たる前田家と裏千家との関係でみることにする。

旧加賀藩主の前田家は、明治以降、爵位こそ第二位の侯爵であるが、近世における最大の大名家の後裔として、経済力のみならず、⁽¹¹⁾文化的にも、もつとも存在感のある大名華族のひとつであった。近代の当主がとくに茶の湯を好んだというわけではないが、多くの文化財、美術品を所有し、昭和十一年（一九三六）の「北野大茶湯三百五十年記念大献茶会」においては、前田利為（明治十八年（一八八五）～昭和十七年（一九四二））が名誉会長に推されるなど、「貴紳の茶の湯」を代表する存在でもある。

前田家と裏千家との直接的な関係は、慶安五年（一六五二）には

じまる⁽¹⁰⁾。このとき、千宗旦の四男である裏千家第四代千宗室(仙叟)は、小松に隠居した前藩主前田利常に召し抱えられ、前田利常の死後、あらためて藩主前田綱紀に仕えたのである。裏千家は、第五代千宗安(常叟)以降、伊予松山藩に仕えることとなるが、前田家とは依然として関係があったという⁽¹¹⁾。

(2) 昭和初期の前田家と裏千家

第二次世界大戦前後の前田家と裏千家との関係をみるうえで、前田利為の長女酒井美意子(大正十五年(一九二六)〜平成十一年(一九九九))は、貴重な証言をのこしている。その自伝的小説『ある華族の昭和史』⁽¹²⁾のなかに、結婚の相手に関するつぎのようなくだりがある。

私はまず、自分は誰と結婚しようかなと考えた。伴侶^{パートナー}としての夫は美男に越したことはないが、十人並みの容貌で充分だ。

(略)

そこまで考えると、私は「華族画報」を開いた。それは「皇族画報」とともに不定期に発行され、限られた範囲にだけ配布されるものであった。(略)

「華族画報」には伯爵以上の名家の男子と女子の写真を載せ、その人物像を紹介している。これは見合いの重要資料ともなる

ものであった。(略)

私は「華族画報」のページを繰りながら、公卿、大名、維新の元勳の直系である青年達の記事を丹念に読んだ。そして十一名の名前を原稿用紙に書き出していった。いずれも生活環境が似ていて裕福な大名華族の息子達である。

そのあとに、「茶道の裏千家の家元千宗室を月に一、二度前田家の茶席に招いてお稽古をし、私もその席に連なることが多い」とつづき、千宗室(淡々斎)の息子たちが登場する。

若宗匠の政興、嘉治、巳津彦の三兄弟はそろって美男で、関西のみか東京ソサエティでも人気上昇中である。私は特に才気煥発な次期家元の政興―通称マイクに強く惹かれていた。彼の姉の良子も典型的な京美人で、桜井子爵と婚約しており、門弟ばかりか数多くのファンを持っている。

しかし、結局、「家元夫人(略)にはなりたくないの」として、酒井伯爵家の一人息子と昭和二十年(一九四五)に結婚する経緯がつつついている。これは、やはり小説として読むべきで、どこまで真実なのかわからないが、昭和十年代においても侯爵家令嬢の娘心には、裏千家の存在を意識しつつも、結婚の相手としては、やはり有

力な大名華族を選択することがうかがえて興味深い。

さて、そのころの前田家と裏千家との関係であるが、昭和六年（一九三二）に「湯浅邸に於ける前田侯招待茶会」があった。『茶道月報』に掲載されたその写真の説明には、つぎのとおりある。

昨年十一月十九日に湯浅指心庵氏は前田侯御夫妻京都市長京阪知名の紳士を招待して宗家淡々斎宗匠を代点に時はずれの茶会を催されし時の記念撮影で（略）⁽¹⁰⁾

湯浅指心庵こと湯浅七左衛門（明治十年（一八七七）～昭和十八年（一九四三））は、京都の著名な実業家である。今日庵老分として裏千家とも関係が深い⁽¹¹⁾が、どちらかというと「貴紳の茶の湯」に近い人物である。金沢出身の縁で前田利為夫妻をまねいたものであろう。ここでは、千宗室（淡々斎）は陰の存在で、写真にも登場しておらず、明治期の家元の姿にもどったような感がある。

その後、昭和十五年（一九四〇）十一月十六日に前田利為夫妻は裏千家を訪問する。同じく『茶道月報』に掲載された写真では、前列に湯浅七左衛門、前田利為、前田夫人、湯浅夫人らが並び、中列に畠山一清、千宗室（淡々斎）、井口海仙、千宗室夫人らが写っている。⁽¹²⁾

(3) 第二次世界大戦後の前田家と裏千家

軍人であった前田利為は、昭和十七年（一九四二）にボルネオ沖で死亡する。そのあとをついで侯爵となった前田利建（明治四十一年（一九〇八）～平成元年（一九八九））も、昭和二十年（一九四五）には、「十月二日午後前田侯爵一行を寒雲亭に迎へて。本席は咄々斎⁽¹³⁾」とあるように、裏千家に賓客として迎えられている。

しかし、前田家と裏千家とが、旧主と旧家臣であるかのごとき関係は、これが最後であった。昭和二十三年（一九四八）四月二十三日に金沢において千宗室（仙叟）の二百五十年忌の大法要が催された。ここで中心の座を占めたのは家元である。法要の次第は、つぎのとおりであった。

向つて左側には、前田利建氏はじめ、親戚の畠山一清氏、同不器氏夫妻、今日庵老分の中沢利八、堀野豊三郎、（略）向つて右側には、軍政府長官はじめ進駐軍の方々、横山氏、越沢宗見氏、芦屋の丹羽晃氏夫妻等参列される。施主淡々斎宗匠は白襟紋付十徳の正装で、同じ服装の政興若宗匠を同伴、井口総務、嘉治氏、各業躰を随へて着座。愈々法要の幕は切られる。⁽¹⁴⁾

昭和二十二年（一九四七）五月三日に施行された日本国憲法第十四条第二項には「華族その他の貴族の制度は、これを認めない」と

規定されている。それから一年にもならないうちに、華族階級は意識のうえでも過去の存在となってしまうたのである。

この仙叟忌にあわせて開催された大茶会について、匿名の対談には面白い見解が示されている。

― 佗茶宗の総本山、彼仙叟の茶風からするとまさに正反対の現象ですネ。言行不一致といふのが今の茶人であり茶会ですか。

― それが時代ですよ。桑田変じて海となり、百万石の御殿を牛肉屋さんが買ひとらんづの御時勢です。佗茶の本家が、大名茶をやってくれたからこそ、狗肉の代りに羊頭が配給された訳で三拝ものです。⁽¹⁸⁾

わび茶志向の「流儀の茶の湯」の茶人たちが、このような違和感をいだいたのも、ほんの一時期であったことだろう。今では、「貴紳の茶の湯」も「流儀の茶の湯」に吸収され、その一部分となっているのである。

2 代償としての家元批判

結果的に社会的地位の急激な向上を実現し、文化の頂点に立つこととなった千家家元であるが、他方で思わぬ批判をあげせられることとなった。それは、第二次世界大戦後に急にわき起こった、家元

を封建遺制とする批判である。ここで興味深いのは、家元と本願寺との対比である。たとえば、昭和二十五年（一九五〇）に、柳宗悦（明治二十二年（一八八九）～昭和三十六年（一九六二））は、つぎのとおりおべている。

民主主義の今日にあって、最も呪われているのは封建制度である。封建制度の一切が悪いとはいえぬが、しかしその弊害が極めて多い現状では、それを打破しようとする企てに歴史的意義を感じる。幸にも多くの面でそれが覆えされたが、中には依然として旧習を固守するものがないではない。日本の社会に大手をふってそれを行っているものが二つある。少くともこの二つは封建制度の典型的なものといつてよい。一つは真宗本願寺に見られる東西大谷家を中心とする法主制度で、他の一つは家元、特に表裏両千家を中心とする封建制度である。⁽¹⁹⁾

小林一三（明治六年（一八七三）～昭和三十二年（一九五七））は、「戦時中から終戦後の今日迄、お茶の生活に余生を送つて居た⁽²⁰⁾」とのべ、茶の湯に親しんでいたにもかかわらず、家元に対してさらに辛辣であり、昭和二十六年（一九五二）に、つぎのとおりおべている。

御承知の如く憲法は変つた、宮様の特権はなくなつた、財閥

は解体され、農地改革によつて大地主は没落する、財産税の徴発によつて貧富は調節され、苟も先祖伝来の特権階級は許されない。本願寺サンもその執行主権者は選挙できまる、懐手して先祖や親の威光で暮して行くことは中々六ヶ敷い世の中に、独りお茶道だけが家元の暖簾のおかげで、未熟な若輩が、いつまでもく若宗匠などと尊敬せられる理由はないといふ事を、先づ以て御本人が大悟して、そこに生きる道、行く道を考へなくては駄目だと思ふ。

この時期には、千家家元と東西本願寺大谷家とは、同様に封建的存在であるように考えられていたことがうかがえる。

しかし、歴史的にいえば、この議論はやや的はずれである。一向一揆の広まりによつて戦国大名に匹敵する勢力を有した中世の本願寺の歴史はさておき、東西本願寺法主（門主）を世襲した両大谷家は、公家の猶子となる慣習や、公家との通婚によつて禁裏公家社会ときわめて近い関係にあり、近世においては、千家とは比較にならないほどの権威をもっていた。そもそも千家とならぶ茶の湯の家元たる數内家は、西本願寺の庇護をうけていたのであり、大谷家と家元とは、完全に上下関係にあつたのである。さらに近代においても、両大谷家は、ともに伯爵を授けられていたこと、久邇宮家との直接の通婚や、九条家を介して何重にも皇室との姻戚関係があつたこと

などを考えると、「天皇との距離」でいえば、現代の千家以上に近く近い関係にあつたといえる。

にもかかわらず、歴史学者である林屋辰三郎（大正三年（一九一四）〜平成十年（一九九八））でさえも、家元制度の形成過程について、

家元が將軍や大名という政治的権力を結んで、急速に自己の権力組織を確立したものである。この制度には、かならず二つ以上の対立したものの共存する現象がみられるが、それはこの事実を裏書しているともいえる。たとえば能における四座、茶における三千家、宗教における東西両本願寺といったような並列は、これらがたがいに競合して、この制度をいっそう助長したことを考えしめる。

したがって中世には家学、家芸を相承する家元はあつても、主従関係的な家元制度として固定したのは、幕藩体制の成立と時期をともにするのであり、大たい鎖国の行われた寛永という時期であつたといえる。

とのべ、家元が近世前期以来の封建的存在であるかのような理解を示している。しかし、本稿でみてきたことから容易にわかるように、家元が社会的地位を確立していた歴史はそこまでさかのぼることはできないのである。ましてや、東西本願寺大谷家と対比しうる

ような状況は、すくなくとも第二次世界大戦以前にはありえなかつたといつても過言ではない。この時期に、家元に関する大いなる誤解があったことは、たいへん興味深い現象である。

VI まとめ

幕末から第二次世界大戦直後までの茶の湯の状況を、「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」との二つの茶の湯文化の消長という視点で検討した。分析方法として「天皇との距離」という指標を用いたのは、別々に存在してきたこの二つの茶の湯文化の位置関係を、同じものさしで明らかにするためである。

考察結果をここで再度整理しておく。「貴紳の茶の湯」と「流儀の茶の湯」という二つの茶の湯文化をあらわす言葉を近世の茶の湯にまで拡大するならば、本稿で論じた内容は、つぎのようになるだろう。

近世前期には、「貴紳の茶の湯」がおこなわれた武家層では、儀礼としての茶の湯をつかさどる職業的の湯技芸者、すなわち「茶堂」が必要とされた。のちに、「家元」として成長する千家も、大名家に「茶堂」として出仕した。

近世中期には、家元は、富裕町人農民層に勢力を広げ、数多くの門弟を組織したヒエラルキーの頂点に、茶の湯指導者として君臨した。これが実質的な「流儀の茶の湯」の誕生である。すなわち、近

世において家元は二つの顔をもっていた。一つは「貴紳の茶の湯」における「茶堂」であり、もう一つは「流儀の茶の湯」における「家元」であった。茶の湯の「近世家元システム」は、このような二重構造に立脚するものであった。その結果、幕末期には、家元は、近世初期からの願望である「天皇への茶献上」を実現し、「天皇との距離」を近づけることに成功する。これは、当時の家元の実力を示すものでもある。この近世末期に一定の達成をみた家元の天皇への志向性、それは千宗旦にもみられたように近世初期以来のものであるともいえるが、現在では皇室との姻戚関係という状況で現実のものとなったのである。

しかしながら、近世末期から現代に至るまでの道程は、それほど単調ではなかった。その後の歴史の展開は、そのまま「天皇との距離」をより近づけていく方向には運ばなかったのである。明治維新後、家元は低迷期をむかえることとなる。その理由の一つは、「貴紳の茶の湯」における「茶堂」という基盤を失ったことにある。「貴紳の茶の湯」が先導した明治期の茶の湯復興期には、「天皇との距離」が近い位置に「貴紳の茶の湯」が厳然として存在した。社会的地位を低下させた家元は、天皇への志向性を失ってしまったようにも思える。そして、「貴紳の茶の湯」における旧来の「茶堂」として行動するのが家元の姿であった。

その後、大正・昭和初期に至って状況の変化がみられる。そのこ

るまでに「流儀の茶の湯」も徐々に復興し、家元も着実に勢力をのばしていた。しかし、その実力にもかかわらず、幕末に強く念願された「天皇との距離」を、この時期の家元は、まだそれほど意識していなかったようである。逆に皇室側からの積極的な働きかけによって「皇族への献茶」が実現し、「天皇との距離」が再び現実のものとなるのである。熊倉功夫は、昭和初期の家元の状況を、つぎのように表現している。

戦争による崩壊をまたずとも、茶道界は財界の数寄者の手を離れていた。もはや茶道界にとっての支持者は、財界ではなく大衆であり、大衆によって保護される茶の宗匠ではなく、ここには大衆を指導する宗匠の姿があった⁽¹⁾

そして、第二次世界大戦敗戦と戦後改革の結果、身分社会は崩壊した。すでに力を失っていた「貴紳の茶の湯」と成長する「流儀の茶の湯」との力関係の逆転は、白日の下にさらされる結果となったのである。これ以降、「貴紳の茶の湯」は事実上存在しえなくなり、「流儀の茶の湯」の全盛期となる。家元は、「文化的貴族」として、茶の湯文化の頂点に立つ存在となった。しかし、その存在感の大きさが、家元は封建遺制であるとの批判をまねくことともなった。

以上が、本稿において概観した「近代における」茶の湯家元の歴史である。ただし、結果的に実現した、「絶対的な」茶の湯指導者としての地位を、家元がみずから積極的に利用するようになるには、もう一段の成長とそのため時間が必要であったように思われる。現代の家元は、大正・昭和初期の家元のあり方とも異なる存在に、より大きく成長しているのである。

注

引用文中の漢字は原則として通用のものにあらためた。

家系、生没年、事績等については、霞会館諸家資料調査委員会編『昭和 新修華族家系大成』上下巻（霞会館、昭和五十七年（一九八二））、『人事興信録』（人事興信所、各版）などを参照した。

(1) 家元制度の成立時期の諸説については、拙論「茶の湯の流派維持のあり方―組織論と点前論の観点から―」『藝能史研究』第一七一号、藝能史研究会、平成十七年（二〇〇五）、二〇～三七頁において論じた。

(2) 数寄屋御成については、矢部誠一郎『日本茶の湯文化史の新研究』雄山閣、平成十七年、一七九～一九八頁参照。なお、初出は、『茶湯』第三号、木芽文庫、昭和四十五年（一九七〇）。

(3) 神津朝夫『茶の湯の歴史』角川学芸出版、平成二十一年（二〇〇九）、二〇七頁参照。

(4) たとえば、谷端昭夫『チャート茶道史』淡交社、平成七年(一九九五)、二二四～二二五、二二〇～二二二頁。ただし、谷端昭夫は、「わび茶」、「大名茶」以外に、「貴族の茶」という類型を想定している。

(5) 西山松之助『家元の研究』西山松之助著作集』第一巻、吉川弘文館、昭和五十七年(一九八二)参照。

(6) これについては、「近代数寄者の茶」という表現が一般的である。しかし、隠者的な印象のある「数寄者」という言葉では、実態をあらわすのに不十分と考える。

(7) ただし、そのことから、彼らが「茶の湯の点前や作法には一向無頓着だった」(熊倉功夫『茶の湯といけばなの歴史』左右社、平成二十一年(二〇〇九)、二二二頁)と考えるのは早計であろう。

(8) 明治期における伝統芸能の復興における「天覧」の意義は、能楽と歌舞伎とを対比すると、より明らかとなる。能楽は明治九年(一八七六)岩倉具視郎において天覧能がおこなわれた。能楽自体は、江戸時代から宮中でおこなわれており、明治天皇自身も好んだことから、天覧自体には問題はなかった。それに対して、庶民の芸能であるとして評価が低い歌舞伎は、明治十三年(一八八〇)寺島宗則郎における天覧歌舞伎の計画が岩倉具視の反対で中止され、明治二十年(一八八七)井上馨郎において天覧茶会とだけあわせにより、ようやく天覧が実現した(藝能史研究会編『日本芸能史』第七巻、法政大学出版局、平成二年(一九九〇)、二三～三八頁参照)。なお、この「天覧」による芸能認知システムは、昭和三十四年(一九五九)の野球の天覧試合まで生きていたといえる。

(9) 禁中茶会は二回おこなわれ、有名な黄金の茶室を搬入したのは、翌

天正十四年(一五八六)一月のことである。

(10) 桑田忠親『千利休研究』東京堂出版、昭和五十一年(一九七六)、一一〇頁。

(11) 『利休大事典』淡交社、平成元年(一九八九)、六七頁。

(12) 千宗旦の手紙に「国母様御用被仰下候」と記されている(『新編元伯宗旦文書』表千家不審庵文庫、平成十九年(二〇〇七)、二五二頁)。

(13) この経緯は、千宗旦の手紙に記されている(前掲『新編元伯宗旦文書』二六五頁)。

(14) 千宗旦は、東福門院からの下賜を「町人如何様義、無之由候」(町人にこのようなことがあるのは、例がないとのこと)と記している(前掲『新編元伯宗旦文書』二六五頁)。この口吻からは他にも事例がないわけではないと考えられる。

(15) 『普公茶話』『茶道全集』巻十一、創元社、昭和十二年(一九三七)、七二頁。

(16) 前掲『普公茶話』七二頁。なお、句読点は引用者がおぎなった。

(17) 千宗員(而妙斎)「不審庵の代々」『日本の茶家』河原書店、昭和五十八年(一九八三)、五二～五三頁。

(18) 井口海仙「今日庵の代々」前掲『日本の茶家』八二～八三頁。

(19) 表千家は紀州藩徳川家、裏千家は加賀藩前田家、のちに伊予松山藩久松松平家、武者小路千家は高松藩松平家に、それぞれ出仕した。

(20) 「大給松平家側の系図には、のちの玄々斎宗室とおぼしき人物が見当たらない」(熊倉功夫『近代茶道史の研究』日本放送出版協会、昭和五十五年(一九八〇)、一〇一頁)という指摘がある。榎元半重著『大給

- 龜崖公伝」（大給恒の伝記）明治四十五年（一九一三）には、「家庭雑話」のなかに「高祖乗友公の末男千家宗匠」（同書、三三二頁）と記載があるので、大給家が事実として認めていないわけではない。
- なお、『今日庵月報』明治四十一年（一九〇八）創刊号には、「祝詞 伯爵 大給恒」とある。内容は「今日菴月報発刊ヲ祝ス」（同号二頁）という言葉だけであるが、両者の関係がうかがえる。
- (21) 「従来の点前を整理して段階づけ、点前における新しい秩序をつくりだした」（熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』一一四頁）と指摘がある。
- (22) 筒井絃一「茶会記による玄々齋精中宗室居士とその交友」（『玄々齋精中宗室居士』淡交社、昭和五十一年（一九七六）、一一七～一三三頁）
- (23) 井口海仙「精中居士を思う」前掲『玄々齋精中宗室居士』六九～七〇頁。
- (24) 筒井絃一、前掲論文、一三五～一四〇頁。
- (25) 筒井絃一、前掲論文、一三〇～一三四頁。
- (26) 「意図的に玄々齋が、禁裏公家社会への交渉を深めようとした」（熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』一一二頁）と指摘がある。
- (27) 『茶道の源流』第六巻資料篇、淡交社、昭和五十八年（一九八三）、六三～六四頁。なお、明らかな翻刻の誤りは訂正した。
- (28) 同右書、六四頁。
- (29) 同右書、六六～六七頁。
- (30) 「今日庵の禁裏茶献上を傍証する史料を、今見出せぬ」（熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』、一一三頁）と指摘がある。なお、十九世紀はじめに成立したと考えられる『茶祖的伝』においては、東福門院と千宗旦との関係を「門院侍女をして茶道を翁に問せ給ふ。此侍女元伯翁の後妻となる。真巖宗見大姉是也」とのべ、その割注に「門院御入門」とあるので、東福門院が千宗旦に学んだように説明している（木芽文庫編『茶湯』六号、思文閣、昭和四十八年（一九七三）、五三頁）。しかし、「元伯宗旦文書」をみるかぎり、それは事実として信じがたい。
- (31) 桑田忠親、前掲書、一一二頁。
- (32) 濱本宗俊は、この点を正しく指摘している（濱本宗俊『玄々齋の遺風』前掲『玄々齋精中宗室居士』九八頁）。
- (33) たとえば、「天皇に献茶を奉仕した」（井口海仙、前掲『今日庵の代々』一〇五頁）、「禁中への献茶」（筒井絃一、前掲論文、一一三頁ほか）というような表現がおこなわれている。これらによれば「茶献上」でなく「献茶」であると誤解されるおそれがある。
- (34) 熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』一一四頁。
- (35) 千玄室（又妙齋）、千宗室（円能齋）共編、福田錦松堂。
- (36) 前掲『茶道の源流』第六巻、一二七頁。
- (37) 谷見「近代の藪内家」藪内紹智（竹中）監修『藪内流の茶道』古儀茶道藪内流竹風会、平成二十年（二〇〇八）、七八頁。なお、同書、一二八頁では、安政五年（一八五八）の書状と解している。
- (38) 筒井絃一、前掲論文、一三五頁。
- (39) 熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』二二五頁。
- (40) この「天覧茶会」の背景として、貴紳の茶の湯の一定の復興が実現していたことが考えられる。有栖川宮職仁親王の日記を分析した秋元信英は、つぎのとおりので、明治十六年（一八八三）に「皇族の数寄屋御成」

(後掲論文、三二二頁) というべき着想があったこと、それが「茶道文化史上の新しい兆候」(後掲論文、同頁) であると指摘する。

(明治天皇の政府大官への行幸は) 王政復古の功臣への恩恵であった。旧時代にあった將軍の「御成」が行幸にかわったのであった。おそらくは、これがモデルとなり、言わば茶席開に皇族の最高位で茶の湯に堪能な記主(有栖川宮熾仁親王——引用者注)を迎える着想が生じた。(秋元信英『有栖川宮熾仁親王日記』の茶道文化的特質) 『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年(二〇〇九)、三二三頁)

すなわち、明治期の天皇・皇族との茶の湯のかかわりは、復興する貴紳の茶の湯の担い手たちが、天皇・皇族を茶の湯に巻き込んでいこうとした現象と評価すべきものである。

(41) 『明治天皇紀』第六、吉川弘文館、昭和四十六年(一九七二)、七三七～七三八頁。

(42) 『世外井上公伝』第三卷、内外書籍、昭和九年(一九三四)、八〇四頁。

(43) 同右書、八〇八頁。

(44) 同右書、八〇三頁。

(45) このとき明治天皇に同行した有栖川宮熾仁親王は、当日の日記に

廿六日晴

一外務大臣伯井上馨、麻布烏居坂邸へ午後一時御出門聖上臨幸ニ付
案内行向、演劇御覽、同十時還幸、直ニ帰館、陸軍歩兵大佐小川又
次面謁之事、

とだけ記している(『熾仁親王日記』卷四、高松宮、昭和十一年

(一九三六)、四九二頁)。

なお、井上馨の案内状を、四月二十二日条に記しているが、その内容には茶席にも歌舞伎にもふれられていない(同書、四九〇～四九一頁)。

(46) 熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』二二五頁。

(47) この行幸が茶の湯の復興の契機であるとか、その復興の象徴であるとするならば、井上馨自身がその功を吹聴したたはずである。しかしながら、井上馨と茶の湯を介して親しく交際していた高橋義雄は、たとえば『茶道読本』のなかの「維新前後の茶道」、「明治中期以後の茶事」(秋園出版部、昭和十一年、五八～六三頁)において、なにもふれていない。

(48) 熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』二二五頁。

(49) 熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』二二七頁。

(50) 『毎日新聞』明治二十年四月二十八日の記事。なお、ルビは省略した(『復刻版横浜毎日新聞』第四十九巻～第五十二巻、不二出版、平成五年(一九九三))。

(51) 『萬象録 高橋箒庵日記』卷四、思文閣出版、昭和六十三年(一九八八)、三八四頁、大正五年(一九一六)十月二十八日条。

(52) たとえば、益田孝、益田克徳、益田英作、馬越恭平、近藤廉平らはその教えを受けた。

(53) 明治十年(一八七七)八月二十一日、第一回内国勸業博覧会への行幸において、明治天皇に対して「旧龍野藩主脇坂安斐点茶を献る」(明治天皇紀)第四、吉川弘文館、昭和四十五年(一九七〇)、二四三頁)という事例がある。これについては、別の機会にくわしく論じることとしたい。

(54) 『京都博覧会沿革誌』中卷(京都博覧協会編纂、明治三十六年

- (一九〇三)によると、明治二十年(一八八七)は、孝明天皇二十年祭にあたるため、天皇皇后の京都市幸啓があり、新古美術会にも行幸啓があったものである(同書、一三五頁)。「抹茶、煎茶ノ二席ヲ設ケ」(同書、二三七頁)と記されているが、天皇への献茶の記録はこのされていない。
- (55) 鈴木半茶「二茶会記に見る時代相」『わび』昭和十六年(一九四一)八月号、河原書店、三六―三七頁。鈴木半茶は、「苑内博覧会場とあるのは、名古屋博物館苑内のことと思はれる」(同書、三七頁)と記しているが、あやまりであろう。
- (56) 明治四年(一八七二)の京都博覧会は、三井八郎右衛門、小野善助および熊谷久右衛門の三人を会主として開催された(前掲『京都博覧会沿革誌』上巻、一頁)。明治五年(一八七二)に京都博覧会社が組織されたときも、三人の会主はひきつがれた。なお、三千家および藪内家は、そこでは「補助出勤」という役割を担った(前掲『京都博覧会沿革誌』上巻、三、四、六頁)。
- (57) 同校は、明治五年(一八七二)に新英学校及び女紅場としてはじまり、明治十五年(一八八二)に京都府女学校、明治二十年(一八八七)に京都府高等女学校、明治三十七年(一九〇四)に京都府立第一高等女学校、大正十二年(一九二二)に京都府立京都第一高等女学校とそれぞれ名称をあらため、昭和二十三年(一九四八)には京都府立鴨沂高等学校となり、現在に至っている(小林善帆『皇后宮陛下臨御』の風景「茶道雑誌」平成十九年(二〇〇七)四月号、河原書店、一一〇頁)。
- (58) 『京都鴨沂会雑誌』第三号、鴨沂会、明治二十三年(一八九〇)、五〇―五一頁。なお、この資料の所在については、小林善帆氏から教示をえた。
- 記して感謝申し上げる。
- (59) 明治二十年(一八八七)の事例が表千家であり、この場合は裏千家であることについて、小林善帆は、当時千玄室(又妙斎)は同校の茶儀囑託教授であったためであるとして、その経緯をつぎのとおり説明している。
- 同校の「茶」「花」に関する教員(囑託教授)については、明治十一年(一八七八)一月に千宗左(碌々斎)、明治十二年十月に池坊専正が採用されています。その後「茶」の教員は、明治二十二年五月、千宗左から千玄室(又妙斎)に代わっています。「皇后宮陛下臨御」において点前が千玄室によるものであったのは、そのためだったのでしよう。(小林善帆、前掲論文、一三三頁)
- (60) 『明治天皇紀』において、明治二十年二月一日条(前掲『明治天皇紀』第六、六九〇―六九一頁)、明治二十三年四月二十七日条(『明治天皇紀』第七、吉川弘文館、昭和四十七年(一九七二)、五四一頁)とも、行幸または行啓の記録はあるが、喫茶にはふれていない。
- (61) 『今日庵月報』第三卷第十号、明治四十四年(一九一一)七月、八頁。なお、本文引用について詳細な会記が記載されている。
- (62) 安田善次郎『松翁茶会記』下巻、昭和三年(一九二八)、四〇―四〇二頁。
- (63) 前掲『今日庵月報』第三卷第十号、五頁。
- (64) 千宗室(円能斎)の妻つな子は、旧三田藩士西貢の娘であり、西貢の妻が三田藩主九鬼隆徳の娘である(三田市史「第四卷近世資料、三田市、平成十八年(二〇〇六)、六三―六四頁)ので、藩主の九鬼家の遠縁にあたる。また、九鬼隆一の生家の星崎家と西家とは姻戚関係にある(辻田無

茶士「九鬼男と今日庵」『茶道月報』昭和六年（一九三二）十月号、八八頁。

(65) 九鬼隆一は、本文後述の大正三年（一九一四）の千宗室（円能齋）

の銀婚式に来賓祝辞をのべ（『今日庵月報』第六卷第七号臨時増刊「銀華記念号」大正三年、一〇頁）、千宗室（淡々齋）に「淡々齋」の号を授ける（前掲『茶道月報』昭和六年十月号、八八頁）など、裏千家との関係が深い。

(66) 本文Ⅲ3（2）参照のこと。

(67) これらのほか、明治四十二年（一九〇九）十一月二十六日、「久松家に於定室上京に付臨時御茶事の御催あり被召」と記録がある（『今日庵月報』第二卷第四号、明治四十三年（一九一〇）一月、一二頁）。

(68) 『今日庵月報』第一卷第八号、明治四十二年五月、二二頁。

(69) 前掲『今日庵月報』第六卷第七号臨時増刊「銀華記念号」、二頁。

(70) 千宗左（即中齋）「浅春記」「わび」昭和十四年（一九三九）三月号、三〜四頁。なお、昭和十四年四月十七日には、表千家家督披露お茶事に、紀州家当主徳川頼貞夫妻を迎えている（「紀州侯のお成り」『わび』昭和十四年五月号、五六〜五八頁）。

(71) 安田善次郎「松翁茶会記」中巻、昭和三年（一九二八）、二五八頁。

(72) 大正天皇の養育係ともいえる明宮祇候（明宮勤務）は、大正天皇の生まれた明治十二年（一八七九）から明治二十一年（一八八八）におよんでいる（『松浦詮伯伝』第二巻、松浦伯爵家編修所、昭和五年（一九三〇）、一九五〜二二四頁）。また、明治二十一年から翌年にかけて、常宮昌子内親王（明治天皇の第六皇女、ただし、事実上の長女）の御降誕御用掛および常宮御養育主任をつとめている（同書、二二五〜二三九頁）。

(73) 明治十七年（一八八四）華族令制定時の経緯を松浦家では、つぎのとおり伝えている。

御当家伯爵之御事は、初メ官之調べハ子爵之調べナリシ由なるに、御授爵之前日、太政大臣三条実美公之、嗟嘆実愛卿に、松浦は中藩なりと思ひしに、授爵之調べハ小藩子爵之撰定となれり。若し間違ては遺憾なれば、内々聞合せよと、御内意ありし由、（略）更に調べかえにて、中藩伯爵にならせられしとぞ。（前掲『松浦詮伯伝』第二巻、二〇二頁）

(74) すこし時代は下がるが、大正五年（一九一六）時事新報社が調査した「全国五十万円以上資産家表」によると、東京府の欄では、松浦厚は財産見込額千万円とある（同額の者が八名いる）。財産見込額千万円を上回る人物は二十三名、そのうち大名華族は前田利為、島津忠重、徳川頼倫の三名であることから、その富裕さがうかがえる（『大正昭和日本全国資産家地主資料集成I』柏書房、昭和六十年（一九八五）、六頁参照）。

松浦家の経済力の背景には、旧領地の一寒村にすぎなかつた佐世保に明治二十二年（一八八九）鎮守府がおかれ、軍港として発展したことがあると考えられる。明治三十二年（一八九九）に確定した松浦家永世基本財産の総額八〇万円の内訳は、十五銀行株式二十万円、その他株式計十万円、東京向柳原邸一萬四千坪十五万円、田地百町十万円に対し、佐世保市街地三万坪二十五万円と、その比重は大きい（前掲『松浦詮伯伝』第二巻、三一九頁）。

(75) 「しげのぶ」と記されることが多いが、織豊時代から江戸初めの当主である初代藩主も松浦鎮信であり、区別のために、松浦家では「ちんしん」

と音読みしている。なお、「松浦」の姓は、「まつら」と読むのが正しい。

(76) 松浦素『茶湯由来記』浪速社、昭和四十四年（一九六九）、三二頁。

(77) 『心月庵と鎮信流茶道』松浦伯爵家編修所、昭和九年（一九三四）、二二頁。

(78) 高橋義雄は、「西南戦争後、社会の秩序の漸く鎮静するに随つて、明治十三年頃より、ぼつ／＼茶人が頭を上げ始めた」（高橋義雄『筈のあと』上巻、秋豊園出版部、昭和十一年（一九三六）、一九八―一九九頁）と述べている。また、安田善次郎が『松翁茶会記』を記しはじめたのも、明治十三年（一八八〇）である。

しかし、高橋義雄は、「明治十年西南戦争が終局して、人心漸く安定するに及んで、茲に始て茶事復興の端を開き、所々に茶会を催す者が出現した。此時に当つては、諸大名没落の後とて、茶事を云々する者は民間の宗匠のみに止まり、其茶風も亦自ら低級にして、名物茶器を使用するは我等の事にあらずなど称して（略）明治十三年頃の茶会記を見れば、大正昭和に於ける諸家の茶会に比し、其低級さに驚く程であつた。而して此頃復興茶会の先陣を勤めた茶人は、東都に於ては松浦詮、渡辺驥、小西義敬、益田克徳、安田善次郎、大住清白等、其他数人を数え得る」（高橋義雄『茶道読本』秋豊園出版部、昭和十一年、五九―六〇頁。傍線引用者）と述べている。前半部分からは茶の湯の復興は「民間の宗匠」によるものとなるが、後半部分に列記された人名からは、その説明が妥当であるとは思えない。その後の時代と対比する必要上、意図的な文飾であろう。

ちなみに、渡辺驥は司法官僚で大審院検事長、小堀家伝来の茶道具購入でも知られる。小西義敬は郵便報知新聞の創業者、益田克徳は益田孝の次

弟である実業家（東京海上保険株式会社総支配人ほか）、安田善次郎は安田財閥の創始者、大住清白は菓子舗風月堂主人である。

(79) 前掲『心月庵と鎮信流茶道』二六―二七頁。

(80) 石黒況翁は、和敬会の創立を明治三十三年（一九〇〇）としている（熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』、二二〇頁参照）。しかし、引用文のとおり、明治三十一年（一八九八）が正しいと考えられる。松浦詮は、和敬会規約を「己亥七月」（熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』、二二〇頁）に記しており、これは明治三十二年（一八九九）にあたる。また、『松翁茶会記』における「和敬会」の初見は、明治三十二年九月二十日（前掲『松翁茶会記』中巻、一八六頁）である。以上から、すくなくとも明治三十三年創立はありえない。

(81) 前掲『心月庵と鎮信流茶道』五三―五四頁。なお、ここに掲載された人物像は以下のとおりである。青地幾次郎：礼差（伊勢屋）、実業家（東京板紙株式会社監査役）。石黒忠憲：子爵、陸軍軍医総監、貴族院議員。伊藤雋吉：男爵、海軍中将、貴族院議員。伊東祐磨：子爵、海軍中将、貴族院議員。岩見鑑造：実業家（株式会社東京商工銀行取締役）。金澤三右衛門：御用菓子司、実業家（醗酵社（桜田ビル）社長）。戸塚文海：海軍軍医総監。東胤城：子爵、旧近江三上藩主。東久世通禧：伯爵、旧公家、貴族院副議長、枢密院副議長。久松勝成：旧伊予松山藩主。松浦恒：平戸藩松浦家分家。三田葆光：国学者、東京女子師範学校教諭。三井高保：男爵、三井室町家当主、三井銀行総長（社長）。安田善次郎：注（78）参照。岡崎惟素：三菱財閥系の実業家（東京株式取引所肝煎、日本通業株式会社取締役）。三井八郎次郎：男爵、三井南家当主、三井物産社長。瓜生震：

三菱財閥系の実業家（汽車製造株式会社社長）。吉田丹右衛門・質商（佐野屋）、実業家（旭日生命保険株式会社取締役）。馬越恭平・大日本麦酒株式会社社長、貴族院議員。益田孝・男爵、三井物産社長。竹内専之助・織物商。

- (82) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三〇二～三〇三頁。
- (83) 『松浦詮伯年譜』松浦伯爵家編修所、昭和二年、一二四頁。
- (84) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三二二頁。
- (85) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三四二頁。
- (86) 前掲『松浦詮伯年譜』八五頁。
- (87) 前掲『松浦詮伯年譜』九七頁。
- (88) 前掲『松浦詮伯年譜』九八頁。
- (89) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、二六七頁。
- (90) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三一〇頁。
- (91) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三二二頁。
- (92) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三三二頁。
- (93) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三四四頁。つぎの二つの引用も同書同頁。
- (94) 松浦詮の千家に対する印象を示すものとして、明治三十二年（一八九九）十一月七日および八日訪問時の記述を省略せずに掲載する。
 正午、千宗左を音問す。主の隠者、中潜まで出迎へたり。石径幽に存して、歩々古色を帯び、流石に世に響きたる名家なれば、見所多きは独り庭園のみならざりき。
 午下、千宗室に招かる。又隠といへる草庵に案内せり。櫺園翁は、隠れても其名は朽ちぬ草の菴をうら珍しく今日見つる哉

と咏み出でぬ。（前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三二二頁および三三二頁）
 (95) 引用は、ともに前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三四五頁。

(96) 前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三四五～三四六頁。

(97) 「貴紳の茶の湯」側からの千家に対する評価について、たとえば大正十年（一九二二）から昭和元年（一九二六）に刊行された高橋義雄編『大正名器鑑』第一編～第九編、大正名器鑑編纂所におけるあつかいが参考になるだろう。ここには茶入と茶碗が収録されているが、松浦家、藪内家、表千家、裏千家各所蔵品数は、左記の表のとおりである。松浦詮が藪内家を高く評価し、表千家、裏千家についてそれほど関心を示していないことの理由が理解できよう。

種別	掲載総数	松浦家所蔵	藪内家所蔵	表千家所蔵	裏千家所蔵
茶入	四三六	九	三	〇	〇
茶碗	四三九	五	八	三	〇
合計	八七五	一四	一一	三	〇

なお、高橋義雄は、藪内家に対して、「利休の遺物が其血縁ある表裏千家に少くして、却つて多く藪内家に伝存するは、千家には種々の事故ありて伝来品の散逸せし場合多きに反して、藪内家は代々堅実に其箕裘を守り、滄桑変革の際と雖も、泰然不動の態度を持続したるが為めならん」（高橋箒庵『大正茶道記』一、淡交社、平成三年（一九九二）、二四六頁）と述べている。

(98) 引用は、前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三九四頁、四二八頁、四三〇頁。

(99) 明治三十四年（一九〇一）六月の千家訪問では、松浦詮に同行している（前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三四四頁）。

- (100) 出典は、前掲『松浦詮伯伝』第二卷、三九五、四一五、四三一、四四二、四四八頁。なお、石塚宗通については、同書、三七三頁参照。
- (101) 前掲『松翁茶会記』下巻の巻末にある高橋箒庵「跋」、一―二頁。
- (102) 明治三十六年（一九〇三）三月十一日「三井氏別荘に於ける千家宗^近の茶事」に安田善次郎は客となっている。（前掲『松翁茶会記』下巻、三〇四頁）なお、若干関係するものとして、明治四十一年（一九〇八）十二月三日に千家宗^近道氏から相伝を受けている事例（前掲『松翁茶会記』下巻、三六八頁）、明治四十四年（一九一〇）五月三日「千家出張所（三井家茶室）の茶事」という事例（前掲『松翁茶会記』下巻、三九八頁）がある。
- (103) 明治三十八年（一九〇五）五月十日「番町三井氏の茶事、千宗左、小松浦、桑原、大久保の諸氏と余」（前掲『松翁茶会記』下巻、三三九頁）がある。ただし、『松翁茶会記』には記載がないが、大正四年（一九一五）三月二十三日、安田善次郎の茶会に高橋義雄が招かれた際、「表千家宗匠」が相客となっている事例がある（『萬象録 高橋箒庵日記』卷三、思文閣出版、昭和六十二年（一九八七）、九六―九七頁）。
- (104) 高橋箒庵、前掲『大正茶道記』一、一二七―一二八頁。
- (105) 高橋箒庵『昭和茶道記』一、淡交社、平成十四年（二〇〇二）、六五四―六五五頁。なお、余は大正初年先代円能斎宗匠を訪問して以来、久しく無沙汰して居た」（同書、六五四頁）とあるが、これは大正四年（一九一五）のことであろう。
- (106) 高橋箒庵『東都茶会記』二、淡交社、平成元年（一九八九）、三三五頁。なお、前掲『萬象録 高橋箒庵日記』卷三、二三四―二三五頁、大正四年（一九一五）六月十七日条に具体的な記述がある。
- (107) 千宗室（円能斎）は、大正五年（一九一六）四月二十四日に高橋義雄を訪問している。「午後、裏千家宗匠千宗室来宅、藤谷宗中、八田円齋白紙庵にて接待、藤谷薄茶を点ぜり」（前掲『萬象録 高橋箒庵日記』巻四、一三五頁）とある。
- (108) 松浦詮の茶の湯振興には、「千家家元の依頼もあつ」（松浦祥月「鎮信流茶道」前掲『日本の茶家』四六八頁）たという。
- (109) 「肥満の人であつたために茶に親しむことができず、専ら貴族院において政治に専念した」（松浦祥月、前掲『鎮信流茶道』四六八頁）。また、「鸞州^{ハヤブサ}伯爵は吾れ五十に達せざれば、自ら茶事を為さずと常々言はれたる由」（高橋箒庵『東都茶会記』一、淡交社、平成元年（一九八九）、二八一頁）とも伝えている。
- (110) 前掲『松翁茶会記』中巻、一八五頁。
- (111) 松浦祥月、前掲『鎮信流茶道』四六八―四六九頁。なお、松浦素（明治四十五年（一九一〇）―昭和五十六年（一九八一）、号祥月）は、松浦陸の長子である。
- (112) この後段の記述に関して、筆者は、松浦治子の娘である正親町舒子氏（大正十年（一九二一））に聞き取り調査をした（平成二十年（二〇〇八）六月十三日）。正親町舒子氏は、つぎのとりのべられた。
- 前の皇后様がまだお嫁入り前に久邇宮家にいらしたころ、結婚前の女の方に男は絶対、おそばに寄れなかつたのでね、それで祖母（松浦益子）がお相手に上がっていたのですね、どのくらい遊ばしたのかは知りませんが、しばらくは鎮信流を遊ばしていた。それで今度照宮

様に自分と同じ流儀がいいからと、そのときはやはり如月公(松浦隆)ではだめだと、それで母が、あの東久邇宮様と御成婚になるまで上がって、それから戦争があったもので。

(御所から) お迎えが来て、呉竹寮で。いつも皇后様は、照宮様がお点でになったお茶をすくお楽しみで召し上がって、皇后様もお喜びだったようです。

それから、三笠宮妃殿下もお嫁入り前に、百合君様が、そちらは巢鴨(松浦邸)にお通いくださって、しばらく。それは貞明皇后が香淳皇后と同じが良かろうとおっしゃって。(貞明皇后は)学習院に参観にいらして、まあ、妃殿下になりそうな方をちゃんとはじめに印をしておいて、各教室をごらんになったのですね。それで貞明皇后が妃殿下をお選びになったのです。それで、お茶を少しならうようにおっしゃって、それで、巢鴨の家に、(戦災で)焼ける前でしたから。下から坂を上がったところにお茶室があって、(百合君様は)毎週お通いになりました。それもちよつとの間だけでしたけれどもね。

なお、正親町舒子氏によれば、孝宮(のち鷹司和子)は戦争中のために稽古することはなく、順宮(のち池田厚子)および清宮(のち島津貴子)は、巢鴨松浦邸で稽古されたとのことである。

(113) 「松浦厚伯伝詩文鈔」松浦伯爵家編修所、昭和十四年(一九三九)、八七〜八八頁。

なお、久邇宮良子女王の茶の湯指南役の決定経緯は、『万象録 高橋箒庵日記』巻六、思文閣出版、平成元年(一九八九)、二四七〜三〇四頁に、つぎのようによくわしく記されている。

まず、良子女王が石州流を学びたいと希望し、母親である幌子妃は、実姉の夫松平直亮(松平不昧の後裔)に紹介を依頼した。そこで松平直亮は、高橋義雄を訪問して相談した。高橋義雄は、石黒忠恵らに尋ねたところ、石黒忠恵は、石州流には鎮信派と怡溪派との両派があり、鎮信派なら松浦夫人がふさわしい、怡溪派なら山本麻溪に問い合わせたらよいと答えた。そこで高橋義雄は、山本麻溪に問い合わせをした(大正七年(一九一八)七月二十五日条)。山本麻溪から二名の推薦があり、それを松平直亮に伝えた(同年八月七日条)。高橋義雄は、候補者のうち伊達未亡人(松浦詮の娘)について、稲葉正繩(松浦詮の子)を介して交渉することとした(同月二十五日条)。高橋義雄は、稲葉正繩を訪問して相談するが、別人を推薦される(同月二十八日条)。松平家から、稲葉正繩が推薦する人物に依頼が可能かどうかの照会があり、高橋義雄は稲葉正繩に連絡する(同年九月六日条)。稲葉正繩から当人了承の旨の報告がある(同月七日条)。松平直亮は、高橋義雄を訪問し、当人との面会を希望する(同月十二日条)。松浦家家扶が高橋義雄を訪問し、松平家からの依頼を二応辞退したが、再度松浦夫人に依頼されたいと申し出る。高橋義雄は直ちに松平家におもむき、事情を説明する。その結果、松平家から再度松浦夫人に依頼することとなる(同月十四日条)。高橋義雄は、松浦家を訪問して承諾をえ、松平直亮に報告する。高橋義雄は「此問題も今日漸く落着して当初の考案通り松浦伯夫人が教授と為りたるは無上の好都合なり。さるにても未来の皇后陛下たるべき久邇宮姫君が、其御婚嫁前に当りて特に茶道を御練習遊ばさる、思召は従来聞き及ばざる所にして、兎に角斯道の為めには近來の美事と称して可ならん」と結んでいる(同月十八日条)。本文引用文中の「再応」

には以上のような経緯があったのである。

(114) 前掲『松浦厚伯伝詩文鈔』九二頁。

(115) 表千家では、昭和十年（一九三五）に第十二代千宗左（惺斎）長男与太郎が子爵北小路資武（公家名家）の娘と結婚（「不審庵の慶事」『茶道月報』昭和十年七月号、二九頁）。藪内流では、昭和十年にのちの第十二代藪内紹智（竹風）が男爵安藤直義（旧紀州藩家老後裔）の姉と婚約（「茶界消息」『茶道月報』昭和十年十月号、六八〜六九頁参照）、のち結婚。宗徧流では、昭和十一年（一九三六）にのちの第十代山田宗徧（成学）が子爵水野忠泰（旧沼津藩主後裔）の妹と結婚（野村瑞典『宗徧流 歴史と系譜』光村推古書院、昭和六十二年（一九八七）、三二六頁）。裏千家では、昭和十九年（一九四四）に千宗室（淡々斎）次女良子が子爵桜井忠養（旧尼崎藩主後裔）と結婚（『新版茶道大辞典』淡交社、平成二十二年（二〇一〇）、一三二頁）などの事例がある。

(116) 裏千家は、明治四十一年（一九〇八）十一月から『今日庵月報』という機関誌を発行している。大正十一年（一九二二）六月号からは、その名称を『茶道月報』とあらためた。なお、昭和三十一年（一九五六）十二月号で廃刊し、昭和二十二年三月に創刊された同じく裏千家の機関誌である『淡交』に併合された。

(117) 千宗室（円能斎）の葬儀について、『茶道月報』大正十三年（一九二四）九月号円能斎追悼号には、つぎのとおり記されている。

本葬当日の重なる会葬者は池松京都府知事を初め大村彦太郎、湯浅七左衛門、九条幾子、千宗左、千宗守、藪内紹智、谷川茂庵、野村徳七、松風嘉定、今日庵老分諸氏を初め遠近の諸名士実業家全国の社中

等約二千名に達した。（同書、一一二頁）

これによって、裏千家がその存在感を世間に示したことは、想像にかたくない。

(118) 「皇后宮への御献茶の儀」『茶道月報』大正十四年（一九二五）一月号。

引用は、前半が四頁、後半が五頁。なお、原文は総ルビであるが、ルビは省略した。

(119) 裏千家が選択された理由として、貞明皇后の実母である九条（野間）幾子が京都に在りてあり、裏千家の茶の湯に親しんでいたことが考えられる。

(120) 前掲「皇后宮へ御献茶の儀」六〜七頁。なお、ルビは省略した。

(121) 表の番号17、昭和八年（一九三三）四月十七日に東伏見宮大妃が訪問したのは、石州流の一流派である雲州流宗家である。

(122) 表の番号16、昭和八年四月三日に久邇宮多嘉王一家が水無瀬宮を訪問したのは、久邇宮妃が水無瀬家出身という縁であろう。表の番号31、昭和十四年（一九三九）四月十六日に久邇宮大妃が東本願寺を訪問しているのは、娘の嫁ぎ先という縁であろう。

(123) 千宗室謹話「貞明皇后を偲び奉る」『茶道月報』昭和二十六年（一九五二）七月号、四頁。なお、引用文中の「町尻さん」とは、町尻子爵夫人鑑尾のことであろう。

(124) 「茶会近事」『茶道月報』昭和五年（一九三〇）十一月号、八一頁。なお、この茶会の報告は、「献茶奉仕記念」『茶道月報』昭和六年（一九三一）

二月号、八七〜八八頁に記載がある。

(125) ちなみに、大正十四年（一九二五）の中宮寺訪問において、高松宮宣仁親王は、「茶室に入らせたまふ事となりにぢり口に向はせられ畏くも

佩剣をおとり遊ばして御入席になり、濃茶薄茶とも喫している（『茶道月報』大正十五年（一九二六）一月号、九四頁）ように、茶の湯の正式の作法を行っている。亭主側にも十分な身分（この場合は門跡近衛尊寛尼である）があれば、皇族に対しても本来の茶の湯が実践できたことを示している。

(126) 前掲「皇后宮へ御献茶の儀」五頁。なお、ルビは省略した。

(127) その一方で、大正十五年（一九二六）のスウェーデン王国皇太子・同妃、昭和十二年（一九三七）のサラワク国王妃は、豊のうえに座っている。このことは、それが外国の賓客に対しても、正しい茶の湯のあり方であると当時の茶人たちが考えていたことを示している。なお、サラワクとは、現在のマレーシア・サラワク州に一八四一年から一九四六年まで存在したイギリス人の王国のことである。

(128) 千宗室（淡々齋）「茶道に就て」『風興集』昭和十一年（一九三六）、茶道月報出版部、二丁表。この文章については「昭和八年六月六日 JOKKより放送」とある。

(129) このとき使用された茶室の写真（「光栄のお茶室」『茶道月報』昭和八年（一九三三）一月号、口絵）によれば、「卓子と椅子」がおかれた部屋は、裏千家咄々齋写しの茶室に、裏千家寒雲亭のごとく書院が付属した八畳間である。すなわち、裏千家にもある広さの茶室である。このことから、裏千家訪問辞退の理由が、おそれ多さ。だけではないように思われる。

(130) 「閑院宮に御茶を献じて」『茶道月報』昭和八年一月号、三～四頁。

(131) 大資産家の職業別構成について、明治三十四年（一九〇二）、明治

四十四年（一九一三）、大正五年（一九一六）、昭和八年（一九三三）のデータを整理した資料がある。百分率で華族の占める割合を示すと、13.8%、11.8%、6.4%、2.4%と減少している。（「解題」前掲『大正昭和日本全国資産家地主資料集成I』一一頁における「第3表 大資産家の職業別構成」参照）

(132) 原武史「『国体』の視覚化―大正・昭和初期における天皇制の再編」『岩波講座天皇と王権を考える 第一〇巻 王を巡る視線』岩波書店、平成十四年（二〇〇二）、一三八頁。

(133) 原武史、同右論文、一三七頁。

(134) 原武史、同右論文、一三七頁。

(135) 原武史、同右論文、一三九頁。

(136) 原武史、同右論文、一四七頁。

(137) 六事例のうち、表の番号11、13、17、19の四事例がそれに該当する。

(138) 表からわかるとおり、昭和初期には男性皇族も茶席においては畳座するようになる。ただし、畳座するときには、本来は茶席では出さない大きな座布団を用いる場合（表の番号7、12、17、20など）があった。第二次世界大戦後の昭和二十八年（一九五三）二月二十七日、桂離宮において千宗室（淡々齋）が当時の皇太子明仁親王（現天皇）に献茶した際にも、大きな座布団を用いた畳座である（『茶室の皇太子さま』『淡交』昭和二十八年四月号、淡交社、口絵参照）。このように、「皇族への献茶」の初期などには、豊のうえに「卓子と椅子」がおかれたが、その後は、座布団を用いるものの、本来の茶の湯の畳座に近づくこととなった。

しかし、皇族が茶席に入る場合に「卓子と椅子」を用意する慣習は、のちに復活する。裏千家の東京宗家初釜式では、平成十年（一九九八）を契

機に座布団・畳座から「卓子と椅子」へと変化している。たとえば、その翌年の「東都の初春を寿ぐ―東京宗家初釜式―」『淡交』平成十一年（一九九九）三月号、口絵写真では、三笠宮崇仁親王、同妃、高円宮憲仁親王、同妃、近衛忠輝、甯子（もと内親王）夫妻およびその子近衛忠大が椅子座している。その一方で、在日各国大使、各省庁大臣等も参席しているが、すべて座布団なしの畳座である。ちなみに、そのなかには、のちに総理大臣となった小泉純一郎、鳩山田紀夫の姿もある。

畳座が当然となっていた皇族に対して、不必要なはずの「卓子と椅子」が復活していることは、実は別の意味をもっているのではないか。皇族に対する敬意は、その皇族と姻戚関係にある家元も、同様の身分であるということを知らしめることとなる。すなわち、「卓子と椅子」の存在は、かつては皇族と家元との身分差を示していたが、現在では家元と門弟との身分差を示す機能を果たしていると考えられる。

(139) 昭和十二年（一九三七）に文部省が編纂した『国体の本義』（内閣印刷局）では、「我が国に於ける一切の文化は国体の具現である」（同書、一一五頁）とのべ、つぎのとおり記述がある。

中世以来我が国の芸道は、先づ型に入つて修練し、至つて後に型を出るといふ修養方法を重んじた。それは個人の恣意を排し、先づ伝統に生き型に従ふことによつて、自ら道を得、而して後これを個性に従つて実現すべきことを教へたものである。これ我が国芸道修業の特色である。（同書、一二四頁）

さらに、茶の湯については、つぎのとおりである。

茶道に於て佗びを尊ぶのも、それを通じて我を忘れて道に合致しよ

うとする要求に出づる。狭い茶室に膝つき合せて一期一会を楽しみ、主客一味の喜びにひたり、かくして上下の者が相寄つて私なく差別なき和の境地に到るのである。この心は、古来種々の階級や職業のものが差別の裡に平等の和を致し、大いなる忘我奉公の精神を養つて来たことによく相応する。（同書、一二五頁）

(140) 川島宗敏「京城隨行記『茶道月報』昭和十三年（一九三八）十二月号、八九〜九〇頁。引用は九〇頁。本文後述の記念写真と同月号口絵にある。

(141) 「全国五十万円以上資産家表」（大正五年（一九一六）時事新報社）では、前田利為の財産見込額は二千万円とあり、大名華族の第一位である（前掲『大正昭和日本全国資産家地主資料集成』六頁参照）。

(142) 前掲『新編元伯宗旦文書』五四二頁。

(143) 出仕先が加賀藩から伊予松山藩に変わったことについての理由は不明だが、『本阿弥行状記』には、つぎのとおり、千宗室（仙叟）になんらかの不祥事があつたことを伝えている。

仙叟宗室は加州君の御家人として在加賀被致、別して懇意にも候所、後願にて京都へ帰り、京住致され候。常叟宗室老は加州生れ也。京住の後、加州生れの若党不埒の事有之、仙叟手打に致され候事甚だむつかしく、加州の御掟にて、御連枝、家老中を始、手打に致度下人有之時は、太守へ一度御届之上ならでは、手打自由に致し候事、決して相成不申候処、仙叟此様子不案内にて、手打に被致候後に御届被申候に付、久々閉門御暇被下候。重き罪にも被仰付候事なれ共、元來茶道の御師範を被申上候事故、格別中納言殿にも気毒に被思召、浪人迄にて事相済申候由。茶道は殊之外巧者なりといへども、殊之外身持放埒に

て、親父より伝来の道具をも不残他へ譲られ、今は利休居士より伝来の物も無之候よし。別て末子といひ、且翁の別て寵愛の事故、表よりも重代の茶道具も数品有けるとぞ。残念なる事也。(正木篤三「本阿弥行状記と光悦」中央公論美術出版、昭和四十年(一九六五)、九九頁)

(144) 井口海仙、前掲「今日庵の代々」八三〜九一頁参照。ただし、前注の内容が事実ならば、これは理解しにくいことである。また、近代には前田家との関係が途絶していたようであり、千宗室(淡々齋)は、湯浅七左衛門の尽力によって前田家との関係が復活した旨をのべている(「指心庵を悼む」『茶道月報』昭和十八年(一九四三)九月号、二八頁)。

(145) 酒井美意子、主婦と生活社、昭和五十七年(一九八二)、引用は一三三〜一三三、一三四、一三五、一三六頁。

(146) 「湯浅邸に於ける前田侯招待茶会」『茶道月報』昭和七年(一九三二)三月号、口絵写真。なお、明らかな欠字は補足した。

(147) その実兄である早川千吉郎(文久三年(一八六三)〜大正十一年(一九二二))は、大蔵省、日本銀行をへて、三井財閥に入り、最後は南満洲鉄道社長をつとめた人物であり、『東都茶会記』等に名前が散見されるように、「貴紳の茶の湯」においても重きをなした。

(148) 「前田利為侯をお迎へして」『茶道月報』昭和十六年(一九四一)一月号、三五頁。

(149) 「前田利建侯来庵」『茶道月報』昭和二十年(一九四五)十一月復活号、一六頁。

(150) 「仙叟宗室二百五十年忌大茶会記」『茶道月報』昭和二十三年

(一九四八) 六月号、一一頁。

(151) 竹子門「仙叟忌大茶会対談」『茶道月報』昭和二十三年六月号、二二頁。

(152) 柳宗悦「『茶』の病い」熊倉功夫編『柳宗悦茶道論集』岩波書店、昭和六十二年(一九八七)、八三頁。初出は『心』三巻三号〜五号、心編集委員会、昭和二十五年(一九五〇)。

なお、同趣旨の主張は、柳宗悦「法主と家元」『新小説』四巻八号、春陽堂、昭和二十四年(一九四九)にもみられる。

(153) 小林一三「新茶道」文藝春秋新社、昭和二十六年(一九五一)、一頁。なお、「終戦後の今日迄」とは、公職追放をさしている。

(154) 小林一三、前掲書、二三頁。なお、「(二三、一一、七)」(同書、二八頁)とあることから、執筆は昭和二十三年(一九四八)であろう。

(155) 香淳皇后の妹である久邇宮智子女王は東本願寺大谷光暢に嫁している。貞明皇后の姉妹である九条壽子および九条絳子はそれぞれ西本願寺大谷光瑞および大谷光明に嫁している。さらに、貞明皇后の兄九条道実の妻は東本願寺大谷光登の女である。これら以外にも、上級公家華族等との通婚事例は多い。

(156) 林屋辰三郎「歌舞伎以前」岩波書店、昭和二十九年(一九五四)、二四四〜二四五頁。

(157) 熊倉功夫、前掲『近代茶道史の研究』三三五頁。

明治期工手学校卒業生の海外活動

——台湾を中心として（一八九五～一九〇五）

蔡 龍 保

一、はじめに

近年来、日本統治期の台湾史研究は、日々進化している。このよ
うな状況の中で、新しい課題や新しい視角からの研究も進められ、
植民地官僚に関する研究も日増しに重視されるようになってい
る。植民地官僚に関する研究は、呉文星氏が一九九七年に発表した「東
京帝國大學與臺灣「學術探檢」之展開」がはじまりである。呉氏は、
東京帝國大学の教員と生徒が、学会、日本中央（日本政府）や台湾
当局（台湾総督府）の要求に従い台湾で學術調査を展開し、この成
果が教育や學術、そして、植民地統治に影響を与えた点を指摘し
た。¹その後、呉氏の研究は、札幌農学校や、京都帝國大学など他の
重要学校へとその研究の幅を広げている。²

このほかに、日本の学者である岡本真希子氏が『植民地官僚の政

治史―朝鮮・台湾総督府と帝国日本』の一書を出版し、植民地官僚
関連の各制度、上級官僚の人材とその移動、ならびに、民族問題と
植民地官僚制度の複雑な関係について明らかにした。³また、松田利
彦編の『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』は、植民地官僚の出
身と系譜、植民地官僚と政策の形成、植民地官僚の精神と政策思
想、植民地官庁の人事任用、移動などの課題について、多くの学者
が共同で研究を進めた成果といえる。⁴

このような実証的研究の出現により、植民地官僚を中心とした研
究は、日本統治期の台湾史研究の重要な観点となっている。筆者は
長年日本統治時期の台湾における交通史、土木史等のインフラ
(infrastructure)と「近代化」の研究に従事しており、そのなかで、
台湾総督府が後藤新平の民政長官就任後、長谷川謹介と長尾半平を
招聘し、鉄道と土木部門の技術集団を整理した事に気付いた。長谷

川謹介の総督府鉄道部技師長、鉄道部長就任期間（一八九九―一九〇八）の鉄道技師等についていえば、東京帝大出身者が六〇%を占め、京都帝大出身者は二〇%、その他学校の出身者は二〇%を占めていた。^⑤長尾半平が総督府土木部長に就任し、人事刷新を行った後（一八九八―一九二四）は、東京帝大出身者が五六%を占め、京都帝大出身者は二二%、九州帝大出身者は二%を占めていた。^⑥東京帝大、京都帝大等の一流大学出身の技師が、鉄道部、土木部共に、八割近くを占めており、即ち上層テクノクラートの多くが東京帝国大学、京都帝国大学出身のエリート技術者であった。

しかし、帝国大卒業生以外に、別に土木技術関係の人材が専門学校または工業学校の卒業生から輩出されていた。日本は明治維新後、大量の土木技術の人材を必要とし、相次いで民間の技術者養成学校が設立され、必要な人材が育成された。例えば、工手学校、攻玉社工学校、関西工学校、商工学校、中央工学校等は、鉄道、土木、工業の中級技術者育成に貢献した。この他に、専門的に鉄道の人材を育成する学校もあり、例えば岩倉鉄道学校、東亜鉄道学校、遅れて東京鉄道中学校等が設立された。^⑦これらの学校の卒業生は、卒業後植民地である台湾に赴き、多くが才能を發揮した。本研究は、工手学校を例として、工手学校成立の背景とその特色、日本統治初期における卒業生の内地から台湾への移動、及び卒業生の在台北就職状況を分析し、これら学校の植民統治との関係を考察し、これ

まで帝国大学に留まっていた官学関係の研究を更に掘り下げるものである。

二、工手学校の設立とその特色

（一）工手学校の設立

1. 技術立国、工業立国

日本は戊辰戦争（一八六八―一八六九）後、幕府体制から、近代天皇制の国家へと転換したが、負けた旧幕臣たちは徳川幕府同様、時代の舞台から消える事はなく、反対に近代日本のなかで重要な役割を担う事になる。日本政府は、西洋の近代化を学ぼうとし、多くを西洋技術者に頼り、御雇外国人の数は、工部省の設置から廃止まで、五八〇人にのぼった。旧幕臣たちは「技術教育立国」の理念を抱き、自国の人材を育成する為、相次いで沼津兵学校、商法講習所、明治女学校、独逸学協会学校、同人社、慶應義塾、攻玉社等を創立した。工手学校は渡邊洪基が中心となり、榎本武揚、大島圭介、渋沢栄一、田口卯吉等の支持を受け設立した、中堅技術者の教育機関であった。^⑧

渡邊洪基は開明的な福井藩の出身で、岩倉使節団の一員でもあり、自然と非凡な視野を身につけていった。工手学校は「旧幕臣の教育ネットワーク」の産物であり、旧幕臣たちの「技術教育立国」という志しを体現したものであった。石橋絢彦、井口在屋、巖谷立

太郎、辰野金吾、中村貞吉、中野初子、古市公威、三好晋六郎、大井才太郎、栗本廉、山口準之助、藤本寿吉、杉村次郎、水上彦太郎等一四名の創立委員は、一人一人が当時の先進的で、優秀かつ氣勢が高い工学士であり、程なく日本工業教育会の中心人物となる者ばかりであった。¹⁰⁾

所謂「工手」というのは、高等技術者と職工、工夫、鉦夫の間にたち、工業発展を促進し、専門的学術性を習得した中等技術（技手、職工長）の能力と資格を有した者をさす。¹¹⁾ この中等技術者——「工手」は鉄道、電気、建築、機械、等の事業、すなわち日本近代殖産興業の過程において重要な役割を果たした。工手学校の設立は時代の要求に応じたもので、民間企業側からも大いに歓迎された。当時民間産業は多くの技術者を必要としており、多くの賛同者が精神面、経済面において、次々と工手学校を支援した。例えば、三菱財閥の岩崎彌之助と岩崎久彌、大倉財閥の大倉喜八郎、三井物産の三井武之助、実業界において指導的役割を担っていた洪沢栄一等、彼らは皆、この私立工手学校に関心を示し、経済的援助を行っていた。¹²⁾

旧幕臣たちが「技術立国」の考えを持っていたのに対し、これら民間の企業家は「工業立国」という理念を抱いていた。洪沢栄一は、「教育界は形而上の学を崇拜し、実業界は学芸を度外に置き、両者の間風馬牛も及ばずして調和を為すに道なき」と、商工業に対

する理解のなさを嘆いていた。このような背景の下、日本の工商業が自主独立的に発展する為には、実業教育を重視する必要がある。このような信念を持った洪沢栄一は、渡邊洪基同様学校の創立に力をいれ、商法講習所、大倉商業学校、岩倉鉄道学校等と、相次いで実業学校の創設に参画した。洪沢の経歴は「商」に偏っていたが、「工」にも十分関心を示し、工業教育の役割を果たした工手学校にも大いに賛同し、同校の顧問に就任している。¹³⁾

2. 工手学校の誕生

当時官立の技術者養成機関はあったものの、建設現場の専門的技術者を補佐する人材がとも不足していた。工部省直轄の工部大学校（前身は工学寮、工学校）は、一八七三年四月から九月までに第一期生の募集を終え、一八七九年土木工学科卒業生二名を出し、一八八六年三月工芸学部と合併するまでに出した卒業生は僅か四五名であった。¹⁴⁾ このような状況は、まさに工手学校設立の中心人物渡邊洪基が、「工手学校設立趣意書」の中で語った通りであった。

……今我国の有様にては、技術者養成の学塾甚だ尠く、一二官立学校に於いては、高尚なる技師を養成するに充分なるも、各専門技師の補助たるべき工手を養成する学校に至りては、亦一校の設置あるなし。故に工業家に於ては、補助工手の供給なき

に苦しみ、勢ひ學術応用の思想に乏しき者を以て、彼の高尚なる技師の補助と為さざる得ず。為に技師は使役に不便を感じずのみならず、結局、工業化の不利を來たすものにて、即ち我國工業進歩の一大障礙を与ふるものと云ふべし。是れ余輩の最も遺憾とする所なり。因て茲に一の工業学校を設立し、学科を土木、機械、電工、造家、造船、採鉱、冶金、製造舎密の八学科を分ち、世間有志の子弟又は昼間各工場に使雇せらるる工手、職工等に就学を許し、授業方法は専ら速成を旨とし、所謂補助工手を養成し、以て我國工業の隆盛を企図す……。

渡邊の学校創立の構想は、帝国大学工科大学建築学科教授の辰野金吾と相談した後、一八八七年一〇月一〇日に開催された工学会で提案され、満場一致の賛成を得た。ところが渡邊が文部省の意向を伺ったところ、「このような人材を育成する経費はない」ということで拒絶された。一八八〇年の「工場払下概則」の制定に象徴されるように、官から民への工業化政策の転換が始まり、一八八五年に工部省が廃止され、工部大学校は文部省に移管されることになる。⁽¹⁵⁾ 文部省が、技師層の技術者を養成する一方で、渡邊は「技術立国」、「工業立国」の考えと使命感を抱き、「政府がやらないのなら、民間でやればいい」ということで、一八八七年一〇月三十一日に工手学校を創立した。⁽¹⁶⁾

工手学校は夜間学校として、「仕事をしながら、学習する形式」⁽¹⁷⁾で、実業教育を推進し、土木、機械、電工、造家（建築）、造船、冶金、舎密製造（応用科学）等八個の学科を設置し、中級技術者を育成した（表1参照）。工手学校の人事配置を見てみると、学校の管理経営面は、旧幕府の洋学教育機関であった「大学南校」出身の人材を多く採用し、教授面では、「工部大学校」出身の人材を多く採用しており、多くが東京帝大工学部の教授であった。「東大系」の教師を採用する事は、同校の伝統となり、当時「豪華な教授陣」とまで言われ、工手学校が社会の信頼を獲得し、学生を魅了し、入学志望する重要な理由の一つであった。一八九〇年入学の小坂梅吉が「築地工手学校で授業を受ければ、直接東京帝大の教授たちの教えを受けることが出来る。当時本校の学生にとって、これは大きな希望であり、また大きな誇りであった。」⁽¹⁸⁾と述べているが、強力な教授陣を揃える事が出来たのは、渡邊洪基の人望と古市公威が人材集めに奔走した努力の結果である。⁽²⁰⁾

一八八七年創設当時、学科は予科と本科に分かれており、就業年数は予科が半年間、本科が一年間であった。時局の発展と要求に応じて、学科と就業年数は徐々に深化していった。一八九二年予科の就業年数を一年に延長し、本科と合わせて、就業年数を合計二年間、四学期、毎学期は五ヶ月間とした。予科は尋常小学校卒業者を入学対象として、一、二学期は予科科目のみの履修、三、四学期は

表1 工手学科8学科の必須履修科目一覧

履修科目 学科別	履修科目
土木学科	数学、河海工、道路、隧道、鉄道、施行法、橋樑、測量法、製図
機械学科	数学、力学、地形構造及煉瓦職、蒸気機関及蒸氣缶、水力学水力機、工場器具、材料弱強論、機械運動学、製図
電工学科	電気及磁気、数学、電気実験、電信及電話、電力及電灯、製図
造家学科	家屋構造法、建築材料、測量法、和式建築法、材料強弱論、仕様設計法、製図
造船学科	木船、鉄船、計算、数学、力学、製図
採鉱学科	鉱物学、地質学、採鉱学、測量法、機械運動学、製図
冶金学科	鉱物学、地質学、舎密学、冶金学、試金術、機械運動学、製図
製造舎密学科	舎密学、舎密手工、分析舎密、製造舎密、機械運動学、製図

出典：工手学校『工手学校一覧』東京：工手学校、明治28年、8頁

本科科目を履修した⁽²¹⁾。予科の二学期からの入学を希望するには、入学試験を通過した者以外に、中学校の第三学年を修了した者も入学申請を行う事が出来た。本科の一期からの入学を希望するには、入学試験を通過した者以外に、中学校、師範学校及びその他同等程度の学校を卒業した者も、入学申請を行う事が出来た。⁽²²⁾そ

の後、時代と時局の変化に従い、学則、学制、学科全てにおいて変更された。例えば、一九一三年九月に高等科を設置し、学生数を増やし、一九二八年には工学院と改名すると同時に、本科と予科の就業年数をそれぞれ二年間に延長し⁽²³⁾、ますます専門的学問の教授体制を發展させ、優秀な卒業生を育成していった。日本の学生以外にも、僅かながら清国中央政府が派遣した学生や、韓国留学生、台湾留学生も在学していた。⁽²⁴⁾

第一期卒業生は一二一名で、土木学科二九名、機械学科一四名、電工学科一二名、造家学科一九名、造船学科一名、採鉱冶金両学科の兼修者が一九名、採鉱学科四名、冶金学科四名、製造舎密学科九名であった。⁽²⁵⁾第一期生から第五期生までの学科別を見てみると、土木学科が一三六名で最多、続いて採鉱冶金両学科の兼修者が一二四名であった。土木学科の卒業生が最も多いのは、明治初期、日本国内において、積極的に都市整備、鉄道敷設、通信網の拡充、港湾整備を進めており、土木工学が突出して重要であった事を示している。採鉱冶金学科の兼修者も、土木に続いて多いことは、明治初期、日本国内において鉱業が大いに發展し、工手学校の賛助者が住友、古河の銅山、そして三井、三菱といった炭鉱業が中心であったことを反映している。⁽²⁶⁾初期における、卒業生の日本国内での活躍は、日本が明治維新後、「近代化」に邁進する過程において、同校が余ることなく「技術立国」、「工業立国」の役割と機能を發揮したこと

を示している。

当時、東京帝大が育成した上級技術者は非常に少なく、土木学科を例にすると、一八七九年から一八八八年の一〇年間で、僅か六四名であり、⁽²⁷⁾ 工手学校一年(二期)、ひいては一期の土木学科卒業生の数より少なかったのである。工手学校は一八八九年から一九〇五年までの一七年間で、合計三二期、四三六九名の卒業生を輩出し、卒業生は平均一年間で二五七人にも達しており、⁽²⁸⁾ 各中央、地方官庁や民間業界において、その能力を発揮していった。

(二) 卒業生の活動

日本資本主義確立の過程は、同時に帝国主義に邁進する過程でもあり、日本帝国は相次いで、日清戦争、日露戦争を引き起こし、台湾、朝鮮、満州、南樺太等を占領した。日本帝国の対外的拡大がもたらした新局面は、工手学校内部の発展と卒業生の活躍に深い影響があり、日清戦争ですでにその端緒が見られるが、日露戦争ではその影響は更に大きなものであった。

1. 日清戦争と工手学校卒業生の進路

日清戦争後、日本は清国より二億三千万両(三億六五〇〇万円)という、日本の一八九五年における国家財政歳入の四倍以上の戦争賠償金を獲得した。⁽²⁹⁾ 日本は清国の賠償金を基に、軍備拡張を軸とし

た「戦後経営」を推進した。⁽³⁰⁾ 日本国内の産業規模が急速に拡大し、大型工場が相次いで建設され、製糸業と紡績業等軽工業のほか、造船、製鉄、建設業等重工業も発展した。一八八七年日本全国の工場数は八八〇ヶ所余り、工員数は六万三千人のみであったが、一八九七年になると、工場数は七二八七ヶ所、工員数は四三万人となり、その増加速度には驚くべきものがある。

景気の上昇を背景として、産業界もそれにつられて発展を遂げた結果、現場の第一線で活躍する工手の需要が大幅に増加し、工手学校に入学する人数は激増した。創立時には二二八名のみであったのが、一八九八年になると一三五一名まで増加した。⁽³¹⁾ 当時、工手、技手レベルの技術者を養成する学校は非常に少なく、工手学校の他に、私立の攻玉社、商工徒弟講習所、官立の電信修技学校のみで、⁽³²⁾ また性質も異なっていた為、工手学校の卒業生は非常に歓迎され、官庁や民間企業は、学生が卒業する前に、事前採用を行う程であった。

日清戦争後、日本は初めての植民地—台湾を獲得した。植民地経営の成果は、日本が文明的な先進国である事を証明出来るか否かに関わってくる為、積極的に植民地の各種計画と建設を打ちたてていった。台湾の各種近代的事業を推進する為には、当然各部門の人材を投入する必要がでてくる。工手学校卒業生は初期において、国内の人材需要が多く、就職が容易であった為、国内、特に東京に集

中して就職する傾向が多かった。それでも、毎年少なからず卒業生が渡台しており、植民地台湾が卒業生の活躍の場の一つとなった事は、日本の植民地経営において、一定の影響力と重要性があった（詳細は「三、卒業生の在台活動」参照）。

朝鮮に関しては、日本は日清戦争後、金弘集等開化派政権を通して、朝鮮の植民地化を推し進めていたが、一八九五年一〇月、日本公使三浦梧棧を中心として引き起こされた「閔妃虐殺事件」により、政治面では一旦朝鮮から撤退し、その隙にロシアが政治上で優位な立場にたった。しかし朝鮮の輸出の八、九割、輸入の六、七割を日本が占めており、日本は双方の貿易関係を深める事により、朝鮮からの全面撤退を免れた。⁽³³⁾

当時の日朝貿易は、日本が朝鮮の領事裁判権、関税自主権を剥奪し、居留地を設置する等、不平等条件の下で行われていた。不完全な貨幣制度と交通機関により、日本商品の流入が一部阻害されていた為、日本は積極的に第一銀行券の発行、京仁、京釜鉄道の敷設を推進した。日清戦争後から、日露戦争勃発直前まで、朝鮮における日本の政治、経済利権は如実に増大し、居留地の日本人数は一八九五年の一人前後から一九〇三年の三万人近くまで増加した。⁽³⁴⁾ 工手学校の卒業生もまた、公的部門や民間企業に従い、朝鮮に渡り活躍した。一九〇二年版の『工手学校同窓会名簿』によると、卒業生が韓国京城駐劄兵舎新築工場、釜山港志岐組、釜山港京釜鉄道建設事

務所に就職しているが、彼らが大量に朝鮮に渡るのは、日露戦争後のことである。⁽³⁵⁾

一九〇五年七月、工手学校管理長の古市公威工学博士が、第三期卒業式において、次のように語っている。

…：昨今は帝国大学を始として各種の専門学校から続々卒業生が出ますが、直ちに相当の位置を得ると云ふことは余程むづかしいやうに見える、諸君の中でも既に電気工学の如き、採用の申込があつて直ちに職務に従事することの出来る人もあらうが、まだ多数は是から口を求めねばならぬ、是は一面甚だ嘆かしいやうに見える、是を二十七八年戦役後の一時工業勃興した時代に比べて考へると、其の当時は工手学校の卒業生も所謂羽が生べて飛ぶやうな勢を以て他に採用されたのである、其の時に比べると今日は膏壤も畜ならざる相違あるやうに見える。⁽³⁶⁾

即ち、初期の卒業生は、日本産業の急速な発展を背景として、業界の第一線で活躍する人材、もしくは官庁の中級技術者となり、工手学校創立の目標を達成していったのである。日露戦争前後になると、日本内地に技術者養成学校が續々設立され、工手学校卒業生の就職も厳しくなった。これは沢山の卒業生が満、韓へ進出する原因のひとつと思われる。

2. 日露戦争と工手学校の発展

一九〇四年二月に勃発した日露戦争は、日、ロ両国が満州、韓国への侵略競争を繰り広げ、衝突した事が発端であった。日本は「滿韓交換論」を基礎とした提案を行っていたが、ロシアと妥結する事は出来ず、武力に訴える事となった。日本は幸運にも戦勝をおさめ、一九〇五年九月五日にロシアとポーツマス条約を締結し、ロシアは朝鮮における日本の優位的権利を認め、旅順、大連の租借権及び長春以南の鉄道（南満州鉄道）等の権利を引き渡し、樺太南半分側を割譲し、日本海、オホーツク海、ベーリング海の漁業権を譲渡した。即ち日露戦争後、日本は韓国への支配権を確立し、南満州での権益を独占したのであった。^{②⑧}

日本産業史の観点からみると、日露戦争後の日本産業界は明らかに画期的な発展へと向かっていた。樺太南部、関東州租借権、南満州鉄道経営権、北洋漁業権の獲得は、日本国内産業に強烈な刺激と発展をもたらした。世界屈指の撫順炭坑の採掘、南満州鉄道による市場の拡大、それに加えて樺太の漁業、林業は、日本産業の対海外拡大の契機となった。これらを背景として、当時の工手学校経営陣は、「滿韓経営」がもたらす前途に大きく期待を寄せ、帝国を支援する事として、絶えず学生を激励していた。一九〇四年二月の工手学校第三〇期卒業式で、海軍中将で、男爵でもある有地品之允も、次の通り語っている。「……本校卒業ノ諸子亦其所執ノ業務は各々

異ルベシト雖モ、実務実行ヲ以て帝国ノ富強ニ賛スル所アルハ、余カ年来ノ希望ト其軌ヲ一ニス。今ヤ此盛会ニ列スルヲ榮トシ、諸子ト共ニ帝国ノ將來ヲ開拓スルノ任務頗ル大ナルヲ感シ……」^{②⑨}

日清戦争後、一八九七〜一八九八年、一九〇〇〜一九〇一年に二度経済危機が発生し、織紗業から紡績業、炭鉱業、鉄道業の中小資本へと拡大し、製糸業もまた世界恐慌の影響を受け、恐慌状態に陥った。これら各種工業が不振に陥っているのに対し、工手学校経営陣は、学校の発展と卒業生の進路を、日本の清国と韓国への拡張に期待した。一九〇四年二月工手学校の第三〇期卒業式で、同校管理委員の辰野金吾工學博士は、次のように語っている。

……今日ハ不幸ニシテ日露問題ガ大イニ切迫シテ來タ為ニ諸工業ハ奮ハナイ甚タ不振ノ有様デアルカラ今卒業サレタ諸君ハ右カラ左直チニ位置ヲ得ルコトハ困難デアルト思フ卒業生諸君ニ對シ特ニ御氣ノ毒ニ感ズルノデアル併シ將來ハ如何ト云ウ拙者ハ大イニ有望ト思フ有望ト確信スルノデアル、將來内地ノ工業ハ勿論外国即チ清韓兩國ニ於テノ工業ハ大イニ發達スル時期ガ來ルト確信シテ居ル、サスレバ今日ノ卒業生諸君ハ勿論今後卒業スル所ノ諸君ニ對シ、又既ニ卒業セシ諸君ヲモ共ニ歡迎サルル時期ガ來ルコト遠カラザルベシト信シテ居ル、現ニ京釜鉄道ノ如キハ非常ナ全速力ヲ以テ工事ヲ進メツツアリテ本年中ニハ

是非共之ヲ成功セシムルト云ウ有様デアアル、又京釜鉄道ノミナ
 ラズ將來ハ京義鉄道モ必ズ出來ルデアラウト思フ種々ノ點ヨリ
 之ヲ熱望スルノデアアル一步進ンデハ義州ヨリ營口ニ或ハ滿州ニ
 之ヲ延張スルコトヲ望ム彼北清地方ノ如キハ或ハ自カラ勞セズ
 シテ他国デ敷設シタモノヲ利用スル場合モアルト思フ、此鉄道
 事業ニ關聯シテ自然、鉱業ナリ機械製造ナリ其他ノ工業ガ清韓ノ
 野ニ續々勃興スル時ガ近キ將來ニアルト信ズ果シテ清韓ノ野ニ
 工業ガ勃興スルトセバ自然、技師、技手ノ必要ヲ感スズハ明白デア
 ル……。

ここから、辰野金吾の、同校卒業生が海外において活躍する事への期待は、日本帝国の対外的拡張に関する青写真に応じたものであった事が分かる。一九〇三年末、天皇は勅令を下し、京釜鉄道の早期完成を命じ、政府主導の下、強制的に朝鮮人を徴用し、工期を早めようとした。京義本支線及び馬山線は軍用線としての性質を持つており、軍事費より建設され、一九〇五年に開通された。京釜鉄道は一九〇三年に京仁鉄道を合併し、一九〇六年に国有化となり、満鉄同様、日本の軍事上、経済上において、朝鮮、中国へと侵入する大動脈となったのである。

一九〇三年二月二八日、工手学校管理長の古市公威が鉄道作業局長から京釜鉄道総裁へと転任した。一九〇六年七月、京釜鉄道は

韓国統監府鉄道管理局へと体制変更となり、古市公威も京釜鉄道総裁から韓国統監府鉄道管理局長へと転任し、一九〇七年六月一七日までの約三年半の期間、京城、釜山間の鉄道建設と運営の計画を策定した⁽⁴⁾。時局の変化が海外発展の機会を創造し、さらにこのような人脈関係もあり、一九〇四年から朝鮮、清国に渡る工手学校卒業生が顕著に増加し、かつ多くが古市公威が主導する鉄道事業に参画していった。

一九〇三年から一九〇五年の間の『同窓会名簿』から、韓国、清国へ渡った人数の変化を観察すると、その一端を窺い知る事が出来る。一九〇三年に韓国に渡った卒業生は九名、清国へは五名であった⁽⁴⁾。一九〇四年には、韓国に渡った卒業生は二一人に増加し、清国へも九人に増加し、注目したいのは、さらに日露戦争に兵士として出兵、もしくは戦地出張をした者が、三四名いたことである⁽⁴⁾。一九〇五年には韓国に渡った卒業生は三一名までに増加し、清国へも二〇名まで増加し、出兵者あるいは戦地出張者は八二名となった⁽⁴⁾。これから、日本帝国の拡張にしたがい、益々多くの工手学校卒業生が、韓国、清国において活躍し、同時に国策を支える役割を担っていたことが分かる。

工業国日本の基礎は、原料、機械、設備、技術であったが、根本的なのは、矢張りこれら基礎を扱う技術者であった。戦争時期には、これら技術者の需要は一時減少する傾向がみられるが、一度戦

争が終結すると、需要量の急速な増加がみられ、工手学校に対する業界の期待が、ここからも見てとれる。学生数は、一八八八年創立当時の二八八名から、翌年は六〇〇名に増加し、一九〇四年の日露戦争時期は約一三〇〇名で、戦後は更に増え続け、一九〇七年になると二二〇〇名まで増加した⁴⁴。工手学校は時勢の要求に応じる為、一九〇四年一二月に学制を改正し、学生の定員を二五〇〇名とした。一九一三年九月には再度改定を行い、夜間部二五〇〇名、昼間部一〇〇〇名、総計三五〇〇名とした⁴⁵。これら学生数は、日本業界、日本帝国の対外的拡張、植民地経営等事業における技術者需要に対する工手学校の対応を示している。即ち、当時工手学校の発展は、日本帝国の国内外政策と密接な関係にあり、帝国の拡張に従い、工手学校も対応、支援を行ったのであった。

一九〇五年七月、当時京釜鉄道総裁であった工手学校管理長古市公威が、第三期卒業式上で、満韓経営が「日本の天職」である事を忘れずに、と学生を激励し、同校卒業生の満蒙で活躍する事を強調したことは、工手学校が国家の対外的発展に呼応するという、重要な役割を如実に示している。

……それから人は口を開けば満韓経営と言ふ、此の方面にも確に仕事があるに相違ない、此の学校で専門として教授する所の事業は何があるかと云ふと満韓には殆んど何みの無いと云つて

宜い、稍々見るべきものは皆な皆な外国人の仕事で、それも電気事業と金鉞ぐらいなものである、まだ満洲には遺利があるやうに聞かんで居ります、満韓の経営は日本の天職と云つて宜い、天職でなくつても天職にしてやつけ付けなければならぬ、それで本校の専門とする各種の事業は満韓地方に於ては先づ總て創設すると云つて宜いくらいものであります⁴⁶……。

三、工手学校卒業生の在台活動

前節の論考から、工手学校設立後、養成された卒業生は先ず日本国内において「技術立国」、「工業立国」の使命を果たし、その後日本帝国の対外的拡張に従い、更に海外において活躍した事が分かった。日清戦争と日露戦争はそれぞれ、同校卒業生が台湾と満韓において活躍出来る機会を提供し、極めて顕著に、官学の協力関係を表していた。日清戦争後、台湾は日本の第一の植民地となり、日露戦争後では同校卒業生が最も希望する海外活動地点となった。日露戦争後は多くの卒業生が朝鮮、満洲に渡り、植民地経営に参画し、官学の協力関係は、更に次の段階へと発展していく。本節は日本の台湾領有後から、日露戦争終結まで（一八九五―一九〇五）、日本が清国満洲、韓国に新局面を切り開く前までの、工手学校卒業生の、台湾における活動状況を考察する。

(二) 卒業生の第五志望——台湾

日本統治時代の初期、一部分の工手学校卒業生は、台湾が僻地であり、気候風土も悪かった為、左程台湾に来る事を望んでいなかった。⁽⁴⁷⁾しかし台湾にいる先輩の経験⁽⁴⁸⁾を聞き、教授達からも激励を受け、台湾は卒業生が就職場所を選ぶ重要な選択肢となった。辰野金吾は一九〇一年の第二期卒業式で、次のように学生を激励した。

……拙者が従來の經濟に依ると卒業生諸子は其の隨身せんとする技師若くは就職せむとする所の工場を選択せずして土地の遠近とか都鄙とか兎角地利のみを選択する嫌が有る、例を擧げて言ふと台湾に大層好い口が有るから行くが宜しいと言へば台湾は土地が悪くていけませんから先づ御斷りしませうとか家の都合があつて遠方には行けませんから御斷りをしやうと云ふことを聞いたことが再三である、それは大に諸子の為に取りたくない真に遺憾とする所である、今後好機會に遭ふた時は土地の遠近など云ふことは問はず選擇する所は單に我隨身せむとする所の技師の如何及就職せんとする工場の信用如何に依て諸子が進退を決せられんことを望むのである、言葉を換へて言ふと拙者は技師技手の海外輸出を望むのである大に是を奨励するのである殊に此東洋地方に出稼ぎすることを非常に奨励するのである……。

一九〇二年の『工手学校同窓会會員名簿』によれば、当時工手学校同窓会の會員は、名誉會員が五〇名、正會員が一五一七名、准會員が一二名、総計一五七九名であった。名誉會員とは、工手学校の卒業生及び工学上の有識者で、名望が高い人物が推薦されてなるもので、初期は全て工学界の名望ある人物であり、工手学校出身者はいなかった。正會員は工手学校出身者、准會員は工手学校の在學生であった。⁽⁴⁹⁾従つて、卒業生の活動状況を觀察するのであれば、正會員を分析の対象とする必要がある。しかし實際は、一九〇二年まで工手学校は二期の卒業生を輩出し、合計人数は三四七〇名であるにも拘わらず、『工手学校同窓会會員名簿』では、一五一七名、實際の卒業生の四四%のみしか把握していない。

工手学校同窓会の設置と、『工手学校同窓会誌』の創刊は一八九九年の為、日本側の『工手学校同窓会誌』と『工手学校同窓会會員名簿』からでは、日本統治時期最初の何年かに、台湾に渡つた工手学校卒業生の動態を窺い知ることが難しく、また卒業生の多くが入会していない為、同窓会も初期の卒業生の動態を正確に把握しておらず、台湾方面の官庁、業界の人事資料と細かく照らし合わせて、『同窓会會員名簿』の不足を補う必要がある。

一九〇二年の『同窓会會員名簿』では、卒業生の地域別就職場所は東京府四八五名、福岡県六九名、北海道六四名、大阪府六〇名、台湾五二名、神奈川県四八名、静岡県四二名、長崎県四一名、広島

県三九名、栃木県三七名、兵庫県三三名、愛知県三一名、新潟県二九名、長野県二八名、鹿児島県二八名、愛媛県二七名、京都府二四名、秋田県二三名、岩手県二一名、山口県二〇名、岡山県一九名、宮城県一七名、福島県一四名、岐阜県一四名、熊本県一四名、群馬県一三名、千葉県一一名、三重県一〇名、山梨県一〇名、山形県一〇名、福井県九名、埼玉県九名、茨城県八名、青森県八名、滋賀県七名、鳥根県七名、大分県七名、佐賀県六名、韓国六名、富山県五名、宮崎県五名、アメリカカ五名、鳥取県四名、高知県三名、和歌山県三名、香川県二名、徳島県二名、沖縄県二名、奈良県二名、清国二名、対島一名、小笠原島一名であった。多くの卒業生のなかで、台湾に渡って職を得ようとする者は少なくなく、東京府、福岡県、北海道、大阪府等に続く程度であった。⁵¹⁾

(二) 卒業生の台湾における就職と移動

一八九九年から一九〇五年の間の『工手学校同窓会誌』と一九〇二年から一九〇五年の『工手学校同窓会員名簿』、および、戦前に台湾で出版された『人事録』、『人名録』、『台湾総督府公文類纂』の進退文書を整理すると、一八九五年から一九〇五年の間に少なくとも一七八名の卒業生が来台していることを把握することができる。以下、出身、台湾における職業と移動状況の分析を進めることで、その時代的特色および意義を明らかにしたい。

1. 来台前の経歴

履歴資料中の来台前の経歴を見ると、工手学校は、学生に働きながら勉強させる夜間学校であり、学生は在学期間に実務実習を経験し、また卒業後に実習した会社へ従業員として戻る仕組みが取られていたことがわかる。それゆえ、たとえ卒業後すぐに来台した卒業生であっても、多くは一定の実務経験を有していた。卒業生の来台以前の経歴は、主として以下のように分類することができる。

(一) 中央あるいは地方官庁における業務…鉄道省、逓信省、内務省、農商務省等の中央官庁、あるいは、地方県庁内務部、鉄道部、郵便電信局、電話交換局などの土木、営繕、交通関連部署において、備、雇、工手、技手を担当し、鉄道、電報、電信、水道、治水、鉱山などの業務に従事している。

(二) 民間業界における業務…主要なもの、鉄道、建設、土木請負、鉱山、電力などの関連会社である。たとえば、筑豊工業鉄道会社、日本鉄道株式会社、武相中法鉄道株式会社、函樽鉄道株式会社、岩越鉄道株式会社、本間鉄道工業事務所、紡績会社の建築部門、日本銀行建築所、陸中釜石鉱山田中製鉄所、三菱合資会社吉岡鉱山、鯨田炭坑、藤田組鹿用郡平坂鉱山、高工秋炭鉱株式会社、土木請負業の橋本組、河西組、吉田組、大倉土木組、鹿島組、南築土木会社、

久米工業事務所、および、京都電燈株式会社、日光水力電気株式会社などである。

(三) 軍部関係の機関・多くの卒業生は、卒業後軍隊に身を投じ、土木、技術関係の部署で仕事や学習を行った。たとえば、陸軍省近衛経営部工場、陸軍臨時測量部、陸軍省臨時陸軍建築部、陸軍省経理部、陸軍砲兵工学校、陸地測量部、臨時海軍建築部、海軍省経理局等单位で、兵、上尉、図工、技手、技師などを担当した。

即ち、工手学校の卒業生は、卒業後すぐに來台したとしても、日本国内で一定期間の仕事を経て來台している。その多くは、日本の中央官庁や地方官庁の土木、営繕、交通関係の部門、あるいは、民間鉄道、建築、土木請負、鉱山、電力などの関連会社における実務経験であった。このほかに一部の人は、軍隊に身を投じ、技術専門の軍人となった。

2. 学科別分析

出身学科別に見てみると、土木、建築（造家）、採冶、機械、電工などの五つの学科の卒業生が來台している。既に把握している一・二八名の台湾へ来た卒業生の中で、工手学校の卒業生で学科がわからない一・一名を除く、一・一七名の学科は、土木学科八三名（七〇・九%）、建築学科二〇名（二七・一%）、採冶学科八名（六・八%）、

機械学科五名（四・三%）、電工学科一名（〇・九%）であった。

土木学科の募集人数が最も多いことから、卒業生の数もまた最も多く、台湾に来て活躍した卒業生も、他の学科よりはるかに多い人数であった。第二〇、二四、二五回の來台した土木学科卒業生は、それぞれ一・一名に達した。この現象は、日本統治初期の台湾総督府が鉄道、港湾、道路、上下水道、河川、埤圳などの各種の土木工事および土地調査などの事業を速やかに推進するために、大量の土木技術の人材を必要としたことを示している。

3. 來台初任機関の分析

來台した卒業生の初任機関を細かく見てみよう。職についての機関がわからない五名を除く、一・二三名の所属は中央官庁が一〇六名で、その内訳は、臨時台湾土地調査局六六名、民政局土木課（臨時土木部、土木課、営繕課を含む）一八名、鉄道部八名、郵便電信局（電話交換局含む）二名、基隆築港局一名、陸軍築城部二名、陸軍經理部三名、陸軍建築部一名、陸軍臨時台湾燈標建設部一名、台湾守備混成第二旅団監察部一名、陸軍憲兵隊一名、海軍澎湖馬公要港部一名、国語学校師範部一名であった。地方官庁の職に就いたものはわずか四名でその内訳は、台北県二名、台中庁一名、宜蘭庁一名であった。民間企業に就職した人は一・三名で、その内訳は、藤田組瑞芳鉱山五名、久米工業事務所三名、日本鉄鋼会社（金瓜石鉱山）一

名、汽車製造合資会社台北支店一名、志岐組台南支店一名、台南橋仔頭製糖会社一名、鹿島組台南出張所一名であった。

このように、この時期の卒業生の初任地の多くは、台湾総督府、陸海軍の土木、交通などに関する機関で八六・二%を占めていた。礦業、土木業、建築業、製糖業などの民間企業についた人の割合は、一〇・六%であった。地方官庁が初任地の者は、最も少なく、わずか三・三%である。その専門と職業の観点から見ると、來台した卒業生は、学んだことを実際に役立て、台湾に才能を発揮する場所を探し求めていた。その中で官庁は、初任地として主要な活動場所であり、中央官庁と地方官庁をあわせると占有率は、八九・五%となる。したがって、工手学校は、台湾総督府が募集した中級技術の人材の重要機関の一つであったというべきである。

4. 台湾総督府の人材庫——土地調査を例に——

日本統治初期、鉄道、道路、港湾、上下水道、河川、埤圳などの工事に必要な技術者のほかに、各種の重要な調査事業もまた日本の専門家、技術者の支援に頼っていた。たとえば、日本統治初期の重大な調査事業の一つである土地調査においては、一気にたくさんの中級技術者が必要であり、臨時台湾土地調査局では、しばしば日本国内に人材を求めにいった。

たとえば、臨時台湾土地調査局測量長で技師の徳見常雄は、かつ

て日本国内の工手学校及び攻玉社工学校に人材養成を委託し、卒業前に予めこれらの学校の学生を任用していた。一例をあげると、一九〇一年六月、学生が学校を卒業する前に月俸一〇円で樋田重治、小柳貞一、千村萬吉、福頼正人、日高仙吉、山田市郎、土岐佐久次、内田和三郎、村松利太郎、湯浅丑松、佐佐木留蔵、鬼武徳次、城信作、中山祐四郎など一四名の工手学校在学中の学生、および、坂牧篤次郎、松永源太郎、阿部百吉、田中修得など四名の攻玉社工学校学生を土地調査局の雇員として任用し、同年八月一日付けで同局の技手として任用する予定とした。

またこのような「委託養成」の方式をとっていたために、初任地が中央官庁の一〇六名の卒業生の内、臨時台湾土地調査局に六六名(六二・三%)が任用された。このことから、台湾総督府がその統治に必要な人材を工手学校に求め、工手学校は、日本統治期台湾総督府の中級土木技術者の重要養成機関の一つであることをうかがい知ることができる。⁽²²⁾

5. 官庁間の移動

(一) 軍の側から台湾総督府官庁への移動した人々

來台した卒業生の長期的経歴を見ると、曾て軍に関係した者は二五名に達し、とりわけ早期に來台した人々である。一八九五年五月、台湾総督府臨時条例によって設立された民政機関は、台北地区のほ

かは皆何かをすることはできなかった。その後、一八九五年八月、台湾総督府条例が布かれ軍政が実施されることとなった。総督府官僚の内、一〜二名の者が文官として任用された以外は、みな陸軍省の雇員として大本営から任命された人びとであった。それゆえ当時は、総督府で事務を担当する人材が必要な場合でも、必ず陸軍省において承認を求めた必要があった。急遽、任用が必要な場合には、事務嘱託の名義で任命を行った。七月二三日付け、台湾事務局の決議によると、台湾に派遣された陸軍省の雇員を総督府の雇員に任命し、新規に任用する者には総督府から委任状を与えるとした。九月八日、職員が就職以来満二ヶ月、勤続且つ成績優秀などの者は、嘱託から雇員に改め、俸給も増加した。このような理由もあり、一期多くの技術者たちが軍から台湾総督府へと流入した。八島震の場合を例にあげてみよう。彼は一八九六年二月、陸軍省雇員の身分で台北県の技手を兼任し、同年四月台湾総督府民政局臨時土木部土木課技手に転任した。また、山口茂樹は、一八九七年一〇月、最初に台湾守備混成第二旅団監督部備員として來台し、十一月、台中陸軍経営部に転じ、翌年八月台中県内務部土木課技手に転任した。

(二) 台湾総督府官庁内の移動

台湾総督府および地方官庁には、非常に多くの土木建築関連部門があり、業務計画によって人事異動による相互支援を行っていた。

この他にも台湾総督府は、段階的、臨時的な必要性に応じて組織を作り、それにあわせて職員の新規募集や他の部門から人手を調達し、その任務が完了すると、また大きな移動があった。たとえば、臨時台湾土地調査局、臨時台湾基隆築港局、臨時台湾工事部などの組織がこれにあたる。

最も多くの卒業生が任用された中央官庁部門の臨時台湾土地調査局を例にあげると、最初にここに赴任したものは六六名に達する。土地調査が終わるに従って、この技術人員の処理が行なわれた。臨時調査土地調査局出版の『臨時台湾土地調査事業概要』には、次のように記されている。

……三十六年四五頃から段々職員に過剰を生ずる様になりましたので、何ういふ風に此過剰員の始末を致したかと申し上げますと、今日業務を終へて、実地を引揚げて歸局致しますれば、即時に辞表を提出させまして免職を致し勿々家事の取片付を致させまして、船便を取極め早さと内地へ歸へらせましたので、……後には一時に多数の過剰員を出す様になりましたから、洵も一々辞表を提出させるといふ、煩雑な手續を履む暇がないので過剰員となった時には、當然退官となります様に、勅令案を起草して、其筋へ進達になりましたが、此勅令案は分限令に對する甚しき除外例である……。

このことから台湾総督府は、当該局の任務が次第に完成し、過剰人員が発生するとあたりまえのように退職させ、すぐに日本国内へ送り返すという政策をとっていたことがわかる。臨時台湾土地調査局が初任地であった六六名について見てみると、殉職した一名を除く、四六名の退官後の動向については、総督府の公文書から確認することができない。おそらく、多くのものは、任務終了後、すぐに帰国したものと思われる。帰国後の動向がわかる七名のものについては、二名が地方官庁技手、一名が中央官庁技手、四名が陸軍陸地測量部の職に就いている。そのほかの一二名のものは、台湾の官庁に留任したことが確認できる。この一二名の就職先は、一名が鉄道敷設部技手、一名が臨時台湾基隆築港局技手、一名が民政部殖産局事務嘱託、八名が地方官庁技手の職である。台湾に残った者に関して言えば、台湾総督府地方官庁の職に就いた者が一番多いことがわかる。

臨時台湾土地調査局以外の分野においても、工手学校卒業生は活躍しており、長期的にみると、鉄道部に九名、民政部土木局に（含む臨時土木部、土木課、営繕課）三四名、地方官庁の技手、技師に三〇名の者が職を得ている。臨時台湾土地調査局以外の官庁については、はっきりした集中現象は見られない。したがって、当該校卒業生たちは、土地調査事業で重要な役割を果たしたこと以外にも、土木局、鉄道部、地方官庁の土木部門において一定の勢力を有している。

たことが確認できる。

(三) 日本国内、朝鮮への移動

経歴資料によれば、來台して職に就いた後、日本国内へ移動したものの八名の内三名がその後、朝鮮へと渡っている。日本へ戻った人たちの帰国後の仕事は、逋信省鉄道部作業局（二人）、農商務省札幌鉱山（一名）、陸軍省陸地測量部（三人）、新潟県（二人）、北海道土木部（一人）、大阪府堺市役所（一人）といった、中央および地方官庁の仕事が中心であった。その中の井藤種次は、台湾総督府殖産局技手を離職した後、台湾における土地調査と林野調査の経験を使い、一九一三年朝鮮総督府臨時土地調査局技手となった。土岐佐久次は、台湾臨時土地調査局離職後、一九一三年朝鮮総督府臨時土地調査局技手となり、千村萬吉は台南庁離職後、一九一四年三月に朝鮮総督府臨時土地調査局技手に就いている。

この他に、注目すべき点は、やむを得ず一時帰国したものの、再び機会を見つけ、積極的に台湾に戻って来た例である。たとえば、井藤種次、布施謹吾、千村萬吉、土岐佐久次はみな臨時台湾土地調査局の仕事が終わったあと、あるいは、当該局が廃止された後に、自らは望まないものの帰国し、井藤と千村、土岐は陸軍省陸地測量部、布施は農商務省で職についた。しかしその後再び機会を見つけ、台湾に戻っている。そして、井藤は嘉義庁技手、千村と布施は

台南庁の技手、土岐は台東庁の技手についた。森鉦太郎は一度帰国した後、通信省鉄道作業局の職に就き、その後再び來台し台湾総督府民政局土木局の仕事に就いた。八人の内五人が帰国後、再び台湾に戻って来た要因の一つとして、台湾官庁の給料が日本の給料よりも、遙かに高額であったことがあげられる。

6. 官庁、業界間の移動

一二三名の卒業生の内、來台後、民間業界において職を経験したものは三九名で三一・七%である。日本統治初期においては、治安およびインフラが未成熟の状況であり、台湾へ進出する民間企業は少なく、それゆえ、実際に比率も少ないと言わざるを得ない。その中で一三名は、來台後すぐ民間企業の職に就いている。もしかするとこれらの人びとは、もともと日本の民間業界の職に就いていたものの、会社の台湾進出に伴い派遣され台湾に来たのかも知れない。たとえば、森田英男、山口楠夫、富岡雄渡治、原田斧太郎、畑谷純一郎など五人は藤田組瑞芳鉦山、太田半五郎、坂西修広、園部良治など三人は久米興業事務所、与田久吉は志岐組台南支店、安田靖太郎は汽車製造合資会社台北支店、平松克太郎は鹿島組台南出張所、手島英輔は台南橋仔頭製糖会社の職についている。これらはいずれも日本国内の企業が台湾進出したことにより、支店が設置されている。

この時期、官庁の職についた一〇六名中、六六名は臨時台湾土地調査局の仕事に就き、多くは段階的な任務が終わった後に帰国していることから、在任期間が短いといえる。その他の官庁の職に就いた四〇人中、八人は一時期官庁で仕事をした後、民間企業へ転職している。この数二〇%を占める。一名が比較的特殊な高級遊楽園「御影温泉」を経営した以外は、土木関連の事業に従事するか、または、自分で事業を創業した。たとえば、新見喜三は「新見組」を創設、荒井善作は「荒井建築工務所」を創設、岩淵恕は「台湾工程社」を創設、中村熊一、太田半五郎もまた独立し土木建築請負業を経営した。そこには、前任職の官庁の経験と人脈が創業の重要な基礎となった。新見喜三の「新見組」を例に挙げると、総督府官庁とお互いに一定程度の信頼関係があることから、官庁の工事の取得、工事の監督などが順調、円滑になった。それゆえ、工事の主要な相手先は、総督府交通局鉄道部、台中州土木課、台湾軍経理部、総督府内務局、台北州土木課、交通局道路港湾課、高雄州土木課、台北市役所土木課などで、全てが中央または地方官庁の土木工事であった。

東京帝国大学、京都帝国大学出身の上級技術官僚のほとんどは、およそ二年で技手から技官に昇進したが、工手学校出身の中級技術官僚は、事業の経験で専門知識と学歴などの不足を補足し、技手から技師に昇進するのに平均一九年の歳月を要した。一名技師に昇進した者の内、最も早く昇進した進藤熊之助さえも一三年の歳月を

要し、最も遅かった公莊勝二郎に至っては、二五年の時間を経てようやく技師になった。このような昇進の状況から考えると、帝大出身者が長期にわたり官職についているのに対し、工手学校の中級技術人員が途中で民間業界に転じているのも無理はない。

工手学校卒業生の来台前の経歴、来台後の就職と活動状況から、卒業生が日本統治初期に植民地台湾の官庁、あるいは、民間企業で十分に活躍していたことが見てとれる。植民統治期において、民間企業、官庁、技術者養成学校は、産・官・学の連携関係をもっており、植民統治当局が、推進する各種政策に大きな役割を果たした。

四、結論

日本は明治維新以降に近代化に向かって邁進し、殖産興業にも力を注いだ。この過程の中で、官庁あるいは民間業界を問わず技術の人材が不足し、はじめのころはお雇い外国人に依存していた。東京帝大、東京職工などの技師クラスの技術者を養成する学校はわずかであり、技師と職工、臨時雇いの労働者、鉱山労働者など中級技術人員「工手」（技手、職工長）を養成する学校は更に足りなかった。

このような背景のもと、渡辺洪基などの旧幕臣は「技術立国」の構想をもち、「工業立国」の理念を持つ民間企業家とともに、互いに助け合い、互いに支援しあう形で一八八七年一〇月工手学校を創立させた。

工手学校のはじまりは夜間学校で、「一方で仕事をし、その一方で学習する方式（仕事と学習を両立させる形で）」を以て、実業教育を推進していた。工手学校は「東大系」の華麗な教員に呼びかけ、たえず専門学問の教育を伝授し学問を深めていった。そして、少なくない優秀な卒業生を養成した。明治初期、日本の官側は都市整備を推進し、鉄道の敷設、通信網の拡大、港湾の築港、あるいは、民間企業、たとえば三井、三菱、住友、古河が経営する土木業、石炭業など、官民に関わらず工手学校の卒業生の活躍を見ることができ、重要な役割を果たしていることがわかる。初期の卒業生は、日本国内で活躍し、「技術立国」と「工業立国」の役目と機能を発揮していることが十分に見て取れる。

注目すべき点は、工手学校の発展が日本帝国主義の対外的な拡張に歩調を合わせている点であり、工手学校と帝国官庁間が微妙な官学連関関係で相互支援を行っている点である。日清戦争後、日本は初めての植民地台湾を獲得した。台湾の近代化を推進するにあたっては、各部門への人材投入が必要であったが、国内市場においても人員の需要があり、始めのころは、工手学校の卒業生の就職先も国内に向いていた。仮にこのような状況であっても、毎年、少なくとも数人の卒業生が台湾にやってきており、日露戦争までに一番人気のある海外活躍地になっていた。日露戦後、さらに多くの卒業生が韓国、清国（主として、満州）に職を求め、植民地経営に関与し、国

策的な任務を支援した。工手学校の学則と学制の改正、学科の増設、学生数の増加などの同校の発展は、すべて日本の業界、帝国の拡張、植民地経営などの事業に対する人員の需要と関わりを持っていった。

管理長の古市公威は、満蒙経営は「日本の天職」といって、いつも学生を励ました。国家の対外発展に工手学校が対応しているという特徴が現れている。言い換えれば、卒業生たちは、日本国内における「技術立国」、「工業立国」の使命を果たした後に、日本帝国の拡張に伴い、一歩進めて植民地において国策協力の役目を担った。

來台した卒業生の状況を分析してみよう。日本が台湾を領有してから日露戦争前の期間に關していえば、師長、先輩の励まし、または、高額の給与という理由から、台湾で就職することは工手学校卒業生の優先的な選択の一つであった。それゆえ、台湾は東京府、福岡県、北海道、大阪府につぐ、五番目の志望先であった。学生が卒業後すぐに來台したケースや日本国内における仕事を経ての來台したケースがあるが、いずれを問わず、多くは、日本の中央官庁、地方官庁、軍部の土木、營繕、交通などの機関、または、民間鉄道、建築、土木請負、鉱山、電力などの会社での実習経験があり、植民地台湾の諸事業にすぐ投入することができた。日本統治初期、台湾総督府が急いで行った土地調査、鉄道、港湾、道路、上下水道、河川、埤圳などの事業に土木科、造家科、機械科、採治科のたくさん卒業生が職を求めた。一〇年間一二八名の卒業生が來台している

ことから、工手学校（特に土木課：七〇・九%）が、台湾総督府の中間技術者の重要な供給源の一つであったことがうかがえる。

この時期に台湾に來台卒業生の初任地は台湾総督府、陸海軍の土木、交通などの機関に集中しており、その数は、全体の八六・二%に相当する。それに対し、鉱業、土木業、建築業、製糖業などの民間企業が一〇・五%、最も少ない地方官庁に至っては、わずか三・三%であった。彼らの専攻と就職の観点から見ると、來台後、卒業生は学んだことを実際に役立てており、台湾にその専門の發揮場所を求めている。また台湾総督府は、官庁内における人員要求に対し、「委託養成」を依頼するかたちで、工手学校にその人材を求めた。この時期の官庁は、工手学校卒業生の主要な活動場所であり、約九割の卒業生が官庁に職を得て、総督府官庁の各種事業を積極的に支援した。

次に、來台した卒業生の移動の点から見ると、初期においては軍から台湾総督府官庁に移動し、多くは、最初に陸軍省の雇員の身分から台湾総督府の雇員へと変わった。このほか、台湾総督府中央、地方官庁中の土木建築関連部門が多いので、事業の推進の求めに応じ相互支援、または、臨時組織機構の成立、廃止によって移動が行われた。卒業生の長期にわたる台湾総督府官庁の分布と移動を見ると、臨時台湾土地調査事業に重要な任務を果たしたほかに、土木局、鉄道部、地方官庁の土木部門において一定の勢力を有してい

た。八名の台湾総督府官庁から日本陸軍省、中央、地方官庁、および、臨時朝鮮土地調査局に移動しているが、半数は臨時台湾土地調査局の撤廃により仕方なく帰国した。その中の五名は、その後、再び台湾へ戻っている。その背景には、台湾官庁給料が日本よりも遙かに高額であった点があげられる。

来台した卒業生の内、三一・七%の卒業生が民間企業に就職しているが、治安およびインフラが未成熟な日本統治初期であることを考えると低く、低い数字とはいえない。そのうちの二三名は日本の民間業界から台湾の発展に伴い会社からの派遣として来台している。この類の卒業生の場合は、官庁への移動はあまりなかった。反対に、官庁に就職したもので、一定の時を経て、民間業界へと昇進するものが少なからずいた。多くの人びとは、官庁にいた時の経験、人脈を生かした事業を創業しており、土木、建築請負などの仕事を創業する人が多かった。以上から、卒業生は民間業界、とりわけ土木建築業において、重要な役目を果たしたことがわかる。

一八九五〜一九一五年の二〇年間に札幌農学校卒業生一四〇人が来台し、台湾総督府、中央・地方官庁の農業部門及び民間製糖会社で重要な役割をはたしていた⁵⁴。一方、工手学校の卒業生は一八九五〜一九〇五年の一〇年間で、一二八人來台し、中央・地方官庁の土木・交通部門及び民間の土木建築業界で活躍し、その重要性も無視できない。

本論文では、日本領台から一〇年間における、工手学校卒業生の台湾での就職、活動、移動に関する分析を通じて、「技術立国」から「技術殖民」⁵⁵へ向かう傾向を明らかにした。すなわち、日本の対外拡張期において、卒業生の多数は依然として国内で就職する一方、卒業生が日本統治初期に植民地台湾の官庁、民間企業でも十分に活躍していたことも見てとれる。民間企業、官庁、技術者養成学校は、産・官・学の連携関係をもっており、植民統治当局が、推進する政策に大きな役割を果たした。即ち日本が植民地台湾を統治する背後には、技術官僚、技術者を後盾とし、各種の殖民政策を支えていた。そのゆえ、技術者養成学校は台湾総督府に不可欠な人員の補充場所だった。その一つは工手学校があった。日本帝国の勢力範囲が満州、朝鮮(韓国)に及ぶにしたがい、植民統治方針も変わって行き、工手学校卒業生の海外の活動場所も段階的に変化していった。今後は、この点についても研究を進めていきたい。

*本論文は交流協會日台交流中心二〇〇八年度日台研究支援活動の成果の一部である。

出典

- 工手学校同窓会『工手学校同窓会會員名簿』（工手学校同窓会誌第一〇號附録）、明治三五年、一～五一頁。明治三六年、一～四九頁。明治三七年、一～六一頁。『同』（工手学校同窓会誌第一八號附録）明治三八年、一～六三頁。
- 工学院大学専門学校同窓会『専門学校のあゆみおよび會員名簿』東京…工学院大学専門学校同窓会、平成五（一九九三）年。
- 工手学校同窓会『工手学校同窓会誌』第二～一八號、東京…工手学校同窓会、明治三二～明治三八年。
- 太田肥洲『新台湾を支配する人物と産業史』台北…台湾評論社、昭和一五年。
- 上村健堂『台湾事業界と中心人物』台北…台湾案内社、大正八年。
- 大園市藏『台湾人物誌』台北…谷澤書店、大正五年。
- 唐澤信夫『台湾紳士名鑑』台北…新高出版社、昭和一二年。
- 台湾新民報社調査部『台湾人士鑑』台北…台湾新民報社、昭和九年版。
- 菅武雄『新竹州の情勢と人物』台北…台北刷株式会社、昭和一三年。
- 『土木の人物』。
- 台湾大觀社『最近の南部台湾』台南…台湾大觀社、昭和一三年。
- 台湾教育会『芝山巖誌』台北…台湾教育会、昭和八年。
- 台南新報社編『南部台湾紳士録』台南…台南新報社、明治四〇年。
- 台湾神社社務所『建功神社誌』台北市…台湾神社社務所、大正五年。
- 工学会『工学会誌』一五七～二八一號、東京…工学会事務所、明治一八年～明治三八年。
- 『台湾総督府公文類纂』

- 「青山悅應技手ニ任用（原議ハ第三卷新任ノ部（六一）（六三）ニ纂輯ス）」、明治三三年四月一日、一一八卷、四三一〇冊、三六號、「青山悅應（技手ニ任用）」、同日、一二〇卷、四三二二冊、五號、「技手青山悅應測量監督ヲ命セラル」、同三五年六月一日、一五〇卷、四三三二冊、七八號
- 「技手青山廉次郎依願免本官」、明治三五年二月一日、第一五一卷、四三三三冊、七五號
- 「技手伊藤徳治郎昇級」、明治三五年三月一日、第一五〇卷、四三三二冊、三號
- 「井藤種次（技手ニ任用）」、明治三三年三月一日、一一八卷、四三一〇冊、三三號、「嘉義庁技手井藤種次総督府技手任命件」、同四年五月一日、五卷、一八八六冊、一號、「府技手井藤種次（朝鮮土地調査局へ出向）」、大正二年六月一日、六卷甲、二二九一冊、二六號
- 「恩給證書下付（磯田清之助）」、大正一〇年五月一日、三卷、三三三五冊、八號
- 「臨時土木部技手今村熊一非職」、明治三〇年六月一〇日、第一一卷、二〇二冊、二九號
- 「上野左司摩鋳業ニ關スル事務ヲ囑託ス」、明治四二年一〇月一日、第一〇卷、一四四三冊、三一號、「技手上野左司摩日英博覽會準備補助委員ヲ命ス」、同四二年一〇月一日、第二二卷、一五六六冊、六二二號、「府技手上野左司摩（免本官、賞与、賜金）」、大正二年四月一日、第四卷、二二八九冊、四九號
- 「技手内田和二郎依願免本官」、明治三六年一〇月一日、一六〇卷、四三三二冊、三七號

- 「梅田清次（任府技手）」、明治四五年七月一日、第七卷、二〇六八冊、七一號、
「恩給證書下付（梅田清次）」、大正一年六月一日、第三卷、三二六六冊、
四號
- 「大曾根誠二（技手ニ任用）」、明治三五年六月一日、一四七卷、四三三九冊、
七號
- 「技手大河内留八郎依願免本官」、明治三六年一〇月一日、一六〇卷、
四三三二冊、三六號
- 「太田半五郎任交通局技師、俸給、依願免官、賞与」、昭和三年六月一日、
一〇〇五一冊、一一三號
- 「元技手緒方龍太郎退官賜金給与」、明治三六年一〇月一日、第一八三卷、
四三七五冊、八七號
- 「岡積幸（技手ニ任用）」、明治三四年三月一日、一三二卷、四三二三冊、七
號
- 「岡直任台湾総督府技手」、明治四五年三月一日、第三卷甲、二〇六三冊、
八二號、「岡直任花蓮港庁技手」、大正五年三月一日、第三卷乙、二五八〇
冊、七三號
- 「岡本淺次郎（臨時台湾土地調査局技手ニ任用）」、明治三四年八月一日、
一三七卷、四三一九冊、一〇號
- 「柏岡陽一恩給證書下付」、大正三年二月一日、第八卷、一二一〇冊、三號
- 「元技手倉持壽吉勳賞与」、明治三七年三月一日、第一九三卷、四三八五冊、
七五號
- 「小川陽吉任台湾総督府技手」、明治四五年三月一日、第三卷甲、二〇六三冊、
八二號、「府技手小川陽吉退官及賜金ノ件」、大正三年五月一日、第五卷甲、
一三三三冊、一號
- 「（台南州技手）尾辻国吉（任府州技師）」、大正一〇年三月一日、二卷、
三一九一冊、二五號、「（府技師）尾辻国吉（專賣局技師任用）」、同一一年
七月一日、五卷、三四四八冊、三一號
- 「笠原藤藏任技手（元台北県）」、明治三四年一〇月一日、五四卷、九三〇九冊、
三八號
- 「元技手梶山彌四郎退官賜金給与」、明治三六年一〇月一日、第一八三卷、
四三七五冊、八九號
- 「囑託下條禎一郎昇給、賞与、解職ノ件」、大正三年七月一日、第七卷、
一三二七冊、三號
- 「恩給證書下付（金子泰輔）」、大正四年六月一日、第四卷、二三四四冊、
一三號
- 「河田千代治（技手ニ任用）」、明治三三年七月一日、一二二卷、四三二三冊、
一五號、「元技手河田千代治退官賜金給与」、同三六年二月一日、一八三
卷、四三七五冊、九六號
- 「喜多見善藏（技手ニ任用）」、明治三三年五月一日、一二〇卷、四三一二冊、
九號、「技手喜多見善藏依願免本官」、同三五年一月一日、一五一卷、
四三三三冊、五〇號
- 「木梨二郎（雇ニ採用）」、明治三三年六月一日、一二六卷、四三一八冊、
二三號、「木梨二郎（技手ニ任用）」、同三四年三月一日、一三一卷、
四三三三冊、八號、「技手木梨二郎依願免本官」、明治三五年一月一日、
一五一卷、四三三三冊、五二號
- 「公莊勝二郎府技手」、明治四一年六月一日、第六卷、一四三八冊、一七號、

- 「公莊勝二郎台南州土木技師ニ兼補ス」、昭和二年一〇月一日、一〇〇四九冊、二七號、「公莊勝二郎任総督府技師、俸給、勤務、依願免官、願ニ依リ本職ヲ免ス」、同五年七月一日、一〇〇六一冊、二八號
- 「技手国澤能正依願免本官」、明治三六年五月一日、一五八卷、四三五〇冊、五一號
- 「国乗耕馬(技手ニ任用)」、明治三三年二月一日、一二五卷、四三二七冊、九號、「技手国乗耕馬分限令三條一項三號ニ依リ免官」、同三六年一二月一日、一六〇卷、四三五二冊、四六號
- 「臨時陸軍建築部技手後藤麟三郎ヲ総督府技手ニ任シ民政部土木局勤務ヲ命ス」、明治三五年一月二十九日、一九卷、八〇〇冊、三二號、「恩給證書下附(後藤麟三郎)」、大正四年七月一日、五卷、二三四五冊、五號
- 「元技手小柳貞一外一名勉勵賞与」、明治三年七月一日、第一九三卷、四三八五冊、一四二號
- 「臨時陸軍建築部技手小山廉一総督府技手ニ任ス」、明治三三年五月二十九日、八卷、五六八冊、二九號
- 「台北県ヨリ出向ノ技手齊藤元喜本県技手ニ任用ノ件(元台南県)」、明治三八年一〇月一日、第三八卷、九五六〇冊、五二號
- 「臨時土木部技手崎山元楠外二名(石原周敏、今村熊一)在勤所屬命免ノ件」、明治二九年八月三日、第六卷之二、一〇九冊、八號
- 「元技手佐佐木為治勉勵賞与」、明治三七年五月一日、第一九三卷、四三八五冊、一〇六號
- 「重永壯吉(技手ニ任用)」、明治三五年四月一日、一四二卷、四三三四冊、一三三號、「元府技手重永壯吉普通恩給証書送付ノ件」、大正一三年四月一日、六卷、三七六〇冊、一三號
- 「府鉄道部技手進藤熊之助阿里山作業所技手ニ転任ノ件」、明治四三年五月一日、五卷、一七二三冊、三六號、「阿里山作業所技手進藤熊之助(任阿里山作業所技師)」、大正一年八月一日、七卷、二〇五七冊、一〇號、「阿里山作業所技師進藤熊之助(昇等、昇級、賞与ノ件)」、同三年二月一日、一卷、二二九五冊、二八號
- 「杉本金太郎新竹防空委員会委員ヲ命ス」、昭和一二年一月一日、一〇〇九一冊、七〇號、「杉本金太郎(新竹州賃金委員会委員ヲ命ス)」、同一年一月一日、一〇一〇〇冊、一六號
- 「鈴木楠雄台湾総督府技師ニ任用ス」、明治三三年七月十五日、一一卷、五七一冊、三二號、「蘇澳大濁水溪間道路豫定線調査復命ノ件(技手鈴木楠雄)」、同四年八月一日、六九卷、五三三冊、二五號(有目無文)、「府技手鈴木楠雄(蕃務本署兼務ヲ命ス)」、同四五年四月一日、四卷、二〇六五冊、七〇號、「恩給證書下附(鈴木楠雄)」、大正五年一月一日、五卷、二四八〇冊、一八號
- 「高崎才藏台湾総督府雇員ニ命ス」、明治三三年七月一日、一一卷、五七一冊、三四號、「恩給證書下付(高崎才藏)」、大正三年一〇月一日、七卷、二二二八冊、一八號
- 「台北庁技手高見謙次(賞与、免官)」、大正三年五月一日、五卷乙、二二二四冊、三五號
- 「阿緞庁技手田淵徳太郎任府技手ノ件」、明治四四(一九一一)年一〇月一日、一〇卷甲、一八九二冊、四二號、「技手田淵徳太郎(賞与、昇級、免官職)」、大正四年三月一日、三卷甲、二四五五冊、三九號、「恩給證書下附(田淵

徳太郎)、「同四年六月一日、四卷、一三三四冊、一四號

「動八等千村萬吉任台南庁技手」、明治四四年四月一日、四卷、一八八五冊、

一〇六號、「技手千村萬吉勲賞与」、同三八年三月一日、一八六卷、

四三七八冊、一三號、「台南庁技手千村萬吉(朝鮮總督府臨時土地調査局

へ出向ヲ命ス)」、大正三年三月一日、三卷甲、一三〇八冊、三一號

「中條武通(技手ニ任用)」、明治三四年二月一日、一三八卷、四三三〇冊、

一六號、「技手中條武通依願免官」、同三七年一月一日、二七七卷、

四四六九冊、一九號

「塚田金市郎ニ雇ヲ命スル件」、明治三九年三月二〇日、三卷、一三三四冊、

四八號、「工事部技手塚田金市郎兼任總督府技手」、同四二年二月一日、二

卷、一五五六冊、一二號、「嘉義庁技手塚田金市郎鐵道部へ出向」、同四一

年七月一日、七卷、一四三九冊、五一號

「(元府庁技手)土岐佐久次普通恩給證書下賜」、大正一四年七月一日、第

一三卷、三八七七冊、二三號

「豊島義章(技手ニ任用)」、明治三三年三月一日、一一八卷、四三一〇冊、

三三號

「元技手内藤祐藏在職中ノ行為及退官ノ理由ニ關シ兵庫県知事へ回答ノ件」、

明治三六年二月一日、第一六二卷、四三五四冊、七八號

「技手中村魁次依願免本官」、明治三六年六月一日、第一六〇卷、四三五二冊、

一三號

「新見喜三(技手ニ任用)」、明治三二年三月一日、一一八卷、四三一〇冊、

三三號、「技手新見喜三(臨時台灣鐵道敷設部技手ニ転任)」、同三二年五

月一日、一三三卷、四三二五冊、一一號

「西田恒敬(雇ニ採用)」、明治三二年一月一日、第一二三卷、四三二四冊、

三五號、「西田恒敬外一名任南投庁技手」、同四〇年九月一九日、第一五卷、

一三四四冊、一〇號、「南投庁技手西田恒敬休職」、同四一年三月一日、第

三卷乙、一四三三冊、八一號

「長谷川目藏台北水道事務所技術員ヲ命ス」、明治四二年五月一日、第六卷、

一五六〇冊、三號

「技手早川喜太郎依願免本官」、明治三五年四月一日、一五一卷、四三四三冊、

六三號

「技手林喜太郎昇級(元台中県)」、明治三二年六月一日、第一四卷、

九四〇〇冊、五七號

「藤井溧雇ニ採用(元台南県)」、明治三四年一月一日、第四一卷、九五三三冊、

四號、「藤井溧任台湾總督府技手」、同四五年三月一日、第三卷甲、

二〇六三冊、八二號、「技手藤井溧昇級、賞与、免官、退官賜金」、大正四

年四月一日、第四卷乙、二四六〇冊、四五號

「藤村太吉(雇ニ採用)」、明治三二年二月一日、一二三卷、四三二四冊、

四四號、「藤村太吉(技手ニ任用)」、同三三年六月一日、一二六卷、

四三一八冊、一三號、「技手藤村太吉三角測量監督兼事務監督ヲ命セラル」、

同三五年四月一日、一五〇卷、四三三二冊、七四號、「元技手藤村太吉勉

勵賞与」、同三七年三月一日、一九三卷、四三八五冊、七五號

「技手藤原堅三郎昇給、依願免、退官賜金」、明治四一年三月一日、三卷乙、

一四三三冊、八六號

「布施謹吾恩給証書下付」、大正九年四月一日、第八卷乙、二九一八冊、四號、

「布施謹吾(臨時台灣土地調査局技手ニ任用)」、明治三四年九月一日、

- 一三七巻、四三二九冊、一〇號
- 「本多都燈台建築事務ヲ囑託一ヶ月貳拾五円」、明治三〇年四月二日、第九巻、二〇〇冊、一六號
- 「〔鉄道部技手〕 正木喜三郎（任府鉄道部技師）」、大正九年一月一日、九巻、三〇九五冊、二三號、「正木喜三郎昇級、退官、賞与、退官、賞与」、昭和一年八月一日、一〇〇八三冊、六五號
- 「松井綠彌恩給證書送付ノ件（台北庁）」、明治四三年九月二九日、一二巻、一六一一冊、一〇號
- 「松岡清藏、森房吉、諸隈利三郎雇ニ採用ノ件」、明治三三年四月五日、一六巻、四三六冊、二五號
- 「府技手三浦平三蕃地出張中加俸給スノ件」、明治四四年一月一日、第一巻、一八八〇冊、四九號、「台湾総督府技手三浦平三依願免本官」、大正三年一月一日、第一巻、二三〇五冊、二三號
- 「通信技手嶺謙也外一名転勤ノ件」、明治三九年一月一九日、一五巻、一二三六冊、八一號、「嶺謙也勤務所命令」、同四〇年一月二八日、一巻、一三三〇冊、四五號、「通信技手嶺謙也（通信局勤務ヲ命ス）」、同四五年七月一日、七巻、二〇六八冊、一〇號、「通信技手嶺謙也（嘉義郵便局勤務ヲ命ス）」、同、一七號、「通信技手嶺謙也（嘉義郵便局兼務ヲ免ス）」、大正五年一月一日、一一巻、二五九一冊、一二號、「嶺謙也陸格、俸給」、同一年一月一日、一巻、四〇〇〇冊、三八號、「嶺謙也昇級、依願免官、賞与」、昭和四年七月一日、一〇〇五七冊、四七號
- 「技手宮坂正八郎休職」、明治三六年二月一日、第一六一巻、四三三三冊、七號、「故技手宮坂正八郎遺族（宮坂スベ）へ死亡賜金給与ノ件」、同三六年六月一日、第一八二巻、四三七四冊、四四號
- 「村松利太郎（雇ニ採用）」、明治三四年六月一日、一三四巻、四三二六冊、二七號、「技手村松利太郎依願免本官」、同三五年一月一日、一五一巻、四三三三冊、七二號
- 「森田正太郎官有家屋借用願取消願ノ件（元台南県）」、明治三〇年一月一日、第七巻、九八七二冊、八號
- 「府技手森鉦太郎退官賜金ノ件」、大正三年六月一日、第六巻甲、二三二五冊、三六號、「森鉦太郎任府技手」、同一年一月一日、第一〇巻甲、二〇七一冊、二號
- 「恩給證書下付（矢田貝静睦）」、大正三年一月一日、八巻、二二一九冊、五號
- 「〔府技手〕 八板志賀助（任府技師）」、大正一年五月一日、三巻、三四四六冊、七〇號、「八板志賀助任督府技師、俸給、勤務」、昭和二年一月一日、一〇〇四九冊、一二號、「〔府技師〕 八板志賀助（米穀局總務課兼務ヲ命ス）」、同一年一月一日、一〇一〇八冊、四二號
- 「矢代貞助臨時土木部雇ヲ命ス月俸三拾五円」、明治三〇年三月三日、第五巻、一九六冊、二三號、「臨時土木部雇矢代貞助嘉義県へ出向ヲ命ス」、同年九月二二日、第六巻、一三三三冊、七號、「民政局臨時土木部雇矢代貞助本県技手（六級俸）ニ任用ノ件（元嘉義県ノ部）」、同三七年九月一日、第二二巻、九五三四冊、二七號
- 「雇員八島震外二名（篠村啟太郎、小出周太郎）台北県兼勤ノ件」、明治二九年二月二九日、第一巻之二、一〇三冊、五四號、「八島震外一名（古谷傳）雇員辭令日付更生ノ件副官部第二課長へ照会ノ件」、同二九年三月一日、

第二卷、四三冊、一號、「嘉納弘外一名（伊藤榮之進）屬任命八島震外一名（木村徳）技手任命」、同二年五月四日、第一卷之一、一〇二冊、三號、「技手八島震任台中県技手」、同三年五月六日、第七卷、四五七冊、一八號

「台中庁屬兼技山口茂樹給督府技手ニ任ス」、明治三六年九月一〇日、第一卷、九一九冊、二六號、「山口茂樹技師不任用ノ」、同四五年四月一日、第四卷、二〇五四冊、二五號、「台北庁山口茂樹恩給証書送付」、大正二年五月一日、第七卷、二〇九四冊、七號、「囑託山口茂樹勤務ノ件」、同年一月一日、第一卷乙、二二〇〇冊、三七號、「囑託山口茂樹解囑」、同六年六月一日、第六卷、二七五六冊、一號

「技手山田市郎依願免本官」、明治三六年九月一日、一六〇卷、四三五二冊、三三號

「東京府士族山野繁輝雇ニ採用ノ件（元台南県）」、明治三〇年七月一日、九卷、九五三二冊、一一九號、「屬山野繁輝依願免官ノ件（元台南県）」、同三年八月一日、三七卷、九五五九冊、一六號

「山本安治（技手ニ任用）」、明治三二年五月一日、一二〇卷、四三二二冊、一二號、「技手山本安治図根測量員ノ命セラル」、同三五年七月一日、一五〇卷、四三四二冊、八三號、「技手山本安治勳賞与」、明治三七年六月一日、一九三卷、四三八五冊、一一六號

「元技手弓削銀一郎退官賜金給与」、明治三六年一〇月一日、一八三卷、四三七五冊、九〇號

「元土地調査局技手吉井九郎へ恩給證書送付ノ件」、明治三七年四月二〇日、一〇〇卷、九三七冊、三二號、「海軍技手吉井九郎（技手ニ任用）」、同三三

年三月一日、一二五卷、四三二七冊、一一號

「技手吉田文次郎依願免本官」、明治三六年六月一日、一六〇卷、四三三二冊、一五號

「恩給證書下付（吉岡寅之助）」、大正一二年一月一日、九卷、三三二二冊、二〇號、「吉岡寅之助（雇ニ採用）」、明治三二年五月一日、一二〇卷、四三二二冊、一六號

「技手好富信太郎依願免本官」、明治三四年八月一日、第一四〇卷、四三三二冊、四〇號

註

(1) 吳文星「東京帝國大學與臺灣「學術探檢」之展開」『臺灣史研究』二〇〇一年「回顧與研究」臺北：中央研究院臺灣史研究所籌備處、一九九七年、一一～二八頁。

(2) 吳文星「札幌農學校と台湾近代農學の展開——台湾總督府農事試験場を中心として——」『日本統治下台湾の支配と展開』名古屋：中京大学社会科学研究所、二〇〇四年、四八一～五二二頁。「京都帝國大學與臺灣舊慣調査」『師大臺灣史學報』一期、二〇〇七年、二九～四八頁。

(3) 岡本真希子「植民地官僚の政治史——朝鮮・台湾給督府と帝國日本」東京：三元社、二〇〇八年。

(4) 松田利彦編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』京都：思文閣出版、二〇〇九年。

- (5) 蔡龍保『長谷川謹介と日本統治時代台湾の鉄道発展』『現代台湾研究』第三五号、二〇〇九年、一～二二頁。
- (6) 蔡龍保『日治時期台湾總督府之技術官僚―以土木技師為例』『興大歷史學報』第十九期、二〇〇七年、三〇九～二九〇頁。
- (7) 蔡龍保『推動時代的巨輪：日治中期的台灣國有鐵路（一九一〇―一九三六）』台北：台灣書房、二〇〇七年、七八頁。
- (8) 茅原健『工手学校 旧幕臣たちの技術者教育』東京：中央公論社、二〇〇七年、一三～三〇頁。
- (9) 福井藩は諸藩の中で、最も早くから見込のある青年を海外に派遣留學させ、また海外から講師を藩内に招聘し、子弟の教育を行った、開明的な藩であった。
- (10) 茅原健『工手学校 旧幕臣たちの技術者教育』、五三～七二頁。
- (11) 同上、一二九頁。
- (12) 同上、九五～一〇八頁。
- (13) 日本工学会『明治工業史 土木編』東京：学術文献普及会、一九七〇年、一一〇四～一一〇五頁。
- (14) 工学院大学学園史編纂委員会『工学院大学学園百年史』東京：工学院大学、一九九三年、三三頁。
- (15) 天野郁夫『大学の誕生（上）帝国大学時代』東京：中公新書、二〇〇四年、五五～五六頁。
- (16) 茅原健『工手学校 旧幕臣たちの技術者教育』、三一～四〇頁。
- (17) 授業時間は午後四時から一〇時迄であった。工手学校『工手学校一覽』東京：工手学校、明治二十七年、九頁参照。
- (18) 工学院大学『工学院大学学園七十五年史』東京：工学院大学、一九六四年、三一～三三頁。
- (19) 同上、三三～三三頁。
- (20) 茅原健『工手学校 旧幕臣たちの技術者教育』、四〇～五二頁。工学院大学学園史編纂委員会『工学院大学学園百年史』三四～三六頁。
- (21) 工手学校『工手学校一覽』、七頁。工学院『工学院五十年史』東京：工学院、昭和一九（一九四四）年、二〇～二二頁。
- (22) 工手学校『工手学校一覽』東京：工手学校、明治四一年、六～七頁。
- (23) 工学院『工学院五十年史』二九～三一頁。
- (24) 工手学校同窓会『工手学校同窓会誌』第二号、東京：工手学校同窓会、明治三二年、四四～四五頁。
- (25) 鈴木清四郎『卒業生名簿』『二十五年記念工手学校一覽』東京：工手学校、大正二年。
- (26) 茅原健『工手学校 旧幕臣たちの技術者教育』、一〇九～一二九頁。
- (27) 東京帝国大学『東京帝国大学卒業生名簿』東京：東京帝国大学、昭和一四年、二〇八～二〇九頁。
- (28) 鈴木清四郎『卒業生名簿』『二十五年記念工手学校一覽』。
- (29) 林明德『日本近代史』台北：三民書局、一九九六年、一五二頁。
- (30) 石井寛治著、黄紹恒訳『日本經濟史』台北：五南圖書公司、二〇〇八年、三三五頁。
- (31) 工学院大学学園史編纂委員会『工学院大学学園百年史』、五四～五五頁。
- (32) 工学院大学『工学院大学学園七十五年史』、一九頁。

- (33) 石井寛治著、黄紹恒訳『日本經濟史』、三三五頁。
- (34) 同上、三二七～三三〇頁。
- (35) 工手学校同窓会『工手学校同窓会會員名簿』（工手学校同窓会誌第一〇号附録）、明治三五年、一～五一頁。
- (36) 鈴木清四郎「補録」『二十五年記念工手学校一覽』、一九一頁。
- (37) 林明德「日本近代史」台北：三民書局、一九九六年、一五六～一六〇頁。
- (38) 有地品之允「祝辞」『工手学校同窓会誌』第一四号、明治三五年、頁二四～二五。
- (39) 辰野金吾「告辞」『工手学校同窓会誌』第一四号、明治三五年、二六～二七頁。
- (40) 土木学会『古市公威とその時代』東京：土木学会、二〇〇四年、二九一～二九二、三〇五～三〇六頁。
- (41) 工手学校同窓会『工手学校同窓会會員名簿』、明治三六年、一～四九頁。
- (42) 工手学校同窓会『工手学校同窓会會員名簿』、明治三七年、一～六一頁。
- (43) 工手学校同窓会『工手学校同窓会會員名簿』（工手学校同窓会誌第一八号附録）、明治三八年、一～六三頁。
- (44) 工學院大学『工學院大学學園七五年史』、四六～四七頁。
- (45) 工學院『工學院五十年史』、三一頁。
- (46) 鈴木清四郎「補録」『二十五年記念工手学校一覽』、一九一～一九七頁。
- (47) このように、地域の遠近によって就職を選ぶ状況は、中後期になる

- と若干改善された。例えば、一九三〇年五月の同窓会誌上に載せられた四二件の求職資料の中で、勤務場所を指定していた者は、一五名で（二三名が東京を指定）、二七名が勤務場所を指定していなかった。「就職紹介」『東京工業会誌』第三二巻第五号、昭和五年、二三四頁参照。
- (48) 「台北通信」、『工手学校同窓会誌』第七号、明治三四年、四八頁。
- (49) 「第二十四回卒業式場に於ける工学博士辰野金吾君の演説」『工手学校同窓会誌』第七号、明治三四年、一七～一九頁。
- (50) 「本会規則」『工手学校同窓会誌』第一三号、明治三六年、一八頁。
- (51) 工手学校同窓会『工手学校同窓会會員名簿』（工手学校同窓会誌第一〇号附録）、明治三五年、一～八頁。
- (52) 蔡龍保「日治初期台湾總督府的技術人力之招募——以土地調查事業為例」『政治大學歷史年報』三五期、二〇一二年、七五～一四四頁。
- (53) 臨時台湾土地調查局『臨時台湾土地調查事業概要』台北市：臨時台湾土地調查局、明治三九年、八八～八九頁。
- (54) 吳文星「札幌農學校と台湾近代農學の展開——台湾總督府農事試驗場を中心として——」『日本統治下台湾の支配と展開』、四八一～五三二頁。

表2 1895～1905年に來台した工手学校卒業生一覧表（來台時間順）

項別 姓名	本籍	科、期別 (卒業年)	來台年 (來台任 官年数)	來台前の経歴
				在台経歴
富山朝輔	福岡	工手学校 (1891)	1895.9	1895-1898陸軍憲兵隊、その後製鹽、醬油醸造、雑貨販賣に 従事 1902料理屋経営 1905.2清水寺街高等遊樂園「御影温泉」創設 1908.4庭園座敷「御影加壇」経営
中村熊一	島根	工手学校 (1894.3)	1895.6 (5)	1894.3筑豊工業鉄道会社
				1895陸軍經理部 1895.6台湾総督府 1900.11年重禁錮で入獄 1902土木建築承包業経営
新見喜三	山口	土木 (1894.3)	1895.6 (6)	1892.4鉄道庁第一部横川出張所雇員、12月に雇員に就任 1893.12-1895.3鉄道局雇員、碓氷鉄道敷設及び全国予定線測 量に従事
				1895.3-1895.9陸軍省鉄道隊附技術員、台湾鉄道の測量及び 工事に従事 1895.9-1896.3鉄道局雇員（日給40銭） 1896.3-10日本鉄道株式会社雇員（月俸18円） 1896.10-1898.11坂鶴鉄道技士 1899.3臨時台湾土地調査局技手 1899.5臨時台湾鉄道敷設部技手に転任 1899-1904.5台湾総督府鉄道部に就職。基隆・台北・淡水間 及び曾文溪橋梁工事等現場監督主任に担当 1904.5三五公司技手、清国広東省潮汕鉄道の測量に従事 1908.2鉄道工業会社社員、岩越線第一、二工区に従事 1910.11新高帝國製糖株式会社工務係長 1913土木建築承包業新見組を創設
本多都	岩手	建築、7期 (1892.7)	1895.10	1893.3秋田県内務部第二課備（月俸10円）、12月第二課土木 係屬 1894.4湯澤警察署駒形分署、大曲監獄支署附屬工場等建築委 員
				1895.10陸軍省臨時台湾燈標建設部技手 1896.8富基角燈標を建設のため、台湾出張 1897.4台湾総督府燈台建築事務囑託
平場 徳太郎	石川	土木、2期 (1890)	1896	1896台湾総督府民政局臨時土木部技手
今村熊一	大分	土木、6期 (1892)	1896 (1)	1896台湾総督府民政局土木課 1896.8台湾総督府民政局臨時土木部技手 1897.6罹病退職
広内 竹三郎	東京	土木、19 期（1898.7）	1896.2 (3.5)	1896.2台湾兵隊第二区隊 1897.3遞信省郵便為替貯金管理所主計課員（雇） 1898.4遞信省郵便為替貯金書記補 1899.3依願免本官
				1899.4臨時台湾土地調査局技手 1903.10退官

八島震	宮城	建築、1期 (1889.7)	1896.2	1896.2陸軍省雇員兼台北県技手 1896.4台湾総督府民政局臨時土木部土木課技手 1897.11台湾総督府財務局土木課技手 1898台湾総督府民政部土木課技手 1899.5台中県内務部土木課技手
飯田豊二	静岡	土木、9期	1897 (16)	1897台湾総督府雇員 1898台湾総督府民政局通信課雇員 1899臨時台湾鉄道敷設部、鉄道部技手 1899.11-1904.12任打狗出張所主任 1910.1昇任鉄道部技師、任九曲堂派出所主任 1913.6マラリアで台南醫院で逝去
矢代貞助	千葉	建築、2期 (1890.2)	1897.3	1891.4-11 帝国暫時議院建築雇 (日給30銭)、1891.12-1893.2 富山県雇 (日給40銭) 1894.8-12 衆議院工事督役囑託 (月薪12円) 1894.11-1895.4 外務省修繕雇 (日給45銭) 1895.6 愛知県熱田尾張紡績株式会社建築係 1896.1 大坂朝日紡績株式会社建築技手 (月俸15円)、1896.8- 1897.1 大坂紡績用品株式会社建築技手 (月俸18円) 1897.3 台湾総督府民政局臨時土木部雇 (月俸35円)、9月任 嘉義県内務部土木課技手
佐藤 豊次郎	長野	工手学校 豫科 (1891)	1897.4 (4)	1891年工手学校豫科修了 1893東京府本科准教員乙種検定試験合格 1893.9下谷忍岡尋常高等小学校に就職 1897.4台湾総督府国語学校師範部に就職 1898.7台中国語傳習所囑託 1898.10牛罵頭公学校教諭兼校長 1901.3マラリアで逝去
山口茂樹	鹿兒島	建築、2期 (1890.2)	1897.10 (20)	1890.6陸軍近衛經營部工場監視備 1891.4東京憲兵隊本部軍吏部臨時助手 1892.9鹿兒島県川邊郡長屋尋常小学校訓導 1897.10.4臨時陸軍建築部広島支部工場監視 1897.10.25台湾守備混成第二旅團監督部備、11月台中陸軍經 營部 1898.8台中県内務部土木課技手 1901.4台中市区改正係技手兼任、11月台中庁技手に就任 1903.9台湾総督府民政部土木局技手 1905.7臨時台湾戸口調査委員 1908.7台湾縦貫鉄道全通式補助委員 1909.10台湾総督府土木部技手 1911.10台湾総督府民政部土木局技手 1913.1台湾総督府民政部土木局營繕課技師 1913.5因腦神經衰弱症依願免官、任民政部通信局兼土木局囑 託11月起専任土木局囑託 1917.5依願解囑託

齋藤元喜 (士族)	熊本	建築、5期 (1891.7)	1898.12	1884.5陸軍教導團歩兵科卒業、歩兵伍長に就任 1886.1歩兵一等軍曹 1889.5常備役期満、預備役に転換 1890.2工手学校入学、8月に東京工業学校電気工場新築工程 雇 1891.5日本銀行建築所工地見習、7月に工手学校造家学科を 卒業、8月に日本銀行建築所備（日給40銭）に担当 1892.4兵庫県内務部第二課備（月給12銭） 1893.11兵庫県内務部第二課技手、屬兼任 1894.7非常召集のため後備歩兵第11聯隊に編入、12月に陸 軍歩兵曹長に就任 1895.3兵庫県内務部第二課屬、技手兼任、5月に陸軍歩兵特 務曹長に就任、10月に山口県内務部第二課土木係技手に 就任 1897.3陸軍歩兵少尉、11月に熊本県第二課營繕主任（技手） に就任
				1898.12台北県内務部土木課技手 1900.10台南県内務部土木課技手
林喜太郎	東京	建築、16期 (1897.2)	1899 (1)	1899台中県内務部土木課技手 1900.1依願免官
井藤種次	広島	土木、19期 (1898.7)	1899.3 (4)	1898.9東京市水道助手見習（月俸12円）
				1899.3臨時台湾土地調査局技手 1903.12依願免本官 1904.9陸軍省陸地測量部雇員、戦地測量のため清国出張 1906.4日俄戦争に戦功あり、八等瑞寶章受勳 1907.3依願解雇 1908.7嘉義庁土木係技手、公共埤圳工事に従事 1911.5民政部殖産局技手、林野調査に従事 1913.6朝鮮総督府臨時土地調査局技手
崎山勝正 (士族)	東京	土木、20期 (1899.2)	1899.3	1899.3臨時台湾土地調査局技手
豊島義章	岐阜	土木、20期 (1899.2)	1899.3 (4)	1899.3臨時台湾土地調査局技手 1902.7函根測量員 1903.10マラリア、三叉神経痛で依願免本官
森房吉	神奈川	造家、20期 (1899.2)	1899.3 (3)	1899.3台湾総督府民政部土木課雇員（月俸30円） 台湾総督府民政土木局營繕課技手 1902.6病のため依願免官
青山悦應 (士族)	愛知	土木、11期 (1894.7)	1899.4 (4)	1895.5日本鉄道株式会社建築課備 1896.9武相中央鉄道株式会社技手 1898.5東京市土木部技手
				1899.4臨時台湾土地調査局技手 1902.6北港派出所甲第二十班測量監督 1903.12退官
松本忠男 (士族)	秋田	採冶、11期 (1894.7) 土木、修業 (1899.2)	1899.4 (3)	1899.4臨時台湾土地調査局技手 台湾総督府官房秘書課技手 1902.8マラリアで在職中逝去

好富 信太郎 (土族)	山口	土木、20期 (1899.2)	1899.4 (2)	1895.2大里尋常小学校准訓導 1897.4 遞信省通信局電報調査所員 (臨時雇) 1897.8 遞信省電務局電信課員兼郵務局郵便課員 (雇) 1898.11 遞信省通信局電務課員兼郵務課員
				1899.4 臨時台湾土地調査局技手 1901.8 脳梗塞で依願免官
早川 喜太郎 (土族)	千葉	土木、20期 (1899.2)	1899.4 (3)	1899.4 臨時台湾土地調査局技手 1902.4 脳充血で依願免本官
喜多見 善藏 (土族)	岩手	冶金、9期 (1893.7)	1899.5 (3)	1894.5 陸中釜石鉱山田中製鉄所技手 1894.9 東京麻布歩兵第一聯隊 1895.6 陸中釜石鉱山田中製鉄所に復職 1896.11 陸中釜石鉱山田中製鉄所から辭職、12月に東京小石川陸軍砲兵工科学校鍛工科に入学、その後病のため退学
				1899.5 臨時台湾土地調査局技手 1902.1 脳充血で退官
柏岡陽一	大阪	土木、5期 (1891.7)	1899.5 (15)	1891.8-1892.3 内務省第四区土木監督署臨時雇 1893.9-1895.9 京都府内務部第二課雇 1895.10-1897.2 北海道釧路等13郡役所事業手 1897.3 臨時北海道鉄道敷設部事業手、工事監督補 1897.11 北海道庁鉄道部建設課事業手、深川監督区監督補 1898.3 函樽鉄道株式会社創立事務所札幌出張所技術員 1898.9-1899.2 北海道庁檜山支庁事業手
				1899.5 臨時台湾土地調査局技手 1905.1 兼任恒春庁技手、4月に恒春庁技手に就任 1907.1 鳳山庁技手 1909.7 台中庁技手 1911.9 阿緞庁技手總務課勤務 1914.3 依願免官
山本安治	新潟	土木、19期 (1898.7)	1899.5 (5)	1894.4 糸魚川郵便電信局電氣通信技術員 (月俸6円) 1898.7 横浜市水道臨時建築雇 (月俸12円)
				1899.5 臨時台湾土地調査局技手 1902.6 臨時台湾土地調査局図根測量員 1904.3 勉勵賞与341円
進藤 熊之助 (土族)	茨城	土木、11期 (1894.7)	1899.5 (15)	1894.11 日本鉄道株式会社建築科備 (月俸10円)
				1899.5 臨時台湾鉄道敷設部工務課技手 1899.11 台湾総督府鉄道部打狗出張所技手 1900.5 台湾総督府鉄道部工務課技手 1904.4 台湾総督府鉄道部彰化出張所技手 1906.6 休職、藤田組嘉義出張所社員に転任、阿里山森林鉄道建設に従事 1907.5 休職期満 1908.3 台湾総督府鉄道部工務課技手 1910.4 台湾総督府阿里山作業所技手 1911.12 台湾総督府鉄道部打狗出張所技手に兼任 1912.8 台湾総督府阿里山作業所技師 1914.2 殉職、高等官6等に昇叙
松本 群太郎		工手学校	1899.6 以前	不詳

国澤能正		工手学校	1899.6 以前 (3)	1900.3臨時台湾土地調査局技手 1901.12図根測量員 1903.5マラリアで依願免官
河田 千代治 (士族)	宮城	土木、9期 (1893.7)	1899.6 (4)	1893東京土木承包業橋本組技術雇、手代囑託
				1899.7臨時台湾土地調査局技手 1903.12退官、賞金80円。
松井縁彌 (士族)	愛知	土木、17期 (1897.8)	1899.9 (11)	1896.6逓信省名古屋郵便電信局書記補（月俸6円）
				1899.9台湾総督府民政部土木課技手 1903鹽水港庁下潭庄樹林頭圳改修工事事務所 1908.7臨時台湾工事部水利課技手 1909.10台湾総督府土木部技手 1910.4神経衰弱症で依願免本官
吉岡 寅之助	茨城	土木、18期 (1898.2)	1899.9 (23)	1893.6-1895.4茨城県稲敷郡龍寄町尋常小学校本科準訓導
				1899.9臨時台湾土地調査局技手 1906.9臨時台湾基隆築港局技手 1908.7臨時台湾工事部技手 1909.12台湾総督府土木部技手 1914.11台湾総督府技手兼任 1915.2免本官、台湾総督府技手専任 1922.3台湾総督府技師、同月脳神経衰弱症で依願免本官
園部良治	郡馬	土木、20期 (1899.2)	1899. (9)	1899本間鉄道工業事務所、測量に従事 1899.6久米工業事務所
				1899.9事務所請け負った台湾鉄道南部線打狗、台南間第一工区に従事 1902.6久米合名会社（久米工業事務所を繼承）に入社 1913落合工業事務所北海道出張所主任に転職 1915久米合名会社に復職、北海道出張所主任、台湾出張所主任を歴任 1920.12大和工業合資会社を創設 台湾土木建築協会常務理事
西田恒敬	鹿兒島	土木、18期 (1898.2) 東京中学校 (1899.4)	1899.11 (9)	1899.11臨時台湾土地調査局雇 1900.3臨時台湾土地調査局技手 1907.9南投庁技手 1908.3病のため、停職
正木 喜三郎	東京	土木、18期 (1898.2)	1899.11 (36)	1898.4-1899.5岩越鉄道株式会社沼上隧道工事に従事
				1899.11台湾総督府鉄道部技手 1904.8鉄道部彰化出張所 1909.8-1910.5任嘉義保線派出所保線手（保線区主任） 1914.6台北保線区主任 1915.2中国の広東、福建、江西、浙江、安徽、江蘇に出張、汕頭から潮州を経約40哩の路線を踏査 1920.9鉄道部台中建設事務所長心得 1920.11台湾総督府鉄道部技師、鉄道部台中建設事務所長 1923.2神経衰弱症で依願免本官、台中建設事務所長兼任 1927.9鉄道部北部改良事務所長 1935.8病のため退官

藤井 滌	広島	建築、21期 (1899.7)	1899.11 (16)	1897.12海軍省經理局技生（雇、日給35錢） 1899.11台湾総督府民政部土木課雇 1901.1台南県内務部土木課雇（月俸30円）、11月任台南庁雇 1902.2台湾銀行總務部庶務課雇（月俸40円） 1906.2台中支店建築工事監督 1907.2明治製糖株式会社囑託、会社工事監督 1909.2台湾総督府囑託、10月に台湾総督府土木部營繕課囑託 1911.10台湾総督府土木局囑託 1912.3台湾総督府民政部土木局技手 1915.4脳神経衰弱症で依願免本官
倉持壽吉	茨城	工手学校 (1899.9)	1899.12 (4)	1899.12臨時台湾土地調査局図根測量生徒 1900.6臨時台湾土地調査局技手 1904.3勲励賜金393円
相川末男 (土族)	静岡	土木科修業 (1899.2)	1899.12 (1)	1899.12臨時台湾土地調査局図根測量生徒 1900.6臨時台湾土地調査局技手 1900.12殉職
小林 角次郎 (土族)	広島	土木科修業 (1894.12)	1899.12 (5)	1894.12陸軍省臨時測図部附（雇員月俸10円） 1895.1陸軍省臨時測図部測図手 1897.4陸軍省陸地測量部雇 1899.12臨時台湾土地調査局図根測量生徒 1900.6臨時台湾土地調査局技手 1902.4三角測量監督兼事務監督 1905.3成績上等賜金462円
宮坂 正八郎	長野	機械、8期 (1893.2)	1899.12 (3)	1893.4河西組松本支店 1895.5河西組横浜支店 1897.11河西組新橋支店 1898.6田島商店 1899.12臨時台湾土地調査局図根測量生徒（雇員） 1900.6臨時台湾土地調査局技手 1903.2停職
江崎 傳三郎	福岡	土木、21期 (1899.7)	1899.12	1899.12臨時台湾土地調査局図根測量生徒 1900.6臨時台湾土地調査局技手 1903.12依願免本官
藤村太吉	東京	土木、20期 (1899.2)	1899.12 (4)	1890.5陸軍歩兵二等軍曹 1895.6警視庁警察署 1898.10東京郵便電信局書記 1898.11東京内務管理局雇 1899.2東京府土木科雇 1899.3高工秋炭坑株式会社測量員 1899.9内務省第一区土木監督署臨時雇 1899.12臨時台湾土地調査局図根測量生徒 1900.6臨時台湾土地調査局技手 1902.4三角測量監督兼事務監督 1904.3勲励賜金437円
石田宗一	東京	工手学校 (1896.2-7)	1899.12 (0.2)	1898.4-1899.3順天求合社中学校 1899.4数理専修学校 1899.12臨時台湾土地調査局図根測量生徒 1900.2病いのため解雇

小栗 駒太郎	静岡	工手学校 (1899.1-12)	1899.12	1899.12臨時台湾土地調査局図根測量生徒 1900.6臨時台湾土地調査局技手
釜谷常次	石川	機械、20期	1901 以前	1901 金瓜石鉱山日本鉄工会社
国乗耕馬	高知	採冶、11期 (1894.7)	1900.2 (3)	1894.10三菱合資会社吉岡鉱山（月俸12円） 1897.4台湾総督府基隆築港調査委員附（雇員月俸30円） 1898.5-1899.6工手学校に再入学、土木学を修習 1899.4臨時海軍建築部勤務海軍技生
				1900.2臨時台湾土地調査局技手 1903.12免官
吉田 武四郎		工手学校	1900.3 以前	不詳
笠原藤藏	新潟	土木、20期 (1899.2)	1900.3 (2)	1897.5東京市水道部 1899.3東京府第二課雇（月俸12円）5月出張監督南葛飾郡治水工程 1900.1南多摩郡治水工事を監督のため出張
				1900.3台湾総督府土木課雇（月俸30円） 1900.8-1901.10基隆水道水原工事掛員を担当のため、出張 1901.10依願免雇、台北県辨務署技手に就任
吉井九郎 (土族)	大分	土木、11期 (1894.7)	1900.3 (3)	1887.12兵衛工兵中隊 1894.8工兵第六大隊補充中隊、9月任陸軍工兵二等軍曹、12月編入工兵第六大隊第一中隊 1895.12工兵第六大隊補充中隊に編入、陸軍工兵一等軍曹に就任 1896.4大分県土木工手（月俸15円）、5月に大分県道路改築、測量及び工事監督に従事 1897.11海軍技手
				1900.3臨時台湾土地調査局技手 1903.3依願免本官
小山廉一 (土族)	大阪	造家、17期 (1897.8)	1900.5	1890.9大阪陸軍経営部雇 1896.4陸軍省臨時陸軍建築部図工 1899.3陸軍省臨時陸軍建築部技手
				1900.5台湾総督府民政部土木課技手
鈴木楠雄 (土族)	和歌山	土木、10期 (1894.2)	1900.6 (16)	1894.6埼玉県工事雇（日給45銭）、12月茨城県河川測量助手（月俸12円） 1896.4内務省第一区土木監督署調査部雇（月給12円） 1897.12第一区土木監督署土木監督署直轄工部兼調査部技手
				1900.6台湾総督府土木部技手 1908.8蘇澳、大濁水溪間道路豫定線調査 1912.4民政部蕃務本署技手兼任、蕃地道路測量に従事 1913.8桃園庁技手兼任 1915.4宜蘭庁警部兼任 1916.5台湾総督府技師に昇格、6月に阿米巴赤痢で依願免本官

三浦平三 (士族)	京都	電工科 (1895.9)	1900.7 (5)	1894.8 逓信省電信燈台用品製造所雇工 1895.11 京都電燈株式会社技手補 1896.12 京都電燈株式会社技手 1898.8 神戸神電話交換局電話工手
				1900.7 台北電話交換局備、10月に電話工手 1901.6 台北電話交換局雇員 1902.3 台北郵便電信局建築課試験掛兼電信課電話掛技手 1903.5 台東、鵝鑾鼻間の無線電信を設置のため出張、9月に 台南郵便電信局建築課試験掛兼電信課電話掛技手に就任 1905.9 マラリアで依願免本官
木梨二郎 (士族)	山口	土木、23期 (1900.7)	1900.6 (2)	1897.11 大阪地方裁判所雇 1898.3 台湾辨務署 1900.3 遠山鉄道の創設に参与
				1900.6 臨時台湾土地調査局雇 1901.3 臨時台湾土地調査局技手 1902.1 肺病で依願免本官
高崎才藏 (士族)	鹿兒島	造家、22期 (1900.2)	1900.7 (14)	1899.7 東京新橋鉄道作業局雇 (月俸12円) 1900.3 工務部国府津保線事務所雇
				1900.7 台湾総督府民政部土木課雇 (月俸25円) 1914.6 マラリアで依願免官
塚田 欣一郎	長野	造家、23期 (1900.7)	1900.8 (9)	1900.8 台湾総督府鉄道部雇 (月俸30円) 1903.6 台湾陸軍經理部雇 (月俸40円) 1906.3 台湾総督府民政部土木課雇 (月俸40円) 1906.12 嘉義庁技手 1908.7 台湾総督府鉄道部技手 1909.2 臨時台湾工事部技手兼民政部土木局技手
森鈺太郎 (士族)	愛知	建築、23期 (1900.7)	1900.8	1900.8 台湾総督府鉄道部工務課雇 (月俸30円) 1901.8 台湾総督府鉄道部工務課技手 1905.10 依願免本官、11月に逓信省鉄道作業局 雇 (判任待遇、月俸38円) 1907.3 帝国鉄道庁工務部水戸營業事務所雇 (月俸35円) 1908.1 帝国鉄道庁工務部水戸營業事務所技手、同月21日依 願免本官、2月臨時陸軍建築部技手に就任 1909.5 東京砲兵工廠技手 1912.8 台湾総督府民政部土木局技手 1914.6 マラリアで依願免官
矢田 貝静睦	鳥取	造家、23期 (1900.7)	1900.12 (14)	1900.12 台湾総督府雇 1904.3 台湾総督府民政部土木課技手 (月俸5円) 1909 台南庁技手 1914.10 腸粘膜炎症兼神経衰弱症で依願免本官
原田 斧太郎	秋田	冶金、1期 (1886.7)	1901 以前	1901 藤田組瑞芳鉱山技師 木村組牡丹坑鉱業所長 金瓜石田中鉱山技師 1917 基隆船渠株式会社支配人に転職
安田 靖太郎	新潟	機械、19期 (1898.7)	1901 以前	1901 汽車製造合資会社台北支店

岡積幸	鹿兒島	土木、24期 (1901.2)	1901.3 (22)	1901.3臨時台湾土地調査局技手 1907.5台北庁技手兼台湾総督府技手 1908.5鳳山庁技手 1911.11宜蘭庁技手 1916.5台湾総督府技手兼任 1919.6台湾総督府技手専任 1923.3阿米巴赤痢で依願免本官
大野 庄三郎	三重	土木、20期 (1899.2)	1901.3 (4)	1899.3東京市水道部工務課技手補 1899.6本間鉄道工業事務所技手
				1901.3臨時台湾土地調査局技手 1905.3勲励賞与
伊藤 徳治郎	三重	土木、24期 (1901.2)	1901.3 (3)	1901.3臨時台湾土地調査局技手 1903.10免官
梅田清次	熊本	土木、24期 (1901.2) 東 京物理学校 数学科 (1908.2)	1901.3 (21)	1901.3臨時台湾土地調査局技手 1903.10依願免本官 1904.2陸軍省陸地測量部雇員 1911.7台湾総督府技手 1912.7台湾総督府民政部土木局技手 1916.1臨時台湾総督府工事部技手兼任、10月台北庁技師に就 任 1920.9台北州内務部土木課長 1922.2神経弱症で依願免官
上野 左司摩	福島	土木、24期 (1901.2)	1901.3 (12)	1901.3臨時台湾土地調査局技手 1908.10台湾総督府民政部殖産局事務囑託 1909.10日英博覧会準備補助委員 1913.4神経衰弱症で依願免官
白濱 傳之進	鹿兒島	土木、24期 (1901.2)	1901.3	1901.3臨時台湾土地調査局技手
塩原才助	埼玉	土木、24期 (1901.2)	1901.3	1901.3臨時台湾土地調査局技手
青山 廉次郎	秋田	土木、24期 (1901.2)	1901.3 (2)	1899.4内務省第一区土木監督署調査部雇 1900.10神奈川県庁内務部第二課土木係雇
				1901.3臨時台湾土地調査局技手 1902.12依願免官
佐佐木 為治	宮城	土木、24期 (1901.2)	1901.3	1901.3臨時台湾土地調査局技手 1904.5勲励賞与188円
高崎慶二	鹿兒島	土木、24期 (1901.2)	1901.3	1901.3臨時台湾土地調査局技手
弓削 鋌一郎	新潟	土木、23期 (1900.7)	1901.3 (3)	1900.7内務省土木局雇
				1901.3臨時台湾土地調査局技手 1903.10退官 1904新潟県技手

嶺謙也		土木	1901.3 (28)	1901.3電話工手、11月に電話交通局技手 台北郵便電信局通信技手 1906.10台湾総督府民政部通信局技手 1907.1台南郵便電信局技手、7月に嘉義郵便局技手兼任 1916.11台湾総督府民政部通信局兼台南郵便局技手 1925台湾総督府交通局遞信部技師 1929.7四級俸下賜、慢性胃病と神経衰弱で依願免本官
山崎甚八	茨城	土木、20期 (1899.2)	1901.4 以前	1901.4台湾総督府鉄道部打狗出張所技手
手島英輔	鹿兒島	建築、21期 (1899.7)	1901.4 以前	台南橋仔頭製糖会社
中條武通 (士族)	鹿兒島	土木、24期 (1901.2)	1901.4 (3)	1901.4宜蘭庁技手 1901.12台中庁技手 1904.1神経衰弱症で依願免本官
磯田 清之助	京都	土木、7期 (1892.7)	1901.7 (8)	1894.4山梨県技手 1900.10奈良県技手 1901.7台湾総督府民政部土木課技手 1902.5臨時台湾基隆築港局技手兼台湾総督府技手 1903.3台湾総督府技手兼臨時台湾工事部技手 1909.10阿緞庁技師
岡本 淺次郎	愛知	土木、25期 (1901.7)	1901.8 (3)	1901.8臨時台湾土地調査局技手 1904.3勲励賞与185円
加藤近雄 (士族)	茨城	土木、19期 (1898.7)	1901.8 (2)	1898.8茨城県測量工手（月俸10円） 1899.6吉田組雇（月俸14円） 1901.8臨時台湾土地調査局技手 1903.7急性結膜炎で依願免本官
布施謹吾	茨城	土木、18期 (1898.2)	1901.8	1898.2茨城県測量工手（月俸11円） 1899.7東京府河川測量工手（月俸15円） 1899.4-1901.6大倉土木組（月給20円） 1901.8臨時台湾土地調査局技手 1906.11農商務省札幌鉱山監督署技手 1911.5遞信省臨時發電水力調査局東京支局技手 1914.5台南庁技手 1915.10台北庁技手兼台湾総督府民政部財務局技手 1918.3台湾総督府技手専任 1919.6脚気病で依願免官
中山 祐四郎	茨城	土木、25期 (1901.7)	1901.8	1901.8臨時台湾土地調査局技手
小柳貞一 (士族)	長崎	土木、25期 (1901.7)	1901.8 (3)	1897.2三菱合資会社鯉田炭坑測量係員 1901.6臨時台湾土地調査局雇（月俸10円、未卒業、未來台） 1901.8臨時台湾土地調査局技手 1904.7勲励賞与209円

千村萬吉	長野	土木、25期 (1901.7)	1901.8	1901.6臨時台湾土地調査局雇 (月俸10円、未卒業、未來台) 1901.8臨時台湾土地調査局技手 1905.3勲賞与194円 1905.4陸軍省陸地測量部雇 (月俸20円)、5月任臨時測図部 附 (雇員月俸30円) 1911.4台南庁技手 1914.3朝鮮総督府臨時土地調査局技手 (月俸35円)
福頼正人 (土族)	千葉	土木、25期 (1901.7)	1901.8 (2)	1901.6臨時台湾土地調査局雇 (月俸10円、採用内定)
				1901.8臨時台湾土地調査局技手 1903.5マラリアで依願免官
日高仙吉	福岡	土木、25期 (1901.7)	1901.8	1901.6臨時台湾土地調査局雇 (月俸10円、採用内定)
				1901.8臨時台湾土地調査局技手
山田市郎	埼玉	土木、25期 (1901.7)	1901.8 (2)	1901.6臨時台湾土地調査局雇 (月俸10円、採用内定)
				1901.8臨時台湾土地調査局技手 1902.9臨時台湾土地調査局図根測量員 1903.9マラリアで依願免本官
土岐 佐久次 (土族)	東京	土木、25期 (1901.7)	1901.8	1898.11本間鉄道工業事務所 (日給25銭) 1899.8岩越鉄道線若松、北多方間及北多方、尾登間線路実測 1900.5東京電気鉄道会社線信濃町、川崎間及池上、大森間実測 1901.6臨時台湾土地調査局雇 (月俸10円、採用内定)
				1901.8臨時台湾土地調査局技手 1904.11任官滿三年以上、給与金53円 1907.3陸軍省臨時測図部陸地測量手 1913.8朝鮮総督府土地調査局技手 1919.4台東庁技手 1924.12依願免官
内田 和三郎	静岡	土木、25期 (1901.7)	1901.8 (3)	1901.6臨時台湾土地調査局雇 (月俸10円、採用内定)
				1901.8臨時台湾土地調査局技手 1903.10赤痢で直腸狭窄併發で依願免本官
樋口重治	埼玉	土木、25期 (1901.7)	1901.8	1901.6臨時台湾土地調査局雇 (月俸10円、採用内定)
				1901.8臨時台湾土地調査局技手 1902.9臨時台湾土地調査局図根測量員
村松 利太郎	新潟	土木、25期 (1901.7)	1901.8 (1)	1901.6臨時台湾土地調査局雇 (月俸10円、採用内定)
				1901.8臨時台湾土地調査局技手 1902.10マラリアで依願免官
杉本又六	群馬	土木、20期 (1899.2)	1901.10 以前	1901.10台北県新起横街久米工業事務所
柴田久平	東京	土木、17期 (1897.8)	1901.10 (2)	陸軍築城部広島県忠海支部
				1901.10台湾陸軍築城部澎湖島支部 1903北海道土木部国費工事課
神代嘉一	山口	土木、11期 (1894.7)	1902以 前	鳳山土木区出張所 1902.10大阪府堺市役所技術手

畑谷 純一郎	秋田	採冶、1期 (1889.7)	1902	藤田組瑞芳鉱山
太田 半五郎	東京	土木、24期 (1901.2)	1902.1	1901.2久米工業事務所（月俸15円）
				1902.3台湾総督府鉄道部打狗出張所雇（月俸23円） 1906.6藤田組嘉義出張所雇（月俸35円、）従事阿里山経営 1908.3台北庁總務課土木係土木事務囑託 1908.6台北庁總務課土木係技手 1910.5台湾総督府阿里山作業所嘉義出張所技手 1913.8台湾総督府阿里山作業所嘉義出張所保線手 1914.12台中庁囑託、八仙山道路工事監督 1915.7台湾総督府營林局技手 1918.5嘉義市で土木建築請負業を開設 1920.9台湾総督府殖産局營林所嘉義出張所技手 1928.6台湾総督府交通局道路港湾課技師 1928.7營林所鉄道相關事務囑託（月津貼150円） 1931.4依願免官
重永壯吉 (土族)	鹿兒島	土木、26期 (1902.2)	1902.4 (21)	1902.4臨時台湾土地調査局技手 1911.11南投庁技手 1920.9台中州南投稅務出張所地図保管主任 1921.10台湾総督府内務局技手兼任 1923.3マラリアで依願免本官
梶山 彌四郎	長崎	土木、11期 (1894.7)	1902.4 (2)	1895.6東京臨時陸軍建築部雇（日給40銭） 1896.9鉄道局工務課雇（日給35銭） 1900.4岡山県内務部土木掛雇（月俸5円）、壹備郡山田村県 道実測 1902.4臨時台湾土地調査局技手 1903.10退官賜金17.5円
大曾根 誠二	千葉	土木、15期 (1896.7)	1902.6 (1)	1896.8-1900.4鹿島組技術部 1898.11福島県安積郡普通水利組合囑託、工事測量、設計、 監督に従事 1900.12新見商店工業部工事係（測量、工事監督） 1901.4岩手県和賀郡役所囑託、水利組合指定水路を測量 1902.6臨時台湾土地調査局技手 1903.10退官賜金15円
緒方 龍太郎	福岡	土木、16期 (1897.2)	1902.6 (1)	1897.3南築土木会社社員 1900.7北海道庁上川支庁第二課土木係事業手 1902.6臨時台湾土地調査局技手 1903.10退官賜金15円
中村魁次 (土族)	香川	土木、17期 (1897.8)	1902.6 (1)	1897.11香川県内務部第二課雇員 1899.4神戸市臨時測量助手、12月に神戸市臨時測量技手に就 任 1901.6神戸市下水道調査臨時雇員、12月に調査技手に就任 1902.2神戸税關庶務課臨時雇員 1902.6臨時台湾土地調査局技手 1903.6マラリアで依願免官

吉田 文次郎	岩手	土木、17期 (1897.8)	1902.6 (1)	1898.8岩手県内務部土木掛雇員 1900.6郡道実測、9月に秋田県藤田組鹿用郡平坂鉾山雇員 1901.5福県内務部土木掛吏員、測量従事
				1902.6臨時台湾土地調査局技手 1903.6マラリアで依願免本官
公莊 勝二郎 (土族)	愛媛	土木科 (1899.2)	1902 (28)	1899.12横浜市水道雇員（月俸14円） 1900.4第四號隧道掘鑿工程西口監督、9月に山梨県工手（月俸14円）に就任、富士川通禹瀨及び金無川笛吹川河川の改修、測量、台帳作り
				1902.6臨時台湾土地調査局技手 1905.3新竹庁技手、5月に新竹街市区改正事務委員に就任、7月に臨時台湾戸口調査調査委員に就任 1906.12土地図保管主任 1907.4新竹庁土地整理組合事務囑託 1908.5台湾総督府民政部土木局技手、7月任臨時台湾工事部水利課技手 1909.12新竹庁技手 1916.11宜蘭庁公共埤圳聯合会技手 1921.1台北州宜蘭郡技手、11月に台南州土木課土木係長に就任 1927.9台湾総督府台南市土木技師、10月に台南州内務部土木課土木係長、庶務課長を兼任 1930台湾総督府技師、7月に近視、乱視で依願免本官 1934彰化頭汴埤及溪頭圳水利組合長、彰化市議会議員
内藤祐藏	岡山	土木、18期 (1898.2)	1902.6 (1)	1898.4兵庫県工手 1899.3加石川河身の改修、測量のため出張
				1902.6臨時台湾土地調査局技手 1903.10退官賜金15円
永野 三九郎 (土族)	宮城	土木、22期 (1900.2)	1902.6	1895.4日本赤十字社戦時救護員 1896.4-1897.5仙台市附屬員 1900.3岩手県土木助手、従事北上川河川測量 1901.4土木工手
				1902臨時台湾土地調査局
鬼武徳次	山口	土木、26期 (1902.2)	1902.6 (1)	1896.4尋常高等小学校卒業 1897-10-1898.8従山陽鉄道工程
				1902.6臨時台湾土地調査局技手 1903兵庫県に就職
前澤 元之助	群馬	土木、26期 (1902.2)	1902.6	1892.3自高等小学校卒業 1895.3群馬県蠶種検査傳習所に入所 1898.5群馬県利根川河川測量に従事
				台湾総督府民政部土木課 1902.6臨時台湾土地調査局技手 1903嘉義庁打猫土地調査派出所

田淵 徳太郎	岡山	土木、26期 (1902.2)	1902.6 (13)	1893.3 高等小学全科卒業 1897.7 内務省第六区土木監督署河川測量
				1902.6 臨時台湾土地調査局技手 1904.6 蕃薯瘻疔技手 1905.7 臨時台湾戸口調査委員 1909.10 阿緱庁財務課技手 1911.10 民政部殖産局林野調査課技手 1915.6 神経衰弱症で依願免官
大河内 留八郎 (土族)	宮城	土木、26期 (1902.2)	1902.6 (1)	1902.6 臨時台湾土地調査局技手 1903.10 マラリア、三叉神経痛で依願免本官
金子泰輔 (土族)	山口	土木、26期 (1902.2)	1902.6 (13)	1902.6 臨時台湾土地調査局技手 1903.10 基隆庁内務課技手、11月に臨時台湾土地調査局技手 兼任 1907.8 基隆市区改正実地調査事務員、台湾永久借地調査員 1909.2 基隆庁地図保管主任、10月に財務課技手に就任 1909.10 台北庁財務課技手 1911.10 台湾総督府民政部殖産局林野調査課技手 1915.3 神経衰弱症で依願免官
角田 莊次郎	岡山	土木、26期 (1902.2)	1902.6 (0.4)	1894.3 小学全科卒業 1895.2 煙草製造業、醬油醸造業に従事
				1902.6 臨時台湾土地調査局技手 1902.11 マラリアで殉職
荒井善作	長野県	建築、24期 (1901.2)	1902.7 (29)	1900.3-1902.3 東京臨時陸軍建築部図工
				1902.7-1907.6 台湾陸軍經理部技手 1907.8-1922.3 台湾総督府營繕課技手 1922.3 技師に昇格、台北州内務部土木課營繕係長に就任 1931.4 神経衰弱症で依願免官、荒井建築工務所を創設
坂西修広		土木、19期	1902.11 以前	久米工業事務所
黒岩久衛	高知	機械、24期	1902.11 以前	台湾総督府鉄道部
久木 耕之助	和歌山	土木、19期 (1898.7)	1902.11 以前	1902.11 兵庫県福良町築城部支部
				不詳
後藤 麟三郎 (土族)	東京	造家、14期 (1896.2)	1902.11 (12)	1891.2 遞信省郵便為替貯金局備 1893.5 遞信省郵便為替貯金所書記補 1896.5 臨時陸軍建築部東京支部技手 1902.5-6 對馬、上川に出張
				1902.11 台湾総督府土木局營繕課技手 1909.10 台湾総督府土木部技手 1915.2 マラリアで依願免官
高見謙次	群馬	造家、19期 (1898.7)	1903 以 前 (10)	1904.12 台湾陸軍經理部雇員 1909.10 台北庁技手従事營繕事務 1914.5 脚気で依願免官
山内一家	熊本	機械、25期 (1901.7)	1903 以 前	不詳

永井利高		工手学校	1903 以前	不詳
長谷川 図藏	長崎	土木、29期 (1903.7)	1903 (16)	1903台北大稻埕建成街英成商会 1905宜蘭庁土木課雇員 1907.1宜蘭庁第一公共埤圳組合囑託技術員 1908.3宜蘭庁公共埤圳聯合会技手 1909.4台北水道事務所技術員 1910.9台湾総督府土木部技手 1913.6花蓮港庁技手 1921.5マラリア、神経衰弱で依願免本官
岩淵恕	岩手	土木、11期 (1894.7)	1903 (21)	1900北海道庁技手 1903台湾総督府基隆築港局技手 1903.2宜蘭庁技手、土木係主任 1907.5土木係長 1910.6阿里山作業所技手 1919.9台湾総督府土木局土木課技師に昇格、10月に台湾電力株式会社監理官に就任 1920民政部土木局土木課技師 1921.1台中州土木課長 1924.12辞官、台湾工程社を創設、土木承包業測量に従事、自動車学校校長担当、岩淵金網工業経営、図紙機械販賣、工程材料供給
山本久造	山口	土木、17期 (1897.8)	1903	1903台湾築城部基隆支部、基隆要塞司令部基隆支部
尾辻国吉	鹿兒島	建築、29期 (1903.7)	1903.8 (31)	1903.8台湾総督府民政部土木局營繕課雇員 1907.3台湾総督府民政部土木局技手 1909-1910.7日英博覧会大倉組出品物陳列所建築監督、渡英 1910.8台湾総督府土木部營繕課技手 1916.3宜蘭庁員山貯木場庁舎及官舎設計、謝金40円 1916.3-11香港、新加坡、馬來半島、爪哇、婆羅洲、西里伯斯、菲律賓に出張、熱帯建築視察 1917.6台南庁庶務課技手 1920.8国勢調査調査委員 1920.9台南州内務部土木課營繕係長 1920.12台南州内務部土木課技師 1922.7総督府專賣局技師 1934.6坐骨神経痛で依願退官、煙草元賣捌に従事
今井薫	島根	土木、16期 (1897.2)	1904	台湾総督府民政部土木課
与田久吉 (舊姓加藤)	福岡	土木、20期 (1899.2)	1904	志岐組台南支店
森川市郎	佐賀	建築、20期 (1899.2)	1905	海軍澎湖島馬公要港部建築科出張所
山野繁樹 (士族)	東京	採冶	1905 (8)	1877.5内務省警部補 1893.4警視庁警察署雇員 1895.3遞信省郵便電信書記補 1897.7台湾総督府民政部土木課雇員 1905.8病いのため、依願免官

平松 克太郎	和歌山	土木、17期	1905	1905 鹿島組台南出張所
森田英男		工手学校	1905	1905 藤田組瑞芳鉱山
山口楠夫	和歌山	採鉱、9期 (1893.7)	1905	1905 藤田組瑞芳鉱山
富岡 雄渡治	群馬	採冶、26期 (1901.7)	1905	1905 藤田組瑞芳鉱山
藤原 堅三郎	岡山	建築、24期 (1901.2)	1905 (2)	1906 台湾総督府土木局技手 1908.3 神経衰弱症、肺病で依願免本官

中国の新劇と京都

——任天知・進化団と静間小次郎一派の明治座興行

陳 凌 虹

はじめに

中国における新劇は一九世紀末に古典演劇を継承しながら、もう一方で近代劇の影響を受けて、両者の交錯作用のうえに作り出された演劇様式であり、中国の現代演劇＝話劇^①の誕生を促した演劇様式でもある。当時は文明戯、後には早期話劇とも呼ばれた^②。

新劇の発祥と発展の歴史を遡ると、日本との深いつながりに気づく。とりわけ、一九〇六年に東京で創立された中国最初の新劇劇団である春柳社^③は、日本演劇界の養分を吸収したため、同時代の他の演劇団体に比して上演形態、舞台美術などの面においてより近代的な演劇理念を見せていたとして高い評価を得ている。春柳社が創立された一九〇六年前後、すなわち明治四〇年代は新派^④が東京でその全盛期といわれる「本郷座時代」を迎えた時期である。当時繰り返し

上演されていた『不如帰』、『金色夜叉』、『乳姉妹』、『雲の響』、『潮』などの家庭・社会劇は、そのまま留学生によって翻案・上演され、中国の劇壇に多大なるエネルギーを注ぎ込んだのである^⑤。

それゆえ、新劇と日本のかかわりを語るとなると、東京に目を向けがちになる。しかし、小論では新しい資料に基づいて、「文明戯を一つの劇種として確立させた」^⑥重要な劇団である進化団の創立者・任天知（一八七〇？～）と京都の関係を探求する。それにより、今まで曖昧にしか語られてこなかった任天知の日本での経歴を明らかにし、そして当時の京都新演劇界の様相を提示し、演目の比較を通じて、任天知と京都の新派との間にどれぐらいのつながりがあったのかを検討し、任天知の日本滞在が彼の後の演劇活動にどのような影響を与えたかを探る。

一、任天知について

清末民初、新劇に従事する演劇人の多くはその出自が今日なお謎のままである。原因は彼らがそもそも演劇とは関係のない所謂「革命鼓吹者」であり、本名や経歴を明らかにしたがない一面があること、加えて劇団を興した後も、一方で革命宣伝のために演劇をするが、もう一方で商業演劇の形を取って、観客の目を奪うために、自己の出自を大げさに飾る傾向があることによる。任天知もその典型人物の一人である。

従来の研究は主に『新劇史』(朱双雲、一九一四年八月、新劇小説社)、『鞠部叢刊』(一九一八年一月、上海交通図書館)などの同時代の刊行物と欧陽予倩「談文明戲」(『中国話劇運動五十年史料集』第一輯、中国戲劇出版社、一九五八年)、徐半梅『話劇創始期回憶録』(中国戲劇出版社、一九五七年)、朱双雲『初期職業話劇史料』(一九四二年六月、重慶独立出版社)などに依拠してきた。それらが記す任天知の人物像は次のようなものである。

『新劇史』・「天知本紀」

天知は満州人であり、台湾籍である。劇の多くは意気軒昂で、世を憤るものである。天知派の名を持って知られている。演劇人の多くはその門下生である。

『鞠部叢刊』・「俳優軼事・新劇家現形記」

任天知、元の名は文毅、長白山の人で、新劇界唯一の法螺吹きだ。上海に来たのは光緒末年で、孝欽皇后那拉氏の私生児と自称する。(中略)一ヶ月後、上海に戻り、日本国籍を取得して、藤堂調梅という名を持つ。庚戌年「一九一〇年」、進化団を創立、広く弟子を募集し、天知派を号して長江地域で勢力を広めた。

『初期職業話劇史料』・「軼始職業話劇的進化団」

天知の家柄については人によって説が違う。台湾人だとか、満州人だとか言われるが、彼自身は西太后の私生児だと宣伝している。私人の観察では、北方人で、日本に行ったことがあり、日本籍に入った可能性もある。それゆえ、藤堂調梅と名乗る時もある。

これら三つの資料からも分かるように、任天知の出自に関しては風説の数々があり、いずれも定説となるものではない。最近の研究は『民立報』、『申報』等の記事に基づいており、それらが示す任天知は次のようである。

『民立報』・「進化団人物誌」一九一一年八月五日

首領の任文毅は年齢は四十一歳、原籍は北京の鑲黄旗であり、漢軍二甲に属し、喇宝常佐領の配下であったが、現在は日本台湾に籍を置いている。

『申報』・「新優任文毅之歴史譚」一九一二年八月一七日

任文毅は、北京の鑲黄旗人であり、漢軍二甲に属し、喇宝常佐領の配下である。後、台湾に移り、日本籍に入り、藤堂調梅の名を持つ。日本西京政法大学において講師を勤めたことがある。光緒三十一年に北京に入り、革命党と疑われて逮捕されたが日本大使館より保釈された。

また、これまで演劇研究の分野では注目されてこなかった資料に、彭翼仲の自伝『彭翼仲五十年歴史』¹¹があり、任天知の人となり伝えてくれる。任天知が一九〇五年に日本から帰国して、上海、天津を経由して北京に到着し、当時有名なジャーナリスト彭翼仲（一八六四―一九二二）¹²の新聞社で翻訳の仕事をしているときに、孫文に間違えられ「孫文入京」の騒ぎまで起こしたというのである。この彭翼仲の自伝『彭翼仲五十年歴史』は任天知の経歴を彼自らの話として詳細に記している。

（任天知が）曰く「本姓は任、名は文毅、北京漢軍旗人。幼

時に山東出身の義父に従い鎮江へ商売に赴く。義父の長男が成長して馬が合わず出奔する。福建省に到達。時は甲午（光緒二〇年、一八九四年）台湾の役、孔副將の部下に投じ、台湾に赴く。台湾が割譲された後、大陸に渡る力がなかった。『約』に則って二年後日本籍に入り、日本台南人になる。北京語が堪能であるため、西京に招聘され、清語学校教員になり、藤堂氏に婿入りする。日本の習慣によると、婿入りすれば家業を受け継ぐ。藤堂と名乗った所以である。¹³

これによって、「謎の人物」と思われてきた任天知の素性がほぼ明らかになったといえる。ただ、新劇と日本の関わりを考える際、言うまでもなく任天知の日本滞在は重要な意味をもっている。にもかかわらず、例えば任天知の演劇活動と日本の関係を論じる代表的な論考である『中国早期話劇與日本』・「進化団與日本新派劇」¹⁴も、任氏の演劇を壮士・書生芝居時代の新派、すなわち化粧演説、政治宣伝という全体的な流れに結びつけ、そこに触発されたという漠然とした「影響論」に留まっている。それだけでは時代の全体像は窺えても、一人個人としての任氏は見えてこない。従って、小論では任氏が日本滞在中にどのような活動をし、どんな演劇を観たか、すなわち彼の日本体験を掘り下げることにより、その体験が彼の演劇活動にどのような影響を与えたのかを検討していく。



図1 任天知

(『中国話劇運動五十年史料集』第一輯、中国戯劇出版社、1958年)

二、任天知と京都法政専門学校・東方語学校

先に引用した資料に、任天知が日本の「西京法政大学講師」「清語学校教員」として勤めた旨が書かれている。これを手がかりに調べると、一九〇〇年に設立された「京都法政学校」の姿が浮かび上がってくる。

明治維新の一環として日本の教育近代化はいち早く始められた。京都では一八六九年に六四の小学校が設立された。幕末に広まっていた寺子屋の初等教育が小学校に引き継がれ、また近代化されていったのである。それに対して、中・高等教育は郷校、藩校、私塾、仏教各宗派の学問所、公家の学習院によって推し進められてきたが、紆余曲折を経て、一八六九年六月に東京で大学の開設を迎

える。京都では一八六九年二月に仮大学校が開校した。そのため、西園寺公望（一八四九～一九四〇）が一八六九年九月に創立した「私塾立命館」は翌年京都府庁（太政官留守官）の差留命令により閉鎖させられたが、西園寺の理念を受け継いで、中川小十郎（一八六六～一九四四）が一九〇〇年に京都法政学校、すなわち立命館大学の前身を設立した。一九〇三年、専門学校令により京都法政学校は「私立京都法政専門学校」に改組され、また一〇月に東方語学校を設置した。

「東方語学校設立ノ趣意」^⑥には下記のように書かれている。

今ヤ一世ノ衆目一ニ極東ニ注グ、列強ノ外交及貿易ノ枢機ハ殆ンド極東ノ局面ニ繫レバナリ、我邦国ヲ立テ、此間ニ在リ。我邦人タルモノ、豈晏然トシテ依々旧態ニ安スベケンヤ。邦人ノ此時ニ処スル、須ラク自カラ進ミテ、極東諸邦ノ間ニ周旋シテ、彼我ノ事情ニ疏通シ、相互ノ誤解ヲ避ケ、以テ事業ヲ興起シ、貿易ヲ振作シ、自他ノ利益ヲ図ルト共ニ、我国運ヲ発展シ、永遠ノ平和ヲ保持シテ、生民ノ福祉ヲ進ムベシ。是レ邦人ノ天職ナリ、是レ実ニ邦人ノ責任ニシテ、而シテ其権利ナリ。責任ハ以テ尽サザルベカラズ、権利ハ以テ屈スベカラズ。而シテ此責任ヲ全フシ、此権利ヲ行フノ道、彼我ノ言語文字ニ精通シ、以テ自由ニ我思想ヲ伝ヘ、十分ニ彼ノ所思ヲ明ラカニスル

ヨリ急ナルハナシ。東方語学ノ研究此ニ於テ乎、邦人ノ為メ頗ル急要ノ務タルヲ見ル、本校ノ起ル誠ニ偶爾ニアラズ。乃チ本校ハ適當ノ教師ヲ招聘シ、教授ヲ懇切ニシ、語学ノ応用ニ於テ遺憾ナキヲ期シ、以テ時務ノ急ニ応セント欲ス。世上有志ノ多少時局ニ見ル所アルモノ、早ク此機ヲ逸セズ、惠然トシテ来リ学へ。

一九世紀末から二〇世紀初頭、日本帝国の積極的な海外拡張に備え、外国語人材を養成することが東方語学校設立の目的とされている。学校には清語科と露語科が設置され、二年制、週八時間の授業で、六時間を語学、二時間を近代史、地誌、殖民政策の講義に当て、新入生五〇名でスタートした。この清語科の中国人講師こそ正に当の任天知であった。

それでは、彼が勤務した東方語学校とはどのようなところであったのか。「東方語学校の近況」⁽¹⁷⁾は次のように語る。

京都法政専門学校内なる東方語学校は、去十月十日開校以來追々盛況に趣き、目下清語科の学生五十名、露語科の学生十名位なるが、殊に清語科の教授法は斬新なる方法に由りて、懇篤に学生に接し、講師任文毅及花岡伊之助「作」氏両共に同時に教室に臨み、両々相協力して教授に従事し勉めて実力の開発と

養成を図り、其成績頗る見るべきものあり。既に此程永観堂にて観楓会を兼ねて、会話の演習をなしたる程にて、其成績に對し、校の内外共好評噴々たりと云ふ。

東方語学校は早速「日清戦後の帝国主義的な対外膨張政策のもとで、アジアの天地を夢みる青年たち」⁽¹⁸⁾を組織した。世上の好評につき、入学志望者が増加し続け、まもなく学級を増加させる⁽¹⁹⁾。任天知は北京出身の満州人で北京語が堪能なため、清語科講師としては適役であったと思われる。彼が東方語学校に勤める前後の経緯については、『京都日出新聞』の「清語教授の昨今」⁽²⁰⁾と題する記事に詳しい。

京都に於ける清国語教授は最初「一九〇二年」柳馬場押小路上る町に清語講習所を設置し、清国⁽²¹⁾人任文毅⁽²²⁾を雇入れ、講習を開始し、又一昨三十六年「一九〇三年」十月より、京都法政大学内に東方語学校の設立あり。右任文毅をして、之れが教授の任に当らしむることとし。同語学の大成を目的とし経営する処ありしに、昨年「一九〇四年」の冬に至り、茲に又東方書院の設立を見るに至り。西陣並に四条寺町の二ヶ所が授業を開始し、入学者の便宜を計ることとし、其速成を鼓吹したるに、一時は多少の入学者を見るに至りたり。然るに、本年三月馬淵某、三条通り新町に清語学会を設立し、大に其の速成を鼓吹し、

且つ教員としては清国人郝廉増なるものを招聘せしが、郝は東方語学校に關係ある花岡伊之作氏が昨年清国より同伴せしものにて、同人は日本に來り勉強の志を有したるに、昨年の冬設立したる東方書院、西陣・四条寺町に設立せしは、花岡及野村某の経営に係りたるを以て、郝は三箇所に教鞭を採ることとなりたるより、(中略)郝は此際前記二箇所の教師たることを辭し、京都法政大学内に於ける東方語学校の専任清語教師となり、傍ら法政大学に於て法学を修むることとなりたれば、郝は此の厚意酬ゆる為め、専心同校に於ける清語の教師なるを誓ひたりと。然るに、清語講習所に於ける教師任文毅は其の性行甚だ面白からず、世間に種々の風評ありたる人物なるが、過半突然帰国せしを以て、同講習所は其の担任教師を失ひ、授業に差支を生ずるに至りたれば、本月中前記の郝氏に於て、其の依頼に應ずるよしなるが、右講習所の外、東方書院清語講習会の如きは既に其の教師を失ひたることとて、速成は実質上無効なることは認められたるより、自然消滅の有様となりたり。因みに法政大学内に於ける東方語学校は来一日より授業開始し、斯学の大成を期すべし。

この報道から読み取ることができるのは、任天知が一九〇二年頃

から「東亜同文会京都支部」の清語講習所講師を勤め、そして一九〇三年一〇月に京都法政専門学校・東方語学校講師になったこと、彼以外に清人郝廉増が一九〇四年九月に東方語学校の清語速成科、一九〇四年冬に東方書院、一九〇五年三月に清語学会の講師を歴任して、一九〇五年九月から東方語学校専任講師となったことである。郝廉増が東方語学校専任講師になったのは、勿論任天知が突然清語講習所と東方語学校の講師をやめ、帰国したためである。「其の性行甚だ面白からず、世間に種々の風評ありたる人物なるが」というのは、やはり彼の複雑な経歴に依拠しているのであろう。

ここで、任天知が帰国することになる原因について考察する。一九〇五年前後の日本は日露戦争の勃発など、ナシヨナリズムが膨張する時代であった。例えば一九〇四年二月八日付の『萬朝報』には「京都市の法政学校東邦語学校生徒數百名は五日夜提灯行列を為し、壮烈なる軍歌を高唱しつつ、阿弥陀ヶ峰の豊大閣廟に登り、徹宵大爆竹をなせり」という記事が見られ、同年二月一三日の『日出新聞』には「京都東方語学校清語科及露語科の生徒中には今回の事変に際し、従軍「通訳」の件に付き、続々其筋へ出願するもの多き由」とも報道されており、東方語学校に漲る生徒の緊張と情熱がそのまま伝わってくる。

また、東方語学校清語科は独自の教科書『清語読本』を編集している。「今や王師の向ふ所、朽を摧くが如く海に陸に着々勝利を博

して、正に世界環視の間にありこの洵に志士踴躍事に従ふの秋なり、而して今日の軍政、民政に従ふもの固より論ずるを須ひず他日新占領地に於て商工其他の事業に従ひ国運の推広に努め進て膨張的国民の本領を完ふせんと欲せば勢、彼土の語音に通せざる可からず是本書の著ある所以なり乞ふ一本を坐右に備へよ」との広告文に、帝国の海外進出を応援する姿勢が赤裸々に語られている。この教科書には以下のような例文が載せられている。

* 你們好好聽、這回敵國和俄國開仗、是因為維持世界道義的義務戰、

汝等ヨク聞ケ、此ノ度敵國ト露國ト戦カツタノハ、世界ノ道

義ヲ維持スル為メノ義戦デアル(前編)

* 洞庭湖有名是有名、可是不如琵琶湖好、

洞庭湖ハ有名ハ有名デスガ、然シ琵琶湖ノ好イノニハ及ビマ

セン(後編)²³

前に引用した「東方語学校の近況」に「講師任文毅及花岡伊之助〔作〕氏両共に同時に教室に臨み、両々相協力して教授に従事し勉めて」いた旨が記されているが、任天知がこのような例文を教授しているという気分にならうはずがない。

このような社会状況下において、彼はどのような気持ちで日々を

過ごしていたのであろうか。『彭翼仲五十年歴史』に当時の彼の心情が綴られている。

日露戦争で敵艦隊が沈没したとの勝報が西京に伝わると、国を挙げて狂った。寝ているところへ、万歳の歓声が潮の如く響いてくる。家内梅子が服を着て出て、拍手をして叫んだ。私は一人寝床の隅に座り、悲しんで涙を流す。日露は東北三省のため争ったが、東北三省はどちらの土地なのか。祖国が中立を守り、まさにそこを諦めたに等しい。日露両国のどっちが勝っても、中国に福をもたらさない。目前の情景に接して悲痛な思いがするばかりだった。梅子が部屋に入ってきて、「あんたは日本籍に入り日本人になったのに、どうして一人で悲しんでいるの」と聞いた。私はその故を伝えた。梅子が私のことを軽蔑して、「中国人は一向に愛国心がないが、あんただけは祖国を知っているのか」と言った。そして、夫婦が反目した。壁に掛けてある銃を取って彼女に向って、死を覚悟して争ったが、姑が鎮めてくれた。それをきっかけに帰国する決心をつけ、二度と日本人にならないと誓った。梅子も後悔して、私について帰国することになった。上海に着いて、気が変わるのを心配して、彼女に阿片を勧め、帰る道を絶たせた。²⁴

任天知は東方学校ないし京都に充滿するナシヨナリズムに觸発されて帰国に思い至ったのである。上記にもふれたが、彼が帰国したのは一九〇五年後半のことで、その後北京で「孫文入京」の騒ぎを起こしたのである。「二度と日本人にならない」と誓ったはずであったが、逮捕された任天知が日本領事館の保護を求めた時、調査で北京滞在中の清語学校・花岡氏に証人として出頭を要請することとなった。結局、任は日本領事館に保護された後、日本に戻らざるをえなくなる。時は一九〇六年九月前後であった。彼はその後も反政府の演説や演劇活動を行い、警察に干渉された場合、日本国籍を切り札として活用している。

三、任天知の演劇活動と京都の新演劇

1、任天知の日本滞在と中国での演劇活動

任天知が最初に演劇史において名前が現れるのは、一九〇七年六月に東京で春柳社『黒奴籬天録』（「アンクル・トムの小屋」）の上演を観て、社員一同に帰国上演を勧めたが拒否され、一人で上海へ帰った、という記述である。⁽²⁵⁾しかし、彼が演劇に目覚めたのはもつと前だと思う。すなわち上に述べた一九〇五年末～一九〇六年八月の中国滞在中だった。『彭翼仲五十年歴史』によると、任は上海に着いた後、端方（一八六一～一九一一）の謁見を求めようとしたが、端方は既に清政府の派遣で「出洋考察憲政」の五大臣の一人として

日本、アメリカ、イギリス、ロシアなどの一〇ヶ国を視察中（一九〇五年二月～一九〇六年八月）で、会えなかった。すると親交のある名優汪笑儂⁽²⁶⁾の紹介で、端の護衛である夏鳴臯を知る。夏はもともと演劇界の人で、彼を通して任は北京で名優田際雲⁽²⁷⁾を知ったという。

以上をまとめると、任は日本のナシヨナリズムに觸発されて、「日露は東北三省のため争ったが、東北三省はどちらの土地なのか」と奮起して帰国し、自分の情熱を直接政府に訴えようとする中、改良京劇に取り組む名優たちを知った。演劇界と人脈を持つようになり、民衆教育と革命宣伝には「新聞より演説、演説より演劇」と目覚めていったのである。そこで、日本に戻ることにになり、一九〇六年八月～一九〇七年六月の日本滞在中に新派や、春柳社の上演を観たのであろう。

さて、彼の名前が再び演劇史に現れたのは一九〇八年五月頃である。春柳社の影響を受けて上海では王鐘声（一八七四？～一九一一）⁽²⁸⁾が一九〇七年九月二日に春陽社⁽²⁹⁾を組織し、十一月四日～六日に『黒奴籬天録』を上演した。そして一九〇八年三月、王鐘声は俳優養成の通鑑学校を設立し、五月に幕と写実の舞台背景を駆使して『迦茵小伝』を上演した。これは中国最初の話劇⁽³⁰⁾と言われた。任天知はこの辺の上演活動に参加していた。その後、王鐘声は杭州と上海の間を行き来し、一九〇九年四月から天津・北京へ北上し、一方、任は消息を絶ってしまふ。しかし、一九一〇年一月、任は突然上海の

新聞に俳優募集の広告を出して、進化団を組織する。一九一一年二月八日～五月にかけて、進化団は南京・昇平戲院において上演活動を行った。出し物は『血蓑衣』、『東亜風雲』、『新茶花』などである。

五月には蕪湖、六、七月には九江、漢口など各地で清政府の取締りにあい、七月二五日に上海に戻った。辛亥革命後、二月三〇日に、

進化団が東南光復紀念会演で『赤血黄金』を出し、一九一二年四月四日～六月二日、新新舞台で「天知派改良劇」と銘打って常打ちを続けた。初日の演目は『尚武鑑』である。一九一二年六月以降、寧波、蕪湖、揚州を転々としたが、まもなく解散した。

「進化団新新舞台上演演目一覽³¹⁾」に見える演目の中で、辛亥革命と尚武精神を謳歌するのが『尚武鑑』、『新黄鶴楼』、『共和万歳』、『情仇』(『黄金赤血』)であり、女性的美徳、激動する時代と封建的な通念に翻弄される男女を描くのが『新茶花』、『侠女伝』(『血蓑衣』)、『情恨天』(『恨海』)、『同命鴛鴦』(『血涙碑』)であり、社会悪を暴露するのが『黒籍怨魂』、『血涙碑』などである。今、台本の形として遺されているのは『新黄鶴楼』、『共和万歳』、『黄金赤血』、『恨海』であり、前三者は進化団の代表演目とされている。これらを一読して一目瞭然なのは、進化団の演劇の随所に長い演説が差し込まれていることである。革命宣伝のために演劇を始めた任天知及びその一派の出発点が窺える。この種の「化粧演説」、「政治宣伝」は壮士芝居、書生芝居時代の新派³²⁾と共通する特徴で、新派を手本にしているとさ

れる。

これまでの記述に基づいて、任天知の日本滞在期間及び中国での演劇活動を整理すると、概ね下記の通りである。なお、○は日本における行動・活動であり、△は中国における演劇活動である。

○一九〇二年～一九〇五年末

京教法政専門学校東方語学校等で中国語講師を担当

△一九〇五年末～一九〇六年八月

上海で汪笑儂、北京で田際雲など、改良京劇に取り組む名優を知る。

○一九〇六年八月～一九〇七年六月

東京で春柳社上演を観る。

△一九〇七年九月～一九〇八年

上海で王鐘声の演劇活動に参加。

○一九〇八年～一九一〇年

京都滞在中？

△一九一〇年～一九一一年後半

北京で王鐘声の演劇を観る。³³⁾その後、上海で進化団を組織し、新劇を確立。

この期間、任天知は繰り返し日中間を往復していたと思われる。

さて、任天知が新劇に接したと思われるこの時期の京都演劇界は、どのような様相を呈していたのであろうか。次はこのことについて考察する。

2、静間小次郎と京都の新演劇

一九一〇年代、京都の新演劇は静間小次郎一派に支配されていた、と言っても過言ではない状況であった。静間小次郎（一八六八〜一九四〇）は一八六八年七月一日に山口県岩国町に生まれ、通学の傍ら、漢学を勉強した。一八八四年（一六歳）、陸軍士官学校を受験したが入試に失敗し、京都へ来て小学校教師、巡査を勤めた。一八九〇年（二三歳）、東京に行つて、壮士の仲間に入り、政談演説や選挙運動に熱中した。一八九二年（二四歳）に川上一座に入るが、後に金銭問題から川上一座を離れ、一八九四年に木村周平、金泉丑太郎と京都で「三友会」を組織し、新聞小説の脚色を主な演目に歌舞伎座で開演したが、まもなく解散。その後、すし屋を営んだがうまくいかず、一八九六年末、再び俳優の鑑札を受けて福井茂兵衛一座とともに東上。川上座への再出演、大阪朝日座を経て、一八九八年に一座を組んで、各地で巡演した後、京都明治座に落ち着き、常打ちを続けた。³⁴⁾一九〇二年一月、白井松次郎、大谷竹次郎が常盤座を明治座と改称して、松竹合名社を興す。一九〇九年までは「毎月のごとく静間静間で、京都の大衆に静間演劇の名で親しま



図2 静間小次郎（『演芸画報』1938年7月号）

れ、それにつれて松竹——最初はマツタケと呼んでいた——も勢力を強めていた³⁵⁾。このように、静間は京都新派の開拓者であり確立者でもある。

また特筆すべきは、静間の参与で一九〇二年四月二六日に京都演劇改良会が発会されたことである。この会は演劇改良を目的としており、京都の知識人、俳優、興行人、財界、官界が一体になって組織されていた。会長は京都電鉄の創始者高木文平（一八四三〜一九一〇）で、白井松次郎（一八七七〜一九五一）、大谷竹次郎（一八四三〜一九六九）、高安月郊（一八六九〜一九四四）らが名を連ねている。この会は日本における『リア王』、『タルチュフ』の初上演を成功させており、「同趣旨の会は明治一九年の演劇改良会以下種々あったが、それらすべてが竜頭蛇尾に終わったのに対し、当初から劇界関

係者が中心部にいたこの会は、ある程度の実績を上げたのが特色である⁽³⁶⁾とその功績が評価されている。

このように、演劇改良が実行されていた京都において、静間一座はどのような演目を舞台に出していただろう。一九〇二～一九一〇年の静間小次郎明治座興行年表を作成すると、巻末付録の表のようになる。一目して分かるのは、静間一座の演目の大部分は新聞小説の脚色物、時事物、講談物、探偵物であり、これらいずれも当時の新派が好んで取り上げるテーマであった、ということである。その他に、日露戦争のあった一九〇四年～一九〇五年には、日露戦争劇の上演も目立っており、下記のとおりである。

一九〇四年

二月二七日～三月一五日 『日露戦争号外』(三月に静間が川上と

戦地視察)

三月二〇日～四月七日 『日露戦争』

四月一四日～五月三〇日 『戦雲余滴』

五月八日～二六日 『鬼中佐』

五月三一日～六月一八日 『名誉乃三八』

六月二三日～七月九日 『敵見方』

七月一四日～八月一日 『軍国の華』

八月六日～二五日 『梅干一ツ』

九月一日～一九日 『栄華の塵』

九月二一日～二五日 『大和武士』

一九〇五年

一月一〇日～一九日 『天の枯』、『旅順口』

一月二〇日～二二日 『旅順陥落祝捷劇』、『旅順の開城』

川上音二郎(一八六四～一九二二)は日清戦争劇によって歌舞伎の牙城である歌舞伎座に進出し、新演劇の名を世間に知らしめた。

日清戦争劇ほどではないが日露戦争時も「何時もの戦争芝居にて筋も何も通らず只ばちばちどんどん大砲や小銃の音のみなれど如此ものが時世に適して、非常に呼びものとなるなり」⁽³⁷⁾、「時局の影響を受けたる事、殆遊廓同然なり。明治座の静間派は、開戦以来戦争芝居を打続けたる為め常に好人気にて左程の打撃を受けざりし」⁽³⁸⁾などの報道からわかるように、相変わらず戦争劇の人気ぶりを垣間見ることができるとができる。

静間小次郎は脚本選択の苦心談を次のように語っている。

その当時は未だ観客の趣味がそれだけ高尚でムいませんから折角上場しても受けません、一方劇の方を成効させようとすれば必ず人気を落す、従って仕打の御機嫌を害ふと云ふ仕儀でこの矛盾には実に閉口しました。そこで可成両者の調和を図る為

めに所謂趣味あるものと、俗受けを主とせる無趣味なものとを折衷し、観客の劇観が進むに従ひ次第に後者を減じて前者を採用する方針を取りましたので、悪落ちのすることなく知らず／＼進歩して今日では昔日に比して雲泥の差がムいます、(中略)

私が文学趣味の小説や新聞三面の際物、面白き講談ものや探偵小説など、苟も登場し得られそうなのは悉く素読して広く材料を蒐集め、それを脚色み口立て座員に荒筋を話すと各々自分の白を写し得って覚えると云ふ遣り方でした、(中略)漸く五年程前に並木君を招聘してからは一方に完全なる作者が出来、一方には狂言の数を減ずると云ふことになりまして初めて狂言も選択して趣味あるものを演じ、稽古も規則正しく遣って役者もそれ／＼工夫をするやうになつたのです。左様今日ではまます年十二回位の興行でしやう。当初は随分苦しみましたよ、⁽³⁹⁾

十年以上の常打ちが続けられたのはやはりその狂言の選択にあり、京都観客の好みをよくつかんだことが要因であろう。興行面においても静間が入場券制、脚本尊重、劇場の衛生、茶屋制度など常に改良の配慮を怠らなかつたため、知識人や京大生の観客も多かった。京都で唯一新演劇を常打ちする明治座が南座、歌舞伎座と並んで一等劇場のランクに据えられたという事実が、明治座の地位を物

語っている。

四、静間一派の演目と天知派の演目

進化団のレパトリーには日本の作品から重訳したものが二つある。『血蓑衣』と『尚武鑑』である。飯塚容氏は『血蓑衣』は村井弦斎『両美人』の翻案である」と指摘し、その変容を詳細に考証した。また日本では一九〇八年五月三十一日に静間一派によって舞台化されたと言及し、「静間一派の出し物では日露戦争劇『鬼中佐』が『尚武鑑』と名を変えて、進化団のレパトリーになっている。『血蓑衣』もまず進化団の演目になっていることからすると、何か因縁を感じさせる」と述べている。つまりこの二つの演目は進化団に先立って、他の新派劇団でもない静間一派によって上演されていたことから、両者の間に何かつながりがあるのではないかと示唆している。本論の前半では、今まで知られていなかった任天知の京都滞在が確かな事実であることを検証した。そこで、任天知は京都に滞在していたため、衆目を集めた静間一派の明治座公演『鬼中佐』(一九〇四年五月八日～二六日)と『両美人』(一九〇八年五月三二日～六月一七日)を彼が観た可能性がかなり高いという推測が成り立つわけである。が、実際はどうであったのだろうか。任天知と静間一派とのつながりがいかなるものなのかを、二つの演目を通して考察しよう。

一、『鬼中佐』、『鬼士官』と『尚武鑑』

『鬼中佐』は一九〇四年五月八〜二六日に静間小次郎一派が京都明治座で上演した作品で、山口霧汀による脚色で、五月四〜七日、『京都日出新聞』に荒筋が紹介されている。要約すると以下の通りである。

序幕

東京。陸軍歩兵少尉鈴木清とその仲間が集まり、海軍少尉白瀬猛夫が横からの喧嘩を制止し、盗心を起こした同郷を改心させるが、鈴木清の妹・園江との縁談に対し、「破顔一笑軍人には妻は必要ですとの一言の下に拒絶す」。

二幕

二千里外の露京で露国海軍少将グロンポイが正賓白瀬猛夫のため宴会を行う。グロンポイが三人の令嬢の内一人を猛夫の妻に送ると言うが猛夫は断る。露国紳士の要望で日本の舞踏女優四人が支那人黄漢明に従い登場。その中で、鈴木清の妹・蕙江を発見する。猛夫が金を与えて日本へ帰らせようとするが、蕙江と黄漢明がこの金を資本に東露西亜に行こうと図る。

三幕

清韓の境なる鴨緑江で蕙江と黄漢明が悪事をなしつつ、入ってきた日本の国事探偵を縛って強盗をなすが、「日本人、支那人の天職を語る」のを聞いて蕙江が元來武士の娘と悟り、黄漢明を殺し、探偵を逃す。探偵が露兵に射撃さ

れ、蕙江に密書を渡す。

四幕

猛夫と白瀬少佐が旅順第二回閉塞事業に採用されるのを喜び、平素酒嫌いな白瀬にあらざる壮行の盃を飲み干す。征露の軍を率いる鈴木中佐が鴨緑江を越え野営を張るが、中佐の妹・蕙江が密書を持ってきて、兄に罪を謝る。

五幕

白瀬少佐が指揮する福井丸は決死の士を乗せ、敵の探海燈に照らされても尚目的海点に進む。遂に白瀬少佐が「一片の肉となって忠魂永く青史に伝へらる 聖上之れを聞し召し中佐を送り給ふこれ全く鬼中佐と歌はるゝ所」。

戦闘場面を披露し、軍人の忠魂を称揚する典型的な戦争劇である。

上演状況について、新聞では「又新京極通は各興行席を始め各商家は陸海軍旗を釣り提灯を列ね大に景気を添へたるが通行は非常に混雑なりし」、「明治座の静間派一座の新演劇は昨日初日開場せり午後三時より入場券を売り出す筈なるも一時頃より入場者は我れ一と切符売口前列を為して詰掛け好人氣なりし」、「同座にて静間の鬼中佐が下髯は近寄れば寄る程本物に見ゆるが右は静間の工夫にて毛屑をニスにて貼け居るが故なり」と評されている。『鬼中佐』は日露戦争に乗じてもてはやされていたことが分かる。

一九一二年四月四日、任天知・進化団が上海新新舞台で最初に取り上げたのは『尚武鑑』であった。初日の演目について、『血蓑衣』

か『尚武鑑』か社員の意見が不一致なままであったが、「尚武鑑」の服装は新しく調達した和服で、これを用いることにより観客の耳目を一新できる。血蓑衣では天知は辛玉潔を演じるが、これは非常に苦労する役柄であり、手間を省くため⁽⁴⁴⁾に『尚武鑑』に決定したという。

新新舞台の興行方法は当時上海の商業劇場と同様で、平日は夜の部、休日は昼の部と夜の部が設けられている⁽⁴⁵⁾。進化団は夜の部に入るが、京劇の後の出番となるので、京劇俳優の故意の遅延により、初舞台は散々な失敗に終わった。というのは、京劇が終わるのが一時二五分であるが、一二時以降の上演は禁止されているため、残りわずか三五分しかない。『尚武鑑』は一二幕の構成だから、第三幕と第五幕の前半しか演じられず、台詞を述べ終わらないままに、突然幕が閉じることとなった。その上、社内において意見対立があつて有力メンバーが主役を勤めず、精彩を欠くこととなった。和服を着用することにより観客の耳目を集める算段であつたが、着慣れない衣裳であるために思うように演じられないありさまであつた。不満を感じた観客は蜜柑の皮やバナナを舞台に投げ、大騒ぎになったという⁽⁴⁶⁾。このような状態だったので、新聞に劇評が出ておらず、上演台本も残されていないため、『尚武鑑』の内容を把握することができない。が、幸いにも『太平洋報』の一九一二年四月八日号に李叔同が書いた舞台スケッチ(図3)が載せられており、配役

も付されているため、参考とすることができる。

スケッチのタイトルは「新新舞台第一次所演新戯鬼士官之印象」で、「黄喃喃の露国軍長官」「範天声の智恵子」という配役である。前にふれたように、『尚武鑑』は静間一派の日露戦争劇『鬼中佐』からきたという意見がある。一方、『初期職業話劇史料』では「尚武鑑即ち日本小説鬼士官のこと」と記述している⁽⁴⁸⁾。「鬼士官」は小栗風葉(一八七五〜一九二六)の小説で、一九〇五年六月に青木嵩



図3 新新舞台・進化団舞台スケッチ1
 (『太平洋報』1912年4月2日)

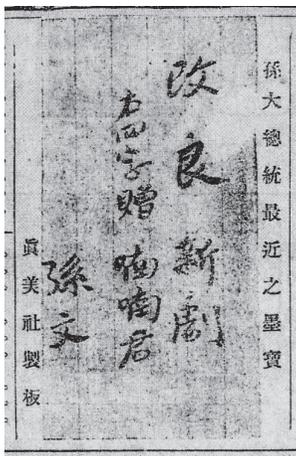


図4 孫文の題字
 (『太平洋報』1912年4月8日)

山堂から単行本として刊行された。この小説は一九〇七年一月に「写情小説」の副題が付されているが、同じ題名で人物名と地名も忠実に翻訳され、商務印書館説部叢書初集第九四編として出版されている。ストーリーを簡単に紹介すると次のようになる。

海軍中将男爵島海重輝の令嬢智恵子は海軍大尉村田誠一と近々結婚式を挙げる予定だが、日露談判が決裂して開戦となる。無事に凱旋すれば挙式すると約束して村田は戦場に向う。智恵子の美貌を慕う権藤碌郎が智恵子を誘い出し、二人が密会しているように村田の母親に見せかけた。その誤解で縁談が破談となる。一方、ロシア海軍の根城旅順港を封鎖した日本軍は死傷者を減らすため、命を冒して敵の降服を説得する。この任務を果たしたのが村田である。村田が頭部に負傷して佐世保海軍医院に送られる。事情を知った智恵子は一人で佐世保に向う。村田の看病をし、薬に毒を入れる犯人を発見する。それは権藤の陰謀であると分かり、誤解を解く。勲章をもらい子爵に昇進、日比谷公園に銅像が建てられる鬼士官村田が智恵子と幸せに結ばれる。

この小説は小栗風葉の作品の中では再版もなく、ほとんど無名と言ってよい。日露戦争を時代背景に華族の恋愛、結婚、家庭をない

交ぜにした、明治期家庭小説の旧套を脱しない作品である。ハッピーエンドを除いて、戦争場面の描写や物語の設定は『不如帰』の趣を感じさせる。新派による舞台化の記録は見られない。

以上のことから、静間一派の『鬼中佐』は『鬼士官』とはまったく別個の作品で、進化団の『尚武鑑』は『鬼中佐』ではなく、『鬼士官』を下敷にしていると分かる。

『尚武鑑』で主人公を演じた黄喃喃（二八八三―一九七二）は、本名は輔周、字は二南或いは二難。直隸の名門に生れ、一九〇五年九月―一九〇八年に東京美術学校の西洋画科に留学している。春柳者創始者の李叔同、曾孝谷より一年早い入学で、美術学校最初の中国人留学生である。春柳社の東京における第二回目の上演『黒奴籲天録』（『アンクルトムの小屋』）でシエルビー、大山君子、兵士という三つの役に扮して、当時の劇評家から多くの賛辞が与えられた⁴⁹。帰国後、一九一二年に進化団新新舞台の興行に参加した。この時期、李叔同が上海『太平洋報』の編集を勤めており、親友のためにスケッチを描いた。黄喃喃は常に積極的に革命を宣伝し、同盟会と深くかかわっている。旗揚げの当初、孫文から「改良新劇」の題字（図4）を贈られ、新新舞台の幕に飾った。しかし、「上演が始まってまもなく黄喃喃は任天知との意見の行き違いから、退団を申し入れた。退団の日、題字は孫先生から個人的にもらったものだからと外そうとしたが、任天知が同意しない。黄喃喃は役所に訴えたが、判

決が出される前に進化団は上海を離れることになり、訴訟はやむやのうちに終わる」こととなった⁽⁵⁰⁾。おそらく黄喃喃はこの経験から新劇に愛想を尽かしたのであろう。その後は絵に専念し、北平芸術専科学校教師などを勤め、「芸林怪傑」と称される著名画家になったのである。

二、『両美人』と『血蓑衣』

『両美人』は村井弦斎（一八六三―一九二七）の小説で、一八九二年九月七日―十一月一日の『郵便報知新聞』に連載され、一八九七年六月に春陽堂から出版された。『明治大正文学全集』第一五卷（春陽堂、一九三〇年十二月）にも収録されている。次のような物語である。

自由民権運動を背景に選挙暴動で命を落した兄・民野魁のために、その妹・民野蓮が仇敵の首を取り復讐を果たす。一方長崎に住んでいる星月蓮が父を失い、東京の叔父星月潔男爵を訪ねる途中、民野蓮と出会う。裏についた血を見られた民野蓮が仇討ちのことを明かした直後、星月蓮が党派闘争の流弾に打たれて倒れる。警官がやってきたため、やむなく民野蓮は星月蓮になりすまし、東京へ向う。男爵夫婦の寵愛を受けたが、半井医学士に命を救われた星月蓮がやってきて、民野蓮を大罪人と罵る。民野蓮は警察に自首し、有期徒刑一五年が判決される。兄の親友である陸軍少尉武田勇が蓮の

ことに感動して求婚する。男爵は金銭を目当てにする星月蓮と絶縁する。

実は静間小次郎一派の脚色より一〇年ほど前の一八九七年一月に、つまり小説単行本が上梓されてまだはやほやの時期、川上一派が川上座（一八九六年六月―四日）で上演したことは筆者の調査で分かった。先に記述したように、この時はちょうど静間が再び俳優鑑札を取って川上一座に「復座して出勤⁽⁵¹⁾」していた。この舞台は劇評によると物語と登場人物がほぼ小説通りだと分かる。「余り喝采といふ程の物にハ非ねど兎に角壮士芝居のうちでハ割合に旧劇にかぶれず巧拙は先づ扱置いて何うやら新演劇独特の型といふものさへ出来かゝりし此の一座とて一見の価値ハあり⁽⁵²⁾」、「此狂言の脚色ハ高尚にて勿々に面白し、舞台一面血紅で汚す残酷なる狂言とハ雲泥の相違なり、新演劇ハ総て斯様なもの許りを選びて脚色やうになさバ自然改良演劇の道中追分とも成るべし⁽⁵³⁾」と、結構な評判を得たようだ。また、「静間の武田少尉も軍人らしくて上出来なれど折々そで無言言葉が交つて釣合はず」とのこと、静間がこの『両美人』に出演したことにより、後にまた京都の明治座で取り上げたのだから。しかし、十数年も前の作品だから、再度舞台に出すとなると、それなりに改作する必要があったようだ。

京都明治座の公演は一九〇八年五月三一日から六月一七日にかけ

て行われ、場割と略筋が『京都日出新聞』の一九〇八年五月二七日に掲載されている。

序幕 黒澤剛造殺害、筑後川落雷急処

二幕目 上野公園銅像前、根岸原山の貧家

三幕目 大槻子爵邸波瀾、業平町八軒長家

四幕目 天王寺墓地奇遇、悪事露見

大詰 大槻邸庭園解決

建部よし子は義父黒澤剛造と住んでいるが、黒澤の行動に不満を持っている。実はよし子の母が父・原山某と結婚する直前、黒澤が原山を中傷して、よし子の母と結婚し、建部家の主人となる。真相を知ったよし子の母が離縁を申し込んだが腹黒き剛造に幽閉され悶死した。剛造と甥の対話を聞いたよし子は母の仇は剛造なりと悟り、彼を毒薬で死なせた。よし子が実父に会って、また自首する覚悟で東京に向う。筑後川の畔で病苦に悩んでいる同年輩の女性に出会い、訪ねると長崎の野口三左衛門の娘でおよしといい、父の遺言により添書を持って東京にいる大槻子爵の所に行く途中だと分かる。ちょうどその時、雷雨が益々激しく、落雷でおよしに気が絶してしまう。警官がやってきて、よし子が野口よしになりすまし、通りかかったハイカラ紳士・子爵夫人の甥と一緒に東上する。

略筋はここまでであるが、場割と劇評を参考に続きを補足すれば、よし子が東京で貧しい実父に会い、大槻子爵の家に入る。子爵の寵愛と自首の板挟みに苛まれる中、悪事が暴露するが、最後に解決する。劇評にこのように記されている。

村井弦齋の『両美人』を土台として、村上浪六の『八軒長屋』を巧く引つけた甘いもの、おまけに目下大流行の自然主義とやら場の場があつて、観客大笑ひなり。

一体近頃の新演劇ではない明治座の狂言を見ると、長いものを短く縮めるから筋の通り難いのが多いが、今度の「両美人」は割合に筋がよく通つて居る。

一九〇八年の時点で自由民権運動を背景とする原作をそのまま舞台に出しかねるとの考慮から、このようにアレンジしたのであらう。

『両美人』は中国においては一九〇六年六月に『血簍衣』（義侠小説）の題名で翻訳され、商務印書館説部叢書初集第五〇編として出版された。漢文調の原文を忠実に翻訳したものである。一九一四年四月に再版が出され、新演劇でも繰り返上演された。『両美人』の翻案状況は、飯塚容氏前掲論文を参照して、更に川上一派、静間一派、任天知進化団の演目を加えて、以下の表になる。⁽³⁶⁾

形態	題名	出版社・出典	主要人物	特徴
原作小説	両美人	『郵便報知新聞』(1892年9月7日～11月15日) 単行本(春陽堂1897年6月)	民野魁 民野蓮 武田勇	自由民権運動を背景にする政治とロマンチズムの物語
川上一派演目	両美人	『都新聞』、『東京朝日新聞』 1897年11月5日	民野魁 民野れん 武田少尉	原作を下敷きに、高尚な脚色、旧劇にかぶれない
商務版小説	血蓑衣	商務印書館 1906年6月	鳴野魁、鳴野蓮、武田永	忠実な翻訳
静間一派演目略筋	両美人	『京都日出新聞』1908年5月	原田、建部よし子、町田勇	五幕。別の作品と継ぎ合わせた翻案
任天知進化団演目	俠女伝	『太平洋報』の挿絵1912年4月	張徳魁、張雅蓮、林堯成	別名は「俠女鑑」「都督夢」
新劇演目略筋	血蓑衣	『新劇雑誌』1914年5月	鳴野魁、鳴野蓮、武田永	原著に忠実、民鳴社によって上演
新劇演目脚本	美人剣	『小説月報』1917年2月～3月	郝南爾、郝蘊璉、武振章	七幕。模倣作で時代の推移が反映されるが、筋の展開が同じ、上演記録が残っていない
新劇演目略筋	血蓑衣	『新劇考証百齣』1919年4月	馬人龍、馬蓮娘、武廷璧	七幕。人物名以外はほぼ原作の粗筋、春柳社にても上演
新劇演目脚本	血蓑衣	『伝統劇目彙編・通俗話劇』第五集1959年2月	張野奎、張野蓮、武田永	八幕。武太虚口述。人物名、地名、時代背景が悉く中国化



図5 新新舞台・進化団舞台
スケッチ2
〔『太平洋報』1912年4月17日〕

進化団成立後、一九一二年二月八日に南京・昇平戲院での旗揚げ公演、一九一二年四月からの新新舞台での上演に『血蓑衣』が何回か上演されている。『鬼士官』に続いて、四月一七日の『太平洋報』に李叔同の手による『俠女伝』（『血蓑衣』の別名、図5）が掲載された。

配役は黄喃喃の張徳魁、任天知の林堯成、陳大悲（一八八七～一九四四）の張雅蓮となっている。上記の表から分かるが、『伝統劇目彙編』掲載のものに近い。つまり、日本の明治時代の物語を辛亥革命後の政治情勢に置き換え、完全に中国のものに翻案している。革命や政治と深くかわる進化団の性格を表している。「社会性・思想性と、家族愛や波瀾の人生を描く通俗性・ロマンチズム、この二つの共存に面白さを感じるのは日本人ばかりではなかった」と指摘されるように、『鬼士官』と『両美人』はちょうど「革命・戦争＋ロマンズ」という当時の新演劇が繰り返し取り上げていたテーマを体現している。

三、任天知と日本の新演劇のつながり

以上の検討から、進化団のレパトリー『尚武鑑』は小説『鬼士官』からの脚色であり、京都静間一派の『鬼中佐』とは別個の作品であること、そして『血蓑衣』は小説『両美人』の脚色で、静間一派『両美人』とは大差があることが分かる。

しかし、あえて推論を進めてみる。一九〇八年五月に王鐘声と任天知が共演した『迦茵小伝』を観た徐半梅（一八八一—一九五八）⁵⁹は、「王鐘声はいつも男役を演じていたが、今回は、突然女形になって、その相手役を演じたのは任天知だったが、こちらの方が王鐘声より芝居が上手なため、『迦茵小伝』で多くの応援をもらった。（中略）多分彼は台湾にいた時、日本の新派劇を多く観たのだろう。私は彼の演技を見て分かるのだ」と回想している。新派としては、川上音二郎が二回渡台している。一回目は一九〇二年一月のことである。『オセロ』を翻案して、ベニスと東京とし、孤島を台湾列島の吉貝島に設定しているが、上演に備えて、舞台装置を調達するため行ったのである。二回目は一九一一年五月一日から六月五日にかけてのことで、台湾各地を巡業して『巴里の仇討』、『椿姫』などを上演した。⁶¹無論、川上一派以外に、ドサ回りの新派劇団の上演があったはずだが、任天知は演劇活動を始める前に京都に長く滞在しその演劇に目覚めた時期は日中間を往復する時期と重なり、台湾で新劇を観たというより、むしろ京都で観たという本論の考証のほうが正確で

あろうと考える。

任天知は「言論派老生」（言論に長じる男役）と評され、その演技の最大の特徴もやはり「化粧演説」である。例えば『黄金赤血』に、任天知の演じる役の台詞は他の人物より何倍も長いうえ、エンディングに演劇と関係のない座長が登場して、

今日の演劇で得たチケット代金は全部軍隊の俸給に当てます。（中略）調梅先生のお名前は老若男女が誰でも知っています。（中略）今日は調梅先生に先ず演説をしていただいて、それから芝居を続けようと思いますが、皆様は賛成しますか。

と言って、それから

〔観客が拍手して賛成する。〕

〔梅妻、小梅がこれ聞いて舞台上に注目する。〕

〔調梅が登場して演説する。〕

〔芝居が始まり、愛児が登場して悲しい芝居を演じる。観客が泣いてお金を投げる。〕

〔梅妻、小梅がつらい場面を観ると、花籠、新聞を舞台に投げて、頭を抱いて泣く。〕

〔調梅が登場して演説する。〕

〔劇が終る。〕⁽⁶²⁾

革命前後の政治的高揚の中で、このような演説と演劇のコンビが歓迎されていた。任天知が京都に滞在していた時期の新派は、壮士芝居の時代から本郷座時代にシフトし、芸が成熟してきていたといえ、演劇の中で演説を盛り込むケースは珍しくなかった。とりわけ、日露戦争期に、例えば一九〇四年二月の明治座公演『日露戦争号外』において、「川上・藤澤両優は入洛の上直に明治座へ乗込みて両優は戦地視察目的を舞台で演説して喝采を博した。」〔大阪朝日新聞〕一九〇四年二月二十九日）また、翌月二〇日から上演される『日露戦争』においても、「静間は一昨朝帰京したので昨夜から毎夜幕間に戦況を演るさうだ」〔大阪朝日新聞〕一九〇四年四月二日）と記されている。演劇以外に、二〇世紀初頭も政談演説が盛んだった時期であり、一年中各劇場において種々の団体が政談演説大会を開いていた。「政談演説も京都が盛んであった。都は東へ移ったが、この国の新しい文化は京から始まる」といっているようで興味深い⁽⁶³⁾と言われるとおり、『近代歌舞伎年表・京都篇』（国立劇場近代歌舞伎年表編纂室編、八木書店、一九八六年）を開いてみると政談演説会が頻繁に行われていたと分かる。一九〇二年七月を例にすれば以下の表のようになる。

7月7日	千本座	政談演説会
7月7、8日	大黒座	政談演説会
7月9日	岩上座	演説会
7月10日	南座	演説会
7月11日	島原座	政治演説会
7月29日	夷谷座	演説会

彼は京都に在る間に新演劇、或は演説会に遭遇して、その蓄積が春柳社の上演を観て初めて本格的に活動を始めるようになった時に役立ったのであろう。

日本の新演劇から、任天知がどのような影響を受けたかについても少し考えてみよう。同じく新劇の創始者だった欧陽予倩（一八八九〜一九六二）⁽⁶⁴⁾は東京で春柳社の『椿姫』を観て「演劇にはこういう方法があるんだ」⁽⁶⁵⁾と感嘆して入社した。そして、欧陽の回想では、春柳社の『熱涙』を観てその数日間に同盟会に入会した人が四〇人を超え、多くはこの劇に感動して入ったと言われた⁽⁶⁶⁾。欧陽予倩はその後、春柳社の中心人物として活躍し、演劇に一生の精力を傾けた。彼は新演劇のやり方、その芸術に目覚めたといえるのに対し、任天知はむしろ新演劇を用いて革命を呼びかける方法を見つけたのではないか。欧陽予倩、陸鏡若（一八八五〜一九一五）⁽⁶⁷⁾などの春柳社社員と異なり、任は京都に長らく滞在していたにもかかわらず、意識的に新派の演目を翻案したり、新派の舞台を中国に持ち帰ろうとはしなかったことが前記の考証でも窺える。

更に補足すると、『血蓑衣』は任天知進化団のレパートリーとして知られているが、遡ってみると、一九一〇年一月六〜七日に王鐘声がすでに北京・天楽園の舞台に出している。⁸⁶それはおそらくこの演目の初演である。すでにふれたように、一九一〇年〜一九一一年後半、任天知は北京で王鐘声の演劇を観たので、『血蓑衣』も観たはずである。王鐘声が一九一〇年、北京天楽園で上演した演目の多く——『縁外縁』（『新茶花』）、『血蓑衣』、『血淚碑』、『恨海』——は進化団によって受け継がれている。両者とも「革命のための演劇」に携わる代表的な人物で、王鐘声は一九一一年に辛亥革命に参加する中で、袁世凱に逮捕・処刑されたが、演目から両者の連続性が見えはつきりしている。進化団の代表作の中で辛亥革命の経過をリアルに描いた『共和万歳』と『新黄鶴樓』は冷泉亭長・許伏民の作品で、『血蓑衣』、『恨海』などメロドラマの要素を盛り込んだ演目は王鐘声から受け継いでいることから、任天知は演劇をするが、脚本の創作に力を入れなかったように見える。

おわりにかえて——進化団の短命と静間一派の隆盛

本稿では、まず中国新劇界で大きな足跡を残した任天知の日本の経歴を明らかにした。彼が中国語教師として長らく京都に滞在して、そして当時の高揚するナショナリズムに触発された様子が浮かび上がってきたと思う。また、任天知が引率する進化団のレパート

リーの『尚武鑑』と『血蓑衣』はともに日本語作品からの翻案で、しかも静間小次郎一派の『鬼中佐』、『両美人』とは共通する演目であるという意見に対し、果たして両者は同一演目であるかどうか、そのつながりを探るため、同時代の京都でもはやされた静間小次郎一派の新演劇にも目を向け、二組の作品を比較してみた。そこで、それぞれ別個の作品だ、という結論を得た。勿論、この結果をもって、京都の新演劇は任天知に何の影響も与えなかったと言いつつ、それはできないだろう。資料の制限で、推論に止まるが、後に革命演説を織り交ぜた演劇を取り上げ、華々しい活躍をした任天知にとって、京都で接した時代風潮及び新演劇は大きな原動力となり、また推進力にもなっていたのではないだろうか。

しかし、進化団は二年足らずで解散した。その原因はやはり任天知の演劇人としての姿勢にあると思われる。『戯雑誌』・「任天知軼事」に「俺は好男子なるゆえ、平々凡々として劇場に埋もれてたまるものか。一旦立身出世したら幸せが尽きない。俺は決してほらを吹く人間じゃない。大統領になる可能性が確実にある。将来大統領の位に就いたら必ず今日ここに集まる陳、蔡諸君と財産を共にする⁸⁷」と彼が話したというエピソードがある。逸話なので信憑性は低いとはいえず、彼の思いの一面を窺うことはできる。事実、「任天知は契約を結んだ後、態度がガラリと変わった。以前は劇団の事務をすべて自ら取り組んでいたが、ここに至ると口出しをせず、すべて

他人に任せた。彼自身は終日妓院に遊びふけて、まもなく阿片中毒にもなった。汪優遊、顧無為らがよく勧告したが、頑迷で一向に悟らず、聞き流して、更には彼等と付き合わなくなった。⁽²⁰⁾

一九一二年七月に組織された新劇俱進会において、任天知は演劇主任に推薦されたが「生涯第二位にならないと誓い、下位に甘んずることはできない⁽²¹⁾」と突然辞表を出したという。つまり、「今年「一九一二」の新劇事業の大失敗は新新舞台の進化団の事例がもっとも悲惨である。進化団が新新舞台で失敗した原因は複雑で、団員の過ちではないが主任「任天知」のうぬぼれが強すぎるのが実に大きな病根である。他に背景がよくない、脚本が適当ではない、俳優のごまかし、練習が足りないなど皆失敗の主な原因である」と評されるように、彼のうぬぼれと自己過信が進化団を崩壊させた主要因であろう。進化団の解散後、任天知はしばらく各地を転々とした後、一九一四年前後に再び上海に戻って、民鳴社に参加し、その後は啓民社、開明社、民興社へと移っていたが、その後の消息については不明である。「任天知は有志の士であるが、政治的な情熱があっても、政治的に鍛えられてはおらず、正確な理論指導を受けていない。ただ一つの理想を持っていてもそれは比較的に抽象的である。(中略)天知は演劇が好きだが、演劇にあまり精通しておらず、演劇運動を一生の事業にする決心もないようで、途中で退いた⁽²²⁾」。彼はのちに演劇の分野で活躍し続けた欧陽予倩らと異なり、そもそも演劇人と

しての自覚がどれほどあつたかが不明で、演劇人というより、演劇をうまく利用した活動家という指摘が妥当であろう。

これとは好対照に、新派俳優の多くも壮士からの素人上がりで、しかし、静間一派の時代は初期の新派のように演劇を自由民権思想の宣伝、社会教育のためと喧伝する必要がなくなり、比較的成熟した演劇環境の中で、徐々に軌道に乗っていくことができた。

御存の通りの当地同じ三府の内でも隠居処と申されて、総体土地の方々は極く質素なおやさしい方々で、従つて他府の人々より御氣質も違ふ様に思はれます。さすがは隠居処と申される丈けあつて、御隠居連も沢山おありなされます。夫れ故演劇も一ツの娛樂的に出来上つたものと思召ますから、(中略)御当地の習慣それを急激に改善実行すれば、却て看客の意に逆ふ傾きがあり。(中略)イザ愈々改善を実行するにあたつて、大に躊躇致しましたけれども、玉みがかざれば光りを放たず、当て砕けよの謬も御座いますから、若し失敗に終らば再び東京へ逆戻りの決心にて座主とも協議の上、昔日の悪習慣を打ち破り⁽²³⁾

と静間が言っている。彼は京都人の観劇好きをよく把握しながら演劇の改良にも配慮を配っている。新派の上昇期に俳優たちの贅沢ぶりを見て「嗚呼、贅沢になつたものだ。実に三日見ぬ間の桜だ

な、併し今の栄華は声生が夢にはあらざる乎、今の驕侈が新派劇の将来に於ける運命をトする辻占には在らざる乎」と嘆いて、自らはずっと節度のある生活をしていた。新派の方は日がお浅くて根底が薄弱なので、俳優として厳しく自律しないといけないという考えを常に持っていたから、京都で一〇年以上の静間時代を築き上げることができたのである。

付録 一九〇二〜一九一〇年の静間小次郎明治座興行年表

『近代歌舞伎年表・京都篇』（国立劇場近代歌舞伎年表編纂室編、八木書店、一九八六年）に基づいて整理した。

一九〇二年（明治三十五年）

上演時間	演目
1月27日〜2月11日	奇々怪々（三宅青軒作）、八重禪（なにかし君、日出連載）
2月15日〜3月6日	冤罪淵（五幕）、雪中の行軍、生首正太郎（二三幕）
3月13日〜4月1日	片男波（七幕）、颯鼠御殿（三幕、中川霞城作、日出連載）
4月8日〜25日	二筋道、魔窟
4月30日〜5月21日	国秘密（全五幕）、江戸紫比翼紋日 鈴ヶ森の場 間一髪（全三幕）
5月27日〜6月10日	思ひきや（五幕、当る的（三矢）
6月14日〜7月2日	鬼百合（七輪）、国の華（三卷）

一九〇三年（明治三十六年）

7月13日〜8月3日	闇の梅（六幕）、北京籠城（四段返し）
29、30日休業	
8月8日〜23日	地獄池（八幕）
8月31日〜9月17日	天の網、狂駒
9月21日〜10月6日	恋と恋（六幕）、一盃酒（三幕）
歌舞伎座	
10月13日〜28日	紅玻璃（五幕）、無慈悲（三幕）
11月1日〜12日	寒牡丹（五幕）、隣の女（三幕）

1月22日〜2月15日	袖時雨（大阪朝日新聞）、江戸桜
2月21日〜3月9日	ころの闇、阪本龍馬
3月14日〜4月3日	星月夜、鉄腸
4月8日〜23日	金が敵
4月30日〜5月20日	欲と欲、昔気質（『金貸と武士』文芸倶楽部）
6月30日〜7月20日	燈明台（六幕）、人情（上下）
8月3日〜18日	恋慕流し（五幕、久米八六名女優を招聘）
8月31日〜9月16日	蝶と蜂、露の玉
9月20日〜10月6日	朧月夜（五幕）、新社会（三幕）
10月11日〜26日	小夜嵐（五幕、江見水陰作）、鬼奴（上下二幕）
10月31日〜11月19日	毒芙蓉（小栗風葉『黒装束』、朝日の露（戦争もの）
11月22日〜23日	知恵娘、舌切雀

一九〇四年（明治三十七年）

12月31日〜1月19日	昼の部 愛と心（上中下）、夜の部 雪の曙
--------------	----------------------

1月28日～2月15日	乳姉妹(五幕)
2月27日～3月15日	日露戦争号外、お伽芝居夷三郎
3月20日～4月7日	日露戦争(四幕)
4月14日～5月30日	戦雲余滴(五幕)
5月8日～26日	鬼中佐(五幕、山口霧汀脚色)
5月31日～6月18日	名誉乃三八(五幕)
6月23日～7月9日	敵見方(五幕)
7月14日～8月1日	軍国の華(五幕)
8月6日～25日	梅干一ツ
9月1日～19日	栄華の塵、軍使
9月21日～25日	大和武士(皇軍戦死者弔慰劇)
10月1日～7日	ハムレット(九場)、浮かれ胡弓(五場)
10月11日～25日	千軒長者(水谷不倒原作)
10月31日～11月18日	武装の少年(並木萍水作)

一九〇五年(明治三八年)

1月10日～19日	天の祐(五幕)、旅順口(五幕)
1月20日～22日(興行追加)	旅順陥落祝捷劇、天の祐、旅順の開城
2月1日～16日	秘密の使者、エルナニー(ユーゴー原作、並木萍水脚色)
2月23日～3月21日	己が罪
3月30日～4月15日	長恨(五幕、大江素天作、並木萍水脚色)
4月23日～5月9日	ロメオ エンド ジュリエット、浮薔薇、胡蝶の舞

一九〇六年(明治三九年)

5月14日～26日	かち軍(全五幕)
5月31日～6月16日	殺人罪(全五幕)
8月6日～22日	ふた心(坪内先生著)
9月6日～24日	想夫憐(五幕、黒法師原作)
10月1日～19日	不如帰(五幕)
10月27日～11月15日	愛と罪(「夏子」)
11月22日～12月7日	銀嵐(高安月郊作)、改良奥様(並木萍水作)
12月17日～21日	鶴ヶ岡社前兜あらため(余興)、忠臣蔵(当世)

12月31日～1月18日	初日出(五幕)、侠男児(五幕)
1月25日～2月15日	伯爵夫人(七幕、田口原作、並木萍水脚色)
2月22日～3月12日	魔風恋風(小杉天外作)
3月17日～23日	モンナワナナ(三幕)、喜劇 玉手箱(二幕)
3月30日～4月15日	縁不縁(五幕、小杉天外原作、並木萍水脚色)
4月22日～5月16日	雪の花
6月2日～17日	人の罪(九場)、レイズの最後(三場)、五千哩鉄道競争(五場)
6月24日～7月10日	恋か情か(五場、長田秋濤)、博士の家、七条(山田桂華)
7月14日～28日	母の心(柳川春葉原作)
9月21日～10月7日	玉の輿(五幕)、ベニス商人 法廷の場
10月11日～27日	金色夜叉(五幕)

2月20日～3月9日	夕雲（五幕、並木萍水脚色）	11月1日～18日	筆子（五幕、菊池幽芳）
1月29日～2月15日	大農（六幕）	11月23日～12月9日	当世女（六幕、村上浪六作、並木萍水脚色）
1月1日～22日	当りの（二幕）、月魄（七幕）	12月14日～23日	新編菅原伝授手習鑑（二幕）、新野崎村
一九〇八（明治四二年）		一九〇七年（明治四〇年）	
11月30日～12月19日	家の人（米光関月原作、毎日懸賞当選小説）	12月31日～1月25日	恋の蓄音機（五幕、長田秋濤原作） 吉丁字（五幕、渡辺霞亭原作）
11月14日～25日	琵琶歌（五幕一二場、大倉桃郎作）	1月31日～2月22日	仇と仇（五幕、広津柳浪、余興、所作事）
10月23日～11月11日	三人嬢（四幕九場、『リア王』を骨子に脚色）	2月28日～3月25日	嫁ヶ淵（五幕、並木萍水作、伊藤桜洲脚色）
8月31日～9月18日	行く雲（一〇場）	3月31日～4月20日	子煩惱（青青園作）、大和核
9月24日～10月17日	松風村雨（五幕九場、黒法師原作、並木萍水脚色）	4月26日～5月20日	誰が罪（六幕）
6月30日～7月25日	長恨歌	5月29日～6月23日	無花果（春雨作）、変装競争（二幕）

10月10日～24日	潮（佐藤紅緑作）	3月15日～4月5日	女夫波（五幕、田口掬汀原作）
9月11日～10月1日	無花果（六幕、中村春雨原作）、切られお富	4月12日～5月2日	寒潮（五幕、並木萍水脚色）
7月23日～8月3日	猛火（三幕、田口掬汀原作）、人命犯（上下）	5月7日～24日	朝猿（五幕、霞亭原作、並木萍水脚色）
6月30日～7月18日	雲の峰（五幕、並木萍水作）	5月31日～6月17日	両美人（五幕、村井弦斎原作）
5月1日～19日	吉原雀（一六場、並木萍水・岩崎舜花脚色）	6月23日～7月9日	新朝顔（五幕、伊原青青園作）
4月1日～18日	俠艶録（七幕、佐藤紅緑作）	8月31日～9月16日	金波銀波（五幕、ゲーテ原作）
2月1日～21日	艶物語（一一場、泉鏡花原作）	9月30日～10月15日	木曾義伸（五場、江見水陰原作） 紫海苔（六場、江見水陰原作）
1月1日～2月3日	雪の夜（一二場、ロートリットン原作）	9月19日～25日	己ヶ罪（五幕）
一九〇九（明治四二年）		11月1日～16日	やどり木（五幕、柳川春葉著）
12月22日～24日	室の梅（四幕）、紙屑籠（三幕）	11月30日～12月20日	縁の糸（六幕、伊原青青園原作）

註

(1) 話劇は科白劇であり、日本語の新劇、近代劇とほぼ共通の概念である。「近代劇」は一九世紀末から二〇世紀初頭のイブセンなどに代表される演劇を起点とし、「近代戯曲」の上演によって舞台に創造されたリアリズムの演劇（河竹登志夫『近代演劇の展開』日本放送出版協会、一九八二年、二七頁）であり、「近代の理念や精神を最も純粹に反映した演劇」（瀬戸宏『中国話劇成立史研究』「近代劇とは何か」東方書店、二〇〇五年、四二二頁）である。

(2) 厳密に言えば、文明戯は主に五四新文化運動までの間に商業演劇の形を取っていた春柳社、新民社などの活動を指すが、早期話劇は広く話劇成立（一九二四年）までの近代劇運動を指している。本論では「文明戯」と「新劇」を同じ意味で用いている。

(3) 春柳社は一九〇六年に李叔同ら留学生により組織された。東京で『椿姫』（一九〇七年二月、中華キリスト教青年会）、『アンクルトムの小屋』（一九〇七年六月、本郷座）、『トスカ』（一九〇九年三月、東京座）などを上演した。東京時代の「春柳社文芸研究会」を前期、一九一一年以降の上海「新劇同志会」を後期とすると、一〇年近くの活動を展開したことになる。

(4) 新派は旧派の歌舞伎に対する呼称であり、草創期には壮士芝居、書生芝居、新演劇、新劇、正劇などとも呼ばれたが、新派の語が定着し始めたのは明治三〇年代以降のことである。角藤定憲の壮士芝居（一八八八年、大阪新町座）、川上音二郎の書生芝居（一八九一年、大阪卯の日座）をその始まりとし、後に日清戦争劇ブームを起し、一九〇八年ごろ家庭劇に

よって本郷座の興隆期を向かえ、その後も消長起伏を経て、現在なお劇団新派によって受け継がれ活動し続けている。新派は西洋のリアリズム演劇を取り入れて新しい演劇を創造するのを目標としつつも、歌舞伎の芸に依存しないと出発できない矛盾を最初から抱えていたので、その芸も伝統と近代の折衷に立脚し多様な表現を呈した。無論、新派は時代の経過につれ「新派」という言葉では括れない新しい動向（新劇運動に参加したり）も見せたが、本論文では主に本郷座時代を築き上げた新派に着目して論述を展開する。

(5) 新派脚本に対する文明戯の翻案と受容に関する研究には、飯塚容「『ラ・トスカ』『熱血』『熱涙』——日中両国における『トスカ』受容」（『中央大学文学部紀要』一五二号、一九九四年三月）、『空谷蘭』をめぐって：黒岩涙香『野の花』の変容」（『中央大学文学部紀要』八一号、一九九八年三月）、『血蓑衣』をめぐって：村井弦斎『両美人』の変容」（『中央大学文学部紀要』八五号、二〇〇〇年二月）、『文明戯』『ナポレオン』の周辺」（『中央大学文学部紀要』九三号、二〇〇四年三月）、『もうひとつの『姉妹花』』：『ドラ・ゾーン（谷間の姫百合）』の変容」（『中央大学紀要』言語・文学・文化、一〇一号、二〇〇八年二月）及び拙論『「不如帰」と『家庭恩怨記』——そのメロドラマ的性格をめぐって』（『文明戯研究の現在』東方書店、二〇〇九年二月）、『椿姫』、『茶花女』、『新茶花』——日中における演劇『椿姫』の上演とその意味』（『演劇博物館クローバル』〇〇紀要 演劇映像学二〇〇九）二〇一〇年三月）等がある。

(6) 瀬戸宏前掲書『進化団と文明戯の確立』、七六頁

(7) 『民立報』・『進化団人物誌』（一九二二年八月五日）には「任文毅は

四十一歳である」と書かれている。なお、この記事は桑兵「天地人生大舞台——京劇名伶田際雲與清季的維新革命」(『學術月刊』第三八卷五月号、二〇〇六年五月)において言及された。

(8) 日本人の研究には濱一衛「春柳社の黒奴 天録について」(『日本中国学会報』第五輯一九五三年三月)、中村忠行「春柳社逸史稿」(『天理大文学報』第二二―二三卷一九五六年二月、一九五七年三月)、瀬戸宏前掲書などがあり、中国側の研究には陳白塵・董健主編『中国現代戲劇史稿』

(中国戯劇出版社、一九八九年)、葛一虹主編『中国話劇通史』(文化芸術出版社、一九九七年)、黄愛華『中国早期話劇和日本』(岳麓書社、二〇〇一年)などがある。

(9) 本論に挙げている中国語資料はすべて筆者の翻訳によるものである。日本語資料の引用は旧字体を新字体に改め、ルビを省略した。句読点のない場合は適宜付した。下線、「」をつけた部分は筆者による注釈である。

(10) 姜緯堂「彭翼仲案」真相「首都師範大学学报」一一二期、一九九六年五月、王鳳霞「早期話劇：從革命戲到商業劇的艱難邁進——任天知辛亥、壬子年戯劇活動新考」『浙江芸術職業学院学报』第七卷第二号、二〇〇九年六月

(11) 原本は一九一三年に、彭翼仲口述、誠厚庵記録。一九九六年に、姜緯堂の校注を経て、『維新志士愛国報人彭翼仲』として大連出版社から刊行された。

(12) 彭翼仲、名は詒孫、号は翼仲、別号は子嘉。江蘇蘇州の高官の家に生れた。科擧を受け、官職にも付いたが、義和団事件後、官職を放棄して、新聞業に取り組んだ。社会改良と民衆啓蒙を主旨として、一九〇二年

六月に『啓蒙画報』、一九〇四年八月一六日に『京話日報』、一九〇四年二月七日に『中華報』という三つの新聞を創刊した。影響が大きかったのは『京話日報』であるが、一九〇六年九月二九日に「政治を妄言、デマを捏造、匪党に追隨、勝手な議論」という理由で清朝政府によって閉鎖させられ、彭翼仲は一〇年間新疆に流刑された。その後、また復刊と発禁を繰り返したが、一九三二年に最終的に廃刊した。(方漢奇『中国近代報刊史』

(上)、山西人民出版社、一九八一年)

(13) 前掲『維新志士愛国報人彭翼仲』、一一〇頁

(14) 黄愛華前掲書

(15) 旧幕府の最高学府であった昌平坂学問所を改組した国学・漢学の教育を行なう学校を「本校」に、開成学校(洋書調所)と医学校という洋学を教授する二つの学校をあわせた総合的な高等教育機関である。なお、一八七八年に専門学校の規定により改組した東京開成学校と東京医学校を

合併する形で日本最初の大学——東京大学が発足した。(天野郁夫『帝國大学の時代』中央公論新社、二〇〇九年五月)

(16) 『京都府公文書』、『立命館百年史・通史』(立命館百年史編纂委員会、一九九九年三月)より引用。本稿の東方語学校に関する記述は『立命館百年史』に負うところが多い。

(17) 『法政時論』第四卷第一号、京都法政専門学校出版部、一九〇三年一月

(18) 花岡伊之作は東方語学校清語科の専任講師であるが、陸軍通訳から台湾総督府付通訳へと転身した経歴を持つ。一九〇四年一〇月、台湾総督府の命令で、清国を漫遊した。(履歴書)立命館百年史編纂室蔵。『立命

館百年史・通史」による。）

- (19) 『日本近代教育百年史』国立教育研究所編、教育研究振興会、一九七四年

(20) 「本校開始後日尚浅きも成績頗る良好にして、殊に清語科生徒は現今六〇名に達し、教授方法は速成会話を主とし、殊に簡易なる日用会話を爲すに至り、世上の好評弥々高きと、且時勢の必要に迫らる、より、近頃入学生志望者甚多きを以て、新たに一学級を加え、本月中新入学を許可す」。

〔学級の増加〕『法政時論』、第四卷第三号、一九〇四年一月)

(21) 『京都日出新聞』一九〇五年九月四日。

- (22) 『法政時論』第五卷第六号、京都法政専門学校出版部、一九〇五年六月

(23) 『清語読本』東方語学校編纂、金港堂、前編(一九〇四年一月)、後編(一九〇五年五月)

(24) 前掲『彭翼仲五十年歴史』、一二〇頁

(25) 前掲歐陽予倩『自我演戯以来』

(26) 汪笑儂(一八五八〜一九一八)、原名は徳克金、満州族の人である。

甲午戦争前後に天津や上海で改良京劇の活動を行った。清朝政府の腐敗を諷刺し、愛国思想を宣伝する歴史劇を数多く上演した。代表演目には『哭祖廟』、『党人碑』などある。

(27) 田際雲(一八六四〜一九二五)、名は瑞麟、芸名は想九霄、河北高陽の出身である。京劇の女形に長け、玉成班を組織した。皇帝に奉仕する名優で、戊戌変法前に維新派の情報を光緒皇帝に伝達する役割をしたと言われる。二〇世紀初頭に伝統劇の改良に取り組み、革命を鼓吹する王鐘声の

新劇団を北京に招へいした。

(28) 王鐘声、名は槐清、字は熙普、本籍は浙江紹興で、中国新劇の創始者である。鐘声という芸名には「革命のために呼びかける」という意味合いが込められている。ドイツと日本に留学したことがあると言われる。演劇を利用して社会教育と革命宣伝をするのがその主旨である。

(29) 上海における春陽社の演劇活動については、王鳳霞『王鐘声新考』(『戯劇芸術』、二〇〇八年第六期)、北京における王鐘声の演劇活動については吉川良和『王鐘声事蹟二攷』(『一橋社会科学』二、二〇〇七年三月)が詳しい。また、鐘欣志『越界與漫遊：尋覓現代觀衆的「鐘声新劇」』(『戯劇学刊』第一四期、台北・国立台北芸術大学戯劇学院、二〇一一年)は新しい資料を補充したうえでの最新論考である。

(30) 徐半梅『話劇創始期回憶録』中国戯劇出版社、一九五七年

(31) 瀬戸宏前掲書、四五七〜四六二頁

(32) 明治二〇年代、憲法発布や国会の開設を目指す自由民権運動を背景に、自由党壮士角藤定憲(一八六七〜一九〇七)と川上音二郎(一八六四〜一九一三)の壮士・書生芝居が人気を集めた。三段階を経て新派は一つの演劇様式に作り上げられた。第一段階は政治演劇を中心としており、『経国美談』(一八九二年二月、堺市卯の日座、川上一座旗揚げ)、『板垣君遭難実記』(一八九二年六月、中村座、東京進出)、『佐賀暴動記』、『芸娼存廢論』などがある。第二段階は日清戦争を中心として、『日清戦争』(川上音二郎戦地見聞日記『威海衛陥落』(一八九五年五月、歌舞伎座)がある。第三段階は家庭メロドラマを中心として、『滝の白糸』(泉鏡花)、『不如帰』(徳富蘆花)、『金色夜叉』(尾崎紅葉)、『己が罪』(菊池幽芳)など

- がある。一九〇四年頃に新派は「本郷座時代」という興隆期を迎えた。
- (33) 前掲『申報』・「新優任文毅之歴史譚」(一九一一年八月一七日)によれば、任天知は「去年「一九一〇年」再び北京にやってきたが、ちょうど鐘声、木鐸が新劇を演じて有名になった頃であった。任はよいチャンスと思い活動に参加しようと謀ったができなかった。そこで、監国に手紙を送って時事を議論したが、日本籍に入っているため相手にされず、怏々として上海へ南下した」と書かれている。
- (34) 「名家真相録・静間小次郎」『演芸画報』一九〇八年二月
- (35) 大笹吉雄『日本現代演劇史・明治大正篇』白水社、一九八五年、四七三―四七四頁
- (36) 同上、四七四頁
- (37) 『京都日出新聞』一九〇四年六月二日
- (38) 『京都日出新聞』一九〇四年二月一六日
- (39) 「名家真相録・静間小次郎」『演芸画報』一九〇八年二月号、五八頁
- (40) 「京都演劇改良会による劇場の等級」『京都日出新聞』一九〇二年五月二〇日
- (41) 飯塚容「血蓑衣」をめぐって——村井弦斎『両美人』の変容——『中央大学文学科紀要』八五号、二〇〇〇年二月
- (42) 『京都日出新聞』一九〇四年五月九日
- (43) 『京都日出新聞』一九〇四年五月一日
- (44) 朱双雲『初期職業話劇史料』独立出版社、一九四一年、五頁
- (45) 一部例外もある。例えば、新舞台では水、土、日に昼の部があった。
- (46) 前掲『初期職業話劇史料』、六頁
- (47) 『太平洋報』は一九二二年四月一日に創刊された。同盟会関係者が辛亥革命後に最初に発行した大型日報である。新聞社の印刷機械のすべては革命前、同盟会の秘密印刷所のもので、日常経費は新政府の要人陳其美に支給されるという。李叔同、柳亜子などの南社メンバーが文芸欄の編集責任を負っていたので、南社社員の文筆活動の拠点でもあった。
- (48) 前掲『初期職業話劇史料』、六頁
- (49) 詳しくは、前掲中村忠行「春柳社逸史稿」を参照のこと。
- (50) 前掲『初期職業話劇史料』、九頁
- (51) 川上音二郎が故郷博多に帰省中で、彼を除いた一座のメンバーが出演した。
- (52) 『時事新聞』一八九七年一月六日
- (53) 青々園「川上座の藤澤芝居」『都新聞』一八九七年二月五日
- (54) 東帰坊「川上座劇評(上)」『東京朝日新聞』一八九七年一月五日
- (55) 『京都日出新聞』一九〇四年六月三日
- (56) 一九〇九年四月二―五日に、春柳社のメンバーが東京の高等演芸館で『血蓑衣』という名前の演目を上演したが、内容は『両美人』とは大きく異なっている。詳しくは飯塚容前掲論文を参照のこと。
- (57) 飯塚容前掲論文を参照。
- (58) 中国における『椿姫』の変容も同様である。詳しくは拙論『椿姫』、『茶花女』、『新茶花』——日中における演劇『椿姫』の上演とその意味(『早稲田大学演劇博物館グローバルCOE紀要 演劇映像学二〇〇九』二〇一〇年三月)を参照されたい。

(59) 徐半梅は江蘇呉県の出身、名は傅霖、号は筑岩、筆名は卓杲。日露戦争前に日本で体育を学び、一九〇五年に上海に戻った後、文明戯に携わった。道化役が得意で、脚本と小説も多数創作した。

(60) 前掲『初期職業話劇史料』二四頁

(61) 井上理恵「日本統治で生まれた川上の演劇——『台湾鬼退治』、『オセロ』、『生蕃討』」『吉備国際大学社会学部研究紀要』第一九号、二〇〇九年三月

(62) 王衛民編『中国早期話劇選』中国戯劇出版社、一九八九年三月、三〇～三一頁

(63) 井上理恵「川上音二郎の登場——明治の同時代演劇うまれる」『演劇学論集』紀要五一、二〇一〇年一〇月

(64) 欧陽予倩は湖南省瀏陽の出身で、名は立袁、号は南傑であり、芸名は蓮笙、蘭客など複数を使っていた。一九〇二年に日本に来て一九〇五年まで成城学校に在学し、一九〇七年に明治大学商科に入学した。この時期から春柳社に参加し、帰国後も春柳社主要メンバーの一人であった。中国早期話劇と現代話劇の創始者である。

(65) 前掲欧陽予倩『自我演戯以来』、九頁

(66) 同上、二〇頁

(67) 陸鏡若、名は輔、字は扶軒、江蘇省常州の生まれである。一九〇九年、東京帝国大学文科哲学科に入学していた。新派俳優藤沢浅二郎の俳優養成所に参加し、さらに坪内逍遙の文芸協会にも参加していた。春柳社の中心メンバーの一人であり、新劇の創始者の一人でもある。

(68) 吉川良和「王鐘声と辛亥前後の北京劇界」『多摩芸術学園紀要』第三卷、

一九七七年、四八頁。「王鐘声事蹟二攷」(『一橋社会科学』二、二〇〇七年三月)も参照。

(69) 「任天知軼事」『戯雜誌』上海・戯社營業部、一九三二年七月

(70) 『初期職業話劇史料』「初始職業話劇的進化団」一九四二年六月、重慶独立出版社、五頁

(71) 「新劇俱進会消息(十)」『太平洋報』一九二二年七月八日

(72) 晋僊「新劇俱進会消息・本会最近之好消息」『太平洋報』一九二二年九月二〇日

(73) 前掲『自我演戯以来』、二〇三～二〇四頁

(74) 春齋主人「静間小次郎を訪ふ」『演芸画報』一九〇七年五月号、五七頁

(75) 前掲『名家真相録・静間小次郎』、五三頁

転倒された軍国美談

——広津柳浪「七騎落」論——

全 美 星

はじめに

広津柳浪の「七騎落」〔文芸倶楽部〕明治三〇年（一八九七）年九月は日清戦争に従軍した一兵卒の帰郷後を描いた小説だ。日清戦争終戦直後の明治二八年九月、平野三千三は大和尚山における斥候の功をたてた「七騎落の勇士」として故郷の野州松山に華々しく凱旋する。村中の歓迎会に息をつく間もなく、金鶏勲章受章は決まったも同然と持てはやされ、村一番の美人である村長の娘との縁談も持ち上がる。ところが待ちあぐねていた金鶏勲章は受章ならず、村民には爪弾きされ村長の娘との縁談も流れて「白痴人の様」になってしまふという悲惨な状況で小説は幕を閉じている。

平野三千三の不幸の原因を「行賞の時至りてつひに其の沙汰なし」〔村長は前に約せし娘を他に嫁せし〕^①めたこと、つまり、行賞

にもれ、村長の娘との結婚話も立ち消えになってしまった点に求めるのは容易である。

恩賞が将校に寛に兵卒に厳で、いはゆる一将校成つて万骨枯るといふ現象は、生き残つた兵卒にも及んだ事実を、柳浪は題材として指摘しながら、更にその点に批判を深めることをせず、むしろ褒賞を期待して傲る主人公の心理や態度に、彼及び彼一家の不幸を帰せしめようとしてゐる。ここに彼のレアリスムの限界が見られる。

（吉田精一「広津柳浪の深刻小説」^②）

吉田精一氏は、戦争後の状況を描いたものとしてその意義を認めつつも、「褒賞を期待して傲る主人公の心理や態度」に「不幸を帰

せしめ」てしまい、論功行賞の不公平さに対する批判を追求できなかったと指摘する。しかし、むしろ「褒賞を期待して傲る主人公の心理や態度」を描きあげたところにこそ「七騎落」の意義があると考えるのが本稿の立場である。「傲る心理や態度」は何に由来しているか、その背景に横たわっているものは何か、そしてそれが悲劇につながっていくものとして描かれている意味に注目する。不公平な論功行賞というものが「七騎落」一編のテーマになり損ねたのではなく、逆に、主人公の考え方を浮き立たせる素材として読めるのである。傲りと粗暴さとして現われ、ついには村民にはねつけられる三千三の考え方を追っていきたい。それがなぜ悲劇を胚胎するものとして描かれているのかを考えていく。まずは、三千三の粗暴さはいったいなぜ生じたのか、粗暴になったきっかけと過程を検討することから始めたい。

一、「軍人」という自己認識

凱旋後、すぐにもまとまって当然だと思ってお愛（村長の娘）との結婚話に進展がなく膠着状態であることに、三千三はいらだち、酒の量が増える。そんな彼が激怒するのは、「結婚は勲章をもらってからの話だ」と思われていることを知った時である。

お霜（三千三の母親——引用者注）は善右衛門から聞いたお

愛についての藤井（村長——引用者注）の意中を話した。三千三は着々顔色を変へて、眼は血走った。

「悪気あるでねえからな……。」

「失敬極つた——勲章や年金を見てからなんぞと……。」と、三千三は猪口を膳の上へ投出し、「乃公おれを疑つてるから、其様そんな——軽蔑しきつた事を……。」と門口の方を見返つて、怒気天を衝くの勢である。（一八）

結婚は受章が決定してからだという考え方に激しく反応しているわけであるが、三千三自身、金鶏勲章受章を確信しているにも関わらず、なぜここまで猛烈に怒り、荒れ出すのだろうか。

三千三は帰郷後も郷里の人々の野州方言とは異なる兵士の言葉遣いを継続して用い、人の前に出るときは必ず軍服を着ている。そして戦争が終わった今でも、繰り返し自身を「軍人」と称し、信頼に足る者だという誠実さや特別さを主張する根拠として「軍人」という言葉を用いている。これらは帰郷直後からほぼ一年が経過した小説の結末まで変わらない。

「いや、お世辞は云はん、軍人ですぞ」（五）

「軍人たる自分を疑ふとは……失敬にも程のあつたものだ。」

（八）

「遼東の野に馳聘して、銃剣に功名を博した手に、鋤鍬なぞを持つて馬鹿々々しい真似がされるものか。」(九)

「鋤鍬なぞを持つ」つのが「馬鹿々々しい」と言っていることは、単なるおごり高ぶりというより、自分はもう農民ではなく「軍人」であるという認識のためである。それは、彼が徴兵された七年前に東京に出て「軍人」として訓練・教育され、日清戦争という実際の戦闘を体験することで強化されてきたものだ。

「家柄も何もあるもんかね。藤井だと云つても、身代が好いと云ばかりで、村長にも選ばれてるんだが、其身何の功も一人に誇られる程の功を立てた事はあるまいぢやないかね。家柄ばかりで威張れる世の中とは違ふよ。」(四)

「お愛との結婚話は——引用者注）其様に有難い事もないさ。だから家柄も由緒もあつたもんぢやない」(四)

そしてこのような発言からは、自分は村のどんな「えらい」人間とも異なる、区別された存在だと考えていることが明らかになっている。自分が国のために「功を立てた」「軍人」であり、それはそれ自体で全てを上回る価値と名誉を持つ「尊」いことだという認識である。古い時代に評価された「身代」「由緒」「家柄」などではな

く、新しい時代の最も価値あるものを獲得したと確信する。だからこそ、出征以前は考えられなかった富裕な村長の娘、村にはめずらしい美人のお愛との結婚話も「そんなにありがたいこともない」と考えるわけだ。このように、三千三が「軍人である」自分に絶対的価値を見いだしているのに比べ、村民たちはどうであったのだろうか。

二、村民との齟齬

数々の歓迎会で示された村民の態度は、一見すると三千三の認識と変わらないように見えるが、実は、最初からそれは完全に異なるものであった。

お愛を三千三の嫁にとは、元来藤井の発意ではなくして、実は善右衛門が三千三の為を謀つたので、藤井にも其心がないではないが、それは三千三が功何級にか叙せられ、勲章を授けられ、年金を賜はつた上の事にしたいと云ふのである。善右衛門も此には同意で、お霜も道理至極の事と思ふので。(中略) 三千三へは云はぬが可からう。云ひ様と聞き様では、下墨まれる様にも思はう、不快にも思はう

凱旋直後に持ち上がった村長の娘お愛との結婚話は、実は藤井

(村長) が自ら持ちかけたのではなく、善右衛門(三千三や三千三の母お霜と懇意な村人) が三千三のためを思って言い出したことであり、さらに、村長の(金鶏勲章を待つ)ということに関しては、善右衛門も、そして母親でさえも当然だと納得しているのだ。そして、二人は(金鶏勲章を待つ)という自分たちの考えが三千三の激怒を買うであろうことも予測している。つまり、自分たちと三千三の考え方の違いを明確に認識しているのである。三千三に最も近いこれらの人々さえも、三千三とは異なる考えを有している。三千三は、自分の戦功を疑われた、軍人である自分を疑ったと激怒するが、そもそも村民たちにとって価値足りうるものは、それが本場に「戦功」だったかどうかということではなく、三千三のはたらきが金鶏勲章によって「戦功」と称されることである。戦功は金鶏勲章にながってこそ、社会で通用する価値になり得るのだということだろう。戦功そのものの価値を確信する三千三とは完全に異なっている。三千三が金鶏勲章を自身のはたらきの結果的なものとして当然視し、既に確定した戦功という価値に附属するものとして考えているのに比べ、三千三を除く村民は、(金鶏勲章を受章)し(年金を受取る)ことができ初めて価値あることになると考えているのだ。次の引用は順に、三千三の母、善右衛門、そして三千三の言葉である。

百姓は百姓だけの業と云ふものがある。それを勉めねばと、折々お霜が三千三を勧めては見たのであるが、三千三は耳にも掛けなかつた。(九)

お上から御沙汰のあつた上は、三千三の云ふ通りにするも可いが、此頃の様な心持で居られては、老年の母が困るばかりではない、自分なぞも世話甲斐のない話だ。一番意見を云つて遣らうと、懇々理を尽くしたけれども、更に其甲斐がないので、藤井からも云つて貰つたが、此さへ用ゐなかつた。(九)

大名眷の大勇士とは乃公だ。国家に尽くした戦功を思ふならば、自分等親子二人は村費で賄つても可いくらいなものだ。自分の様な勇士が此村から出たばかりで、松山と云ふ地名が、始めて世の中へ知れた位なもので、村に対しても恩人と云つてよいのだ。(九)

戦功に関する見方だけでなく、ここにも、それぞれの考え方の違いが示される。農事を全く顧みない三千三に対し、周囲の人々は「百姓は百姓だけの業と云ふものがある」のに「それを勉め」ない「此頃の様な心持」を改めるように「懇々理を尽くした」とある。しかし、三千三自身は自分は既に「大名眷の大勇士」であり「百姓」ではないので、それをつとめる必要はなく、よって、彼らの言葉は「理」ではないと受け取っている。むしろ「自分等親子二人は村費で賄つ

でも可いくらい」であるのに、依然として、元の生業に携わるよう言われることに納得できず怒り心頭なのである。

金鶏勲章受賞後の結婚という考え方に激怒したのはなぜかという問題点に帰ってまとめよう。三千三は、村長のその思惑を知ったとき、「軍人」「大勇士」としての自分を実は全く認めてもらっていない、区別されていないことに初めて気づいたのである。「百姓」が農事を放棄することにあきれかえる立場と、「軍人」である自分を、村人が彼ら自身と区別しないことに憤る立場は相通じることができない。三千三と村民の価値観の違いは確実に存在し、その齟齬は時が流れるにつれて、より明確になってくる。三千三はますます粗暴になり、よって村民はますますあきれはて、だから三千三も一段と荒れて、という悪循環に陥ってしまうのだ。

三、金鶏勲章の無力さ——「梅檀橋」という手がかり

三千三と村民の齟齬を見てきたが、もし三千三が金鶏勲章を受章していれば幸せな結末となったであろうか。ここで、注目しなければならぬ重要なことがある。

人を見れば誇つて居た。気も漸次荒くなつて、一言でも言葉を返す者があると、直ぐに喧嘩仕掛で、乱暴の限を尽くすので、前には戦功者として村に尊敬されたのが、今は指弾されて相手

にする者もない様になつた。(九)

これは論功行賞の結果が未だ発表されていないときの状況である。しかしながら、すでに三千三はその粗暴さ故に村民に突き放され「指弾」されている。悲劇の原因を単に金鶏勲章に漏れた点に帰することは短絡的すぎる。村民に「指弾されて相手にする者もない様」になつたのは、論功行賞の結果が出る以前からだったのである。

柳浪の小説に「梅檀橋」(「新小説」明治三十六年(一九〇三)五月)がある。広津柳浪のどの作品集にも所収されず、現在では全くと言つていいほど知られてない小説だが、この二つの小説を併せて考えることが、悲劇の根本を探るのに非常に有効に思われる。というのも、「梅檀橋」でも、やはり農民である主人公が日清戦争に出征し(三千三と同様、騎兵)「名誉の軍人」となって凱旋したという設定になっているからである。二つの小説の異なる点は「七騎落」が金鶏勲章を受章できなかった人物を、「梅檀橋」が金鶏勲章を受章した人物を描いているという点だ。しかし興味深いことに、どちらも主人公は戦後幸せな一生を送るとはならず、悲惨な結末に終わる。金鶏勲章受章者かそうでないかという雲泥の差の境遇にいる人物設定だが、先走つて言うと、実は二つの悲劇には共通の原因が存在する。

「梅檀橋」の舞台は、肥前の国田代在西酒井村で、時期的には日

清戦争の三、四年後である。主な登場人物は、従軍していた大太郎、その妻お浅、そしてお浅の元許婚の仙蔵である。

(大太郎は——引用者注) 其頃までは、家道尚ほ衰へず、数町歩の収穫はあり、戦功の勲章に添うた年金はあり、同胞とても無き男一人、一生寝て為ても富裕に世を送らるゝ身の上、村一番の果報者と羨まれもしたのである。其上、村一番の美婦、既に仙蔵と呼ぶ結髪同様の男を振捨たお浅と云ふに、女の方から思込まれて、其を妻に迎えたのも亦、随一の果報者として羨まれて居た。其頃の大太郎は其身にも不足と思ふ事なく、極めて楽き平和の生活を続けて、お浅に村一番の美服を着せ、自分は騎兵の制服を穿つて、村一番の誇りと思つて居たのであつた。けれども、此平和も楽みも、僅か此三四年以来、忽ち一変して、今では住む家も形の如く荒れ果て、田地も大方は人手へ渡して、残れるは彼軍服とお浅と馬との三つになつて了つた。村一番の美しき妻は村一番の寡れ様で、村一番の果報者は村一番の憎まれ者となつて了つた。(三)

大太郎は、日清戦争に出征し、その戦功を認められ金鷄勲章を受章する。村に戻った彼は村民たちに熱狂的に歓迎され、村一番の器量よしとされるお浅は彼に惚れ込み、許婚同様の仙蔵を振り捨てて

嫁入りする。ところが、大太郎は、戦後三、四年間に、家産を失い粗暴になっていく。その結果、彼の馬は「人食い馬」と言われ、「村一番の果報者は村一番の憎まれ者」になってしまふ。そのように大太郎が荒んだ理由は、酒色と博打であると語られるのだが、しかし、彼が粗暴になった背景にはもう少し微妙な、しかし決定的な問題が存在した。三千三と同じように村民や家族、彼の場合は特に嫁のお浅との齟齬である。

お豊(大太郎の情婦——引用者注)には情夫があり、情夫と共に台湾とかへ行つて了つた時には、既に大太郎が妻は寡れ果て、その身は村人に指弾きされて居るのであつた。

その後の大太郎は即ち今日の大太郎で、妻へ対しても、村人へ対しても毎に嫉妬の眈を凝す様になつた。村人は以前大太郎を羨んだ時の様には珍重せず、妻は時に愚痴を列べる事もあり、時には口答をする事もあり、一方には仙蔵が村一番の正直者として、村人の総に可愛がられ居るので、お浅の心が或ひは傾いて居りはせぬかと大太郎は毎に安からず思ふのであつた。

(三)

博打や酒色に陥つた大太郎が、酌婦に逃げられたのちも、暮らして心情を立て直せなかつたのは、農業には戻れないという自己認識

及び、村民が自分を珍重せずお浅の元許婚だった仙蔵を評価したと、お浅まで仙蔵に気持ち移ってしまったことを感じ取っていたからである。よって、粗暴さが増し、村民にはますます爪弾きされるという「七騎落」三千三と同じような悪循環に陥るのである。結局、村民は村の中で農民であり続けた仙蔵を評価し、いくら戦功を立てて勲章を受章しても、農民らしく振舞わない（農民）の大太郎を決して許さないのである。

「梅檀橋」「七騎落」の村民は、大太郎や三千三が凱旋した直後は熱狂しているも、その裏面では、彼らの「軍人」という自己認識を受容していなかった。そして、それに憤る主人公達の粗暴さが増してくると、戦功をたてた者であろうが、金鵝勲章を受けようが受けまいが、誰も相手をせず嫌悪し爪弾きするのである。戦功というものの、さらにその価値を確定したはずの金鵝勲章さえ、大太郎や三千三の郷里では、彼らが考えていたような絶対的価値にはなっていないのである。

四、行き場のない自己認識

(一) 新しい価値としての「戦功」

「七騎落」冒頭で、戦争から凱旋帰国した平野三千三の年齢が「二十七歳」に設定されている点に注目したい。「私が東京へ出る時——七年前だったが」と振り返っていることから、三千三が故郷の

野州松山から東京へ出たのは二〇、二一歳の時で、それは兵役のためだと推測できる。当時の徴兵期間は三年なので除隊した時、彼は二三歳頃であったはずだ。ところが、日清戦争が勃発し出征したのが明治二七年（彼の年齢は二六歳）なので、その間には三、四年のブランクがある。東京へ出た七年前から今回凱旋帰国するまで故郷の状況に疎い様子から、この期間中、三千三は帰郷していないと推測できる。それでは、除隊後から戦争が始まるまでの三年間、三千三は東京で何をしていたのだろうか。小説にはこの間の事柄は何も書き込まれていない。どういう目的で、どのような生活をしていたのか全く知り得ないが、徴兵のため東京へ出てきたので、同時代の地方から上京してきた多くの青年達のように、東京に出てきた機会を生かし、出世の可能性を探っていたかもしれない。ところが小説には何一つ言及されていないことから、特にこれと言った活動がでななかったという設定であろう。若い二〇代の数年をそのように無為に過ごしてしまった状況で戦争が勃発したのである。出征した一人息子を心配して悶死してしまった父親の考えとは裏腹に、青年三千三にとっては、戦争はまさにタイムリーで貴重なチャンスとして認識されたのではないだろうか。

明治に入ると、身分や出自に関係なく立身出世の可能性がある社会だと考えられるようになる。青年たちは大学を卒業し学士になることや実業を通して裕福になるなど、立身出世に夢を馳せた。しか

し、それもやはり、そもそもある程度の経済的余裕などがなければ成し遂げられない限られた可能性であったことは否めない。そして、たとえ事業を始めても学士になっても思ったようには成功できないと気づき始める。そのように立身出世への夢が先細りしてゆく状況下、日清戦争を機に「戦功」というものが社会に通用する新しい価値として浮上してきたのだ。出征し、戦功をたてることでできればという庶民も可能な条件だった。経済力がなくとも、学歴がなくとも、農民出身であろうとも、戦地で勇敢に戦えば誰でも得られる可能性があった。徴兵は義務であり、生命の危機と向かい合わせの日々を送らなければならなかったが、結果的に、庶民の男性にとっては、それまで思いもなかった「戦功」「名誉の軍人」という地平が開かれてきたわけである。

そして、実際に〈庶民勇士〉が誕生した。例えば「安城渡し」の戦闘「の喇叭卒木口小平や、「勇敢なる水兵」三浦虎次郎、「平壤玄武門一番乗り」の原田重吉らである。彼らは各種軍国美談の英雄として脚光を浴び、新聞、雑誌などのメディアをはじめとし、錦絵、パノラマなどでも取り上げられ、朝顔人形になるまで大人気を博した。⁴⁾

「東京市中にても近來時事的流行詞あり、何事にもちよつと手柄になれば、金鷄勲章受け合いと云う事などその一例なる」という新聞記事からも、金鷄勲章というものがいかに注目されたかがうかが

える。兵卒の場合は功七級と事実上決まっていたが、当時一般庶民も対象に加えられた唯一の勲章である。「将来武功拔群ノ者二授与」(金鷄勲章創設の詔)されるという金鷄勲章は、建前としては栄典大権で庶民と天皇が直接結びつく名誉の象徴であると共に、さらに年金という一生の生活の保証がつき、名誉と経済的安定を同時に手にすることができるものであった。加藤聖文「ある「国民」兵士の誕生」(松山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争』二〇〇一年)は、次のように述べている。

戦場からの凱旋は、ただ一人「馬上」にある自分をすべての村民が仰ぎ見る存在へと昇華させる。(中略)各町村で行われた戦争体制への積極的な協力は、戦死者、さらには生きて還つてきた兵士の村落での地位を必然的に高める結果をもたらし、「凱旋兵士」(多くは「勲章」)によってより具体的な価値が付与されることになる)という名誉は封建的な身分制が色濃く残っていた村落のなかで、唯一既存の身分制を超越できるものとなつていく。

そして、こうした「凱旋」が社会変革の一部分として欠くことのできない要素となった時、近代日本における軍隊は一種の身分制打破の役割を担うことになり、そこに軍隊が民衆に支持される基盤が形成されることになるのである。⁵⁾

戦功が勲章によってより具体的に確定し、一般庶民にも「既存の身分制を超越できる」可能性をもたせたと指摘する。

(二)「えらい」という皮肉

新しい価値として浮上したとされる戦功だが、それに対する庶民の認識を、柳浪はどのように描いたのだろうか。三千三の戦功に関して、冒頭では「えらい」という言葉が繰り返し用いられ、ことごとく傍点が付されている。しかし、これまで見てきたとおり「えらい」という言葉で表現された三千三の戦功が、彼の郷里においては、真に「えらい」ものではなかったことが「七騎落」には描かれているのである。金鷄勲章に象徴される「戦功」というものが、一時は脚光を浴び羨望と讃美の対象となったが、その熱狂は一過性のものに過ぎず、戦後の興奮が次第に冷めてくると同時に、実は戦功を絶対的価値として受容していなかった庶民が多く存在したことが描かれるのである。本文中の度重なる「えらい」には強烈な皮肉が読みとれる。

そもそも題名の「七騎落」だが、謡曲に「七騎落」というものがあり、大よそ次のような内容である。石橋山の合戦に敗れた頼朝一行は、落ち延びる人数が八騎であることに気づく。これは、祖父為義や父義朝が落ち延びたときと同じ人数であり、不吉な数なので、一人残すことにする。結果、親子で従っていた土肥実平・遠平のう

ち、息子遠平が残ることになる。そこへ追っ手が現れて、遠平は討死をする。しかし、後で和田義盛の軍勢と出会ったとき、討死したと思われた遠平は和田によって助けられていて、土肥親子は再会に涙し目出度しとなる。

柳浪の「七騎落」が想起させる謡曲「七騎落」のイメージは、果たして戦功にふさわしいものなのだろうか。三千三の戦功は「玄武門一番乗り」など、いかにも戦功らしい華々しいものではなく「七騎落の勇士」である。そもそも「戦功」といわれるものが、言われるとおりのものであったかというのは戦闘に参加した者しか分からない。そして銃弾が雨のように飛び交う中では、当の兵士たちでさえきちんと把握できなかったのかもしれない。「戦功」に対するゴタゴタは、軍や警察、或いはメディアの操作により、不要な部分は捨象され重要な点でさえも改竄され、クリアーな「軍国美談」として定着させられたのである。三千三は自身の働きを「戦功」だと確信した。そして、それは彼が考えていたように確かに金鷄勲章受章に値するものだったかもしれない。しかし、それを疑っている人物が小説の冒頭で既に描かれているのである。三千三の「大和尚山の斥候」「金州城の要害見抜いて来た」戦功は、冒頭の商人によって「斥候に行った騎兵が敵に取巻れて」「六人か七人で敵の中を逃げて来た」だけだと言われてしまうように、第三者には、単に「逃げた」と取られてしまうこともある。三千三の働きは彼の自負・事

実に関係なく、そもそも疑われる戦功「七騎落」の勇士として設定されているのだ。

(三) 元兵士たちの行方

三千三がお愛との結婚を切望した理由は、単に富裕で美しい妻を娶ることができるということだけではなく、彼女が都会で近代的教育を受けたことに対する期待であったと言える。

「貴女は宇都宮で教育を受けた人だから、軍人の尊むべき事は、知つて居なざる筈だ。」(八)

つまり、田舎の人間に「軍人」「戦功」の価値が理解・受容できなくとも、新教育を受けた彼女だけは「軍人の尊むべき事」を知っているはずだと考えたのだ。お愛に「貴女は軍人を愛しますか」(八)と迫る三千三の姿には、軍人としての自分の価値を認めることのできる人物に対する期待が示される。しかし、彼女は結局他の人物に嫁いでしまう。近代的教育を受けたお愛さえも、「軍人」「戦功」に、三千三が確信していたような価値を見いだしてなかったことは明らかである。それらは、三千三にとって決して許すことの出来ない「軽蔑」であるとともに、到底受け入れることのできない事態であっただろう。

さらに、「梅檀橋」では、軍人であることや戦功というものを、一時的にしる、全てを上回る価値として認識したことを「罪」とまて言っている人物がいる。それは、ほかでもない主人公大太郎の妻・お浅である。仙蔵とお浅への嫉妬で半狂乱状態になっていた大太郎は、彼らを追いかけて馬に乗ったまま、古くなった「車馬禁止」の「梅檀橋」に乗り入れるが、結局人馬ともに川に落ちてしまう。不可解な点は、大太郎に愛想を尽かしているお浅もそのあとを追って川に身を投げたということだ。

お浅は辛さうに顔を背向けながら、「仙蔵さん、もう何事も云つてお呉れでない。彼時お前さんを袖にして、大太さん処へ嫁入しやしたは、自分が一生の失敗だつたと、今日になつて思当りました。」(二)

「いゝえ、自分の罪が自分に報つて来たのですから、私はもう諦めて居ます。」(二)

「一生の失敗」「自分の罪」ゆえの悲劇だとお浅は言っている。「罪」と言う言葉が直接的に指すのは仙蔵を裏切り大太郎に嫁いだことであるが、凱旋直後の大太郎の「勇ましき様」と「戦功」に価値を置き、そちらを選択してしまったことをも含んでいる。お浅の認識では、それは「一生の失敗」「罪」であり、その報いは「死」だった。

華々しい凱旋を遂げ、それが身分制を超越できるほどの価値であると認識していた元兵士達が、帰郷後、郷里の人々との決定的なズレに苦悩し、三千三や大太郎のように粗暴になっていった事實は意外に多く存在し、例えば生方敏郎『明治大正見聞史』では「幸い無事に凱旋した兵士の中には、二年間の軍隊生活に馴れ鋤鋤取することを忘れるまでに百姓の仕事に遠ざかっていたために、帰郷して再び農事に従事するのを厭う者も出来た。帰郷してあまりの歓迎を受け振舞酒に酔い浸り、村人には持ち上げられ女にはモテるところから、酒色に身を崩すに至った者もあり、気位が高くなり粗暴になって妙になってしまう者も出来た」とある。また、高倉徹一編『田中義一伝記・上』にも「一面に於ては、郷里に帰った兵隊が、「兵隊上がり」と云われて郷党に嫌われ恐れられる事実が多々あった。嫌われ通しで、遂には無頼の徒となる者も必ずしも少ない数ではなかった。戦勝に驕る場合、特にそうした例が頻出するのも当時の状況上、なかなか矯正が困難であった」という戦後の状況を確認できる。

五、転倒された軍国美談

凱旋兵士は、栄光の日を心ゆくまで追憶するいとまもないまま、平凡なる一「地方人」としてあらためて出発せねばならなかった。

(大濱徹也編著『近代民衆の記録 8 兵士』¹⁰⁾

しかし、平凡なる一「地方人」に戻ることがいかに難しい構造になっているかが「七騎落」には描かれている。「七騎落」の悲劇は、行賞にもれたことやその不公平さだけでなく、〈国民兵士〉として出征した地方の農民が、戦争を通して「軍人」という自己認識を抱き、戦後、〈農民〉〈村〉という枠組みには戻れない、戻れなくされてしまったという構造的な問題による。さらに、彼が確信した「戦功」という価値はそれまでの村の論理を超越するものでもなかった。金鷄勲章を受章できなかった三千三の悲惨さと、受章した大太郎の悲劇は同じ原因に基づく。柳浪が「七騎落」で描いたものは、今や農民に戻れない、「軍人」という自己認識を有する元兵士(庶民勇士)たちの落ち着ける場、受け皿が戦後の明治社会に存在しなかったことによる悲劇なのである。戦功という価値は、結局、幻に過ぎない。この先、三千三と彼の母親を待ちかまえている絶望的な生活を予想させることによって、廃人同様になってしまった三千三を作り上げたシステムを痛烈に批判しているのである。そして、当時の「七騎落」に対する批評は、それを確実に読みとっていた。

生ける人の幾多を精神的死境に沈淪し埋却するの事実多し。思想の衝突遭遇の変遷に依りて命運の悲惨を生ず。絶好の詩料此

間に潜在す。柳浪子材を此に採る採り得て佳なりといふべし。山深き水遠き処の村郭に於ても従軍の兵士の上には必ず一箇人生問題に資すべき身世を有す、三十三の如きは蓋しその一なり。

(浩々歌客「青眼白眼」「国民之友」明治三〇年(一八九七)一〇月)

負傷兵だけでなく、元兵士たちすべてが、戦後社会の価値観と自身の考え方の相違に直面した結果、精神的廢兵となってしまう危険性が三十三の姿に具象化される。

「七騎落」は、母一人子一人の家庭でそのたった一人の息子が戦地で戦い功を立てて凱旋するという、一見、軍国美談の典型的な構造を踏襲しているかのように見える。しかし、読み込んでいくと、実は、父親は息子を戦地に送ったことに絶望して悶死し、本人は名誉も愛もなくし、年老いた母親との生計もたてられない暗澹たる未来が描かれ、軍国美談という構造は完全に転倒させられている。

日露戦争後の「日刊平民新聞」では、「戦後の軍人」と題する連載ものを毎回約三件ずつ二〇回に及び掲載している¹¹。それらには、元兵士たちが博打・遊廓・酒・詐欺・強盗・暴行などを行い、荒んでいるさまが報道されており、日露戦争後も、戦後の軍人の粗暴さや墮落が大きな社会問題となっていることを窺わせる。日清戦争当時には、従軍者の数が日露戦争に比べると比較的少なかったことも

あり、それほど表には現われなかったが、「七騎落」「梅檀橋」では、日清戦争時に既にそのような事態が生じていたことが拾い上げられ、軍国美談を逆転させたかたちで描かれる。「梅檀橋」大太郎の、戦後三、四年たった今でも、田畑が広がっている村の中を、色あせた軍服を着、馬を乗り回しているという異様なさまは、「軍人」という自己認識を抱かせられてしまい、しかしそれが戦後の社会に通せず、行き場を失った元兵士たちの悲劇を訴えてあまりある。

六、終わりにかえて——柳浪小説の批判意識

これまで考察してきた「七騎落」を、戦争の後遺症を扱った反戦小説とみなすことは可能だろう。ところが、この時期に書かれた柳浪の他の小説を見ると、必ずしも反戦的とは言えない上に、「非国民」(文芸倶楽部)明治三〇年(一八九七)一月のように一見すると、むしろ思想的には国家主義に近いと読める小説もある。このようなどちらともつかない柳浪の戦争小説の書き方は、日露戦争を扱った小説、例えば『貯金玉』(三民剣 明治三七年八月)、「昇降場」(「ひしほ」明治三八年三月)等にも共通し、複雑で矛盾するスタンスが示される。よって、これら戦争を扱った一群の小説から、柳浪を反戦小説作家、或いはその反対で戦争に賛成した作家だなどと断定することは困難であり不毛でもある。「柳浪は思想の人ではない¹²」という先行研究の見解もこのような柳浪小説のあり方を踏まえたも

のであろう。

しかし「七騎落」に見られるような批判意識自体は、多くの小説に確認される。戦争に対する賛否という視点ではすくい取れないとすれば、それはどのような枠組みでとらえられるのだろうか。まずは、次の言及を確認しよう。日露戦争時の明治三十七年八月「文芸倶楽部」における「文士の戦争観」特集で柳浪が語った内容である（柳浪の回は「社会主義と際物文学」という題名）。

一体戦争を主題とした文学に、傑作が出ないとか、戦争文学は際物文学だなど、云ふ人もあるやうですが、今日順境にある文学に碌なもの、出来る筈がありません。戦をすれば勝つ、勝つ戦を唄ふのだから、或は貧家の夫が出征するに臨んで、其の妻が髪を剪つて鬚けたとか、親父が戦死したと云ふ号外を見て、その子は万歳を唱へたとか云ふやうな趣向に落ちてしまつて、まづ千篇一律になつてしまふのです。

戦争文学の「千篇一律」を排し、個性を發揮すべきだと主張する文学者としてのプライドが読み取れる。その意味では「七騎落」「梅檀橋」等は、一兵卒の戦後、精神的負傷とも言うべき状態を扱い、独自の問題意識を形象化できたと言えよう。

しかし、「七騎落」に現れる厳しい批判意識は、単に「千篇一律」

否定のみならず、根本的にはやはり柳浪の明治認識に関わる。それは一言で言うならば、反「明治の理念」とでも言えるものだ。

先にも言及したが、「七騎落」の半年前に発表された「非国民」を参考に考えてみたい。この小説では世界（平和）主義者と国家主義者の対立の様相が描かれ、世界主義者の方が一時優勢になるが、終局には思想界から追放され、それに伴い許嫁にも捨てられ、国家主義者の勝利に終わっている。注目すべきは、世界主義者の人物像に徹底した戯画化が施されると同時に、国家主義者の方にも、その思想がいかに感情的で非論理的であるかが書き込まれている点だ。

「非国民」における真の勝利者は、世界主義者あるいは国家主義者のいずれかではなく、それら思想対立の枠外に存在し、どの思想も自分のものとはしなかつた人物（世界主義者の許婚）である。⁽¹³⁾

「非国民」の例を挙げたが、明治になって移入された新しい理念や思想に対し、柳浪小説は概して非常に懐疑的である。それら理念や思想は、実際の人間関係や社会に有効なものでもなく、本質を説明できるものでもないという認識がうかがえる。その意味では広津柳浪は（明治の新しい思想の（有効性を認める）人ではない）のだ。「七騎落」では、明治近代の新しい価値の一つとして浮上した「戦功」が取り上げられた。農村出身の自身にも開かれたものとして「戦功」の価値を確信する人物を作り上げ、しかし、出自や身分を乗り越えるには全く無力であるさまを描き、終局には悲劇的な結末を用

意したこの小説にもまた、明治に新しく台頭した価値や理念に対する深い不信感が書き込まれていると言えよう。

注

(1) 「柳浪の『七騎落』」「早稲田文学」明治三〇年一月三日

(2) 吉田精一「広津柳浪の深刻小説」「自然主義の研究」東京堂一九五五年 九四頁

(3) 実際に、日清戦争後帰郷した元兵士たちが、彼らの郷里の方言ではなく出征中に用いた軍隊式の言葉遣いをしたことが、以下にも言及されている。

「兵士は軍服を着、剣を吊ったまま、懇意な家々を挨拶して廻った(中略)兵士は言葉までも「けれども」と普通いいうところを「けれどもが」とがの字を余分に付け、「しなきゃならない」という場合に「せにゃならぬ」と言い、(中略)私たちの地方(群馬県沼田町——引用者注)で聞いたこともない言葉に変わり、漢語を非常に多く交せて語った」(生方敏郎『明治大正見聞史』一九二六年、引用は中央公論社 一九七八年 四五—四六頁)

(4) 巷で旋風を起こした庶民「勇士」達が、教科書、詩、絵草紙、芝居等に取り上げられた一例を以下に挙げておく。

①教科書

「安城渡しの戦闘」の喇叭卒、木口小平については、『尋常小学読書教本』巻七(明治二七年)に、当時は白神源次郎として取り上げられ、

明治三七年には国定教科書である『尋常小学修身書』にかの有名な「シンドモ ラッパバ クチカラハナシマセンデシタ」という部分が見られる(西川宏「ラッパ手の最後…戦争の中の民衆」青木書店一九八四年に詳しい)。

②新体詩、芝居

「平壤玄武門一番乗り」の原田重吉(明治二八年一月二六日金鶏勲章受章功七級)は、新体詩「原田の武勇」(福羽美静「読売新聞」明治二七年一月一〇日)、また、芝居「海陸連勝日章旗」(歌舞伎座、明治二七年一月 福地桜痴作)などで題材とされた(岡本綺堂『明治劇壇 ランプの下にて』岩波書店 一九九三年初版は一九三五年)二〇三頁)。

③絵草紙屋

「絵草紙屋」まだそういうものが沢山に残っていたが、そこには、松崎大尉戦死の状態だの、ラッパを口に当てて斃れた喇叭卒だのの石版画がこてこてと色彩強く並べて見られた。(田山花袋『東京の三十年』大正六年(一九一七)六月 引用は『明治文学全集九九 明治文壇回顧録(二)』筑摩書房 一九八〇年 二二頁)

④朝顔人形

「国民新聞」明治二八年六月三〇日付けには、「朝顔の本場なる入谷」で「朝顔人形」の「看覧場」を設置したこと、「玄武門先登の重吉」人形もこしらえられる予定であると報道されている。

(5) 「毎日新聞」明治二七年一月一八日

(6) 加藤聖文「ある「国民」兵士の誕生」松山幸夫編著『近代日本の形

成と日清戦争」雄山閣出版 二〇〇一年 四一二頁

(7) 野々村戒三編・大谷篤蔵補訂『謡曲二百五十番集』一九七八年七月四二三頁等に所収されている。

(8) 前掲 生方敏郎『明治大正見聞史』四八頁

(9) 高倉徹一編『田中義一伝記・上』田中義一伝刊行会 一九五八年 三七一頁

(10) 大濱徹也編著『近代民衆の記録 8 兵士』新人物往来社 一九七八年 八四頁

(11) 「日刊平民新聞」(明治四〇年一月二二日)三月一六日)に「戦後の軍人」と題され、毎回数三件ずつ二〇回に及び掲載された。日露戦後、軍人の博打・酒色・詐欺・窃盗・暴行・殺人などが報道されている。以下に一例を挙げる。

①勲章に対しても 和歌山県下の帶動者中には「己れは日露の戦役で勿体なくも金鶏勲章動何等といふ肩書をもつたものであるから今更ら勲章に対して、も従来のに如に家業に精を出す事が出来ない」などと威張り働かざるもの甚だしと、勲章に働かざる権利が附属せるものと見へたり(明治四〇年一月二四日)

②秋田県南秋田郡柳原寅太郎は三十七八年の日露戦役に従事して勲八等瑞宝章一時金八十円を下賜せられし程なるが去る十六日同町の栗山清藏外二名と博奕を為して警察へ引れたり戦争と云ふ大賭博は名譽なるも賽の目を転がす小賭博は不名譽と覚えたり(明治四〇年二月二日)

③放火軍人 埼玉県児玉郡児玉町の田島大三郎同繁蔵と云ふは何れも勲八等瑞宝章被下賜の軍人なるが酌婦を口説いて肘鉄砲を喰はされし口

惜し紛れに群馬県倉賀野町飲食店大谷ハナ方に放火して高崎警察署に拘引さる(明治四〇年三月八日)

④帶動泥棒 愛媛県宇和島古町安田満と云ふは同地本町掛木長助方にて金六十一円を窃取したる事露顕して去る六日裁判所に送られたり此れが卅七八年役従軍勲八白色桐章一時金二百円被下賜の軍人とは呆れたものなり(明治四〇年三月二日)

(12) 吉田精一「第三部 観念小説と深刻小説」(『自然主義の研究』東京堂 一九五五年)。このような見解は、早くは福田清人「明治文学研究(一)」(『硯友社の文学運動』山海堂出版部 一九三三年)にも見られ、吉田精一の後は、森英一、坂本育雄らによっても指摘されている。

(13) 詳しくは拙論「広津柳浪「非国民」論——感化される者／されない者」(『阪神近代文学』第4号 二〇〇二年二月)を参照されたい。

※本文の引用は次の通りである。

「七騎落」——『柳浪叢書・後編』博文館 明治四三年(一九一〇)六月

「梅檀橋」——『新小説』明治三六年(一九〇三)五月

※引用に際して、旧字体・旧仮名遣いは適宜新字体・新仮名遣いに改めた。

二十世紀初頭における転換期の日本カトリック教会

——パリ外国宣教会と日本人カトリック者の関係を通して

山 梨 淳

はじめに

本論は、一九〇五年末に行われたローマ教皇使節の日本訪問に焦点をあて、日露戦争前後の時期における日本人カトリック者の活動や、教皇使節の訪問が当時の日本カトリック教会にもたらした一連の反響に着目することにより、二十世紀初頭に転換期を迎えつつあったカトリック教会の動向を明らかにする事を目的としている。この教皇庁の日本への使節派遣は、教皇ピウス十世 (Pius X) 在位期一九〇三—一九一三) が、日露戦争後の極東の平和の回復を祝し、戦時中に満州その他の地域のカトリック教会が日本により保護されたことに対して、明治天皇に感謝の意を表するために行われたものだった。教皇の命を受けたアメリカ合衆国のポートルランド司教のウィリアム・ヘンリー・オCONNELL (William Henry O'Connell) は、

一九〇五年十月二十九日、二名の随員と共に横浜に到着し、約三週間の滞日期間の間、明治天皇や桂太郎首相、小村寿太郎外務大臣をはじめとする各界の要人と面会を果たしている。その後、オCONNELLの報告を受けた教皇庁は、日本にカトリックの高等教育機関を設ける必要性を確認し、イエズス会を日本に派遣することを決定した。幕末期に来日したパリ外国宣教会によってカトリック宣教が再開されて以降、日本のカトリック教会は二十世紀初頭に至るまでフランスの宣教会や修道会の指導下に発展していったが、このオCONNELL教皇使節の訪問は、一九〇四年十月のスペインのドミニコ会の宣教師の来日に続く教皇庁の日本宣教政策の転換を象徴する出来事となった。¹⁾

このオCONNELL教皇使節の訪問は、教皇庁が極東の新興国日本における宣教の重要性を認識していることを示した出来事であり、ま

た、この訪問を機縁にイエズス会や聖心会の来日が実現されたため、当時より日本の教会関係者の間では画期的な出来事として評価されてきた。近代日本キリスト教史の概説的記述でもこの訪問の歴史的役割は一般に認められているが、特にカトリック史関連の刊行物では、使節の訪問が創立と深く関わっていた上智大学や聖心女子学院の校史^③や、高木一雄の近代日本カトリック史に関する著作^④などで、この出来事の関連資料の紹介が行われてきた。なかでも一九八〇年に刊行の開始された『上智大学史資料集』は、教皇庁やローマのイエズス会本部の所蔵資料を用いて、オコンネル来日の背景や経緯を具体的に明らかにした点で研究史上大きな意義を持っていたといえる^⑤。従来、一九〇八年のイエズス会再来日は、オコンネルが日本訪問後に教皇庁で行った意見具申によって実現への第一歩を踏み出したと考えられてきたが、ここで紹介された資料により、イエズス会の日本派遣の計画を抱いていた教皇庁が、オコンネルを派遣するに当たって、彼に日本の教会事情の調査を極秘に命じていたことが明らかにされたからである。また、欧文の研究では、イエズス会士テオドル・ゲツペルトによる英文著作『草創期の「上智大学」』が、十九世紀以降のイエズス会の日本宣教に向けた関心や二十世紀初頭における同会の来日を巡る諸動向を明らかにし、フランス人のオリヴィエ・シブルが、十九世紀末から二十世紀中葉までの教皇庁の極東（中国、朝鮮、日本）外交を扱った博士論文において、教会関係

資料やフランス外務省資料を用い、イエズス会の来日背景やオコンネルの日本訪問を論じている^⑦。

本稿は、これらの先行研究を踏まえつつも、さらに日露戦争後に行われた教皇使節の訪問が、明治後期に日本人信者の一部の間で醸成されつつあったパリ外国宣教会に対する批判的動向と関わりを持つていたことに着目するものである。日本のカトリック教会の教勢は、十九世紀末には停滞状況に陥っていたが、この現状に不満を覚えた日本人カトリック者の中には、パリ外国宣教会による独占的な司牧体制や同会の宣教方法にその原因を見出して批判するものがあった。教皇使節の日本訪問は、このような教会体制の刷新を願う日本人信者の期待に応えた一面があったが、教皇庁の権威に拠りつつ教会体制を変革しようとした彼らの行動は、フランス人聖職者の反感を招かずにはいなかった。パリ外国宣教会と日本人カトリック者との関係の考察を通して、二十世紀初頭における日本カトリック教会の様相の一端をうかがうことが可能となるはずである。

本論は、第一章で、二十世紀初頭に至るまでの近代日本カトリック教会の状況を概観し、イエズス会の再来日が実現した歴史的背景を振り返るなか、十九世紀末にはパリ外国宣教会の内部でイエズス会の来日を待望する声が生まれていたことに注目する。第二章では、二十世紀初頭、長崎教区の日本人司祭らによって進められてい

たイエズス会の日本誘致活動を取り上げ、教会体制の刷新を願った彼ら日本人カトリック者の現状認識を考察する。第三章では、日露戦争前後の時期における東京大司教区の新動向を、日本人司祭の前田長太だちやうたに焦点を当てて明らかにする。第四章では、日露戦争後のオコンネル教皇使節の日本訪問を取り上げ、その訪問が教会内でのような反響を呼んでいたのかを前田長太や彼の指導するカトリック青年会の活動に注目しつつ明らかにする。第五章では、教皇使節の訪問以降の東京大司教区における知識人活動の推移を追い、青年会の活動を中心にパリ外国宣教会と日本人カトリック者の関係を検討する。

一 オコンネル教皇使節の日本派遣の歴史的背景

1 パリ外国宣教会と近代日本のカトリック教会

近年、創立三五〇周年を迎えたパリ外国宣教会は、十七世紀中葉、海外宣教地で教会を設立し、現地人司祭を育成することを目的に設立されたフランスのカトリック宣教会である。同会は一八四四年に那覇へ上陸したテオドール・オーギュスタン・フォルカード (Theodore-Augustin Forcade) 神父を先駆けに日本のカトリック宣教にむけて活動を開始し、一八五九年に同会の宣教師はフランスの外交使節団の通訳として日本本国に入国を果たした。一八六五年の長崎浦上の潜伏キリシタンとの出会い以降、パリ外国宣教会の司祭

は彼らへの司牧活動を秘密裡に開始していったが、その活動は同地の信徒の弾圧を招き、宣教師たちが日本各地で活動を開始できるようになったのは、維新政府によって引き継がれていた迫害が西洋列強の抗議の後に終息した一八七三年以降のことである。

パリ外国宣教会の宣教師は、十六・十七世紀の日本で活躍した宣教師の後継者としての自覚を持って活動を行っていたが、彼らを取り巻く環境はキリシタン時代のそれとは大きく異なっていた。彼らは、同じく幕末以降に来日した英米系のプロテスタント諸派やロシアのハリストス正教会の宣教活動と競合しながら活動を行わねばならず、また、彼らは西洋の影響下に近代化の道を進む明治日本で、西洋社会と同様に反キリスト教的な思潮が普及していく状況と直面することになったからである。宣教地で「近代」に出会うことは、パリ外国宣教会にとって初めての経験だった。

明治時代は、日本におけるパリ外国宣教会の活動が本格的に展開を開始した黄金時代といってもよく、一八七〇年代から一九〇〇年代の初頭にかけて、同会から約一五〇名の若年の宣教師が来日し、近代日本のカトリック教会の礎を築いている。教会の制度も次第に整えられていき、日本代牧区（二八四六年に設立）が一八七六年に南北に分割されて北緯代牧区と南緯代牧区が設立され、一八八八年に後者から近畿、中国、四国地方が分離して、中緯代牧区が新たに設けられた。一八九一年四月、北緯代牧区から北海道と東北地方が

分離して函館代牧区が設けられ、同年六月には教階制が確立し、北緯代牧区は東京大司教区に昇格、残りの代牧区は、それぞれ函館、大阪、長崎に司教座をおく司教区に移行した。

二十世紀初頭（一九〇二年）の日本カトリック教会の信者の総数は、教会の統計によると、五万七一九五名であったが、その内訳は、東京大司教区で九五五一名、函館司教区で四六四三名、大阪司教区で三九〇六名であるのに対し、長崎司教区では三万九〇九五名に及び、同教区の信者が日本の総信者の七割弱を占めていた。このような長崎地方における圧倒的な信者の偏りは、同地には旧潜伏キリシタンの家系の信者が多数含まれていたことによる。また、当時、宣教師は各司教区にはほぼ均等に分散していたが、邦人司祭の数は長崎司教区が二十五名を数えて際立っていた（東京大司教の邦人司祭は四名、大阪司教区では二名、函館司教区では一名⁸⁾）。

パリ外国宣教会は、明治期に多数の宣教師を日本に派遣し、また、慈善・教育活動を発展させるため、フランスから男女の修道会を呼び寄せたが、日本全土に渡って宣教及び司牧活動を十分に果たすことができなかった。また、日本における物価の高騰は宣教会の会計を圧迫し、同会の慢性的な資金不足は教会建設や日本人伝道士の雇用に支障をきたしがちだった。

日本におけるカトリックの再宣教が、パリ外国宣教会によって開始され、同会が明治期に招致した男女の修道会もフランス系であっ

たため、カトリックの宣教活動はフランス人の事業とみなされ、その教勢はフランスの対日外交政策の影響をも被ることになった。⁹⁾ 一八九五年のロシア、ドイツ、フランスによる三国干渉の後、日本人の対仏感情は悪化し、日露戦争期までフランス人宣教師は時にロシア方のスパイとして嫌疑を受ける状況に置かれることになった。¹⁰⁾ 一九〇五年九月、日露戦争後のポーツマス条約への不満を原因として起った日比谷焼打事件では、本所教会が焼き討ちの対象となり、フランス人宣教師や修道女はフランス公使館に避難している。教皇使節オコンネルが来日したのは、このような不穏な情勢が過ぎてまない時期のことである。

2 「宣教地」日本を巡るイエズス会とパリ外国宣教会

イエズス会士フランシスコ・ザビエルによって十六世紀中葉に開始されたカトリック教会の日本宣教は、江戸幕府の厳しい禁教政策によって終わりを遂げることになった。イエズス会が再来日を果たして活動を開始するのは、パリ外国宣教会によって再宣教が開始されて以降、すでに約半世紀を経た一九〇八年のことである。しかし、イエズス会はそれ以前に日本への再宣教計画を抱いていなかったわけではなかった。

一七七三年に教皇から解散命令を受けたイエズス会は、一八一四年に復興後、次第に体制を整えていき、一八二九年に二十一代目総

長に選出されたヤン・ロータン (Jean-Philippe Roothaan) のもと海外宣教にも力を入れ始めて、日本における宣教再開の機会をうかがっていた。しかし、パリ外国宣教会のフォルカード神父が、一八四四年、イエズス会に先んじて那覇に上陸した結果、日本全土の宣教がパリ外国宣教会に委ねられることになった。このパリ外国宣教会による日本の宣教活動への先駆けは、イエズス会にとって意外の事態であり、彼らは、海外宣教活動を統括する教皇庁の布教聖省 (Sacra Congregatio de Propaganda Fide)⁽¹¹⁾ に抗議を行ったが、日本の再宣教の担い手を望んだ彼らの意思は認められず、同会は日本における活動を断念せざるをえなくなった⁽¹²⁾。もともと、フォルカードは、日本本国への入国を諦めて一八五一年にヨーロッパに戻った際、中国在留のイエズス会に今後の日本における宣教を委ねようと試みているので、特にイエズス会への対抗心が彼にあつたとは思われない。ただ、その彼の意向は、現地司教の権限を超えたものとして、布教聖省の認めるところとはならなかった⁽¹³⁾。

その後、布教聖省は日本におけるイエズス会の活動の再開に関して関心を失っていたわけではない。北緯代牧区のピエール・マリ・オズーフ (Pierre-Marie Osoy) 司教は、一八八五年度の宣教報告 (一八八六年三月二十日付) を布教聖省に提出した際、東京にカトリック系中等学校 (college) を設立する必要を認めた意見を書き添えたが、時の布教聖省長官ジョヴァンニ・シメオニ (Giovanni Simeoni)

は、同年六月二十二日付の返信書簡で、この構想に賛意を示して、その学校教育の実現のためにイエズス会に来日を要請することをオズーフに勧めたことがあつた。しかし、この時期すでにパリ外国宣教会からフランスのマリア会へ来日の打診がされており、その後同会から来日要請を受諾する連絡があつたため、この時期のイエズス会の来日の件はそのまま立ち消えになつた⁽¹⁴⁾。マリア会から最初の派遣者が一八八七年末から翌年初頭にかけて来日し、彼らによって東京に暁星学校が設立されている。

日本に派遣されたマリア会士らが渡航の途にあつた一八八七年末、駐ドイツ兼ベルギー公使に任命された西園寺公望は、ヨーロッパ到着の後に、教皇庁を訪問していた。西園寺は、教皇レオ十三世 (Leo XIII) に謁見した時 (一八八七年十二月七日)、フランス人宣教師による日本の独占的宣教の現状を改めて、多国籍の宣教師の協働からなる宣教体制への移行を要望する日本政府 (第一次伊藤博文内閣) の意向を伝えている。教皇庁と日本との間の外交関係は、一八八五年、レオ十三世が北緯代牧区のオズーフ司教を特派使節に任命し、明治天皇にその治世を称え、日本のカトリック信者の保護を求める親書を送ったことに始まるが、西園寺による教皇庁訪問はその答礼として行われたものだった。このフランス系宣教団体によるカトリックの日本宣教の独占状態を嫌つた日本政府の意向は、一八八五年の清仏戦争におけるフランスの勝利が日本社会に衝撃を与え、

その後、インドシナの植民地化政策を進めるフランスの東アジアにおける勢力拡大（一八八七年に仏領インドシナ連邦が成立）が危惧されたことと無関係ではなかった。¹⁵ パリ外国宣教会の宣教師はフランスのインドシナ侵略に協力的だったこともあり、日本で内地雜居問題が喧しかった当時、在日カトリック宣教師がフランスのアジア侵略の尖兵とみなされて非難を受けていたことが宣教会の『年次報告』（函館教区、一八九三年）からうかがえる。¹⁷

近代日本のカトリック宣教を開始したパリ外国宣教会が資金と人員の不足に悩まされ、プロテスタント諸派の盛んな宣教活動に大きく遅れを取っていることが認められると、十九世紀末には、パリ外国宣教会の在日宣教師の一部から同会の単独司牧体制に関して批判的な声があげられるようになった。その時に来日が要望されたのが、イエズス会だった。

一八八九年八月、北緯代牧区の司教オズーフ、中緯代牧区の司教フェリクス・ミッドン（Felix Midon）、南緯代牧区の司教アルフォンス・クーザン（Alphonse Cousin）らの集まった宣教師会議が大阪で開かれ、その後、彼ら司教の連名で、教皇あての報告書簡が作成された。教皇庁は日本の北緯代牧区（琵琶湖以北の日本を管轄する）を分割して、北海道及び東北地方を担当する教区を新設し、更に全代牧区を司教区に変更して、教階制を日本に導入することを企図したが、この会議はその計画を日本の司教団が論議するために設けられ

たものである。この会議後に作成された在日司教の共同書簡は、これらの教皇庁の計画を英断と称えつつも、パリ外国宣教会以外の宣教師団体を日本に招致することに關しては、現状では「まことに危険」とする意見が述べられている。¹⁹ 帝国憲法の施行や国会開設を控えて人心が不安定であり、また、近い将来に条約改正が実現して、宣教師が国内移動の自由を得たとしても、宣教師は何らかの形で官憲の監視下に置かれざるをえないことが予測されるので、日本の文化や社会事情に通じない新しい宣教師団体の来日は時機を得ていないというのが、その理由だった。

もっとも、この当時、在日宣教師の中には既にパリ外国宣教会による日本単独司牧に限界を認めているものが存在していた。オズーフの個人書簡によると、この大阪で行われた宣教師会議の時、実際には、他の宣教師団の来日を必要とするという意見を述べたものが一名、また別に、今後の時勢を見て他会へ来日要請することを考慮に入れるべきであるとするものが一名いた²⁰。ただ、会議での大勢の意見は、パリ外国宣教会による単独司牧の継続が望ましいという考えに落ち着いたため、報告書は他の宣教師団体の来日を時機尚早とするという線でまとめられたのだと思われる。オズーフ本人は、同年二月二十二日付の宣教会本部にあてた書簡で、宣教師が不足する現状を嘆き、他団体の宣教師の来日を望んでいるので、²¹ 本心ではこの共同書簡の内容に満足していなかったと思われるが、在日宣教

師の長として大勢の意見を在日宣教師の総意とすることに同意したのだろう。

ただ、その後、パリ外国宣教会の在日宣教師の間では、同会による単独司牧体制を改めて、他の宣教団体の来日を期待する声が大勢を占めないまでも次第に高まっていたようである。一八九四年十二月八日、フランソワ・ポーラン・ヴィグルー (François-Paulin Vigroux) は、オズーフに宛てて、イエズス会の日本誘致の是非について検討した長文の意見書を執筆している。⁽²³⁾ ヴィグルーは、当時、東京大司教区の副司教にして、司教座である築地教会の主任司祭という要職に就いていた人物である。この文書は、日本のカトリック教会の現状の体制が、宣教活動に向けて十分に整えられていないことを認め、有力な組織、即ちイエズス会の来日要請を提言したものだ。彼は、イエズス会の日本再活動の開始に対する教会内の反対意見に触れ、次にそれを反駁して同会の来日が教会の発展のために必要不可欠であるとする結論を引き出している。彼がこのような形で議論を進めていったのは、宣教会の中でイエズス会の来日に対する拒否感情が強いことを認め、それに対して具体的に反論をする必要を覚えていたからだろう。ヴィグルーは、勿論、在日司教が一八八九年八月にパリ外国宣教会による日本単独司牧の継続が望ましいという見解を共同書簡で教皇庁に伝えたことを承知の上で、この意見書を作成している。その論の内容は、おおよそ以下の

ようなものである。

日本は、教育・出版などの知的活動が盛んな文明国であり、他の東洋のどの諸国とも似ていない。ただ、その教育や出版活動は、西洋の反カトリック的な近代思想の影響を深く受けているため、この国の若年層への悪影響の可能性を憂慮せざるを得ない。その危機的な状況を是正するためには、教育及び出版の分野でカトリック教会が活発に事業を行う必要があるが、現状では、初等・中等教育や慈善活動が主で、出版事業も不十分な規模でしか行われていないので、教会の日本社会への影響力は極めて限られている。

カトリック教会の宣教活動が社会的影響力を持つためには、カトリックの高等教育機関を設立し、出版活動を盛んにさせていく必要があるが、現在、日本で活動している宣教会や修道会には、経済的にも人材的にもその余力がないため、他に資力と人材の恵まれた団体を新しく日本に呼び寄せることが望ましい。

男子修道会では、イエズス会に来日を要請するのが理想的であろう。同会の来日に関しては教会内でも反対意見が存在するが、以下の理由により問題はないと考える。

① 現在、もし新しい私立学校を設立しても、一般に学生は

社会的権威のある卒業証書を受領できる官公立学校への入学を選択するだろうから、カトリック系の学校を設立しても生徒が集まらないだろうという意見があるが、私立でも慶応義塾やプロテスタント系の同志社のように経営が軌道に乗っている例が存在する。もしイエズス会士が来日を果たした時には、彼らは日本の状況を仔細に調査したうえで、適切な学校経営を取るこゝとが期待できるので、問題は無い。

② 現在の日本政府は、キリスト教に距離を取っているため、イエズス会の来日を忌避する恐れがあるという見解があるが、カトリックは、プロテスタントと異なり、社会秩序を重んじる宗教であり、その点は日本の官憲にも評価されている。イエズス会の来日に関しては、特に社会の注目を受ける心配もないだろう。

③ 在日宣教師は、総じてイエズス会の来日に反対しているので、敢えてイエズス会に来日を要請する必要はないとする意見があるが、現在、それは宣教師の共通意見ではなく、幾人かの宣教師はイエズス会の来日の必要性を認めて公言さえしている。ただ、日々の司牧に追われた宣教師の多くは、現状を直視して、宣教事業の問題点に気付く余裕がなく、また大都市に住まない宣教師の場合、この国の知的活動の盛んな状況を知り、それに対する教会の無力を自覚する機会にも恵まれないの

である。

④ イエズス会が来日して、教育や出版事業を開始すると、既存の教会事業は、彼らの事業に圧倒されて否定的な影響を受ける可能性があるから、彼らの来日は望ましくはないという意見がある。しかし、イエズス会に依頼することになる高等教育事業は、在来の教会による教育事業とは競合しないし、また、今後、同会の事業がもたらす名声は、他の教会事業にも好影響を及ぼすことが期待できる。カトリック信者は貧困で、無教養という評価のある日本社会では、上流・知識階級が教会に近づこうとしないだけに、新たに高等教育を行う修道会の来日は大変望ましい。カトリック系学校の中等教育も一部の都市で行われていない現在、新たに中等学校も各地に設けていく必要があるだけに、イエズス会の来日は必要である。

⑤ もしイエズス会士を教育と出版事業のために日本に招致しても、将来、彼らは自分たちの教会を持ち、我々とは異なった方式で司牧を行うことを望むようになるかもしれない、恐らく、この危惧が宣教会内部でイエズス会の来日に反対が唱えられる最大の理由だろう。しかし、もしイエズス会の教会が多くブルジョワ・上流階級の貴顕紳士を集めることに成功したとしても、それに何の問題があるだろうか。社会のこの階級は、貧民の集会する我々の教会には新規に招き寄せることが難しい

だけに、むしろ望ましいことである。他の修道会との競合が教会内に混乱をもたらした過去の史実に囚われることなく、共生を試みるこそが重要である。その過程で不都合も生じるだろうが、利点は不都合を更に上回ることだろう。

⑥ 日本人は、知的好奇心の強い国民であり、我々だけでは彼らを十分に導いていくことができないが、学術方面に実績のあるイエズス会には可能だろう。⁽²³⁾ 同会は、日本近辺の上海に滞在しており、その会員は中国語の知識を既に身につけている。イエズス会の日本招致は、同会の力量ゆえに我々の中で危惧されがちであるが、他に来日可能な団体も稀である現状では、日本での活動を従来望んでいる同会を招致することに躊躇する理由はないと考える。

このように、東京大司教区の副司教の手になるこの意見書は、当時、パリ外国宣教会の在日宣教師の間でイエズス会の来日の是非に關して意見の対立のあったこと、そして一部では教会の発展のためにイエズス会の招致が不可欠とする意見が唱えられていたことを伝えている。ヴィグルーは、宣教会内部で根強い反対意見を抑えるためにか、教育と出版活動の両者の事業に限定することを前提にイエズス会を招致することを提言しているが、最終的に同会へ宣教地を移譲することを視野に入れているのは、この報告書から明らかであ

る。後にみるように、パリ外国宣教会の独占的司牧体制は、二十世紀初頭に日本人信者の一部から厳しい批判を受けることになるが、ここでヴィグルーの示した自己認識は、以後に日本人信者から同宣教会に向けられる批判を先取りしていた観がある。

もつとも、ヴィグルーの意見書が作成された後、パリ外国宣教会からイエズス会の来日に向けて積極的な働きかけが行われたわけではなかった。イエズス会が日本での活動再開に向けて意欲を抱いていることがパリ外国宣教会内で知られていたにもかかわらず、⁽²⁴⁾ イエズス会を招致する動きが生まれなかつた事情には、恐らく宣教師間でイエズス会への来日要請に關し、意見の統一を図ることが不可能だったことが考えられる。

世紀転換期になると、パリ外国宣教会の単独司牧体制が限界に達していることは外部にも明らかになっていったようであり、フランスの駐日全権公使ジュール・アルマン (Jules Hamard) は、一八九九年の本省宛て外交報告で、パリ外国宣教会による日本司牧には無理のあることを認め、フランスから別にドミニコ会やイエズス会などの修道会を日本に派遣して、管轄地域を一部移譲することが望ましいと書いている。⁽²⁵⁾ 彼が、新たなフランスの修道会の来日を望んでいるのは、当時の共和政フランス政府にとって、海外で活動するフランス人宣教師は、海外におけるフランスの影響力の維持・拡大に貢献する存在として評価されていたからである。

3 二十世紀初頭におけるイエズス会来日前夜の動向

イエズス会が来日に向けて再び本格的に動き始めたのは、二十世紀初頭のことである。当時、上海に滞在していたドイツ人イエズス会士の東洋学者ヨゼフ・ダールマン (Joseph Dahmann) は、一九〇三年十一月から翌月にかけて日本に滞在したが、彼は、十二月三日 (日本の守護聖人であるフランシスコ・ザビエルの祝日) に、京都からローマのイエズス会本部に宛てて日本の教会の現状に関する考察を記した書簡を送っている。彼はその報告で、知識活動が盛んな日本では、知識階級に向けた宣教が将来の教会の発展のために重要なことを論じ、そのため、日本の宣教活動に日本社会で多大な文化的影響力をもつドイツの宣教師が加わることが望ましいという意見を述べている。⁽²⁶⁾

ダールマンの来日目的は、日本のカトリック教会の現状を視察し、イエズス会の再来日の可能性を实地に検分することにあつたのだろう。⁽²⁷⁾ 一九〇五年にヨーロッパに戻った彼は、日本の教会に関する覚書を教皇庁の國務長官ラファエル・メリー・デル・ヴァル (Raffaello Merry del Val) に提出し、七月三日、教皇ピウス十世に謁見を果たした際、彼は教皇からイエズス会の日本での活動の再開を期待する言葉を賜っている。⁽²⁸⁾

このダールマンの日本訪問が行われた頃、イエズス会の再来日を待望する声が様々な教会関係者からあげられていたことをテオドー

ル・ゲッペルトは指摘している。それは、パリ外国宣教会の在日宣教師、長崎教区の日本人司祭、シトー会の修道士エルネ・シエギ (Erno Seegy) らの動向である。⁽²⁹⁾

パリ外国宣教会の宣教師に関して、ゲッペルトは、鹿児島在住のエミール・ラゲー (Emile Regue) と久留米在住のミッシェル・ソーレ (Michel Saurel) の二人の長崎教区の神父がそれぞれイエズス会に宛てた個人書簡の中で、イエズス会の来日を期待している文章が存在することを指摘している。ただ、両書簡ともそれぞれ九州地方の教会建設に際してイエズス会に寄付金を求めたものであり、両人のイエズス会の再来日を期待する言葉が社交辞令の域を超えるものであったかどうかは定かではない。⁽³⁰⁾ ただ、これらの書簡は、当時の長崎教区の宣教師にイエズス会の将来の来日を歓迎する者がすでに複数存在していたことを示している。

また、ゲッペルトは、イエズス会の来日前夜の動向の一つに、シトー会のエルネ・シエギ (駐日オーストリア・ハンガリー帝国大使の一家の家庭教師を務めていた) が、教皇庁に赴いた折にイエズス会の来日の必要性を訴えていることをあげている。これは一九〇四年頃のことと思われるが、エルネ・シエギの後年の回想によると、当時の布教聖省長官ジローラモ・マリア・ゴッティイ (Girolamo Maria Gotti) に日本の教会の陥っている沈滞状況を伝えたところ、長官はその事情を把握済みであると答え、彼はその時の会話を通して、教

皇庁がすでにイエズス会の日本派遣を検討しているとの感触をえたという。⁽³¹⁾

ただ、イエズス会の再来日が実現されるにあたって最も重きをなしたのは、長崎教区の日本人司祭の活動といえるのではないだろうか。何故なら、彼ら日本人信者のイニシアティブがなければ、ダールマンの来日もありえなかったかもしれない。その場合、イエズス会の再来日の実現も実際の経過とは異なっていたかもしれないからである。

長崎教区の日本人信者は、上海のイエズス会士と接触するのみならず、日本のカトリック教会の現状を批判して、イエズス会の来日を求める文書を各所に送っていた。これらの意見具申は、他ならぬ現地の教会関係者の提言であるだけに、イエズス会本部や皇庁の政策決定においても参考に付されていたのではないかと思われる。次章で、二十世紀初頭の長崎教区におけるこれら日本人カトリック者の動向を具体的に明らかにしていこう。

二 長崎教区の日本人カトリック者とその教会改革の志向

カトリック再宣教の開始以降、カトリック信者の大多数を占めていた長崎教区では、二十世紀初頭に至ると、パリ外国宣教会による単独司牧の体制を問題視する日本人信者の声が表面化するように

なっていた。同教区の一部の日本人司祭や信徒らは、パリ外国宣教会による宣教活動が近代化の進む日本の現状にそぐわない旧態依然のものともなし、宣教活動を活性化させるため、イエズス会などの有力修道会の来日に望みをかけていたのである。

長崎教区で教会改革を目指した信者の中心人物であった平山牧民（要五郎、一八五九—一九一八）は、長崎県五島地方の隠れキリシタンの家系の出身者で、長崎の神学校で学んだ後、一八八九年二月に司祭に叙階した人物である。二十世紀初頭、佐賀の小教区⁽³²⁾を担当していた平山は、パリ外国宣教会の独占的司牧に不満を抱いていた長崎教区の他の二人の日本人司祭とともに、「イエズス会の誘致運動を計画、両者の競合司牧により現状の改善を意図して、当時上海に来ていたイエズス会会員に会いに行くとともに、ローマに対し現状の告訴とイエズス会を長崎教区に誘致する請願書を送った⁽³³⁾」。しかし、教会体制の刷新を願って、イエズス会の来日の実現に向けて働きかけた日本人司祭の行動は、当時の長崎司教クレーザンの強い反発を買い、彼ら日本人司祭は司祭職から放逐されることになった。

この内の司祭の一人は後に教会と和解したが、平山ともう一人の司祭は、生涯、教会に戻る機会がなく、一九一八年に平山が亡くなった時、神父の立ち会いはなかったといわれる。しかし、地元信者の間ではその悲劇的生涯が忘れさられることはなく、彼らの働きかけによって平山が長崎大司教から特赦を受けることができたのは、

彼の死後、半世紀を経た一九七一年のことだった。教会内の不祥事として長らく表沙汰にされることのなかった平山の活動も、佐賀教会が一九八四年に出版した『佐賀カトリック教会史』で公にされるに至っている。

平山と彼の同志がイエズス会の日本誘致計画をいつ頃から抱き始めたのかはよくわからない。彼らが無慮にこのような司祭の裁量を超える挙に出たとは考えにくいので、恐らく相応の期間、教区内で上長に進言するなり一定の改革の努力をしていたと思われるが、内部からの変革が不可能と悟った末に彼らはこのような行動に踏み切ることを選んだのだろう。

先に確認した通り、パリ外国宣教会の在日宣教師の一部では、十九世紀末よりイエズス会の来日が必要とする意見も唱えられていた。長崎教区の日本人司祭らが、その事実を承知していたかどうかはわからないが、少なくとも彼らの眼にはパリ外国宣教会がイエズス会の招致に熱心であるとみえなかったことは事実だろう。

また、当時、彼ら日本人司祭が、自分たちの司教を批判してまでも、あえてイエズス会の誘致に向けて捨て身の活動を行った背景の一つには、近代化の進む日本で道徳が退廃していくことへの彼らの憂慮が関わっていたようである。平山は、一九〇二年、佐賀教会の信者を前に「教育と宗教との関係」という講話を行っているが、そこで彼は、日本の「物質的文明の進歩は、開国以来未曾有なるにも

係わらず、道徳界の状態はいかん、遅々として進歩せざるのみか、却つて退歩の形勢なり」と語っている。この言葉は、日本人カトリック者としてその状態を座視するに忍びないという彼の危機感を物語るものだが、しかし、また彼が、「今日我邦の人が物質的文明のみ走れるのは、他日大いに靈性的文明界に跳渉らんとて、退き身がまえしつつかあるのではないかと思う」という考えを述べているように、将来の日本における宣教の成功に大きな期待を掛けていた。⁽³⁶⁾ カトリック司祭として退廃状態に陥っている日本を救うにはカトリック教化以外に道はないという信念をもっていただけに、日本のカトリック教会が、プロテスタントの隆盛と比較して大きく後塵を拝し、宣教活動を行う体制が十分に備わっていない実情を許しがたかったのだろう。

平山は、一九〇二年に行われた上海訪問で、同地のイエズス会士と接触し、イエズス会の来日を希望する旨を伝えていたが、このような行動は間もなくパリ外国宣教会の知るところとなり、翌年七月、彼は聖職活動の停止処分を受けていた。⁽³⁷⁾ しかし、平山の積極的な活動は功を奏し、一九〇三年末にはイエズス会のダールマン神父の日本訪問が実現されることになった。来日中、ダールマンは日本の教会で客人として遇されていたが、その訪日が平山の上海訪問を受けたものであることをクレーザン司教は承知しており、当時の彼の書簡には、来日中のイエズス会士が平山の行状をパリ外国宣教会の

神父から知らされた時、「驚いて少し困惑した」様子であったと報告されている⁽³⁸⁾。

平山らは、一九〇二年の上海訪問後、イエズス会に来日の動きがみえないことに失望したのか、パリ外国宣教会の司牧する教会の現状を批判して、イエズス会の来日の必要性を訴える意見書を、教皇庁を含め、国内外の教会関係者に送るという行動を取るに至っていた。このような振る舞いは、当然、パリ外国宣教会の反発を呼んだようであり、二回に渡って嘆願書を受け取ったオズーフ東京大司教は、一度目にはクーザンに手紙を宛てて彼らのために祈るように願うだけにとどまっていたが、二度目に受け取った時には、送付してきた日本人信者に向けて、司教に服することこそ信者の務めであるとたしなめる返事を送ったという⁽⁴⁰⁾。

ダールマンが日本に訪問していた時期に、平山は、教会改革の必要を唱えた「具申書」を東京大司教や各地の司教に送るという行動に出っていたが、これは彼の最後の教会関係者へ向けた訴えとなったようである。平山は、この「具申書」を、滞日時のダールマンのイエズス会本部宛ての報告書と同様に、一九〇三年十二月三日（フランススコ・ザビエルの祝日の日）に執筆している。既に教会当局から処分を受けていた平山は、聖職から追放される覚悟の上でこの行動を取っていたものと思われる。

平山の「具申書」は、翌年の六月頃、長崎地方の信徒の手によつ

て教皇庁へ送付が試みられたことから鑑みて、一九〇三年末から翌年の初頭にかけての間に、平山は長崎教区で破門かそれに近い処分を受けていたのであろう。日本人信徒による教皇庁への直訴行為は、平山の考えを支持する彼らが、平山の活動が失敗に終わった事態を確認した後には試みたと考えられるからである。

この平山の作成した「具申書」と、長崎教区の信徒らがこの「具申書」を教皇庁に送付する際に添付した「謹奏書」（一九〇四年六月十日付）は、現在、布教聖省の文書室に所蔵されている⁽⁴¹⁾。長崎地方の日本人信者の訴えが、当時、日本国外でどれだけ関心を集めていたのかわからないが、これらの文書が教皇庁の許にまで届いていたことは重視されなければいけない。これらの文書の内容は現在まで日本カトリック史研究において紹介される機会がなかったが、当時の長崎教区の日本人司祭や信徒らが教会の現状をどのように認識し、またその状況の改善を望んでいたのかを伝える重要な資料と考えられるので、以下、その主張の内容を一通り確認していこう。

平山は、「具申書」の序文で、司教と自分の関係は、宗教上、「君臣父子」の関係にあり、「その思う所、その欲する所を意に介することなく申上ることこそ忠臣孝子の本分ならんか」と断り、パリ外国宣教会とは別個の修道会の来日を実現させることにに関して、日本の「宣教の当局者」たる司教らの善処を懇願している。この序文に続き、「具申書」の本文は、「日本の地位」、「日本の国民」、「日本の形

勢」、「各宗の教勢」、「布教の機関」、「布教の運動」、「世人の信用」、「信徒の人物」、「布教の方法」、「仏国の事情」の全十條から構成されている。

一条、日本の地位

平山はまず、東洋の要衝を占める日本におけるカトリック宣教の成否は、ただ日本のみならず、将来におけるアジア全体の宣教の成否に関わる重要性をもつことを確認する。

二条、日本の国民

それにもかかわらず、現在の日本では、人口比にして五万人に一人しかカトリックの信者がいないことを嘆き、そのような状態を黙視せざるをえないカトリック教会の状況は如何と問うて、次のような強烈な批判の言葉を書き連ねている。

長崎教区の教会は靈父と云わず、信者と云わず、上下合い通じて腐敗せり。之を形容して例立てて云わんか。新約に立てば羅馬書第一章二六、二七、コリント書第五章一に於ける醜態とても評すべきか。旧約に立てば創世記に於けるソドムとゴモラの淫行とでも云うべきか。今や長崎教区の教会は「警女が警女手引させば二人ながら溝に落つべし」というあわれな不幸の境遇

に際しつつあり、豈憐れむべき状態ならずや。

そして、長崎地方には、隠れキリシタンであった先祖の教えを守り続けて、カトリックの信仰に戻らないままの人々が多数存在していることを確認し、彼らは先祖が教えを受けたイエズス会が再び来日することを待ち望んでいると指摘する。そして、イエズス会が再来日を果たせば、多くの「離れ」キリシタンがカトリックに帰正するのみならず、日本社会のカトリック化の進展、及び、教会内部における腐敗の洗浄が期待できると論を進めている。

三条、日本の形勢

第三条で、平山は、まず、日本が憲法により信教の自由が認められている先進文明国であることを確認した後、教会内には他の宣教会を日本に呼び寄せるのは時期尚早であると考える者が存在するが、そのような意見は「時勢観察眼を失したる者の言」と批判を加えている。恐らく、これはパリ外国宣教会の宣教師の中にこのような考えを持つものがあることを念頭においた批判であろう。

次に、彼は、二十世紀初頭にプロテスタント各派が合同して行った二十世紀大挙伝道を取り上げて、プロテスタント信者の宣教に対する熱意を指摘し、各派に分裂したプロテスタントですら、このような協力体制が可能であるのにもかかわらず、分裂の存在しないカ

トリック教会において、他会派が来日して宣教に協力することを拒む理由がどこにあるのかと訴える。

続いて、平山は、当時、キリスト教青年運動の世界的指導者であったアメリカ人のジョン・モット (John R. Mott) が一九〇〇年に来日した際、彼が東洋の伝統的諸宗教が衰えつつある現在こそがキリスト教の宣教において最適の時期であることを認めたその発言を至言と評価している。また彼は、モットが、「宣教師を派遣するには無能なる多くの人を送らむよりは二三の非凡なる人物を選みて送るを可とする」という意見を述べたことに共感を示し、日本のカトリック教会も「非凡なる」イエズス会を呼び寄せることを是としている。

四条、各宗の教勢

第四条で、平山は、一九〇二年度の各キリスト教派の教勢の現状を取り上げ、カトリックの信者数 (五万七一九五) とプロテスタント諸派 (五万五二二二)、正教 (二万七二四五) のそれとを比較している。信者総数からみれば、カトリックのそれが最も多いが、その内実は隠れキリシタンの子孫 (約三万三千) が大部分を占めているため、新たに獲得した信者の数 (二万四千) のみを比較すれば、カトリックのそれが最も少ないことを指摘する。

このようなカトリック教会の宣教が低調な原因を、「教役者とい、布教費と云い、万事が整備せざる」ことに求め、新しく他の修

道会を日本に呼び寄せる必要性のあることを述べている。

五条、布教の機関

第五条で、平山は、日本のキリスト教界で、宣教従事者の数や宣教資金、また教育や慈善事業の規模において、最も優位に立っているのはプロテスタント各派の教会であり、カトリック教会はこの現実を認める必要があることを指摘する。彼は、「何の社会といい、何の事業といい、時運の進歩に伴い其の機関も生長発達即ち拡張せらるるこそ通則なるに独り我が公教会のみ之に反して漸々退歩しつつあり」と慨嘆している。

平山は、長崎教区における神学校教育が旧弊で問題点が多く、同校の神学生が改革を願っても司教に聞き入れられるところにならなかったことに触れ、この神学校が潜伏キリシタンの「発見」者として名高いベルナル・プチジャン (Bernard Petitjean) 前司教の遺産によって設立されたものであるだけに、「クーザン司教たるもの故プチジャン司教に対して何の面目かあらん」と批判している。そして、長崎の学校が、「大神学校」であるのは名ばかりで、且つ、長崎、仙台、東京の各神学校に在籍する生徒が併せて四十七名しかない現状は、カトリック教会の前途にとって大変心細いものであることを訴える。

そして、彼は、一般の学校に関しても、プロテスタントの宣教師

は、学校を「全国至る所、枢要の地」に設けて、それらの学校出身者が各地の中学校に赴任して教えているため、たとえその教師がプロテスタントの信者でなくとも、生徒は自然に「新教的臭味」に染まってしまうとプロテスタントの優位を指摘する。

次に、平山は、プロテスタントには、資産家、実業家、政治家、学者、官吏など「中等以上の人」が多いのに対し、カトリック教会は、世間一般では「島人山人無学文盲多くは田野生の愚夫愚婦の信徒のみ」と思われて軽蔑されていることを指摘する。このようなプロテスタント教会の宣教成果と大きな差が生まれるのも、カトリック教会の宣教当事者が宣教方法のあり方を十分に反省しないからであると批判する。

平山は、カトリック雑誌『声』の記事を引き、カトリック教会の信者の献金総額がプロテスタントのそれに比べて相当劣っていることを確認する。⁽⁴⁾この『声』の杜説は、カトリック教会の献金額の少なさを信徒の不熱心に帰しているが、平山は、むしろ、プロテスタントの信者は資産家の社会的有力者が多数を占めているがゆえに、プロテスタント教会は自然に多額の献金を受けとることが可能なのであると指摘し、「声誌の観察ここに至らざるを惜しむ」という意見を付け加える。

六条、布教の運動

第六条で、プロテスタント教会が二十世紀大挙伝道など多額の活動資金を投じて時勢に応じた活発な宣教活動を行い、活動地域を広げて、信者数も増やしているのに対し、カトリック教会の現状は、「年々布教費を削減し、時運の進歩社会の発達と伴わず」と慨嘆せざるをえない状況であることを述べる。

七条、世人の信用

第七条で、平山は、世間一般では、キリスト教がプロテスタントとほぼ同義語になっていることを確認し、それは、カトリック教会が、「社会の時運に伴わざるを以て社会外のもの」とみなされ、歯牙にかけられないからであると指摘する。彼は、世間のカトリック観の一例として、「天主教は陰れて世に陽れざるを以て社会に知る者少なし」という故星亨の言葉を引いている。

八条、信徒の人物

第八条で、平山は、プロテスタントの信者は、教育事業や、実業界、政界などの様々な分野で活躍しているが、カトリックの信者は村長をつとめる人さえいないのが現状であると嘆じている。教育活動に力を入れているプロテスタントは、青年層に影響力をもつがゆえに、その前途は明るいであろうという見通しを述べ、将来におけ

る成功が、現在の青年層の獲得に掛かっているがゆえに、日本のカトリック教会は、「教育的布教を以って基督教社会に冠たる」イエズス会を呼ぶ必要性があることを強調している。

九条、布教の方法

第九条で、平山は、宣教方法には、はじめに上流階級の信者を獲得して、それから下層階級に影響を及ぼしていく方法と、逆に、下層階級への宣教を最初に行った後に、上流階級へ向けて影響を及ぼしていく方法との二通りのあることを論じている。そして、彼は、「我が邦の如く忠君奉公の念に富み天皇陛下を神の子孫などと信じている国民」には、「上より下へ宣伝する」宣教会こそが必要となるため、この方法を活動方針とするイエズス会こそ「日本の国情に適合する宣教会」であるとする。また、今日の日本人は、奇よりも智を好むが故に「智育的布教をなす宣教会にあらざれば到底智を好む日本人の意気に投ずること能はず」とし、多数ある修道会の中でも、最も「智育的の方針」をもった宣教会として、イエズス会に若くものはないとする。

十条、仏国の事情

第十条で、平山は、現在のフランスでは共和政府によって反教権政策が採られているために、フランスの宣教会が、今後、日本に

宣教師を派遣する上では支障がうまれる恐れがあるという展望を述べ、⁽⁴⁵⁾また、フランスはロシアの同盟国であるため、フランスの宣教会が日本で宣教を行うことは国民感情的にも好ましくなく、「各国人の雑集せる」イエズス会こそが、現在の日本のカトリック宣教の担当者⁽⁴⁶⁾にふさわしいとする。

以上に見てきたように、平山の「具申書」は、日本のカトリック教会の教勢の不振を、パリ外国宣教会の活動が近代化を進める日本の現状に対応していない事情に原因を求め、その閉塞状態を打開するために、教育・研究活動を重視し、成員が国籍を超えて構成されていたイエズス会の来日の必要性を提言したものであった。⁽⁴⁶⁾このような彼の意見は、幕末の再宣教開始以降、日本の教会体制を築き上げてきたパリ外国宣教会の営為を強烈に批判したことを意味する。当時の日本人司祭がすべてパリ外国宣教会の司牧下に育てられていたことを考えると、宣教活動の不振と教会の墮落を導いたのがパリ外国宣教会であることを指摘する平山の主張は、宣教会の側からすれば忘恩的行為とみなしても致し方のない面もあったといえよう。

クーザン長崎司教は、当時の書簡で、日本人信者が宣教師に関して「行状がひどく、信者を欺き、イエズス会に対してあらゆる種類の中傷を振りまいている」存在とみなして批判していることを取り上げ、そのような彼らの活動を「虚言、中傷、虚偽」に満ちたもの

であるとは非難していた。⁽⁴⁷⁾ クーザンは、無論、イエズス会に個人的敵意を抱いていたわけではなく、また、教会の更なる発展のためにはイエズス会の活動を必要とするという考えは、賛否を別にして彼にとつても理解可能なものだったはずである。⁽⁴⁸⁾ ただ、日本人信者のイエズス会に対する期待がパリ外国宣教会に対する低評価と不可分であり、彼らが長上の立場にある司教に対して直接的な批判活動を行う以上、クーザンは彼らの要望を不正なものとしなして耳を傾けることができなかつたのだろう。⁽⁴⁹⁾

先に確認したように、長崎地方の信徒らが、一九〇四年六月、平山の「具申書」を教皇庁に宛てて送付を試みたのは、平山の意見具申が最終的に成功をみなかつたことを確認し、日本の教会内部からの自己変革が不可能と判断したからであると考えられる。この時に平山の「具申書」に添付して同送された信徒の手になる「謹奏書」も、平山の主張と同趣旨の意見が披瀝されており、彼らは、この文書で、「プロテスタント各派の活発な宣教と比較してカトリック教会の活動が沈滞状況にあることを認め、「日本救霊上に於いて日本に縁ある会」であるイエズス会の来日を訴えている。

クーザンは、日本人信者らの批判活動の責任を平山などの司祭のみに帰しており、彼らを支持していた一般信徒に関しては、ただこれらの聖職者の甘言に釣られただけであるとみなしていた。そして、平山が次第に周囲から見捨てられていくにつれ、彼を支持し続

ける少数の信徒だけがイエズス会の来日を期待して無益に待ち疲れている状態であると彼は書簡に記している。⁽⁵⁰⁾ しかし、平山が教会から排斥されてから後も、司教や宣教会を批判する文書を作成していた日本人信徒の主体的な活動をみるならば、平山を支持する日本人信徒を彼の扇動に乗せられただけの受動的存在とみなしたクーザンの観察は皮相なものだったといえよう。

この長崎の信者の教会改革を目指した動きが、当時、日本各地の教会関係者の間でどれだけ知られるところになつていたのかわからない。ただ、後にみるように（第四章第五節Ⅱ）、東京で発行されていたカトリック雑誌『声』には、平山らの教会批判の主張に対して、批判対象を明示してはいないが、反論を加えている論が掲載されているので、教会がこのような動向の拡がることに対し警戒をしていたことは事実と思われる。

なお、平山の支持者と思われる長崎教区の信徒らは、オコンネル教皇使節の来日時に、日本の教会の改革を訴えた「請願書」（一九〇五年十一月十日付）を作成し、それを何らかの手段で彼に届けることに成功している。⁽⁵¹⁾ オコンネルは、教皇庁へ報告に向う途次に長崎に立ち寄っているのです、この間に彼らの文書を受け取る機会があったのだろう。

この「請願書」は、一九〇四年に実現したドミニコ会の来日を評価し、「教皇陛下の大使が今回来朝せられしは日本に於ける布教の

刷新に就いても使命の帯ぶる処あらんと信ず」という一文が存在するように、長崎地方の一部信徒が教皇庁による日本宣教政策の変化に期待を寄せたものだった。この文書も、過去の長崎教区の信者の請願書と同様に、日本のカトリック教会の教勢がプロテスタントと比較して大きく劣ることを認めて、イエズス会の再来日を求めたものであり、依然、日本人信徒の間で平山の計画への支持が失われていなかったことが理解できる。事実、その文面には、司教が「信徒を圧抑し、安逸を計り、姑息の主義を執り、布教に熱誠ならず、而も伝道宣教に熱誠なる神父の伝道等は忽ち排斥し、教会内部一致せず」という文句があるが、これは教会当局による平山神父らへの処遇を暗に批判したものと受け取れる。

この「請願書」の内容は、オコンネルが訪日後に教皇庁へ提出した「報告書」に紹介されたため、長崎教区の信者のイエズス会来日に対する願望が関係者の間に知られることになった。⁽²²⁾ 教皇庁の国務長官メリー・ゲル・ヴァルは、ゴッティ布教聖省長官に宛てた書簡（一九〇六年三月三十日）で、この「請願書」に言及し、「慎んで特にお願ひ申し上げます。古い時代から私どもと関係のあるイエズス会士を私どもにお送りください」という何人かの日本人カトリック教徒の願ひにも注目しなければいけません」という意見を記している。⁽²³⁾

二十世紀初頭に長崎教区の日本人司祭や信徒が作成したこれらの

文書の存在は、同地方の信者の一部の間でパリ外国宣教会に対する批判感情が相当根の深いものあったことをうかがわせるものである。恐らくその彼らの同宣教会に対する失望には、潜伏キリシタンの子孫が大部分を占めていた長崎地方の信者の間において、キリシタン時代にカトリック教会が大きく発展した歴史が輝かしい過去として脳裏にあったという事情も関わっていたかもしれない。彼らには、信仰を守ってきたキリシタンの子孫としての誇りがあっただけに、再宣教後のカトリック教会の発展が芳しくない現実を前にして、宣教責任者であるパリ外国宣教会の力量をより深く問わざるをえなかったのだと思われる。

もともと、当時の長崎地方の日本人信者にとって、キリシタン時代のカトリックの隆盛の「記憶」は、直接、先祖から伝えられたものではなく、再宣教以降に改めて彼らが「学習」したものである。現実にはキリシタン時代の日本の宣教は、ドミニコ会、フランシスコ会など遅れて来日したスペイン系托鉢修道会の活動が、先発のイエズス会との間で摩擦を引き起こすなど必ずしも理想通りに行われたとはいえなかったが、信者にとっては遠い過去であるだけに当時の教会の状態が理想化されて映っていたのだろう。

それでは、このような長崎教区の日本人カトリック者が強い危機感を抱いていた教会の現状に対し、同教区のパリ外国宣教会の宣教師らは、当時、その状況をどのように認識していたのであろうか。

パリ外国宣教会の『年次報告』をみても、教会の資金不足やプロテスタント側の教勢に対するカトリックの劣勢は認められており、また、宣教師が、知識階級や中・上流階級への宣教の重要性を認識していたこともうかがえる。⁽⁵⁴⁾

平山が、「具申書」で、長崎の神学校の現状を旧態依然と批判していたことは、先に見た通りであるが、この点に関して、クーザン長崎司教も、宣教会のパリ本部へ送られた一九〇三年度の『年次報告』に次のように書いている。

皆さんもお気付きのように、数年前から我らの神学校の生徒の数は減少している。その原因は、我らの日本人司祭のだれも資産をもっていないこと、宣教会は神学校に滞在中の神学生のすべての必要をみだし、また、叙階後も司祭たちの必要をみだしてゆかなければならないことにある。数多い聖職者たちの生活を維持してゆくためには、我らに資産が必要なのだが、まさにそれが我らに欠けている。⁽⁵⁵⁾

事実、長崎公教神学校は、一九〇〇年度に卒業生を出して以降、一九〇五年まで司祭叙階者を出していない。⁽⁵⁶⁾ 十九世紀末に、同校の教師を務めていたアルフレッド・ルセル (Alfred Roussel) は一九〇〇年にクーザン司教に辞任を申し出ているが、その手紙で自分には

その任を負う力量のないことを訴えている。⁽⁵⁷⁾ ただ、ルセルは、宣教会を退会した後、東京大司教区に移って、同地でパリ外国宣教会の発行したフランス語学術誌『メランジユ Melanges』の編集や、学生向け寄宿舎 (育英塾) の運営事業に協力していることから、彼は知的活動に関心の強い人物であったと思われるので、この辞任理由は建前上のもではなかったかと思われる。平山の「具申書」の記述内容を考え合わせると、この時期、長崎の神学校は、資金不足に加えて、運営面においても混乱が生じていたのかもしれない。また、当時の長崎教区の司祭で、高等教育の関連事業に関心を持っていたクラウデイス・フェラン (Clausius Ferrand) も一八九九年に東京大司教区に移り、後に見るように、同地で学生向け事業に携わっているが、⁽⁵⁸⁾ これらルセルとフェランの二人の司祭の事例からみて、当時の長崎教区には知識人活動に関心を持つ宣教師の希望をも受けられる環境が備わっていなかったと考えられる。

三 世紀転換期における東京大司教区の新動向——日本 人司祭前田長太とその知識人活動を中心に

前章でわれわれは、二十世紀初頭、長崎教区の日本人カトリック者の間で教会の変革への期待がみられることを確認したが、東京大司教区においても世紀転換期には新しい動きが始まっていた。ただ、イエズス会の誘致活動を計画して、教会関係者への直訴行為に

まで及んだ長崎教区の神父や信者とは異なり、東京大司教区の日本人カトリック者は、一部のフランス人宣教師と協力しながら、様々な知識人活動の試みに着手しつつ、時代に対応しようとしていた。

この両司教区における状況の相違^⑨の背景には、多数の信徒の司牧が中心的な仕事の一つであった長崎教区とは異なり、東京大司教区では、新信者の獲得が重要課題であり、教会は時代の波に直面しながら新しい試みを行わざるをえなかったという事情がある。もともと、東京大司教区においても、日本人信者の「改革」志向は、必ずしも当時の宣教師の間で好意的に受け止められたわけではなかった。

本章では、以下、二十世紀初頭における東京大司教区の新動向を日本人神父の前田長太に焦点を合せて論じるが、新カトリック雑誌の刊行、青年会運動の育成などそれらの動きは彼を中心の一つにして行われたと考えられるからである。そして、その活動は日本人信者の孤立した営みではなく、彼と志向を共有するパリ外国宣教会の宣教師との協働の上でなされたものだった。ただ、日本人の若手カトリック知識人の活動に期待を寄せるフランス人神父も存在していたとはいえず、このような「進歩」的な考え方もつ宣教師は、当時少数派であった。後に確認するように、このような新しい潮流は一九〇〇年代後半に挫折を迎えることになるが、それは彼らの活動が宣教会の主流と摩擦を引き起こしてしまった結果でもあった。本章

では二十世紀初頭における東京大司教区の状況を確認し、次に日本人神父の前田とその協力者らの活動を見ていこう。

1 二十世紀初頭の東京大司教区の状況

二十世紀初頭、長崎教区の平山牧民や一部信徒らは、日本のカトリック教会の劣勢をプロテスト各派の活発な活動と比較して、教育活動や知識人に対する働きかけの弱さにあることを認め、中・上流階級を主要対象にした宣教の重要性を指摘していた。一方、東京大司教区では、パリ外国宣教会や日本人信者は、既に十九世紀末よりこのような活動の必要性を認識して、様々な試みの実行に移っていた。

パリ外国宣教会による定期刊行物の出版事業は、一八八〇年に『公教万報』の刊行によって始まって以来、様々な雑誌が発行されてきたが、短命に終わる傾向があり、また、発行部数も少ないため、教会外への十分な影響力が期待できないことは、教会関係者にも認められていた。^⑩ただ、その中でも、一八九一年に京都で発刊された『声』が、例外的に長命を保ったことは特筆される。この『声』は、一八九九年に東京大司教区に移管された後、クレマン・ルモアヌ(Clement Lemoine)神父の経営する書店の三才社から発行が行われ、それ以降、この雑誌は発行責任者の変更や一時の休刊を経ながらも、教会の機関雑誌として長らく刊行(二〇〇二年に廃刊)され

た。⁽⁶¹⁾

二十世紀初頭、『声』は、主筆のルモアヌのもとに数人の日本人伝道士が集まって、編集が行われていた。⁽⁶²⁾日露戦争前の時期の同誌の記事では、長崎教区の平山牧民⁽⁶³⁾の現状認識と同様に、日本を近代化した国と認めて教育手段に拠った宣教方法をとるべきことが主張されており、例えば、一九〇三年のある文章では、「吾徒は信ず、我が国伝道の方法は宜しく注入的ならずして、開発的、啓導的ならざるべからざるを、少なくとも未開半開の国々に比してこの方法の必要更に数倍なるべきを」という意見が行われていることが確認できる。⁽⁶⁴⁾

パリ外国宣教会の招致に依って来日したサン・モール修道会（一八七二年に来日）、シャルトル聖パウロ修道女会（一八七八年来日）は、それぞれ東京に現在の雙葉学園や白百合学園の前身となる学校を創立したが、初期には貧民向けの慈善事業と不可分の形で進められていたこれら女子修道会の教育事業は、十九世紀末頃から、中・上流階級の子弟を対象にした教育を行うべく経営方針を転換しつつあった。一八八六年、北緯代牧区のオズーフ司教は、サン・モール修道会本部にあてた書簡で、慈善事業のみならず、上流階級に向けた学校教育を行う必要性を訴えているが、この時期の彼の男子修道会の招致活動と併せてみれば、「上から下へ」の宣教の重要性が、当時、首都圏の宣教師の間に認められていたことは明らかである。⁽⁶⁵⁾

ただ、教会が神の前に貴賤貧富の差を問わず、人の平等を説いていた以上、当時の教会関係者の間では、貧民階級に対する宣教事業から、上流階級を対象にした宣教に関心を移すことに關して、これを公言することに憚れる空気があったようである。一九〇三年に『声』に掲載された「我国に於ける伝道事業と上流社会の関係」という論説では、キリシタン時代の改宗の隆盛の原因を当時の宣教師が主に上流階級を対象に宣教を行ったことに求めているが、興味深いことにこの論の筆者は上流階級に向けた宣教の重要性を主張しながらも、次のように長文に亘って弁解の言葉を連ねている。

勿論神の教えは、決して社会の上流に立つ少数権貴者の専有物に非らずして、吾人は只無暗に教会内に、権力と富とを有する者の多からんとを希う程愚かなりとは自ら信ぜず。且つ単に主観的に観たる上流者流の信仰が、普通人のそれに比していくばくの差あるかは大いに疑うべきのみならず、吾人はかの、「貧賤なる者は幸い哉」との主の御詞の如く、飽くまで平民の友にして、百の倨傲なる肉食者流よりも、一の誠実なる労働者を喜ぶもの、只上流社会に勢力を占むるに汲々たる者に非ず、吾人は或いは世の誤解を招かん事を恐れてここに一言弁じ置く所なり。⁽⁶⁶⁾

世紀転換期の東京大司教区が、慢性的な人員不足と資金難に苦しんでいたことは、他の教区と同様であったが、大司教区では、教会事業の沈滞状況を打開するための試みとして、信者に積極的な教会事業への献身を求め、各教会の信者間の交流を通して相互啓発を期することを目的にした公教友会が、一九〇一年に設立された⁽⁶⁸⁾。教会の望む信徒活動は、司祭の補助的業務を行うことにとどまっていたとはいえず、同会では有効な宣教方法を議題にするなど活発な議論も闘わされていた⁽⁷⁰⁾。もともと、このような小教区を横断する信徒団体の活動は、当時、すべての宣教師から好意ある理解を得られなかったようであり、同会は、「時期未だ熟せず、地方教区内信者の入会は種々の事情により妨げられ」たため、その「活動は概ね東京市内に限られ」、「其の後目覚ましい活動を見るに至らず挫折」することになった⁽⁷¹⁾。

この当時の信徒活動を巡る事情に関しては、優れた教会史家である青山玄氏の指摘が参考になるが、氏はアルフォンス・リギョール(Alphonse Liégeois) 神父の公教友会における活動を取り上げて、彼の教会横断的な活動が、教会の内部で信徒と親子関係のような心情で結ばれる小教区司祭との間に「果たして波風が立たなかつたであろうか」と問い、「若い建設的意欲に燃え、新しい理想を歓迎する多くの教友会会員は、見聞の広いリギョール神父の講話や指導に喜んで耳を傾けたであろう。でも、主任神父にとり、同じ教会の信

者団体の中に、自分のほとんど関与しない研究グループが組織され、他地方から巡回して来る有能な神父によって指導されることは、迷惑千万であったにちがいない」と指摘している⁽⁷²⁾。

このように小教区における司牧を重視する司祭と、小教区間を横断して活動する信徒団体との間には潜在的な緊張関係が存在していたが、信徒団体には安定した基盤がないだけに、当初からその活動は不安定な立場に置かれていたといえる。このような教会内に潜していた両者の対立関係は、後に見るように、学生信徒を主要成員とした青年会の活動において、さらに尖鋭化して顕れることとなる。

2 前田長太と雑誌『通俗宗教談』

前田長太(越嶺、一八六七—一九三九)は、東京大司教区で最初に日本人として司祭職についた神父の一人である。新潟の神官の家庭に生まれた前田は、十一才の時、父親がリュリシヤン・ドルワール・ド・レゼー(Lucien Drouart de Lézey) から洗礼を受けた時に同じく受洗している⁽⁷³⁾。この後、彼は、築地神学校でアルフォンス・リギョールから学び、一八九四年に司祭に叙階された。彼は、その後、師のリギョールの出版事業を助けて、その多数の著述を翻訳する一方、自身も各種の雑誌に寄稿し、東京大司教区を代表する日本人神父として活躍した。彼は、一九〇七年に還俗したが、その後、

外務省翻訳官などを経て、一九一六年に慶應義塾の教師となり、没年に至るまで同大学でフランス語やラテン語の教鞭を執っていた。⁽⁷⁵⁾

彼は、パスカルの『パンセ』の邦訳書『パスカル感想録』洛陽堂、一九一四年)を最初に刊行した人物であり、また、西洋武勲詩を日本で初めて紹介した人物として、日本のフランス文学研究史に足跡を残している。⁽⁷⁷⁾

教会人としての前田長太の活動は、今まで研究対象として主題的に取り上げられることはなかったが、明治カトリック教会の代表的論客であったこの日本人司祭の活動は、当時の日本人カトリック者の先端的な動向をうかがうことを可能にする点で興味深いものがある。十九世紀末から、文筆活動を開始した前田は、キリスト教が日本の国体と教育勅語の精神と相容れないとする井上哲次郎の談話が引き起こした、いわゆる「教育と宗教の衝突」論争の際には、カトリック教会の論者として、「井上博士の教育と宗教の衝突論を読む」『日本公教雑誌』(第九十二号、一八九三年三月二十五日、第九十三号、同年四月五日)を発表し、論争に関わっている。⁽⁷⁸⁾

彼は、その後、様々なカトリック教会の雑誌や一般誌に健筆を揮っているが、一九〇三年六月より、『通俗宗教談』という雑誌の発行を開始した。すでに東京大司教区には、『声』がカトリック教会の機関誌として発行されており、前田も一時期同誌の編集に協力して記事を寄稿していたが、ある「事情の下に『声』と全く絶縁し

て、『通俗宗教談』の刊行を決意したといわれる。⁽⁷⁹⁾ その事情は詳らかではないが、『声』主幹のルモアーヌ神父と前田との間で、編集方針を巡って何らかの意見の衝突が存在したのだろう。ただ、『声』(第二八八号、一九〇三年六月十日)には、前田長太による『通俗宗教談』の発刊予告の一文が掲載されており、『声』編集部は、前田の個人雑誌の刊行を表向きには祝する態度を取っている。もともと、『声』は、『通俗宗教談』の刊行中、この雑誌に関して一切言及することはなかった。

前田が、『通俗宗教談』を「個人誌」で、「教会とはなんら関係がない」と強調するのも、教会内で正統的位置を占める『声』との軋轢を避けるためであったと思われる。「本誌発刊一周年」(『通俗宗教談』第十二号、一九〇四年五月)の挨拶でも、彼は、「本邦の『教界だより』は故ありてわざと掲げません」と書き、教会事情を伝えている『声』に対して配慮を示している様子がうかがえる。⁽⁸⁰⁾ もともと、前田は、『声』をいたずらにライバル視していたわけでもなく、「余輩が退社してからは、有力能文の記者が入社して、近頃は時々名文章が見受けられる」と同誌にエールを送っているように、様々な個性をもつカトリック雑誌が並存する状態を理想と考えていたのだろう。⁽⁸¹⁾ 東京大司教区からパリの宣教会本部に送られた『年次報告』では、『通俗宗教談』が『声』と並んで好意的に紹介されており、この前田の雑誌が、当時の教会で正式に認められていたことも明らか

かである。⁽⁸⁾

前田は、『通俗宗教談』の発刊目的に関して、創刊号（一九〇三年六月）の趣意文（「本誌発刊の趣意」）で、今までの教会雑誌が、「教
学を通俗に説き、平易に語りて、婦女幼童にも解り易からしむるも
のなき」ことを遺憾としていたため、「本誌の期する所、少しく分
に過ぎるかも知れませんが、専ら神学と聖書と教会史と聖人伝とを
主眼といたし、傍ら修得の一助として黙想資料を供し、心霊上の娯
楽として宗教講談を掲げ、成るべく旨味を付けて、教えの真理を知
らしむるに在るのであります」と書いている。ただ、誌名と発刊趣
旨のみを見ると、この雑誌は一般家庭向けの平易な宗教雑誌とい
う印象を受けるが、実際には当時の一般信徒の理解には届かない知識
階層向けの雑誌という性格を帯びるようになった。

『通俗宗教談』の「新刊寄贈書目」欄には、『六合雑誌』、『新人』、
『護教』、『基督教週報』、『ときのこえ』などの誌名が見えるが、こ
れらの寄贈雑誌の受領は、恐らく前田の方から、『通俗宗教談』を
各社に寄贈したその応答の結果だろう。『帝国文学』の「新刊寄贈
書目」欄には、『通俗宗教談』の名前が見えるが、同誌は、『通俗宗
教談』に関して、「前田長太氏主筆の月刊雑誌にて、基督旧教の思
想を鼓吹せんとするものなり。健筆なる氏の主管すればにや、論叢
講述等に統一せる趣味のあらわれたるはうれし」と好意的に紹介し
ている。⁽⁹⁾『通俗宗教談』第二十三号（一九〇四年十二月）の「雑誌瞥見」

欄では、前田は、『聖書の研究』、『新人』、『六合雑誌』などのプロ
テスタント系の雑誌に対しても好意的な批評を掲載しており、彼に
カトリック教会外の知識人とも知的交流を図る企図のあったことが
うかがえる。

もっとも、このような編集志向をもつカトリック雑誌の出版は、
パリ外国宣教会の一部の宣教師には警戒心を与えていたと考えられ
る。当時、『声』の編集に従事していたある日本人伝道士は、後の
回想記事で、彼がカトリック教会の宣教の参考に資するため、他宗
教の教界事情を『声』で紹介したところ、「一部の読者には頗る歡
迎された」が、一方で、「枢要部の方々から」、すなわちパリ外国宣
教会の宣教師達から、カトリック雑誌で、神道や仏教、プロテスタ
ントの宣伝をするとは何事かと、「しばしば煩さい非難と苦い悪罵
とを浴びせられ」と回想している。⁽¹⁰⁾恐らく、このようなカトリッ
ク以外の宗教を認めないフランス人神父らの排他的な敵意は、プロ
テスタント系雑誌に対しても好意的な姿勢を崩さない『通俗宗教談』
に向けられていたとしてもおかしくはない。

刊行一周年を迎えた『通俗宗教談』第十二号（一九〇四年五月）
の巻頭挨拶（「本誌発刊一周年」）に、同誌が予想外に購読者に恵ま
れ、「二人で二十部乃至三十部以上の購読を周旋せらるる靈文教友
諸氏があります」と書かれていることからみて、この雑誌は教会内
の一部で関心を集めることに成功していたようである。当時、上海

に滞在していたイエズス会神父の土橋八千太は、欧文雑誌の既刊を記事の参考資料として役立つように前田に寄贈していた。⁽⁸⁵⁾ 土橋は、一八八八年、上海に赴いてイエズス会に入会し、後に帰国後、上智大学の第三代学長(一九四〇—一九四六)となった人物である。⁽⁸⁶⁾ また、後に日本人初の司教(一九二七年に長崎司教に叙階)となる早坂久之助⁽⁸⁷⁾は、留学先のローマに向かうまでの渡航記などを寄せており、同誌が次代を担う若手の神父や神学生から支持を受けていたことが確認できる。⁽⁸⁸⁾

前田の雑誌は、教会内の検閲を免れていたこともあり、彼の個人的意見が直裁に表明されていることが多く、当時の日本人の知識人信者の意見を知る上で、好個の材料を提供している。『声』と『通俗宗教談』は、状況認識において共通している点も多いが、仔細にみると主張の力点が異なっていると思われるところもあり、両誌の記事を比較することにより、日露戦争前後の時期に教会内で併存していた様々な意見の存在を把握することが可能である。

3 パリ外国宣教会における前田長太の協力者

この前田長太の個人誌『通俗宗教談』には、前田の師であるリギョールをはじめ、フェランや、オーギュスト・ツルパン (Auguste Tulpin)、レオン・バレ (Leon Baret) など当時の東京大司教区に所属するパリ外国宣教会の神父が寄稿している。これらのフランス人

神父は、知的志向の強い学生信者の気持ちに理解をもち、日本の教会の発展に彼らの成長が不可欠だと判断する、教会内のいわば進歩派に位置していた者達だった。特に前田は、リギョールや、彼と同世代にあたるフェランと深い協力関係にあり、彼らと協働しながら学生・知識人層を主対象にした宣教活動を試みている。

フェランは、一八九九年に長崎教区から東京大司教区に移った後、知識人向けの宣教事業に着手した。フェランの日本宣教観は、彼が、西洋諸国のカトリック信者に向けて、日本の教会事業への寄付を募るために出版した仏文の小冊子類にうかがうことができるが、日露戦争末期に出版されたその一冊『日本の宣教に関する一宣教師の考察 *Idées d'un missionnaire sur l'évangélisation du Japon*』では、カトリック教会の今後の発展にあたって、教育と出版活動が持つ重要性が強調されている。⁽⁸⁹⁾ この小冊子の末尾にフェランに宛てられた前田長太のフランス語書簡が附載されているが、前田はここでフェランが従事してきた青年向け教育事業に敬意を表し、従来のカトリック教会では慈善事業や教会建設に力が入られることが多かった反面、知識人向けの事業が等閑に付されてきた点に遺憾の意を述べている。⁽⁹⁰⁾ ここに明らかな通り、フェランは、近代日本において、知識人向けの宣教が不可欠とする点において、前田と意見を同じくしていた。

フェランは、一九〇〇年、育英塾という学生向けの寄宿舎を茗荷

谷に設立している。⁽⁹⁰⁾この施設は、カトリック信者及び一般の学生を安価な寄宿料で受け入れ、信者の学生をカトリック的環境で過させると同時に、非信者の学生を自然にカトリックに親しませて改宗させることを目的としたものである。フェランは、一九〇二年に出版した小冊子『日本の教育—ある学生の物語 I: Education au Japon: Histoire d'un Collegien』の中で、有為の学生をカトリックに改宗させることにより、彼らが各界で高い社会的地位についた将来には、カトリックの影響が日本社会の各層に拡がっていくことが期待できると論じているが、育英塾もこのような将来における「上から下へ」のカトリックの普及を目指して運営されたのである。フェランと前田は、日露戦争が始まって間もない一九〇四年二月十四日に、公教青年会（前者が総裁、後者が会長に就任）を創立したが、この青年会には育英塾に所属する学生信者も参加している。⁽⁹¹⁾

また、出版事業の重要性を認めていたフェランは、彼の仏文の小冊子で、既刊のカトリック雑誌である『声』と『通俗宗教談』に加えて、学生層を読者対象とする雑誌の刊行の必要性を謳っていたが、⁽⁹²⁾この彼の望んでいたカトリック雑誌は、『新理想』という誌名で、一九〇五年八月から刊行されることになった。この月刊誌に論文を寄稿しているパリ外国宣教会の宣教師は、『通俗宗教談』に寄稿していたメンバーと同様である。また、特別寄稿予定者として、東京帝国大学文学部教授であるマリア会士のエミール・エック

(Emile Heck)⁽⁹⁴⁾と、ロシア正教からカトリックに改宗したラファエル・フォン・ケーベル (Raphael von Koerber)⁽⁹⁵⁾が名を連ねている。⁽⁹⁶⁾

前田長太の出版事業の多くは、彼の師であるリギョールとの共同作業としておこなわれてきた。リギョールは明治から大正期にかけて多数の著書を発表し、戦前の教会における出版物宣教の功労者の一人として評価されている人物である。⁽⁹⁷⁾

前田は、『通俗宗教談』において「リギョール師は本邦在留の宣教師中最も日本の思想界を洞察するの明ある学者」⁽⁹⁸⁾であり、「教会では未だ其価値を認められて居らぬかも知れぬが、世間では至る処博士として之を歓迎し、日本の公教会はリギョール博士独力で背負って居ると評して居る、成程知識界の方面より見れば、公教会の世間に知られたるは、主としてリギョール博士の手柄である」⁽⁹⁹⁾と彼を日本のカトリック教会において例外的に学殖の深い神父として、しばしば特権的に言及している。しかし、周囲の宣教師には、このように自分の師を殊更に持ち上げて賞賛する前田の態度を快く思わなかったものが少なくなかっただろうことは想像に難くなく、このような言説はリギョールを教会内で微妙な立場に置くことにもなりかねなかったはずである。事実、前田は、昭和初年になされた回想で、彼とリギョールの出版事業が当時のパリ外国宣教会の宣教師の間で不興を買っていたことを語っている。

(……) 三四十年前の昔の事ではあるが、先生(リギョール——引用者注)は宗教家であったこととて、その当時日本の長足の進歩をまのあたりに見て、日本における布教伝道の方法としては、書籍伝道と知識階級に対する宣伝法との重要性を看取せられて、専ら其の方面に努力せられたところ、他の宣教師等の賛成を得ることが却々困難であった、のみならず幹部の忌諱に觸れ、宣教会の本部からは剣突を食はされて、『日本に於て宣教するのに、書籍伝道などを云々するのは間違である、地方を巡回して愚夫愚婦に説教して洗礼を授けさえすれば沢山だ』と云われたことを私は記憶しているが、私は其の当時日本人として愚夫愚婦扱にされたのを如何にも心外に思い、先生と共に相計り、細々ながら自費出版をなすと同時に、帝國教育会とか、帝國大学などにおいて教育学、心理学、哲学などの科外講演をなしつつ、吾々兩人の主義を宣伝していたところが、益々他の宣教師達の反感を買い、或時の如き、吾々より謹んで新刊書を呈上したのに、それを受取らずに、故さらん接室のテーブルの上に遺して行くと言うような皮肉な目にまであったのである。⁽¹⁰⁾

ただ、当時のパリ外国宣教会の『年次報告』にはリギョールと前田による出版事業が評価されているので、オズーフ東京大司教が彼らの出版事業に相応の理解をもっていたことは明らかである。⁽¹¹⁾ま

た、当時、東京大司教区で出版事業に従事していたのも彼らだけではなかったもので、この前田の回想は幾分割り引いてみる必要があるだろう。だが、彼の出版活動が、同時代のすべての在日宣教師から好意的に見られていたわけではなかったことも事実であると思われる。

東京大司教区では、二十世紀初頭、大司教の公認下で知識人活動が行われていたことは事実であるが、それらはあくまで教会事業の主流になることはなく、小教会内の司牧やそこを起点にした宣教が、宣教師の中心活動であった。当時の東京大司教区が、宣教師の知識人活動を十分に許容できる状況になかったことは、後年、能の研究で知られることになるノエル・ペリ(Noël Peri)が一九〇二年に宣教会から退会し、J・C・バレ(Jean-Cyprien Ballet)のような雑誌編集に携わることを望んでいた宣教師が、その要望が受け容れられないために、一九〇〇年に宣教会を飛び出して、ジャーナリストの道に進んでいることから明らかである。⁽¹²⁾これらの事例は、当時のカトリック教会で知識人活動の置かれていた不安定な立場を示している。このような大司教区の状況で、個人雑誌を刊行して、リギョールの出版事業を宣揚した前田の振る舞いは、宣教会の主流に対する意図的な態度表明であったことに間違いはない。⁽¹³⁾

4 日露戦争と日本カトリック教会

日露戦争の勃発は、正教会をはじめ、日本の宗教界に大きな影響を与えている。⁽⁹⁾パリ外国宣教会の指導下にあるカトリック教会の活動も、フランスが中立国とはいえ、ロシアと同盟関係にあったため、影響を受けずにはいなかった。同会の『年次報告』には、戦争当時、各地でフランス人宣教師がロシア側のスパイの嫌疑を受けたことや、日本人司祭や伝道師が徴兵にとられて司牧活動に影響が出ていることの報告が行われている。

日露戦争時、ロシアは黄禍論を利用して、戦争を白色人種と黄色人種との「人種間戦争」、また、キリスト教国と異教国の間の「宗教間戦争」と位置付けて、自己の正統性を宣伝していたのに対し、日本政府は、この戦争を「文明国」日本と「非文明国」ロシアとの闘争と位置付けて、国際的支持を獲得しようと試みていた。情報戦争の重要性を認識していた首相の桂太郎⁽¹⁰⁾は、正教会の保護を徹底して日本が信教の自由を認める文明国であることを示そうとし、また、プロテスタント教会の関係者に協力を仰いで、日本側に戦争の正統性のあることを西洋諸国に宣伝することを依頼している。

一九〇四年五月十六日に、東京の芝公園で行われた大日本宗教家大会は、このような日本政府の意向に沿って、日本の各宗派が一致して、日露戦争が東洋の平和の回復を目指したものであることを確認したものだ。この大会は、神道・仏教・キリスト教界から総

勢約一五〇〇名の出席者を集めた盛大なものだったが、カトリック教会の関係者の名は発起人にも賛成人にも含まれていない。少数ながらカトリック司祭も参加していた模様であるが、カトリック教会は恐らく正式の参加を慎んでいたのだろう。『声』は、大日本宗教家大会やその後の懇親会に触れて、「常には睨合いの間柄でも一朝有事の日となると忽ち呉越相親む我が国民の性情を遺憾なく発露したものである」と批判的な文章を掲載している。⁽¹¹⁾

日露戦争時、日本のカトリック教会は、日本を支持し、神父や信者は慰問活動を行っていたが、この大日本宗教家大会への対応にかがえるように、他の宗派に比較すると、教団として積極的な戦争協力の姿勢をとることはなく、また一部の宗教者のように非戦論を唱えたわけでもなく、社会的に特に目立たない形で過ごしていたといえる。ただ、カトリック雑誌においては、戦時中、このような日本政府や宗教界の動向と共同歩調を取る主張が行われていることが確認できる。⁽¹²⁾とりわけ、前田長太は、日露戦争の勃発に愛国心を刺激されたようであり、カトリック者として、戦争を支持する言論活動を展開していた。彼は、『読売新聞』（一九〇四年九月四日、十一日）に寄せた「露国教会の真相」という文章では、ロシアのカトリック教会が本国政府から迫害をうけていることを紹介しながら、正教会が圧政的な帝政ロシアの専制政体と深く結びついて、本国に信仰の自由が存在しないことを論じ、「吾人が宗教上よりも観察してもあ

う」という末尾の文章に示されるように、前田は、日本が西洋に伍す文明国になった現在、教会は従来とは異なる宣教方法を採用しなければいけないという考えを抱いていた。彼は、日本のように近代化を果たした国の宣教活動は、文明的に劣った諸国と同様の方法で行われることがもはや許されないとし、日本で宣教活動を行う人物の資格として学殖と人格の二つを高く兼ね備えていることを求めている。この要求は、裏を返せば、彼が来日した宣教師の大部分に学問の造詣が足りないという不満をいだき、また、宣教師の日頃の振る舞いに時として日本人を見下すような差別的態度が存在することを敏感に感じとっていたことを意味する。⁽¹⁰⁾

伝道者たる者は、露国を打撃し来たれる戦勝国民に布教伝道すと云うことを造次にも顛肺にも忘れてはいかぬ、又正義人道の爲に行動し来れる文明国民に布教伝道するのであると云う事も深く脳裡に印しなければならぬ。(中略) 使役主義の伝道は断じて不可、『由らしむべし主義』の伝道も断じて不可、即ち弟子の足を洗うほどの謙遜と一世の敬服に値するほどの学殖を以て布教伝道に従事しなければ、日本国民は明らかに布教者伝道者の腹の中を看透かして決して頭を下げない、心服はしない、蓋し出来ぬのである……

前田は、恐らく、パリ外国宣教会の宣教師の言動に自尊心を傷つけられることが少なかつたのだろう。実際、同会の神父の行動は、日本の文化や風習に関する理解の不足もあって、日本人信者の目には常識が欠けているように映ったこともあつたらしい。⁽¹¹⁾ 長崎教区の日本人司祭の島田喜蔵(一八五六一—一九四八)の晩年の回想には、宣教師の日本人の心情や慣習に対する理解の欠如や、宣教の見込みのある地域には日本人神父を差し置いてまで自身で司牧を行おうとしたフランス人神父の利己的振る舞いなどが率直に描写されている。⁽¹²⁾

パリ外国宣教会の指導下にある教会で、直接、同会の宣教師に対して批判を展開することが困難を極めることは、長崎教区における平山牧民の先例に認められる通りである。このような失敗を避けるためにか、前田は、自身の宣教担当者に関する提言が日本人神父や伝道士のみに向けられたもので、外国人宣教師には当てはまらないとわざわざ念を押すことによって、逆に外国人宣教師こそが真の批判対象であることを読者に悟らせるという筆法を取っている。

吾人は幸いにして外国より渡来せる宣教師方が何れも皆謙遜深くして、人を事うよりも人に事えられる心事あるを見て日頃感嘆敬服して居る者であるから、外国宣教師方に就いては、この私議は殆ど、無用であろうと思う。

この外国人宣教師を是とする前田の見解が議論の上での一時的方便であったことは、彼が昭和初期になされた回想で、同時代のカトリック教会に触れて、「外国宣教師は徐々と引揚げることになり、今後渡来するものは、科学的知識ある者でなければならぬなどと云っている」と書き、約三十年前の自らの主張の先見の明を誇っていることから明らかである。⁽⁹⁾

以上で確認したように、この「戦後の伝道私議」は、知識人向けの宣教の重要性を説いて、外国人宣教師にその方面における資質を求めると同時に、彼らに日本人に対して文明国の国民として敬意を持つことを暗に求めた論であった。このような前田の外国人宣教師に対する注文は、戦時中に彼が愛国心を高揚させ、日本が西洋列強と並びつつあるという一流国民としての自覚を持ちえていたからだろう。「我等は、基督者である、然れども之と同時に日本人である、基督者なる日本人、日本人なる基督者たる観念を一日も遺失してはいけない」という前田の言葉には、カトリック教会が幕末以来、フランスの宣教会の指導下に発展してきた歴史を考えると、現地人神父としての決然たる自恃の表情を読みとることができるよう思われる。

このような自覚を持っていた前田は、日露戦争時のヨーロッパでみられた日本蔑視の風潮に関して極めて批判的だった。次章でみるように、彼は、オコンネル教皇使節の日本訪問時、彼と頻繁に接し

ていたが、公教青年会の主催した使節歓迎会の折に、講演で次のように語っている。

日露の戦將に酣ならんとせる時、彼の欧州の人々、然り、欧州の教育ある人々、而も社会の耳目と云わるべき人々は何と曰ったか、日本が彼らの予想に反して着々戦捷を占むるや、彼らは曰く、「日本は実に恐ろしい国である、若も日本が戦捷の勢に乗じて支那をも取り、安南、印度までも押寄せて来るようになったならば、果たして如何にすべき」、曰く「仏領真に危し」、曰く「欧州各国手を拱して対岸の火災視すべからず」とて、遂に昔の昔その又昔の蒙古の成吉思汗を聯想し、疑心暗鬼、誠に恐ろしいことであると云うので、かの有名なる黄禍説まで唱え出したではありませんか、(拍手)、文明先進国を以て威張っているヨーロッパ人、而も操觚者までが此の如き「日本観」をなして、設令一時にしたところが黄色の民が恐ろしいと云うような説を唱えだした(……)

それでは、日露戦争の間、パリ外国宣教会の宣教師は、この戦争に対してどのような見方をしていたのだろうか。戦時中、フランスのカトリック教会が大方のフランス人と同様にロシア寄りの姿勢でいたのに対し、⁽¹⁰⁾日本在住のフランス人宣教師は、日本側に立って、

その勝利を願っていた。⁽⁸⁾

東京大司教区の補佐司教ピエール・ムガブル (Pierre Mugabure) は、フランスに帰国中、フランスの新聞に日本を擁護する意見の談話を寄せている。⁽⁹⁾ また、東京帝国大学の御雇外国人教師のドイツ人医師エルヴィン・フォン・ベルツ (Erwin von Balz) の日記によると、彼が、一九〇五年二月二十四日に、リギョールと歓談する機会をもった時、他の大方のフランス人と異なって、リギョールは日本の勝利を確信していたという。⁽¹⁰⁾ この時、リギョールの挙げた理由は、日本の軍隊の上下間の関係には、西洋の軍隊のそれとは異なって、親身な信頼関係が存在するというものだった。また、ルクセンブルク出身の宣教師ミカエル・スタイシエン (Michael Steichen) は、日露戦争中、宣教資金の寄付を募るために欧米諸国を旅行し、各所で日本に関する講演をしていたが、ある時、日露戦争に関して聴衆から質問を受けた際、彼は、日本国民の忠孝心が厚いという理由で、日本軍が勝利するだろうと答えている。⁽¹¹⁾

ただ、近代日本の文明化、大國化へ向けた歩みに対して、パリ外国宣教会の宣教師が日本人と同様に誇りを覚えていたとは思われない。パリ外国宣教会は過去にアジア諸国に派遣した宣教師の中から多くの殉教者を生んでいた宣教会であり、十九世紀に同会に入会を希望した神学生には、宣教地での殉教に憧憬を抱いていた者が多かったといわれる。⁽¹²⁾ 一八九四年に来日したルモアーヌは、晩年の著

作の中の回想で、日清戦争前夜の時期、パリ外国宣教会の神学校では、日本は既に近代化の道を歩んでいたという理由で、派遣先として人氣がなかったと語っている。⁽¹³⁾ このような心性を大方抱いていたと思われる当時の在日宣教師は、西洋文明の影響下に近代化を進めて、純朴な気風を次第に失いゆく日本にしばしば落胆の念を漏らしていた。⁽¹⁴⁾ この反近代的な心性は、前田の師であるリギョールも共有していたものだった。⁽¹⁵⁾ このような当時の大方の宣教師の性向は、日本の「一流大國」化を評価しがちな日本人の自己認識とは齟齬があり、そのため宣教師は後者の自負心をしばしば見失うこともあったのではないかと思われる。

四 オコンネル教皇使節の日本訪問

1 教皇庁と近代日本

先にみたように、教皇庁と日本との間の外交関係は、一八八五年、教皇レオ十三世が、北緯代牧区のオズーフ司教を特派使節に任命して、親書を送ったことに始まっている。⁽¹⁶⁾ 日露戦争後に行われたピウス十世によるオコンネル使節の日本派遣は、その二十年後に行われたものであるが、前回とは異なって第三国のアメリカの司教が教皇使節として派遣されたものであり、カトリック教会が大きな社会的脚光を浴びる機会をもたらした。

一九〇三年、レオ十三世を継いで教皇の座についたピウス十世

は、極東で勢力を拡大する日本における宣教の成功がアジアの宣教の将来にもたらす影響の大きさを見越して、日本における従来の宣教政策の変革を視野に入れていた。一九〇四年六月二十二日、東京大司教区の補佐司教ムガブルは、教皇庁で教皇に謁見をした際、日本における宣教の状況を伝えたが、その時、彼は、日本におけるカトリック教会の進歩は遅々たるものとはいえ確実なものであると報告している。この時、教皇はムガブルに、日本人は宗教心を欠くと聞いているがそれは事実かと尋ねているが、これは教皇が日本における宣教の不振の原因に関心を抱いていたことを示すものだろう。この問いに対し、ムガブルは、日本人は宗教に深い関心をもつ国民であることを様々な例証をあげて答えている。¹³³

一九〇四年二月に日露戦争が始まった時、教皇庁は、フランスの教皇庁付大使を経由して、日本政府に戦時におけるカトリック教会の保護を求めており、当初より日本政府に信頼を置いていたようである。当時、在澳特命全権公使であった牧野伸顕は、一九〇四年十一月二十二日、小村寿太郎外務大臣宛ての外交報告で、現地の新聞に掲載された教皇の謁見記録を紹介し、教皇が日露戦争に対して戦争の悲惨を説く一方で、ロシア側が戦勝を神助に祈願することを批判し、このような行為は隣人愛の立場の立つキリスト教の精神に反するという談話を発したことを記している。牧野は、ロシアが今回の戦争を「耶蘇教者」と「邪教者」との間の決戦とみなして他のキ

リスト教国の同情を惹こうとしている現在、教皇の考えは日本にとって有益であるという意見を附している。

また、牧野は、翌年、「法皇廷ノ日本ニ対スル同情及日本ト外交關係開設ノ希望アルコト」という外交報告（一九〇五年三月十七日）を小村外務大臣に送っているが、牧野はここでオーストリア・ハンガリー帝国の教皇庁付外交官からの話として、教皇が日露戦争当初からカトリック教会に理解のある日本に好意を抱いていること、そして教皇が日本と外交関係を樹立したいという希望を持っていることを伝えている。牧野は、日本との外交関係に関心を持つ教皇の意向に、当時、フランス政府との関係を悪化させていた教皇庁の外交力維持に向けた思惑が隠されているとみており、この件に関して日本はフランスとの外交関係の悪化を避けるためにも十分の配慮が必要であるとの意見を述べている。¹³⁴ただ、このような彼の報告を通して、日露戦争時の教皇の日本に対する好意は当時の日本政府の上層部に伝わっていたと考えられる。

一九〇五年にヨーロッパに戻ったイエズス会のヨゼフ・ダールマンは、同年七月三日、ピウス十世と単独謁見を果たしたが、この時、教皇はイエズス会の日本再派遣の意思を彼に伝えている。教皇が、日露戦争後、アメリカ人の教皇使節を派遣した理由の一つには、第三者の立場にあるオコンネル司教に、日本のカトリック教会の実情を客観的に把握させ、イエズス会の再来日の実現と、日本におけ

るカトリック系高等教育機関の設立という、教皇庁がかねてから計画していた構想の妥当性を確認させることが目的に含まれていたからだと考えられる。教皇庁の国務長官メリー・デル・ヴァルは、オコンネルに日本訪問を命じた際、「日本帝国においてカトリックがおかれている状況、将来に期待しうること、カトリックに対して特に指導者階級の間で培われている態度などについて、しかるべき用心をもって慎重にはあるが、できる限り正確に調べること」という指令（一九〇五年七月二十二日付）を彼に内密に発していた。^⑩

オコンネルの日本訪問は、その目的に関して国際的に様々な憶測を呼んでいた。フランスの駐米領事館から、一九〇五年九月十四日、本国外務省に宛ててオコンネルの訪日予定が伝えられているが、その報告によると、当地アメリカの新聞は、教皇庁の使節派遣の目的が、日本のカトリック教会がロシアの同盟国であるフランスの宣教会の管轄下になっているために陥っている不利な状況を打開することにあってはならないかと報じていた。^⑪

オズーフ東京大司教は、教皇庁からもパリの宣教会本部からも、事前に教皇使節の日本訪問に関して正式の連絡を受けていなかったため、オコンネル一行が十月三十日に横浜港に到着した時、日本の教会関係者が彼らを出迎えることはなかったという。^⑫ 教皇使節の訪問は、外交上のものとはいえ、日本の教会を管轄してきたパリ外国宣教会の神父にとって、唐突な訪問として戸惑いをもって受け止め

られたのではないかと想像される。

当時、反教権政策を進めていたフランス政府は、一九〇四年七月に教皇庁と間の外交関係を断絶したため、フランス外務省はかつてのように自国の教皇庁付大使を通じて、教皇庁の動向を把握することができず、自国の宣教会や修道会の利害のために教皇庁へ働きかけることが不可能な状況にあった。フランスの駐日公使ジュール・アルマンは、オコンネルの来日中、彼と一度面会しているが社交儀礼的な挨拶に過ぎなかったようであり、オコンネルの離日後、彼が本省に送った外交報告でも、教皇使節の訪日目的に関して十分把握ができていないと書かざるを得なかった。^⑬ オコンネルは、滞日中、アメリカ公使やカトリック信者であったドイツ公使とは親しく接していたが、アルマンに対しては嫌悪を抱いた模様で、自伝の中で、共和主義者のフランス公使がフランス人聖職者に向ける関心は、カトリック教会の更なる発展を願うがゆえのものではなく、フランス人である彼らの存在が日本における共和政フランスの影響力の拡大に貢献しうるとみなしているからにすぎないと批判的な感想を記している。^⑭

教皇使節の来日は、日本社会でも関心を呼び、その訪問目的に関して、様々な憶測がなされていた。『読売新聞』の記事「羅馬法王使節の使命」（一九〇五年十一月二十四日）では、日本のカトリック教会がフランスの宣教師の管轄下になっているゆえに宣教面で不利

な状況に陥っており、教皇庁がこの事態に対処することが訪問の理由ではないかという意見が述べられている。『横浜貿易新報』（一九〇五年十一月二十八日）の記事「法王使節の使命」は、オコンネルの訪日には、教皇庁による日本公使館の設置と、英語教育を行うカトリック系中学の設立など英語による宣教の準備との二つの計画が関わっているとみなしている。⁽⁴⁴⁾

このような教皇使節関連の記事は、カトリック教会で注目されており、当時、『声』⁽⁴⁵⁾やフランス語の日本研究雑誌『メランジユ Melange』⁽⁴⁶⁾では、評言とともに紹介が行われている。後者の『メランジユ』は、クレマン・ルモアヌが、東京大司教区の宣教師と協力して、一九〇四年に季刊で刊行した雑誌（一九〇六年以降は『メランジユ・ジャポネ Melange Japonais』に誌名を変更）で、日本の時事関連の記事に関して翻訳紹介を行っていた。当時、教皇使節の訪問目的を様々に憶測するこれらの報道の内容がバリエーションの宣教師の関心を惹いていたことが理解できるが、またこの事実は宣教師が日本人信者の間にもこのような記事が読まれていたことを認識していたことをも意味する。

2 滞日中のオコンネル

オコンネルは、一八五九年、マサチューセッツ州のアイランド移民の家系に生まれ、後にボストン大司教や枢機卿の地位に就き、

アメリカのカトリック教会で重きをなした高位聖職者である。彼は、一九三一年に『回想七十年 Recollections of seventy years』という自伝を出版しているが、そこで教皇使節としての日本訪問に關しても一章を設けている。日本訪問は彼にとって後年まで思い出に残った出来事の一つであり、後年まで彼はイエズス会の再来日と上智大学の創立に貢献したことに誇りを抱いていた。⁽⁴⁷⁾この彼の自伝は、『上智大学史資料集』で一部が紹介されており、以下、本論でもこの自伝を参照しつつ、彼の日本訪問時の行動を見ていきたい。

オコンネルは、教皇庁から日本訪問を命じられるまで、日本に關して特に知識を持ち合わせなかった人物であり、アメリカ大陸を横断して、太平洋を航行する途次に、ラフカディオ・ハーンの本などを読んで日本訪問に備えていた。⁽⁴⁸⁾約三週間の日本訪問中、彼は、皇居での明治天皇への拝謁⁽⁴⁹⁾、政府高官への訪問、帝国教育会での講演など様々な活動を行っていたが、この自伝で、日本の各方面の人々からカトリックの高等教育機関の設立や、フランス以外の国からの宣教団体の来日を期待する声を聞いたことを書いている。

幾多の方面から、そのなかには最高の地位にいる日本人もまじっていたのだが、私は次のような質問を受けた―カトリック教会は、その普遍的教会としての国際的特徴を示すためには、さまざまな国籍の司教・司祭に委ねられるべきであるのに、な

ぜただ一国の司教・司祭の手に全面的に委ねられているのかと。⁽¹⁶⁾そこで当然、私はこのことを記憶にとどめ、教皇庁への報告のなかにも然るべく書き記したのである。

首相の桂公と何回か会談した際、私は東京にカトリック大学を創設する考えのあることをほのめかした。首相はただちに熱心な態度でこの提案に賛意を示し、ただ教授陣・経営陣がフランス人だけにならぬようにという条件をつけた。この大学創設の考えを押し進めるにあたって私は、日本国民はもともと聖フランシスコ・ザビエルに対して深い崇敬の念を抱いていること、聖人が属していたイエズス会はその組織において際立って国際的であること、したがってこの大学の計画はイエズス会に委託するのが得策のように思えることを主張した。それに対して桂公は、きわめて熱心に、全面的な同意を表明したのである。⁽¹⁷⁾

以上のように、オコンネルは、桂太郎との面会時に、カトリック大学の設立計画案を持ち出して彼の意見を伺い、賛同を得たことを自伝に書いているが、その時に桂が将来のカトリック大学の運営がフランス人聖職者の独占で行われぬようにとの注文を伝えていた事実は、フランス系宣教会によって長年司牧がほぼ独占されてきた日本のカトリック教会の体制を彼が問題視していたことを示している。

オコンネルは、『回想七十年』で、在日フランス人の宣教師や修道士について、次のような観察を記している。

日本滞在中、私はその地の事情を調べる機会に十分恵まれ、その結果、司教や司祭はすべてリヨン信仰弘布会⁽¹⁸⁾に属していることを知ったのだった。彼らはきわめて熱心な模範的聖職者であり、とくに東京大司教のオズーフ⁽¹⁹⁾は素晴らしい老聖職者の風格をたたえていた。

司祭たちが全員フランス人だったことから、日本のカトリック教会には一種国家的な色彩がまっわりつかずにはいかなかった。司教座聖堂はカトリック教会とは呼ばれずフランス教会と呼ばれ、司教たちはフランス神父と呼ばれた。これではどうしても、キリスト教徒以外の日本人にあやまった印象を与えただろうし、実際、カトリック教会は性格においても使命においてもフランスのものであると思われる。また、これら善良な宣教師たちのなかに少なくとも数人、物の見方や言動にあまりにもフランス的な人がいたため、この考えがかなり強調されていたのである。

彼らが経営する学校や学院ではフランス語が第一に据えられ、説教もフランス語で行われていたから、教鞭を取っているすぐれた司祭や修道者のりっぱな精神にも関わらず、この問題

について語ってくれた人たち、それも多数だったのだが、その人たちが異口同音に教えてくれたことにより、フランス的なものがいささか強調されすぎている結果、入信者の数がいちじるしく減少するに至ったことは歴然たるものがあつたのである。

さらに、最近のロシアとの戦争で日本人は、フランスがロシアの親密な同盟国であることを知った。このことが当然、キリスト教徒以外の日本人の心の中に、フランス人宣教師に対する不信の念を植えつけるいっそうのきっかけになつたのであり、せつかくすぐれた司祭であっても、このような一種の不信感にわざわざいされては、その宗教的感化の力はどうしても強まりやうがないのであつた。⁽¹⁴⁾

これは後年の回想であるだけに、オコンネルの当時の心象がそのまま述べられているかどうか定かではないが、彼はここでフランス人の聖職者の資性と献身を高く評価しながらも、その国籍ゆえに彼らの営為が十分に実らず、教会の発展に障害をきたしているという判断を下している。⁽¹⁵⁾ 彼が短期間の滞在と日本に関する不十分な予備知識にもかかわらず、このような日本の教会の問題点に関して確信的な意見を述べているのは、彼がすでに来日前にフランス人の聖職者の指導下にある日本のカトリック教会の現状に対して否定的な先入見をもっていたのではないかということの方がわかるものである。

る。

ただ、オコンネルは、滞日中、日本人カトリック信者から教会の実状に関して様々な意見を得ていた。オコンネルの訪問時、日本人のカトリック信者が示した行動には積極的なものがあり、オコンネルの日本教会観が彼らの影響を受けていたことは十分考えられる。以下、来日時のオコンネルと日本人信者の関係をうかがつていこう。

3 『日本』の社説「羅馬法王使僧」

オコンネル教皇使節の訪問時、彼と接する機会をもつた日本人信者の一人に、当時、『声』記者であつた山口鹿三しかぞう（一八七〇—一九五三）⁽¹⁶⁾ がいる。山口は、築地の神学校で前田長太とともにリギョールから学んだが、神父になる道を選ばず、伝道士としてカトリックの出版物宣教に大きな貢献を果たした人物である。彼は、教皇使節の滞日中、オコンネルと東京大司教区の教会幹部との間の中継役を務めていたらしく、教皇使節の秘書から山口に送られた書簡が残されている。⁽¹⁷⁾

『声』には、帝国ホテルに滞在していたオコンネルと面会をした記者の訪問記事が掲載されているが、この無署名の記事の筆者は山口と考えられる。オコンネルは、その時、彼に「日本の信者に悦びて面会すべし」と語っているが、それは日本の教会事情を正確に把

握するために、彼らの生の声を聞くことが有益であると考えていたためだろう。

山口は、十一月十二日、使節の許へ二度目の訪問を行ったが、その時、当日発刊された日刊新聞『日本』の巻頭社説「羅馬法王使僧」を仏訳して持参した⁽¹⁶⁾。教皇使節の来日時、様々な新聞がこの出来事に関して記事を書いていたが、この『日本』の社説は、以下に見るように当時最も教会内で反響を呼んだものだった。この社説は、現在、『陸羯南全集』（みすず書房）に収録されているが、当時の『日本』の社説は全てが陸羯南の手になるものではないため、彼の執筆したものかどうかはわからない⁽¹⁷⁾。

山口は、オコンネル使節の訪日から三十数年を経た一九四二年一月、この出来事に関する手記を残しているが、そこで「羅馬法王使僧」について触れ、「当時、最も有力なる日刊新聞『日本』は、其社説（主筆三宅雄二郎博士の筆を覚えています）に長文の使節歓迎文を掲げ、其中に羅馬教皇が日本に天主公教を有効に弘めたいと思うならば、高等教育の学校を設立する必要があることを説きました。私は、早速、其の社説をフランス語に翻訳し、帝国ホテルに使節を訪問して之を御覧に入れました。使節は私の訳文を高い声で読んで、種々御下問になりました」と書いている⁽¹⁸⁾。この山口の回想は、『日本』の社説がオコンネルの関心を惹いたことを伝えるものであり、事実、教皇庁に提出されたオコンネルの「報告書」にもその仏

訳が掲載されている⁽¹⁹⁾。

ただ、山口は、この手記の一文でこの社説の内容を誤って紹介していた。なぜなら、この「羅馬法王使僧」は、「長文の使節歓迎文」といった性格のものでも、また教皇使節に「高等教育の学校を設立する必要」を説いたものでもなく、日本のカトリック教会が社会的に目立たない現況を批判的に記したものだからである⁽²⁰⁾。

この社説は、冒頭でオコンネルの来日と明治天皇へのローマ教皇の親書捧呈に触れ、それが「各国人士の揣摩憶測を免かれざる所、我が国人は比較的宗教に淡泊なる丈け、此に重きを置かざらんも、幾許か該教の現状に注意し始めし跡あり、又注意すべき価値あるに相違なし」と述べ、次にキリシタン時代の宣教の歴史的事実に言及している。続いて、この社説はカトリック教会の現状に触れ、信者数では日本のキリスト教界の中で最大の規模を誇りながらも、信者が長崎地方に集中して下層階級の者が多いがため、一般社会ではその活動がよく知られていないことを指摘し、その原因の一端を有能な外国人宣教師が欠如していることに求めている。

羅馬旧教は日本を東京、大阪、函館、長崎の四教区に分ち、信徒総じて約六万、而して長崎教区其の三分の二を占めるは、即ち由来せるの遠く、かの天草騒動にも関係ありし所以なり。

随って二事の記すべきあり。一は其の地方に偏し、数の多き割

合に世の耳目に触れざる事、一は其の下層に偏し、数の多き割合に勢力として顕われざる事、是なり。信徒の数の実に全国基督教派の第一に居りながら、其の何を為しつつあるかの知られず、如何なる宣教師が如何なる処に布教するかの聞こえざる、不思議な程なり。水の深きは音なし、該教の多く噂に登らずして、信徒の最も多きは、一種侮るべからざる性質を帯ぶとすべきも、過去の状態を維持するにこそ充分なれ、将来の發展を期するに於て如何にあるべきか。九州の一方に数万の賤民を味方とすること、究極何程の効力あるべきか。

外国より來たる宣教師は、我が住居の陋、着服の粗を看、未開の蕃民と大同小異とし、時計を示して天地に造物主あるを説くなど、ひたすら卑近を事とし、内地の伝道士亦た之を受売りするが、斯かる類は或る僻地を除き、大抵冷嘲に終わるが常なり。我が国人は外見と不釣合に理合力に富み、中学生徒以上の者は一と通りの説明にて感服せず、時務を論ずる徒は概して智識に於て彼等宣教師の上に出ずと看做すべし。仏教衰頹、僧侶墮落の声高く、稍々教育ある者にして真面目に之を信ずるの多からざるに、基督教の其の虚を衝かんとして得ざるは、種々の事情あるも、有力なる宣教師なきこと与りて失なしとせず。自由討究の準備に怠らざる新教師さえ、尚知識を練磨し得たるは極めて少し。旧式に拘泥する旧教に於いて、新たに勃興せる

日本の社会に順応すること、寧ろ難からずや。布教は行に在り、言に在らずというも、言も亦た忽にすべからず、況んや行の特に称するに足らざる、何を以て教法の弘まるを期すべけんや。^(註)

この『日本』の社説は、教会関係者の間で大きな関心を呼んでおり、『声』（第三四七号、一九〇五年十一月二十五日）は、「教会思潮欄」で全文にわたって転載している。その冒頭に付された紹介文のタイトルが「局外者の苦言」であったことが物語るように、この社説が注目を受けたのは、カトリック教会への言及において誤解を含みながらも、その批判が「世に稀に見る真摯の忠言なり、ひとり宣教師のみならず、伝道師のみならず、一般吾教信徒の猛然として自省すべき有益の苦言なり」として、教会の現状の問題点への指摘において傾聴に値する意見であることが認められたからである。

ただ、この「羅馬法王使僧」の論説は、日本社会におけるカトリック教会の認知が低いことを認め、来日外国人宣教師の資質に注文を付けている点において、前章で取り上げた長崎教区の平山牧民らの主張と共通する面のあったことは事実である。恐らく、その内容に批判を加える必要を認めたのだろうか、同誌の次号（第三四八号、一九〇五年十二月十日）には、主筆ルモアーヌによる論説「『日本』新聞の「羅馬法王使僧」を読む」が掲載されているが、そこで、

彼はその内容に関し「当否ほとんど相半ばす」と留保をつけながらも、議論に不備のあることを指摘している。彼は、この社説が日本における宣教の成功には優れた学識をもつ宣教師が必要不可欠であると主張したのに対して、「記者知らずや、宗教を宣布せんには、其の説教が徒らに深遠高尚なるを感嘆せられんよりも、寧ろ一般の聴衆にあたうべきだけ用意に了解せらるるを要するものなるを」と反論し、宣教の成果は、宣教師の学識とは無関係であると論じている。そして、カトリック教会の事業が一般に知られていないというその批判に対して、ルモアーヌは、「然り。遺憾ながら資力の足らざるが為に大規模を以て布教することをしばしば妨げらるるは蔽うべからざる事実である」と認めながらも、静岡の神山復生病院や熊本 の琵琶崎待労院などのパリ外国宣教会の宣教師が創立したハンセン病院の存在をあげ、カトリック教会も優れた事業を行っているにもかかわらず、一般社会に知られていないという事情もあるのだと論を進めている。

最後に、ルモアーヌは、カトリック教会の活動が一般によく知られるようになるためには、信者個々人がそれぞれ日々の生活の充実をもつて、カトリックの影響が社会に拡がるよう努めなければならぬと論じて締めくくっている。これは、彼がカトリック教会の知名度の不足に関して、在日宣教師の資質に結び付けて論じた『日本』の社説の論旨には否定的であったことを示している。

実に吾が公教が今日まで我国に多く知られざりしは『日本』記者の言えるが如し。是れ須らく吾人の一考すべき事ならずや。(中略) 過日の青年会大使歓迎の如き大集会は吾が公教の光輝を発揚する良法なり。機会を求めて時時都鄙の至る処に開催するは世に普く吾教の光輝を認めしむるに必要なり。ひとり集会のみならず、或いは筆に或いは口に、殊には実践躬行を以て、家にある一切の物を照らすが為に、燈火を燈台の上に置かんことは、吾人の宜しく努べき所なり。此の点に於いて、記者の所言は正に吾人が頂門の一針たらずんば⁽¹⁰⁾あらず。

前田長太も、山口鹿三と同様に、教皇使節の訪問時に彼と関わりをもった日本人信者の一人であった。ただ、彼が雑誌『通俗宗教談』で、この『日本』の社説を取り上げた論説は、教会内で大きな否定的反響を招いてしまうことになる。以下、教皇使節訪問時における前田長太や彼の指導する青年会の活動を追っていくことにしよう。

4 教皇使節訪問時の前田長太と公教青年会

オコンネル使節の訪日中、前田長太は、帝国ホテルに滞在中の彼に単身で面会を求めて知遇を得、その後もしばしば訪問していた。⁽¹¹⁾前田は、フランス語に通じた教会知識人として、反教権政策を強め

るフランス政府と同国内のカトリック教会の対立や、それに伴うフランス政府と教皇庁の外交関係の悪化など、当時の海外教会事情に明るかったことは想像に難くないが、それだけに教皇使節の訪問に日本の教会情勢の視察という目的が隠されていることをたやすく察しえたのではないかと思われる。オコンネルにとつても、前田は、日本の教会の内情に精通し、かつ、フランス人宣教師と利害を同じくしない現地人神父という資格において格好の情報提供者に思えたはずである。

前田は、帝国教育会で行われたオコンネルの記念講演（十一月二十二日）で通訳を務めているが、同会における講演の実現の根回しをしたのは彼であろう。オコンネルはこの講演をラテン語で行っているが、帝国教育会の大方の会員に縁遠かったと思われる言語で講演が実施されたのも、通訳者を務めた前田の意向が反映していたのではないかと思われる。ラテン語の講演は、オコンネルにとつて初の試みであり、不慣れな古典語による講演を彼自ら望んでいたわけではなかったからである。

教皇使節の来日は、日本の教会関係者にとつて、教皇庁が自国に強い関心を抱いていることを示した出来事であり、また使節の訪問を機に自らの宗教が社会一般の脚光を浴びることになったので、その訪問の意義を知る者には歓迎して受け止められていた。この訪問中に教皇使節を歓迎する一般向けの講演会が東京で催されたが、こ

れを企画したのは前田とフェランの指導する公教青年会の学生信徒達だった。

オコンネルの来日時、『時事新報』（一九〇五年十一月十一日）は、日本の宗教家に向けて、宗派を問わず、「現世界における精神界の大王」たるローマ教皇に敬意を表すべく、使節を大いに歓迎すべしと説く記事（「羅馬法王の使節」）を掲載したが、それを読んだ公教青年会の学生達がその歓迎会を仏教徒やプロテスタントの手で行われたらカトリック教会の名折れであると立ち上がり、自身の手で講演会を実現させたのが事の成り行きであるといわれる。日露戦争の勃発間もない時期に設立された公教青年会は、神父の指導下に研究・修養活動を行うことを目的とした団体であり、戦争中にも対外的な組織活動を行っていたわけではなかった。この教皇使節の歓迎講演会が、彼らにとつても最初の大規模な対外活動となった。彼ら学生信徒には、パリ外国宣教会の幹部にこの機を利用して対外向けの一般歓迎会を行ない、カトリック教会の宣伝を行うというような積極性を持ち合せているようには見えなかったのだろう。

なお、公教青年会の学生らは、帝国ホテルに滞在中のオコンネルのもとに向いて面会を果たした時、彼に意見を求められて、英語又はドイツ語系のカトリック大学を設立するように進言したといわれる。明治期におけるフランス系修道会の教育事業は、初等・中等教育に限られていたが、プロテスタント教会は初期より多数の高等

教育機関を設立していたので、青年会の会員はカトリック教会の立ち遅れに強い危機感を抱いていたのだろう。注目に値するのは、東京大司教区の日本人信徒が、教皇使節という日本の大司教よりも上位にたつ高位聖職者と出会う機会を用いて、間接的にはあれ、教皇庁への意見具申という形で日本の教会の内部変革を図ろうとしたことである。

この教皇使節の歓迎講演会は、十一月十八日、神田の基督教青年会館で行われた。東京市長の尾崎行雄が祝辞を寄せ、宗教学者の姉崎正治、衆議院議員の島田三郎や、東京帝国大学の英語講師で聖公会信者のアーサー・ロイド (Arthur Loyd) らが講演者に招かれて、前田長太とともにオコンネルの来朝を歓迎する講演を行っている。^⑩ プロテスタント教会の施設を教皇使節の歓迎会場として選び、島田三郎のようなプロテスタントの知名人まで講演者に呼びよせた日本人の若手信徒の行動力に対して、戸惑いを覚えていた者がパリ外国宣教会の神父に少なからずいた可能性は考えられるが、教皇使節が歓迎講演会の実施を承諾した以上、大目にもみるほかはなかったのだろう。

公教青年会の学生代表が述べた開会の辞は、「今や吾国は戦勝の結果により、世界第一等の国に列したりという意義は、単に武力の点よりのいうにあらずして文明の点より観察して亦一等国の地位にありし事を世界に示した事を意味するのである」というものであつ

た。^⑪ この講演会は、約千二、三百名の満員の聴衆を集めて成功裡に終わり、教会の社会的認知の少なさに劣等感を抱いていた学生信徒に自信と満足を与えることができたと思われるが、またそれが信徒の主體的な活動によって教会の対外事業が実現されたという点においても、近代日本カトリック史の上で画期的な意義をもつものであつたといえる。この点に関して、青年知識人の信徒活動の発展に期待を寄せていたフェランは、フランスの信仰公布会の機関紙に、「このような前例のない大成功は、私のカトリック学生らのイニシアティブと献身によって実現されたのです」と報告している。^⑫ また、オコンネルの「報告書」には、この講演会の様子を伝えるリギョールの文章が収められているが、ここで彼は若年のカトリック信者の行動によりこの催しを実現されたことを冒頭に記している。^⑬ 『声』の記事も、「之によって我が公教の名を広く世に示したるは蓋し十年隱微の布教に優りたるもの之ありしならむ」と好意的に報じていた。^⑭

もっとも、東京大司教区の一般信徒の間では、教皇使節の来訪はさして関心を呼ばなかった模様であり、十一月十九日に行われた東京の六教会（築地、関口、麻布、本所、神田、本郷）連合による歓迎会では来会者も多くなかつたうえに、教皇使節の歓迎会であることも知らず、普段で参加したものも多かつたという。^⑮ われわれは、先に長崎教区の信徒らがオコンネルの来日に教皇庁による日本の教

会事情の視察の意図が隠されていることを鋭敏に察して、使節に向けた「請願書」を作成して届けていたことを確認したが、このような東京大司教区の信徒の状況は、当時の日本人信徒の中で教皇使節の来訪に積極的に反応したものが決して多半を占めていたわけではなかったことを示している。

5 前田事件——論説「日本社会と教皇使節」の波紋

I 「日本社会と教皇使節」

オコンネルは、同月二十五日に横浜港を立ち、神戸と長崎の寄港を経て、教皇庁へ報告の途についた。この使節の訪問は、日本カトリック教会にとって、記念碑的出来事であったが、その帰国後、前田長太が教皇使節の来日に関して論じた論説は、教会内で大きな否定的な反響を呼ぶことになってしまう。

オコンネルの日本訪問後、前田は、『通俗宗教談』第三十八号（一九〇五年十二月）に「日本社会と教皇使節」という論説を掲載した。その冒頭で、彼は、『日本』に掲載された社説「羅馬法王使節」を取り上げ、日本のカトリック教会の事業が一般に認知されていない現状を優れた知識を持つ宣教師の不在に原因を求めたその論に対して、カトリック教会ではすでに少数ながらリギョールやフェランによって知識人向け事業が行われていること、そして、慈善事業では神山復生病院の存在があることを述べて、この論説の筆者の観察が

不十分であることを指摘した。ただ、この『日本』の社説の論旨に内心では賛同していたと考えられる前田は、続いて、自分の持論に引き寄せて議論を展開し、従来の下層階級を対象にした慈善事業を中心とする宣教事業のみでは不十分であり、知識人や上流階級を主要対象とする宣教を行うことも望ましいという考えを公然と主張している。

宗教は学問にあらず、布教は灌学にあらざるが故に、学界の方面はどうでもよいような訳ではあるが、然し老幼婦女を濟度するばかりが布教の主意でもなければ、不幸薄命者を救う許りが宣教師の能事でもあらざるべければ、今後は日本の学者社会、上流社会の方にも手を出したならば、如何かと思うのである。

また、前田は、教皇使節の来日が、日本社会の耳目を集めたことに触れ、それがカトリック教会の社会的認知の向上に大きな貢献があったことを指摘しているが、その功績を評価するに当たって、下記のように揶揄を交えた筆致で、パリ外国宣教会の年来の活動を否定的に引き合いに出してさえまである。

『数の多き割合に世の耳目に触れぬ』と云われたる日本のカ

ソリック教会は、唯一人のオーコンネル司教の閣下のために忽ち世の耳目に触れるようになったと云わねばならぬ、兎に角オーコンネル司教閣下の来朝は記者の予想に反し(恐らくは幾多宣教師の予想にも反して?)我が日本公教会の為に、新紀元を開いたと言っても、過当溢美の言ではあるまい。記者は今日まで同宣教師達が刻苦精励二三十年に及びても獲得すること出来なかった所、使節閣下は来朝早々一挙にして之を獲得したと断ずるに憚らぬものである。

前田は、この論説で、自分が教皇使節から親しい知遇を得たことに関して、「記者はしばしば使節閣下に面謁し、随員の二師とも面談し、殆ど一見旧識の如くになってしまった。その間に姉崎博士なども知己になり、使節閣下の御出発になるまではしばしば御訪問申上げて、日本の現況、天下の大勢などという少し大袈裟ではあるが、兎に角その幾分だけは確かに之を申上げ、これに対する使節閣下の御胸中をも推知することを得た訳である。かくて御出発の日までしばしば談笑の榮をかたじけなうし、時には「お前が羅馬教皇陛下に直接日本の教勢及び今回我を歓迎したる状況等を申し上げる」などと例の米国流の平民的ことばを賜ることもあった」と書いている⁽⁸⁾。この論説の読者は、前田が教皇使節との親しい関係を誇示している印象を受け、彼が教皇に意見を申上げるのは僭越であると

謙遜していながらも、ここで披歴されている過去の在日宣教師による教会事業に対する彼の批判的見解をも教皇使節に伝えていたのではないかと思わざるを得なかっただろう。

この前田の論説の発表後、教会は、「物議騒然」になり、前田を「離教者」と断ずる者もあったという⁽⁹⁾。この論説は、前田に無断のまま仏訳され、差出人や差出場所の記載もない状態で各地の宣教師のもとに送付されていた。この件に関して、前田は何者が画策して前田本人が翻訳文書を送付したかのように装ったその行為の卑劣を非難している。もつとも、この翻訳文書は、彼の論説を正確に仏訳したものであり、内容の論旨が枉げられているわけではなかった。ただ、覆面の翻訳者は、文書の受け取り手の宣教師が、読後に前田の議論に対して反感を持つことを想定して行ったことには疑いがなく、彼の信用失墜を狙った何者かによる意図的行為であったと思われる⁽¹⁰⁾。

前田は、自分の論説が教会内で非難の対象になったことに対し弁明を試みているが、われわれが先に見てきた通り、知識人向け宣教師事業の重要性を強調するその主張は、彼の年来のものである。ただ、今までの彼の論説では、その主張がレトリックを用いながら控えめに行われてきたのに対し、この「日本社会と教皇使節」では、前田の本音が露われて、パリ外国宣教会の従来 of 宣教師事業のあり方に対して直截に批判するものとなっていた。恐らく前田は、教皇使

節から親しい応対を受け、また、使節の来日が社会的反響を呼んだことで気持ちが高揚し、従来の慎重な配慮を失っていたのだろう。

彼は、発表まで自分の論説が悪評を受けるとは夢にも考えていなかったのではないかと思われるが、彼の筆致にいささか軽佻浮薄なところがあるのは否定できず、そのため大方の宣教師の反感を買う結果になったのは不可避であったといえる。

『通俗宗教談』の第三十九号（一九〇六年一月）に、リギョールは、前田の論説の不用意な点をたしなめる一文（「見地の正誤」）を寄せているが、それはこの愛弟子に対する教会内の批判の高まりを鎮める目的をもって行われたものだろう。リギョールは、前田の論が『日本』の社説に対する反論として執筆されたために論旨が極端に走った一面のあることを指摘して彼を擁護しながらも、司祭にとつて一般社会での知名度や学術面における功績などは第一義的な重要性をもたないことを確認して前田の主張を批判している。

このリギョールからの批判を受けて、前田は、「実に師の言の如く貧民に福音を告ぐるは、祖師以来の布教法なり、普通人民に教を説くことは真に宣教師の献身的任務なり」と書いて、自身の不徳を詫びている⁽⁸⁾。また、彼は、誌面の刷新を宣言して、事態の收拾を図ろうと試みているが、時すでに遅く、次号が終刊号となった。前田は「廃刊の辞」（『通俗宗教談』第四十号、一九〇六年二月）で、「廃刊の理由は諸君も既に推せらるることとします。私からは、之を説

明せぬ方が却って徳義に背かぬことと存じます」と書いている。このように、彼の個人雑誌が廃刊に追いこまれたことは、前田の論説への反発が教会内で相当強いものがあつたことを示しているが、また、一部の宣教師の間に潜在していた彼に対する反感がこの機に顕在化したことも考えられる。

II 『声』と『通俗宗教談』

前田長太の論説「日本社会と教皇使節」の刊行とその後の教会内の反響に関して、『声』や『新理想』は全く言及を行っていない。これはもちろん、両雑誌の関係者の間で論評を避けるべく自己規制がしかれていたためだろう。ただ、この出来事に関して沈黙を守っていたとはいえ、当時『声』主幹であったルモアーヌは、前田長太のこの論説に関して極めて批判的であつたと考えられる⁽⁹⁾。

ここであらためて、二十世紀初頭における『声』の記事に着目し、同誌と『通俗宗教談』の論調の相違点を明らかにしてみたい。『通俗宗教談』で展開されていた前田の宣教に関する提言は、下層階級を主対象にした慈善事業のみならず、知識階層向けの宣教師業を重視する点において、長崎教区の平山牧民らの主張と共通するものだった。東京と長崎という環境を大きく異にする二つの教区から同趣旨の意見が提出されている事実は、日露戦争前後の時期、パリ外国宣教会による従来の宣教師業に対して、各地の日本人司祭の間に

同様の不満が醸成されていたであろうことをうかがわせるものである。

実際、『通俗宗教談』の記事において示された前田の現状認識や主張の幾つかの論点は、『声』誌上においても同様に確認することができる。すでにみたように、『声』では、二十世紀初頭、婉曲的ながら、上流社会に向けた宣教の重要性を認める論が掲載されていた。また、日露戦争時の同誌には、「苟も我国の布教に従事せん者は少なくとも儒仏二教の梗概とその宗教意識の研究とは欠くべきにあらず、殊に外国宣教師諸氏には之に加えて日本文明史の研究を望まざるを得ず」というように、外国人宣教師に対して日本文化の基本的知識を身につけることを求める意見や、宣教師に日本人に対する同情と親愛をもつことの重要性を指摘する文章も確認できる⁽¹⁵⁾。この二つの文章は、それぞれ雑報欄におけるプロテスタント系の雑誌『護教』と『基督教世界』掲載の記事に関する紹介文に付されたものであるが、これらは、前田長太が論説「戦後の伝道私議」でレトリックに隠れながらも外国人宣教師に学識と謙遜を求めた主張とほぼ同様のものである。恐らく、『声』記者の日本人伝道士らは、プロテスタント系雑誌の記事を引用するという形で、婉曲的にパリ外国宣教会の宣教師に注文をつけていたのだろう。

ただ、パリ外国宣教会の宣教事業に対する直接的な批判が日本人信者の間からあがるようになると、『声』主幹のルモアーヌは、同

誌の編集において、知識人や中・上流階級向けの宣教を重視する意見や、宣教師に学識を求める主張に対して、意識的に抑圧する方向に向かつていったようである。彼は、一九〇三年十二月、「何故に我邦の縉紳学者は公教に帰依せざる乎」という小論を『声』に発表しているが、この一文は、当時、パリ外国宣教会による従来の宣教活動を批判して、教会改革を訴える文書を各方面に送っていた長崎教区の平山牧民一派に対する隠れた反駁文と考えられる。

世人曰く、新教界にはかなり人物あり、学者あり、知名の士あるも、旧教の信徒は概して貧乏人なり、下流社会の者なり、無学文盲の徒なりと、以て我が公教の価値を貶さんとするもの如し。公教の信徒中又密かに之を以て我が公教の瑕瑾となす者なきにあらず。斯くの如きは両者共に未だ基督教を知らざる者なり。

主基督は其の教会を創設するに、新教徒の如く貴顕、紳士、学者、金満家を用いることを望みたまわず。世人の最も軽蔑する貧賤なる、無学なる無能無力なる者を用いたまうことを見るべし、是れ基督の教会は學術の力、黄金の力、帝王の力によりて設立せられず、全く神の全能力によって設立せらるるものなることを知らしめんがためなり。

我が邦の縉紳学者中未だ公教に帰依する者少なきは、一は神の

深き摂理に出て、一は彼の縉紳学者たる者の、浅薄なると、不道徳なるとに原因するものにして豪も我が公教の価値を貶すに足らざるのみならず、吾人は却つて之を以て我が公教が真正の基督教たる有力なる徴證しるしの一となすものなり。⁽¹⁸⁾

このように、ルモアヌのこの論は、プロテスタント教会と比較して、カトリック教会に社会的有力者が少なく、下層階級の無学な人物が多数を占めている現状を遺憾とする見解に対して、イエス・キリストが貧民の中から使徒に選んだことを例にあげて反論し、社会的有力者や知識人がカトリック信者の中に少ないことは、彼らが概して不道徳な存在であるだけに、むしろカトリック教会の正統性を証し立てるものだと言張するものである。この論の文中に、「公教の信徒中又密かに之を以て我が公教の瑕瑾となす者なきにあらず」という一文がみられることから、明らかに彼は平山牧民らの活動を念頭に置いて批判を行っている。

このような日本人信者からの批判が存在することを了解していたルモアヌは、『通俗宗教談』における前田の議論にも、平山と同様の主張を見てとっていたのではないだろうか。『声』は、『通俗宗教談』第十五号（一九〇四年七月）における前田の社説「戦時の伝道私議」、「戦後の伝道私議」と対応するかのようになり、日露戦争中、「戦時の伝道」（第三一九号、一九〇四年九月二十五日）や、「戦後の

布教」（第三二二号、一九〇四年十一月十日）という小論を掲載している。前者のルモアヌの手になる論では、宣教当事者に「熱烈なる信仰と愛があらば、戦時と雖も決して布教の妨げなどあるべきものではない」という意見が述べられているが、彼はまた「布教上の最大勢力（布教魂）」（第三二九号、一九〇五年二月二十五日）という一文でも、知識や名声よりも、宣教者の信仰心こそが宣教においては肝要であると論じている。⁽¹⁹⁾

決して忘るべからざる一事あり。智や学や識や材やはた高位名望や之を以て、布教上唯一最大の勢力と思惟するに於ては、其の謬想や蓋し救うべからず。試みに歴史を繙とけ、当初使徒の時代より降りて今日に至る迄、何れの代にか此等のものが布教上第一勢力たりし時やある。人の智識や人の声望や布教上力ある幫助たりしは、争うべからずといえども、その真に第一勢力たりしものは常に布教者其人の精神に存したりき。之を古今に徴するに、布教に従事する者の理想とも云うべきは、其人には凡ての愛に超ゆる所の愛なからざるべからず、即ち神と他人の靈魂とに対する熱愛是なり。⁽²⁰⁾

このようなルモアヌの見解は、知識人活動に重きを置いた宣教を重視する教会内の主張に対して、暗に批判を行ったものだろう。

オコンネル教皇使節の日本訪問時、『日本』の社説「羅馬法王使僧」が日本に派遣される宣教師に対して優れた知性の持ち主を望んだ時に、前田長太がその論旨に肯定的に反応したのに対して、ルモアヌが説教には平易な議論こそが必要であるとして、その主張に対し取り合わなかったことはすでに見た通りである。『声』には育英塾や公教青年会の活動の紹介も行われているが、ルモアヌは、青年会の活動に関しても、学生会員が知識人活動に傾斜することを望んでいなかったようであり、「吾が公教界に於ける青年会は其の目的とする所、無論信仰を養い、道徳上の行為を励み、又我が基督教の精髓なる博愛の精神を実行上に發揮すること無ければならぬ」と書いている⁽⁹⁾。

前述したように、パリ外国宣教会は、十九世紀末より、中・上流階級を対象にした宣教活動の必要性を認めており、同宣教会が日本に招致したフランス系修道会による教育事業も、この時期、首都圏ではこの社会層の獲得に向けた経営方針をとっていた。また、『年次報告』を見ても、各地の宣教師が中・上流階級の信者の獲得に無関心ではなかったことも明らかである。

ただ、平山牧民や前田長太のように、日本人信者の間から、パリ外国宣教会の慈善活動を中心とする宣教活動の在り方を問題視して、上流階級や知識階層へ向けた宣教をより重視すべきだとする考えが唱えられると、パリ外国宣教会の宣教師は、その種の考えを宗

教の本分を忘れたものとして看過することができなくなった。もちろん、平山や前田にしても下層階級を対象にした慈善事業の意義を認めていなかったわけではなく、これに加えて上流階級や知識階層向けの宣教活動を並行して行うという多元的な宣教を理想にしていたわけであるが、当時のパリ外国宣教会の大方の宣教師は、宣教の成果を重視するあまりに階級差や教育の多寡によって宣教対象を差別するような見方を危険視せざるを得なかったのではないかと思われる。

少なくとも、教会における平山牧民の処分や、前田の論説「日本社会と教皇使節」の否定的反響といった事態は、『声』におけるルモアヌの主張と考え合わせれば、当時のカトリック教会には、上流・知識階級への宣教を重視して行うべきだとする考えと、彼らへ向けた宣教を特権視しないで、平等に人々に宣教を行うべきだとする考えとの相異なる二つの宣教観が存在していたことを示すものである。そして、前者の主張は、それが教会で従来から行われてきた下層階級への宣教活動を軽視するものとなる限り、宣教会の司牧する教会では受け入れられるところとはならなかったのである。

Ⅲ 「前田事件」とマリア会の反応

前田の論説「日本社会と教皇使節」が、発表当時、フランス人聖職者の間で具体的にどのように受け止められていたかに関しては、

マリア会の関係者が残した資料が参考になる。前田本人の与り知る
ところではなかった彼の論説の仏訳文書は、マリア会の修道士にも
送られていたが、当時、同会の日本準管区長で、暁星学校の初代校
長であったアルフォンス・ヘンリック (Alphonse Heinrich) は、そ
の文書の余白箇所に必要な感想を書きとめている⁽⁹⁾。

日本人司祭の前田が宣教師の業績について下した評価がこれ
である。宣教師に対して容赦がない。確かに彼の下した評価に
は正しい点もみられるが、宣教師に無償で育てられた青年が公
に書くべきことであろうか。彼の批判は宣教師のみに向けられ
ているが、東京、大阪、長崎、横浜におけるカトリックの学校
を無視しているのは妙である。

このように、ヘンリックは、前田の論説に教会の現状に対する正
しい把握が含まれていることを認めていたが、パリ外国宣教会に対
する批判的言辞を含んだその主張の公表に関しては、前田が今まで
恩恵を被ってきた同会の宣教師に対する忘恩的な振る舞いであると
みなしていた。また、ヘンリックは、教会の知的活動の不足を慨嘆
する前田が、マリア会の学校教育活動を考慮に入れていない点に疑
問を呈している⁽¹⁰⁾。

パリ外国宣教会の招致に応じて、一八八七年末に来日したマリア

会は、東京の暁星学校(一八八八年)をはじめ、長崎に海星学校(一
八九一年)、大阪に明星学校(一八九八年)、横浜にセント・ジョセ
フ学院(一九〇一年)を設立していたが、なかでも、暁星学校は、
二十世紀初頭に首都圏の中・上流階級の子弟を集めることに成功し
つつあった。カトリック系学校事業の発展は、そのままカトリック
の信者の大幅な増加に繋がっていたわけではなかったとはいえ、マ
リア会の側からすれば、日本人信者の間にみられるフランス人聖職
者への低評価が、マリア会の教育事業に対する不当な見落としの上
に成り立っているように思われたのだろう。

ただ、マリア会がオコンネル訪問時における一部の日本人信者の
活動に不快を感じたとすれば、それは彼らがパリ外国宣教会の宣教
事業を批判すると同時に、フランス以外の国の修道会の来日を望
み、オコンネルにその要望を伝えているとみなされたからである。
オコンネルの訪日後、情報がマリア会に伝わってきたイエズス会の
再来日の動向は、マリア会にとって日本で軌道に乗りつつある彼ら
の教育事業の強力な競合相手の出現として大きな不安材料になった
だけに、イエズス会の来日を求めた日本人信者の動向は彼らの批判
の対象とならざるをえなかった。

この間の事情に関しては、一九〇六年初頭、日本のマリア会の活
動を視察するために来日していた同会総次長のシャルル・クロブ
(Charles Kloob)の残した報告に確認することができる。クロブは、

来日中、前田の筆禍事件の顛末に関しても報告を受けていたらしく、マリア会本部に送られた報告文書で、彼は日本の教会事情に関して誤った情報をオコンネルに吹き込んだ元凶として、この「日本人の「一司祭」を批判している。そして、この影響を受けたオコンネルの報告によって、不正確な情報が教皇庁に伝わることを懸念しているが、この文書に示された彼の所見は、当時の在日マリア会士の代表的な意見をまとめたものとみなすことができるだろう。

オコンネル司教の印象からすれば、日本に今あるフランス人の事業は、日本の知識層には少ししか寄与していないので、アメリカのイエズス会に高等教育を委ねたいと考えておられるように思われる。(一九〇六年五月十四日)

イエズス会の学校について考えるオコンネル司教の意図の底には、フランス系ミッションに対する不満感があるようである。しかし同司教は日本に十五日しか滞在せず、しかも日本人の一司祭を相手にホテルに宿泊していたので、日本のカトリシズムとはなんらの接触もなく、日本人にカトリシズムを与える暇もなかった。ましてわれわれが長い間探索して、始めて見出した最良の道である教育事業については全然⁽¹⁵⁾存知なかった。(同年六月九日)

このようなクロブの反応は、オコンネルの日本訪問以前より、教皇庁がイエズス会の日本派遣を検討していたことがマリア会では知られていなかったことを示している。この点の認識を欠いていたがゆえに、マリア会士はオコンネルが独断でイエズス会の日本再派遣の必要を教皇庁に具申したと考え、そして、彼の日本訪問中、日本の教会の現状に関して彼に批判的意見を伝えたとみなした日本人信者の行動を問題視せずにはいらなかったのである。

なお、クロブは、その報告で、フランス以外の修道会の来日を教皇使節に請願した日本人カトリック者の行動に触れて、それを日本の教会を築きあげてきたフランス人聖職者らに対する背信行為とみなして非難している。⁽¹⁶⁾日露戦争の開戦以降、プロテスタント教会の一部では、日本人信者による外国ミッションからの独立自給の動きが進んでいたが、⁽¹⁷⁾オコンネル訪日時に日本人カトリック者が示した行動も、マリア会では、プロテスタント教会の動向と通底する、日本人信者の外国人宣教師に対する反抗的自立の動きとみなされていた。⁽¹⁸⁾

しかし、当時の日本人カトリック者が、フランス系宣教会の指導する教会体制に不満を抱いていたとすれば、それは彼らがパリ外国宣教会の過去の貢献を全否定していたわけでも、反フランス人感情に駆られていたからでもなかった。それは、同会による従来の宣教活動では、近代化を果たした日本において、今後十二分の成果を上

げることができないと判断し、また、日本人の対仏感情やフランス国内における政教関係の悪化の現状から鑑みて、フランス系宣教会による独占的宣教状態から、多国籍の宣教師の協働からなる宣教体制に移行することを望ましいと考えていたからに他ならない。

クロブは、前記のマリア会本部宛ての報告で、日本人信徒が英語系の大学の設立を要望する気持ちに理解を示しながらも、日本ではカトリック教会がまだ発展途上の段階にあるため、フランス以外の国籍の修道会を中途から招致することは、混乱を招く恐れがあるために好ましくないという意見を述べている⁽⁹⁾。しかし、日本のカトリック教会の教勢が長らく停滞状況にあり、フランス本国の宣教会や修道会の本部がフランス共和政府の反教権政策によって大きな打撃を受けている以上、このような意見で日本人カトリック者を納得させることは不可能であつたに違いない。

日本訪問後のオコンネルによる報告を受けて、教皇庁はイエズス会の派遣の必要性を確認し、一九〇六年に同会へ日本における活動開始を正式に依頼する。当時の教皇庁の日本宣教政策に関する認識は、メリー・デル・ヴァル国務長官からゴッティ布教聖省長官に送られた書簡（一九〇六年三月三十日）にうかがうことができるが、この書簡でメリー・デル・ヴァルは、優れた文明国である日本をカトリック教化することは重要であり、そのため、国籍ゆえに優れた業績をあげることのできないでいるフランス人宣教師に替えて、英

語やドイツ語圏の宣教師を派遣し、また、「現在のフランス人宣教師は特に民衆に顔を向けており、社会の高貴な学識ある部分には影響力をもって」いないため、主要都市に「貴族の子弟を引き付けるようなカトリック大学を創立する必要性」を認めていた⁽¹⁰⁾。

日本人の対仏感情は、一九〇七年の日仏協定の締結後、好転していくことになるとはいえ⁽¹¹⁾、その後の歴史をみるならば、パリ外国宣教会はフランス政府の反教権政策の影響を受けて新入会者は減少していったため、各地に十分な数の宣教師を派遣することは益々不可能となつていった⁽¹²⁾。信仰弘布会からの献金やフランスの信者からの寄付も減少傾向にあつたため、宣教会の財政状況が大きく好転することも難しくなつていった。また、後年、パリ外国宣教会から、新しく来日した修道会へ管轄地が移譲された時に、宣教地で大きな混乱が引き起こされたわけでもない。当時の教皇庁が日本の教会事情を精細に把握していたわけではなかったとしても、イエズス会の再派遣など宣教方針の転換を進めていった教皇庁の判断は時宜に適切でいたとみるべきだろう。

五 「前田事件」以後の東京大司教区の知識人活動

1 東京大司教区における「前田事件」の影響とその後

前田長太の論説「日本社会と教皇使節」が、東京大司教区の教会関係者の間に与えた衝撃は大きかったようである。以降、カトリッ

ク教会では、教会出版物の検閲委員会の設置や、青年運動の低調化をはじめ、「前田事件」の余波らしきものが様々な面であらわれていることを確認することができる。また、この前田の筆禍事件は、単なる一過的な事件に止まらず、後々まで東京大司教区のカトリック教会の活動に禍根を残したように思われる。

前田は、この出来事以降、築地教会で新人宣教師の日本語教育を担当したり、婦人信者を対象にした教学研究会の教師を務めていたが、一九〇七年に還俗している。彼がこの時に結婚していることから、恋愛を理由に聖職から離れたという見方（西脇順三郎『旅人かへらず』）も存在するが、恐らくは筆禍事件の影響が大きく、彼は教会内の立場が悪化したために自主的に司祭職から離れる道を選んだのではないかと思われる。前田は、その後、外務省の翻訳官などを経て、慶応義塾に職を得、同校でラテン語やフランス語を教えて後半生を送った。慶応義塾で彼に接した人には異色の教師に映っていたようであり、西脇順三郎は前田を「浦和在に住めるホラス」と呼んで、その脱俗人ぶりを回想している。もともと前田本人は、聖職者時代に知識人を対象にした宣教活動を重視する彼の考えが教会内で十分な理解を受けなかったことが、後々まで苦しい思い出として心に残っていたらしく、昭和初期になされた回想では、「今は俗人になりさがり、宗教界から見たならば、墮落した人間のように見られているだろう」と卑下しつつも、自分とリギョールが共同して行っ

た出版物宣教に理解の少なかった当時の教会関係者の「近眼者流」に無念の気持ちを漏らしている。

その後、オコンネル訪問に関する教会関連の記事に前田の名前が現れることが稀であることから考えて、彼の名はその筆禍事件とともに、教会内で、一種のタブーになっていたようである。ただ、前田を知る教会関係者の多くがその名前に触れることを意図的に避けていたと思われるなか、山口鹿三が、聖職から離れた彼に対して「前田師」と敬称をもって呼んでいることは注目に値する。山口は、前田と同じく築地神学校でのリギョールの教え子であり、また、オコンネル使節の日本訪問時には前田同様に日本人カトリック者としてオコンネルと近しく接することを得た人物であったが、それだけに、彼は前田のその後の境遇には相当の同情を持っていたのではないだろうか。山口が『日本』の論説「羅馬法王使僧」を仏訳して、オコンネルに提供した人物でありながら、後年の手記でその論説の論旨を間違えて記していたことについては先に触れた通りであるが、山口がオコンネル訪日後に起こった前田の受難を忘れることができたとは考えにくいだけに、彼は、「前田事件」への言及を避けるために、その原因となった論説の内容を枉げて叙述していた可能性も捨てきれないように思われる。

前田の論説が引き起こした騒動は、彼の師のリギョールのその後の境遇にも大きな影響を与えることになった。愛弟子の還俗は、彼

に大きな精神的打撃を与えずにはおかなかったはずであるが、それのみならず、彼が前田と共同に行ってきた知識人向けの啓蒙活動も、以降、低調に陥ってしまうことになった。一九〇七年、総合雑誌『太陽』の記者がリギョールのもとを訪問して、彼の日本観について伺ったことがあったが、この時、リギョールは今日の世間の出来事に関しては不案内であると答え、その理由として前田の不在をあげている。

前田君は自分の通弁人でありました。書記でありました。そして顧問役でありました。それで前田君が自分と同居している間は、自由に世間の新しい出来事をも聞き取り、自由に思う考えを貴国人に取次いで貰う事も出来ました。前田君がここを出て以来、其代りとなるような人は探しても有りません。只今も何か著述をするつもりで、起草していますけれどもこんな訳で実に困っている次第です。⁽²⁶⁾

リギョールは、この後も山口鹿三を翻訳者に迎えて著作活動を継続しているが、教会内部で次第に活動場所を失っていったようである。⁽²⁶⁾ 恐らく、それは弟子であり協力者であった前田の不始末によって、連帯責任が問われたこととも無縁でなかっただろう。一九二二年に彼は香港に移り、その後一九二二年に没するまで日本に戻るこ

とはなかった。

リギョールは、その日本滞在の末期、神田教会の教友館の館長を勤め、青年信徒の指導に携わっていたが、⁽²⁶⁾ 当時は信徒活動が停滞していたこともあり、閑職的な立場であったらしい。彼は、香港に移る直前の時期、精神的に相当落ち込んだ状態にあったようであり、ローマ留学から帰国してリギョールと再会を果した早坂久之助は、旧師の置かれていた不遇な状況に悲哀を感じて、教会の処遇を暗に批判している。⁽²⁶⁾

『声』の「教界彙報」は、一九二二年のリギョールの香港への引退を「老衰の故を以て」と報じているが、⁽²⁶⁾ 彼が香港でその没年に至るまでの約十年の間、日本人向けの著作活動を続け、また海外在留の日本人に司牧活動を行っていたのであるから、それを単純に受け取ることはできない。リギョールと近かった日本人伝道士の回想によると、リギョールの死去する一、二年前、彼が香港から東京に帰ってくるという噂が東京の教会関係者の間で流れていたという⁽²⁶⁾ が、これは日本人信者の間でもリギョールの香港行きが更迭に近いものであることが認められていたからではないだろうか。また、ある日本人信者も、「周囲の事情」が、リギョールの「引退の已むなきに至らしめ」たと、⁽²⁶⁾ 彼が何らかの理由で日本を退去せざるをえなくなった事情を仄めかしている。

この「前田事件」は、前田の深く関わっていた公教青年会の活動

にも影響を与えたように思われる。オコンネルが帰国して間もない時期、青年会は日露戦争の傷病兵に演劇による慰問を行っており、『声』は、その対外活動を「とにかく我が公教界は因循姑息何等の活動無しなど世評ある時にあたり、突如として此の先鞭をつけたるはたとえ事少なりとも快心の事となすに足る」と称賛していた⁽²²⁾。しかし、その後、青年会による演説会が、当時、「種々なる事情に制せられて、暫らく中止」(『育英塾彙報』『新理想』第八号、一九〇六年三月)になっていたことは、「前田事件」後の青年会の活動に危惧を抱いた教会上層部による臨時的な措置であったと考えられる。

また、前田の協力者で、同じく青年会に関わっていたフェランによる学生向け事業も、その後、程なくして終わりを告げることになる。彼が出版していたカトリック雑誌『新理想』は、一九〇七年四月に突然、終刊となった⁽²³⁾。同年十二月、彼は名古屋教会の主任司祭として転任するが、それが前任者の病気のための応急処置といった単純な理由ではなかったことは、ムガブル東京大司教が、当時、マリア会に宛てたある書簡で、フェランの配置転換について「挙げるにはあまりにも長くなる理由」があると説明していたことにより明らかである⁽²⁴⁾。フェランは、マリア会が育英塾の事業を引き受けてくれたものと考えて、上長の命を受け入れたようであるが、実際には彼の寄宿舎事業はマリア会に引き継がれることなく、消滅することになった⁽²⁵⁾。このように、前田に近いリギョールやフェランの知

識人活動も、「前田事件」を機に大きな影響を被っている。

『メランジュ・ジャポネ』が、一九一〇年に廃刊となっていることも、この時期のパリ外国宣教会の知的事業の衰退を示す事態であった。このフランス語の日本学術研究誌の刊行は、ルモアーヌの個人資産に依拠していたため、その廃刊は彼の運営資金の枯渇が大きな理由であったことは間違いない。ただ、同じく、ルモアーヌの資金に頼っていた『声』が、その後も、担当者を変えて出版が継続されたことを考えれば、『メランジュ・ジャポネ』の廃刊は、資金難の中、宣教会が、学術雑誌の刊行を必要不可欠の事業とはみなさなかつたことを示している。極東フランス学院で、ノエル・ペリと同僚であったクロード・メートル (Claude Eugene Maire) は、一九一〇年の『メランジュ・ジャポネ』の終刊に関して、「この重要雑誌の廃刊以後、反動は凱歌をあげた。その編纂者達は四散した。ある人々は帰仏し、他の人々は黙従してしまった」(杉山直治郎訳)と書いている。ペリの小伝を書いた杉山直治郎は、この記述をメートルの「感傷追恨」として客観性に疑問を呈しているが、この雑誌の主要執筆陣であるフランソワ・ハルノワ (François Desiré Marie Harnois) とエドモン・パピノ (Edmond Papinot) の二人の神父が、それぞれ、一九一〇年、一九一一年に日本国外に活動の場を移していることは事実であり、当時、宣教会が人員不足に悩まされていたことを考えると、彼らの日本からの退去が、『メランジュ・ジャポネ』

の廃刊と無関係には思われないうところがある。⁽²⁷⁾

東京大司教区では、『通俗宗教談』、『新理想』が廃刊されて以降、学生または知識人向けのカトリック雑誌の刊行は長らく行われず、一九二〇年の『カトリック』の発刊を待たなくてはいけなかったが、出版事業において新しい動きが全く見られなかったわけではない。

一九〇九年に小冊子の出版によってカトリックの知識を普及させる目的をもつ教学研究協和佛協会が、ドルワール・ド・レーゼー⁽²⁸⁾によって設立されている。一九二一年までこの団体から発行された二十冊の小冊子には、海外の著作の翻訳とは別に、リギョールやフェラン、ルモアヌなどのパリ外国宣教会の宣教師、ケーベル博士⁽²⁹⁾、日本人伝道士らの著作が含まれている。ただ、執筆陣の顔ぶれに若手の宣教師や青年層の日本人信者は加わっていないことからみても、このトラクト運動は、東京大司教区の旧来の出版活動の延長上に行われたものといえ、カトリック教会の宣教面で特に新機軸を打ち出したとは思われない。

このように日露戦争後以降、次第に東京大司教区の知識人事業は低調な状態に陥っていった。それが再度活況を呈していくのは、一九一六年に東京大司教区で新しく結成された公教青年会の活動によってである。しかし、その青年信者らの知識人活動は、また、パリ外国宣教会の神父らと軋轢を引き起こさずにはおかなかった。次節で、この「第二次」公教青年会の活動を見ていこう。

2 「第二次」公教青年会の活動とパリ外国宣教会

一九〇八年十月、教皇庁の命を受けたイエズス会は再来日を果たした。パリ外国宣教会の宣教師はイエズス会士の来日を歓迎しているが、日本における自分たちの宣教への献身が十分に理解されていないという気持ちも一部で拭いきれなかったのではないだろうか。そして、その不満は、宣教会の司牧に批判的な日本人信者に対する不信感となって残存していたのではないかと思われる。

パリ外国宣教会による日本の単独司牧は二十世紀初頭に終焉し、新しく来日した西洋各国の修道会にパリ外国宣教会の管轄地域は徐々に移譲されていったが、同宣教会は、東京、大阪、長崎という主要教区の司牧を昭和前期に至るまで担い続け、第二次世界大戦前まで最も有力な外国人宣教師団でありつづけた。⁽³⁰⁾そして、平山牧民や前田長太のような日本人カトリック者の行動を排斥したような風土は、その後もパリ外国宣教会の司牧の担当教区の中に残り続けていたようであり、この一面は一九二〇年代、日本人青年信徒の活動が活発化した時に対する同会の対応において再び確認することができる。

一九一六年に結成された東京大司教区の「第二次」公教青年会は、当初、学生信者の修養、親睦団体として活動していたが、次第に対外的な社会的活動にも乗り出し、一九二〇年に会長に就任した海軍軍人の山本信次郎（一九二二年に海軍少将に任官）の指導下に大きく

発展していった。⁽²⁴⁾ 山本は、暁星学校在学中、校長のヘンリックから洗礼を受けた信徒であり、皇太子時代の昭和天皇にフランス語を講じたその社会的地位や、海外のカトリック関係者との広い交友関係によって、戦前の日本カトリック教会で重きをなした人物である。

公教青年会は、一九二〇年、知識人向けの雑誌『カトリック』の刊行を開始した。そもそも青年会は当初独自の雑誌を刊行する意図を持っていたわけではなく、会員の有志によって、教会の公認機関誌であった『声』の編集協力を無償で行うことを望んでいた。『声』は一九一二年にルモアヌの手から離れ、当時、ミカエル・スタイシエン神父が指導する教友社から刊行されていたが、この時期の『声』は修養雑誌的色彩が濃く、誌面の内容が乏しかったので、若手の知識人層には不満を持たれていたからである。⁽²⁵⁾ しかし、青年層の編集協力の申し出は『声』編集部から断れたため、青年会は、『カトリック』の刊行に踏み切ることになった。山本は、後年の回想で、当時、「文筆に依って些か聖会に貢献せんと熱望した新進気鋭の青年諸君」が相当いたことを語っているが、これは逆にいえば、一九一〇年代の後半期、日本人の若手信者が活躍の場を持ちたいと願いながらも所をえず、その結果、教会が彼らのエネルギーを吸収して教勢の発展に活かすことができなかつたことを物語っている。

『声』誌は当時、かなり記事に困って居たかの如くに見えた。私は『声』の主筆に対して高調し、お願いした点は、第一、青年中には高等の教育を受けた者少なからず、教会に於いて大いに利用せられたきこと、第二、多年自身教外者としての経験を有するこれら青年は、その利用価値殊に大なるべきこと、第三、彼らは素より教理研究の専門家にあらず、然も知識階級に属する教外者のカトリック探求熱は仮令除々たりと雖も当時已に頗る昇騰し、而してこれらを目標とするカトリック定期刊行物は殆ど絶無なる今日、右青年は之を主として此の方面に利用すべく、又之が利用は頗る有効なるべきこと、第四、『声』誌援助はかくして主として文筆に依るべく、原稿料の心配は無用なること、第五、唯上記の趣旨に副はるる為、『声』の形式と内容とを些か変更し、之を書籍商店頭に飾る如くせられたし、第六、『声』の僅かの変更だも肯んぜられざるに於ては、教外者向新雑誌を『声』と並んで発刊せられたし、第七、以上にしてご承諾なきに於ては、教友社は、主として教外者向きの新雑誌を創刊し、一方カトリック探究者の要望を満たすと同時に、他方有意のカトリック青年を、天主の光栄の為に最も有効に利用する方法を講ぜられたし、等々であったが、私の提案は全部見事に蹴飛ばされたのである。『声』は一切変更するの要なし、『声』は店頭に出すを欲せず、对教外者のことには関係せず、

之に要する雑誌新刊の要を認めず、青年諸君に強いて協力を求めず等々が先方のご返事であった。⁽²⁰⁾

スタイシエンは青年会の顧問を引き受けて、都内の大学のカトリック研究会に協力していたように、青年運動の意義を全く認めない人物ではなかった。ただ、彼は、今までの青年会が往々にして成果を上げるまもなくつぶれることになるのは、青年信徒に「愛徳」の念に欠けているのが原因であると考えており、彼らがカトリック信者でありながら、日本人の特徴的欠点たる「嫉妬」、「陰謀」という病的精神を依然免れていないとみなしていた。⁽²¹⁾ 彼が、青年カトリック信者による知的志向の強いカトリック雑誌の発行に対して懐疑的であったのは、このような彼の青年会活動に対する不信感から来ていたのだろう。例えば、彼は、「我青年諸子の希望に答ふ（本誌内容の改良に就て）」（『声』第五一〇号、一九一八年五月）という記事で、知識階級の青年信徒が研究雑誌の発刊を願う気持ちに理解を示しつつも、それが原因で彼らが知識欲にとらわれて、宗教上の信仰を損ない、その実行を顧みなくなることへの危惧の念を表している。彼は、『カトリック』の刊行後も、これを教会の正統的雑誌とは認めず、誌面でその旨を公言して、青年信者の記事を批判したこともあった。⁽²²⁾

当時の宣教師らの青年運動に対する警戒心は、教会内の若手信者

に対してコントロールを失ってしまうことへの危惧から来ていたと考えられるが、また当時の宣教師の性向とも結びついていたと思われる。彼らの多くは、小教区内での神父と信徒との父子的な情緒的關係を結び、一般信徒の補助的業務への積極的な参加を願う一方で、教区を超える信徒の自主的活動に対しては十分な理解が欠けていたといわれる。⁽²³⁾ そして、このような宣教師側の態度は、しばしば信徒側の指導司祭への依存傾向を強めて、彼らの自立心を損なうことにもなった。「第二次」公教青年会の活動に深く関わった信者の鈴木習之は、『カトリック』の記事で、このような教会風土で信徒運動が直面する困難に関し、次のような考察を述べている。

わが国公教徒の団体的運動は、開教数十年の間に何回かなされたようであるが、皆永続しないので、いたずらに「日本公教徒には、組織の能力なし」との嗤笑を買うに止った。

さて何故この団体的運動が成功しなかったのだろうか。これは長い間の封建の風が失せず、所謂「依らしむべし。知らしむべからず」で、すべてが律せられた所へ、カトリック教会なるものが土台権利主義に立つものであるので、信者はいはば被治者の位置にあり、少数な上に社会上にも地位も勢力もないものが多かったのだ、ただ依りかかることをこれ事とし、その風今に至って尚止まない。しかして又一方己を持するに厳にして、

人を待つに寛なる宣教師共通の心理よりして、少数の信者に対しては愛撫の念が第一となり、「可愛い子には旅をさせろ」という鞭撻鍛錬は後廻しとなり、かりに信者が応分の協力をして教会を助けようとする場合にも、これを助長せしめて他日の自主独立の基をつくるというよりも、その間の指導調節を煩はしとし、ただ独善的個人的救霊を説くを以って統率に易なりとし、社会的集团的訓練を忌避する傾向があったことは否定し得ない事実である。

こうして会が組織されても一つの教会内にとどまるものであり、それも教理の温習に信心的業の加わるもののみで、信者が社会上実生活上に連絡をとるといふ方面には及ばず、教会相互間の信者の会合連盟をといふことは、個々の教会の直接の教勢には何等貢献しない、否無用有害のものであると観る向きが少なくなかった。信者亦独善的信仰に浸潤さるる所多く「聖会のほか救霊なし」とのほこりは至当なる観念ではあるがこれをすべてに及ぼして、知らず知らず自らのみを尊しとする排他的精神を所有するようになり、教会内のことでも、他人のすることとは、ただ白眼を以て見、手はこまねくのみで、これに力を貸そうとしない卑しむべき氣質が形成された。⁽²⁰⁾

山本信次郎は、後年の回想で、青年会が当時の教会内で「教会革

命児の卵の集り」のごとくみられ、「無理解なる信者、其の他意外の方面よりの直接間接妨害圧迫等を蒙」ったことを記しているが、⁽²¹⁾「意外の方面」とは、教会を指導する立場にあったパリ外国宣教会の司祭に他ならないだろう。⁽²²⁾山本は、第二代駐日教皇庁使節マリオ・ジャルディーニ (Mario Gardini) に送った書簡で、「声」による『カトリック』の記事への不当な非難や、大阪司教のジャン・バティスト・カスターニエ (Jean-Baptiste Castaner) が公教青年会に好意的ではない事情などを報告しているが、⁽²³⁾ここでも日本人信徒が教皇庁の権威によりつつ、教会内のパリ外国宣教会のヘゲモニーに対抗しようとした行動様式がうかがえる。

「第二次」公教青年会は、一九三二年に解散となり、アクション・カトリック団体の中の下部組織の青年会として再編成されることになったが、この措置には同会の活動を快く思わないパリ外国宣教会の意向が働いていたようである。⁽²⁴⁾もともと公教青年会は、時の経過とともに、組織の動脈硬化や路線面での意見対立などの問題が生じるようになっており、⁽²⁵⁾この点において青年会運動に対する宣教師の危惧も全く的外れなものではなかった。

ともあれ、「第二次」公教青年会は、教会当局と軋轢をひき起こしながらも、出版活動など知識人活動の点において、大きな成果を挙げている。このような教会内の状況の変化は、様々な修道会の来日や一九一九年に始まる教皇使節の日本常駐に伴うパリ外国宣教会

の教会内のヘゲモニーの低下、パリ外国宣教会内部での世代交代の進行⁽²⁶⁾などを別にして、教会内で日本人カトリック信者の力が次第に強まりつつあったことも与って大きかっただろう。両大戦間期においても、フランス人聖職者の間では、日本人聖職者に対する低評価が完全には払拭されていなかったとはいえ、昭和初年の教会では、明治期の平山牧民や前田長太の行った主張と趣旨の論説が日本人信者によって公然と展開されるようになっていたのである。⁽²⁸⁾

おわりに

本論は、二十世紀初頭に転換期を迎えていた日本カトリック教会の様相を、パリ外国宣教会と日本人信者の関係に焦点を当てつつ明らかにすることを試みてきた。日本近代のカトリック教会の基礎は、幕末に来日したパリ外国宣教会によって築かれたが、十九世紀末に至ると、パリ外国宣教会による日本の単独司牧に無理があることは、同会の一部でも認められ、教勢の拡大にはイエズス会の来日が必要であるとの意見が唱えられるようになった。しかし、パリ外国宣教会の内部からは、十分な内部変革の動きは生まれなかったこともあり、日露戦争前後の時期になると、日本人信者の一部の間から教会改革の必要性が陰に陽に唱えられるようになった。しかし、日本人信者によるパリ外国宣教会の司牧体制に向けた批判活動は、結果的に日本人司祭の教会活動からの放逐という結果を招いてしま

う。また、東京大司教区で活発化しつつあったカトリック教会の青年運動・知識人活動は、同会の一部の宣教師の協力を得て展開されていたが、これらの活動も教会内で十分な理解を得られず、次第に低調な状態に陥ってしまうことになった。

ただ、日露戦争後に行われたオコンネル教皇使節の日本訪問と一九〇八年のイエズス会の再来日の実現は、教皇庁の政策決定により実現されたこととはいえ、一方ではカトリック教会の変革を願う日本人信者の声に呼応する形で行われていたように、日本人カトリック者の主体的な活動によって支えられた一面のあったことは注意されなければならないと考える。改革志向の日本人信者らは、司祭の聖職排斥という犠牲をうみながらも、教皇庁の権威に拠ることで、教会の変革に関わっていたのである。

ただ、過去の批判者がしばしば行ってきたように、明治・大正期におけるパリ外国宣教会の宣教方法が知識人向け事業を十分に視野に収めるものでなかったことをもって、ただちに同会の宣教活動を否定的に判断するのも行き過ぎだろう。⁽²⁹⁾二十世紀以降、知識人重視の宣教事業や中・上流階級を対象にした教育事業の発展により、日本社会におけるカトリック教会の社会的評価は大きく高まったとはいえ、それ以降もカトリックの教勢が飛躍的に発展しなかったことも事実だからである。⁽³⁰⁾近代日本のカトリック宣教が本格的に開始された明治時代において、パリ外国宣教会の宣教活動は、プロテスタ

ント各派の宣教の成果と比較して様々な点で見劣りのするために、同会の宣教事業は必ずしも高い評価を受けてきたとは言えないが、その活動の評価に当たっては多元的な観点からの考察が求められるはずである。

謝辞

本論の一部は、アルザス・ヨーロッパ日本学研究所で行われた「明治時代」に関する研究会（二〇〇九年九月十一日、アルザス・ヨーロッパ日本学研究所・国際交流基金共催）と、パリの社会科学高等研究院（EHESS）で行われた共同研究発表会（二〇一〇年一月二十五日）で、発表をさせていただいたものである。両研究会で発表の機会をいただいた関係者の方々、御厨貴氏（東京大学）、パトリック・ベイヴェール（Patrick Beillevaire）氏（社会科学高等研究院）を始め、貴重な意見をいただいた参加者の皆さまに厚く御礼申し上げる。ローマでの資料調査は、フランス・ローマ学院（Ecole Française de Rome）の奨学金助成を得て可能となったものである。日本の教会関係資料の調査では、京都ノートルダム女子大学図書館、上智大学キリシタン文庫、聖トマス大学図書館を利用させていただいている。心から御礼を申し上げます。

註

(1) 一九〇四年、四国全土は、大阪司教区から知牧区として独立し、ス

ペインのロザリオ管区のドミニコ会に委ねられた。

(2) 五野井隆史『日本キリスト教史』吉川弘文館、一九九〇年、二八九頁。高橋昌郎『明治のキリスト教』吉川弘文館、二〇〇三年、一八八―一八九頁。

(3) 聖心女子学院編『聖心女子学院創立五十年史』聖心女子学院、一九五八年、三一六頁。上智大学編『上智大学五十年史』上智大学、一九六三年、二八―三四頁。以上の聖心女子学院と上智大学の両校の校史で、オコンネル日本訪問時の箇所を執筆したのは、佐藤直助である。佐藤は、カトリック雑誌『世紀』で行なわれた座談会「日本カトリック百年の歩み」（海老沢有道、ヨゼフ・ロゲンドルフ、佐藤直助、鈴木成高）『世紀』（第一四一号、一九六二年二月、二六―二七頁）でも、オコンネル使節の日本訪問に触れている。

(4) 高木一雄『明治カトリック教会史研究』中、キリシタン文化研究会、一九七九年、三五八―三六五頁（同『日本・ヴァチカン外交史』聖母の騎士社、一九八四年、二七三―二八三頁）。

(5) 上智大学史資料集編纂委員会編『上智大学史資料集』第一集、上智大学、一九八〇年。同上、補遺、一九九三年。

(6) Geppert, Theodor. *The early years of Sophia University*. Tokyo: Joichi Daigaku, 1993.

(7) Sibré, Olivier. *Le Saint-Siège et l'Extrême-Orient (Chine, Corée, Japon) de Léon XIII à Pie XII (1880-1952)*. Thèse (Université Paris IV), 2008.

(8) 各教区の信者数は、パリ外国宣教会の在日宣教師が、パリの同会本

部に送った『年次報告』によっている。松村首相、女子カルメル修道会共訳『パリ外国宣教会年次報告』第三卷、聖母の騎士社、一九九八年、五、一五、二六、三二頁以下、『年次報告と略』。「外国宣教会教況『声』」第二九〇号、一九〇三年七月十日、三〇頁。

(9) 海老沢有道『明治新旧キリスト教の史的比較』『維新変革期とキリスト教』新生社、一九六八年、四七一頁。

(10) 『年次報告』第二卷、一九九七年、五二、八五―八九、九一頁。

(11) 教皇グレゴリウス十五世は、一六二二年、大航海時代に始まった海外のカトリック宣教が、スペインとポルトガル両国の利害を背負った諸修道会の対立競合によってしばしば現地教会を混乱に陥らせた事態の反省にたつて、海外宣教事業を教皇庁の統括下に置くことを試み、布教聖省（現在の福音宣教省）を設立した。現地人司祭の養成を重視するパリ外国宣教会もこの教皇庁の宣教政策の転換を受けて創立されたものである。高瀬弘一郎『布教聖省の設置と日本』『キリシタンの世紀―ザビエル渡日から「鎖国」まで』岩波書店、一九九三年。

(12) Geppert Theodor, *op. cit.*, pp. 1-4. 川村信三『二〇世紀日本イエズス会史―再来日前史から戦後―イエズス会日本管区編』一〇〇年の記憶…イエズス会再来日から一世紀』南窓社、二〇〇八年、六四―七二頁。イエズス会は、一八二九年に布教聖省から朝鮮半島への宣教師派遣に関して打診を受けたが、同会は復興されて間もない時期であったため、時の総長ルイジ・フォルティス (Luigi Fortis) は、その任を負うことが不可能であると派遣を断った。川村信三氏は、イエズス会がこの時に布教聖省からの依頼を受け入れることの出来なかったことが、後の同会による東アジアの宣

教活動の再開に大きくマイナスに響いたことを指摘している。

(13) ASMEP, Fiche individuelle (notice biographique), Théodore-Augustin Forcade, Sibre, Olivier, *op. cit.*, p. 241.

(14) 青山支『明治前期』築地カトリック教会百周年記念誌編集委員会編集『つきじ…献堂百周年記念号』築地カトリック教会、一九七八年、七三頁。Archivio Storico della Congregazione per l'Evangelizzazione dei Popoli (ASCEP), SC Cina e Regni Adiacenti, vol. 31, Pierre-Marie Osouf à Giovanni Simeoni, 20 mars, 18 octobre 1886.

(15) 山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会、一九九九年、一一三―一一六頁。

(16) 坪井善明『近代ヴェトナム政治社会史―阮朝嗣徳帝統治下のヴェトナム1845-1883』東京大学出版会、一九九一年、三五―五〇頁。

(17) 『年次報告』第一卷、三四七頁。

(18) パリ外国宣教会の『年次報告』では、すでに一八七五年の時点で、西洋近代思想の影響を受けた反カトリック的出版物の氾濫やプロテスタント各派の活発な活動に対して警鐘が鳴らされているのが確認できる。『年次報告』第一卷、一九九六年、三八―三九頁。

(19) ASCEP, Acta, Vol. 260, Februario 1890, N. 2, すでにみたように、教皇庁は、一八八七年末の西園寺公望の教皇謁見により、フランス人宣教師による独占的司牧体制を問題視した日本政府の考えを伝えられていた。この一八八九年八月の共同書簡で、他の宣教師団の来日に関して意見が展開されているのは、事前に教皇庁からその是非に関して日本の司教団に打診がされていたからなのかもしれない。

- (20) ASMEP, Vol. 573, Pierre-Marie Osouf à un père, Tokio, 17 août 1889. オズーフは、会議でこれらの少数意見を発した宣教師の実名を挙げている。
- (21) ASMEP, Vol. 573, Pierre-Marie Osouf aux directeurs des MEP, Tokio, 22 février 1889.
- (22) ASMEP, Vol. 573, François-Paulin Vigroux à Pierre-Marie Osouf, 8 décembre 1894, Sibire, Olivier, *op. cit.*, pp. 241, 243-244. なお、オリヴィエ・シブルは、十九世紀中葉以降、バリ外国宣教会の宣教師がイエズス会の再来日に関して、「競合を恐れず」、常に好意的だったという理解に立っており、そのため、彼はヴィグラーの意見書がイエズス会の再来日に反対する宣教師に対する駁論という性格を持っていたことを見落としている。
- (23) ヴィグラーは、女子教育事業の発展に関しては、聖心会や煉獄援助修道女会の来日を望んでいる。
- (24) オズーフは、一八八一年十一月に宣教会本部に宛てた書簡で、前年来日したアルフォンス・リギョールから、彼の渡航の途次、同船したイエズス会神父達が、日本での宣教再開を強く望んでいるという話を聞いたことを記している。ASMEP, 573, Pierre-Marie Osouf aux directeurs des MEP, Tokio, 31 octobre 1881, Sibire, Olivier, *op. cit.*, p. 242. また、一八九五年四月、徐家匯（上海）のあるイエズス会神父は、日本の宣教師に、「英米系、ドイツ系、フランス系、スペイン系の四つのカトリック系中学校（Collège）を日本に設立する夢を語っている」。ASMEP, 573, Mgr. Garnier à un missionnaire du Japon, Zikawei, 18 avril 1895, Sibire, Olivier, *op. cit.*, p. 242.
- (25) Archives du Ministère des Affaires étrangères (AMAE), Correspondance politique et commerciale NS, Japon, vol. 61, Jules Harman à Théophile Delcassé, Tôkyô, 4 juin 1899.
- (26) J. D., "Cronaca contemporanea Giappone", *La Civiltà Cattolica*, 1904, pp. 635-636. Geppert, Theodor, *op. cit.*, pp. 10-11. 川村信三「前掲書」七四頁。タールマンは、この書簡で、彼が来日中に会った日本の宣教師らがドイツからの宣教師の来日を望んでいたと報告している。
- (27) 同上、七三―七八頁。
- (28) 『上智大学史資料集』第一集、一三―三二頁。
- (29) Geppert, Theodor, *op. cit.*, pp. 4-8.
- (30) Archivum Romanum Societatis Iesu, Nuova Compagnia, Jap. 1001-1, Doc. Num. 8, 9. ラゲールの書簡は一八九九年十月二十五日付で、ソレの書簡は一九〇一年七月十七日付のものである。ラゲールの書簡は、下記のフランススコ・ザビエル伝に収録（一部文章の変更がある）されている。Cros, Léonard-Joseph-Marie, *Saint François de Xavier: sa vie et ses lettres*, t. 2, Toulouse: Privat, Paris: V. Retaux, 1900, pp. 534-536. エミール・ラゲール神父に関しては、下記の著書がある。河野純徳『鹿児島における聖書翻訳―ラゲール神父と第七高等学校造士館教授たち』（キリシタン文化研究会、一九八一年）。
- (31) Geppert, Theodor, *op. cit.*, pp. 6-8. パウロ・フィステル編『日本のイエズス会史―再渡来後、一九〇八年から一九八三年まで』イエズス会日本管区、一九八四年、二六―二七頁。
- (32) 『年次報告』第二卷、二〇七頁。

(33) 北島治慶「佐賀カトリック教会史―八〇余年の歴史を顧みて」『佐賀カトリック教会史―一八九四年―一八九二年の回顧』佐賀カトリック教会、一九八四年、二二―二五頁。

(34) クーザン長崎司教の書簡（書簡の宛先のレオン・ロベールは、当時、パリ外国宣教会の香港支部の責任者で、後に、同会総長になった人物である）には、イエズス会の誘致に働きかけた日本人神父として、「平山」と「有安」の二名の名前が挙げられている。ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 30 avril 1904. この後者の有安秀之進（浪造一八五五―一九三四）は、再宣教以降、司祭に叙階（一八八二年）された最初の三人の日本人神父の一人である。Geppert, Theodor, *op. cit.*, p. 5. 大田淑子「有安秀之進」『日本キリスト教歴史大事典』教文館、一九八八年、六九頁。彼は、長崎司教区の司祭として生涯を終えているので、後に教会当局と和解した日本人司祭とは彼のことだろう。

(35) 平山牧民「教育と宗教との関係（教育と宗教とは墜に調和すべからざる乎）」『声』第二五九号、一九〇二年三月二十五日、五一―六頁。以下、本論では、資料の引用に当たって、適宜、表記を変更したことをお断りする。

(36) 一九〇二年十二月のクーザンの書簡では、平山が教会内で悪影響を与えていること、そして、このような事態には慎重な対応を要するであろう考えが述べられている。ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 22 décembre 1902.

(37) ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 30 avril 1904. クーザン司教の書簡（一九〇四年四月三〇日）によると、当時、有

安秀之進も謹慎処分を受け、実家に帰っていた。

(38) Geppert, Theodor, *op. cit.*, p. 10. ダールマンが来日中に育英塾の聖堂の献堂式（一九〇三年十一月八日）に出席して祭儀を補助したことの記述が、『声』（第二九九号、一九〇三年十一月二十五日）の「東京教信」にみえる。

(39) ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 3 janvier 1904. なお、来日中のイエズス会士に触れたこのクーザンの書簡（一九〇四年一月三日付）は、ゲッペルトの著書でも紹介されている。ただし、同書の引用では、ダールマン（クーザンは、書簡で彼の名前は出していない）が、フランソワ・ボンヌ神父（パリ外国宣教会）から平山の行状を知らされた時に「困惑」したという一文が省略されている。Geppert, Theodor, *op. cit.*, pp. 11-12.

(40) ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 30 avril 1904.

(41) ASCEP, Rubrica 359, ff. 84-107.

(42) クーザンの書簡（一九〇四年四月三〇日）によると、海外でこれを受け取ったある高位聖職者（Mgr. Paris）が、クーザンに宛ててこのような行動を取る信者について遺憾の意を述べる手紙を送ってきたという。

ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 30 avril 1904.

(43) 平山牧民は、一八九九年に『基督教倫理』（平山牧民、一八九九年）という小著を出版している。親子、君臣、君民関係などに関するキリスト教の考えを取り上げて、それが愛国忠孝の精神に立つことを論じたもので

あり、序（田中清風）に語られているように、その出版目的はキリスト教が日本の伝統的徳目に背馳するものでないことを示すことにあったのだらう。

(44) 「布教会の献金に就て敢て吾教諸子の奮励を促す」『声』第二九九号、一九〇三年十一月二十五日、一―三頁。

(45) なお、二十世紀初頭、フランス共和政府による反教権主義政策は、『声』で頻繁に取り上げられて批判されていた。これらの記事は、カトリック教会を攻撃するフランス人共和主義者は真のフランス人ではないと繰り返し主張されていたが、当時の日本人読者は、フランスという国に対して十分な好意を持ちえざるをえなかったのではないかと思われる。飯田緑汀「弁妄下仏国の結社法案について」『声』第二四六号、一九〇一年九月十日。「仏国現下の大問題」同上、第二七四、二七五号、一九〇二年十一月十日、二十五日。竜門案「仏国現下の大問題」同上、第二八八号、一九〇三年六月十日。この一文の著者名「竜門案」は、クレマン・ルモアーヌの筆名である。当時のカトリック雑誌における筆名の使用者の特定に関しては、下記の論考が参考になる。増田良二「明治・大正カトリック著述家筆名考」『望楼』第四卷、第三号、一九四九年、三一頁。

(46) なお、『佐賀カトリック教会史』の記述では、平山牧民によるイエズス会の誘致活動に関して、彼がパリ外国宣教会の司牧を「あまりにも厳格すぎる」とに対して不満を覚えて、教会内の自由を求めたことが動機にあったとされている。北島治慶「佐賀カトリック教会史―八〇余年の歴史を顧みて」、二四頁。このような誤解は、同教会の信者の間でも平山の活動目的が時とともに忘れ去られていったことを示している。

(47) ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 30 avril 1904.

(48) クーザンは、先述した一八八九年八月の宣教師会議（大阪）に出席しており、そこで他の宣教団体の来日を必要とする少数意見に接していたはずである。

(49) クーザンの書簡（一九〇四年一月十九日）によると、彼は、平山らが批判活動を行っていたのと同時期、スペインのドミニコ会に委譲されることが決めた四国地方の信徒から、パリ外国宣教会の司牧の継続を望む請願を受け取っていた。司教区内の信者から厳しい批判を受けていたクーザンにとって、このような同会の宣教師を慕う日本人信徒の存在は、自らの宣教事業に誤りのないことを証し立てるものとして受け止められただろう。ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 19 janvier 1904.

(50) ASMEP, Vol. 571, Alphonse Cousin à Léon Robert, Nagasaki, 30 avril 1904.

(51) ASCEP, Rubrica 359, ff51-52. なお、この「請願書」には、長崎県五島奥浦村の十六名の日本人信徒の名前が署名されているが、それらの名前はすべて一九〇三年に作成された「謹奏書」の署名者と重なっていない。

(52) このオコンネルの「報告書」(Rapporto de Monsig. O'Connell Verscovo di Portland sulla sua Missione presso l'Imperatore del Giappone) は、彼が日本訪問後、教皇庁へ報告に向かう途中に作成された文書であり、教皇庁に提出後、印刷に付されたものである。『上智大学史資料集』第一集、三三三、四八頁。フランス人のイエズス会士アレクサン

ドル・ブラウは、上智大学の創立を扱った小論で、オコンネル訪日時における日本人信徒の請願書に関して触れているが、この事実をオコンネルの「報告書」を通して知ったものと思われる。Brou, Alexandre, "Université Catholique de Tokyo : Ses Origines", *Revue d'Histoire des Missions*, n° 3, 1935, p. 340.

(53) 『上智大学史資料集』補遺、八頁。

(54) 「士族階級といつか昔の軍人階級は、福音の種子を受けるのに、もっと耕された土地を提供しているように思われる。」(「上流社会では」我々の教えを良いもの、真実なものと感じている人も見ることが出来る)『年次報告』第二卷、二〇七、二五九頁。

(55) 『年次報告』第三卷、五二―五三頁。

(56) 中島政利『福音伝道者の苗床―長崎公教神学校史』中島政利、一九七七年、一九三頁。なお、同書には、平山牧民の指摘した長崎の神学校校の混乱状況についての記述はみられない。

(57) ASMEP, Vol. 571, Alfred Roussel à Jules Alphonse Cousin, 1^{er} juillet 1900.

(58) ASMEP, Vol. 573, Pierre-Marie Osout aux directeurs des MEP, Tokyo, 12 août 1899, Cabanel, Patrick, *Les Cadets de Dieu. Familles migrations et vocations religieuses en Gévaudan (fin XVIIe-fin XXe siècles)*, Thèse (Aix-en-Provence I), 1992, pp. 897-900.

(59) 明治時代においてカトリックの展開が各地で大きく異なっていたことに関しては、佐藤直助の指摘がある。「明治期におけるカトリックの社会的文化的影響」『文学』第四七卷第四号、一九七九年、九五頁。

(60) 『年次報告』第一卷、一九九六年、三二二頁。通俗子「教界の雑誌」通俗宗教談』第三十四号、一九〇五年、四三頁。

(61) クレマン・ルモアヌ神父については、『声』第七八八号(一九四一年十月)が追悼特集「ルモアヌ師を憶ふ」を掲載している。

(62) 『年次報告』第一卷、二四八頁。工藤応之「華やかな「天地人」時代の若き師のことなど」『声』第七八八号、一九四一年十月、二六頁。『声』は、発行場所が京都から東京に移った時期には二、三百前後だった部数が、一九〇八年頃には三千部になったといわれる。

(63) 前章でみたように、平山牧民は、彼の「具申書」の執筆あたって『声』に掲載された記事から宗教界の情報を得ており(注44)、また彼の行った講話も同誌に掲載されていた(注35)。

(64) 「伝道地としての日本」『声』第二八一号、一九〇三年二月二十五日、二四―二五頁。この記事は、『基督教週報』(第六卷、第二十三号、一九〇三年)の記事を好意的に引用している。

(65) 渋川久子、島田恒子「信仰と教育と」サン・モール修道会東京百年の歩み』評論社、一九八一年、七四―七六頁。

(66) 『年次報告』第一卷、一四五、一九四、二二六、二七三頁。同上、第二卷、一九七―一九八、二二七―二二八、二五四頁。なお、『年次報告』では、時折、上流階級の家言に言及する際、「ある種の家族」というような婉曲的な表現をとっていることがある。恐らくこれは、上流階級の信者獲得に向けた関心を公言することに対し、宣教師に躊躇の気持ちがあったことを示すものと思われる。

(67) 村上茅海「我国に於ける伝道事業と上流社会の關係(続)」『声』第

二七九号、一九〇三年一月二十五日、八頁。

(68) 青山玄「明治・大正・昭和初期カトリック信徒の宣教活動」『南山神学』第十号、一九八七年、一九〇―一九二頁。「年次報告」の邦訳では、公教教友会は、「カトリック友の会」と訳されている。「年次報告」第三巻、九頁。

(69) 「声」の記事は、公教教友会の会員の活動目的を「自ら主となりて直接布教に手を下すに非らず、専ら従となり、遊軍となりて、各教会の経営する処に加勢援助を与えうべし」として在り」としている。「語を公教教友会書士に寄す(上)」『声』第二四七号、一九〇一年九月二十五日、三頁。

(70) 公教教友会では、日本人信者の間で議論も行われており、説教伝道と書籍伝道の間でどちらが効果か大きいかという主題で、会員間で討論が行われた時もあった。この時は、説教伝道の方により大きな効果を認めるものが若干多かったとされている。「公教教友会」『声』第二五二号、一九〇一年十二月十日、二七頁。

(71) 山口鹿三「公教教友会」『カトリック大辞典』IV、富山房、一九五四年、七二頁。

(72) 青山玄「明治のカトリック愛知・岐阜県布教」(八)『布教』第二十六巻、第三号、一九七一年、一八七頁。青山氏は、この対立図式を名古屋主税町教会のオーギュスト・ツルベン神父の小教区におけるリギョールの活動に関して見出しているが、ツルベンは「新理想」への寄稿にみられるように知識人活動に好意的な人物と思われるので、名古屋地方でのリギョールの活動もツルベンの依頼によって可能になったと考えるほうが妥当ではないだろうか。ただ、青山氏の指摘するように、小教区司祭と、教会横断

的な信徒活動の間に存在した緊張関係が、この時期以降の教会の内部に認められることは事実と著者も考えている。

(73) 同「(一)カトリック教会による宣教の開始」新潟県プロテスタント史研究会編『新潟県キリスト教史』上巻、新潟日報事業社出版部、一九九四年、三六頁。

(74) 同「明治のカトリック愛知・岐阜県布教(八)」『布教』第二十六巻、第三号、一九七二年、一八四―一八七頁。「声」(第二四五号、一九〇一年八月二十五日)のある記事で、前田長太の講演は「深遠なる学識と特有なる雄弁とをもって、縦論横説、滔々懸河の弁、抑揚擒縱の妙、聴者をしてそぞろ我を忘るるの感」あらしめると評されている。

(75) 前田長太は、慶應義塾で大学予科教授、文学部講師をつとめ、在職期間は二十三年八カ月に及んでいる(慶應義塾福澤研究センターのご告示による)。

(76) 前田の「パンセ」の翻訳に関しては、下記の論考がある。広田昌義「前田長太訳『パスカル感想録』解題」『言語文化』第九号、一九七二年。「前田長太訳『パスカル感想録』解題補遺」同上、第十四号、一九七七年。広田昌義氏は、この翻訳書の前田の下記の「例言」を引き、前田が司祭職から離れた後も、正統的カトリック信仰を堅持していたことを指摘している。「吾人はパスカルの言を以て悉く真理なりとする者にはあらず、パスカルは文豪として、哲人として、特に思索家として大いに敬重すべき人物なりと雖、不幸にしてジャンセニスムに陥り、幾分か懷疑主義を賛し、尚厭世主義に傾きたるの嫌あれば、吾人の学び来れる哲学及び神学より見て、謬論謬説と思はれ、少なくとも矯激の議論と思はれるもの少なしとせず」

前田長太「例言」『パスカル感想録』洛陽堂、一九一四年、十一頁。

(77) 前田長太は、一九〇九年に、レオン・ゴージェエの『騎士道』の翻訳(西洋武士道)博文館)を刊行している。佐藤輝夫「本那最初に「武勲詩」を紹介した越嶺前田長太のこと」『三田評論』第七六五号、一九七六年十二月、七四―七五頁。

(78) この論文は、関卓作編「井上博士と基督教徒…一名「教育と宗教の衝突」類末及評論」(哲学書院、一九九三年)に収録されている(同書は、みず書房から一九八八年に復刻)。前田は、この論文の発表後、師のリギョールと共著の形で、井上に反論を試みた著書『宗教ト国家』(前編)を一九九三年九月に出版しようとしたが、発禁処分を受け、その続編も出版されずに終わっている。海老沢有道「リギョールとその著『宗教ト国家』―教育と宗教の衝突論反駁」『維新変革期とキリスト教』、新生社、一九六八年。

(79) 工藤鷲馬(応之)「声」の過去二五年」『声』第五〇〇号、一九一七年七月、六五頁。工藤応之に関しては、山口鹿三の回想文「故工藤応之氏を憶う」(同上、第八一五号、一九九四年二月)がある。

(80) 『通俗宗教談』の第一号(一九〇三年六月)では、『教界時報』欄にカトリック関連の国際記事が掲載されていたが、次号以降には掲載されなくなっている。この誌面の変化は、同様の記事を掲載していた「声」誌の編集部からクレームを受けていたからかもしれない。

(81) 「教界の雑誌」『通俗宗教談』第三十四号、一九〇五年八月、四三頁。

(82) 「年次報告」第三卷、七四、一〇〇頁。

(83) 「通俗宗教談」『帝国文学』第九卷、第八号、一九〇三年、一三八頁。

(84) 工藤鷲馬、前掲論文、六五頁。ここで工藤のいう「一部の読者」とは、恐らく、カトリック雑誌の他教派や他宗教に対する開かれた姿勢を歓迎する、若手の日本人神学生や信者が主ではなかったであろうか。なお、本論でも確認するように、「声」編集部日本人伝道士は、雑報欄にプロテスタント雑誌の記事を引用することによって、パリ外国宣教会の宣教師に批判をしたり、注文をつけている節がある。これは、表立ってフランス人司祭に向けて批判を行うことができない彼らにとって精一杯の試みであったのであろう。

(85) 越嶺「編集室より」『通俗宗教談』第二十九号、一九〇五年四月、四三頁。

(86) 大泉孝「土橋八千太師のこと」上智大学史資料集編纂委員会編「上智大学史資料集」第三集、上智大学、一九八五年、二二五―二三三頁。

(87) 早坂生「秋四千里」『通俗宗教談』第三十八号、一九〇五年十二月。浜谷の人「羅馬だより」同上、第四十号、一九〇六年二月。早坂久之助は、十五才の時、築地小神学校に入学し、リギョールからラテン語や哲学を学んでいた。早坂久之助の伝記的事実に関しては、下記の文献が詳しい。片岡千鶴子編「最初の邦人司教、純心聖母会・純心女子学園の創立者 ヤヌアリオ早坂久之助司教年譜稿(一)」『純心女子短期大学紀要』第十九号、一九八三年。

(88) Ferrand, Claudis. *Idees d'un missionnaire sur l'Evangelization du Japon*. Tokyo: Imprimerie de la Tsukiji Type Foundry, 1905. このフェランの小冊子は、オズーフ東京大司教の出版認可を受けており、巻末にフェランに宛てたオズーフの書簡も収録されている。寄付の仲介先に、アメリカ

カ、カナダ、フランス、ドイツの教会の名があげられているので、主にこれらの国に配布されたものと思われる。

(88) "Lettre du père Maeda Chōta, prêtre japonais au père Ferrand", *Ibid.*, pp. 26-28.

(90) 「日本に於ける新たななる教化事業」『声』第二〇三号、一八九九年十一月二十五日、一二頁。「育英塾—公教学生の寄宿所」同上、第三〇一号、一九〇三年十二月二十五日、二二—二三頁。育英塾の学生らの集まった集合写真が、下記のフェランの仏文の通信文の中に掲載されている。

Ferrand, Claudius, "Une Bibliothèque catholique à Tokio (Japon)", *Les Missions catholiques*, n. 1894, 23 août 1907, p. 397. フェランは、育英塾の運営費用の逓金を求めて、度々海外に旅行を試みている。一九〇六年の『新理想』掲載記事では、創設以来、九十名の入塾者を集め、二十四名が洗礼を受けたとある。「育英塾の目的及其由来」『新理想』第十三号、一九〇六年八月、四八頁。

(91) Ferrand, Claudius, *L'Education au Japon. Histoire d'un Collégien*, Tokyo: Imprimerie de la Tsukiji Type Foundry, 1902, pp. 20-21.

(92) 青山玄「神田教会百年史」『カトリック神田教会百年の歩み』神田教会、一九七四年、四四頁。尾原悟「公教青年会」『新カトリック大事典』II、研究社、一九九八年、八三七頁。従来、日本近代のカトリック教会史に関する記述では、東京大司教区の公教青年会に関して、一九二六年に設立されて、雑誌『カトリック』や、新聞『公教青年会会報』（後に『カトリックタイムス』、『日本カトリック新聞』と名称を変更）を発行した青年会（本論、第五章）のみが取り上げられる傾向にあり、前田長太を会長とした明

治期の青年会のことは言及される機会がまれであった（『カトリック大事典』IV（富山房、一九五四年）、『日本キリスト教歴史大事典』（教文館、一九八八年）など）。この点において、尾原悟氏が、『新カトリック大事典』の項目で、明治期の公教青年会を取り上げたことは大きく評価できる。ただ、尾原氏はこの公教青年会における前田の関わりには触れていない。なお、一九〇四年の公教青年会の発足時、『声』編集部には招待や連絡の通知が届かなかったが、これは前田長太と当時の『声』編集部との間の距離も関係していたのかもしれない。「公教青年会の成立」『声』第三〇五号、一九〇四年二月二十五日、四一頁。もともと、『声』は、その後、青年会の活動を好意的に報じている。

(93) Ferrand, Claudius, *Idées d'un missionnaire sur l'évangélisation du Japon*, pp. 19-20. *Id.*, *L'Education au Japon. Histoire d'un Collégien*, pp. 22-23.

(94) エミール・エックに関しては、下記の論考がある。西堀昭「元東京帝国大学文科大学教授 エミール・ルイ・エック（一八六八—一九四三）」『増訂版 日仏文化交流史の研究』駿河台出版社、一九八八年。

(95) 中村健之介「宣教師ニコライと明治日本」岩波書店（岩波新書）、一九九六年、一五四—一六〇頁。

(96) 『新理想』第十一号（一九〇六年六月）には、上田敏の「公教史談」が掲載されているが、恐らく、それはエックかケーベルの依頼により寄稿を実現されたものと思われる。なお、この上田の小論は、『定本 上田敏全集』第九巻（教育出版センター、一九七九年）では初出の掲載先が不明扱いにされている。当時のカトリック雑誌の存在が一般に知られず、研究

者の視野にも入っていなかったことを示すものといえよう。

(97) リギョールに関しては、下記の研究を参照されたい。海老沢有道、前掲論文。山梨淳「近代日本におけるリギョール神父の出版活動とその影響」『カトリック研究』第七十九号、二〇一〇年。

(98) 「リギョール師の『新興国に於ける現在将来の宣教師資格論』」『通俗宗教談』第二十八号、一九〇五年四月、三九頁。

(99) 「教界の雑誌」同上、第三十四号、一九〇五年九月、四三頁。

(100) 前田越嶺「訳後書懐」リギョール（前田越嶺訳）『秘密結社』高原書店、一九三四年、三一四頁。この著作は、フリーメイソンの危険を訴えるもので、明治期に出版された『秘密結社』（石川音次郎、一九〇〇年）の改訳新版である。

(101) 『年次報告』第三卷、一四頁。

(102) ノエル・ペリは、彼の学術・芸術活動への傾倒が、バリ外国宣教会の上長や同僚から「脱練的態度視」され、水戸に左遷されたため、宣教会を脱会して東京に残ることを選んだといわれる。杉山直治郎「ノエル・ペリーの生涯と業績」日仏会館編『日仏文化』新第九輯、一九四四年、六一―六二頁。ただ、当時の宣教会が慢性的に人員不足に悩まされていたことを考えると、この転任命令にはやむを得ない配置転換といった事情もあったと思われる。

(98) ASMEP, Vol. 573, Pierre-Marie Osouf aux directeurs des MEP, Tokyô, 21 octobre 1899, Bellevaire, Patrick, "Jean-Cyprien Ballet", Pouillon, François (ed), *Dictionnaire des orientalistes de langue française*, Paris : Karthala, 2008, p. 41.

(104) 前田が、機会あることにリギョールの出版活動を宣揚した背景には、「知識人」としての師の名声をもって、出版物宣教の重要性を周囲に認めさせようとした彼の思惑がある。リギョールの最盛期の著作活動は前田の協力に負うところが多く、前田の強調する「知識人」リギョールの像は、前田の「演出」によって作られた一面さえもあった。ただ、リギョール本人は出版物宣教を重視していたとはいえ、この宣教方法を特別視していたわけではなく、前田とリギョールの間には、知識人活動の重要性の認識において幾分温度差があったように思われる。山梨淳、前掲論文、五五―五八頁。

(105) 日露戦争当時の宗教界の戦争への対応に関しては、小川原正道「近代日本の戦争と宗教」（講談社、二〇一〇年）の第五章「日露戦争―列強との対決と「団結」を参照のこと。

(106) 小林道彦氏は、桂太郎が、敬虔なキリスト教徒であった妻の影響もあり、「キリスト教信仰に対するある種の畏敬の念」を持っていたと指摘している。小林道彦「桂太郎―予が生命は政治である」ミネルヴァ書房、二〇〇六年、六八、八七―八八頁。

(107) 『宗家大会彙報』には、「旧教の司祭者も来れり」という記載がみられる。大日本宗家大会事務所編『宗家大会彙報・時局に対する宗教家の態度』金港堂、一九〇四年、一二六頁。

(108) 『宗家懇親会』『声』第三二二号、一九〇四年六月十日、三二頁。

(109) 『各教会の奉公事業』同上、第三二五号、一九〇四年七月二十五日、四〇頁。ロシア軍の捕虜が日本国内に送られて各地に収容されると、現地の宣教師がカトリック信者に対して慰問活動を行っている。JACAR（ア

ジア歴史資料センター)Ref. C03027874100' 明治三十八年「満大日記」(三月中) (防衛省防衛研究所)。『年次報告』第三卷、八五、九九、一〇五、一〇七—一〇八頁。なお、一九〇四年八月頃、教会が司祭を従軍司祭として派遣することを陸軍大臣に申請したことがあるが、実現しなかった。「司祭の従軍に就て」『声』第三一六号、一九〇四年八月一日、三六一—三七頁。高木一雄編『カトリック東京教区年表』カトリック東京大司教区、一九九二年、一一二頁。

(110) 『声』は、一九〇四年の七月から九月にかけて、黄禍論を批判する論説を巻頭に掲載している。「黄禍説と十字軍」『声』第三二五号、一九〇四年七月二十五日、第三二六号、八月十日。「再び黄禍説を論ず」同上、第三百十七号、一九〇四年八月二十五日。ルモアヌ「黄禍説の意義」同上、第三百十八号、九月十日。『声』の主幹のルモアヌは、「黄禍説の意義」において、「是れ経済上自国の利益を庇護せんが為に利用する方便的言説に外ならず」と黄禍論を批判している。

(111) 越嶺「露国教会の真相」一九〇四年九月四日。

(112) 『フランス聖職者雑誌』に関しては、下記の論考を参照のこと。
Sorrel, Christian, "Un projet ambitieux: la « Revue du clergé français ». *Libéralisme et modernisme: Mgr Lacroix (1855-1922): enquête sur un suspect*, Paris: Cerf, 2003. 同誌には、リギョールのフランス語論文が三本掲載されており、恐らく彼の知人のフランス人聖職者の斡旋によって、前田論文の寄稿も可能となったものと思われる。山梨淳、前掲論文、四九—五〇頁。

(113) Chota, Maeda, "Les causes de la guerre russo-japonaise", *Revue du*

Clergé Français, n°240, 15 novembre 1904, pp. 644-649, "La Guerre et le Peuple japonais", *Ibid.*, n°242, 15 décembre 1904, pp. 208-213. 後者の論文は、パリ外国宣教会本部で発行されていた宣教雑誌 *Annales des Missions Françaises de Paris* (n°43, 1905) に転載されている。前田は、「日露戦争の理由」論文とその日本語訳を、『通俗宗教談』第十七号(一九〇四年八月)に、後者の「戦争と日本国民」を同誌第十八号(一九〇四年九月)に掲載している。『通俗宗教談』に仏文の論文を掲載した前田には、ささやかながらこの個人雑誌を国際的な知的連携活動を行う雑誌に育てていく意思があったのだろう。

(114) なお、『通俗宗教談』第十七号には、横井時雄の「日露戦争の真の理由」が併載されている。この横井の論は、大日本宗教学大会の開催を受けて、日露戦争を義戦とするものであるが、プロテスタントの横井の論をあえて自身の雑誌に掲載した前田の意図は、カトリック教会も大日本宗教学大会の宣言に賛同することを表明することにあつたと思われる。

(115) 前田越嶺『戦と死』昌平館、一九〇四年、一五—一六頁。

(116) 同上、二二—二三頁。

(117) 前田は、二十世紀初頭の『声』に掲載された旅行記で、あるフランス人宣教師と地方の旅行を同道した体験を書いているが、その宣教師が日本の風俗を尊重していることに好感を覚えている箇所がある。恐らく、前田は、日本の風俗に嫌悪を抱いて、下賤視する一部の宣教師の言動に不快を感じた経験があつたのではないであろうか。「日本通の霊父は飽く迄も日本虫貞、村婦の肌を頭わしているを見ても、是一の習慣、日本人見て以て異とせず、之を開けたる民と自称する欧米の美婦人否貴婦人が半身を頭

して、男子の手を執りつつ舞踏するに比すれば教等優れりと云う、余心に何となく愉快を感じ、亦是れ愛国心の一端か」前田越嶺「宣教師の道中」『声』第二五〇号、一九〇一年十一月十日、一七頁。

(118) リュシヤン・ドルワール・ド・レゼーの回想録は、日本語知識の不足から来る不用意の発言が、日本人信徒の気持ちを傷つけてしまったことを書いている。一老司祭「回想録(終末)」同上、第四五四号、一九一三年九月、一八頁。

(119) 中田秀和「隠れキリシタンから司祭に……トマス島田喜蔵神父の生涯」中央出版社、一九八一年、二二八―二二九、二三四―二三八頁。本書は、島田喜蔵神父の最晩年に行われた聞き書きからなったものである。

(120) 前田越嶺「訳後書懐」リギョール(前田越嶺訳)『秘密結社』高原書店、一九三四年、五頁。

(121) 「戦時の伝道私議」『通俗宗教談』第十五号、一九〇四年七月、二頁。

(122) 前田長太「世の羅馬法王観」『新理想』第六号、附録(「羅馬教皇特派大使オーコンネル閣下歓迎演説会」一九〇六年一月、八頁)。

(123) うまのかみ(馬頭)「巴里通信」『通俗宗教談』第三十八号、一九〇五年十二月、三四―三五頁。「仏人の日本観」『太陽』(臨時増刊号)「外人の日本観」第十三卷、第十五号、一九〇七年十一月、一五五―一五七頁。

(124) 青山玄「明治のカトリック愛知・岐阜県布教(九)」『布教』、第二十六卷、第四号、一九七二年、二四二頁。ツルパン神父は、岐阜県で「日露戦争について」講演をした時、「日本大勝利! 日本万歳!」と連呼し、聴衆の喝采を呼んだという。

(125) 「ムガブル司教の日本国評」『声』第三三七号、一九〇五年六月二十五

日、三八―三九頁。

(126) トク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳『ベルツの日記』下巻、岩波書店(岩波文庫)、一九七九年、三二〇―三二二頁。同書では、神父の名は「リニユール」と訳されている。

(127) 天涯孤客生「私の観た日本の考道(両つの思想其七)」『声』第五〇一號、一九一七年八月、一八一―一九頁。

(128) Lange, Claude, "La formation des missionnaires dans la Société des Missions Etrangères: son évolution, des origines au XXe siècle", Spindler, Marc. et Gadille, Jacques (sous la dir. de), *Sciences de la Mission et formation missionnaire au XXe siècle*, Lyon: Lugd, Bologne: Ed. missionnaire italienne, 1992, pp. 345-346.

(129) ルモアヌ「宣教師の遺言」カトリック中央書院、一九三八年、九頁。
日清戦争前夜の時期、大阪司教区の初代司教フェリクス・ミドンは、フランスに帰国して、宣教会の神学生を前に講義をする機会をもったが、その時、「諸君らは鉄道が敷設してあるがゆえに日本を好まないであろう」と諧謔を弄していたらしい。Chatron, Jules, "Un mot sur la vie du missionnaires au Japon", *Les Missions catholiques*, n°1885, 3 mars 1905, pp. 107-108. 一八九二年の大阪司教区の報告(「年次報告」第一巻、三〇一頁)でも、ミドンは、パリの神学生が宣教活動に便のあることを認識せずに鉄道の敷設をいたずらに嫌うことを揶揄している。

(130) 一老司祭「回想録(続の三)」『声』第四五〇号、一九一三年五月、一三頁。

(131) リギョールは一八八一年に来日した宣教師であるが、後年の回想で、

- 来日当初、「旧日本の美しき遺風に接するを得た」ことを語り、後に日本人が近代化の過程で旧来の美徳を喪失したことを遺憾としている。リギョル「緒言」山口鹿三訳『人物の修養 第一編』三才社、一九一五年。
- (132) 高木一雄、前掲書、二六五―二七二頁。
- (133) 「欧州だより」ムガブル司教の羅馬教皇謁見」、「羅馬に於けるムガブル司教」『声』第三一八号、一九〇四年九月十日、三一―三三、三七―三八頁。
- (134) JACAR: Ref. B07091088500. 「日露戦役ノ際天主教会員保護方羅馬法王ヨリ依頼一件」(外務省外交史料館)。
- (135) JACAR: Ref. B07091179000. 「附 羅馬法王ノ日露戦争観」(外務省外交史料館)。牧野伸顕『回顧録』上、中央公論社(中公文庫)、一九七七―三〇四―三〇五頁。
- (136) 『上智大学史資料集』補遺、四頁。
- (137) AMAE, Correspondance politique et commerciale. NS, Japon. Vol. 61. Direction des Affaires Politiques, n°107. Le Chargé d'Affaires de France aux Etats-Unis à Maurice Rouvier. Newport, le 14 septembre 1905.
- (138) ジュール・アルマン駐日フランス公使の本省宛て外交報告によると、オズーフ大司教は、日本の到着予定日を伝えるオコンネルの電報を受け取っていたが、その来日情報の真偽に戸惑っていたオズーフは、彼を迎えにあがることがなかったと書かれてゐる。AMAE, Correspondance politique et commerciale NS, Chine, vol. 312. Jules Harman à Maurice Rouvier. Tôkyô, 1^{er} novembre 1905. 一方、オズーフの没後、東京大司教に着任したムガブルの手になる『年次報告』では、オコンネルから事前に
- 来日の連絡がなかったがため、教会関係者が彼の日本到着時に出迎えることがなかったと記されている。『年次報告』第三卷、一一九―一二〇頁。なお、『年次報告』の邦訳は、個所によっては必ずしも良訳とは言い難いところがあり、オコンネル教皇使節の訪問に触れた部分の翻訳では、「教皇」(Saint-Père)を「天皇」と誤訳するような瑕疵もみられる。
- (139) AMAE, Correspondance politique et commerciale NS, Chine, vol. 312. Jules Harman à Maurice Rouvier. Tôkyô, 31 novembre 1905.
- (140) O'Connell, William. *Recollections of seventy years*. Boston: Houghton Mifflin Company, 1934. p. 249. オコンネルの自伝によると、アルマンは、彼に「あなたのように、フランス人の司祭達が日本の各界の要人と出会うようになれば、彼らはより大きな成功を獲得することになるでしょうが、残念なことには彼らには権威も影響力がない」という趣旨のことを話したという。
- (141) 「第二の使命は、今後英語を以て天主教を伝播することに尽力するべき方針の決定の為なり。従来は主として仏語によりたることなれども、日本の如く英語の多く行はるる国土に於ては英語に頼る方至当なりとの創見漸く行われ、今後天主教の英語中学を創立し尚ほ英語を以て広く天主教を説明する計画の由」高木一雄『日本・ヴァチカン外交史』、二七七八―二七九頁。
- (142) 「教皇使節と新聞紙」『声』第三四八号、一九〇五年十一月二十五日、三四―三五頁。「教皇使節に対する評言」同上、第三四九号、一九〇五年十二月五日、三四頁。
- (143) C. L. Clément Lemoine, 'Extraits des revues et journaux japonais :

- (144) 壽鯛川「二十年前の追憶—枢機官のオコンネル殿下の」『声』第六〇六号、一九二六年七月、三五—三八頁。ただ、日本訪問に関するオコンネルの回想は、時の経過とともに、上智大学創立に果たした自身の役割を過大に語るような向きがあり、ゲッペルトは彼の回想証言の信頼性に婉曲的ながら疑義を呈している。Geppert, Theodor, *op. cit.*, p. 21.
- (145) O'Connell, William, *op. cit.*, p. 235.
- (146) 宮内庁編『明治天皇紀』第十一卷、吉川弘文館、一九七五年、三九三—三九六頁。
- (147) 「教皇使節の来朝」『声』第三四七号、一九〇五年、三二—三五頁。
- (148) 一九〇四年以降、四国はスペインのドミニコ会に委ねられていたので、オコンネルの回想中のこの箇所の記述は正確ではない。ただ、新しく来日したドミニコ会は四国地方を担当したということもあり、当時一般には知られていなかったという事情もあっただろう。
- (149) この桂との面会時、オコンネルは日本と教皇庁との間の外交使節交換を打診しているが、この件に関しては桂から芳しい答えを得られなかったようである。『上智大学史資料集』第一集、四三—四四頁。
- (150) 信仰弘布会は、フランスの女性信者のポーリン・ジャリコによってリヨンで開始された運動を起源として、一八二二年に設立された団体であり、信者に宣教への関心を喚起し、寄付を募って、世界各地で活動する宣教師にその資金を分配して援助することを目的にしていた。信仰弘布会とパリ外国宣教会の関わりは深かったが、パリ外国宣教会（恐らくオコンネルは、パリ外国宣教会の名を知らなかったと思われる）の宣教師が、信仰弘布会に所属しているというオコンネルの叙述は正確ではない。なお、彼は、この自伝で、彼が当時、司教をつとめたポストンにおいて、アメリカ人信者の信仰弘布会への寄付がフランス人宣教師の活動の援助に用いられることに反感を抱いたことを記している。O'Connell, William, *op. cit.*, pp. 302-306. このようなオコンネルの反フランス感情は、在日フランス人宣教師に対する彼の評価にも影響していたのではないかと思われる。
- (151) 『上智大学史資料集』第一集、四二—四三頁。
- (152) なお、オコンネルは、パリ外国宣教会の在日宣教師を全てフランス人とみなしているが、これは正確な認識ではない。同会の入会資格は、フランス語を母国語とする者であったので、少数ながら、フランス以外の国の出身者も入会していた。本論で取り上げた神父でいえば、エミール・ラゲーはベルギーの出身であり、ミカエル・スタイシエンはルクセンブルクの出身者である。
- (153) 山口鹿三に関しては、『声』が、彼の没後、近親者や知人による回想文を集めた小特集を組んでいる。「山口鹿三先生 追悼文集」『声』第九〇七号、一九五三年七月。
- (154) 『上智大学五十年史』、二八—二九頁。
- (155) 「教皇使節の来朝」『声』第三四七号、一九〇五年、三四—三五頁。
- (156) 「羅馬法王使僧」西田長寿・植田通有編『陸羯南全集』第九卷、みず書房、一九七五年、二五〇—二五一頁（初出『日本』第五八五七号、一九〇五年十一月十二日）。
- (157) 『上智大学五〇年史』、三二—三三頁。この山口鹿三による回想は、

彼が「聖心女子学院の事務囑託として長年学院を世話し、すでに老齢に達していたので、第二次世界大戦のおり万一の場合を考えて聖心女子学院の起原を後世に伝えようとして手記」(佐藤直助)されたものである。

(157) *Rapporto de Monsig. O'Connell Vescovo di Portland sulla sua Missione presso l'Imperatore del Giappone*. Allegato C. «Traduzione dell'articolo di fonde del NIHON, giornale giapponese pubblicato a Tokio, il 12 Novembre 1905», pp. 47-50.

(159) この山口の手記にみられる誤謬は、近年の日本キリスト教史の概説的記述にも踏襲され続けている。青山玄「明治期における日本のカトリック教会」ロジェ・オーベルほか(上智大学中世思想研究所編訳・監修)『キリスト教史9 自由主義とキリスト教』、平凡社(平凡社ライブラリー)、一九九七年、四五八頁。高橋昌郎「明治のキリスト教」、一八九頁。

(160) 「羅馬法王使僧」、二五二頁。

(161) 龍門「日本」新聞の「羅馬法皇使僧」を読む「声」第三四八号、一九〇五年十二月十日、一〇—十一頁。ルモアースは、『メランジュ・ジャポネ』に「羅馬法王使僧」の仏訳を全文掲載しているが、その前置きで、この社説は日本人のカトリック教会に対する平均的意見がうかがえる点に価値があると書いている。C. L. (Clément Lemoine), «Extraits des revues et journaux japonais. La mission du légat de Rome et le catholicisme au Japon», *Melange Japonais*, n°9, janvier 1906, pp. 99-102.

(162) 「日本社会と教皇使節」『通俗宗教談』第三十八号、一九〇五年十二月、四—五頁。

(163) 越嶺「仏国現下の大问题と我邦現時の情勢」『声』第二八八号、

一九〇三年六月十日。また、前田は、リギョールの著作『羅馬教皇』(石川音次郎、一八九九年)、『羅馬教皇と現社会』(石川音次郎、一八九九年)を翻訳している。

(164) 前田は、一九〇一年に帝国教育会で行われたリギョール神父の連続講義(リギョール『教育哲学講義大綱』一九〇二年、東洋社)でも通訳を行っており、同会会長の辻新次の知遇を得ていた。

(165) 前田の講義を慶応義塾で受けた人物の回想によると、彼はラテン語を神の言語であると述べた時があったという。石井治良「前田先生の思い出(番茶のとき)」『三田評論』、第七六九号、一九七七年四月、一〇二頁。前田にとって、日本でのラテン語講演の実現は、格別の意義をもっていたのではないかと思われる。

(166) 『上智大学史資料集』第一集、三八—三九頁。オコンネルの講演は、『教育公報』(第三〇二号、一九〇五年十二月十五日、一七一—一九頁)に掲載されている。「教皇使節の教育意見」『声』第三五〇号、一九〇六年一月十日、三七頁。『年次報告』第三卷、二二〇頁。

(167) 教皇使節の歓迎講演会を企画した青年信徒らは、大隈重信にも講演会に参加するよう働きかけていた。彼らは大隈との面会を許されたが、大隈はオコンネルがこちらにまで挨拶に伺うなら講演会への出席を考えると答えたため、彼の参加は実現しなかったという。「大隈伯まで引張り出す」とした当年のオコンネル司教歓迎会『カトリックタイムズ』第一一八号、一九二六年九月十一日。

(168) 「公教青年会の例会」『声』第三一九号、一九〇四年九月二十五日、三七頁。「公教青年会懇親会」同上、第三二二号、一九〇四年十月二十五

日、三六頁。ただ、公教青年会の学生のなかには、日露戦争時、個人で伝道旅行を行って、路傍演説を試みるような行動力を示すものもいた。「声」は、この学生の行動を「吾教界に於ける破天荒の企て」と評しながら、「かかる企てである場合には尤も大胆なるを要すると共に必ず細心ならん事を要し、而しておもわぬ辺より故障の持上らざる様注意するは賢き道なりとわれらは信ず」とも書いている。「個人巡回伝道」同上、第三三三三号、一九〇五年四月二十五日、三六頁。

(169) 日露戦争中、プロテスタント系の基督教青年会は、各地で活発な軍隊慰勞活動を行っていた。小川原正道、前掲書、一七八頁。このようなプロテスタント団体の活動は、公教青年会の会員には彼私の行動力の差として印象づけられ、羨望の感を抱かしていたのではないかと思われる。

(170) 鈴木習之「神の国の侍たち」カタリナ出版社、一九六二年、一四九頁。鈴木習之は、戦前から戦後にかけて、一般向けに多くのカトリック関連書物を出版したカトリック信者である。第二次公教青年会の活動に深く関わり、著作でもよく触れている。ただ、鈴木は一九一六年に入信した人物であるため、それ以前の時期の教会に関しては、その様子を直接に知っていないわけではない。

(171) 同『光ありき』中央出版社、一九五三年、一一〇頁。

(172) 講演の題目は、それぞれ、前田長太「余の羅馬法王観」、姉崎正治「自由主義と公教主義」、島田三郎「法王使節歓迎に就き所感を述ぶ」、アーサー・ロイド「光栄なる発見」であった。これらの講演は、オコンネルの講演「羅馬教皇使節オーコンネル閣下の演説」と併せて、『新理想』第六号（一九〇六年一月）の附録（「羅馬教皇特派大使オーコンネル閣下歓迎演説会」）に収

録されている。なお、姉崎の講演は、彼が主筆を務めていた『時代思潮』（第二巻、第二三三三号、一九〇五年十二月）に「自由と教権服従（羅馬法王使の歓迎に際して）」という表題で掲載され、後、彼の著作『国運と信仰』（弘道館、一九〇六年）に収録された。

(173) 鈴木部「開会の辞」『新理想』第六号、附録（「羅馬教皇特派大使オーコンネル閣下歓迎演説会」）一九〇六年一月、三頁。

(174) Ferrand, Claudius, "Le Délégué du Saint-Père et l'empereur du Japon", *Annales de la Propagation de la foi*, n°465, 1906, pp. 153-154. 『新理想』第六号（一九〇六年一月）には、前田長太、フェラン、学生ら公教青年会の関係者がオコンネルを囲んでいる記念写真が掲載されている。

(175) Ligneul, Alfred, "Un grand événement au Japon", *op. cit.*, n°466, 1906, p. 236. *Ricevimento di Sua Eccellenza Reverendissima Mons. O'Connell al Circolo della Gioventù di Tokio, il 18 Novembre 1905*, *Giappone: Missione di Monsignor O'Connell*, pp. 35-46.

(176) 「青年会の歓迎会」『声』第三四八号、一九〇五年十二月十日、三六頁。

(177) 教民記者「教皇使節来朝」『通俗宗教談』第三十八号、一九〇五年十二月、三七頁。

(178) 「日本社会と教皇使節」同上、第三十八号、一九〇五年十二月、一七頁。前田によると、オコンネルを横浜港まで見送ったのは、彼とリギョール、姉崎正治、内務省宗教局長、及び、四・五人の外国人と邦人に過ぎなかったという。

(179) 「教界に筆を慎む」同上、第三十九号、一九〇六年一月、一頁。リギョールは、前田の論説の読者の多くが、その主張に「痛憤せりを聞く」と書い

ている。リギョル「見地の正誤」同上、七頁。

(180) 「如何なる人の所為なるかを知る能はざれども、之を受領したる各宣教師は何れも皆記者自らの業なりと曰うに於て不思議にも相一致せり」警告「同上、四〇頁。

(181) 「記者附記」同上、第三十九号、一九〇六年一月、一一頁。

(182) 一九〇六年に來日したマリア会総次長のシャルル・クロブの報告では、オズーフ大司教が廃刊を命じたとある。Archives Generales Marianistes (AGMAR, 0155-1-68, Durango, 9 juin 1906.

(183) 日露戦争後の「声」で、ルモアースは、「戦勝国民たる吾人今や得意の絶頂に在り、苛しくも満の損を招くが如きことなく、謙以て永遠に益ある道に立たざる可からず」と、日本人のナショナリズムの高揚に対して、批判的な立場を採っていることも注目される。竜門「日本式基督教『声』、第三十九号、一九〇五年七月二十五日、三頁。

(184) 「教役者の知識」同上、第三四四号、一九〇五年十月十日、三五頁。

(185) 「時局の伝道」同上、第三〇八号、一九〇四年九月十日、三五頁。「由來外人にして日本に布教せる者自らの浅薄狹隘なる経験に基き日本人を誤解して、為に其の感情を害し其の同情を失い、しいて布教上の困難に陥りたる事例往々にして之有しやに聞く。吾人は我邦人の救拯を唯一の目的として來れる彼の人々に此事ありとは信ずるを得ず、然れども煙の騰る所火全くこれ無きにはあらざるべきか、兎に角心して可ならむ也。」

(186) 龍門生「何故に我邦の縉紳学者は公教に帰依せざる乎」同上、第三〇一号、一九〇三年十二月二十五日、七一―〇頁。

(187) 日本人伝道士の工藤応之の手になる論説「戦後の布教」では、将来

の日露戦争後の日本において、カトリックが、宗教としての優越性ゆえに社会に拡らざるをえないという信者としての確信が語られている。工藤多黙（応之）「戦後の布教」同上、第三二二号、一九〇四年十一月十日、三四頁、

(188) 「声」のある文章は、プロテスタントの雑誌「新人」の記事を引用し、宣教にとつて肝要なことは、知識の普及ではなく、宣教師の精神的熱意であるというその主張に対し、共感を示している。「何故に伝道は振はざる乎」同上、第三五九号、一九〇六年五月二十五日、三三―三四頁。

(189) 猛庵「布教上の最大勢力（布教魂）」同上、第三二九号、一九〇五年二月二十五日、二頁。

(190) 柳茂安「青年事業は何故に失敗する乎」同上、第四〇八号、一九〇九年十一月十五日、八一―三頁。ルモアースは、青年運動が長続きしない理由として、第一に青年信者の理想の高さ、第二に彼らの批評精神が実行精神を上回ること、第三に組織の明確な活動目的の不在、第四に会員に活動を持久する忍耐力が欠けていることを挙げている。

(191) AGMAR, 086-3-112. 前田の論説「日本社会と教皇使節」の仏訳（訳者名は無記載）“La Société Japonaise et l'envoyé papale” (Traduction d'un article (Nihon shakai to Kyōkō shisetsu) de la Revue *Tsuzoku-shikyō-dan* n°38, decembre 1905) の余白部に記載されたヘンリックの書込み。

(192) マリア会の創設した日本の学校では、正規の授業で宗教教育が行われることがなかった。恐らく、前田長太は、同会の学校教育が積極的な宣教活動であると認めていなかったのではないだろうか。前田は、フランス第三共和政府による反教権政策を取り上げた一文で、フランスの共和主

義者による政教分離政策を批判し、日本政府の教育政策がその影響を受け
る可能性を危惧している。越嶺「仏国現下の大問題と我邦現時の情勢」、
八一―九頁。

(193) マリア会日本管区本部編『マリア会日本渡来八十年』マリア会出版部、
一九六八年、九九―一〇〇頁。

(194) クロフは、前田長太を、フランス以外の国の修道会の来日を望んで、
教皇使節にその意思を伝えた日本人信者の元凶とみなしている。ただ、前
田がリギョールやフェランの活動を評価していたことに明らかのように、
彼にとっては宣教師個々人の資質と学識が問題であったのであり、もし在
日宣教師の多数の人格識見が高ければ、彼はパリ外国宣教会の単独司牧で
も満足していたのではないかと思われる。この点において、彼は、パリ外
国宣教会という組織それ自体を低評価して、イエズス会の誘致を図った平
山牧民とは考えを異にしていた。また、フランス文化の愛好者である前田
にとって、パリ外国宣教会の宣教師の国籍もマイナス要因に映っていな
かったのではないかと思われる。前田には、下記のような新聞に掲載され
たフランス人論もある。前田長太「仏国人の社交性」『読売新聞』
一九〇七年十二月十三日、一四日。

(195) 日本のプロテスタント教会における外国ミッションからの自立的動
向は、カトリック教会でも注目されていた。「外国宣教師問題」『声』第
三三八号、一九〇五年七月十日、三〇―三三頁。竜門「日本式基督教」同
上、第三三九号、一九〇五年七月二十五日、一―三頁。「教会独立問題」
同上、二八―二九頁。C. L. (Clément Lemoine), "Extraits des revues et
journaux japonais, L'évangélisation chrétienne aux mains des Japonais,"

Mélanges, n°8, octobre 1905, 高橋昌郎、前掲書、一八四―一八五頁。

(196) AGMAR, 0155-1-68, Durango, 9 juin 1906. マリア会総本部に宛てた
クロフの書簡。

(197) 同上。

(198) 『上智大学史資料集』補遺、七一―九頁。

(199) 『年次報告』第三卷、一五―八頁。

(200) Sorrel, Christian, "Le poids de l'Ouest. Remarques sur le mouvement
des départs dans la Société des Missions étrangères de Paris", *Annales
de Bretagne et des pays de l'Ouest*, t. 112, n°2, 2005, p. 105.

(201) AGMAR, 0155-1-66, Alphonse Heinrich au supérieur de la Société,
Tokyo, 26 mai 1906. ノンリックの書簡では、「前田事件」(Affaire
Maeda) という言葉が用いられている。

(202) AGMAR, 0155-1-67, Alphonse Heinrich au supérieur de la Société,
Nagasaki, 8 juin 1906.

(203) 青山玄「明治後期」築地カトリック教会百周年記念誌編集委員会編
集『つきじ・献堂百周年記念号』築地カトリック教会、一九七八年、八四
頁。

(204) 西脇順三郎は、長編詩『旅人かへらず』(一九四七年)の中で、「あ
の頃の秋の日恋人と結婚するために還俗したジェジュエトの坊さんからラ
テン語を習っていた」と前田に触れている。前田は、慶応義塾の関係者に
対して「自己」の還俗を恋愛を理由に挙げて語っていたのかもしれない。「定
本 西脇順三郎全集」第一巻、筑摩書房、一九九三年、二五六頁。なお、
西脇は、『近代の寓話』(一九五三年)でも前田に触れて、彼から「聖オー

ガチソン・キケロ・ホラス」を学んだと詠っているが、新倉俊一氏によると、西脇は実際にはラテン語を前田から学んでいなかったという。新倉俊一『西脇順三郎全詩引喩集成』筑摩書房、一九八二年、一七八、二〇〇頁。

(205) なお、著者とは異なった前田長太の還俗に関する解釈として、「近代思想に抗して信仰の遺産を守り抜こうとした第一ヴァティカン公会議の精神に基づき、十九世紀世紀末葉から二十世紀初頭にかけて、一時的に信仰生活の西欧化とその監視が強化されると、日本では教会離れ現象が信徒の間に起こったが、その流れのなかで一九〇七年に結婚して司祭職を離れたとする青山玄氏のとらえ方が存在する。『前田長太』『新カトリック大事典』Ⅳ、研究社、二〇〇九年、七四三頁。第一ヴァティカン公会議(一八七九—一八八〇)の十九世紀末以降の日本カトリック教会に与えた影響を重く見る青山氏の解釈は、下記の論考などで提示されている。青山玄「明治二十三年のカトリック日韓合同教会会議の性格」『宗教研究』第二三八号、一九七九年。同「明治二十八年のカトリック東京教会会議」同上、第二四二号、一九八〇年。同「明治・大正・昭和初期カトリック信徒の宣教活動」『南山神学』第十号、一九八七年。同「明治から昭和初期にかけてのカトリック司祭像」同上、第十一号、一九八八年。

(206) 一九三九年十一月に、前田の葬儀が北浦和神学校で行われているので、彼が信者として世を全うしたことは明らかであるが、還俗後の前田が信者としてどのような生活を送っていたのかよくわからない。「人事消息」『日本カトリック新聞』第七三五号、一九三九年十一月十九日。ただ、昭和初年、前田は慶応義塾における教え子で、後にキリシタン史研究者になった吉田小五郎にスタイシエンと直接会うことを勧めているので、旧知

の宣教師と関係は切れていたわけではなかったであろう。吉田小五郎「邦訳の辞」シユタイシエン(吉田小五郎訳)『切支丹大名記』大岡山書店、一九三〇年、二頁。

(207) 慶応義塾関係者の前田長太に関する回想には、佐藤輝夫「本那最初に『武勲詩』を紹介した越嶺前田長太のこと」(『三田評論』第七六五号、一九七六年十二月)、石井治良「前田先生の思い出(番茶のとき)」(同上、第七六九号、一九七七年四月)などがある。

(208) 「前田越嶺という有名なラテン語の先生がいられたがこの人は明治の初め頃田舎から東京へ出られて、カトリックの僧侶になりラテン語を能くされた(尤も中年以後は法衣を脱がれた)。彼自身もホラスを一番愛読されたが、ホラスは僧侶の間でも最大に読まれる人間界の宝だといわれた。

この先生は晩年は酒をクスリビンの中に入れてランチの時にチビチビやられ、ホラスを暗唱され、日曜日には釣りに出られた。浦和在に住めるホラスであった」(『俗人の宗教(上)』『定本 西脇順三郎全集』第十一巻、筑摩書房、一九九四年、四二頁)。

(209) 前田越嶺「訳後書懐」リギョル(前田越嶺訳)『秘密結社』高原書店、一九三四年、五頁。

(210) 例えば、鈴木習之は、一九五三年時に書かれた回想でも、リギョールの協力者としての前田長太にふれたとき、彼の名前を出さず、「ある神父」という表現にとどめている。鈴木習之「山口鹿三氏と『声』誌その他」『声』第九〇七号、一九五三年七月、二〇頁。

(211) 山口鹿三「明治大正年間のカトリック出版史梗概(一)」同上、第七五七号、一九三九年二月、四七頁。もともと、前田長太の還俗後も、教

会内で彼を敬称でもって呼んでいるのは、山口のみであったわけではない。パリ外国宣教会のヨゼフ・フロジャック神父は、第二次世界大戦後に書かれた文章の中で、彼を「前田神父」と呼んでいる。フロジャック「寺小屋時代」*Inter Nos*, n. 11, 1954, p. 19. フロジャックの来日は、一九〇九年で、前田の還俗後のことであるので、恐らく両者の間には何かの交流があったのではないかと思われる。

(212) なお、山口鹿三も、自身の文筆活動に関して教会内で批判を受けたことがあった。山口信頼「父を想う」『声』第九〇七号、一九五三年七月、一七頁。オコンネルの日本訪問後におきた前田の受難は、山口にとって他人事ではなかったはずである。

(213) ソーブル・カンドウ神父（パリ外国宣教会）は、山口鹿三が晩年まで優れた記憶力を保っていたと彼に関する思い出の中で語っている。「二人の学者」池田敏雄編『カンドウ全集』第一巻、中央出版社、一九七〇年、一六九頁。

(214) 『日本公教雑誌』（第八十九号、一八九三年二月二十五日）は、築地教会での前田の副助祭の叙階式の時、リギョールが涙を流すほど喜んだことを報じている。

(215) 「リギョール博士訪問記」『太陽』（臨時増刊号「外人の日本観」）第十三巻、第十五号、一九〇七年十一月、二三四―二三五頁。

(216) 『カトリック大辞典』では、「一九〇六年、サン・モール会修女がその学校を現在の四谷に遷し、若い宣教師の一人が出版事業を引受けたとき、リギョールは著述家としての自分の仕事が終わったと考え、宣教師や修道女に対する黙想の説教に専念した」との記述がある。J・M・マルタン「リ

ギョール」『カトリック大辞典』第五巻、富山房、一九七七年、三六九頁。

この記述は、一九二三年度のパリ外国宣教会の『年次報告』に掲載されたリギョール没後の小伝（Nécrologie）に依ったものである。Société des Missions Étrangères, "Nécrologie: M. Ligneul", *Compte Rendu des travaux des travaux de 1922*, Paris: Séminaire des Missions-étrangères, 1923, p. 252. この宣教会による公式の小伝（無署名）は、リギョールが、一九〇六年当時、若手の宣教師による出版活動が開始されたことによって、リギョールの出版活動が終わったという解釈をとっているが、この点の記述は正確なものではない。若手宣教師による新しい出版事業というのは、「メランジュ・ジャポネ」のことが念頭に置かれていたのかもしれないが、同誌はフランス語の学術的な日本研究誌であるため、日本人への啓蒙活動を目指していたリギョールの出版活動とは目指していた方向が異なっていた。また、一九〇六年を境にリギョールの出版活動が終わったわけでもない。

(217) 『年次報告』第三巻、二六四頁。青山玄「神田教会百年史」、五一―五四頁。教友館は、もともとフェランが公教青年会館として設立を図ったもので、彼が名古屋に転任した後の一九〇八年に完成したが、その時、教友館の名称に変更された。同「フェラン」『日本キリスト教歴史大辞典』教文館、一九八八年、一一九頁。

(218) 「神田の教友館の一隅に蟄居して居られた旧師リギョール霊父様を訪うて、其元気の消沈されたるを慨いたこともあった。只に寄る年波の勢のみとは受取れなかった。断魔の剣は、逸早く彼の清き心を貫いて居るようであった。彼は、終に日本より勇退するに至った、抑も誰の罪であろう」早

坂善奈朗（久之助）「羅馬より日本まで（十三）」『声』第四四九号、一九一三年四月、四〇頁。また、早坂は、この旅行記で、イエズス会と、英語教育を主とする聖心学院の来日に歓迎の意を表している。

(219) 「霊父リギョル師の退隱」同上、第四三八号、一九一二年五月、四六一—四七頁。

(220) 石川草庵（音次郎）「恩師リギョル神父」『カトリック』第二卷、第二号、一九二二年、六九頁。リギョールは、一九二〇年三月十日付のマリア会士宛ての書簡で、自分の東京帰還に関して問題は微妙であり、先行きはよくわからないと書いている。AGMAR, 098-1-31, Hongkong, 10 mars 1920.

(221) 洪谷治「我国カトリック文化政策の過去、現在及び将来の考察（二）」『カトリック』第七卷、第四号、一九二七年四月、三三頁。なお、洪谷治は、リギョールと面識を持つ機会はなかったが、リギョールの著作に親しみ、彼を尊敬する念の強かった人物である。洪谷治「ローマに入るの記（二）」同上、第三卷、第一号、一九二三年、二三頁。

(222) 「教界叢報・東京教信・傷病兵慰問演芸」『声』第三五一号、一九〇六年一月二十五日、三九—四二頁。「或る不幸の人に同上を寄する此種の企は、吾教本来の趣旨にも合い、且はその弘通の上に取ても、直接の布教演説等よりも却て倍徒する効果あるべきものならん」との評は、『声』編集部が青年会に期待していた方向をよく示している。

(223) 『新理想』の最終号（第二十二号）には終刊の辞も述べられていないが、恐らくそれは何らかの理由によって同誌が唐突に終刊を余儀なくさせられたという事情によるものと思われる。なお、『新理想』の編集兼発行人は、

最後まで前田長太と表記されているが、前田の同誌への寄稿は、第十五号（一九〇六年十月）を最後に終わっている。

(224) 青山玄「明治のカトリック愛知・岐阜県布教（九）」『布教』第二十六卷、第四号、一九七二年、二四—四頁。

(225) AGMAR, 0155-1-91, 20 décembre 1907. 東京大司教ムガブルのマリア会総長宛て書簡。

(226) マリア会日本管区本部編『マリア会日本渡来八十年』、一〇一—一〇四頁。育英塾の旧施設は、来日したイエズス会に譲られた。

(227) Maître, Claude Eugene, "Nécrologie (Noël Perij)", *Bulletin de l'École Française de l'Extrême-Orient*, vol. 22, 1922, p. 413. 杉山直治郎「ノエル・ペリーの生涯と業績」、八〇—八一頁。メートルによると、パピノの『日本歴史地理辞典』*Dictionnaire d'histoire et de géographie du Japon*の増補版や、J・C・バレによるジャン・マリエ・ルマレシヤル『和仏大辞典』の改訂版は、それぞれ原稿が完成していたにもかかわらず、出版されなかった。「日本に戻る度に幾つかの新廢墟を発見した」ノエル・ペリは、メートルに「之を悲しんだ書簡」を送っていたという。なお、このメートルの一文を読んでいたと思われるポール・クローデルは、駐日大使時代の外交報告書（一九二六年五月十四日）で、バリ外国宣教会に触れ、次のように書いている。「最近来日したばかりの一人を除けば、宣教師はいずれもインテリではなく、教養ある人々、あるいは科学や近代哲学の授業を受けている学生たちの質問に答えられないありさまです。（中略）優秀な少数の宣教師グループは四散し、落胆のあまり任務を放棄する事態となっています。この人たちは一時期『メランジュ・ジャボネ』という名のすばらしい

い雑誌を発行していました。このグループのなかにはノエル・ペリがいます」ポール・クロードル(奈良道子訳)『孤独な帝国―日本の一九二〇年代』ポール・クロードル外交書簡 一九二二―一九二七』草思社、一九九八年、三六六頁。

(228) 『年次報告』第三卷、二二一頁。教学研鑽和佛協会については、下記の小論がある。牧野多完子「明治期におけるカトリック出版事業―教学研鑽和佛協会の活動を通して」『南山大学図書館紀要』第七号、二〇〇一年。

この団体の創立メンバーには、後に公教青年会の会長をつとめる海軍軍人の山本信次郎の名前もみえるが、彼がこの協会の活動にどのような関わりを持っていたのか明らかではない。

(229) フェラン『聖書? 教会?』林壽太郎、一九〇九年。リギョール(教学研鑽和佛協会)『ジャンターク』教学研鑽和佛協会、一九一〇年。

(230) フォン・ケーベル(教学研鑽和仏協会)『神学及中古哲学研究の必要』教学研鑽和仏協会、一九一〇年。鈴木習之『葦の一生』中央出版社、一九六五年、四二―四三頁。

(231) 『上智大学史資料集』第一集、七二、七四、七六頁。一方、一九〇八年に来日した最初のイエズス会士の中には、パリ外国宣教会の宣教師に対して好意ある態度を取らない者もいたようであり、フランス人のアンリ・ブシエー(Henri Boucher)は、ある書簡(一九〇九年五月三十一日)で、他のイエズス会士の振る舞いを礼儀に欠けると批判している。Archivum Romanum Societatis Iesu, J.A.P. 1001-VIII, 13.

(232) 新潟知牧区(一九二二年)、名古屋知牧区(一九二二年)は神言修道会に、札幌知牧区(一九一五年)はフランシスコ会に、広島代牧区

(一九二三年)はイエズス会に、宮崎知牧区(一九三五年)はサレジオ会に、京都知牧区(一九三七年)はメリノール会にそれぞれ委ねられた。

一九二七年、長崎司教区が初の日本人司教区(早坂久之助司教)となった後、パリ外国宣教会は新たに設立された福岡司教区を担当し、一九三七年、東京大司教区が日本司教区になったのに伴い、新設された横浜司教区がパリ外国宣教会に委託された。

(233) 本論で、この公教青年会に「第二次」という名称を用いたのは、前田長太の会長をつとめた前代の公教青年会と区別するための便宜上のものであり、同時代者が、前田長太時代の青年会を「第一次」とみなし、自らの団体を「第二次」と呼称していたわけではない。また、本論は、東京の公教青年会のみを扱っているが、東京にのみカトリック教会の青年会が設立されたというわけではない。

(234) 山本正『父・山本信次郎伝』中央出版社、一九九三年、一五四―一五五頁。

(235) 内山善一・海老沢有道『出版事業』『カトリック大辞典』第五卷、富山房、一九七七年、八三頁。キリシタン史研究者の松崎実は、スタイシエン時代の『声』に関して、「日本人の記者は三人あるが、其の主要記事の大部分は師の口述によるもので、師がいろいろな変名の下に各種の項目に就て叙述するのである。(中略)各種の記事の大部分がシユタイヘン師と云う一つの頭から出るので、其の頭が百科事典を兼ねざる限り、雑誌が千篇一律の無味乾燥なものにならざるを得なかったのは、また止むを得ない。私など、「あれは『声』ではない、『溜息』だ」なんて、よく陰で減らず口を叩いたものだ」と回想している。松崎実「一切支丹大名記の著者 シユタ

イヘン師の憶出(下)、『明治文化』第五卷、第十号、一九二九年、三一—三二頁。

(236) 山本信次郎「カトリック誌の過去を顧みて」『カトリック』第十四卷、第一号、一九三三年一月、一—二頁。

(237) 須田井飛燕「青年会の発展策」『声』第五一七号、一九一八年十二月、二九—三三頁。

(238) 小野実「私の弁明」『声』第五六八号、一九二三年三月、四〇—四六頁。

この批判を受けた松崎(小野)実は、『カトリック』に協力する前、スタインシエンの指導下で、学生時代の一時期、『声』の原稿を書いていた信者であった。スタインシエンの没後、松崎は神父に関する回想文を書いているが、『カトリック』の記事で、旧知の神父から非難を受けた出来事には触れていない。松崎実「切支丹大名記の著者 シュタイヘン師の憶出」『明治文化』第五卷、第九、十号、一九二九年。

(239) 青山玄氏の言葉を借りれば、当時のパリ外国宣教会の宣教師には、「一般社会の動きと共に生きようとする、視野の広い多元主義的布教法の欠如」がみられたといえるかもしれない。青山玄「明治のカトリック愛知・岐阜県布教(10)」『布教』第二十六卷、第五号、一九七二年、三一—九頁。

(240) 鈴木智之「公教青年会十二年の回顧」『カトリック』第八卷、第四号、一九二八年四月、三九—四〇頁。

(241) 山本信次郎「カトリック誌の過去を顧みて」、二—三頁。

(242) 青山玄氏によると、神田教会の主任司祭であるジャン・マリ・シエレル(パリ外国宣教会)は、「第二次」公教青年会の活動初期には協力していたが、後に同会に「少し批判的な態度」をとるようになり、一九一八

年には総会に顔を出さなくなったという。青山玄「神田教会百年史」、五九頁。

(243) ASCEP, Rubrica 819a, ff.132, 1221-1224. 前者の山本信次郎の書簡は、注(238)にあげたスタインシエンによる小野(松崎)実の記事の批判(一九二三年)に関するものであり、後者の書簡は一九二五年十月二十二日付のものである。

(244) 「第一次」、「第二次」双方の東京の公教青年会に関わりを持った長江邦四郎(オコンネル訪日時に歓迎講演会を企画した学生の一人で、その後、暁星学校の教師を務めた)は、後年、この「第二次」公教青年会に関して、「教会当局から生まれ、その望み通り解散になった」と語っている。松風誠人「追想(二) 司教さまの父—長江邦四郎先生のこと」『声』第一〇一—号、一九六二年三月、二九頁。また、「第二次」公教青年会の名誉会員であったアルフォンス・ヘンリックも、パリ外国宣教会の司祭らが青年会の活動に好意的でないことに懸念を抱いていた。AGMAR, 098-2-73. Alphonse Heinrich à H. Rousseau, Tôkyô, 1^{er} mars 1923; 099-3-19. Alphonse Heinrich à Henri Lebon, Tôkyô, 6 mars 1930; 099-3-89. Alphonse Heinrich à Henri Lebon, Tôkyô, 27 mai 1931.

(245) 鈴木智之「葦の一生」中央出版社、一九六五年、六七頁。ヘンリックは、山本信次郎の非妥協的な性格が、青年会の一部会員やパリ外国宣教会宣教師らとの関係をこじらせたとみていた。また、ヘンリックによると、山本は岩下壮一神父(山本とは暁星学校の同窓で、姻戚関係にあった)とも当時関係が良好ではなかったらしい。AGMAR, 099-2-54. Alphonse Heinrich à Henri Lebon, Tôkyô, 10 octobre 1928.

(246) 例えば、一九二五年に来日したソープール・カンドウは、出版物宣教の重要性を認めて活発な啓蒙活動を行い、戦中から戦後にかけて日本の知識階級の間で高い評価を受けた人物であった。

(247) 在日フランス人聖職者の一部は、両世界大戦間期に至るまで、人種的偏見から自由ではなかったことを示す文献も存在する。ポール・クロードルは、駐日大使時代の本省宛て外交報告（一九二四年十一月三十日）で、長崎教区のあるパリ外国宣教会宣教師が日本人司祭の資質を問題視する書簡を彼に送ったことを記している。ポール・クロードル、前掲書、三二〇―三二一頁。また、マリア会で、昭和初期、フランス人に独占されてきた管理職を日本人会員に譲ることが日程に上った時、あるフランス人幹部は、日本人の能力に対する低評価から、その措置をとることに強硬に反対していたという。マリア会日本管区本部編『マリア会日本渡来八十年』マリア会出版部、一九六八年、二八〇―二八一頁。

(248) 渋谷治『我国カトリック文化政策の過去、現在及び将来の考察（二）』『カトリック』第七巻、第四号、一九二七年四月、三三頁。渋谷治（一九二八年に司祭叙階）は、この論考で、従来の日本のカトリック教会の活動が慈善事業に偏った傾向にあることを指摘し、知識人を対象にした出版物宣教を活発に行う必要を主張している。ただ、近代日本の最も優れたカトリック知識人の一人である岩下壮一が一九三〇年に神山復生病院の院長に就任したように、当時の日本人カトリック者の知的活動が慈善活動と全く相容れなかったわけでは勿論ない。

(249) なお、本論は当該期における日本のパリ外国宣教会の大勢が知識人活動や学問的営為に対して十分な理解に欠けることを指摘するものになっ

たが、それは同会にのみあてはまる特殊性であったわけではない。阿部仲麻呂氏は、ある書評で、カトリック教会の歴史では、「社会活動主義か、信心生活主義か、教会の諸要素のある一面だけが突出した形で強調されすぎるあまり、それ以外の要素（特に、学問的な営為）が排除されたり、まるで無価値であるかのように誤解されるという事態がたびたび起こり得た」ことを指摘している。阿部仲麻呂「書評…今道友信『超越への指標』」『カトリック研究』第七十八号、二〇〇九年、一五六頁。

(250) あるカトリック信者は、昭和初期の『声』に寄せたエッセイで、教会の古老の信者には神父の手柄に惹かれて入信した者が多かったことを指摘している。内山善一「布教雑考」『声』第七二九号、一九三六年、四八頁。このような日本人信者の心性の一端は、第二次世界大戦後、仙台の養護施設で働く献身的な外国人修道士の姿に感銘を受けて、洗礼を受けた井上ひさしの回想によっても確認できるように思われる。井上ひさし「道元の洗面」『さまざまな自画像』中央公論社、一九七九年、三三―三四頁。

二代目市川左団次の訪欧と「鳴神」

——一九〇七年のヨーロッパ演劇と一九一〇年の日本文壇の関わりから

東 晴 美

伝統芸能は、それらが生まれた前近代の姿のままに伝承されているのではなく、同時代の演劇や文芸と連動しながら、新しい価値観を見いだし、前近代の表現を取捨選択したり、新しい表現を取り入れながら現代に受け継がれている。特に歌舞伎は、現代演劇の誕生に戯曲、役者、舞台装置など様々な面で深く関わっているために変化も大きい。

近代の歌舞伎研究については、明治以降に新作された作品、特に局外者と呼ばれる文学者が手がけた作品（新歌舞伎）に注目されることが多い。しかし、前近代に初演された作品（純歌舞伎狂言^{〔1〕}）も、近代を経て現代に伝えられている。本稿では、江戸時代に初演され、現代においても中学生や高校生の歌舞伎鑑賞教室などでも上演される機会が多い「鳴神」をとりあげる。

「鳴神」は明治期に二代目市川左団次（二八八〇～一九四〇）によつ

て復活上演された。二代目左団次は小山内薫とともに自由劇場をたちあげ、近代劇にも深く関与した。本稿では一九〇七年の訪欧から「鳴神」の復活上演に至る期間の二代目市川左団次の活動を検証し、前近代の作品が現代に継承される過程で、近代の知識がどのように関わったかを明らかにする。

一 「鳴神」の復活上演と二代目市川左団次

「鳴神」の物語の背景は、朝廷が皇子誕生の祈禱を鳴神上人に依頼し、皇子が誕生すれば戒壇を授けるとしたにも関わらず、約束を破ったことに始まる。朝廷を恨んだ鳴神上人は呪法で竜神を滝壺に封じ込めたため、都は早魃に苦しめられる。舞台は、滝壺で修行に励む鳴神上人のもとへ、絶世の美女雲の絶間姫が朝廷から送り込まれるところから始まる。雲の絶間姫は手練手管で鳴神上人を籠絡

し、ついに鳴神上人の呪法を破る。騙されたことを知った鳴神上人は、憤怒の体で雲の絶間姫のあとを追っていく。

「鳴神」劇は、初代市川団十郎（一六六〇～一七〇四）が十七世紀末に手がけ、二代目市川団十郎（二六八八～一七五八）によって現在の舞台に直接つながる定型が出来上がった。その後も、市川家の代々が手がけ、江戸後期に活躍した七代目市川団十郎（二七九一～一八五九）が「歌舞伎十八番之内」として「鳴神」を上演した。

このような上演史から、現代における「鳴神」は、市川家が初代から連綿と伝えてきた、上方の和事に対する江戸の荒事を象徴する作品として紹介される事が多い。

しかし、現代上演される「鳴神」に直接つながる台本は、二代目市川団十郎が、寛保二年（一七四二）に上方で「雷神不動北山桜」として上演した時のものである。「雷神不動北山桜」は、早雲王子の皇位継承問題と都の早魃を背景に、雨乞小町の伝説に関連して小野家のお家騒動の物語が展開する。この小野家のお家騒動の物語から、歌舞伎十八番の「毛抜」が生まれ、本作の結末で不動明王の霊験の場面があり、ここから同じく歌舞伎十八番の「不動」も生まれた。上方で初演されたことから、近世期では「雷神不動北山桜」は、江戸以外にも大坂や京都でも度々上演されてきた。^③ 現代において「鳴神」が江戸歌舞伎や、荒事と関連づけてイメージされるようになったのは、七代目団十郎が歌舞伎十八番として上演したことと関

連すると思われる。

ところが、「鳴神」は八代目団十郎が嘉永四年（一八五二）に上演された後、九代目団十郎が手がけなかったために、長らく上演が絶えていた。そして、明治四十三年（一九一〇）に二代目市川左団次によって約六十年ぶりに復活上演された。六十年の空白は、左団次はもとより、左団次の周囲にも八代目団十郎の「鳴神」に立ち会った役者はほとんどいなかったと思われる。左団次は復活上演にあたって、八代目団十郎の芸を継承するのではなく、敢えて二百年以上前の二代目団十郎が上演した時の台本を土台にした。^④

明治四十三年の「鳴神」の復活は、近世期の「鳴神」から近代への「鳴神」への転換期として重要であるが、二代目市川左団次にとっても大きな変化の時期であった。

二代目左団次は、初代左団次の実子として明治十三年（一八八〇）に生まれる。父の初代左団次は、九代目市川団十郎、五代目尾上菊五郎とともに、「団菊左」と称された明治時代の名優である。一方、明治十七年に市川ぼたんとして初舞台を踏んだ二代目左団次は父である初代左団次の存命中は、なかなか好評を得ることができなかった。父子ともにその芸風は、「踊りは不得手」で「型物はいけなかった」と評されたように、いわゆる前近代から上演されてきた演目（純歌舞伎狂言や義太夫狂言）は得意ではなかった。名門の御曹司である左団次は、歌舞伎役者として訓練された肉体を持ちながらも、

江戸時代以来上演されている作品はうまくなかった。このように、未だ役者として独り立ちができていない状態の明治三十七年（一九〇四）に初代左団次が没す。前年には五代目菊五郎、九代目団十郎が相次いで没しており、初代左団次が没したことにより明治の歌舞伎の終焉とまで当時は考えられた。父が残した明治座と莫大な借金を負った二代目左団次（当時、市川菫升）は、伝統的な演目だけでなく、近松作品の研究上演や翻訳物を手がけることに新機軸を見いだしていた。

明治三十九年九月、二代目左団次を襲名する。この襲名披露興行が大当たりし、収益金を手に左団次は、この年の十二月から約八ヶ月の洋行をする。帰国後、明治四十一年に明治座で洋行の成果を披露する改革興行に着手する。翌明治四十二年には小山内薫と提携し自由劇場を発足させ、同年の十一月に第一回自由劇場試演を行う。左団次は、歌舞伎においても、新劇においても新たな取り組みに着手した明治四十三年五月に、明治座で「鳴神」の復活上演を手がけるのである。この「鳴神」の復活上演と同時並行で、自由劇場の第二回試演の稽古が行われており、五月二十八日の初演を前にした舞台稽古で左団次は過労で卒倒した。

これまで、二代目左団次については、岡本綺堂による「修善寺物語」などの新歌舞伎と、小山内薫と提携した新劇との二つの流れの中で論じられる傾向にあったが、明治四十三年における二代目左団

次は、歌舞伎と新劇の両方において、欧州で吸収した「何か」を咀嚼し表現しようと試みていた。

また、「鳴神」は十七世紀から市川家によって伝承されてきた荒事を象徴する作品と解説されることが多いが、二代目左団次という視点から見ると、まさに、近代における西洋の芸術との交流のさなかに生まれた作品であることがわかる。

では、二代目左団次は明治四十年の欧州で何をみて、何を感じてきたのだろうか。

二 松居松葉との訪欧

二代目左団次は、明治四十年（一九〇七）に松居松葉とともに欧米をめぐる。左団次については小山内薫との提携で触れられることが多いが、左団次は、まず松居松葉を通して西洋の演劇に出会った。

松居松葉（一八七〇～一九三三）は、熱狂的な九代目市川団十郎のファンで、後に、坪内逍遙の門下生となり『早稲田文学』の創刊（明治二十四年）にあたって編集の一員に加えられた。明治二十八年にはその語学力を買われ中央新聞の翻訳を担当するのち、劇評を担当するようになり、報知新聞、万朝報でも劇評を担当する傍ら、脚本や小説を執筆するようになる。また、ゾラやモリエールなどの翻案や翻訳をし、新派で上演されるようになる。明治三十二年（一八

九九)に「悪源太」を報知新聞に連載し、初代市川左団次のために脚色し、舞台上で上演された。これは歌舞伎界の作者部屋で作者としての修行をつまない局外者の作品が、添削を加えられずに舞台上にかけられた嚆矢とされている。明治三十七年に初代市川左団次が没した後、二十三歳で明治座を背負った二代目左団次の相談役となる。前述したように、この頃の左団次は役者としての評価が芳しくなく、翻案・翻訳物を手がけるなど新機軸を求めていたが、松葉はユーゴーの「エルナニ」や、シラー「瑞西義民伝(ウィリアムテル)」を明治三十八年に提供した。

松居松葉は、明治三十九年四月に欧州演劇研究のために出発。同年十二月に横浜を出発した左団次と明治四十年二月にマルセイユで合流した。二人は時間の許す限り多くの舞台を観たが、左団次は、事前に松葉に脚本を読んでもらい、粗筋を聞いてから観劇に臨み、観劇中はお互い一言も口をきかない約束をして観たという。⁹⁾このように、左団次の明治四十年の洋行は、松居松葉という水先案内人によって導かれ、松居松葉のフィルターを通して見た、西欧の演劇であった。

では、左団次がみた西欧の演劇とはいかなるものであったのか。左団次と松葉が欧州で体験した資料はいくつか残されているが、左団次が明治四十年八月七日に帰国した直後の八月二十三日の夜に

小山内薫と話し合ったことが、雑誌『歌舞伎』に掲載される。この記事は、一年後に、小山内の演劇論をまとめた『演劇新潮』に収められる。この本が出版されたのが、自由劇場を始める約一年前である。¹⁰⁾新しい演劇を求めながら、現状の新劇運動に不満を抱き、もがいている小山内がどん欲に西欧の実態を掴もうと矢継ぎ早の質問を左団次につづけている。一方、左団次は、歌舞伎の演目で自身の表現を受け入れられない状況を打破したいとの思いを抱きながら欧州で体験してきたことを興奮をもって伝えている。左団次が西欧で見たことについては、左団次の晩年の芸談や、没後の回顧録にも詳細に出ているが、洋行直後の興奮は、この小山内との対談が生々しく伝えている。

左団次は、いわゆる演劇だけでなく、オペラ、レビューなど、時間の許す限り様々なジャンルの舞台を観ている。これらの観劇と役者との交流、演劇学校の訪問を通して様々なものを得ている。ここでは、帰国直後の左団次と小山内の対談で言及し、その後の自伝等でも再三触れた左団次にとって印象深かったエピソードをいくつか紹介したい。

フランス

まず、フランスでは、女優サラ・ベルナルル(Sarah Bernhardt、一八四四〜一九二三)に会っている。サラ・ベルナルルは、一八七

○年頃にはヨーロッパで名声を得ており、左団次が会った頃は大女優として君臨していた。ヨーロッパはもちろん、アメリカやオーストラリアまで世界ツアーをして、観客を呼べる役者であった。左団次らは彼女の出演した舞台を見た上で楽屋で取材をしている。この折に左団次を驚嘆させたのは、稽古日数であった。ベルナルは、イギリスの役者は稽古を六十日か七十日しかないから、イギリスの劇は荒削りだと評し、自分は稽古に大抵百五十日位を費やすと述べた。これを聞いた左団次は、「日本の役者の稽古などは、全まるで木材をその儘転がして置くのと同じ」だとし、西洋の役者がどれほど芸に熱心であるかを語っている⁽¹³⁾。

歌舞伎の場合、役者の訓練に長い年月をかけ、歌舞伎の動きを身につける。作品の中の登場人物の動きは、師匠や先輩役者の出演作品を舞台袖で盗み、例えば泣く演技一つとっても、シチュエーションにあわせた様々なバリエーションを身につける。また、再演が繰り返される作品は、台詞や段取りも訓練のプロセスで頭に入っている場合も多い。各々の作品の稽古は、これらの訓練で身につけた歌舞伎の動きや台詞回しを作品の解釈にあわせて調整をする。そのために、稽古日数はごく短い期間で初日を迎える。近代に入ってから、翻案物や新歌舞伎などこれまでの訓練で獲得した身体の動きや台詞まわしでは対応できない作品の上演が相次ぐが、一回の公演がこのような新作と再演を繰り返している作品とが混在した構成で、しかも

矢継ぎ早に次の公演をうつために、新作に十分な稽古の時間が割くことができなかつた。松葉はこのような状況を問題視し、改革の必要性を説いている⁽¹⁴⁾。

また、後年の左団次の自伝では、「日本には(何百年間の伝統を持った歌舞伎劇は別として)稽古を百五十日もしなければならぬやうな立派な骨組の芝居が無いのではあるまいかとも当時は思はせられた」と回顧している⁽¹⁵⁾。左団次が注目しているのは、単なる役者の芸の取り組みの姿勢だけでなく、立派な作品作りのための稽古であった。松居松葉も同様に感じていたようで、後年、洋行して演劇を学ぶ目的は「百日の準備を経た後に、はじめて初日を出す様な立派な芝居を上場する其手段を研究する」ためであると述べ、立派な芝居をつくるために十分な準備期間の必要性を力説している⁽¹⁶⁾。

ポート・サン・マルタン劇場では「ノートルダム・ド・パリ」を観劇し、左団次は、様式的な演技の幕切れに歌舞伎との共通点を見いだしている。ノートルダム大聖堂の副司教クロード・フロロが聖職者であるにもかかわらず、美しいジプシーの娘エスメラルダを口説くが拒まれ、エスメラルダを処刑する場面で、左団次は「坊さんのクロウド・フロロがエスメラルダを口説いて刎ねられた後、一睨み大きく睨んで引込む処などは大芝居でした」と述べている⁽¹⁷⁾。大芝居とは、劇場の規模を指すこともあるが、この場合は歌舞伎の演技内容を批評する言葉で、演技が大きい、迫力のある演技、特に、様式

的に形で見せる演技を指す。この左団次の発言を聞いた小山内が西洋の芝居は幕切れがいいと述べるのをうけて、左団次は「殆んど木（柀・筆者注）を打たぬばかりです。ちゃんと何処で幕を下すと云ふ型が極つて居るのです」と述べている。左団次は、フロロ役の役者の睨む芸に、歌舞伎の幕切れで、主役が大見得を切り、拍子木の音（柀の音）が入る場を思い浮かべている。すなわち様式的な演技が写実的な演技と矛盾なく併存していることを発見している。このことから左団次は自由劇場で上演するような現代演劇だけでなく、歌舞伎の舞台の可能性をも探っていたことが推察できる。

ドイツ

ドイツでは、左団次に先行してイギリス滞在していた松居松葉が知己を得たイギリスの俳優ビアボーム・トリーがドイツ公演に出演するので招待されていたために英国、ドイツの芝居関係者との交流で忙殺されるが、その一方で、表現主義の舞台に触れている。

ドイツ座ではマックス・ラインハルト演出で「ヴェニス商人」を観ている。ユダヤ系オーストリアの俳優、演出家、劇場経営者のマックス・ラインハルト (Max Reinhardt、一八七二～一九四三) は、印象派、象徴主義の演劇を上演し、照明デザイナーの革新や音楽や美術に特色がある。一九〇五年にドイツ座のマネージングディレクターとなり、一九〇六年にはドイツ座に小劇場を併設し小劇場運動

の先駆となる。左団次が観たラインハルトは、ちょうど自分が自由に芝居をつくることのできる環境を整えた時期であった。そして、一九〇六年にはヴェーデキントの「春のめざめ」の演出を手がけ、客席と舞台の間の境目をなくすなどの斬新な取り組みは、代表作の一つとなった。

この「春のめざめ」の再演を左団次は小劇場で観ている。ドイツ表現主義、不条理劇の先駆者といわれているヴェーデキント (Friedrich Wedekind、一八六四～一九一八) について、小山内は「おそらく今日本でエデキントの作を読んだ人は、森鷗外先生位なもんだらう。僕も先生の書いたもので、エデキントの名を知ったのだ」とあり、左団次に見せて貰った資料のタイトルの「春の眼覚め」と小山内が邦訳をつけている。左団次は、ラインハルトの演出の「春のめざめ」を観て紹介した最初期の日本人の一人といってもよいだろう。

また、同じ小劇場では、メーテルリンクの「アグラヴェーヌとセリセット」をゴードン・クレイグが手がけた舞台美術で観ている。ゴードン・クレイグ (Gordon Craig、1872～1966) が一九一一年にモスクワ芸術座で試みた斬新なハムレットの舞台装置は演劇史でも重要とされている。左団次も、クレイグの舞台の様子を細やかに記憶し、小山内に伝えている。

一切背景の絵を用ゐず、総て種々な布をぶら下げただけで、その景色を彷彿させるのです。例へば森の景などでは、緑色をした天鵞絨の濃いのが淡いのを巧みに配合してぶら下げて、その奥の方に強い電気の光りを只た一つ点けると云ふやうな事をするのです⁽¹⁹⁾

このようなドイツの新しい演劇に触れ、大いに触発されながらも、表現主義の演劇が本格的に日本に取り入れられるのは、大正の後半、築地小劇場になってからで、当時の左団次が注目したのは小劇場の観客の態度や、対話劇の迫力であった。

ドイツの小劇場の観客は、一幕中の好い処が来ても、幕が閉まっても、芝居が終わっても拍手をせず、幕間にも決して高い声では話をせず、「黙つて来て、静かに見て、黙つて帰る」のが不思議であったとしてゐる。後年、「(ドイツの)観客の真摯な態度を見た時には「かべす」と称して菓子と弁当と寿司とを頬張りながら、盃の献酬をしながら、座布団に落ちた煙草の焼焦しを揉み消しながら、下足札で櫛の仕切を叩きながら見物してゐる日本の観客が不思議のやうにさへ思はれてきた」と述懐してゐる。左団次は、新しい演劇の試みのためには、サラ・ベルナルに触発された十分に時間をかけて準備した舞台作りだけでなく、観客を育てることの必要性も感じたのではないだろうか。

ドイツで観たレッティング座の「社会の柱」(イプセン)、「夜の宿」(ゴリキ)については、「当時の我々にとつては全く驚異とも云ふべき殆ど対話ばかりの芝居であつたが、然も些かも飽きるといふことは無く、其迫力にたゞ心から打たれたのであつた」と後年述べてゐる。対話劇について、西洋の役者は、言葉のわからない左団次でさえ「厭きずに見て居られるほど巧く演ずるだけの技量がある」とのべ、説得力のある台詞劇を演じる役者の表現術への関心を示している。

イギリス

イギリスにおいては、滞在時期がシェイクスピア祭と重なり、シェイクスピアの作品を多く見ている。また、ハウプトマンの「沈鐘」や、バーナード・ショーの「運命の人」地獄におけるドン・ファン(「人と超人」の三幕目のアダプテーション)など精力的な観劇の間に、演劇人との交流も盛んである。

イギリスでは、名優ピアボーム・トリーが一九〇四年に設立した演劇学校に約三週間通い、表情術、発声法を特に学んだ。様々な学科があるうち、限られた滞在期間にこの二つを学ぶことをすすめたのも、松居松葉であった。松葉によれば、左団次は帰国間際には「技量の非凡なのに一驚」するほどに進歩したという。また、左団次によればその他に聞きたいこともあつて表情術の教師の処へも

いったとある。⁽²⁶⁾ その具体的な内容は記されていないが、左団次の没後に出版された松居松葉の息子、松居桃楼による『市川左団次』には、左団次が俳優学校の経験で最も印象的だったのは、デルサルトの俳優術の定義であったとしている。デルサルト (François Delaporte、一八一〇―一八七二) は、フランスの音楽・舞踊教師で、デルサルトのメソッドは、イサドラ・ダンカンやテッド・シヨーンなどの舞踊家に影響を与えたといわれている。左団次は、デルサルトのメソッドをフランスで修行したアールという女性の教師から表情術を学んでおり、デルサルトの俳優術の定義もアール女史から学んでいる。アール女史は、胸につけていた一輪の薔薇の花に例えて説明したという。松居桃楼による『市川左団次』には次のように記されている。⁽²⁷⁾

「この花を見て、先づ第一に美しいと云ふ事を感じる事が出来なかつたら、あなたは詩を感じる事の出来ない人であるから今後いくら勉強をしても、とても立派な芸術家にはなれません。今直ぐにも芸術家をおやめなさい。然し此花を見て瞬間に美しいと感じたからといってそれで芸術家となり得る資格が充分あると云ふのではありません。薔薇の花を見て『美しい』と感じた其喜びを己一人のものとしずに、やがて第三者に其喜びを伝へずにはゐられない情熱があつてこそ、始めて芸術家と云ひ得

るのです。其『美しい』という感じを線や色で紙に写せば絵画となり、音で表はせば音楽となり、文字で現せば文学となります。其場合大切な事は薔薇の花の『美しさ』を如何に有りの儘に第三者に伝へるか云ふ事で、決して薔薇の花の形や色彩を其の儘写すと云ふ事ではないのです。

さて、一輪の薔薇の花によつて感じた喜びは『美しい』と云ふ短い言葉でも現はせるかも知れないが、人生と云ふ極めて大きな極めて複雑なものを観察して其處から、何ものかを感じ得て、更に其感じ得た事を広く一般の人々にも伝へようとなるとどうしても長い／＼論文や詩や小説や或ひは演劇と云ふ形式が必要となつてくるのです。従つて、立派な俳優にならうとするのには、先づ第一に人生を正しく理解する事です。さうして、第二に其理解し得た事を正しく観客に理解させんとする情熱を持つ事です。そこまで来て始めて、俳優には其己れの心を観客に正しく伝へる技術が必要になつて来ます。それが、これから教へる表情術なのです。

それ故どんなに技術が上達しても、観客に伝へるべき、根本の精神が出来てゐない俳優は、絶対に芸術家と呼ぶ事は出来ないのです。俳優にとつて一番大切な事は其の人の技術ではありません、精神です。」

アール女史は更に聖書の中にある「野の百合は如何にして育

つか思へ、勞せず、紡がざるなり。然れど我なんぢらに告ぐ、
 榮華を極めたるソロモンだに、その服装この花の一つにも及か
 ざりき、今日ありて明日に爐に投げ入れらる、野の草をも神は
 かく装ひ給へば、まして汝らをや」と云ふキリストの言葉を引
 いて、一輪の花と雖も、それを、よくつきつめて考へるならば、
 其中には宇宙の真理がかくされてあるのだ。それを発見して第
 三者に伝へるのが芸術の役目である。と説明をしてくれた。

少年時代から俳句に凝つてゐた左団次は、このアール女史の
 言はんとする「一輪の花の美しさ」と芭蕉の「山路来てなにや
 らゆかし葦草」と同じ精神である事が直ちに理解された。さう
 して今までの迷ひが一時に解けたような心持ちがした。自分は
 人生から如何に感ずればよいのか、さうしてそれを如何に第三
 者に伝へればよいのか、彼は何もかも分つたような気がした。
 いや、やがて分かる鍵が手に入つたやうな気がした。

本書は、どこまでが左団次の回顧で、どこまでが松居桃楼（一九一
 ○～一九九四）の解釈かを見極めるのが難しく慎重を要する資料で
 あるが、アール女史が語る「一輪の花と雖も、それを、よくつきつ
 めて考へるならば、其中には宇宙の真理がかくされてある」の説明
 は、北村透谷の「内部生命論」（一八九三）の冒頭にある「一輪の
 花も詳つまひろに之を察すれば、万古の思あるべし」に呼応する。鈴木貞

美によれば、北村透谷の「内部生命論」は、国際的にも大潮流と
 なつた大正生命主義の先駆けであつたとする。²⁸ なお、松葉が帰国後
 の明治四十年に『報知新聞』に発表した演劇学校関連の記事には、
 アール女史の表情法は「心理的から割出された所謂三位一体説で東
 洋哲学の感化を受けた所もあります」とある。²⁹ また同じ時期に『萬
 朝報』に連載した記事には次のようなものがある。

一体演劇は宇宙をさながらに小さくして舞台の上に活現するも
 ので、劇術は其宇宙の姿を極めて明晰に人の心に印しつくる方
 法である。（中略）芸術家が自然を写し人世を現はすには、神
 の目に宿つた様な明かな觀察みかたをせねばならぬ、出来るだけ深
 く、出来るだけ広く、出来るだけ公平に、又出来るだけ分量な
 る同情を以て、透視し、洞察した上に、それを強く明かに現は
 す事が大切な事だ。殊に舞台に於ては、自然や人情やを時間的
 に將空間はた的に割合に大きく長く表現する場合が多いから、筆や
 紙やカンバスやをつかつて、細かく刻んだ時処を小さく写す場
 合よりも、もつと強く、明るく現はす事が必要だ。

と、云つたら、或は自然よりも一厘一毛でも強く、明かに現
 はしたら、もうそれは自然の真正の佛では無い、いや寧ろ偽の
 自然だと云うかもしらぬ

としている。そして、『萬朝報』の松葉の記事が連載されている同じ時期に連載された、自然主義、新自然主義の記事にも言及している。そして、自然を表現する具体例として、アメリカでナイアガラの滝をみた時はその壮観に呆然としてしまったが、地元の人に鏡に映して滝を見せられた時に、滝の姿が明らかに現れたことををあげ⁽³⁰⁾る。左団次が芭蕉の句を思い浮かべてこれを理解したとする松居桃楼の分析は、この時期の思潮と連動するもだといえよう⁽³¹⁾。

イギリスのあと、松葉と左団次はアメリカを経て帰国するが、左団次はあまりアメリカは気に入らなかつたと述べている⁽³²⁾。

なおこの旅で買収求めた照明器具は、帰国後に大いに活用することになる。

以上、みてきたように、左団次は、松居松葉に叱咤激励され、強行軍の日程でフランス、ドイツ、イギリスを駆けめぐり、西欧の演劇を感じてきた。マルセイユで再会してからパリまでの汽車の中で、夜中の二時まで他の客に叱られるほど語り合った二人はこの旅の間に問題意識を共有し、帰国後すぐに歌舞伎の改革に取り組んだ。次章では、帰朝公演で着手した左団次の歌舞伎の改革のいくつかを取り上げる。

三 帰朝公演での改革

明治四十年八月に帰国した左団次は、翌明治四十一年（一九〇八）一月に、帰朝第一回公演をうつ。その時の演目は、松居松葉作「袈裟と盛遠」三幕、坪内逍遙訳「ヴェニス商人」一幕、「三国無双奴請状」一幕、「藤」「元禄踊」の舞踊劇であった。

演劇文化の交流史をみると、西欧の演劇人が東洋の演劇に触れたからといって、すぐに日本人が考える歌舞伎の真髓が受容されたわけではない。左団次の場合も、ドイツの表現主義を観てきたからと言って、純歌舞伎や新歌舞伎、翻訳物に表現主義をすぐさま取り入れたわけではなかつた。帰国後に、まず左団次が取り組んだのは、女優の養成や劇場の改革であった。これらの改革は明治初期から試みられてきたものであるが、左団次があえてこの時に取り組んだ狙いはどこにあったのだろうか。

女優の養成

女優に関しては、帰国後第一回の上演、「袈裟と盛遠」に九代目団十郎の長女市川翠扇、団十郎の姪河原崎紫扇を、「ヴェニス商人」に団十郎の次女市川旭梅と左団次の妹の市川松蔦を使う。

明治以降、貞奴や松井須磨子を見るまでもなく、女優の養成は常に議論された課題で、左団次が新しく取り組んだものではない。九

代目団十郎も歌舞伎に女優を導入することを試みていた。⁽³⁴⁾ 左団次の場合は、左団次が抱える問題と切実な関係があった。訪欧前の左団次は、江戸時代以来の演目はあまり得意ではなく、翻訳物や近松の復活上演に活路を見いだそうとしていた。そのような作品を上演するときに、女の登場人物を如何に表現するかが課題となっていたと思われる。それが、帰国直後の小山内との対談で語った左団次の女優論である。

これからの劇に出て来る女は、昔の芝居に出て来るやうな女と違つて、感情の激しいものだらうと思ひます。例へば女の怒る場合とします、これを実際の女がやつても、男のやうになるのが普通です、併しこれが実際の女だと思へば、その男のやうに暴れ狂ふ処に却て激しい感情を汲取る事が出来ますが、若しこれが男の扮した女だとすると、斯う云う場合になつて、元の男を丸出しにして終つたやうな気がして、何だか変な気持がするだらうと思ひます。男が女に扮しますと、絶えず『女になる』と云ふ事に注意してゐなければなりませんから、自然思ひ切つて激しい感情を表はす事が出来なくなるだらうと思ひます。⁽³⁵⁾

左団次は、ヨーロッパでの体験を経て、男の肉体で女を表現する歌

舞伎の女形の限界を見いだす。このことは、一緒に旅をした松居松葉も問題意識を同じくしてた。松居松葉は、大正二年に新派の俳優とともに立ち上げた公衆演劇の第一回公演「エレクトラ」の上演時、新派の女形である河合武雄を起用した。その理由は、「西洋女優の現はす様な、昂奮し切つた、狂烈な感情の発現」は日本の女優ではまだ出来ないとしている。⁽³⁶⁾ 左団次も松葉も女性の激しい感情を表出させる方法を模索していた。これは、西欧の演劇では女優が活躍しているから日本にも導入するという形式の問題ではなく、女の登場人物をどのように舞台で表現するかを考えたと思われる。従来 of 女優研究では、貞奴、松井須磨子などに偏る傾向があるが、このような左団次や松葉の試みも含めて検討すべきだろう。

左団次と松葉が訪欧から帰国する直前の明治四十年八月号『歌舞伎』には、「サラ・ベルナルの『トスカ』観劇談」が紹介されている。⁽³⁷⁾ 五十歳前後のサラ・ベルナル扮するトスカが、序幕で恋する可憐な乙女を演じ、二幕目の拷問の場では、なぶられながら拷問を受け、激しい怒りを含んだ演技をしたことが紹介されている。既に紹介したように、松葉と左団次はサラ・ベルナルに会っている。ベルナルに関して左団次の芸談では、稽古日数への言及だけであるが、稽古日数を十分にかけた女の登場人物の役作りという視点も含まれていたと思う。

このような松葉や左団次の感情の表現の探求は、女の登場人物に

限定したものではないと思われる。また、女の激しい感情のみならず、歌舞伎の女形、新派の女形、そして松葉にとっては使いづらいう日本の女優らの様式的な演技ではない、新たな表現方法を模索していたと思う。それが次に述べるイギリスの演劇学校で学んだ表情術や発声法の導入である。

西欧の手法を導入した舞台づくり

左団次と松葉は帰国後第一回の公演のために五ヶ月の準備期間を設けた。左団次は昭和三年（一九二八）にソ連公演をしたが、帰国後一ヶ月で幕を開けている。今回の帰朝公演にこれだけの日数をかけたのは、フランス女優サラ・ベルナルの話を聞いていたからだ。

そして、稽古にあたっては、歌舞伎役者たちにデルサルト式の劇術を教えた⁽³⁸⁾。これは、イギリスの演劇学校で左団次自身が学んだことの実践である。

また、松葉は帰朝公演「袈裟と盛遠」の脚本のみならず、演出家としても関わった。松葉は、左団次の帰朝公演で見物を一番喜ばせるであろう道具や照明の使い方まで劇作家の「文学者先生方」に担わせるような無礼なことではできないから、自分自身が道具や照明、役者、脚本の調和をさせる「西洋のステージ、マネージャア」になるとしている⁽³⁹⁾。当時、西欧においても、座頭格の役者がアクター・

マネージャアとして、舞台上の統率を行った。やがて、舞台の演出が複雑になったため、アクター・マネージャアの意向を受けて、それをスタッフに伝え、形にしていくステージマネージャアが誕生する。松葉と左団次がドイツで観た斬新な演出を手がけたゴードン・クレイグは、演出家に関する演劇理論で日本の演劇界に影響を与えたが、彼の代表的な演劇論『劇芸術論』が発表されたのが一九〇五年（明治三十八）で、左団次がヨーロッパに旅立つ一年前のことである。クレイグの理論が日本に紹介されたのは、奇しくも松葉と左団次がドイツに滞在していた明治四十年の四月で、次いで同年八月小山内薫が「演劇美術問答」で紹介している⁽⁴⁰⁾。左団次の帰朝公演は、このような演出家に関する西欧の最新の理論を実践にうつしたものであった。左団次は演出家について、一流の俳優だからこそ、演出家の指示に従う第一人者になるべきだと言っている⁽⁴¹⁾。

このように演出家の存在が重要なのは、作品の多様な解釈、女優の養成でもみたような役者の多様な表現、そして様々な舞台装置の方法、これらの中から一つを選び取って調和のとれた舞台作りを左団次や松葉が目指していたからである。帰朝公演の「ヴェニスの人」を小山内は「独逸式なシャイロックの科学的な演出法」と評している⁽⁴²⁾。松葉は、「ヴェニスの商人」の演出にあたって、訪欧中に観た四つの演出を検討している⁽⁴³⁾。ロンドンのペンソン一座（これは先行して渡欧した松葉のみ観劇）、ベルリンのマックス・ラインハル

ト演出の舞台、ロンドンのチャーレス・フライ一座、同じくロンドンのフラム座のウィリアム・ポエル演出の舞台である。左団次も複数の演出を取り入れたが、中でもラインハルトの型を採用した。

ここで留意しておかねばならないのは、左団次がラインハルトの演出だけでなく複数の演出を取り入れたことだ。演劇の場合、観客の性質を想定し、客の入りを考慮しながら作品を作り上げる。興行的に失敗する可能性がある場合は、回避することもある。斬新な演出を取り入れた実験が失敗したら、次の公演では、いくらいい方法と思っても取り入れないこともある。演劇における新しい試みは、役者の訓練や演出家の工夫といった作り手の取り組みだけでなく観客を育てるといっても重要なプロセスである。ラインハルトの小劇場で静かに観劇する観客は、そのような新しい演劇を鑑賞する観客が育っていたと左団次は感じていただろう。帰朝公演では、成否はともかく、左団次は当時の明治座に足を運ぶ観客を想定しながら、現実的な演出を模索していたと思われる。

劇場の装置の改革

松葉と左団次は、劇場の装置にも改革を試みた。松葉は、左団次に先行してイギリスに渡っており、ロンドンから劇場の改革案の記事を『萬朝報』に連載しており、帰国後それらのプランを実現すべく左団次と相談しながら取り組んだ。『左団次芸談』⁶⁵によれば、舞

台への出入口を両開きにしたのは、観客の便宜だけでなく、演技中の防音のためでもあった。これで思い出されるのは、左団次が見たドイツの観客の静かな観劇態度である。日本の観客を育てる試みは劇場の構造の変化でも実践されたのだ。

また照明については、「一萬六千燭を出し得る電燈」や、左団次が洋行中に買い求めたライムライトを日本で初めて導入した。劇場の照明の改革は、明治十一年（一八七八）開場の新富座のガス灯や、明治二十二年開場の歌舞伎座の電灯によって、江戸時代以来の和蠟燭のみの薄暗い照明に比べて格段の変化をもたらした。左団次の場合、さらに明るい照明を用いた目的は「必要に応じ俳優の表情を明かにする」ためであった。新しい物好きで西欧の道具を取り入れたのではなく、イギリスの演劇学校で身につけた表現方法や、女優の採用を促したような豊かな感情表現を、最大限に生かす舞台装置の改革を狙ったものと思われる。

このような劇場や舞台装置の改革は、二代目左団次が最初ではない。九代目市川団十郎の演劇改良運動以来、取り組まれてきたものだ。左団次の父も、明治三十七年一月の「後藤又兵衛」の背景画を洋画家山本芳翠（一八五〇～一九〇六）に依頼し、白馬会のメンバーを助手として、江戸初期から代々歌舞伎の大道具を担当してきた長谷川大道具と考証しながら制作した。この背景の前でのツケ（効果音）なし、合方（伴奏）なしのキビキビした立ち回りを見せて好評

を得ている。大道具の変化は演出の変化でもあるのだ。

左団次の改革も翻案物のためだけではなく、「舞台は歌舞伎劇にも、新しいものにも向くやうに」とあるように、歌舞伎の上演も念頭にいられたものであった。従って、大道具の改革もアメリカの舞台に詳しい北村金次郎が担当するが、伝統的な大道具師の長谷川勘兵衛の了解をとった上での改革であった。

劇場や舞台装置の改革は、ドイツで体験したゴードン・クレイグの斬新な舞台装置を性急に取り入れて歌舞伎を上演したわけではない。歌舞伎というジャンルを保持した中で、左団次が目指す演劇に必要なだけの変化を加えたのである。

劇場運営の改革

左団次が、帰国後にもう一つ取り組んだのは、劇場の運営方法の改革である。その象徴的なのが、茶屋制度を廃止して、入場券を購入する制度を採用したことである。これまで、座席の手配から観劇中の茶や食事の世話などは茶屋や出方でかたが担っていた。この茶屋制度の廃止は、明治十九年（一八八六）発足の演劇改良会でも提言されている。しかし、左団次の時代まで茶屋制度が残ったのは、このシステムがビジネスとして成り立っていたためで、安易に変更を加えることができなかったのである。左団次の場合も、この茶屋制度に着手をしたことが原因で、第一回帰朝公演は妨害にあい、公演の続

行が不可能になる。これによって、左団次自身の劇界における信用は失墜し、この不評が原因で、左団次を叱咤激励、応援し続けた松居松葉も一時劇界から身をのくという痛手を負った。

茶屋制度が廃止され入場券制が定着するのは、左団次の帰朝公演の三年後、明治四十四年の帝国劇場からである。茶屋制度の廃止に関しては、演劇改良会や帝国劇場に言及される事が多い。演劇改良会のメンバー伊藤博文、西園寺公望、洪沢栄一らが、同じく帝国劇場設立の発起人に加わっているためだろう。その目的は演劇文化の質的向上として風俗面の改革に注目される傾向がある⁽⁴⁶⁾。しかし、左団次が目指していたのは、劇場の出入口を両開きのドアにしたのと同様、左団次の実験的な舞台を受け止めることができる観客を育てることが狙いであったと思う。入場券制度を導入することによって、それまでの茶屋や出方に支払っていたパンフレット（番付や筋書）や観劇に使用する下足、茶、火鉢、蒲団、茶代祝儀を無料にしている⁽⁴⁷⁾。これによって、観劇料は安くなった。これは、松葉がロンドン滞在中から『萬朝報』に書き送った「帝国大劇場に就いて開語」⁽⁴⁸⁾で、観劇料について欧州の主要劇場と東京の劇場を比較し、最下等の席料の引き下げを提案していることと連動したものと思われる。左団次の帰朝公演で食堂を設けて観客席の飲酒飲食をやめさせたのも、品位向上や衛生面の問題だけではなく、ドイツの観客に比べて騒々しい日本の観劇態度を劇場運営の制度面から改革を試みたものと思

るべきだろう。左団次は、「私は決して茶屋出方を愛さぬのではなかつた。然し、それよりも、演劇を愛すること、更に一層大なるものがあつたからであつた」と述べ、「演劇の改善」「演劇振興」の為に涙をのんで敢えて取り組んだと回顧している。⁴⁹

このように、より安く、より多くの人に、自分たちが取り組む新しい演劇を開放するという左団次や松葉の試みは、やがて、左団次の大正十一年（一九二二）の京都知恩院の野外劇や昭和十三年（一九三八）の東京劇場の入場料の低減に繋がっていくものだ。

帰朝公演の改革は、左団次の業績の中では失敗として位置づけられている。責任をとって劇界から遠ざかつた松葉は、坪内逍遙らに呼び戻され、文芸協会演劇研究所で、欧州演劇研究の成果である表情術や発声法を指導したり、帝国劇場に関わり、晩年は、新派、映画など様々な分野に乗り出した。松葉は左団次との関係を解消したのではなく、その後も密接な関係があり、大正十年（一九二一）に左団次のブレーンである七草会が発足した時にも、小山内薫や永井荷風らとともに名前を連ねている。舞台の準備に充分時間をかける必要性や、女性の登場人物の表現について松葉と左団次がそれぞれに書き残したように、新しい演劇を試みるための問題意識を二人は共有していた。この帰朝公演をきっかけに松葉と左団次の歩む道が異なっても、訪欧によってわかちあつた志は形を変えて実を結んで

いった。

左団次の劇場や舞台の装置のハード面、劇場運営のソフト面において改革が可能だったのは、左団次が明治座の劇場主だったからだ。それが、九代目団十郎とも、新劇の父小山内薫とも違うところだ。まさに、日本のラインハルトといえよう。

演劇は、製作に大勢の人々が関わり、観客の存在も大きいために、変化を起こすには時間がかかる。左団次の場合も、女優や製作方法、劇場や舞台の装置、劇場の経営方法も、表現主義演劇、自然主義演劇といった区分を意識して導入したといよりは、当時の劇場をあまねくみて知り得たものを、日本のシステムに取り入れようとしたのである。

このような左団次の改革は、伝統的な歌舞伎演目の「鳴神」の復活上演とどのように関わるのか次章で検討する。

四 「鳴神」の復活上演

古典の復活と対話劇の魅力

左団次は、明治四十三年（一九一〇）五月「鳴神」の復活上演の前年、明治四十二年九月に歌舞伎十八番の「毛抜」を復活上演させて成功している。第一章で述べたように、「鳴神」「毛抜」はともに、二代目市川団十郎が上演した「雷神不動北山桜」から生まれた演目である。

「毛抜」には、悪家老が天井に磁石を隠して姫の髪を逆立てるという趣向がある。小山内薫は大正十一年の「毛抜」の研究⁽⁵⁰⁾で、本作に「ノンセンスな奇抜」を見、スペクタクル性にゴードン・クレイグの影を見いだしている。大正十一年の小山内は表現主義への関心を高めていた時期であり、その視点からの分析である。

左団次も訪欧中にクレイグの舞台を観ているが、明治四十二年の左団次が古典を復活したのは、表現主義の視点から古典を再評価したというよりは、脚本に興味を持ったためと思われる。左団次が「毛抜」の復活を思いついたのは、「不図した書見の折」に「毛抜」の梗概を読んで筋の面白さに引きつけられたとある。「何時かは十分の研究と工夫を凝らして練った上、一度は上場して見たいと云う感念」を抱いていたとある。

左団次は「毛抜」の復活上演にとりかかるために台本を研究すると、十八番物なので幾分か荒事を加味しているだろうとの予想に反して、「殆ど今の世話物」同様に書かれていて、他の歌舞伎十八番物の「暫」や「助六」のように不自然な筋がないことに気づく⁽⁵¹⁾。左団次がいうところの「世話物」とは、武家世界を扱った歴史物語の時代物に対する、近松門左衛門の「曾根崎心中」といった町人物を指すのではない。左団次は「毛抜」を「暫」「助六」と比較していることから、演技方法として様式性を重んじる「時代物」に対して、写実的な演技をする「世話物」を指しているのだ。「毛抜」や「鳴神」

のもととなった「雷神不動北山桜」は、上方のお家騒動物の展開ですめられており、内容は武士の世界を描いた時代物である。これに写実的な「世話物」性を見いだしているのは、近世期における江戸と大坂の戯曲の性質の違いにある。江戸は「大時代」（現代離れして古風な作風）、大坂は「義理」（理屈）を好む土地柄と評されてきた⁽⁵²⁾。上方で初演された「雷神不動北山桜」から生まれた「毛抜」は、不自然な筋であっても見立ての面白さや様式性を楽しむ江戸の戯曲ではなく、理屈くさい戯曲展開の上方戯曲の特色が色濃く表れた作品だったのだ。ここで思い出すのが、訪欧前の左団次の評価である。左団次は様式性を重んじる「型物」が不得手であった。それ故に、新歌舞伎や翻訳物に新機軸を見いだしていた。近松物の研究上演も新歌舞伎の一種といえよう。「毛抜」の脚本を手にとった時、思い浮かべたのは新歌舞伎としての再生ではなかったか。左団次は「毛抜」の台本をいわゆる局外者の岡鬼太郎に依頼している。

このような経緯で復活した「毛抜」が好評を得て、左団次は「毛抜」と同じく「雷神不動北山桜」から生まれた「鳴神」に取り組む。

「鳴神」の舞台は、鳴神上人の二人の弟子の俗っぽい滑稽な対話から劇が始まる。そこへ、女色によって鳴神上人を墮落させるために朝廷より送り込まれた雲の絶間姫が登場する。雲の絶間姫は亡き夫との恋物語を聞かせる（仕方咄^{しかたばな}）。ここでは、鳴神上人や二人の弟子との軽妙な会話のやりとりがある。雲の絶間姫の仕方咄に引き

込まれて鳴神上人は戒壇から転げ落ちて気を失う。ここから、雲の絶間姫が鳴神上人に口うつしで水を飲ませる、鳴神上人が雲の絶間姫の体に触れる、夫婦の盃事にこと寄せて上人を酒で盛潰すなどの肉感的な場面が展開する。雲の絶間姫の仕方咄や、肉感的な場面をつなぐ対話の場面は作品の見どころの一つだ。大正期に小山内薫は、

原始的な科白劇くわくげきとして『鳴神』は殆ど完全に近い内容形式を備へてゐる。

日本の歌舞伎劇の一大特色であり一大特徴である舞踊的な要素（この場合では、その一種である荒事）が、この場合では、出来るだけ縮減せられてゐて、その余り著しい特色でない対話的要素が、出来るだけ拡大せられてゐる。（中略）

十八番の中でも、この「鳴神」は、特に対話的生命に富んでゐる⑤

と評価している。対話劇については、訪欧からの帰国直後の左団次と小山内との対談で、ドイツで観た舞台は対話を中心でありながら観客を飽きさせない説得力と迫力のある表現に驚いたことを伝えている。様式的な「型物」で評価を得ることができなかった左団次は、純歌舞伎狂言の中でも、近代的な新歌舞伎や翻訳物に通底する「鳴神」を選び取ったのだと思う。

歌舞伎の様式性との調和

「鳴神」は写実的な対話劇に魅力があるが、作品の結末は、雲の絶間姫に裏切られた怒りを表現する様式的な荒事の芸を見せて幕切れとなる。怒り狂った鳴神上人は、戒壇の柱にとりつく「柱巻の見得」をきり、雲の絶間姫を追いかけて六法をふんで花道をひっこむ。左団次はこの様式的な演技も徹底的に研究と工夫を重ねる。⑥左団次にとって、写実的な演技と様式的な演技は矛盾はない。

写実的な演技と様式的な演技の調和は、第二章で触れた左団次が訪欧で見た「ノートルダム・ド・パリ」の聖職者クロード・フロロの幕切れの「大芝居」な演技から獲得したものと思われる。左団次が大正八年（一九一九）に二度目の「鳴神」を上演した時にも、鳴神上人が雲の絶間姫によって墮落する場面から、ジプシーの女エスメラルダに恋をする聖職者クロード・フロロを思い出している。そして、クロード・フロロが女の手をとって、顔を覆っている頭巾を脱いで「グツと女の顔を凝視みつめします。こゝなどは随分大時代で、日本の芝居ゆきぢの演法ゆきぢと同じことです。外国あいちの芝居にも恸う云つた時代な物もあるのですね」と述べている。⑦さらに、この時の演出ではせり上げを使っていることにも触れている。鳴神上人の「柱巻」の見得のために衣装や舞台装置も含めた演出の工夫に重なる。そして、松居松葉は「ノートルダム・ド・パリ」を観て「日本のセカイなほに翻案なほしてみた」と言っていたとしている。左団次の「鳴神」の復活上演

は、「ノートルダム・ド・パリ」の翻案のつもりで取り組んでいたとも言える。

左団次は、復活にあたって鳴神上人の役とは「腹は近代で、科は^{しご}大昔の風を失はないようにするのが為所だらうと思います」としている。⁽⁸⁸⁾「腹」とは、登場人物の性格や心理のことで、「肚」とも表記し、「性根」ともいう。左団次は、様式性にも魅力のある歌舞伎というジャンルを保持しながら、その中で近代的な解釈を加え、その解釈に調和した歌舞伎としての演出の変更を試みたのだ。

鳴神上人の墮落と自然主義

左団次は、「毛拔」や「鳴神」を復活して演じるにあたり、台本を読み込み、登場人物の性格を分析し、演出を工夫している。

「鳴神」で参考にしたのは、二代目団十郎が上方で「雷神不動北山桜」として上演した時の台本が明治二十七年の『歌舞伎新報』に連載されたものをベースに、「鳴神」など歌舞伎十八番を制定した七代目団十郎の台本と、近世期に最後に「鳴神」を上演した八代目団十郎の台本である。⁽⁸⁹⁾演出の様々な可能性からどれを採用すべきか、左団次は「劇通諸士」を集めて「鳴神会」を催した。「鳴神会」では、音楽、舞台装置、衣装の検討や鳴神上人の性格を分析している。このようなブレーンを持つことは、左団次が初めてではなく、九代目団十郎の「求古会」があり、初代左団次も新演出には歌舞伎

界の外へ意見を求めた。左団次の特色は、第三章でみたように演出家に対する姿勢である。純歌舞伎の演目については左団次が演出家の役割を担っていたと思われるが、役者の動き以外の様々な演出の要素の決定を下すときには、ブレーンの意見に真摯に耳を傾けたと思われる。

鳴神上人の演技については、「鳴神会」では、思い切って色っぽく演じるべきとする意見と、最初は凄味で後に絶間姫の艶なものにみとれ、壇上を落ちる頃から気の変ったほうがよいという意見に別れ、左団次は後者の意見を採用したという。⁽⁹⁰⁾最終的に、左団次は鳴神上人を次のように解釈した。

さて上人の性格ですが、或人は色つぽく演つた方が好いと言はれましたが、私は極く凄^やい人にして演つてゐると云うのは、自分が此の脚本を読んだ時の感じは、絶間其の人に惚れるのではないのだらうし、美人を見たから目だけで墮落するのではないのだらう。つまり女の話の中に、精神的に墮落するのだらうと思つたのです。

元来此の上人は、最早行中の人でなく、既に竜神を封じ籠めであるのだから、女を初めて見た時は、一種の興、謂はゞ好奇心に駆られて、一つ話を聞いてみようと思つて、聞いてゐる中に段々肉欲を請求するようになった(中略)だから今の自然主義

―肉から来た墮落―と思つて演つてゐるのです。⁽⁶¹⁾

既に述べたように左団次は鳴神上人の「腹は近代」としており、その近代が「今の自然主義」である。この自然主義を表現した「鳴神」の場面として、左団次は、雲の絶間姫の仕方咄の場面を挙げてゐる。

雲の絶間姫は、今は亡き夫との馴れ初めの咄をする。『古今集』の業平の歌をもらつたことを鳴神上人に語る時、歌の下の句が思い出せないでいると、鳴神上人が下の句を言い当て、さらに姫に話の続きを「シテシテどふじゃ」と促す場面がある。八代目団十郎は、ここで思わず数珠を取り落とすとト書きにある。左団次の場合は、雲の絶間姫に惚れるのではなく、話を聞きながら精神的に墮落すると解釈している。ここでは、経机を引き寄せて頬杖をつく形をとっている。左団次の弟子市川莚升から鳴神の型（演出）を学んだ二代目尾上松録は、ここは実際に肘を突いてリアルに演じた。二代目左団次の復活上演の後、十一代目市川団十郎が「鳴神」を手がけたときは、八代目団十郎のように数珠を落とすのではなく、左団次の経机に肘をつく型を用いながら、肘をつく時には肘を浮かせた歌舞伎十八番風な様式的な形であつたといふ。⁽⁶²⁾ 左団次の写実的な演技は近世期の台本を参考にしながら、そこに近代の息吹を吹き込んだのであつた。

この左団次の試みは劇評家にも汲み取ることが出来たようで、伊原青々園は『歌舞伎』の劇評で、「鳴神といふ僧が女の肉に触れて墮落するといふ筋で今日文壇で、はやる自然派と同じ的を狙つた所がある」と評している。⁽⁶³⁾

自然主義とは、現在の事典類では、田山花袋の『蒲団』（一九〇七）を代表作として「現実を直視して、醜悪なものを避けず理想化を行なわないで描写」と説明されることが多い。確かに、左団次は自然主義を「肉から来た墮落」とし、青々園も「女の肉に触れて墮落する」一点が文壇ではやる自然派と同じであるとしている。

しかし、鈴木貞美は、この頃の「自然主義」の指す内容は、多義的で、ヨーロッパで自然主義が神秘主義、象徴主義へと変容していくプロセスも汲んで受け入れられたことを指摘する。そして、この時期に自然主義論を展開した島村抱月も、「あるがままの現実」を「全的存在の意義」の象徴として観る象徴主義を受容していたことを指摘する。⁽⁶⁴⁾ また、鳴神上人の墮落の原因を「肉」と表現しているが、このことも鈴木が指摘する、日露戦争後に総合雑誌や文芸雑誌に「肉情」「獣欲」「肉欲」「肉感」などの語が飛び交い、人間の本性を盡か肉かといふ二者選択の図式で闘わせていた時代と一致する。⁽⁶⁵⁾

左団次の「鳴神」の『演芸画報』の劇評では、二代目団十郎が十八世紀中期の上方で上演した時に好評を得たことに触れたのち、こ

の作品は「何となく『永久の生命』」が感じ取ることができると評する。そして、「鳴神」を、国家的権威（朝廷）と、宗教的権威（鳴神上人）との争闘と見、鳴神上人が竜神封じ込めに成功し勝利の声をあげた宗教的権威を、雲の絶間姫の肉の威力で破壊した作品であると分析し、「痛切なる肉の前には、何物の権威もない。つまり本能の力の怖ろしさを説いたものとして観る事が出来やう」と述べる。この『演芸画報』の劇評は、鈴木が指摘するこの時期の自然主義の多義性や霊か肉かという当時の文壇の議論から生まれたとみることが出来る。

左団次自身は、このような文壇の議論を受け止めた上で、鳴神上人の墮落を「自然主義」として演じていたのだろうか。

訪欧中の左団次は、イギリスの演劇学校でデルサルトの俳優術の定義を知る。一輪のバラの花に宇宙の真理を見いだし、人生を正しく理解し、それを観客に伝えるという、演劇における身体表現の真髓を、芭蕉の句になぞらえて理解する。また、松居松葉は、帰国した年にデルサルトの表情術を紹介した時に、同じ時期の『萬朝報』に連載された自然主義をめぐる記事に言及している。⁽⁶⁸⁾ 島村抱月が自然主義を論じながら象徴主義を受容していたように、デルサルトの俳優術の定義を学んだ左団次が鳴神上人の演技で試みた「自然主義」にも象徴主義の受容があっただろう。

「鳴神」の復活上演の頃、左団次は松居松葉とは距離をおいてい

るが、明治四十二年（一九〇九）十一月の第一回自由劇場試演の直後、永井荷風は小山内薫とともに左団次宅を訪問する。⁽⁶⁹⁾ 以後、永井荷風と左団次の関係は急速に深まり、明治四十三年五月の「鳴神」復活上演のあと、九月に荷風が『三田文学』に発表した「平維盛」を、同月の明治座の初代左団次追善公演の舞台にかけている。鳴神会のメンバーの全容は今のところわからないため、荷風が参加していたかどうかは不明だ。しかし当時、自然主義の作家として売れっ子となっていた荷風が「鳴神」の復活に取り組んでいた左団次と急接近したのは間違いない。鈴木によれば、荷風の「地獄の花」（一九〇二）は、人間の動物的側面だけでなく、社会的暴力をも扱っていたことを指摘している。⁽⁷⁰⁾

欧州の体験を松葉と共有し、荷風と交流が始まった頃の左団次が取り組んだ鳴神上人の自然主義的な表現は、左団次の芸談にある「精神的に墮落」した姿であり、単なる性欲の描写ではない。八代目市川團十郎が演じたように絶間姫の仕方咄の冒頭から思わず数珠を取り落とすほど取り乱すのではなく、ガツガツせずに余裕たっぷりに笑みをたたえながら経机に身を預け、話を促す演出になったと考えることができよう。⁽⁷¹⁾

左団次はヨーロッパで会得したものを、新歌舞伎や翻訳作品だけではなく、「鳴神」のような純歌舞伎の演目にも試みた。このことによって、幕末に消えかけた台本に近代的な価値を見いだし再生す

ることになったのである。⁽²⁾ 左団次の近代性は、伝統的な歌舞伎の演目にも発揮されたのであり、その背景には訪欧の体験や同時代の文芸思潮と深く関わる人脈があった。

ところで、左団次の鳴神上人の解釈は劇評家にも伝わったようだが、その演技の評価はあまり芳しいものではない。青々園は、鳴神上人の弟子の会話が「現代式」であるために二百年前に初演され十八番物として継承されてきた古狂言には釣り合わないとしている。また、経机を引き寄せる演技も無骨で、姫の肌に触れる演技も荒っぽいと指摘する。青々園は、或いは自然派を性欲の表現と理解し、「女の肉に触れて墮落する」演技に色気を求めたのかも知れない。この時代に飛び交う「自然主義」、「自然派」が多義的であること証左であろう。

まとめ

二代目市川左団次は、新歌舞伎や翻訳物を手がけ、小山内薫と自由劇場を立ち上げたことから、「近代的」と評されることが多い。しかし、左団次の近代性がどのようなものなのか、明らかにされてこなかった。「近代的」と評し論じる者にはその内容が自明のことであっても、近代性が時代を経るに従って指す内容が変化するため、左団次の特色とされてきた近代性はむしろ曖昧なものとなっていたと思われる。

また、歌舞伎十八番「鳴神」は、初代団十郎以来の伝統的な演目であるが、近代になって復活したことについては、評論家や研究者の間ではよく知られていることであっても、劇場のパンフレットではあまり深く触れられることはない。また、近代の復活上演について左団次の芸談や劇評に「自然主義」と触れているから、近代の自然主義を取り入れたものとの指摘にとどまっていたと思う。

自然主義は近年の研究で、十九世紀末二十世紀初頭においては極めて多義的で象徴主義や表現主義にも連なっていくことが明らかにされてきた。本稿は、このような研究成果を踏まえて、二代目市川左団次の近代性や復活上演された「鳴神」にみられる自然主義がいかなるものであったか検討を試みた。

左団次の近代性は、一九〇七年のヨーロッパの演劇界の動向と深く関わっていた。その特色は、写実的な演技、表現主義の舞台装置、このような理論以前の舞台表現など、様々なタイプの舞台が併存しているヨーロッパの状況をみて帰ってきて、日本の舞台に適宜取り入れている点で、表現主義の舞台に感動したからといって、露骨に表現主義を取り入れそれを標榜して上演したわけではない。この姿勢は、ヨーロッパにおいて表現主義の演劇人が新しい試みをするときに歌舞伎を含む東洋の演劇の断片を活用することはあっても、そのまま移植をすることがなかったのと同じである。荒事といった歌舞伎の様式的な演技と、近代の表現主義演劇とを結びつけるのは、

少なくとも左団次の「鳴神」の復活に関しては時期尚早である。むしろ、「鳴神」は、脚本や作品の解釈に「自然主義」といった同時代の文芸思潮と密接に関わり合っていた。

しかし、実際に役者によって表現した場合には決して好評を得たわけではなかった。古典としての歌舞伎役者の演技を期待する観客と、歌舞伎役者による歌舞伎舞台における西洋仕込みの演技方法を試みる左団次とのギャップが埋められていない。これは、一九八〇年代の市川猿之助のスーパー歌舞伎が、歌舞伎ではないと批判されるのに通じる。現在では、スーパー歌舞伎という別のジャンルの演劇だという認識が定着してきているが、この頃の左団次は、左団次のやり方が一つのジャンルになっていないために、批判にさらされた。左団次が帰朝公演の改革で観客の教育を試みていることが推察できるのも、このように価値意識を共有する観客を育てることを狙っていたものと思われる。

その一方で小山内のように、歌舞伎の古典的演目で近代的な解釈を入れる事を評価する者も少なからずあった。このような支持者とともに取り組んだ自由劇場の活動は、観客の教育もともなって左団次スタイルの確立につながっていった。一九二〇年代から左団次は、押しも押されもしない歌舞伎の大立者になっていく。昭和三年（一九二八）、歌舞伎初の海外公演といわれるモスクワ公演に左団次は「鳴神」を持っていく。やがて「鳴神」は、歌舞伎を代表する演目

の一つとして現代に伝わる。

本稿では左団次の一九〇七～一九一〇年のわずか三年の動向を検討したにすぎない。それ以後の左団次の活動、「鳴神」の受容については稿を改めて検討するつもりである。

注

(1) 現在の通例では、前近代に初演された歌舞伎作品のうち、歌舞伎作者によって書かれ初演された作品を「純歌舞伎狂言」、浄瑠璃作者によって書かれ人形浄瑠璃で初演された作品を歌舞伎化した作品を「義太夫狂言」と区別する。また、新歌舞伎のうち、戦後の作品を「新作歌舞伎」と区別する。なお、新歌舞伎の定義についての考察は、日置貴之の「新歌舞伎考」〔演劇映像〕五十一、早稲田大学演劇映像学会、二〇一〇年三月、十九～二十八頁）がある。

(2) 初代市川団十郎の鳴神劇は、貞享元年（一六八四）「門松四天王」が初演とされている。同時代の資料で内容が詳しくわかる作品は、元禄十一年（一六九八）「源平雷伝記」で、作品の粗筋本である絵入狂言本が出版された。

(3) 「雷神不動北山桜」の好評をうけて、翌寛保三年大坂で「久米仙人吉野桜」として浄瑠璃化され、大入りをとった。（浄瑠璃譜）上方でも馴染みのある作品であった。

(4) 八代目団十郎が上演してから、二代目左団次が復活するまでの約六十

年の間に、明治二十三年に東京の小劇場の高砂座、明治三十三年に大阪の弁天座での鳴神劇の上演が確認できる。注(3)でも触れたように上方でも馴染みのある演目であったから、このほかにも上演があったかもしれない。ただし、二代目左団次が復活上演にあたってこれらの公演を参考にしたとの記録は管見の限りない。

(5) 市川左団次「鳴神」の上場と其の性格」『歌舞伎』一二〇、明治四十三年六月、四十八〜五十頁。明治二十七年に「歌舞伎新報」一五五〇〜一五五四号にて、二代目団十郎が演じた台本が連載された。一五五〇号では連載を予告しており、ここでは「歌舞伎十八番の一」と権威付をしている。なお、明治四十一年一月「歌舞伎」九十三では、「鳴神」の上演史や能「一角上人」との関係などの論考もあり、「鳴神」への関心が高まっていたことがわかる。

(6) 豊島屋主人(鈴木泉三郎)著『俳優評伝左団次の巻』玄文社、大正七年、十三頁。また、小山内薫でさえも、この頃の左団次を「大根」と見ていたと述べている。(小山内薫「明治座第一印象」『演劇新声』東雲堂書店、明治四十五年、二二頁。『演劇新声』には「この書を市川左団次君に呈す」と献辞が付されている。)

(7) 「左団次の卒倒」『自由劇場』自由劇場事務所、一九二二年、一八二頁。
(8) 岡本綺堂「その頃の演劇界―過ぎにし物語―続編の十一」『新演芸』大正十三年十二月、四十四〜四十七頁。

(9) 「瓦街生、市川左団次と語る」雑誌『歌舞伎』九〇号、明治四十年十月、二十九〜四十一頁。後に、小山内薫『演劇新潮』博文館、明治四十一年、二四五〜二七〇頁に所収。本書には、左団次がロンドンから小山内に送っ

た名優ビアボウム・トリイの絵葉書や、左団次がロンドンで観たイエーツなどのアイルランド演劇のパンフレットなどが掲載されている。

(10) 注(9) 参照。

(11) 注(9) 以外で左団次の訪欧を伝える主な資料は、市川左団次「俳優学校参観談」『歌舞伎』九三号、明治四十一年(一九〇八)一月、二十七〜二十九頁。

松居松葉「帝国大劇場に就いて開語」『帝国大劇場について』『日本演劇革新策』『万朝報』明治四十年一月九日〜十二月二十九日まで断続的に連載、「倫敦俳優学校」『仏国俳優学校』『報知新聞』明治四十年八月九日、十日、九月三日等、新聞、雑誌の記事。

豊島屋主人(鈴木泉三郎)『俳優評伝左団次の巻』、注(6)。
田島淳編『左団次芸談』南光社、昭和十一年(一九三六)。(『日本人の自伝』二十、平凡社、一九八一年に自伝の部分が転載。)

利倉幸一『市川左団次覚書』建設社、昭和十五年(一九四〇)。
松居桃楼『市川左団次』武蔵書房、昭和十七年(一九四二)等。

(12) 明治三十六年〜四十一年に外遊した永井荷風も、サラ・ベルナルのニューヨーク公演を観劇している。

(13) 注(9)。

(14) 注(11) 松居松葉「日本演劇革新策」(三三)、明治四十年一月十三〜十九日で、松葉は日本の役者の稽古の悪弊を縷々述べている。十分な稽古を行わず、科白を覚えなのままに舞台にたちあがり、新作物では科白が十分こなれておらず脚本の意図が十分に伝わらないことなどを指摘している。

(15) 注(11)『左団次芸談』、九十一頁。

(16) 松居松葉「何故に私は洋行するか」『演芸画報』大正八年三月、四十八〜五十二頁。松葉は大正七年に松竹文芸部の顧問となり、大正八年三月から十三年ぶり二度目の欧米演劇視察に向かう。左団次とともに行った一度目の欧米の演劇視察では、その成果を日本演劇に十分還元できなかったと感じていた松葉に、松竹の大谷社長が「俳優の稽古も、道具も、小道具も、広告も、運動も、すべて百日費やす芝居がやつて見たくてなりませぬ」ともちかけ、松葉はそれに応えるために洋行の必要性を説いた。左団次と松葉が第一回の洋行で感じた、十分に準備期間をかけて立派な作品をつくる必要性が、興行主に浸透するまでに十三年の時を費やしたといえる。

(17) 注(9)。

(18) 同右。

(19) 同右。

(20) 依岡隆児「日本におけるドイツ表現主義の受容―初期築地小劇場を中心に―」『徳島大学総合科学部言語文化研究』八、二〇〇一年、一二七〜一六六頁。

(21) 注(9)。

(22) 注(11)『左団次芸談』、九十二頁。

(23) 同右。

(24) 注(11) 松居桃楼『市川左団次』、一〇九〜一一〇頁。この演劇学校には、先に欧州入りをしていた松居松葉が既に学んでいた。同書や注(11) 左団次「俳優学校参観談」、松葉「倫敦俳優学校」によれば、教科目

は、左団次が学んだ表情術、発声法以外に、雄弁法、舞台稽古、身振(パントマイム)、舞踏(ダンス)、バレエ、剣術(フェンシング)、化粧法、イギリス演劇史、脚本の実演などである。「俳優学校参観談」では、表情術、発声法以外にもこれらを見学したと記されている。なお二人は、この洋行でパリとニューヨークの演劇学校も短期間ながら訪れている。

(25) 注(11) 松居松葉「倫敦俳優学校」。

(26) 注(11) 市川左団次「俳優学校参観談」。

(27) 注(11) 松居桃楼『市川左団次』、一一二〜一一三頁。

(28) 鈴木貞美「イギリス思想が日本の大正期に与えた影響―そのスケッチ―」日本イギリス哲学会、二〇一〇年三月二十七日。http://www.nichibun.ac.jp/sadami/what%20new/2010/EP3.pdf (二〇一一年五月十六日閲覧)

『生命観の探求―重層する危機のなかで』第五章、作品社、二〇〇七年。

(29) 注(11) 松居松葉「倫敦俳優学校」。

(30) 注(11)「日本演劇革新策」(四十六〜四十八)。松葉の記事と同じ時期に自然主義、新自然主義に関する記事が掲載されている。素堂「芸術即偽論」『萬朝報』明治四十年十月二十八日〜二十九日、素堂「新自然主義」同紙、十一月十一日、二十五日、素堂「本能と道徳。自己と外界」同紙、十二月二十二日〜二十四日。なお、松居のこの見解は、「劇術学校の必要」として『歌舞伎』九十一、明治四十年十一月、四十九〜五十頁等にも発表された。

(31) アール女史が伝えるデルサルトの俳優術の定義は、今尾哲也「二代目市川左団次―概論風―」(『歌舞伎(通説)の検証』二〇一〇年、一九一

（二〇六頁）にも引用されており、この体験こそが帰国後の左団次の方向性を決定したものと指摘する。今尾の論考では、「宇宙の真理」や芭蕉の句についての件は引用されていない。しかし、この部分こそが、明治四十年（一九〇七）の文芸の思潮との呼応を見せている部分と思われる。

（32）注（11）『左団次芸談』、九十五頁。

（33）注（11）松居桃楼『市川左団次』、九十九頁。

（34）渡辺保『歌舞伎に女優を』牧書店、一九六五年、五〜三十頁。

（35）注（9）。

（36）松居松翁（葉）『エレクトラ』上演覚書『続演劇今昔』中央美術社、

大正十五年、一五八頁。

（37）太郎冠者「サア・ベルナルルの『トスカ』観劇談」「歌舞伎」八十八、明治四十年八月、五十九〜六十六頁。筆者太郎冠者が、十数年前に洋行した時に見た時の感想。本文では「サラ・ベルナル」となっている。タイトルの「サア・ベルナル」は誤植。新富座の翻訳劇「トスカ」の上演に関連した記事。

（38）小山内薫「現代名優評伝 市川左団次」『演芸画報』大正六年二月、一〜十六頁。「彼の始めた事は荒次郎だの左升だのといふ近親や弟子に、自分の西洋で学んで来たデルサルト式の劇術を教へる事であつた。彼はこれに依つて左右の若い役者達の筋肉体格を、その奇形的な発音から、本来の自然に戻そうとした。荒次郎などは、その当時、廁へ這入つて蹲む事が出来ない程の運動を強ひられた。」自由劇場の第二回試演から参加した三代目市川寿海（一八八六〜一九七二）は、自由劇場での稽古でもデルサルト式表情術やダルクローズ式体操を行い、便所へ行つてもしゃがめないほ

ど体の節々が痛んだとある。（市川寿海『寿の字海老』展望社、一九六〇年、七十二〜七十四頁）歌舞伎役者としての身体訓練を受けた役者が、新たな表現のための身体を身につけたといえよう。これらの歌舞伎役者が、新劇や新歌舞伎の演目と、伝統的な歌舞伎の演目で、身体表現を使い分けていたのか、新たな身体表現が伝統的な歌舞伎の表現にも変革をもたらしたのか、また左団次劇団に関わらない役者にどのような影響を及ぼしたかについては今後の課題としたい。

（39）松居松葉「明治座出勤俳優に対する作者の演説」『袈裟と盛遠』明治四十一年、隆文館、二十七〜二十八頁。

（40）荒牧金光「松居松葉と市川左団次の洋行みやげ」『目白学園女子短期大学研究紀要』十三、一九七六年十二月、二十一〜二十九頁。岸田真「演劇芸術」との邂逅―小山内薫とゴードン・クレイグ―『大正演劇研究』八、明治大学大正演劇研究会、二〇〇〇年、小山内薫特集、三十六〜四十四頁。

（41）注（11）『左団次芸談』、市川左団次「演出家」、二二二頁。該当箇所は左の通り。

如何に優れた俳優であらうとも、何びとかの統節が無くては全体との統一調和を保つことは不可能である。縦令、いかに第一流の俳優であらうとも、自分一人だけの理屈や仕勝手だけで気随気儘に誰との相談も無しに芝居をしたのでは勿論舞台は支離滅裂になつてしまふ。そこで第一流の俳優なればこそ、即ち、演出家の統節に従ふ第一人者でなければならぬと云ふことになつてくる。何故かと云ふのに、第一流の俳優こそ、最も多くの場合に於て、調和の中心、構図の中心に置かれるのであるから、勢ひ、どうして

もさう云ふ理合になつてくべき筈である。

(42) 注(38)、小山内薫「現代名優評伝 市川左団次」。

(43) 松居松翁(葉)「シヤイロックの型」『続劇団今昔』中央美術社、大正一五年、二二一―二二九頁。松葉は、ポエルの型とフライの型よりも、ラインハルトの演出を多く取り入れた左団次の方法は「余りに西洋らしく謂はゞ通に過ぎた」とし、ポエルの型とフライの型の方が今の日本に向くと反省している。その上で「一体沙翁劇は近代的の解釈を為さずに昔の儘に大まかに演る方がいゝと思はれる」と結論づけている。

(44) 注(11) 松居松葉の『萬朝報』の記事。

(45) 『左団次芸談』の劇場改革に関する部分(二〇〇頁)を次に掲げる。

舞台は歌舞伎劇にも、新しいものにも向くやうにと云ふ点から、正面の梁を従前よりも五尺上げて両端には唐草を彫刻し、左右の大臣柱は檜を使い、舞台は西洋式に額面に区切つて、大丸呉服店から贈られた尉とを姥とを縫取した緞帳を下げ、チヨボ床と囃子の上は三方に翠簾を下げて金具の附いた高欄を廻し、其下は従来の揚幕を廢して、竹を描いた襖を閉め、其前へ四五脚の椅子を据え外国貴賓の席に当てる。東西上下の両棧敷の出入口は両開きのドアにして、観客出入の便宜を計り、また演技中の騒音も防いだ。天井には今迄の夥しい小電球が一掃されて弾丸形の大球が取り附けられ、劇場の前の庇は硝子張にされて、其下に、尾竹国観、竹坡両氏の揮毫になる絵看板が、掲げられたのも眼新しかつた。洋行中に知合となつた中條精一郎氏(百合子氏の父君)に私の用意したゞだけの金を見せて、此範圍内で出来るやうにと頼んだので、其工事の請負は清水組であつた。

大道具の制作は、多年アメリカに在つて、実地の研究をし此前年に帰朝し

た北村金次郎氏が担当すること、なつた。勿論、従来の大道具長谷川とは十分の了解を遂げての上であつた。大道具師の主任としては真砂座にゐた野村熊次郎氏が北村氏を介して入座した。

舞台の照明には一萬六千燭を出し得る電燈を用ひ、また私の持つて歸つた日本最初のライムライトに依つて必要に応じ俳優の表情を明かにすることにした。

※北村金次郎(一八八二―一九〇八)は養父の輕業師北村福松のアメリカ興行に従う。劇場の背景画などを研究した。

(46) 例えば、池内靖子「女優」と日本の近代：主体・身体・まなざし―松井須磨子を中心に(『立命館国際研究』十二卷三号、立命館大学国際関係学部、二〇〇〇年三月、一〇一―一二二頁)では、茶屋制度の廢止の理由について、「不体裁」なのに加えて、衛生觀念に言及する。

(47) 注(11) 『左団次芸談』、九十八―九十九頁。

(48) 注(11)、松居松葉「帝國大劇場について △觀覽料」『萬朝報』明治四十年一月二十七日。また、松葉は帰朝公演の「袈裟と盛遠」の製作にあたって、稽古場で俳優に演説した時、茶屋制度の改革の必要性に言及し、茶屋を使つていた観客を失ふことよりも、これに代わるだけの「金をかけずに手軽に見ることを好む客」の補充ができるかどうかはおほつかないし、長い時間がかかるが、今後そのような観客が主流になつていくだろうから、危険をおかしても敢えて改革の第一歩を踏み出すのだと述べている。(注(39) 松居松葉「明治座出勤俳優に対する作者の演説」『袈裟と盛遠』、十―十一頁。)

(49) 注(11) 『左団次芸談』、二〇一―二〇二頁。

- (50) 小山内薫「毛拔」の研究〔歌舞伎十八番〕に対する新考察〕『演芸画報』大正十一年七月、二〇九頁。
- (51) 曾田秀彦「小山内薫と二十世紀演劇」勉誠出版、一九九九年。
- (52) 市川左団次「二役一言 糸寺彈正」『演芸画報』明治四十二年十月、九十八〜九十九頁。なお、岡鬼太郎は、芝居茶屋の主人が持っている古い番付を見ているうちに「毛拔」を見つけ左団次と相談して決めたとある。(注(1)) 利倉幸一「市川左団次覚書」二四八頁。左団次が最初に読んだ粗筋が掲載された書物は不明だが、左団次の上演台本作成時に参考にした台本は『歌舞伎新報』に連載されたものである。(川尻清潭「歌舞伎劇型十八種 毛拔」『演芸画報』大正九年一月、三二二〜三二五頁。川尻は、左団次の「毛拔」の上演後に市川家がこの台本の版權を得たとする。)『歌舞伎新報』の脚本の連載については注(5)も参照。
- (53) 注(52) 市川左団次「二役一言 糸寺彈正」。
- (54) 「三都狂言替り有事」『作者式法 戯財録』享和元年(一八〇一)。日本思想体系六十一『近世芸道論』岩波書店、一九七二年に翻刻あり。
- (55) 小山内薫「鳴神」の対話(歌舞伎十八番の新考察)『演芸画報』、大正十一年一月、八十五〜八十九頁。
- (56) 市川左団次「二役一言 鳴神上人」『演芸画報』明治四十三年六月、一三二〜一三四頁。
- (57) 市川左団次「鳴神とクロードフロロ」『舞台』大正九年一月、十四〜十五頁。大正十四年の小山内薫との対談でも再び触れており、西洋にも大見得の芸があることが左団次にとっていかに印象深かったかがわかる。(市川左団次小山内薫・市川左団次「作家と俳優談話録(二) 劇壇種々相」『演劇新潮』大正十四年四月、一四〇〜一五四頁。)
- (58) 注(5) 市川左団次「鳴神」の上場と其の性格。
- (59) 郡司正勝『歌舞伎十八番集』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六五年)は、八代目団十郎の台本を底本にしており、左団次以前の近世の演出を詳細に知ることができる。また付録として、昭和六年京都で左団次が鳴神をつとめた時の台本を現行本として掲載する。また、左団次の台本と十一代目市川団十郎が昭和二十一年に東京劇場で上演した時の台本の異同にも触れる。
- (60) 注(56)。
- (61) 注(5) 市川左団次「鳴神」の上場と其の性格。
- (62) 注(31) 今尾哲也「二代目市川左団次―概論風」。
- (63) 伊原青々園「明治座の「鳴神」」『歌舞伎』二二〇、明治四十三年六月、五十一〜五十一頁。
- (64) 『日本国語大辞典』小学館。
- (65) 鈴木貞美「芸術」概念の形成、象徴美学の誕生―「わび」「さび」「幽玄」前史」鈴木貞美、岩井茂樹編『わび・さび・幽玄―日本的なるものへの道程』水声社、二〇〇六年、六三〜一六四頁。
- 『日本文学』の成立』作品社、二〇〇九年、第八章「象徴主義へ」三四三〜三九四頁。
- (66) 注(65) 鈴木貞美「芸術」概念の形成、象徴美学の誕生―「わび」「さび」「幽玄」前史」の「一 霊肉合致というテーマ」一一七〜一二二頁。『生命観の探求―重層する危機のなかで』作品社、二〇〇七年、第五章七「性欲というテーマ」三四八〜三五三頁、第七章「大正生命主義―その理念の

諸相」四二五～四八六頁。

(67) 内田夕紅「旧劇新釈 歌舞伎十八番鳴神」『演芸画報』明治四十三年六月、九十五～九十七頁。

(68) 注(30)。

(69) 近藤富枝『荷風と左団次 交情密のごとし』河出書房新社、二〇〇九年、三十五頁。

(70) 注(65) 鈴木貞美、「芸術」概念の形成、象徴美学の誕生―「わび」「さび」『幽玄』前史、一五九頁、注(4)。

また、近藤富枝も永井荷風の特徴として「社会劇」をあげ、荷風が黙阿弥の名跡を継ぎたいと思うほど敬愛の情を持ったのも、黙阿弥が世相風俗を問題視する作風であったことを指摘する。(注(69)、六十八頁。)

(71) うしほ「芝居見たまま 歌舞伎十八番の内鳴神(明治座五月狂言)」『演芸画報』明治四十三年六月、五十五～六十九頁。ただし、ここは二度目の古歌のやりとりの場面での演技。江戸時代の八代目団十郎の台本に改定を加えて上品にしているのは、下品な表現を憚ったことによる。ただし、左団次の鳴神上人が単なる肉欲でないのは、差し障りのある場面の削除といった外部圧力による変化だけでないことは、八代目松本幸四郎の芸談で「シテくどうじゃ」で左団次さんはニヤリとしましたが、我々は迂闊にやると忌らしくなるので、糞真面目一方でやっています。あれは左団次さん独得のもので、他の者は真似られないのです」とあることから、肉欲にとらわれないほほえみの演技であったことがうかがえる。(松本幸四郎「鳴神上人」『演劇界』昭和三十四年一月、八十六頁。)

(72) 上村以和於「もうひとつの歌舞伎―二世左団次の可能性」『歌舞伎

研究と批評』二十九、歌舞伎学会、二〇〇二年六月、三十四～四十三頁。「この左団次の解釈がなかったならば、この作は今日まで残らなかったに違いない」としている。

「日記の総合的研究」『The Synthetic Researches of Japanese Diaries』に向けて

倉本一宏

人は何故、日記を記すのであろうか。言い換えれば、日記を記すことによつて、日本人はいつたい、何を得ようとしていたのであるうか。

文学者たちは何故、日記という形式を用いて、自己の作品を世に問うたのであろうか。さらに、貴族たちは、何故にあのような膨大な日記（古記録）を記し続けたのであろうか。

本研究においては、日本史学（日本古代史・中世史・近世史・近代史・文化史）、日本文学（日本中古文学・中世文学・近代文学）、そして心理学（臨床心理学を含む）、それぞれの分野における第一線の研究者を一堂に集め、研究会における議論を集積することによつて、日記と日本人との関わりを、総合的に究明しようとするものである。

それぞれの記主の立場と記載目的、記述の内容と意義を読み解きながら、時代の特質と変化、また作品の本質を探り出し、さらには

「日記」と呼ばれるものの分類や、その評価、享受史の観点など、既往の研究を超える角度からの解明も行ないたい。

その際、単にそれぞれの研究員が、自分の専門分野とする古記録（あるいは作品）に関する研究発表を行なうのみではなく、たとえば一つの古記録を題材として、異なる分野の研究員が、複数の研究発表を行なえば、どのような化学変化が生じることになるのか、本研究は、そのような実験的な試みをも、視野に入れていく。

たとえば、ある古代の古記録について、政治史・社会史・経済史・宗教史など、さまざまな得意分野を持つ日本古代史の研究員による研究発表を行なうのみならず、これを日本中世史の研究員が読んでみれば、自分が日常的に読んでいる中世の古記録と比較するという方法から、新たな視点が発見できるであろうことは、言うまでもない（日本近世史・日本近代史の研究員についても同様である）。

また、日頃は仮名物の女流日記文学を読んでいる日本文学の研究

者が、男性貴族の記録した古記録を読んで研究発表を行なえば、逆に普段は男性の記録した古記録しか読んでいない日本史学の研究者が、女流仮名日記を読めば、どのような影響を受け合うのか、きわめて興味深いところである。

さらに、特別に心理学の研究者と臨床心理学の研究者を共同研究員として招請する。この分野の研究者が、古記録や日記文学を心理学的、臨床心理学的に解明すれば、どのような成果が得られるのであろうか（将来的には、精神医学の研究者も招きたいと考えている）。もちろん、古記録の読解は、きわめて高度な専門知識と習練を必要とするが、現代語訳や注釈書の出ている古記録を題材とすれば、このような異分野の研究者による研究も可能となるはずである。

なお、将来的には、中国や西洋の日記との比較という視点も視野に入れていく。

これらの研究発表のもたらす成果は、お互いにとっての知的刺激となるのみならず、それぞれの得意分野においても、必ずや有益な体験となり、新たな研究成果を生み出す契機となるであろうことを予測している。

三年間の研究期間の間、毎年、中間報告的に『日本研究』に研究論文を投稿した後、四年後には複数の論集を世に出したいと考えている。また、機会があれば、シンポジウムの開催も計画に組み入れたい。どのような論文、どのような論集、またどのようなシンポジウムを世に問うことができるのか、現時点では予想もできないが、

日本文化の発展に関して、画期的な成果が得られる可能性を秘めた研究となり得るであろうことを述べておきたい。

というのが、当初の共同研究の計画であった。ちなみに二〇一〇年度は、

初年度は、研究組織構成員全員の研究を確認し合うことによって、共同研究の全体像を定めることを目標とする。それによって、共同研究の方向性や最終目標を見極めたい。

六回の研究会において、全員が研究計画を発表することを計画している。各回八〜十人（第一回の初日は打ち合わせ、二日目は全員が直接史料を見る必要があるため、陽明文庫の史料調査とする。また第六回の初日は打ち合わせとして、二日目に六人）の研究発表を行なうことになる。

という計画であった。要するに将来に向けての「顔見せ」ということである。

共同研究というものがどのようなものであるかもわからないまま、ともかくも暗中模索で、日記に関係のありそうな研究者にメールを出し、研究会への参加を呼びかけたところ、ほとんどの方が参加を承諾してくれた。改めて日文研共同研究のすばさを思い知ったわけであるが、十名くらいでスタートしようとした当初の目論見は

もろくも崩れ、初回から第一共同研究室（「夢殿」）を使用するといふ大所帯となってしまった。

しかもありがたいことに、前年度の他の研究会の平均出席率である四十九%をはるかに超える出席率で、瞬間に研究会予算を消化してしまった。こちらはこれも二〇一〇年度から就任した共同研究委員長として、補正予算を申請するという失態を演じることとなつてしまったのである（共同研究会を開いたことのない者を共同研究委員長に就けるといふのも、日文研のすごさであろう）。ただしこれは、他の研究会の前年度の平均出席率を基準にして予算を配分するといふ方式に問題があるものと考えている。

さて、いざ研究会を始めると、さすがは日本を代表する日本史学・日本文学・心理学の日記研究者を一堂に集めて研究発表を行なったこともあって、活発な議論が戦わされた。初年度は「顔見せ」を予定していたにもかかわらず、皆さん「本気」の発表をなされて、毎回、予定していた時間を大幅に超過する結果となった。大いに楽しんでいただけたのは、ありがたいことである。

その一方では、日文研の共同研究のキモである、学際性と国際性、特に後者については、いささかの問題を残すこととなつてしまったこともまた、否めない事実であろう。元来が古記録という歴史史料が日本独自のものであり、それを専門に研究している最高峰の研究者を集めているのであるから、このような結果になるのも、よく考えれば当然なのであった。二〇一一年度からは外国人共同研

究員も参加してくれるが、この方面の発展が、今後の課題と言えるであろう。

こういったわけで、二〇一〇年度には合計四十本の研究発表を行なった。各回に発表を行なった方の名前と、発表題目は、以下の通りである。

第一回研究会（二〇一〇年五月八日・九日）

打ち合わせ・自己紹介・発表順決定・研究会目標設定

史料調査（陽明文庫）『御堂関白記』自筆本・古写本・予楽院本、

『栄花物語』

第二回研究会（二〇一〇年五月八日・九日）

松蘭 斉「中世人と日記―その発生をめぐって―」

板倉 則衣「古記録から見える儀式観―斎王卜定を中心として―」

三橋 順子「『台記』に見る藤原頼長のセクシュアリティの再検

討（序説）」

井原 今朝男「日記にあらざる古記録―日記抜書・古文書・書面・

帳簿類をまとめた「申沙汰記」―」

磐下 徹「日記と指図」

有富 純也「清涼殿の出入方法」

倉本 一宏「『御堂関白記』自筆本の裏書について」

近藤 好和「儀礼にみる公家と武家―『建内記』の事例から―」

第三回研究会（二〇一〇年七月十七日・十八日）

池田 節子 『紫式部日記』・『栄花物語』・『御堂関白記』の比較

検討」

末松 剛 「儀礼運営における故実情報の往来―儀礼・故実史料と

しての書状―」

上野 勝之 「古記録における宗教習俗の記載」

荒木 浩 「『日藏夢記』の「具迎來僧侶五箇人日記也」について」

石田 俊 「勸修寺家文庫における日記」

森 公章 「遣外使節と求法・巡礼僧の日記」

門脇 朋裕 「盛岡藩家老執務日誌からみた幕府法の施行状況―生

類憐み令を中心に」

鈴木 貞美 「『日記文学』とは何か」

藤本 孝一 「日記は第一次史料か―『明月記』卷子本の継なぎ方

―」

第四回研究会（二〇一〇年十月二十三日・二十四日）

中町 美香子 「『清解眼抄』にみる空間意識」

吉田 小百合 「記録から物語へ―『小右記』長徳二年から長保元

年の記事をめぐる」

榎本 渉 「日記と僧伝の間」

シャバリナ・マリア 「撰関記における有職故実の相伝に関する一

考」

富田 隆 「日記の心理分析における認知的不協和理論の応用」

中村 康夫 「日記について」

山下 克明 「陰陽家安倍氏の記録」

西村 さとみ 「故実・先例と時代認識」

第五回研究会（二〇一〇年十二月十八日・十九日）

下郡 剛 「『玉葉』と『兵範記』」

吉川 真司 「『類聚世要抄』概観」

上島 享 「仏教史を語る時代の到来」

尾上 陽介 「日記翻刻の問題点」

横山 輝樹 「日記から探る江戸幕府武芸奨励」

畑中 彩子 「日記に見る『叙位』への関心」

蘭 香代子 「日記に表現される無意識の心理について―御堂関白

記における雨の記述を中心にして―」

第六回研究会（二〇一一年二月十九日・二十日）

佐藤 全敏 「宇多天皇日記について」

古藤 真平 「『政事要略』阿衡事所引の「宇多天皇御記」―その

基礎的考察」

名和 修 「『御堂関白記』古写本について」

佐藤 泰弘 「『京大本兵範記紙背文書』について」

吉川 敏子 「藤原道綱の評価―古記録の主観と客観」

久富木原 玲 「一三、一四世紀の日記―一人称かな日記の成立に

ついて」

曾我 良成 「『心』の記録としての日記―喜怒哀楽、花鳥風月、

羨望・嫉妬―」

小倉 慈司「禁裏本と書陵部蔵書」

これらはどれも現在の日本の学界における最高レベルの研究成果であり、将来、この分野を研究する研究者にとって伝説となるであろうことは言を俟たないが、その成果のすべてを論集として出版することも、昨今の出版情勢を勘案すると不可能であることは間違いない。そこで『日本研究』の誌面をお借りして、毎年、研究発表の一部を世に出そうと企画するものである。

遣外使節と求法・巡礼僧の日記

森 公章

はじめに

様々な日記一覧表の劈頭を飾るのは『伊吉連博徳書』であり、これが現存最古の「日記」とされる。『博徳書』は『日本書紀』に引載されており、斉明五年（六五九）七月戊寅条分註所引によると、博徳は斉明五年の遣唐使の一員として入唐した人物であることがわかる。同条には二隻の遣唐使船の編成、難波三津出發以降の渡海の様子と入唐後の唐での諸行事が日次記風に記されており、これが最古の「日記」とされる所以である。

今回の遣唐使は翌年の唐・新羅による百濟討滅の機密が漏洩するのを防止するため、唐に抑留され辛苦することになるが、斉明六年七月乙卯条所引には百濟王らの洛陽への連行の様子、同七年五月丁巳条所引では帰路の旅程と耽羅王子の随伴事情などが記されており、既に百濟復興運動支援を決定し、百濟救援の派兵指揮のために

筑紫の朝倉橘広庭宮の遷居していた斉明大王に帰朝報告するところで記述は終わる。

本書は七世紀後半の東アジアの動乱の一端を具体的に伝える史料として重要であり、『日本書紀』の叙述を補足するものとして引用されているのであろう。博徳は天智三年（六六四）、同六年に旧百濟領に駐留する唐の鎮将からの使者に應對し、送使として渡海する（『善隣国宝記』天智三年条所引「海外国記」、『日本書紀』天智六年十一月己巳条）、持統九年（六九五）遣新羅使に起用される（持統九年七月辛未条）など、遣外使節や外交の実務に活躍しており、また大宝律令撰定にも参画し（『続日本紀』文武四年六月甲午条など）、律令国家の確立に尽力している。

但し、本書は単なる斉明五年遣唐使の記録ではなかったようである。『日本書紀』には「伊吉博徳言」という形で、白雉五年遣唐使一行のその後の足跡を伝える記述が存し（白雉五年二月条）、そこに

は乙丑年＝天智四年の定恵（中臣鎌足の子）、庚寅年＝持統四年（六九〇）の智宗の帰国なども言及されている。そもそも博徳は天武十二年（六八三）までは伊岐史姓であり（天武十二年十月己未条で連賜姓）、『伊吉連博徳書』という名称は後代のものである。『博徳書』と「博徳言」が一連の内容のものかどうかは措くとしても、上述の斉明五年遣唐使の記述には博徳の功績を強調するところが看取され（唐での使人に対する冤罪を救うとか、使人が寵命を蒙らなかつたことに対する不満と讒者への天譴を述べると）、遣唐使の正式な報告書ではなく、別の目的で編纂されたものではないかと考えられてくる。

博徳は朱鳥元年（六八六）天武天皇死後に起きた大津皇子謀反事件で処罰されており（持統即位前紀十月己巳条）、その後復権して外交や律令編纂など国家の要務に起用されるようである。したがって『博徳書』は持統四年頃に官界復帰する際に、自己の国家に対する貢献の足跡をまとめて提出したものと考えられ、それ故に上記のような特徴が窺われることになる。斉明五年遣唐使に関しては、『難波吉士男人書』も引用されているが、短文の引用であり、様々な局面で外交に従事し、より整備された『博徳書』の方が当該期の外交のあり方を知る材料として重視されたのであろう。持統五年には十人氏に「其祖等墓記」を提出させるなど（持統五年八月辛亥条）、時あたかも『日本書紀』に結実する編纂事業が進む時期であり、博徳もまた自己の功績を顕彰する機会としたのではあるまいか。

以上を要するに、『伊吉連博徳書』は純粋な意味での日記とは言

えないが、遣唐使の記録が日次記風に記してあるのは、そうした手控えの資料が存したことを窺わせる。それは近年出土点数が増加する七世紀の木簡のあり方を参考にすると、木簡に記されていたものかもしれない。いずれにしてもこうした遣外使節の業務が記録されていた可能性は、国政運営や官司の日常業務の実態を検討する上で興味深い。日記一覧の中にもいくつかの渡航体験に関わる日記の存在が知られているが、国内の事柄を記した通常の古記録ほどにはその日記としての特色が探究されている訳ではないと思われる。そこで、以下、「日記の総合的研究」の一隅として、遣外使節、九世紀の入唐求法僧や十世紀以降の巡礼僧の日記について知見を整理することにした。

一 遣唐使の「日記」

『伊吉連博徳書』や『難波吉士男人書』を参照すると、少なくとも遣唐使には関係の日記があったことが推定され、これは国家事業としての遣外使節、遣新羅使や遣渤海使などにも該当する。ここに業務記録としての日記のあり方を検討する糸口もあると思われる。

遣唐使の「日記」としては、村上天皇の皇子具平親王の『弘決外典鈔』（正暦二年（九九二）成立）巻一に「天平勝宝二年遣唐記」の存在が知られ、これは勝宝二年（七五〇）任命で、実際には勝宝四年に渡海した勝宝度の遣唐使（鑑真一行を随伴して帰朝したものとしてみ高い）が呈した正式の入唐記録であろう。但し、その内容は、「按

天平勝宝二年遣唐記、天宝十二年癸巳、当「本朝天平勝宝五年」とあるのが判明するだけで、全体像はわからない。

【史料1】『続日本紀』宝龜九年十月乙未条

遣唐使第三船到「泊肥前国松浦郡橋浦」。判官勅旨大丞正六位上兼下総権介小野朝臣滋野上奏言、臣滋野等、去宝龜八年六月廿四日、候「風入」海。七月三日、与「第一船」同到「揚州海陵県」。八月廿九日、到「揚州大都督府」、即依「三式例」安置供給。得「觀察使兼長史陳少遊」分、「属「禄山乱」、常館彫弊、入京使人、仰限「六十人」。以「十月十五日」、臣等八十五人發「州入」京、行「百余里」、忽「抛」中書門下牒、「擲」節人数、「限以「廿人」。臣等請、更加「廿三人」。持節副使小野朝臣石根、副使大神朝臣末足、准判官羽栗臣翼、録事上毛野公大川、韓國連源等卅三人、正月十三日到「長安城」。即於「外宅」安置供給。特有「監使」、勾「当使院」、頗有「優厚」、中使不「絶」。十五日、於「宣政殿」礼見。天子不「御」。是日、進「国信及別貢等物」、天子非分喜觀、班「示群臣」。三月廿二日、於「延英殿」対見。所「請並允」。即於「内裏」設「宴」、官賞有「差」。四月十九日、監使揚光耀宣「口」勅云、今遣「中使趙宝英等」、将「答信物」、往「日本国」。其駕船者仰「揚州」造。卿等知「之」。廿四日、事畢拜辞。奏云、本国行路遙遠、風漂无「准」。今中使云「往」、冒「涉波濤」、万「一顛躓」、恐乖「王命」。勅答、朕有「少許答信物」、今差「宝英等」押送、道義所「在」、不「以為」勞。即賜「銀錠酒」、以惜別也。六月廿四日、到「揚州」。中使同欲「進發」、船難「卒成」。所由奏聞、便寄「乘臣等船」發遣。其

第一・第二船、並在「揚子塘頭」。第四船在「楚州塩城県」。九月九日、臣船得「正風」、發「船入」海、行已三日、忽「遭」逆風、船着「沙上」、損壞処多、竭「力」修造。今月十六日、船僅得「浮」、便即入「海」。廿三日、到「肥前国松浦郡橋浦」。但今唐客隨「臣入朝」、迎接祇供、令「同」蕃例。臣具牒「大宰府」、仰令「准擬」。其唐消息、今天子広平王、名迪、年五十三。皇太子雍王、名适。年号大曆十三年、当「宝龜九年」。

【史料2】『続日本紀』宝龜九年十一月乙卯条

第二船到「泊薩摩国出水郡」。又第一船海中々断、舳艫各分。主神津守宿禰国麻呂并唐判官等五十六人、乘「其艦」而着「甌島郡」。判官大伴宿禰繼人并前入唐大使藤原朝臣清河之女喜娘等卅一人、乘「其舳」而着「肥後国天草郡」。繼人等上奏言、繼人等去年六月廿四日、四船同入「海」、七月三日着「泊揚州海陵県」。八月廿九日、到「揚州大都督府」。即節度使陳少遊且奏且放、六十五人入京。十月十六日、發赴「上都」。至「高武県」、有「中書門下勅牒」、為「路次乏」車馬、減「却」人数、「定」廿人。正月十三日、到「長安」。即遣「内使趙宝英」、将「馬迎接」、安「置外宅」。三月廿四日、乃对「龍顏」、奏「事」。四月廿二日、辞見、首路。勅令「内使楊光耀監送」、至「揚州」發遣。便領「留学生」、起「京」。又差「内使掖庭令趙宝英」、判官四人、「齎」国土宝貨、「隨」使來朝、以結「隣好」。六月廿五日、到「惟揚」。九月三日、發「自」揚子江口、「至」蘇州常耽県、「候」風。其第三船在「海陵県」、第四船在「楚州塩城県」、並未「知」發日。十一月五日、得「

信風、第一、第二船同發入海。比及海中、八日初更、風急波高、打破左右棚根、潮水滿船、蓋板拳流、人物隨漂、無遺。夕撮米水。副使小野朝臣石根等卅八人、唐使趙宝英等廿五人、同時没入、不得相救。但臣一人潛行着舳櫓角、顧眄前後、生理絕路。十一日五更、帆檣倒於船底、斷為兩段、舳櫓各去、未知所到。冊余人累居方丈之舳、拳軸欲沒、載纜枕、得少浮上、脫却衣裳、裸身懸坐。米水不入口、已經六日、以十三日亥時漂着肥後國天草郡西仲嶋。臣之再生、勸造所救、不任歡幸之至。謹奉表以聞。

【史料3】『日本後紀』延曆二十四年六月乙巳条

遣唐使第一船到泊對馬島下泉郡。大使從四位上藤原朝臣葛野麻呂上奏言、臣葛野麻呂等、去年七月六日、發從肥前國松浦郡田浦、四船入海。七日戌刻、第三、四兩船、火信不応。出入死生之間、掣曳波濤之上、都卅四箇日、八月十日、到福州長溪泉赤岸鎮已南海口。鎮將杜寧、泉令胡延沂等相迎、語云、当州刺史柳冕、緣病去任、新除刺史未來、国家大平者。其向州之路、山谷峻隘、担行不穩、因廻船向州。十月三日、到州。新除觀察使兼刺史閻濟美処分、且奏、且放廿三人入京。十一月三日、臣等發赴上都。此州去京七千五百廿里、星發星宿、晨昏兼行。十二月廿一日、到上都長樂殿。廿三日、内使趙忠、將飛龍家細馬廿三匹、迎來、兼持酒脯宣慰、駕即入京城、於外宅安置供給。特有監使高品劉昂、勾當使院。第二船判官菅原朝臣清公等廿七人、去九月

一日、從明州入京、十一月十五日到長安城、於同宅相待。廿四日、国信、別貢等物、附監使劉昂、進於天子。劉昂歸來、宣勅云、卿等遠慕朝貢、所奉進物、極是精好。朕特嘉歎。時寒、卿等好在。廿五日、於宣化殿禮見。天子不御。同日、於麒麟殿對見。所請並允。即於内裏設宴、官賞有差。別有中使、於使院設宴、酣飲終日。中使不絶、頗有優厚。廿一年正月元日、於含元殿朝賀。二日、天子不御。廿三日、天子雍王适崩、春秋六十四。廿八日、臣等於承天門立仗、始着素衣冠。是日、太子即皇帝位、諒闇之中、不堪万機、皇太后王氏、臨朝称制。臣等三日之内、於使院朝夕拳哀。其諸蕃三日、自余廿七日而後就吉。二月十日、監使高品宋惟澄領答信物來、兼賜使人告身、宣勅云、卿等銜本國王命、遠來朝貢、遭国家喪事、須緩々將息歸鄉。緣卿等類奏早歸。因茲賜纏頭物、兼設宴。宜知之。却廻本鄉、伝此国喪。擬欲相見、緣此重喪、不得宜之。好去好去者。事畢首途。勅、令内使王國文監送、於明州發遣。三月廿九日、到越州永寧殿。越州即觀察府也。監使王國文、於駅館喚臣等、附勅書函、便還上都。越州更差使監送、至管内明州發遣。四月一日、先是去年十一月、為廻船明州、留録事山田大庭等、從去二月五日發福州、海行五十六日、此日到来。三日、到明州郭下、於寺裏安置。五月十八日、於州下鄞縣、兩船解纜。六月五日、臣船到對馬島下泉郡阿礼村。其唐消息、今天子、諱誦、大行皇帝之男只一人而已。春秋

冊五、有_二冊余男女_一。皇太子広陵王純、年廿八。皇太后王氏、今上之母、大行皇帝之后也。年号貞元廿一年、当_二延曆廿四年_一。淄青道節度使青州刺史李師古（正己孫、納之男）、養_二兵馬五十万_一。朝廷以_二國喪告_一于諸道節度使、入_二青州界_一、師古拒而不入。□兵十_二万以_レ甲_二國喪_一為_レ名、自襲_二鄭州_一。諸州勦_レ力、逆戰相殺。即為_レ宣_二慰師古_一、差_二中使高品臣希情_一發遣。又蔡州節度使吳少誠、多養_二甲兵_一、窃挟_二窺竄_一。又去貞元十九年、遣龍武將軍薛審、和_レ親吐蕃、到則拘□、不_レ得_二復命_一。審欺_レ之云、所_二以來和_一者、欲嫁_二公主_一也。吐蕃即令_二審婦娶_一、天子曠_レ之曰、嫁娶者、非_二朕所知_一、宜_二更廻_一、允_二前旨_一。若事不_レ遂、不_レ得_二入來_一。審還到_二吐蕃界_一、拒而不_レ入、在_二於今日_一、猶住_二兩界頭_一。去年十二月、吐蕃使等歸_レ國、尋_レ彼來由、在_レ娶_二公主_一。天子曠_レ之不_レ聽。故不_レ會_二賀正_一也。其吐蕃在_二長安西北_一、數興_レ兵侵_二中國_一。今長安城、去_二吐蕃界_一五百里。内疑_二節度_一、外嫌_二吐蕃_一、京師騷動、無_二暫休息_一。

遣唐使が帰朝報告を行っていたことは、大宝度の粟田真人の日本国号に関するやりとり（『統日本紀』慶雲元年（七〇四）七月甲申朔条）、勝宝度の大伴古麻呂の唐における争長事件（勝宝六年（七五四）正月丙寅条）などにより明らかである。但し、これらはエピソード的事項であり、その基盤となる日次記的な記録も存した。それは宝龜度①、延暦度の関係史料に窺うことができる。宝龜度①は帰路に漂蕩があり、第三船・第一船がそれぞれに詳細な報告を残している（宝龜九年（七七八）十月乙未条・十一月乙卯条）。八世紀以降の後期

遣唐使は四隻であり、往復ともに海上では別々になることが多いので、各船が業務記録としての日誌を作成していたらしい。報告はともにも宝龜八年六月二十四日の入海から始まり、日時を追って唐への到着、唐での諸行事、帰路の様子などが記され、帰着地への帰朝までが述べられており、第三船の報告には唐の国情・年号なども記載されていた。

次に延暦度に関しては、『日本後紀』の散佚により渡海時の状況は不明の部分が多いが、帰朝報告は延暦二十四年（八〇五）六月乙巳条に完存する。これは大使藤原葛野麻呂の第一船のものであるが、延暦二十三年七月六日の入海から始まり、渡海時の様子、八月十日福州到着以降、日付を追って唐での諸行事を記し、帰路の行程、帰着地への帰朝までが述べられ、「其唐消息」として唐の国情が報告されるという内容である。遣唐使滞在中に徳宗（在位七七九（八〇五年）の死去、順宗（在位は八〇五年正月（八月）の即位があり、今回の遣唐使は唐皇帝の家族関係、節度使の動向や吐蕃との関係など動揺する内外の情勢を詳細に伝えており、中には中国側の史書に見えない貴重な情報も含まれている。^③

遣唐使の官員構成を見ると（『延喜式』卷三十六藏省など）、後期遣唐使では四船それぞれに判官・録事と史生がおり、文筆を担当する史生を中心に記録作成が行われたものと考えられる。延暦度には判官に菅原清公（道真の祖父）、録事に上毛野頼人・朝野鹿取など文人として著名な人物が参加しており、各回の遣唐使にも入唐者に相応

しい教養を有する人々が登用されていたから、こうした人々もまた記録作成に関与した可能性がある。このような遣唐使に関連する諸記録は国史編纂の材料となり、遣唐使の動向を様々に知ることができるとされる。

では、こうした記録が遣唐使の「日記」なのであるか。遣唐使の「日記」として唯一名称の知られる「天平勝宝二年遣唐記」から見て、遣唐使は使節任命時から起算するものであることがわかる。

国史には使人任命や遣唐使船の造営に関する記事もあり、これらも「日記」に記されていたのであろうか。また各船で航海日誌的な記録を作成していたとすると、それらを総合した形で正式の「遣唐記」がまとめられたのであろうか。延暦度遣唐使については、空海の『性靈集』巻五に自身の用務をめぐる諸文書とともに、使人一行のために起草した文書が掲載されており、これら遣唐使をめぐる諸文書はどのように把握されていたのであろうか。『中右記』永長元年（一〇九六）十月十一日条には、「上卿暫乍本座、言談之次命云、大極殿者是大唐大明宮含元殿之鉢也。遣唐使常副（嗣）申也。一事不違彼宮。是依有興事所記付也」とあり、承和度の遣唐大使藤原常嗣の見聞が伝えられているが、これは国史に見えない情報であり、こうした言辞はどのようにして伝来したのであろうか。

承和度の大使藤原常嗣は延暦度の大使葛野麻呂の子で、「近代父子相襲、預專対之選、唯一門而已」（『続日本後紀』承和七年四月戊辰条覺伝）と評され、代々遣外使節を輩出する小野氏や菅原氏と

もに、「遣唐使の家」とでも称すべき存在であった。こうした家系には何らかの経験蓄積、記録の継承があったのかもしれないが、遣唐使の「日記」のあり方ともども不明の部分が多い。そこで、次に遣唐使事業が終息に向かう九世紀中葉以降の求法・巡礼僧の日記の中に遣外使節の「日記」に通じる要素を探り、合せて求法・巡礼僧の日記の特色を検討することにした。

二 求法・巡礼僧の日記

事実上最後の遣唐使になった承和度遣唐使の天台請益僧円仁は、帰国する遣唐使一行を離れて、唐に滞留する道を選択、在唐新羅人の助力などにより五臺山や長安での求法を続けた。その十年にも及ぶ在唐記録が『入唐求法巡礼行記』四巻であり、日次記としての日記の全体が残るものとしては十世紀以降の公家の日記よりも古く、各種日記表によってはこれを最古の日記として掲げるものもある。

『入唐求法巡礼行記』巻一は承和五年（八三八）六月十三日の乗船場面から始まり、以下日次記として承和度遣唐使の動向、円仁の求法の様子が克明に記されている。巻四になると、中国史上最大の会昌の廃仏とその終息後の荒廃、帰国手段を模索する中、さすがに日次は飛び飛びになり、一ヶ月以上も記述が空くことが多いが、承和十四年九月十日肥前国松浦郡鹿島に帰着、十八日に大宰府鴻臚館に入り、以後しばらく大宰府に滞在、諸神を巡拝し、神前説経を行う中、十二月十四日に比叡山から迎えの南忠が到来するところで日

記は終わる。

『入唐求法巡礼行記』は遣唐使の具体像を教えてくださいるとともに、中国社会の動向・寺院のあり方、また会昌の廃仏という稀有な体験も記されており、第二次世界大戦後にアメリカの駐日大使も務めた歴史学者E・O・ライシャワー氏が世界三大旅行記と称揚し、様々な研究・注釈が蓄積されている。^⑥この円仁の帰国と前後して、唐人の来航が始まり、遣唐使によらない彼我往來の道が開かれ、九世紀では惠萼・惠運・円珍や真如（高丘親王）一行などの入唐求法が行われる。^⑦

これらのうち、円珍は延暦度遣唐使の最澄が将来した天台宗のうち、密教的側面を研鑽する遮那業の学匠で、天台密教、台密の確立のために渡海する。円珍の入唐求法に関しては、『行歴抄』、『唐房行履録』、『寺門伝記補録』、『天台霞標』、『天台宗延暦寺座主円珍伝』など史料豊富であるが、『行歴抄』のもとになった『入唐記』（在唐巡礼記）五巻は失われており、その復原が試みられているところである。^⑧その冒頭は嘉祥三年（八五〇）春に山王明神の夢告により入唐求法を勧められるところから始まり、仁寿三年（八五五）七月十五日に博多で乗船、入唐求法の旅が進行し、天安二年（八五八）六月十九日肥前国松浦郡美旻楽崎に帰着、十二月二十七日に洛北の出雲寺に到着し、翌年正月に朝廷で帰朝報告を行うあたりで求法の旅は終了するものと思われる。

真如一行に関しては『入唐五家伝』の中に「頭陀親王入唐略記」

があるが、これは日次記としての日記というよりは、真如に随行した伊勢興房の入唐報告書という色彩が強い。「頭陀親王入唐略記」は貞観三年（八六一）三月入唐許可を得たところから書き始められ、六月十九日平城旧京の池辺院を出発、難波津を経て大宰府に到着、翌四年七月に駕船、渡海と入唐求法の様子が記されており、天竺に向かう真如らと別れて帰国する伊勢興房が同七年六月値嘉島に帰着するところで終わっている。

その後、九〇七年には唐が滅亡、五代十国の混乱を経て、九六〇年には宋（北宋）による中国統一が遂げられるが、この間も唐・宋商人の来航は続き、五代のうち後唐（九二三～九三六年）の時代に渡海した興福寺僧寛建一行、十国の呉越と通交した日延、そして奄然―寂照―成尋の入宋と、渡海僧の系譜は維持された。^⑨

これらは九世紀の求法僧とは異なり、天台山・五臺山参詣など聖地巡礼を主目的としており、巡礼僧と称すべきものである。巡礼僧の渡航記録としては成尋の『参天台五臺山記』八巻が残っており（以下、『参記』と略称）、質・量ともに『入唐求法巡礼行記』に匹敵する日記である。入宋僧の中では奄然には『奄然日記』四巻があったことが知られるが（『参記』巻四熙寧五年（一〇七二）十月十四日条）、現在は散佚し、「奄然法橋在唐記」、「奄然巡礼記」、「奄然在唐日記」、「奄然記」などの名称で諸書に逸文が残る。^⑩寂照は宋に留まり帰国せずに死去しており、宋側に「寂照大師来唐日記」なるものがあったことが判明するものの（『参記』巻五熙寧五年十二月二十九日条）、

逸文すら伝来しておらず、詳細は不明とせねばならない。¹²⁾

成尋の『参記』に關しては後述するとして、ここでは呉越に渡航した日延について触れておきたい。日延の渡海は長らく不詳であったが、天喜初年頃に比定される大宰府政所牒案（大宰府神社文書、

『平安遺文』四六二三号）によつて詳細が判明した。¹³⁾ 日延は唐末・五代十国の争乱で失われた天台法門の繕写・度送を求めた中国・天台山の要請に応じた日本の天台座主慈念の指示と新修曆術の尋習を必要とする賀茂保憲の申請に基づく朝廷の使命を果すべく、藤原師輔の支援や当時何度か来航していた蔣承勳（蔣袞）の到来に依拠して、天曆七年（九五三）に呉越に渡航、天德元年（九五七）に帰朝する。その帰朝の際に、次のような審査が行われている。

天德元年、隨身帰朝。即与勅使藏人源是輔相共馭伝入京、依_レ数献納。公家御覽之後、曆経者被_レ下_二預保憲朝臣_一、法門者被_レ上_二送台嶺学堂_一、外書春秋要覽・周易会积記各廿卷等者、被_レ留_二置江家_一了。又在唐之間日記、召_二式部大輔橘朝臣真幹_一・文章得業生藤原雅材等_一、被_レ令_二試問真偽_一、所_二陳申_一皆須_レ状矣。仍天曆聖主殊重哀憐、賜_二僧綱宣旨_一了。然而日延者身固辞、遁世隱居。

この史料によると、日延にも「在唐之間日記」が存したこと、そして海外渡航者に対しては外国事情や使命達成の状況確認のため、この「日記」に基づいて種々の査問が行われたことがわかる。「在唐之間日記」は報告書としての「日記」というより、渡海の様子、

呉越での賓待（日延は紫衣を賜り、准内供奉の待遇を得ている）や新修曆術尋習などを日次記として記したものであったと推定され、こうした査問に対応するためにも日記の作成が必要であったと考えられる。

この点は日本・唐双方の国禁を犯して入唐求法を続けた円仁にも該当し、自己の求法の成果や行為の正当性を裏付けるものとして、請求目録とともに、『入唐求法巡礼行記』の内容は説得力が大きかったと思われる。遣唐留学者の事例では、宝亀度^①で帰朝した行賀が東大寺僧明一に宗義の難問を問われて返答に詰まった際に、「費_二粮_一両国_一、学植膚浅、何違_二朝寄_一、不_二実帰_一乎」と罵倒され、涕泣する場面が知られ（『類聚国史』卷百四十七撰書・延曆二十三年三月己未条）、こうした査察の場があったことが窺われる。その他、延暦度の留学僧空海も真言宗の習得・将来を果して早々に帰国した際、請求目録を捧呈した上で、しばらくは大宰府に留まり、朝廷の許可を待つて入京するという手順をとっており（『平安遺文』四三三七・四三三〇号）、そこには朝廷での審議があったと考えられる。

こうした外国滞在への査問に備えるという日記作成の一側面を明らかにしたところで、求法・巡礼僧の日記としては『入唐求法巡礼行記』と双璧をなす『参記』の検討に進み、遣外使節や求法・巡礼僧の日記をめぐる諸問題を整理することにした。

三 成尋の『参天台五臺山記』をめぐる諸問題

成尋の『参天台五臺山記』八巻は延久四年（一〇七二）宋・熙寧五（三月十五日の肥前国松浦郡壁島での乗船から、渡海・入宋巡礼の上、熙寧六年六月十二日に明州で先行して帰国する弟子らを見送るところまで、計四百七十日（二日間だけ記事のない日がある）の渡宋記録である⁽⁴⁾。成尋は入宋時に六十歳、天台宗寺門派の京都岩倉大雲寺の寺主で、延暦寺の阿闍梨、天皇への供奉や撰闕家の後継者藤原実の護持僧を勤め、宇治殿藤原頼通の信頼も厚かった。成尋ほどの高位の僧、教学的に完成された人物が渡海するのは稀有の出来事であり、成尋は渡航許可を得ることができないまま、密航の形で入宋を強行する⁽⁵⁾。成尋は結局帰国することなく宋で生涯を終えるが、『参記』巻六熙寧六年正月二十三日条によると、先行帰国のため開封を出発する五人の弟子たちに「入唐日記八巻」を付託しており、おそらくこの後の部分を付加したものを明州での別離の際に渡し、これが現行の『参記』八巻として伝来しているものである。以下、『参記』について日記としての特質を考える上で気づいた点を整理してみた。

まず公家日記の場合は記主の官人出仕の頃から記載が始まり、『中右記』保延四年（一一三八）二月二十九日条に「世事従今心長断、不三日記也」とあるように、出家などにより俗事を離れるあたりが日記の終わりとされ、ここに日記をつける意味合いが求められている。

『参記』の書き出しは壁島で密航する場面であり、成尋は帰国しなかったもので、終わりは先行帰国する弟子たちの離岸を見送る情景である。他の求法・巡礼僧の日記の場合も始まりは同様で、帰国した場合は日本への帰着と上京して帰朝報告を行う前後で終わっており、求法・巡礼の完遂を記すという基本的性格が看取される。成尋の次に入宋した戒覚も密航で渡海し、自身は帰国せず、渡航記録『渡宋記』を託しているが、博多津での乗船から、入宋後の諸行事、そして「元豊六年（一〇八三）永保三」六月十五日記訖（取要不載）子細之文、依便人念而略」と、『渡宋記』一卷を付託するところで終了している。

遣唐使の「日記」に関連して、先には「天平勝宝二年遣唐記」の名称から任命時以来の諸行事を記すのではないかと想定してみたが、求法・巡礼僧の日記が乗船から帰着ないしは帰朝報告前後までになっているのは、あるいは遣唐使時代からの遣外使節の「日記」のあり方を継受しているのかもしれない。但し、正規の遣外使節ではない求法・巡礼僧の場合は、遣外使節の「日記」の一部、または各船で作成された航海日誌的な記録を模して記載方式を創出した可能性もあり、遣外使節の「日記」の復原は後考に俟ちたい。

ちなみに、公家日記に関しては、『九条殿遺誠』に起床・洗顔等の後に「次記昨日事」〈事多日々中可記之〉、「次見曆書」可^レ知^レ三日之吉凶。年中行事、略注^レ付件曆、毎日視^レ之次先知^レ其事、兼以用意。又昨日公事、若私不^レ得^レ止事等、為^レ備^レ忽忘、又

聊可_レ注_レ付件曆」。但其中要枢公事、及君父所在事等、別記之可_レ備_レ後鑑」とあることにより、翌日の出勤前に記すと考えられている。『参記』の中には一箇所だけであるが、記入時刻を示す史料が存し、卷七熙寧六年三月二十三日条に「丑時記_レ之」とある。僧侶の日常生活は俗人とは異なり、成尋は「五箇年間以_レ不_レ臥為_レ勤」（卷一延久四年三月十九日条）と、具体的に入宋を計画したから、さらに苛酷な修行を課していた。入宋後に皇帝の指示による上京や五臺山巡礼の際も、早い時は寅・卯に出発、戌・亥に宿所に到着という星発星宿の旅程であり、睡眠時間がどれ程あったかわからない毎日（途中の船上や馬上で仮眠か？）、日記を書く時間も限られていたのではないかと思われる。

次に日記作成の目的に関連して、他の求法・巡礼僧の日記の参照について検討する。『大唐求法巡礼行記』を残した円仁は最初の求法僧であったから、他の日記の参酌・利用は見られないが、成尋は『大唐求法巡礼行記』四卷と『奝然日記』四卷を携えて入宋しており、これらを宋の皇帝に献上している（参記）卷四熙寧五年十月十四日条。但し、『大唐求法巡礼行記』の第四卷は会昌の廃仏のことが記されていたので、献上しなかったという。その他、卷一延久四年三月二十五日条の「弘法大師云、海路間三千里到_レ蘇州」という記述によれば、延暦度の留学僧空海関係のものも熟読していたらしく、後統の求法・巡礼僧にとって先達の日記や体験はいわばガイドブックとして重要であったと考えられる。そこには渡海や中国人国後の具体的な

メージを得るのに日記の参酌・利用という手段があり、宗派や学系に拘泥することなく先達の日記を広く参照したのであろう。

『参記』卷一熙寧五年五月十三日条には長く夢にも見た天台山国清寺に到着した際の様子が記されており、国清寺大門前の風景は「廻_レ寺鉢松鬱茂、十里挾路、琪樹璀璨、五嶺抱_レ寺、雙澗合流、四絶標奇」と描写されている。成尋は天台・真言経書六百余巻を携えて渡海しており（卷一熙寧五年六月二日条）、『天台記』（五月十四日条）、『天台山記』（五月二十一日条）など中国の天台山に関する書籍にも目を通していたと考えられる。但し、現在知られる天台山関係の書籍の記載よりも、この風景描写は『天台宗延暦寺座主円珍伝』大中七年（八五三＝仁寿三）十二月十三日条の国清寺到着場面、「而松林鬱茂、十里挾路、旗樹璀璨、五嶺抱_レ寺、雙澗合流、四絶希世」に相似しており、成尋が『智証大師伝』を熟読していたことは明らかで（五月十四日条）、寺門派の祖師である円珍関係の記録を参照したか、殆ど暗記していたので、同じ表現を用いることになったのであろう。

成尋の天台山・五臺山巡礼のあり方も次に入宋した戒覚に参照されており、『渡宋記』元豊五年（一〇八二＝永保二）十月二日条の宋での申文では「近則阿闍梨成尋、去熙寧五年賜_レ言旨、遂_レ心願先了」と述べ、成尋と同じく宋側の支援による五臺山巡礼の希望を伝えている。遣唐使に関しては唐側に日本の遣唐使賓待の先例が保持されていたことが窺われ（『大唐求法巡礼行記』卷一開成四年（八三九

『承和六』二月六日条)、日本側も唐側の賓待の変化などに抗議している(『性靈集』卷五「為大使与福州觀察使書」)ので、賓待の概要を把握していたと考えられる。日本側でも来日渤海使に関する「承前記文」を有しており(『類聚符宣抄』第六弘仁九年四月五日宣旨)、賓礼の維持、賓待の前例承知のためにも遣外使関係の記録を参酌することは不可欠であった。¹⁶⁾

成尋は密航により渡海し、ついに帰国しなかったが、宋で皇帝に面見し、天台山・五臺山の巡礼を果し、宋での祈雨成功で法力を示して、皇帝から善恵大師の称号を賜与されたことなどは著名で、日本でも喧伝されていた。『水左記』承暦四年(一〇八〇)十月二十二日条、『中右記』長承三年(一一三四)二月二十八日条には貴族らが岩倉大雲寺に参詣し、「入唐成尋闍梨旧房」や宋で製作された「入唐成尋阿闍梨像」などを見て感慨にふける様子が述べられており、その事跡は「文化財」として讃仰されたのである。『中右記』康和四年(一一〇二)六月十九日条にはまた、白河上皇が「故成尋阿闍梨入唐之間路次從日域及唐朝図絵」を屏風十帖に仕立てたものを製作させたことも記されている。

ところで、成尋は先行して帰国する弟子たちが明州に下向するたぐいに先発する際に、『参記』の原形となる日記など、日本に将来する品々を次のように区分している(『参記』卷六熙寧六年正月二十三日条)。

百官図二帖・百姓名帖・楊文公談苑三帖八卷・天州府京地里圖

一帖・伝燈語要三帖↓宇治経藏《藤原頼通》

法華音義一卷↓大雲寺経藏

唐曆一帖・老君枕中経一帖・注千字文一帖↓左大臣殿《藤原師実》

実

曆一卷↓民部卿殿《藤原俊家》

寒山詩一帖・曆一卷↓治部卿《源隆俊》

永嘉集一卷・證道歌注一帖・泗州大師伝二卷・広清涼伝三帖・

古清涼伝二卷・入唐日記八卷↓石蔵経藏

公家日記は自筆本が存することがままあるが、『入唐求法巡礼行記』、『参記』ともに自写本は存在しない。『参記』は承安元年(一一七二)八月に自筆本を比較した写本を承久二年(一二二〇)に書写したという東福寺本が現存最古の写本で、諸写本の殆どの祖本となるようである。¹⁷⁾ 求法・巡礼僧の日記で完存するものが少ないという類例の僅少さもあるのかもしれないが、上述のように後継の渡海僧が先達の日記を利用してという流布ぶりの割には、原本の欠失には何か原因があるのであろうか。

円仁の延暦寺、成尋の岩倉大雲寺もそれぞれに歴史の紆余曲折を被っているが、そうした事情とともに、戒覚『渡宋記』末尾の次のような記述にも注目してみたい。

我願、以_レ此記置_二於日本国播磨国綾部所引撰寺頻頭盧尊者御前_一、敢不_レ出_二山門_一、備_二来住人之道心_一焉(花押影)。副送

菩薩石壹枚(暗隙日光差入之处、当_二此石_一可_レ看也)。必定放_二

五色光歟。若尔者礼其光明、是菩薩不思議之化用云々。仍

大聖文殊之結縁、可_レ在下礼石光之功徳上矣。又金剛窟土少々

一裹（此等可_レ安置仏壇之底）。又清凉山背生茸一房并木根等。

『渡宋記』は寛喜元年（二二二九）に播州飾西郡の実報寺で実尊という者が戒覺の自筆本を書写し、慶政が播州に下向した際に書写山で実報寺主仏如房と対面した時、そこから書写したものが伝存しているのである。¹⁸五臺山の石・土・植物とともに、渡海僧戒覺の記録は信仰の対象となる聖遺物であり、それは引撰寺に寺門興隆を保障する資産として保持されることが期待されていたのであった。成尋の『参記』も石蔵（岩倉）経蔵に保管されており、上述の大雲寺への参詣者に対する聖遺物としての役割を果たしたことが推測される。とすると、原本は容易には実見することができない信仰の対象として秘蔵されたまま、様々な歴史の変動の中で消えていったと説明することができるかもしれない。ここには一般の公家日記とは異なる、寺院の記録というものの性格を考える糸口もあると思われる。¹⁹

むすびにかえて

小稿では遣外使節と求法・巡礼僧の日記のあり方を概観し、特に成尋の『参天台五臺山記』を事例に渡航記録の日記としての特質、留意点について考察を試みた。これらにはそもそも原形がわからない、原本（自筆本）が全く伝来していないなどの制約もあり、不明の点が多く、公家日記では明らかになっている事柄を概説風に述べ

たに過ぎないという懸念が大きい。

とはいうものの、日記全般に通じる論点、また寺院という特殊な空間・論理に関連して生じる相違点などを抽出することができ、「日記の総合的研究」にはこうした分野の日記を視野に入れることも多少は有用であろう。そうした役割の一端を担い、さらなる考察の深化の糸口を示したところで、拙い稿を終えることにしたい。

註

- (1) 拙著『白村江』以後（講談社、一九九八年）、『東アジアの動乱と倭国』（吉川弘文館、二〇〇六年）などを参照。
- (2) 坂本太郎「日本書紀と伊吉連博徳」（『日本古代史の基礎的研究』上、東京大学出版会、一九六四年）、北村文治「伊吉連博徳書考」（『日本古代史論集』上巻、吉川弘文館、一九六二年）など。
- (3) 遣唐使の全体像に関しては、拙著『遣唐使の光芒』（角川学芸出版、二〇一〇年）を参照。
- (4) 東野治之「遣唐使と海外情報」（『図書』五二八、一九九三年）。
- (5) 山内晋次「遣唐使と国際情報」（『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (6) 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』全四巻（法蔵館、一九八九年）、E・O・ライシャワー『円仁 唐代中国への旅』（講談社、一九九九年）、足立喜六訳注・塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』一・二（平凡社、

- 一九七〇・八五年)、深谷憲一『入唐求法巡礼行記』(中央公論社、一九九〇年)、白化文他『入唐求法巡禮行記校註』(花山文藝出版社、一九九二年)、佐伯有清『最後の遣唐使』(講談社、一九七八年)、『慈覺大師伝の研究』(吉川弘文館、一九八六年)、『円仁』(吉川弘文館、一九八九年)、鈴木靖民編『円仁とその時代』(高志書院、二〇〇九年)、『入唐求法巡礼行記』に関する文献校定および基礎的研究』(平成十三年度〜平成十六年度科学研究費補助金(基盤研究C(2)))研究成果報告書、研究代表者・田中史生、二〇〇五年)など。
- (7) 拙稿「九世紀の入唐僧」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三七、二〇一二年刊行予定)。
- (8) 小野勝年『入唐求法行歴の研究』上・下(法蔵館、一九八二・八三年)。その他、佐伯有清『智証大師伝の研究』(吉川弘文館、一九八九年)、『円珍』(吉川弘文館、一九九〇年)、『悲運の遣唐僧 円載の数奇な生涯』(吉川弘文館、一九九九年)なども参照。
- (9) 『入唐五家伝』については、森哲也『入唐五家伝』の基礎的研究』(市史研究 ふくおか)三、二〇〇八年)を参照。その他、佐伯有清『高丘親王入唐記』(吉川弘文館、二〇〇二年)、杉本直治郎『真如親王伝研究』(吉川弘文館、一九六五年)、田島公『真如(高丘)親王一行の「入唐」の旅』(『歴史と地理』五〇二、一九九七年)、川尻秋生「入唐僧宗敬と請来典籍の行方」(高麗大学日本史研究会編『東アジアのなかの韓日関係』上、J&C、二〇一〇年)なども参照。
- (10) 拙稿「入宋僧成尋の系譜」(『遣唐使の特質と平安中・後期の日中関係に関する文献学的研究』平成十九年度〜平成二十年科学研究費(基盤研究(C))研究成果報告書、研究代表者・森公章、二〇〇九年)、石井正敏「入宋巡礼僧」(『アジアのなかの日本史』V、東京大学出版会、一九九三年)など。
- (11) 国書逸文研究会編『新訂増補 国書逸文』(国書刊行会、一九九五年)。
- (12) 但し、「於梵才三蔵房見」齋然法橋並寂照大師來唐日記。即借取書取楊文公談苑如右。」とあり、以下に引用されている『楊文公談苑』に記された寂照らの宋での事績を「來唐日記」と称したとすれば、これは日記ではないことになる。
- (13) 竹内理三「入吳越僧日延伝」(『日本歴史』八二、一九五五年)。
- (14) 『参記』の活字本としては、『改訂』史籍集覧二六「参天台五台山記」、「大日本仏教全書」遊方伝叢書、島津草子『成尋阿闍梨母集・参天台五台山記の研究』(大蔵出版、一九五九年)、平林文雄『参天台五台山記 校本並に研究』(風間書房、一九七八年)、王麗萍校点『新校参天台五台山記』(上海古籍出版社、二〇〇九年)など、注釈書としては、斎藤圓眞『参天台五台山記』I・II(山喜房仏書林、一九九七・二〇〇六年、巻四まで)、藤善眞澄『参天台五台山記』上・下(関西大学出版部、二〇〇七・一一年)などがある。
- (15) 成尋および『参記』に関する近年の研究は、石井正敏「成尋生没年考」(『中央大学文学部紀要』四四、一九九九年)、『成尋』(『古代の人物』六、清文堂、二〇〇五年)、王麗萍『宋代の中日交流史研究』(勉誠出版、二〇〇二年)、藤善眞澄『参天台五台山記の研究』(関西大学出版部、二〇〇六年)などを参照。なお、拙稿a「劉琨と陳詠」(『白山史学』三八、二〇〇二年)、b「入宋僧成尋とその国際認識」(『白山史学』

三九、二〇〇三年)、c「参天台五臺山記」の研究と古代の土佐国」(『海
南史学』四一、二〇〇三年)、d「宋朝の海外渡航規定と日本僧成尋の入国」
(『海南史学』四三、二〇〇六年)なども参照。

(16) 拙稿「漂流・遭難、唐の国情変化と遣唐使事業の行方」、「日渤海係
における年定期の成立とその意義」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川
弘文館、二〇〇八年)。

(17) 平林註(14)書。

(18) 宮内庁書陵部編『僧慶政関係資料 渡宋記・法華山寺縁起』(八木書
店、一九九一年) 解題・釈文。

(19) 『小右記』寛仁四年(一〇二〇)八月十八日条によると、藤原頼通か
ら鹿島・香取両社への封戸奉納に関して藤原実頼の例文の有無を尋ねられ
た時、実資は「彼時文書者故三条殿《藤原頼忠》悉焼亡、見御日記無
其事。件御日記大納言《藤原公任》為合部類切寄、如此之間漏失歟」
と答えており、実頼自筆本の喪失を恨む様子が窺われ、父祖の日記に対す
る観念はあるいは信仰に通じる側面もあると考えられる。

【付載『伊吉連博徳書』】

『日本書紀』齊明五年七月戊寅条

遣小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥、使於唐国。仍以
道輿蝦夷男女二人示唐天子。伊吉連博徳曰、同天皇之世、小
錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等二船、奉使吳唐之路。
以己未年七月三日、發自難波三津之浦。八月十一日、發

自筑紫大津之浦。九月十三日、行到百濟南畔之島。々名母
分明。以十四日寅時、二船相從放出海。十五日日入之時、
石布連船橫遭逆風、漂到南海之島。々名爾加委。仍為島人
所滅。便東漢長直阿利麻・坂合部連稻積等五人、盜乘島人之
船、逃到括州。々島官人送到洛陽之京。十六日夜半之時、
吉祥連船行到越州会稽縣須岸山、東北風、々太急。廿二日、行
到余姚縣。所乘大船及諸調度之物留着彼処。潤十月一日、
行到越州之底。十五日、乘駛入京。廿九日、馳到東京。天
子在東京。卅日、天子相見、問訊之。日本国天皇平安以不。使
人謹答、天地合徳、自得平安。天子問曰、執事卿等好在以不。
使人謹答、天皇憐重、亦得好在。天子問曰、国内平不。使人謹
答、治称天地、万民無事。天子問曰、此等蝦夷国有何方。
使人謹答、国有東北。天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有
三種。遠者名都加留、次者名鹿蝦夷、近者名熟蝦夷。今此熟
蝦夷、每歲入貢本国之朝。天子問曰、其国有五穀。使人謹答、
無之。食肉存活。天子問曰、国有屋舍。使人謹答、無之。
深山之中止住樹本。天子重曰、朕見蝦夷身面之異、極理喜性。
使人遠来辛苦、退在館裏、後更相見。十一月一日、朝有冬至
之会、々日亦覲。所朝諸蕃之中、倭客最勝。後由出火之乱、
棄而不復檢。十二月三日、韓智興與倭人西漢大麻呂枉讒我
客、々等獲罪唐朝、已決流罪、前流智興於三千里之外。
客中有伊吉連博徳、奏、因即免罪。事了後、勅旨、国家来年

必有「海東之政」、汝等倭客不_レ得_二東歸_一。遂逗_二西京_一、幽_二置別
 処_一、閉_レ戸防禁、不_レ許_二東西_一、困苦_レ經_レ年。難波吉士男人書曰、
 向_二大唐_一大使觸_レ鳥覆、副使親覲_二天子_一、奉_レ示_二蝦夷_一。於是、
 蝦夷以_二白鹿皮_一・弓_三・箭八十_一、獻_二于天子_一。〕

『日本書紀』齊明六年七月乙卯条分註

伊吉連博德書云、庚申年八月、百濟已平之後、九月十二日、放_二客
 本国_一。十九日發_レ自_二西京_一。十月十六日、還到_二東京_一。始得_レ相_二
 見阿麻利等五人_一。十一月一日、為_二將軍蘇定方等_一所_レ捉百濟王以
 下、太子隆等諸王子十三人、大佐平沙宅千福・国弁成以下卅七
 人、并五十許人奉_レ進_二朝堂_一。急引趨_二向天子_一。天子恩勅、見前
 放著。十九日、賜勞。廿四日、發_レ自_二東京_一。

『日本書紀』齊明七年五月丁巳条

耽羅始遣_二王子阿波伎等_一貢獻。〔伊吉連博德書云、辛酉年正月廿五
 日、還到_二越州_一。四月一日、從_二越州_一上路東歸。七日、行到_二禮
 岸山明_一。以_二八日鷄鳴之時_一、順_二西南風_一、放_二船大海_一。々中迷
_レ途、漂蕩辛苦。九日八夜、僅到_二耽羅之島_一。便即招_二慰島人王子
 阿波岐等九人_一、同載_二客船_一、擬_レ獻_二帝朝_一。五月廿三日、奉_レ進_二
 朝倉之朝_一。耽羅入朝始_二於此時_一。又為_二智興、僱人東漢草直足
 島_一、使人等不_レ蒙_二寵命_一。使人等怨徹_二于上天之神_一、震_二死足
 島_一。時人稱曰、大倭天報之近。〕

『政事要略』阿衡事所引の『宇多天皇御記』

——その基礎的考察——

古藤 真平

序

「阿衡の紛議」とも言われる阿衡事件は、仁和三年（八八七）に父帝光孝天皇の崩御を承けて踐祚・即位した宇多天皇が、太政大臣藤原基経にどのような職務を与えるかということで起きた政争である。事件に関する基本史料を収めているのが、『政事要略』巻第三十、阿衡事であり、その中に『宇多天皇御記』仁和四年の記事八条が抄出されている。

この八日分の日記は、阿衡事件の経過を物語る史料としてだけでなく、宇多天皇の個性、学識を窺わせる史料として貴重であり、多くの先学が注目してきたが、文章に即して検討する余地は少なからず残されていると思われる。本稿では、事件の経過を物語る基本史料として、その基礎的な読解を試みてみたい。

一 阿衡事件の概要と『政事要略』阿衡事

序で述べたように、阿衡事件は、仁和三年（八八七）八月二十六日に父帝光孝天皇（八三〇～八八七。在位八八四～八八七）の崩御を承けて踐祚・即位した宇多天皇（八六七～九三一。在位八八七～八九七）が、太政大臣藤原基経（八三六～八九一）にどのような職務を与えるかということで起きた政争である。

その前提となるのが、元慶八年（八八四）六月五日に宣布された光孝天皇の勅である。同勅は、同年二月四日に踐祚、同月二十三日に即位した天皇が、五月二十九日、基経が在任していた太政大臣の職掌について学者達に議論させたことを承けたもので、

かりに職とすると、無く有るべくとも、朕が耳目腹心に侍るところなれば、特に朕が憂ひを分かつとも思ほすを、今日より

官庁に坐して、就きて万政を領べ行ひ、入りては朕が躬を輔け、出でては百官を総ぬべし。奏すべきの事、下すべきの事、必ず先に諮り稟けよ。朕將に垂拱して成るを仰がむとすと宣る御命を衆聞き給へと宣る。

と宣するものであった（『日本三代実録』から抄出して書き下した）。

学者達の議論からは「師範訓導のみには非ずありけり。内外の政、統べざること無くも有るべかりけり」という解釈は導き出せたのであったが、太政大臣の具体的な職掌を明らかにできたわけではなかった。そこで、仮に太政大臣の職掌というべきものが官制上はないとしても、自分を補佐するとともに、全ての官庁を統括し、全ての上奏・宣下案件の諮問を受けるようにするという形で、基経を執政の任に当たらせるとするのがこの勅の主旨であった。ここで基経に与えられた「奏すべきの事、下すべきの事、必ず先に諮り稟けよ」という権限が「関白」の前提となったことは先学の指摘するところである。¹⁾

仁和三年十一月十七日に即位式を終えた宇多天皇は、十一月二十一日の詔書で基経の職務について「其万機巨細、百官惣己。皆関白於太政大臣、然後奏下、一如旧事」（「其れ万機巨細、百官己に惣べよ。皆太政大臣に関り白し、然して後に奏し下すこと、一に旧事の如くせよ」と述べ、執政の任に当たるように命じた。光孝朝においてと同様に、全官庁を統轄し、大小全ての上奏・宣下案件を基経に諮るようにと

命じたのである。ここに「関白」の称が初見する。基経が閏十一月二十六日に上った辞表に対する翌二十七日の勅答に「宜以阿衡之任為卿之任」（「宜しく阿衡の任を以て卿の任とすべし」と書かれていたことが政治問題化したのが阿衡事件である。

光孝天皇の願いを聞き入れる形で宇多天皇の即位を実現した基経ではあったが、自らの権力をより強固なものとし、新天皇との関係を更新し築き上げることは大きな課題であった。詔書・勅答の作成を務めた橘広相（当時参議左大弁文章博士。仁和三年十一月十七日、正四位下に昇叙）がその娘義子を宇多天皇が即位する前に嫁がせ、仁和元・二年（八八五・八八六）に外孫（齊中親王・齊世親王）が誕生していたことは、基経にとって大きな障害と認識されたことであろう。基経は、学者の藤原佐世が「中国古代の阿衡は実権を伴わない官であったから、天皇の真意は基経の執政を停止することにある」と述べたことを聞き入れて太政官の政務に関わることを止めることで、広相を失脚させ、天皇を譲歩させようとしたのであった。

この阿衡事件の基本史料を収めているのが、『政事要略』巻第三十、阿衡事（以下『政事要略』阿衡事、「阿衡事」などと略記する）である。そこに収められているのは、仁和三年十一月二十一日の詔から翌四年十一月のものが見られる菅原道真「奉昭宣公書」までの史料であり、その構成は次の通りである。

(一) 基経の関白任命に関する詔書・辞表・勅答
仁和三年十一月二十一日詔書／同年閏十一月二十六日辞表／同年

閏十一月二十七日勅答

(二) 阿衡の職掌についての学者達の勘文

仁和四年四月二十八日勘文(中原月雄・善淵愛成連名) / 同年某月

某日勘文(橋広相) / 仁和四年五月二十三日勘文(紀長谷雄・三善

清行・藤原佐世連名) / 仁和四年「五月廿□日勘文(月日は新訂増

補国史大系本の校訂注による。作成者は不明だが、内容から見て、反

広相の論者のものである) / 仁和四年五月三十日勘文(長谷雄・清

行・佐世連名) / 仁和四年六月某日勘文(内容不明。月雄・愛成連名

か)

(三) 『宇多天皇御記』(以下『御記』)からの抄出(仁和四年五月十五

日)十一月三日条)

(四) 仁和四年六月二日詔書(宣命体)

(五) 仁和四年十月十五日勘文「勘申左大弁正四位下橋朝臣広相犯

罪事」

(六) 「奉昭宣公書善承相讃州刺史時」

阿衡事の中で、事件の仁和四年に入ってから展開を物語る最初の

史料は、四月二十八日に提出された「阿衡」の任に関する明経道

の学者善淵愛成・中原月雄による勘文(二)である。この頃から、

勅答の作者橋広相と彼を難じる学者達との間の議論が、朝廷を舞台

として繰り広げられるようになったらしい。

五月十五日には、基経自身が天皇に書状を奉呈し、明経博士達が

阿衡には典職がないと勘申しているのだから、それに擬された自分

を外して太政官の政務を執行して欲しいと、自らの政務非協力を正
当化したことが『御記』同日条に書き留められている。

五月二十九日には天皇が左大臣源融を召し、左近陣座で公卿達に

善淵愛成・藤原佐世等の勘文と橋広相の勘文を吟味させたが、天皇

と公卿達では是非を見極めがたく、双方が議論するのを直に聴いて

判断することになった。二日後の六月一日、天皇の御前に融が侍

し、広相・佐世・月雄を召して対論させたが、双方譲らず、天皇は

結論を出せないと判断し、万機の事が滞っている状況を打開するた

めに、融を基経邸に遣わして前詔(仁和三年十一月二十一日の詔書)

の心の如く万事を行うよう要請した(以上『御記』六月一日条)。

六月二日早朝、融が天皇に行った報告は、基経は一旦承諾しなが

ら、やはり「阿衡」問題が決着しなければ執政には復帰できないと

述べた、というものであった(『御記』六月二日条)。融は、基経を

執政の任に復帰させる権謀として、詔書(仁和三年閏十一月二十七日

の勅答)を改めて施行することを強く進言し、天皇はそれを不可と

思いながらも結局は承諾した(『御記』十一月三日条)。かくして改

正詔書が施行された(四)。

六月二十九日には大祓の儀の執行に当たって広相が完全に孤立す

る事件が起きた(『御記』九月十日条)。事件が終結に向けて大きな

展開を始めたのは九月に入ってからである。広相を断罪しようとする

動きが強まる中で、九月十七日、天皇は基経に善処を要請する書

簡を送った(『御記』同日条)。そして、十月六日には基経の娘温子

を入内させ、後日女御とし（『日本紀略』六日・九日・十三日条など）、基経が外戚政策を展開することに道を開くという譲歩策を講じた。

これによって基経も妥協する方向に転換していったと考えられるが、既に進めていた広相の処断という動きを即座に緩めることはせず、十月十三日、広相が詔書を作り誤った罪の量刑が惟宗直宗・凡春宗等に命じられ（『日本紀略』二）、十五日付の桜井貞世・凡春宗・惟宗直宗連名による勘文が作成されている（五）。

十月二十七日、天皇は基経に書簡を送って本懐を述べた。基経からの返書には、広相のことについては先に承ったことです（広相の処断を求めることはしません）、事件については、仁和三年の十一月二十一日詔と閏十一月二十七日詔が相違しているのではないかと疑われたために官奏を見なかつただけです、六月に詔書を改正して宣布したのは失策であつたと思われ、と書かれていた。天皇はこれを以て事件落着の一区切りができたと安心し、広相を召して職に戻るように命じたのである（『御記』同日条）。

以上が『政事要略』阿衡事を主要史料として知られる事件の概略である。序で述べたように、（三）の『御記』の各条を詳細に検討することを本稿の課題とする関係で、特に仁和四年五月十五日から事件の解決に至るまでの展開を跡付けることに重心をおくことになることをお断りしておく。仁和三年閏十一月二十七日の勅答以後、四年五月十五日以前の事件の経過の検討も重要な研究課題となるが、必要な限りで言及するに止め、詳細は別稿を期したい。言うま

でもないことだが、阿衡事には、中国の古典に見える阿衡についての学者達の勘文や、広相の量刑に関する勘文など、『御記』以外の重要な史料が多く含まれている。それらを正確に取り扱い、『御記』の理解と総合して行くことについても将来の課題としておく。

二 阿衡事所収『御記』の内容

本章では『政事要略』阿衡事所収『御記』の内容を各条ごとに検討していく。引用は基本的に新訂増補国史大系本『政事要略』（一九三五年刊。以下「大系本」と略す）二三八～二四一頁から行う。但し、句読点については筆者の読みによって改めた部分がある。また、『大日本史料』第一編之一（一九二二年刊。以下『史料』）が引用する『政事要略』のテキストにも採るべき点があると思われるので、適宜参照する。

（A）五月十五日条（藤原基経が天皇に奏状を奉る）

【本文】「御日記云。仁和四年五月十五日。太政大臣進奏状備。可被定行雑務事。太政官奏事。右国家之事、一日万機。而自去年八月迄于今日、未奏太政官所申之政云々。…伏望。早仰執奏之官、莫令擁滞万機。」（大系本二三八頁二～八行目）

太政大臣藤原基経が奉った奏状を天皇が五月十五日に受け取り、その内容を書き留めた一節である。『日本紀略』五月十五日条に「太政大臣上書五个条」と見えていることと符合し、基経の奏状の表題が「可被定行雑務事」で、五箇条からなり、その内の最も重要な一

簡条「太政官奏事」が『御記』に書き留められたのであろう。

基経はまず述べる。「太政官が天皇に奏上することとは、国家のことであり、一日万機であります。しかし、去年八月（宇多天皇が踐祚した八月二十六日のこと）から今日に至るまで、太政官からの天皇への奏上はなされていません（私がそれを内覧して奏上をさせることをしておりません）」と。

ここまでの文脈の理解については、米田雄介氏が提示された理解^③に従いたい。すなわち、宇多天皇が踐祚後に自分の職務を明示してくれることを基経は望んでいたが、天皇がそうしなかったために不信感を抱き、即位式（仁和三年十一月十七日）以前に、光孝朝で就いていた執政の職務を辞する意向を示していたのではないか、ということである。

光孝朝における基経の執政の職務とは、第一章で述べたように、天皇を補佐するとともに、全官庁を統括し、全ての上奏・宣下案件を基経に諮るようにするというものであった。それが自動的に宇多朝に引き継がれるならば、太政官から天皇への奏上も、天皇の命を太政官が諸司・諸国に仰せ下すことも、全て基経に諮るということが滞りなく行われたはずである。しかし、基経としては、そのような執政の職務は太政大臣であることによって定まっていることではなく、光孝天皇の勅によって与えられたものであり、天皇が崩御した以上、その職務は新天皇から再度認められない限り、継続されるものではなかった。そのような建前を通すことによって天皇に自分

の職務を再確認させることが、自らの権力を強固なものとし、天皇との関係を自分にとって有利なものにしていくと考えたのであろう。

米田氏は、『扶桑略記』が宇多天皇の即位式について記す仁和三
年十一月十七日条（末尾に「已上御記」とあり、全文が『御記』の引
用と見られる）の中に見える、天皇が基経に送った勅書についての
記述、

即送勅書於太政大臣云。今日之事、平安令果、歡喜無涯。先有
遺託之命。況余已為孤子。而思隨教之命耳。如此之言、若有辭
退、更亦不住世間。小子不撰世間之政、拋小君之号、逃隱山林。
是所念也。

を徴証として挙げられた。その中に「もし基経が執政を辞退してしま
うならば、自分には政治を執ることなどできないから、君主の号
を抛って山林に逃げ隠れるしかないと思つてゐる」という趣旨のこ
とが見えるからである。そして、それでも納得しなかった基経への
対応として、四日後の十一月二十一日に関白の詔書を出すとともに
に、基経の異母妹の尚侍正三位藤原淑子（天皇の養母でもあった）
を従一位に叙したのである、と。

十一月十七日の勅書に対して基経が納得しない意向を示したのか
どうか^④は別として、天皇が即位式を了えた当日に基経に書状を送

り、さらに四日後に関白の詔書を出したことの背景として、即位式以前に基経が辞意を示していたことは認めてよいと思われる。

続けて、基経なりの理由付けが述べられる。「去年十一月二十一日の詔書に、万機巨細について、基経に関り白せ、とありました。自分は幸いにも聖主が治める無為の御世に遇い、行うべき事がごく僅かしかない臣下になることができると喜び、辞任の上表を奉り、御命令の任務に当たらせて頂きますとは申し上げなかつたのです。そして、辞表に対して出された閏十一月二十七日の勅には、阿衡の任を汝の任とせよとありました。阿衡という高い官を与えて尊んで下さるのは、素餐（職責を果たさずに俸禄を受けること）の責務を与えて下さるということなのだろうと考えました。但し、阿衡とはどのような任であるかを存じませんし、関白との関係も分からず、疑問を持ったまま久しく時が経ってしまいました。伏して聞きますに、左大臣（源融）が明経道の博士達に勘申させたところ、阿衡というのは典職がないとのことであり^⑤ます。典職がないということをして、阿衡が貴いということを知ったのであります。私はとてもそのような阿衡の任には堪えませんが、阿衡に分職がないということについては、自分が願っている、（無為の御世に遇って）行うべき事がごく僅かしかない臣下でありたいという思いに合致します。ですから、伏して望みますことは、執奏の官（太政官）に（天皇への奏上を太政大臣基経が関知することは不要であるという）命令を下し、万機を滞らせないようになさることであります」と。皮肉を込めた

言辞となつていることは言うまでもない。

このように、阿衡の任を与えられた自分は太政官の天皇への奏上を関知する必要がないというのが奏状の主旨であり、執政拒否を正当化するものであった。

上述したように、この一条は、『日本紀略』五月十五日条と符合しており、『御記』五月十五日条と認定して差し支えないであろうが、『扶桑略記』五月九日条、

五月九日。太政大臣報奏云。奉去年閏十一月廿七日勅、宜以阿衡之任、為卿之任者。…抑至于無分職、暗合臣願之。

との関係に若干の問題を残すことを付記しておく。

この記事は、『政事要略』に見える『御記』十五日条の記事よりも簡略化された内容であるが、共に『宇多天皇御記』の同じ日の記事に由来すると見られる。『扶桑略記』の日付が『政事要略』阿衡事のそれよりも信頼性が高いとは思われず、基経の奏状が天皇の元に届いたのはやはり十五日で、それが同日の『御記』に記されたと解しておくのが穏当であろう。但し、「太政大臣報奏」とあることから、基経が奏状を奉った前提に、天皇が基経に書状を送っていたと推測することも可能であり、「九日」がそのような書状の往復の日付について何かを物語っている可能性は残るであろう。

(B) 六月一日条（学者討論決着せず。基経に前詔の心によって万事を

行うよう伝達する)

【本文】去六月朔日。左大臣侍簾前、…仍去五月廿九日、召左大臣、…但聞彼此之辞論相定非。仍迨于今日、召件人於殿上、…使左大臣就太政大臣之第曰。如前詔心、且行万事。」(大系本二三八頁八行目～二三九頁一行目)

【校訂】①「去六月朔日」の「去」について。『史料』はAの末尾を「莫令壅滞万機云々」(一〇〇頁)、Bの冒頭を「六月朔日」としており(一〇四・一〇九頁)、校訂本文としてはその方が合理的である。

従って六月朔日条と読んで問題なからう。／②「但聞…今日」を『史料』は「但聞…相定是非、何迨于今日」とする(一〇九頁)。「但し彼此の辞論を聞きて是非を相ひ定めん。仍りて今日に迨^{およ}ひ」と校訂を加えて読むべきであろう。

この一節には、まず、六月一日に御前で学者達の対論が行われたこと、そこに至る経緯、宇多天皇の考えが一気に書かれている(仍去五月廿九日)の前までの部分)。

簾前に左大臣(源融)が侍し、参議文章博士橘広相・右少弁藤原佐世・助教中原月雄を召して対論が行われた。ここに至った経緯は、太政大臣(基経)が摂政(ここでは執政の意味)を辞した(仁和三年閏十一月二十六日)の上表に対する勅答にあった「以阿衡之任、為卿之任」の句に関し、世論が騒然となり、大閤(基経)が疑義を抱いたことにあること、そのことを聴いた左大臣は道々の学者達に勸申させたこと、その中に阿衡は殷代の三公の官名に由来し、周代で

は典職を持たない官であったから、基経の職務をそのような阿衡に擬するということは基経に政務を聴かなくてもよいと言っているに等しいという意見があったこと、宇多天皇としては、周代の三公は王と職を同じくする者であり、王が天下の事を統括する以上、三公も天下を統括することは『周礼』の疏から導き出せる理であり、王を政治を行わない者と論じているかのような佐世達の議論は是認できないと考えていること。以上である。

続けて、この日の対論の前提となる五月二十九日の陣定から、この日の最後に天皇が決めた方策までのことが書かれる(仍去五月廿九日)からの部分)。

学者達に議論があるということで左大臣融を召し、善淵愛成・藤原佐世等の勅文と広相の勅文を左近陣頭で審議させた(陣定であろう)こと、双方の論の是非は決しがたいという結論が融から報告されたこと、天皇は双方の論を直接聞いて是非を判断しようと決めたこと、そして今日(六月一日)に至ったこと、御前で双方の意見を聴いたがともに譲らず、論争についての結論を得るには至らなかつたこと、万機の事が滞っている状況を打開する方策として、融を基経邸に遣わして前詔(仁和三年十一月二十一日の詔書)の心の如く万事を行うよう要請することにしたのである。

なお、六月一日の議論の様子についてはF・Hにも見えている。

(C) 六月二日条(源融の復命と天皇の憤慨)

【本文】二日。早朝、左大臣還奏曰。…朕以為不可然。先日、先帝

左執愚之手、…何大臣出如是異議哉。甚為不便。」(大系本二三九頁一〜六行目)

前日、太政大臣基経に前詔(仁和三年十一月二十一日の詔書)の如く万事を行うようにせよという天皇の命の伝達を命じられた融が、翌日早朝に天皇に報告した内容とそれを聞いて憤慨した天皇の思いが一気に書かれている。

融の報告は「昨日(六月一日)の暮れに仰せの旨を太政大臣にお伝えしました。太政大臣は一旦は承諾したのですが、後になって、『やはり)阿衡問題が定まらなければ執政することはできません』と奏上して下さいと申しました」というものであった。

天皇の憤慨の思いは次のようなものであった。「そのような対応はあつてはならないことだ。先の日(光孝天皇が源定省を親王に戻した仁和三年八月二十五日、または、定省親王が立太子し、光孝天皇が崩御した翌二十六日であろう)に先帝(光孝天皇)は、左手で私の手を執り、右手で相国(基経)の手を執り、相国に託してこう言われたのである。自分は日に日に衰えている。それが何事によるのかは分からない。この人(宇多天皇)のことを必ずや卿(基経)の子のように思って輔弼して欲しい、と。そこで、帝(光孝天皇)の崩御後、朕は彼の大臣(基経)に言ったのだ。私にはもはや頼るべき親(父の光孝天皇)がおらず、孤児になってしまった。政事のことはまだよく分からない。卿(基経)は前代(光孝天皇)から摂政(執政の意)をしている。だから、朕の身に対して親しいこと父子のように思

い、子に当たる朕の治世で摂政をして欲しい、と。それに対して、大臣(基経)は『謹んで御命令を承りました。必ずや能う限りお仕え致します』と答えたではないか。どうして今回のような異議を申し立てたりするのか、甚だ不都合なことである」。

以上の記述に見えない六月二日当日の動き(改正詔書の作成をめぐる動き)についてはHに記されている。

(D) 六月五日条(橘広相が五箇条の愁文を提出)

【本文】「五日。広相朝臣奏五条愁文。…」(大系本二三九頁六行目〜二四〇頁七行目)

六月五日に橘広相が提出した五箇条からなる愁文が天皇の手許に届き、それを天皇が書き留めた長文の一節である。五箇条をほぼ原文の通りに引用したものであろう。

五箇条の愁文は広相が学者の立場から善淵愛成・中原月雄・藤原佐世の意見に反論を加えたものである。中国殷代の宰相伊尹が任じられた阿衡という官について、広相は、殷と周の官制の相違や、史書に見える阿衡の用例も加味して論じるべきだという立場から、『尚書』・『儀礼』に見える阿衡を基準にして論じようとする愛成・月雄・佐世の意見は妥当性を欠くと論じているものようである。

広相がこの日に愁文を提出した事情、三年閏十一月二十七日の勅答を天皇の本意に乖くものと宣言する改正詔書(阿衡事(四))が「六月二日」付であること、Hによって知られる六月二日の出来事との関係については、第三章で考察する。とにかくも宣命は六月に宣布

されたのであり、天皇と広相にとって不利な決着となったことは確かである。

(E) 九月十日条(阿衡事件の発端から六月晦日大祓の騒動までを回顧)

【本文】「九月十日。云々。朕之博士是鴻儒也。…于時在六月晦日、天下噉々自此始也。但其実否所不知矣。」(大系本二四〇頁八〜一行目)

天皇が阿衡事件の発端(前年閏十一月二十七日の勅答)から今年六月二十九日の大祓儀に当たって起きた騒動までのことを回顧する一条である。

「朕の博士(師の意。すなわち橘広相)は大学者である。(であるがゆえに)太政大臣(基経)に摂政(執政の意)することを命じる詔書(この人(広相)に作成させたのである。その詔書の文章は美麗なものであったが、いたずらに阿衡という句を用いたため、邪臣達が群れをなし、その句の意味するところに託けて論難するところとなつてしまった。こうして、公卿以下の官人達は(広相が「阿衡」の句を用いて勅答を書いたのは天皇の本意に違う行為であったことを認め、改めて基経に執政を命じた六月の宣命を踏まえて)無理矢理に広相のことを有罪の人だと言うようになった。六月晦日(二十九日)は、公卿が一人も出仕していなかった。そこで、外記達は太政大臣の邸宅に出かけて処分を請うたところ、『広相朝臣に告げよ(広相が執り行えばよいのだ』と仰せたのである。外記達がそのことを広相に告

げると、広相は天皇に報告して裁断を仰ぐと答え、朕の所にやってきた。それに対して朕は(広相に)行つてはならないと命じたのである。この事件から天下が騒然となったのだが、その実否についてはよく分からない。」

最後の部分の、天皇の広相に対する命令と「但其実否所不知矣」については、その意図と意味を正確に取ることが難しい。命令の意図は、広相が一人で大祓の儀を執り行えば、そのことがまた紛糾の元になると考えたからであろうか。「但其実否所不知矣」の意味するところは、外記達が基経に処分を請い、基経の指図が広相に伝えられた経緯について、天皇は十分に把握できていないということであろうか。

Eが書かれた背景についてはFと合わせて述べたい。

(F) 九月十七日条(天皇が書状を基経に送る)

【本文】「十七日。朕博士之事、命送太政大臣。其辞曰。…如此之旨、示送太政大臣。」(大系本二四〇頁一〜二四二頁二行目)

天皇が事件を回顧しつつ、広相の処遇について善処するように命じる書状を基経に送ったことを記す。基経が太政官政務を拒否するに至る一件と、学者達の対論の一件とが記される。後者は六月一日に御前で行われた対論に関するものである。

「先の日(先日)、太政大臣が参入した時、詳しい事柄(具事)を時平朝臣に示したが、その後、世間が万事騒然となり、ましてや朝政も滞ってしまい、天下が愁苦した。」

これらのことを左大臣（源融）に尋ねると次のように答えた。『その通りでございます。諸務が猥りに集中しています。ある日（一日）、希（右少弁源希）が報告しました。太政官のことを申し上げるために太政大臣の家に参向したところ、前日まで設けられていた太政官の史の座が取り払われていました。そこで、人（太政大臣家の人）を通じて一箇条ずつ申し上げようとしたところ、大臣から阿衡についての説明をできるのか、できないのか。何のためにやってきたのか、とのお答えでございました。私は、そのような説明は持ち合わせておりません』と申し上げ、黙って空しく帰参しました』と』。

その後、明経博士愛成（善淵愛成）、助教月雄（中原月雄）、左少弁佐世（藤原佐世）等と広相朝臣（橋広相）を対論させて、然るべき典拠を提示して、それに基く学問的見解を述べるよう求めた。愛成等は奏上して申した。『阿衡というのは三公の官名であって、執当する所（具体的な職掌）が無いものです』と。但し、三公のことについて彼等が古典から引用して申した意見には、吾が博士（広相）が説明したことを誤解しているところがあった。左大臣は『双方が我が論に理があると主張して相手方の主張に承伏することがありませんので、陣頭に退いて、そこで弁じさせ、尋ねてみようと思えます』と申した。（しかし、退出して間もなく）俄に御前に戻ってきて、『無知な私には両論の是非を弁じることができません。喧嘩になつてしまい、止めることが出来ません』と申した。（そこで）さらに（再

び御前に双方を召して）阿衡のことを博士（広相）に問うてみた。博士が（自説を述べ、相手方に）問うこと、もとの（御前での議論の）通りであったし、対する佐世の答えも先の通りであった。問答には悉くを詳らかに出来ないところがあり、朕は内心に鬱憤がたまり、しばらくして御前での議論も嗷嗷とした收拾の付かないものとなり、決着は付けられなかったのだ。

このような旨を書き記して太政大臣の許に送り付けたのである。』以上のようにして今日に至った天皇の窮状を書簡に書き記して、基経に送り付け、広相の処遇についての善処を求めたのである。

第三段落に記されている学者達の対論のことは、六月一日に御前で行わせた対論に関するものだが、Bの六月一日条には見えない経過が記されている。それは、御前で議論を一旦行わせたものの、決着が付かなかつたという記述から後の部分である。陣頭での吟味を試みたが收拾が付かず、再度御前で議論させたが、それでも結局は收拾が付かなくなってしまった、というものである。その結果として、Bに見えるような、融を派遣して前詔の心の如くに万事を行うように伝えさせることにした、という運びとなるのであろう。

課題となるのは、第一・二段落の記述内容が何時のことであったかということである。

第一段落の「先日」とは何時の日だったのであろうか。太政大臣基経が参入した時に、天皇が基経の子時平（藏人頭右近衛権中将。仁和三年で十七歳）に示した「具事」についてはある程度の推測が

可能である。その後で世間が騒然となったと書かれてはいるが、Aの項で紹介した米田氏の見解によれば、基経は宇多天皇の踐祚の時から、自らの執政としての処遇について不自信を持っていたと考えられるので、この「先日」の時点で既に基経は阿衡についての疑義を持っており、天皇もそのことを承知していたのではないかと思われる。そこで阿衡の語に込めた天皇の真意(勅答の意図するところは、光孝朝と同様に執政の任に当たることを命じた仁和三年十一月二十一日詔と同じであることを説明すること)を伝えようとした、そのことを「具事」と言っているのであろう。

しかし、基経は納得しなかつたのであろう。世間が騒然となったというのは、学者達を中心とする阿衡についての議論が激しくなり、貴族社会全体がそのことで持ちきりになったということであるが、そのような議論を焚き付けたのも基経だったのであろう。

そして、彼自身が示した行為が、第二段落に見える「一日」、自邸にやってきた希に対して阿衡問題を口実として官奏への関与を拒否し(日に見える希と基経の間の問答もこれと通じるところが大きいであろう)、朝政を滞らせ、天下を愁苦させることであつた。

残念ながら、「先日」が仁和三年閏十一月二十七日に勅答が出されて以後であること、「一日」が阿衡についての議論が朝廷を舞台として行われたことが最初に確認できる仁和四年四月二十八日(阿衡事(二)の最初に収められている勘文が提出された日)以前であること以上に、この両日を具体的に絞り込むことは難しいと思われる

る。本稿では『御記』仁和四年の記事の特に五月十五日から事件の解決に至るまでの展開を跡付けることに重心をおくことにしているので、この問題についての推論は別稿で果たすことにしたい。

Eの九月十日条、Fの九月十七日条が書かれた背景について、米田氏は、前年閏十一月二十六日の勅答を改める詔書を六月二日(米田氏は二日宣布説)を出さなければならなくなつた原因の追及、つまりは広相の責任についての追及が強まっていたことがあると解し、十七日に天皇が基経に書簡を送つたことについては「もはや阿衡の処置がひっくり返るものではないが、広相を処分せよとの強硬論が渦巻く中で一つの対処方法であろう」と述べている。従うべきであろう。Eには広相を擁護する心情と若干の自己弁護、Fに記された書簡には、事件の経過を回顧する形を取りながら、広相を擁護する心情と、自分がこのように苦慮していることを基経に察してもらいたいという心情が強く込められていると言うべきであろう。

(G) 十月二十七日条(基経との往復書簡で紛争解消を確認し、広相に公務復帰を命じる)

【本文】「十月廿七日。云々。朕博士月来蒙冤屈、…酉一刻。…」(大系本二四二頁二丁七行目)

天皇が基経に書状を送つて本懐を述べ、基経からの報奏を受け取り、事件が解決したと安堵し、広相を呼び寄せてそのことを告げたことが記されている。

この記事を理解するには、既に多くの先学が指摘してきた事実関

係、すなわち、天皇と基経との間で妥協が成立したことを押さえておかなければならない。

十月六日、天皇は基経の娘温子を入内させ（『日本紀略』・『二代要記』・『陰陽博士安倍孝重勸進記』・『陰陽吉凶抄』〔後二書は『大日本史略』・『二代要記』〕。『日本紀略』九日条には更衣温子を女御としたと記し、事実とすれば六日には更衣として入内させたことになる。また、同書十三日条にも温子を女御としたという記事が見えるが、「御記曰。九日。以温子為女御云々。」という本注があり、『史料』一三八頁（仁和四年十月六日条）が「十三日ハ誤ナラン」と注記するのが穏当であろう（但し、その一行前の、更衣温子を女御にした『日本紀略』の記事を「十一月九日」とするのは「十月九日」の誤りである）。このようにして、温子を入内させることにより、基経が外戚政策を展開することに道を開いたのである。

天皇がこのような妥協策を講じたのは、十月初めの頃に、広相を罰すべきだという政界世論が極度に高まっていたからであろう。そこで、天皇は究極の譲歩策として温子を入内させ、それと引き替えに広相の処罰取りやめを基経に働きかけたのであろう。

これによって基経も妥協する方向に転換していったと考えられるが、既に進めていた広相の処断という動きを即座に緩めることはしなかった。十月十三日、橘広相が詔書を作り誤った罪の量刑勸文作成が大判事惟宗直宗・明法博士凡春宗等に命じられ（『日本紀略』）、

左衛門少志桜井貞世・右大史兼明法博士凡春宗・勘解由次官兼大判事播磨大掾惟宗直宗の連名による勸文が十五日付で作成されている（阿衡事（五））。十三日の量刑命令が出された後で、天皇側はさらに働きかけを強めたことであろう。基経の側から見れば、広相処罰の世論をおおりのつ、天皇からの譲歩を勝ち取り、最終的に矛先を収めるということになっていく。ここで話が『御記』につながる。

「朕の博士（広相）は数箇月間無実の罪で屈服させられ、居を隠して仕えようとしぬ。朕はそのことを辛く思うことが日々に深まっていた。そこで、書状を太政大臣（基経）に送り付け、本懐を述べたところ、報奏には次のようであった。

御書に詳しくお書きの旨は承りました。広相のことについては先日既に承ったことですが、重ねての仰せを確かに賜りました。基経には初めから意趣など何もありませんでした。大小のことに関白すべしという恩命を告げる前詔（仁和三年十一月二十一日詔）と阿衡の任を以て卿の任とせよと告げる後詔（仁和三年閏十一月二十七日の勅答）について、その趣が違っているのではないかと疑われたため、暫くの間官奏を見なかったのです。（与えられてもいいない権限を振るったりしてはいけないという）慎みの気持ちでそうしただけであって、他意があったわけではございません。ところが去る六月に善からざる宣命が宣布されました。当時の一失と言うべきものであったかと存じます。謹んで奏上します。」

基経の報奏によれば、これ以前に、天皇が基経に広相の断罪を行

わないことを求め、基経も了解していたことが分かる。この天皇の書状は、広相を公務に復帰させる前に、基経に念押しをしておく意味を込めたものであったのかもしれない。基経の阿衡問題についての言及は彼の老獪さを余すところ無く伝えていると思われるが、六月に出された宣命については、基経としても思いもよらぬ相手方の失策という感を抱いていたようにも受け取れる。つまり、あのような宣命を出したら、広相を断罪してくれと言ってくれたようなものであり、こちら側としても断罪しない訳にはいかなくなるではないか、ということになり、それを「可謂當時之一失」に込めたのではないかと思われるのである。ある意味では、天皇に対する、皮肉を込めた教育的配慮とすることができるとも思えない。

天皇は基経の報奏を受け取ったことを以て事件が解決したと安堵した。『御記』は続く。

「西の二刻（午後五時半頃）に、勅して使を遣つて博士広相朝臣を召した。到着するとすぐに参入させ、竜顔に召して勅語を与えた。『不善のことに、長らく居を隠さねばならなかつたことに心を痛めていた。しかし、事は遂に理に帰したのだ。早く元の職（参議左大弁）について、太政官のことを勤仕せよ』と。そこで広相は階を下りて再拜した。」

なお、十月十三日に出された橘広相の罪の量刑命令から、十月十五日の断罪勅文の提出を経て、十一月に至るまでの流れについては、量刑勅文に対する「件勅文未進之前、有 恩詔被免。仍不進之」

という注記（阿衡事（五））、日の十一月三日条、菅原道真の「奉詔宣公書」（阿衡事（六））も含めた、より詳細な考察が必要であるので、第三章で検討する。⁽⁸⁾

（H）十一月三日条（事件を回顧し、詔書を改めて施行したことに ついて長大息する）

【本文】「十一月三日。先度詔書参議広相朝臣所作也。…右少弁希、…仍召対広相朝臣与佐世等、…明日。左大臣進奏曰。…朕聽此言、不肯容許。大臣固請。然則不可知。速誅錯可防之未然。…」（大系本二四一頁七～一四行目）

【校訂】①「然則」について。国史大系本の頭注には「然、原作芭、今意改」とあるが、『史料』は「芒刺」とする（二二一頁）。後述する意訳文のように読むことができる『史料』の本文の方が、校訂本文としては合理的である（宮内庁書陵部編『皇室制度史料撰政二』（吉川弘文館、一九八二年）、一七七頁も「芒刺」とする）。

事件の発端、官奏を持参した源希が基経から阿衡について詰問された日のこと、学者達の対論の日のこと、融から要請されて詔書を改めて施行したことへの後悔が記される。

「先度の詔書（仁和三年十一月二十一日の詔書）は参議広相朝臣が作成したものである。次いで二度目の詔書（仁和三年閏十一月二十七日の勅答）も同人が作成したものである。ところが、公卿達は自分たちに触れ及ばずに広相が詔書作成に当たったことを理由として、広相を誹っているのである。

右少弁希（源希）が官奏を持って太政大臣（基経）の許に向いたところ、大臣（基経）から先に尋ねてきた。『先の詔旨には、まづ太政大臣に関白して、その後で奏し、下せ、とある。後の詔には、阿衡の任を以て卿の任とせよ、とある。これはどういうことなのか』と。これは彼の大臣（基経）が希に会って言ったことなのである。希は答えた。『関白奏下と阿衡とはその義を同じくすると思つて、（執奏担当の公卿が天皇に）奏上する前に、（関白の任にある太政大臣閣下に）申し上げているのです』と。朕は希がそのように申ししていると聞いたので、希を召し出して問うたところ、そのように奏上したのである。

そこで、広相と佐世等を召し出して対論させ、詳しい見解を問うたのである。佐世は、（広相が）阿衡の語を引用しているのは、（太政大臣基経を）政事に与らせないことを意図した文章として書いたことになるのだと答弁した。そのことについては是非を定めようとしたところ、公卿達は皆、病と称して退出してしまつたのである。

明くる日（明日）左大臣（源融）が進み出て奏上した。『太政大臣が政務を聴かなくなつて既に久しくなりました。速やかに権謀をめぐらせ、詔書（仁和三年閏十一月二十七日の勅答）を改めて施行するべきです』と。朕はこの言を聴き、許容しなかつたのだが、大臣（融）が固く請うた。『このとげのある政治問題を背負い続けていくと今後どのような災いをもたらすかわかりません。速やかに勅答の失錯を消し去つて災いを未然に防ぐべきであります』と。朕は遂に

志を貫徹することができず、枉げて大臣の請に従つたのだ。濁世のこととはこのようなものである。長大息するべきである。』

第一段落で、事件の発端に続けて記す、公卿達が広相を誹る行為とは、特定の一時期の事柄ではないであろう。詔書が天皇と広相の特別な関係により、公卿達を介さずに作成されたため、彼等が広相のことを悪し様に言っている、そのことが阿衡事件の発端から『御記』本条のの記述時点まで続いているという認識で書かれているのであろう。

第二段落に書かれている、官奏を持参した源希に対し、基経が阿衡について詰問した一件については、Fに見える二人の問答の一件と相通じるところがあるだろう。Fでは二人が人を介して問答したと記しており、直接問答したという書き方のHとは厳密には区別すべきであり、Hの一件が先でFの一件が後という順序になるであろう。Fでは官吏の座が取り払われ、間接的な問答しかできなかったと書かれているからである。基経の主張はF・Hともに阿衡問題の解決無しに太政官政務には関わるできないという点において一貫しており、二つの出来事は近接して起きたと考えるのが自然であろう。

第三段落に書かれている、六月一日に御前で行われた学者達の対論についての記述は短い、B・Fに見えない内容を含んでいる。すなわち、一同が御前から退いて吟味を続けることになつたものの、公卿達が皆病と称して退出してしまつたというものである。

第四段落の「明日」についての記述は、第三段落に続く内容であるので、六月二日の出来事と考えてよいであろう。六月二日のことは同日の日記がCとして書かれているのだが、それに続く内容がここに見えるものと考えられる。すなわち、左大臣源融が不成功に終わった六月一日の基経説得の一件を二日早朝に復命した後、同日中に詔書を改めて施行することを天皇に強硬に進言したのである。天皇が最終的に洪々承諾した結果、融の主導により、広相が関与できない条件の下で詔書が作成されることになり、そうしてできた文案が仁和四年六月二日の詔書(阿衡事(四))と考えられるのである。

三 阿衡事所収『御記』の考察

1 仁和四年「十一月三日」条と改正詔書宣布日の問題

Hの日付の問題を糸口として考察を始める。この記事は阿衡事における『御記』抄出の末尾、仁和四年の「十一月三日」条として相応しい場所に置かれている。

しかし、このHは、通説では六月三日条と日付を直して理解されている。その基盤となっているのは『史料』仁和四年六月二日条(網文「太政大臣藤原基経三詔シテ、阿衡ノ文、叡旨ニ乖クノ意ヲ以テシ、更ニ万機ヲ闕白セシム、」)である。同書はHを関係史料として引用する際、「十一月三日、先度詔書、…」とし、「(六カ)」という考証注記を付けている(一一一頁)。

六月二日の日付を有する改正詔書(阿衡事(四))が同日中に宣布

され、その翌日に天皇が長大息すべきことだと書いたとすれば自然な流れであるから、Hの「十一月三日」を「六月三日」と改めて読むべきである、という考察が込められていると推察される。書写を繰り返す過程で「六」が「十一」に替わってしまう可能性も考慮されたかもしれない。

この『史料』の見解が現在に至る研究に及ぼしている影響に言及する前に、それが江戸時代後期の国学者中津廣昵の逸文収集によって編集された『宇多天皇御記』に遡る可能性の高いことに触れておきたい。

『宇多天皇御記』は『歴代残闕日記』の巻之第一として収録されている。『歴代残闕日記』(安政五年(一八五八)十二月の黒川春村の序あり)の目録(春村記)によれば、廣昵は幕府大御番士中津三左衛門某の二男で、塙保己一(一七四六―一八二二)の養子になったこともある国学者である。保己一の伝記研究によれば、廣昵が塙家の養子となったのは文化元年(一八〇四)で、同十年頃に離縁したと考えられている⁹⁾。廣昵は『宇多天皇御記』だけでなく、『醍醐天皇御記』・『村上天皇御記』も編集し、それらの三代御記が『歴代残闕日記』の巻之第一・二・三として残されたのである。

中津廣昵の業績を増補訂正したのが和田英松氏(二八六五―一九三七)である。近代初期歴史学の碩学和田氏は、三代御記の増補訂正版を『続々群書類従』第五記録部(明治四十二年(一九〇九)刊)と列聖全集『宸記集』上巻(大正六年(一九一七)刊)に収めたので

ある。我々が三代御記を研究する際に日頃恩恵を蒙っている、増補史料大成『歴代宸記』や所功氏編の『三代御記逸文集成』に収められている三代御記は『宸記集』上巻の複製版なのである。^⑩また、和田氏は明治四十年（昭和八年）一九〇七〜一九三三の間、史料編纂官の任にあつて、『大日本史料』第一〜五編の編纂に当たった。^⑪従つて、第一編之一（大正十一年（一九二二）刊）の編纂にも縁が深いわけで、同氏の三代御記研究の成果が活用されたことであろう。ここで、『政事要略』阿衡事から『御記』仁和四年の記事を抄出した部分を見てみると、

五月十五日条↓六月朔日条↓六月二日条↓六月三日条（十一月三日）の日付を改め、移動させる）↓六月五日条↓九月十日条
↓九月十七日条↓十月二十七日条

とすることは、中津廣呢から和田氏にそのまま継承されていることを確認できる。廣呢が見た『政事要略』の日の部分が「六月三日」であつたとすれば、阿衡事件の仁和四年六月における展開を最も合理的に跡付ける『御記』本文が存在したことになり、そのような『政事要略』の写本が今後の調査で確認されることが望まれるところである。しかし、改定史籍集覧本（明治三十六年（一九〇三）刊）、『史料』が引用する本文、新訂増補国史大系本（昭和十年（一九三五）刊）がいずれも「十一月三日」としていることを考慮すると、廣呢が見

た『政事要略』でも日の日付は十一月三日であり、それに考証を加えて六月三日と改めて配列した可能性が相当程度高いものと思われる。

筆者は「十一月三日」をそのままの日付で理解することが可能であるという立場で後に考察を展開するのであるが、『史料』の考証注記が中津廣呢に源を発する可能性があることには留意したいし、そのような先学の緻密な考証には敬意を表したい。

さて、『史料』の見解に沿つて改正詔書が六月二日に宣布され、日は六月三日条であると理解して阿衡事件を考察した論考としては、所功氏と米田雄介氏のもの挙げられる。

所氏は『御記』「六月三日」条を典拠として、六月二日に改正詔書が宣布され、（翌日に）天皇がそのことを長大息すべきことだと『御記』に書いたと理解し、菅原道真の「奉昭宣公書」（阿衡事（六））に見える「六月七日宣命」の「七日」は「二日」が正しいとして論を進められている。^⑫米田氏は『史料』の「十一月三日」を「六月三日」とする注記について、「六月か十一月かいずれの説によるべきか決着はついていないようである」との認識を示した上で、『大日本史料』にいうように、六月三日と考えた方が本史料を歴史的経緯の中に矛盾なく位置づけることが出来る」と述べ、六月二日から三日の流れを所氏と同様に理解し、仁和四年十月十五日の橋広相量刑勘文（阿衡事（五））中の「今年六月七日、重下詔書」と、「奉昭宣公書」中の「六月七日宣命」に見える「七日」、『日本紀略』仁和四

年が改正詔書宣布を六月六日壬申条として記していることについて、いわずれも「二日」が正しく、書写の間に「二」が変じた可能性を指摘している。⁽¹³⁾

注目されるのは、両氏共に六月二日の改正詔書が『御記』「六月三日」条に引用されていると理解した点である。それが正しければ、『政事要略』の編者惟宗允亮が、「六月三日」条が改正詔書を引用しているために、『御記』抄出の末尾に移し替えたとも考えられ、十月二十七日条の後ろにあることも災いして書写の過程で「十一月三日」と変わってしまったと推測することも可能となるであろう。あるいは、『史料』、遡っては中津廣昵の考証にもそのような論理があったのかもしれない。但し、改正詔書が『御記』に引用されていたことは証明されていない。『政事要略』が『御記』は五月十五日条から十一月三日条までをそのままの順序で抄出し、『御記』抄出の後ろに、『御記』とは別の資料群から改正詔書を引用したと考えることも十分可能であると筆者は考える。

『史料』の考証注記とそれに沿って六月二日から三日の流れを追った論説は以上であり、これが通説的見解であると認めてよいであろう。序で参照文献として掲げた坂上氏の論文では、『御記』の仁和四年「十一月三日」条を取り上げる際、『史料』と同様に「十一月」に「(六カ)」という注記が付けられている。⁽¹⁴⁾

しかし、改正詔書の宣布を六月七日と述べる論文や叙述も少なからず存在する。例えば、上に紹介した所氏も、「寛平の治」の再検

討」では六月七日宣布と解している。しかも、論文の初出時点では、阿衡事所引の「仁和四年六月二日詔書」について「二日は七日の誤写であらう」と述べ、Hの記事を『御記』の「十一月三日条」として掲出している。⁽¹⁵⁾ 目崎徳衛氏は、改正詔書の宣布されたのが六月二・六・七日の「どちらが正しいか明らかでない」と述べ、「十一月三日」条については六月の記述と解している。⁽¹⁶⁾ 阿部猛氏とロバート・ボーゲン氏は六月七日宣布として叙述している。⁽¹⁷⁾

なお、佐々木恵介氏は、改正詔書の宣布日について六月の何日とは明示せず、Hの記事について、天皇が「この詔が出される直前の日記に」「その鬱屈した心情を書き付け」たものと述べている。Hを六月の日記とみなす理解を提示しつつも、宣布日については含みを残した叙述(二日とは断定しない叙述)のようにも受け取れる。⁽¹⁸⁾

このように、改正詔書の宣布日については、六月七日(または六日)とする論者もいるわけである。それらの論者は関係史料の総体的な把握を文章化していないため、意図するところを明確にすることはできないが、改正詔書の日付「六月二日」と宣布に関する記述に見える「六月七日(または六日)」を両方認め、文案は二日に作成されたが、宣布されたのは七日(または六日)であったと理解したものと推測される。

筆者なりにそのように考える根拠を加えるとすれば、橘広相が愁文を提出したD六月五日条の位置付けが重要であると考える。広相の提起した反論の書状が五日に天皇の元に届けられているというこ

とは、六月二日に改正詔書の文案ができていたことは間違いないとしても、まだ宣布がなされていない段階での抵抗運動と理解することが可能ではないか、さらに言えば、宣布されていないが故に可能な運動ではなかったかとさえ思うのである。広相が、改正詔書が作成されるという情報を得たり、天皇経由で文案を見せられたりするなどして危機感を抱き、学問上の議論としての反論を書いて天皇に提出し、宣布差し止めを働きかけたのではないかと想像してみた。二日に宣布がなされたとなると、その後で広相が愁文を提出しても全く無駄な抵抗ではないかと考えるのである。

日を仁和四年六月三日条とみなし、天皇が六月二日に改正詔書の作成を認め、宣布もされてしまったことを後悔する記述とする解釈は極めて合理的であり、今後とも通説として継承されていくであろう。しかし、前提として改正詔書が六月二日に宣布されたことが必要であり、それが必ずしも万全ではない以上、鉄案とまでは言えないというのが私見である。『政事要略』の本文調査の深化などによって問題解決が図られるべきであろう。

筆者は天皇が日に記した後悔の念が六月の改正詔書作成時からの感情としてあったことを否定する者ではない。そのような念が十一月三日に至っても消えなかったことが語られているらしい、ということが重要であり、それが広相断罪問題の未解決、道真の「奉昭宣公書」の理解と関係しているのではないかと考えるのである。次節で述べてみたい。

2 仁和四年「十一月三日」条と「奉昭宣公書」の関係

道真の「奉昭宣公書」(阿衡事(六))は、天皇を支えた功績が基経に勝る広相を罪するべきではないと強い調子で論じる文章で基経に説得を試みた書状であり、阿衡事件研究の基本史料として、道真の学識や人柄を物語る史料として著名である。しかしながら、それが阿衡事件の解決にどの程度の効力を持ったかについて疑問を持たれてきた史料でもあった。

文中に「某今日偷入皇城」・「去十月。大臣命明法博士云。定広相所当之罪名。諸人云々」と見えることから、「今日日」とは仁和四年の十一月または十二月となり、天皇が事件の大筋での解決を確信した十月二十七日よりも後の文章ということになるからである。坂本太郎氏が「内容からいうと、十一月になって出されたもののように見える。そうすると時日の関係から、基経の翻意の役には立たなかったことになる」と述べられたのが、最も穏当な解釈であることは、言うまでもない。

それでも道真の活躍の実効性を裏付ける余地を探ろうとする先行研究もあった。

彌永貞三氏は、十一月以降のものと見ざるを得ない「奉昭宣公書」が事件解決に果たした効力に疑問を残したまま考察を進め、阿衡事件が遅くとも十月二十七日には解決していたことを踏まえ、道真が平安京で活動することのできた期間の幅を十月初めから十一月末までの間と絞り込み²⁰、次のような結論を出した。「道真は十月のはじ

めに急ぎ旅立って上京し、阿衡事件の情報を書き、その解決に奔走し、数日滞在しただけで帰って来たのだと思う」と。所功氏は、阿衡事件が十月中下旬に解決しているから、「奉昭宣公書」の「去十月」は「去十日」の誤写であり、「今日日」を十月のある日（月上旬）と見た上で、道真は十月早々に上京して事件の状況を把握し、十日に基経が明法博士達に広相の罪名調査を命じたことを聞くに及び（惟宗直宗等が召し出されたのは十三日）、その罪名勘文の内容を知りえた十五日に近い時点で「奉昭宣公書」を基経に奉呈したと論じている。⁽²³⁾

しかしながら、「奉昭宣公書」の「去十月」が持つ問題を、彌永氏のように棚上げにして論を進めたり（但し、道真の活動可能期間を『晋家文章』から絞り込んだ点は高く評価すべきである）、所氏のように「去十月」を「去十日」に改めてしまう論（十日と十三日の段階設定にも不自然さを感じる）には疑問を感じないわけにはいかない。

「去十月」をそのままで理解する解釈が可能であれば、それこそが最も穏当な解釈と言うべきである。

そもそも、「奉昭宣公書」が十一月に入京した道真によって書かれ、それが政治的に何らかの意味を持ったと理解することに、どの程度の不自然さがあるのだろうか。

私は、阿衡事件が大筋で解決していたとしても、その後遺症は残っていたのではないかと思うのである。温子を後宮に迎えるという妥協によって天皇と基経が和解したとしても、それは両者の間の

裏取引であって、建前としての阿衡問題が解消したわけではないはずである。十月二十七日に広相が天皇から召し出され、出仕を再開した後でも、天皇と広相を取り巻く状況が一気に好転したわけではないであろう。

十月十五日の量刑勘文（阿衡事（五））には「件勘文未進之前、有恩詔被免。仍不進之」という付記がある。それが勘文に付随して記された当時の事実を正確に伝えるものであり、その勘文を『政事要略』の編者惟宗允亮が引用したと認めるならば、天皇に奏上して決裁を仰ぐ前に、天皇が恩詔を下して罪を問わないことになった、という運びとなるのだが、筆者はこの注記は允亮が付けた『政事要略』の地の文である可能性もあると思う。つまり、正式の免罪がなされたとしても、それが十月十五日前後に出されたかどうかには問題があると考えるのである。

「奉昭宣公書」の文中には、十月の勘文提出命令を承けて提出された量刑勘文に、職制律詔書施行違条に基づく勘文と詐欺律詐為詔書条に基づく勘文のあったことが記されている。後者が阿衡事（五）の勘文に相当するのであるが、そのような議論が「奉昭宣公書」の時点で問題となっていることは、天皇が恩詔を下して罪を問わないことが正式には決まっていなかったことを物語っている。道真は基経に「大府先出施仁之命、諸卿早停断罪之宣」と説得を試みているのである。

想像をたくましくすれば、十一月に入っても広相断罪論の蒸し返

しがあったのかもしれないのである（基経にとつてはそれを放置しておく方が好ましかったとさえ言えよう）。情勢が望んだように速く好転しないことを気に病んだ天皇が、元をたどれば六月に改正詔書をあの文面に出したことへの後悔の念をあらためて抱き、それを十一月三日の日記として書き付けたのではあるまいか。そして、事件のことを憂えて、遅ればせながらも十一月に入京した道真が「奉昭宣公書」を基経に送ることにはそれなりの意味があったのではなからうか。

阿衡事(五)の勘文に付記された「件勘文未進之前、有 恩詔被免。仍不進之」が歴史的事実を伝えるものだったとしても、そこに書かれている恩詔による免罪は十月二十七日以前になされたのではなく、十一月に下る可能性を考慮するべきではないかと思うのである（正式な免罪がそのものがなされないまままで済まされた可能性もあるう）。

結びに代えて

本稿で行った考察と提示した私見を繰り返すことはしない。私見には強く主張するだけの根拠に乏しい面が多く、通説とは別の考え方にも成立の余地があることを指摘したに止まるからである。ボーゲン氏が阿衡事件解決の経過について、

Surviving evidence is inadequate to permit a definite conclusion. (残されている証拠史料は不十分なものであり、明確な結論

を得ることはできない。)

と述べたことを忘れないようにしたい。そして、『御記』・詔勅・阿衡勘文に見える中国古典に関する記述と広相断罪勘文の法理を正確に理解し、解釈することを加味し、事件の経過を検討し直していくことが課題であることを確認して、稿を閉じることにする。

注

- (1) 諸先学による関白に関する重厚な研究史を詳細に紹介し、是非を論じることは筆者の力量を超える。ここでは、坂上康俊「関白の成立過程」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集下巻』(吉川弘文館、一九九三年)所収)を挙げるに止めておく。
- (2) 以上三件の史料は後述する『政事要略』巻第三十、阿衡事所収のものである(後述の阿衡事(一))。以下の阿衡事件の概要に関する記述で出典を断らないものについても同様である。但し、『宇多天皇御記』については何月何日条であるかを付記する。
- (3) 米田雄介「太政大臣の系譜―撰関制の成立と展開」(吉川弘文館、二〇〇六年)所収、一〇五―一〇八頁。
- (4) 『吉口伝』に見える「仁和寛平御記」には、仁和三年十一月十七日に書かれたと見られる「照宣公」(昭宣公基経)の書状の文章「今日即位。天晴、香煙直入碧霄、風閑、虹旗不動地上。還疑堯舜柴燎之秋。小人幸甚云々」が引用されており(元弘二年〔北朝年号の元徳四年。一三三三〕三

月二十二日に太政官庁で挙行された光厳天皇の即位式について、二十六日に吉田定房が語った談話の中に見える)、和田英松氏によって『宇多天皇御記』仁和三年十一月十七日条として採録されている(『続々群書類従』第五記録部、列聖全集『宸記集』上巻)。即位当日に天皇と基経の間で遣り取りされた書状の文章が残されていることは貴重である。

(5) この「幸遇无為之世、当作少事之臣」の部分(仁和三年閏十一月二十六日の辞表の文言に基づくことは、注3前掲米田著書、一〇四頁に指摘がある)。

(6) 阿衡事(二)の中原月雄・善淵愛成連名の四月二十八日勘文がこれに該当するであろう。

(7) 注3前掲米田著書、一一〇頁。

(8) 但し、この十月二十七日条を十一月二十七日条の誤りではないかとする和田英松氏の見解についてはここで言及しておく。和田氏は十一月以後に書かれたことが明らかな「奉昭宣公書」の記述内容が広相の不出仕状態継続を物語っていると解釈することにより、宇多天皇が広相を召し出して出仕を命じた本条の記述は十月二十七日時点のものに似つかわしくなく、十一月のものではないかとした。しかし、十月中に広相の出仕が再開した後でも阿衡事件のしこりが残り、そのために十一月以降に「奉昭宣公書」が書かれたと考えることも可能である以上(第三章で私見を述べる)、『御記』の日付を一月遅らせて解釈する必要はないと考える。和田英松「藤原基経阿衡に就て」(『中央史壇』第二二巻第四号、一九二六年)を参照。

(9) 太田善麿『塙保己一』(吉川弘文館、一九六六年)、七四〜七九頁。

(10) 『歴代宸記』(『増補史料大成』一、臨川書店、一九六五年)、所功編『三

代御記逸文集成』(国書刊行会、一九八二年)。なお、後者には所氏による新補逸文が追加されている。

(11) 『東京大学史料編纂所史料集』(東京大学史料編纂所、二〇〇一年)、五二三〜五二四頁。

(12) 所功「阿衡紛議と菅原道真」(和漢比較文学会編『菅原道真論集』(勉誠出版、二〇〇三年)所収)、四八五〜四八六、四八八〜四八九頁。

(13) 注3前掲米田著書、一〇九〜一一〇頁、一二二頁注57。

(14) 注1前掲坂上論文、三三五・三四五頁。

(15) 所功「寛平の治」の再検討」(『菅原道真の実像』(臨川書店、二〇〇二年)所収)、七六頁。初出同題論文(『皇學館大學紀要』第五輯、一九六七年)、一一四頁、一三三頁注44・45。

(16) 目崎徳衛「関白基経―権力政治家の典型」(『王朝のみやび』(吉川弘文館、一九七八年)所収。初出一九六五年)、一二七頁。

(17) 阿部猛「菅原道真―九世紀の政治と社会」(教育社、一九七九年)、一四一頁。

(18) Robert Borgen, *Sugawara no Michizane and the Early Heian Court* (Harvard University Press, Cambridge, Mass. and London, 1980), p. 177.

(19) 佐々木恵介「天皇と摂政・関白」(講談社、二〇一一年)、四五頁。

(20) 坂本太郎「菅原道真」(吉川弘文館、一九六二年)、八一頁。

(21) 彌永貞三「菅原道真の前半生——とくに讃岐守時代を中心に——」(『日本人物史大系第一巻古代』(朝倉書店、一九六一年)所収)、一八四〜一八八頁。

(22) 『菅家文章』巻第四の作品分析による。仁和四年十月初めの「驚冬」

と「晨起望山」（日本古典文学大系『菅家文草 菅家後集』作品番号
272・273）が任国讃岐で作られて以後、十一月末に「冬夜閑思」〔274〕案
曆唯残冬一月」の句がある）が讃岐で作られるまでの間。

（23） 注12前掲所論文、四八八～四八九頁。

（24） 注18前掲ボーゲン著書、一八一頁。

年官ノート

磐 下 徹

はじめに

年官とは、天皇とその親族、および参議以上の公卿らを給主とし、彼らに諸国の掾・目・史生を中心とした官職の実質的な任命権を与え、希望者から任料をとって当該官職に推薦・任官させる制度のことである。

年官の基礎的研究としては、時野谷滋氏の研究が挙げられる。氏は年爵とともに、その本質を「反律令的俸禄」と位置づけ、さらに年官が九世紀から確認され、宇多朝において整備・確立されたという^①ことを指摘している。また尾上陽介氏は、給主の血縁者や身辺に仕える者を任官させる事例が多いことを指摘し、俸禄的側面のみならず、権力関係や社会関係の維持・構築など、多面的・複合的側面を有していたことを強調している。^②これらの先学は、年官の多面的な性格を明らかにした重要な成果である。しかし、前者は俸禄制度

の一つとして、後者は貴族社会の権力・社会関係にかかわるものとして年官をとらえており、意外なことに、年官が古代国家の人事権の一種である、という視点からの分析が十分ではないように思われる。

『権記』長保二年（一〇〇〇）八月二十五日条の、「任官者、国家重事也」という一条天皇の発言を俟つまでもなく、人事権が国家の在り方と深くかわるということは、時代や地域を超えた普遍性を備えている。だとすれば、年官がどのような特質を持った人事権であるのか、という点について検討を加えることは、日本の古代国家の特質を考える上で全く無意味な作業ではないだろう。

小稿では、古記録（日記）や儀式書などで、年官にかかわって登場する「公卿給」という文書に注目し、年官の人事権としての特質を考察してみたい。

第一章 「公卿給」の基礎的考察

次に掲げたのは『御堂関白記』寛弘五年（一〇〇八）三月十日条である。

（前略）大外記善言申所充文下、給「公卿給」。初家請印。下「賜式部丞資業停任并（并カ）二合文」。〔後略〕

これによると、この日藤原道長は、大外記の滋野善言に所充文とともに「公卿給」を、式部丞藤原資業に「停任」と「二合」を下している。小稿で取り上げようとしている「公卿給」とは、ここに見える「公卿給」である。この「公卿給」は、「所充文」・「停任并二合文」とともに下されていることから、文書であると考えられ、後に述べるように公卿に与えられた年官を指す「公卿給」のことではない。

本章では、年官の考察の前提として、この「公卿給」の基礎的考察を行いたい。

第一節 「公卿給」の実例

前田尊経閣文庫所蔵卷子本『北山抄』卷三拾遺雜抄上（乙本）の勘物には、次のような史料が見えている（〈 〉内は割書、以下同じ）。

公卿給等

天曆三年五月二日除目

三宮御給（割書中略）「内給在二此内」。国次書レ之。」

内匠少允藤原当相（中宮当年御給。）
治部少丞藤茂世（陽成院当年——）。

加賀権掾江沼忠純（停二朱雀院承平六年内給、今年正月所レ任
日置保秀二改任。）

親王以下巡給・年給等（割書等中略）

常陸権少掾上毛野惟平（停二按察使藤原朝臣当年給二合、正

月所レ任清原興蔭二改任。）

紀伊権掾越智種実（停二故斎宮英子内親王天慶六年巡給二合、

其正月所レ任巨勢季房二改任。）

大宰主尉味真常茂（停二参議保平朝臣天慶六年給、同七年二

月所レ任佐伯助直二改任。）

筑後権掾村主実代（兵部卿親王去年巡給二合所レ任。）

権掾葛木直郷（停二齋院延長七年禊祭料、去年正月所レ任

父氏直二改任。）

豊後権掾秦脩名（尚侍藤原朝臣去年給二合、同年正月以二件

脩名二任二日向掾、今改二彼国二所レ任。）

天曆三年五月廿一日

また、『江次第鈔』卷四直物は、

一公卿給書様

年月日除目

三宮御給

官姓名（臨時内給）

親王公卿巡給年給

官姓名（権大納言藤原朝臣当年給）

年月日

という「公卿給」の書様が掲載されている。この両者を比較すると、その書様は一致し、『北山抄』に見える「公卿給等」で始まり、天曆三年（九四九）五月二十一日の日付を持つ文書が、「公卿給」の実例であることは明らかだろう（ただし「内などは後の書き入れ部分」。そして『江次第鈔』には、「公卿給」の書様に続き、

三宮御給中、内給・院宮・三后・春宮・准后等当年・臨時・未給・名替・国替已下諸官（給イ）如大間尻付任次第二書之。親王公卿巡給年給（中略）女御・親王・公卿当年・臨時・未給・名替・国替以下諸給書之。（後略）

と記し、この文書には、内給以下、公卿の年官に至るまでの全種類の年官による任官が、大間書の尻付にしたがって列記されるとしている。実際に、『北山抄』所引の天曆三年「公卿給」は、冒頭にあるように天曆三年五月二日の除目の際の年官による任官者のみを書き連ねていると考えられ、これらことから、「公卿給」が除目の際の年官による任官結果を書き連ねた文書であることが分かる。そしてこの「公卿給」は、諸々の儀式書等の直物の記載の中に散見することから、直物に関連する文書であることも知られる（次節も参照）。

したがって、しばしば混同されがちであるが、公卿を給主とした

年官の名称である「公卿給」とは全く異なるものである。小稿では、公卿の年官と区別するため、「」で括って文書としての「公卿給」を表現したいと思う。

では、この「公卿給」は、誰の手によつてどのようなように作成され、またどのように用いられたのだろうか。そこで次節では、儀式書類や古記録を用いながら「公卿給」の作成法・使用法を確認していきたいと思う。

第二節 儀式書・古記録に見る「公卿給」の作成法と使用法

「公卿給」は、先にも述べたように直物で用いられる文書である。直物とは、除目の結果を記した召名（清書）の誤りを正す政務で、外記が事前に誤りをまとめた勘文（直物勘文）を作成し、これをもとに陣座で上卿の指示のもと、参議が召名を訂正するという政務儀礼である。勘文以外にも、名替・国替・未給の申文も提出され、年官による任官内容の変更も行われた。また同時に、小除目（臨時除目）が行われることも多い。

その「公卿給」について、主だった儀式書類の直物の記述の中から、基礎的史料を抜粋すると次のようになる。

I 『西宮記』巻二直物

二省以除目正文、返上外記。①執筆大臣、作公卿給下二

外記。②々々加檢察、勘出失錯。③大臣定日着陣、召

外記令進勘文。

II 『北山抄』 卷一 直物事 (一) 内は割書、以下同じ)

① 大臣作「公卿給」、② 副二合・停任、給「外記」。③ 二合・停任、又給「式部」。④ 二省以「召名々簿返」上外記。外記勘其失錯、儲候。⑤ 大臣(謂「行」除目「上卿」)定「日着陣」。

III 『江家次第』 卷四 直物

① ② 執筆大臣令「作」公卿給・二合・停任等「給」於外記、③ 外記作「儲直物(勘イアリ)文」。

III 『江次第鈔』 卷四 直物

執筆大臣令作公卿給云云

① 執筆大臣者、奉「仕当年除目」之上卿也。② 件二合・停任勘文、大臣家司中知「故実」者所作也。(中略)③ 二省以「召名」返「上外記」云云。以「此公卿給」加「檢察勘」出失錯「云云」。

IV 『除目抄(師弘除目抄)』

一 直物。(割註略)

① 被「行」除目「大臣」。(先作「公卿給」、② 下「外記」。③ 外記以「之」作「直物勘文」。(A 參着「仗座」。(後略)

(中略)

一 公卿給事。(割書略)

① 執筆大臣、除目月若次月之間、作「公卿給」、② 下「給大外記」。大外記召「具式部丞」參「里第」。以「上臈家司」給「之」。或召「簾下」自給「之」。六位外記參之時、以「家司」(衣冠)給「之」。③ 公卿給中(二)二合・停任卷籠(天)給「之」。式部丞

(二八)二合中(二)停任卷籠(天)給「之」、不給「公卿給」。

V 『直物抄』

公卿給并二合・停任勘文事

① 奉「仕執筆」之大臣、兼日作「件勘文」。(其跡見「第二卷」。
② 家司中知「故実」之者作「之」。治安三年小野右府令「大外記頼隆作」之。依「家司」也。公卿給一通、二合・停任各二通也。
③ 召「外記」、給「公卿給・二合・停任勘文」。(召「里亭」給「之」。大外記有「便」。
又召「式部丞」、給「二合・停任勘文」。

以上の史料から、①「公卿給」等は当年除目の執筆大臣が用意し、その大臣が直物の上卿も勤める、②外記には「公卿給」と「二合」、「停任」が、式部丞には「二合」、「停任」が下される、③「公卿給」、「二合」、「停任」は実際には大臣の家司が作成する、④外記は「公卿給」を用いて式・兵部省から返上された召名に檢察を加え、勘文(直物勘文)を作成する、という四点を指摘できる。

しかし、ここで用いた史料の成立時期は、平安室町時代にわたっており、①④の事実がいつまで遡るのかについては検討を要する。したがって古記録による実例との照合が必要となるが、「公卿給」を下すのが除目の執筆大臣であることを考えれば、対象とすべき古記録は自ずと限られる。そこで、平安中期に大臣の地位にまで至った人物の日記である、『御堂関白記』(藤原道長)、『小右記』(藤原実資)の中に見える「公卿給」関連記事をまとめたのが小稿末尾

の表である。

表を見ると、摂政が置かれている時にはやや異なるが、①の事実は明白である。

また、②に關しても、表の③・⑩・⑫・⑬・⑭の事例によって確認できる。ただし⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭では、直物終了後、式部丞に「二合」、「停任」が下されており、式部に下される二つの文書は、直物に直接かわらないと考えられよう。⁽¹³⁾

一方、⑦では「今日直物由左中弁〔一脱力〕昨日所談。而其後資業云、未_レ被_レ下_二公卿給_一」とあり、直物が延期されている。つまり、直物は「公卿給」が外記に下されていることを前提に開催されるのであり、⑬・⑭では、「公卿給」を「直物料」と明記している。これらの事例から、「公卿給」は直物に先立って外記が必要とした文書だったことが確認できる。

次に⑤に關しては、⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮の事例が参考になる。これらの例では、除目で執筆を勤めた藤原実資が、大外記清原頼隆に「公卿給」を作成させ、後日改めて頼隆に「公卿給」等を下している。Vの『直物抄』も指摘するように、頼隆は実資の家司である。⁽¹⁴⁾したがって頼隆は、まず家司として「公卿給」を作成して提出した後、改めて大外記として「公卿給」を下されているのである。このように、「公卿給」が直物の上卿を勤める大臣（執筆大臣）の家司によって作成されることも確認することができる。

さらに、これらの事例は、「公卿給」の作成材料も示している。

⑩・⑪には「大間并公卿給成文等給_二大外記頼隆_一。為_レ令_レ作_二公卿給_一」とあり、「公卿給」を作成させるにあたって、実資は頼隆に大間書と公卿給（この場合は年官を指す）による任官の成文をもとに作成されたことが分かる。また、公卿給の成文のみ用いられていることから、「公卿給」の内容が年官による任官情報であったことも確認できる。これらのことは、前節で示した天曆三年「公卿給」や「江次第鈔」の記述と一致している。

最後に⑥に關しては、⑧の事例が参考になる。これは実資が上卿を勤めた直物当日の記録であるが、

（前略）任_二勘文_一直_二召名_一。（割書略）除目清書上中納言道方卿、奉_レ仰入_三阿波介_二姓貞友_一。清書。依_レ不_レ書載大間、不_レ入_二公卿給_一。仍外記文義云、尻付不_レ能_二注付_一者。（後略）

という記述がみられる。直物勘文にしたがって召名の訂正が進められる中、除目清書の際に召名作成の際に追加された任官者である阿波介_二姓貞友_一が問題とされている。

『江次第』巻四除目の下名儀の記載には、

（前略）若有_二追官者_一、書_二入於清書_一。（令_下外記奉_二大間_一之時申_中其由_上）或有_下書_二入大間_一之人_上。不_レ可_レ然。（後略）

とあり、「追官者」は清書（召名）に載せるが、大間書には書き入れるべきでないとしている。⑧の場合も同様に、追官者であった阿波介_二姓貞友_一は大間書に追記されず、したがって、大間書をもとに

作られる「公卿給」にもその記載がなかったのである。¹⁶⁾そしてこのような事情を背景に、外記は「尻付」を「注付」できなかったと主張しているのである。

ではこの「尻付」とは何であろうか。『朝野群載』巻四朝儀上に収録される治暦三年（一〇六七）三月二十五日付の直物勘文を見ると、

（前略）太政官 左少史正六位上小槻宿祢祐俊（可下削）左右作右字（後略）

と、召名の訂正該当部分を抜き書きし、そのあとに具体的な訂正内容を、細字双行（割書）で注記している。「尻付」とは、この注記部分のことを指しているのではないだろうか。とするならば、⑧で外記が「注付」できなかったとしているのは、具体的な訂正内容を示した割書部分ということになる。したがってこの事例から、召名の記載のうち年官による任官部分については、その誤りを具体的に提示して直物勘文を作成するには、「公卿給」が不可欠だったということを確認できるだろう。¹⁷⁾このように⑩についても、実例からその事実を確認することができる。

以上より、④～⑩にまとめた「公卿給」の作成法・使用法は、藤原道長・実資の時代には概ね確認できる。したがって、このような「公卿給」の在り方は、遅くとも十一世紀には成立していたことになる。さらに、史料Ⅰ『西宮記』や史料Ⅱ『北山抄』に、④・⑤・⑥⑩の事実が含まれていることに加え、『小右記』長和五年（一〇一六）

四月四日条（表の⑥131b）には、

（前略）撰政連府（藤原道長）使資平命云、直物令_二他上行_一之時、公卿給送_二上卿許_一、從_レ彼下給坎、自_レ茲可_レ下坎。若見_二貞信公・清慎公（藤原忠平・実頼）御記坎。可_二示送_一者。引_二見御記等_一無_二所見_一。從_二撰籙御許_一直下給坎。大間在撰政御許_一。如_レ例作_二公卿給_一下_二給外記_一坎。若被_レ遣_二上卿許_一、必可_レ被_レ注_二其由_一。而無_二左右_一。亦（承平二カ）年二月廿六日、以_二八条大将（藤原保忠）被_レ令_レ行_二直物事_一。彼大将記不_レ見_二其事_一。（後略）

と見えている。¹⁸⁾これは道長が実資に、撰政が置かれている際の「公卿給」の取り扱いの先例（藤原忠平・実頼の例）を問い合わせた記事であるが、ここで実資は傍線部に見えるように、忠平や実頼も手元の大間書を用いて「公卿給」を作成し、外記に下したのではないかと返答している。したがって忠平や実頼の時代から「公卿給」は除目執筆のもとで作成されたと推測され、実際の作成作業を行ったのは彼らの家司であつた蓋然性は高いだろう。これらを考慮すれば、③の事実も含め、先に指摘した「公卿給」の作成法・使用法を、十世紀代まで引き上げて考えても大過ないだろう。以上が「公卿給」の作成法と使用法である。

「公卿給」の作成法・使用法をもう一度まとめると、次のようになる（小稿末尾の図参照）。

①除目の執筆大臣の家司が、大間書と年官成文をもとに、当該除

目での年官による任官者を抽出・列記する。これが「公卿給」となる。

② 執筆大臣は「公卿給」を外記に下す。

③ 外記は、召名と「公卿給」や、その他の人事関連資料（後述）を見比べ、誤りを勘出してまとめる。これが直物勘文となる。

④ 直物当日、外記は直物勘文を提出し、それにもとづいて上卿（執筆）監督のもと、参議が召名を訂正する。

以下、この「公卿給」を手がかりに、章を改めて人事権としての年官の特質を考えてみたい。

第二章 「公卿給」から見た年官の特質

本章では、前章で確認した「公卿給」の作成法・使用方法をもとに、年官の特質について考えてみたい。そこで、外記の直物勘文の作成という職務に注目したい。

直物勘文は、除目清書後（召名の作成後）、式・兵部省に保管されていた召名が外記に返却され、外記がその内容を検察して誤字・脱字などを勘出し作成されるものである。この直物勘文の作成経緯を検討し、前章で確認した「公卿給」に関する知見も参考にしながら、年官の特質を抽出していきたい。

第一節 外記の職掌と召名の検察

外記による召名の検察という職務は、何に由来するのだろうか。

本節ではこの点について考えてみたい。

そこで注目されるのは、養老職員令2太政官条である。そこには大外記の職掌として「檢『出稽失』」とあり、『令集解』の同条には「一同『神祇史』也」という讚説が引用されている。そこで、養老職員令1神祇官条を見てみると、神祇大史の職掌にも大外記と同様に「檢『出稽失』」が含まれている。『令集解』の引用する諸説によれば、「稽失」とは判官以上の職務上の過失を意味しており、その中でも特に「文案稽失」（新令私記・讀説）、「公文之稽失」（朱説）を指すとすの見解も見られる。

これらを参照すれば、召名という文書の誤りを検出する職務は、養老職員令の定める「檢『出稽失』」という外記の職掌に含まれると解釈できる。したがって、外記による召名の検察という職務は、令の規定に由来すると考えることができる¹⁹⁾。

さらに、平安時代の外記の役割にも注目してみたい。平安初期になると、太政官の権限が拡大し、外記の役割が重要度を増すようになることを古瀬奈津子氏は論じている。氏は除目に関しても、『伝宣草』下「一下外記宣旨」の、

凡任官之間事、一向外記所奉也。

という記載に見えるように、外記が除目関連事務の一切を担当するようになったことを指摘している²⁰⁾。したがって、除目の結果が記された召名の検察という職務は、遅くとも平安初期以降には外記の職務として定着していったと考えることができるだろう。

以上の諸点から、外記による召名の検察という職務は、令制の規定に淵源を持ち、遅くとも平安初期には外記の重要な職務の一つとして定着していったと考えることができる。そしてこのように考えると、召名の検察＝直物勘文の作成という外記の職務は、律令制に根ざした太政官政務の一つとして位置づけることができるだろう。

ところで、前章で確認したように、年官による任官結果は、「公卿給」によって外記のもとに伝達されていた。それでは、年官以外の任官については、外記はどのようにして情報を得ていたのだろうか。また、年官とそれ以外とで、召名検察のための手続きに相違が見られるのだろうか。次節では、外記がどのようにして召名の検察という職務を果たしていたのかについて具体的に考察し、この点について検討してみたいと思う。

第二節 外記による召名の検察方法

外記はどのようにして召名の検察を行っていたのだろうか。召名の誤りを見つけ出し、指摘するには、召名に記載されるべき内容（新たな官職と任官者の位階や姓名）の正確な情報を記した別の資料と、召名とを突き合わせる必要があるだろう。それでは外記は一体どのような資料をもとに召名の検察、ひいては直物勘文の作成を行っていたのだろうか。本節ではこの点について具体的に考察してみたい。ここでまず注目されるのが、前章で考察した「公卿給」である。この文書は、直物に先立って外記が必要とした文書で、その内容

は、除目における年官による任官結果だった。そして、これをもとに直物勘文が作られていたことは、儀式書や古記録から確認されるところである。したがって外記は、召名の年官による任官記載部分については、「公卿給」と召名を突き合わせることでその誤りを勘出していたと考えることができる。それでは、年官による任官以外の記載については、何を参照にその誤りを勘出していたのだろうか。そこで後世の史料であるが（鎌倉末～南北朝期）、『伝宣草』の記述に注目したい。同書下「下式部省宣旨」の中には、「直物時文官勘文事」というものが見えている。武官についての同様の記載が「下兵部省宣旨」の中にも見られるが、直物に際し、人事担当官司である式・兵部省に勘文の提出を求めるような命令が出されていたと解することができる。

『伝宣草』からは、宣旨の具体的内容を知ることにはできないが、素直に解釈すれば、式・兵部省に対し、直物で必要とされる情報が記載された文・武官に関する勘文の提出を命じているということになるだろう。とすれば、直物に必要な情報＝召名の誤りを勘出するのに必要な情報、即ち、新任者の正確な官位姓名の記載などについての情報提供が命じられたと考えられないだろうか。もしそうであれば、この勘文によってもたらされた情報が、外記による召名の検察に用いられた可能性を想定できるが、確証はない。また、そもそも式・兵部省は、外記の検察の材料たり得るような人事関連資料を有していたのだろうか。

そこで、『類聚符宣抄』巻八任符に収録される次の宣旨に注目してみたい。

但馬守藤原朝臣忠憲（召名注「忠制」）

備中権介弓削宿祢秋佐（召名無「宿祢字」）

右民部卿中納言宣、件人等召名未「改正」之間、且印「其任符」。

仁和元年三月五日

大外記高丘五常*

これは召名の記載に誤りのあった国司任官者について、その誤りを正した上で任符の請印を行うよう命じた宣旨である。ここで注目すべきは、この宣旨が傍線部にあるように「召名未「改正」之間」、即ち直物以前に下されていることである。つまり、直物以前にすでに召名の誤りが把握されているのである。では、どのような経緯で召名の誤りが把握されていたのだろうか。この点について、任符の発給過程から考えてみたい。

任符の発給に関しては、西本昌弘氏や市大樹氏が、『西宮記』巻二除目の、

召名、二省以「正文」上「外記」。写「一通」、上「任符所」、又写「一通」進「藏人所」。

や、延喜式部上式23除目簿案条の、

凡除目簿案一通、除目後五日内加勘合進「弁官」。

という記載をもとに、弁官管下の任符所において召名をもとに作成し、発給していたことを明らかにしている⁽²⁾。これによれば、式・兵部省から外記や弁官（任符所）などに召名（やその写し）を提出す

る際や、実際に任符を作成する過程で、召名の誤りが把握され得たのではないだろうか。延喜式文にあるように、除目簿案「召名の写し」が「勘合」を加えた上で弁官に進上されていることを見逃してはならない。このことは、式部省や兵部省といった人事担当官司には、召名の「勘合」に堪えるだけの情報、即ち人事に関連する諸資料⁽²⁾が備えられていたということを意味しているだろう。また、任符の作成を担当する弁官（任符所）にも、人事関連資料が備えられていた可能性は高い。

これらの点を踏まえれば、式・兵部省は、外記が召名に檢察を加える際に使用できるような資料を保有していたと考えることができるだろう。また、外記局同様、太政官事務を担当する弁官局にも、人事関連資料が備えられていたようであることや、そもそも平安初期以降、外記が除目関連事務の一切を担当するようになったという先学の指摘を念頭に置けば、外記局にも式・兵部省同様の人事関連資料が備えられていたと考える余地は十分にある。

したがって、召名の年官以外の任官記載については、弁官や外記自身が保有していた人事関連資料、あるいは式・兵部省から提供された資料を、召名と突き合わせながらその誤りを勘出し、外記は直物勘文を作成していたと考えられるだろう。そしてここで確認しておきたいのは、年官以外の任官記載に関しては、弁官や外記、式・兵部省といった律令太政官制の内部においてその業務が完結していたと看做すことができるということである。

一方、年官による任官記載の検査には「公卿給」が用いられていた。そしてこの「公卿給」とは、前章で指摘したように、除目で執筆を勤めた大臣が用意するものであり、実際には大臣家の家司によって作成されるものだった。つまり「公卿給」とは、大臣家の家政機関において作成されるべきものだったのである。しかもそれが外記に下される場所も、基本的には大臣の里第であつた²³。

このように、召名の年官による任官記載の検査は、太政官制外部からの情報提供を必要としているのである。したがって、年官による任官内容の検査という業務は、その意味では律令太政官制の枠外にあると評価し得る。しかも、直物の開催は、「公卿給」が外記に下されていることを必須条件としており（表の⑦）、直物勘文に具体的な召名の訂正内容を明記するには、「公卿給」が不可欠とされていたこと（表の⑧）などを勘案すれば、外記の召名の検査という職務における「公卿給」の重要性は、看過し得るレベルのものではない。つまり、外記による召名の検査という同一の職務であっても、年官による任官か、そうでないかによって、その位置づけには大きな相違が認められるのである。

以上、外記による召名の検査という職務について検討を加えてきた。そこから明らかになったことは、まず、この職務が太政官政務の一環として令制にその淵源を持つものであるということであった。その意味では、年官による任官であるか否かを問わず、召名の検査結果が集約された直物勘文は律令太政官制の産物といえる。

しかし、その具体的な検査方法に目を向けるならば、そこには大きな違いが見出される。召名の年官以外の任官記載の検査に関しては、外記自身や弁官、式・兵部省といった律令官司内で完結するものであると考えられる。ところがこれに対し、年官による任官記載の検査は、除目の執筆大臣の家政機関において作成される「公卿給」を不可欠とする、即ち太政官制外部の情報提供を必要とするものだったのである。

このように、除目の結果（召名）を訂正する政務である直物においては、A年官以外の任官と、B年官による任官とで、召名訂正に至るまでの手続き上の相違が認められるのである。具体的にはAが太政官制内で完結するのに対し、Bは太政官制の枠外にあるという相違である。この直物における手続き上の相違は、いったい何に由来するものなのだろうか。

ここで、直物が除目の任官結果を訂正する政務であるという事実立ち戻りたい。すると、直物の手続き上に確認されるこの違いは、除目における任官の在り方そのものの違いに由来しているのではないかという仮説を立てることができる。そしてもし、この仮説が成り立つならば、「公卿給」を媒介として確認される直物における手続き上の相違は、直物のみならず除目、即ち古代国家の人事権の中における年官の特質と深くかわるものであると考えられよう。

そこで章を改め、ともに除目を構成する任官方法の一種である、頭官等と年官を具体例として採り上げ、それぞれの任官の在り方に

ついで考察し、この仮説の妥当性を検証してみたいと思う。

第三章 除目から見た年官の特質

前章では、直物（召名訂正）において確認できる、A年官以外の任官と、B年官の手続き上の相違は、除目での任官方法の違いに由来するのではないかという仮説を立てた。本章では顕官拳と年官を考察対象とし、この仮説を検証してみたい。

そもそも除目とは、四所籍や年官、顕官拳、受領拳など複数の任官方法が複合されて構成されている。今回はこのうち顕官拳をAの年官以外の任官事例として採り上げ、Bの年官との比較検討を行いたい。

第一節 顕官拳

顕官拳とは、外記や史、式部・民部丞、左右衛門尉など、⁽²⁴⁾ 顕官と称される重要下級官人の任官方法のことである。⁽²⁵⁾ その手続きについては、『西宮記』巻二除目に、

拳事。(①自^二御簾中^一被^レ下^二申文^一。毎^レ束付^二短尺^一。②大臣已下見下、至^二参議座^一選定。一闕三人已下申文返上。③至^二大納言座^一返下、令^二参議書^一一紙。(中略)大臣奏進、④此中依^レ仰任。(下略)

とある。これをまとめると、①顕官への任官を希望する申文が、天皇から執筆を経由して除目に参列する大臣以下の公卿等に下され

る、②大臣から順に申文を閲読し、その中から複数の候補者を選定する、③参議がその結果を一紙にまとめ、大臣が申文とともに奏上する、④その中から天皇の「仰」により任官者が確定する、となる。

つまり顕官拳とは、公卿たちによる任官希望者の審査を経た上で、その結果にもとづきながら、天皇が最終的に任官者を確定するという任官方法である。それでは、このような顕官拳はどう位置づけることができるのだろうか。

まず顕官の官職としての分類に注目してみたい。養老選叙令3任官条には、

凡任官、大納言以上、左右大弁、八省卿、五衛府督、彈正尹、大宰帥勅任。余官奏任、主政、主帳及家令等判任。舍人、史生、使部、伴部、帳内、資人等、式部判補。

とある。顕官がこのうちのどの任官区分に分類されるのかという点、『令集解』同条の「余官奏任」に付せられた諸説によれば、例えば義解は、

謂、内外諸司主典以上。其郡領・軍毅亦為^二奏任^一也。

とし、また古記が、

古記云、問、余官奏任、未^レ知、弁官・内外記・五衛府志・諸司長上・大宰典・大少毅等類若為。答、除^レ載^レ文外、皆入^二余官^一。(後略)

とあるように、顕官とされる外記や史、式部・民部丞、衛門尉も、奏任とされる「余官」に含まれると考えることができる。したがっ

て顕官拳とは、奏任の官の任官方法ということになるだろう。それでは、奏任の任官は、どのように行われていたのだろうか。

奏任の任官については、早川庄八氏により大宝令施行直後からその実質的な銓擬権が太政官によって把握されていたことが明らかにされている⁽²⁷⁾。また、選叙令集解任官条の引用する跡記が、奏任について「官任^レ定奏聞耳」と註釈していることも参照すれば、太政官による定め、即ち銓擬が行われた上でその結果が奏聞され、任官が確定するというのが、奏任の任官方法ということになるだろう。

すると先に見た、公卿たちによる任官希望者の審査を前提とし、最終的に天皇によって任官が確定されるという顕官拳の手続きは、奏任の官の任官方法として、まさに相応しいものといえるだろう。

以上を勘案すれば、顕官拳とは、選叙令の規定に則り、太政官の議政官たる公卿らの審査を経て行われる奏任の官の任官方法そのものであったと位置づけることができる。つまり顕官拳は、八世紀以来の律令太政官制的な任官方法であると結論づけることができるのである。

これに対し、年官はどのような任官方法として位置づけられるのだろうか。節を改めて検討してみたい。

第二節 年官

律令太政官制的な任官方法であった顕官拳に対し、年官による任官方法はどのように位置づけられるのだろうか。次に掲げたのは

『西宮記』卷二除目に見える年官による任官手続きである。

(前略) 院宮已下王卿給、 α 当年給一々任^レ之。(名替不^レ奏)

β 余申文随^レ趣注^二端書^一、以^三参議^一下^二外記^一。参議着^二孔雀

間^一、召^二外記^一給^レ文。外記取^二目錄^一下^二史生^一、令^レ勘^二合否^一。(後略)

年官による任官は、給主から提出された申文をもとに進められていく。年官の申文は、玉井力氏が指摘しているように、藏人方の文書として取り扱われ、事前に天皇の御前で藏人頭を中心に選定されてから除目の場にもたらされることになっていた⁽²⁸⁾。前掲『西宮記』によれば、除目の場における年官の申文の扱われ方には大別して二種類あることが確認できる。

まず、傍線部 α の当年給(その年度分として給主に与えられた年官)については、特別の措置がとられることなく、申文にしたがってそのまま任じられていくとされている。

これに対し傍線部 β は、当年給以外の「余申文」の処理について言及している。具体的には未給や名替、国替などを申請する申文の処理について述べていることになるが、これらの場合には、申文を外記に下して勘じさせている。この外記への下勘の目的は何であるうか。

そこで注目されるのが、外記に下される前に執筆によって申文に記される「端書」である。『西宮記』や『北山抄』卷三除目事、『江家次第』卷四除目によると、未給の場合は「可^レ勘^二給否(不^一)」

名替や国替の場合は「可_レ勘_二合不_一」などといった端書が加えられるとしている。端書を見る限り、下勘の目的は、申請内容が正当であるか否か（未給であれば、申文に記された過去の年次の年官が本当に行使されていないかどうかの確認）という表面的・形式的なものにとどまっている。確かに当年給以外は、外記への下勘を経た上で任官が確定されることになっており、一見すると外記への下勘も、給主によって任官を申請された人物の審査・銓擬であるかのようにも捉えられる。しかし端書からは、そのような内容を想定することは難しく、しかも、そもそも当年給の場合は、外記へ下勘することもなく任官が確定される点を見逃してはならない。

これは、当年給が給主に付与されていることが自明であるのに対し、未給その他の場合には、事実関係の確認が必要であるという違いに由来するものであろう。つまり、外記への下勘は、飽くまで事実関係の確認であって、審査・銓擬ではないのである。もし当年給以外の場合に行われる下勘を、任官希望者の審査・銓擬と位置づけるならば、なぜ当年給の場合のみ下勘されないのか説明できないだろう。したがって、外記への下勘を年官人事における審査・銓擬と位置づけることはできない。

以上の点から、年官による任官は、前節で見た太政官の議政官たる公卿らによる銓擬を経た上で任官が確定される顕官掬とは大きく異なっている。年官の申文が蔵人方とされるのに対し、十世紀以前の顕官の申文は外記方とされ区別されていた可能性が高いという玉

井氏の指摘も考慮するならば、年官による任官は、顕官掬のような律令太政官制に依拠した任官とは異質な任官方法であると位置づけることができるだろう。

さらに『康平記』（『群書類従』第二十五輯、『定家朝臣記』）康平五年（一〇六二）正月二十七日条を見ると、

（前略）件書「公卿給」のこと」須_二直物時給_レ之也。而直物已前有_二除目_一時、為_レ成_二勘文_一、外記申_レ之。随給_レ之。已恒例也。（後略）

とあり、直物以前に除目が行われる場合、外記は除目で用いる勘文の作成材料として、執筆大臣に「公卿給」を申請するとしている。これは勘文の作成に際し、「公卿給」によって以前の除目での年官による任官の正確な情報を得る必要があったからだろう。とすれば、まさに除目の最中に行われる、当年給以外の年官の申文の下勘に対し、外記は「公卿給」の情報をもとに対応していたことになる。また、仮に直物の後の除目であっても、年官による任官に関する正確な情報を、外記は「公卿給」を用いた召名の検察を通して得ていたのだから、その情報源はいずれの場合も太政官制の外部からもたらされる「公卿給」に行きつくのである。

外記への下勘により、一見すると年官も、律令太政官制の中に位置づけられているように見える。しかし、外記が下勘に対応するための情報を、どこから入手していたのかまで考慮に入れるならば、外記への下勘の事実をもってしても、年官を律令太政官制のみで位

置づけることはできないのである。

このように年官による任官方法では、太政官による実質的な銓擬を確認することができない。この点は、前節で見た顕官掬とは鮮やかな対照をなしている。年官による任官に際しては、太政官の介入する余地を見出すことは極めて困難なのである。

以上、除目を構成する任官方法のうち、顕官掬と年官を採り上げて考察した。ここから明らかになったことは、除目には、A 律令太政官制の枠内で任官が行われるもの（顕官掬）と、B 太政官の直接的な介入なしに任官が行われるもの（年官）が混在していたということである。この考察結果と、前節で見た直物における手続き上の相違 A・B との対応関係は次の通りになる。

〈直物〉

A…年官以外（太政官制的） — A…顕官掬（太政官制的）

B…年官（非太政官制的） — B…年官（非太政官制的）

したがって、前章で立てた仮説——直物の手続き上の相違は、除目における任官方法の相違に由来する——は、本節での考察を通じて確認されたといえるだろう。確かに直物自体は除目に付随する政務儀礼に過ぎないと評価することもできよう。しかし、そこから確認できる手続き上の相違は、除目における任官の在り方そのものの相違を色濃く反映しているのである。

本章までの考察により、律令太政官制のみでは包摂しきれないという年官の特質を抽出することができた。このような特質は、どの

ような意味を持つのだろうか。最後に、年官が古代国家の人事権の一部であるという点を踏まえながら、この点について若干の見通しを述べ、この雑駁なノートを締めくくることがしたい。

結びにかえて

以上、「公卿給」の基礎的考察を端緒として、年官の特質を検討した。その結果、年官は律令太政官制のみでは包摂しきれないという特質を有した人事権であることを指摘できた。それでは、このような人事権の存在は、歴史的にどのような意味を持っているのだろうか。

時野谷氏の研究によれば、年官は淳和・仁明朝の三宮給から始まり、公卿給の成立を待って、遅くとも九世紀末の宇多朝には制度的に完成し、十世紀に盛行期をむかえるという^①。したがって年官は、九世紀後半を中心に制度化が進められ、十世紀にかけて展開していった人事権だということになる。

前章までの年官に関する考察は、第一章で明らかにした「公卿給」の作成法・使用法をもとに分析を進めたものであった。そしてこれらは、十世紀代にまで遡らせることが可能であることから、「公卿給」の作成法や使用法も、年官の制度化・展開に平行して形作られていったものと考えて良いだろう。したがって、年官の非律令太政官制的な特質も、同様の過程を経て形成されていったはずである。

一方、第三章第一節でとりあげた顕官掬は、選叙令の規定に基づ

いた律令太政官制的な人事権であり、おそらく八世紀以来のものであると考えて良い。

つまり、後世、除目として一括りにされるようになるが、古代国家の人事権の在り方は決して一様ではなく、その内容は時代とともに変化しているのである。地域や時代を超えて、人事権が国家の在り方に大きな影響を及ぼすとするならば、九世紀後半以降、古代国家の人事権が、年官のような律令太政官制とは相容れない特質を持つ人事権を取り込む形で変化したことは、古代国家自体の変化を反映しているのではないだろうか。

無論、九世紀以前にも天皇や太上天皇、あるいは皇后や有力貴族らの意向による恣意的な人事は行われていたはずであり、ある面ではこれらも非律令太政官制であると評価できるかもしれない。しかし年官は、それを与えられる範囲（給主）や、各給主に与えられた給数、さらには任官の際の手続きが制度として整えられ、いわば「公然」とした存在であるという点で大きく異なっている。年官は決してイレギュラーな形ではなく、制度化された任官方法として古代国家の人事権の一角を占めているのである。このように考えると、非律令太政官制的な年官が、九世紀後半〜十世紀にかけて制度化が進められ、展開を見せたことの意味は重大である。このことは、古代国家の変化と深く結びついていたのではないだろうか。

ちょうどこの時期は、古代国家が大きな変化を遂げたとされる時期である。特に十世紀以降については、八世紀以来の律令国家が新

たな発展段階に達したとする「後期律令国家論」³²や、反対に、律令体制は崩壊し、中世的な権門体制の萌芽である「初期権門体制」が確立された時期であるとする見解³³など、様々な評価がなされている。この点を、九世紀後半以降に制度化が進み、十世紀に盛行期をむかえたと言われる年官を切り口に考えてみるとうなるだろうか。

年官は律令太政官制では包摂しきれないという特質を持った人事権であった。任官が「国家重事」であることを念頭に置けば、九世紀後半〜十世紀の古代国家は、独り律令太政官制のみで理解できるものではなかったことを意味していよう。しかしその一方で、外記による召名検察の在り方に見られるように（第二章）、年官による任官結果は、非律令太政官制的な側面を有しつつも、最終的には太政官政務の一環として処理されていたことや、年官は、頭官掬のような律令太政官制的な任官とともに除目を構成していたこと（第三章）も忘れてはならない。つまり、律令太政官制的な枠組みが、全く無意味だったわけではないのである。

このように考えてみると、十世紀以降の国家を、八世紀的な律令制的中央集権国家の延長線上に認めるのか、あるいは新たな中世社会の萌芽として捉えるのかは、視点の置き方の違いに由来するもので、その違いを強調しても、本質的な議論にはならないように思われる。むしろ、九世紀後半〜十世紀には、古代から中世への過渡期として、年官の在り方や、年官を含めた当該期の人事権の構成に見られるように、八世紀以来の要素と新たな要素とが混在していると

この点を重視すべきではないだろうか。

このような過渡期の様子は、当該期の地方社会にもよく表れているように思われる。例えば、十世紀前後に成立し、在庁官人制の歴史的前提になったとされる雑色人郡司制を例示してみたい⁽³⁴⁾。これは、九世紀半ば以降にその活動が顕著になる、院官王臣家や衛府などの中央官司と結びついた地域有力者を、国司のもとに結集させ、地方行政へ登用していく制度であるが、必ずしもそこから従来の郡司が排除されているわけではない⁽³⁵⁾。旧来の譜第郡司に加えて、新たな有力者層の存在も法的に認定し、地方行政を進めていくという時期を経て、地方社会では十一世紀半ば以降、在庁官人制が展開していくのである。

叙上のような地方社会の様子は、当該期の国家の在り方と無関係であるとは考え難い。九世紀後半に制度化が進み、十世紀に盛花期を迎えた年官が、非律令太政官制的な特質を備えつつも、八世紀以来の律令太政官制と共存していることは、古代国家の過渡期の様子を、人事権という側面でもよく表現していると考えられるのではないだろうか。

以上、人事権としての年官の考察を行った。論証の内容に比べ、あまりに無謀な展望を述べたことは十分承知している。論じ残した点も非常に多く、これらは全て今後の課題とし、地道に論を詰めていきたいと思う。

もとより十分な内容をともなった研究とはいえず、ノートにもな

らないとの誇りもある。しかし、「公卿給」に関する知見や、人事権としての年官の評価については、異論はあるが、先行研究にはない新たな視点を若干ながら付け加えることができたのではないかと思っている。

ご批判は甘んじて受けたい。

〈註〉

- (1) 時野谷滋「年給制度の研究」(『律令封祿制度史の研究』吉川弘文館、一九七七)。なお時野谷氏に先行する研究としては、小中村清矩「年官年爵并成功重任考」(『陽春廬雜考』吉川半七、一八九七)、八代国治「年給考」(『国史叢説』吉川弘文館、一九二五、初出は一九〇〇)などが挙げられる。
- (2) 尾上陽介「年官制度の本質」(『史観』一四五、二〇〇一)。
- (3) 神道大系『北山抄』所収。尊経閣善本影印集成『北山抄』(八木書店、一九九五)により一部字句等を改めた。なお卷子本巻三乙本は公任の自筆として伝来したもので、平安時代を下らない古鈔本とされる。橋本義彦『北山抄』(『日本古代の儀礼と典籍』青史出版、一九九九、初出は一九九六)参照。
- (4) この点については前掲註(2)尾上論文でも指摘されている。
- (5) 『日本紀略』によるとこの日に臨時除目が行われている。なお、後述するように、「公卿給」は直物に先立って作成される文書であるが、『日本紀略』では同年五月十九日に直物が行われたとし、当該「公卿給」の五月

二十一日という日付と合わない。この近辺には他に直物開催の史料が見られないことから、どちらかの誤りと考えておきたい。

(6) なお『北山抄』には天曆三年「公卿給」に続いて、「二合」、「停任」の実例も掲げている。「二合」については『江次第鈔』に、

(前略) 親王巡給・公卿年給・未給等中、申二合者也。尻付注去年給若当年給等不レ書任人之官姓名。只書給人官姓名許也。(後略)

とあり、二合(年官として給された二分の官〔目〕と一分の官〔史生〕一名分ずつを合わせ、三分の官〔掾〕一人の任官を申請すること)を行った親王や公卿を列記するものとする。したがって、「公卿給」に記された任官の中から二合によるものを選び出し、その給主(給人)を書き出したのが「二合」ということになる。

また、「停任」についても同書は、

(前略) 院宮・親王・公卿給中、名替・国替也。(不レ書「国替」、破停者也。)五畿七道諸国次第書之。停任者依「名替」。(後略)

とし、「停任」は年官のうち名替(年官により一度任官された人物が、官職が不服であるなどの理由で任官を拒否した結果、替わりの他の人物を改めて任じること)や国替(同様の理由で人物はそのままに官職〔国〕を替えて改任すること)にかかわる文書であるとする。したがって「公卿給」の中から停任の必要のある名替などの事例を抜き出した文書ということになるだろう。

『北山抄』の引く「二合」、「停任」は年紀を欠き、これらと天曆三年「公卿給」の内容は一部対応する部分も見られるが、判断としない点も多い。

小稿では「公卿給」のみを取り上げることとし、「二合」、「停任」の検討

については今後の課題としたい。

なお二合、名替、国替の定義については前掲註(1) 時野谷論文参照。

(7) この点については、既に前掲註(2) 尾上論文でも指摘があり、『大日本史料』万寿元年(一〇二四)十二月十六日条(第二編之二十一)などでも「公卿給」の作成に関する記事を直物にかかわらせて掲出している。

なお筆者も、前掲の『御堂関白記』寛弘五年三月十日条の註釈という形で簡潔に言及したことがある(山中裕編『御堂関白記全註釈 寛弘五年』(思文閣出版、二〇〇七))。

(8) 名替・国替については、註(6) 参照。また未給とは、前年以前に行使されなかった年官によって任意の人物を申任することである。

(9) 『西宮記』卷二直物、「北山抄」卷一直物事、「江次第第」卷四直物など。

(10) 中原師弘編。鎌倉時代中期頃成立。時野谷滋「除目抄(師弘除目抄)」(前掲書、一九七七) 参照。

(11) 国立公文書館内閣文庫所蔵『直物事』(請求番号一四五〇三六八、文化六年写) 及び『山槐記抜書』(請求番号一四四〇三九五) 第四冊「直物一」による。これらの奥書によれば、本書は「直物抄」と称され、元来六冊本であったこと、長寛三年(一一六五)に藤原(中山)忠親によって編纂されたことが分かる。時野谷滋「直物抄」(前掲書、一九七七) 参照。

(12) なお外記や式部丞が「公卿給」等を受け取る場について、IVでは執筆大臣の里第としているが、表の⑫②や⑮①のように、陣で下された例も見られる。しかし後者の例では、「多於下家給款」とされており、里第で下すのが一般的だったようである。

(13) 「二合」、「停任」の役割・機能や「公卿給」とのかかわりについては、

今後の課題としたい。

(14) 渡辺直彦「藤原実資家「家司」の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究 増補版』吉川弘文館、一九七八、初出は一九六九)。

(15) 『西宮記』卷二除目には、召名(清書)作成後「成文・大間執筆隨身」と見えており、大間書や成文は執筆が持ち帰ったことが分かる。

(16) 『除目抄(師弘除目抄)』には、「公卿給。〈信俊真人説、下名加任先可入_レ之云々。他人多不_レ入_レ之歟。〉とあり、下名の際_ニ召名作成の際の加任者については、「公卿給」に入れないのが一般的だったようである。

(17) 先に指摘したように、「公卿給」は年官による任官者を列記する文書である。たしたがって、⑧の阿波介_ハ姓貞友は、介の申任であることから臨時給による任官であったと考えられる(前掲註(一)時野谷論文参照)。

なお、本文に引用した治暦三年三月二十五日直物勘文には、年官と思しき河内大目や出雲大掾とともに、年官とは見なしがたい左少史や右近衛将曹も列挙されていることから、直物勘文は年官による任官事例についてのみ記載されるものではないことが確認できる。

(18) なおこの事例は、撰政が置かれていた時の「公卿給」の下し方に関する道長の認識を示す興味深い記事である。この事例については、機を改めて論じてみたいと思う。

(19) なお、養老職員令₂太政官条の大外記の職掌「稽失検出」の文言は、大宝令にはなかった可能性も指摘されている(榎本淳₂「養老令試論」(『日本律令制論集 上巻』吉川弘文館、一九九三)。しかし養老令では確認できることから、いずれにしても八世紀の比較的早い段階から、外記は「文案」、「公文」を含めた「稽失」の検出を職務としていたと考えられよう。

(20) 古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八、初出は一九八四)。

(21) 西本昌弘「八・九世紀の内裏任官義と可任人名簿」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七、初出一九九五)、市大樹「国司任符の発給について」(『延喜式研究』一四、一九九八)、「国司任符に関する基礎的考察」(『古文書研究』四七、一九九八)。

(22) 具体的には、各官人の正確な官位姓名の表記が分かるような資料が想定される。

(23) 註(12)参照。

(24) 『西宮記』卷二除目には「凡_レ挙、外記・史・式部民部丞・左右衛門尉也」と見えている。

(25) 顕官挙については、拙稿「郡司と天皇制」(『史学雑誌』一一六―一二、二〇〇七)においても若干の考察を加えている。あわせて参照されたい。

(26) 『北山抄』卷二除目事、『江家次第』卷四除目も参照した。

(27) 早川庄八「選任令・選叙令と郡領の「銓擬」」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六、初出は一九八四)。

(28) 玉井力_a「平安時代の除目について」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出は一九八四)、b「『紀家集』紙背文書について」(同書、初出は一九八四)参照。なお『西宮記』卷二除目には「蔵人頭、於御前_ニ選_レ定_レ申_レ文。」と見えている。

(29) 未給、名替、国替の内容については、註(6)・(8)参照。

(30) 前掲註(28)玉井_a論文。

(31) 前掲註(1) 時野谷論文。

(32) 大津透『律令国家の展開過程』(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三)、「平安中後期の国家論のために」(『日本古代史を学ぶ』岩波書店、二〇〇九、初出は二〇〇六)。

(33) 吉川真司『撰関政治の転成』(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八、初出一九九五)、「平安京」(『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館、二〇〇二)。

(34) 山口英男『十世紀の国郡行政機構』(『史学雑誌』二〇〇九、一九九二)。

(35) 森公章『雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度』(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出は一九九八・一九九九)。

*史料の引用にあたっては、『御堂関白記』、『小右記』は大日本古記録、『西宮記』、『北山抄』、『江家次第』は新訂増補故実叢書と神道大系、『江次第鈔』は続々群書類従、『除目抄』、『伝宣章』、『康平記』は群書類従、『朝野群載』、『類聚符宣抄』、『令集解』は新訂増補国史大系、養老令は日本思想大系『律令』を使用した。

表「御堂関白記」「小右記」に見える「公卿給」関連記事一覽

番号	出典	年月日	直前除目(執筆)	直物	内容	備考
①	〔御〕	寛弘元(一〇〇四)九十四	八・二十九(藤原道長)	一	大外記滋野善言に「公卿給」を下す。	①道長邸
②	〔御〕	寛弘四(一〇〇七)正二十四	二・二十六(藤原道長)	四・二十八	大外記滋野善言に「公卿給」を下す。	②道長邸
③	〔御〕	寛弘四(一〇〇七)四二十八	二・二十六(藤原道長)	四・二十八	直物に奉仕(上卿カ)。	③道長邸
④	〔御〕	寛弘五(一〇〇八)二十	一・二十八(藤原道長)	六・二十一	大外記滋野善言に「公卿給」を下し、式部丞藤原資業に「停任」「二合」を下す。	④道長邸カ
④	〔御〕	長和二(一〇二二)三十一	一・二十四(藤原道長)	四・十五	大外記菅野敦頼に「公卿給」を下す。	道長、左大臣・准摂政 @東宮(敦成親王)の道長宿所
④	〔御〕	長和二(一〇二二)三十一	一・二十四(藤原道長)	四・十五	直物に奉仕(上卿カ)。	
⑤	〔御〕	長和四(一〇一五)十二十一	二・二十八(参議左大弁源道方)	十二・二十七	藤原頼任が「公卿給」を持参。	
⑤	〔御〕	長和四(一〇一五)十二二十七	二・二十八(参議左大弁源道方)	十二・二十七	直物に奉仕(上卿カ)。	
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四二	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	右大臣藤原頼光・内大臣公季に「公卿給」を送り、直物を行うよう指示。しかし兩人とも辞退。	道長、摂政・左大臣(十二・七まで)
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四三	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	道長から上卿を依頼される。しかし先例不快として辞退する。	実資、大納言
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四四	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	天慶年間の直物には、大中納言が上卿を勤めた例があるとす。	
⑥	〔小〕	長和五(一〇一六)四四	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	道長から、直物の上卿を他の公卿(摂政である道長以外の公卿)に行わせる場合の「公卿給」の扱いについて問い合わせを受ける。	
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四四	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	大外記小野文義に「公卿給」を下す。摂政在職時の「前例」を示す。	@道長邸(方忌光)
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四十五	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	直物が行われる。	
⑦	〔小〕	寛仁三(一〇一九)十二二十八	〔初〕十(参議左大弁源道方)	十二・二十一	直物の予定であったが、いまだ「公卿給」が下されず。十二・二十一以降に延引。	摂政は内大臣藤原頼通
⑧	〔小〕	治安元(一〇二二)十八	八・二十九(藤原実資)	十八	直物の上卿を勤める。除目清書の際の加任者は大間書にないため、「公卿給」に記されず。また直物終了後、「停任」「二合」を陣後で式部丞藤原良任に下す。	
⑨	〔小〕	治安三(一〇三三)十二二十五	十五(藤原実資)・十	十二・二十五	「公卿給」「停任」を大外記清原頼隆に下す。	@実資邸
⑨	〔小〕	治安三(一〇三三)十二二十五	十五(藤原実資)・十	十二・二十五	直物の上卿を勤める。	
⑨	〔小〕	治安三(一〇三三)十二二十七	十五(藤原実資)・十	十二・二十五	式部丞源経長に「停任」を下す(除目後、可早下)。	@実資邸
⑩	〔小〕	万寿元(一〇二四)十二	十七(藤原実資)	十二・二十六	大間書と成文を大外記清原頼隆に下し、「公卿給」を作成させている。	頼隆は実資の家司
⑩	〔小〕	万寿元(一〇二四)十一九	十七(藤原実資)	十二・二十六	頼隆が大間書と成文を返却。実資は「公卿給」の土代を見せるように要求。	

⑩ 3	「小」	万寿元(一〇二四) 十二十	十七(藤原実資)	十二十六	「公卿給」「二合」「停任」を大外記に清原頼隆に下す。 直物の上脚を勤める。	@実資邸
⑩ 4	「小」	万寿元(一〇二四) 十二十六	十七(藤原実資)	十二十六	「二合」「停任」を式部丞源朝成に下す。	@実資邸?
⑩ 5	「小」	万寿元(一〇二四) 十二十九	十七(藤原実資)	十二十六	「公卿給」「二合」「停任」の三通を大外記清原頼隆に下す。	当該部分「為令仰公卿申文等加給」だが、頭書「公卿給事」より「給」字を補い「為令仰公卿給申文等加給」と考えた。
⑪	「小」	万寿二(一〇二五) 三十一	二十九(藤原実資)	六・二十七	関白頼通に貸し出した大問書が返却され、それを清原頼隆に下す。また「公卿給」を作成させるため、申文・成文・も下す。	官奏などの後、陣において「公卿給」「二合」「停任」を大外記清原頼隆に下し、陣後において「二合」「停任」を藏人式部丞源朝成(橘濟通カ)に下す。
⑫ 1	「小」	万寿二(一〇二五) 十二十四	二十一(藤原実資)	—	関白頼通に貸し出した大問書が返却され、それを大外記清原頼隆に下し、「直物料」の「公卿給」を作成させた。	頼隆が「公卿給」を持参。清書ののち下すこととする。
⑫ 2	「小」	万寿二(一〇二五) 十二十四	二十一(藤原実資)	—	関白頼通に貸し出した大問書が返却され、それを大外記清原頼隆に下し、「直物料」の「公卿給」を作成させた。	頼隆が「公卿給」を持参。清書ののち下すこととする。
⑬ 1	「小」	万寿四(一〇二七) 二二	二十七(藤原実資)	三十六	「公卿給」「二合」「停任」を外記(頼隆?)に下す。	@実資邸
⑬ 2	「小」	万寿四(一〇二七) 三十三	二十七(藤原実資)	三十六	「二合」「停任」を式部丞源朝成に下す。	@実資邸
⑬ 3	「小」	万寿四(一〇二七) 三十四	二十七(藤原実資)	三十六	直物の上脚を勤める。	
⑬ 4	「小」	万寿四(一〇二七) 三十五	二十七(藤原実資)	三十六	大問書、成文を大外記清原頼隆に下し、「公卿給」を作成させる。	
⑬ 5	「小」	万寿四(一〇二七) 三十六	二十七(藤原実資)	三十六	頼隆に「公卿給」「二合」「停任」を下す。	@実資邸
⑭ 1	「小」	長元二(一〇二九) 二五	二十四(藤原実資)	四十一	内大臣藤原教通が陣の南座において「公卿給」「二合」「停任」を下した。これにつき実資「多於家下給款」。	
⑭ 2	「小」	長元二(一〇二九) 三二	二十四(藤原実資)	四十一	先の教通の行為を、大外記小野文義も異例とする。	
⑮ 1	「小」	長元四(一〇三三) 三十二	二十七(藤原教通)	三十八	「二合」「停任」を式部丞藤原兼安に下す。	@実資邸?
⑮ 2	「小」	長元四(一〇三三) 三十三	二十七(藤原教通)	三十八	「二合」「停任」を式部丞藤原兼安に下す。	@実資邸?
⑯ 1	「小」	長元五(一〇三三) 十二	二十六(藤原実資)	—	関白頼通が、大外記小野文義に除目の執筆でない者が、直物の上脚を勤めた例を勘申するよう指示。近代にはその例見えずとする。	
⑯ 2	「小」	長元五(一〇三三) 十三	二十六(藤原実資)	—	文義の勘申に対し、実資は「清慎公記」天徳四・九条に他の公卿に直物の上脚を行わせた例があるとする。また、直物のことは天皇(関白)が関与することではなく、執筆の裁量にあるとする。	
⑯ 3	「小」	長元五(一〇三三) 十二十二	二十六(藤原実資)	—		
⑯ 4	「小」	長元五(一〇三三) 十二十四	二十六(藤原実資)	—		
⑯ 5	「小」	長元五(一〇三三) 十二十四	二十六(藤原実資)	—		

〔註1〕「御」は「御堂関白記」、「小」は「小右記」を示す〔註2〕除日は原則見日〔註3〕網掛け部は、摂政儀(直廬による除日)を示す

古記録における宗教習俗の記載

——記載対象の選択の観点から——

上野 勝之

はじめに

貴族たちの日記である古記録には、彼らの主たる関心事である公事以外にも、日常生活や社会風俗などの様々な出来事が折に触れて書き留められている。従って、研究者が古記録を利用した社会史、文化史的テーマの研究を行なう場合、一定範囲の古記録の中から研究テーマに沿った内容を持つ記事——多くの場合は散発的・断片的なもの——を収集・抜粋し、それらを横断的に分析して結果を導き出す作業を行うことになる。

しかし、論者が研究対象とする平安時代において上記の研究方法をとる場合、いくつかの困難に直面する。まず、史料が限られた撰関期の古記録に見られず比較的史料に恵まれた院政期の古記録に初出する事柄が存在する時、事実として院政期から現出したものであるのか、史料の残存状況の相違から撰関期には確認できないため

あるのか、判断し難い^①。また、神社参詣や宗教習俗といった事柄では、古記録上の初出以前に和歌や随筆といった仮名資料類に時代的に早く、かつ詳細に記述されていることも少なくなく、古記録だけでは十分な材料とならないことがある^②。このように、特に日常生活における習俗などをテーマとする場合、研究の材料となる古記録の性質に関わる様々な問題が出てくる。すなわち個々の古記録の性格の違いや撰関期と院政期の古記録の記載態度に相違があるのかといった点や、古記録はどのような事柄を記載するものなのか、逆に多くの日記記事では省略されるような事柄を記載する場合には何らかの理由が存在するのかといった問題である。さらに、漢文体の古記録と仮名資料類が対象とする事柄の相違点、あるいは平安時代に記された日記が伝領、書写、再利用されていく過程でいかなる取捨選択がなされ現在に至るのか、というような課題にも繋がってくる。

本研究では、これまで論者が行ってきた研究の中で改めて浮上してきたような諸問題を考察する糸口を探ってゆきたい。具体的には、平安時代の古記録及び仮名資料に散発的に記される二つの祭祀習俗、宅神祭と宮畔祭に関する記載を題材に、撰関期と院政期の相違、古記録と仮名資料の対比を行いつつ、個々の断片的な記事の性格を検討していく。むしろ論者には古記録全般や書記テキスト一般に関わる問題系について論じる能力は到底ないが、書記主体によって自覚的・無自覚的に書かれたものという古記録の性質についてより深く再考することを試みたい。

一章 宅神祭に関する史資料

宅神祭は四月と十一月に家内の神を祭る祭祀である。管見の限り宅神祭について最も史料を収集したものは『古事類苑』神祇部であるが、いくつかの先行研究による言及・分析もなされている。^③ 本稿もそれらを参照しながら、まず撰関期の古記録及び仮名資料類、次に院政期以後の宅神祭史資料を掲げ、その記載内容について確認しておく。

撰関期の古記録では四例見える。①『権記』寛弘元年（一〇〇四）四月二十九日に「宅神祭也、忌_二女房食（略）」、②『左経記』万寿二年（一〇二五）四月二十六日条「宅神祭、仍不_二念誦」、③『小右記』万寿二年十一月二日条の頭書に「宅神祭」、④『同』長元元（一〇二八）十一月二十五日条の本文中には他の話題に挟まれて「宅

神祭」とのみ記載がある。ここから、四月、十一月の下旬に行うことのほか、①から女性が精進して祀るらしいこと、②では男性も念誦を避けてはいるが女性よりも斎が軽く、関与は薄いらしいことが推測できる。

和歌では、『貫之集』承平六年（九三六）の月次屏風歌題に「四月に神祭る所」、天慶八年（九四五）内裏屏風にも「神祭る家」、次いで『能宣集』「十一月神祭る家のまえに」、「四月家の神祭る所」などとあり、一〇世紀代から記述が見られる。また『能宣集』には「みむろ山みねのさかき葉よろづよに をりてまつらんわがやどの神」と詠われ、『経信母集』に「霜月神祭るところに榊さす」とある。既に指摘されるように、和歌からは女性が榊を用いて祀ること、外から祭祀の様子が見えることから屋外・庭中で祀る様子が判明し、古記録を補うものとなる。この他、撰関期以前にも『令集解』神祇令月次祭条には「如_二庶人宅神祭也」、平城京二条大路からは藤原麻呂の別宅である「岡本宅神祭料」と記す木簡が出土しており、宅神祭が既に奈良時代には行われていたことが分かる。

祭祀の性格については、井や竈など住宅内の諸神を祀る祭祀、農耕祭祀、祖霊の祀りといった解釈が提示されている。^⑤ 宅内の諸神とは、神祇官の忌部氏が内裏を祀る大殿祭では天皇の御在所（仁寿殿・清涼殿）や紫宸殿の四角及び湯殿、厠殿、御厨子所、炊殿を祀り（『延喜式』四時祭式）、貴族の引越して門・戸・井・竈・堂・庭・厠などの諸神を祀る（『類從雜要抄』二「康平六年（一〇六三）七月藤原

師実花山院移徙勘文」といったものである。⁶⁾ 農耕祭祀説は農村の経営主体である家を重視する説と「宅神」の宅を古代豪族の経営拠点であるヤケを指すと解する説があり、先祖霊説は民俗学の学説に基づいている。ここでは祭祀の性格については踏み込まないが、上述の史料からは少なくとも屋外でも行なうこと（屋内の行為がないとは言えない）、女性の主催、家や家人の安泰を願うといった点が確認できる。後述するように祭祀の性格も生活環境や時代によって変遷することがあり、また古代における「家」の安泰は生産活動と密接に結び付くとも考えられるため、一種類の性格にのみ限定する必要はないと思われる。

以上の理解を前提に古記録の宅神祭史料を見直すならば、他の年にも四月、一月下旬の記事が存するにも関わらず極めて記載が少ないと考えざるを得ない。そこで①に着目すると、記主行成は長保四年（一〇〇二）一〇月に妻を失い、その後間もなく再婚したと推定されることに気づく。つまり主催者である「女房」が新しい妻であるとすれば、この宅神祭は先妻の一周忌後まもなくとなり、常年の宅神祭より重要な意義のある儀式であったことになる。⁷⁾ このように考えてよければ、他の三例についても事情は不明ながら何らかの意味のある記載であった可能性がある。

次に院政期以後の古記録では、『顕広王記』仁安二年（一一六七）、永万元年（一一六五）の各四月三〇日条に「家神祭」とある。⁸⁾ 次いで『明月記』正治元年（一一九九）四月三〇日条「今夜家神祭云々、

件竈神日来坐坊門、去二七日渡此宿所坤方了、元久元年（一二〇四）二月二日条「家神祭雖相儲不行、文義云、主人雖有禪、其所無穢行_レ之、へツイ殿立_レ九条、穢了、勿論止_レ之、三品於六角被_レ行云々（案之、不可然）、建保元年（一二二二）四月二十九日条の本文傍書に「家神祭存_レ例」とある。いずれも一二世紀後半以後の史料であるが、まず名称が「家神祭」になり、祭祀対象が竈神に限定され、祭日が月の晦日になると三つの変化が起っている。また、男性が祀っている、あるいは祭祀そのものに関与しているようにも読める。

和歌関係では、保延元年（一一三五）頃の『為忠家後度百首』に藤原親隆「ならがしはそのやひらでをそなえつつ やどのへついたむけつるかな」、順徳天皇「八雲抄」に「うけもちの神、家神也、やかつ」、藤原清輔『奥義抄』中之下に「うけもちの神は家の神」などとある。へつい＝竈に供え物をし、家神は「やかつかみ」＝宅神であり「うけもちの神」であるという。ここでも祭祀対象は竈神とされ、祭神は食物神であるウケモチ神とされている。これは竈が炊事を行う場であることと対応しているよう。⁹⁾ つまり、和歌からは一二世紀前半には宅神は竈神であったことが判明し、古記録の記述を裏付ける。

院政期の竈神については、貴族が死去した際、故人に附属する竈神を廃棄する習俗があったことが指摘されている。¹⁰⁾ 『兵範記』久寿二年（一一五五）九月二一日条によれば、関白忠通の妻宗子の死去

時、左右に並んだ夫婦二つの神殿のうち右側の宗子の竈神を廃棄したという。『拾芥抄』に引用する院政期の陰陽師、賀茂家栄（一三六）の書では竈神祭祀は夫妻となった時ではなく、独立して家を起こした時点で祀り始めると述べている。つまり院政期には竈神は貴族たち個々の身体に密接に結び付く神として祀られており、宅神祭が竈神に特化していったことはこれと表裏一体の現象であると推測される。¹¹⁾

以上のように、古記録と仮名資料などを合わせ用いることで、宅神祭についての時代的な変化を明らかにすることができる。宅神祭は恒例の年中行事ではあるが、古記録において通常はほぼ記載が省略されるものである点は確認できた。今後は、平安時代の宅神祭関連史料の収集と中世の貴族社会における竈神祭祀の展開を追ってみたい。

二章 宮畔祭に関する史資料

宅神祭と同様に家中で行う祭祀に宮畔祭がある。『伊呂波字類抄』に「院宮諸家祭之」とあり正月、一二月に行う祭祀であるが、『古事類苑』に史料が収集されているほかは、後述する和歌などの注釈に触れられる程度であり言及されていない。今回は古記録の記載という観点から取り上げてみたい。

行論の都合上、藤原忠実以後の院政期の古記録類から見えてゆく。まず忠実家の年中行事を記した『執政所抄』正月上午日条に用物が

記載され、また『執政所抄』末尾には当抄著者と推定される源雅亮の父の『清実朝臣記』寛治七年（一〇九三）正月及び永久四年（一一一六）二月の忠実の宮畔祭祀事と天治二年度（一一二五）の祭文が引用される。¹²⁾ 祭文によれば祭神は高御魂、大宮津彦・姫、大御膳津命・姫、中立の笠間大刀自の六柱であり、正月上午日条からは忠実及び妻師子各々が主催者として人形五具、飯餅魚菜を盛る高坏六前、染絹を備えて家令が祭文を唱え祀るといふ祭祀の詳細が分かる。

忠実以後、嫡子忠通（『殿暦』永久四年正月五日条）、頼長（『知信記』長承元年（一一三三）正月二日条）、忠通の子基実（『兵範記』保元三年（一一五八）正月九日条裏書）、兼実（『玉葉』治承二年（一一七九）正月一日条）、基実孫の家実（『猪熊関白記』正治元年（一一九七）正月二日条）、兼実息の良通（治承四年正月五日条）と撰関家の恒例行事として宮畔祭が行なわれている様子が伺える。また鳥羽中宮璋子（『祭資記』元永二年（一一一九）正月一日条）、崇徳中宮聖子（『知信記』長承元年二月八日条）とあり、『東宮年中行事』にも記述がある。

興味深いのは、宮畔祭について記載する内容である。この祭祀は中納言昇任後に行うとされており（『猪熊関白記』）、古記録はその初度の宮畔祭に関わる記事が大部分を占めている。『殿暦』、『玉葉』治承四年条など撰関家当主の日記のみならず、忠実（『清実記』寛治七年条）、頼長（『知信記』長承元年（一一三三）正月二日条）、基実（『兵

「範記」がそれぞれの初度宮咩祭にまつわる家司の記録なのである。

家司たちの現在残されていない原本の日記の中には、彼等が奉仕した毎年の宮咩祭に関する記事があったのかもしれない。しかし、やはり初度が最も熱心に記載され、また『執政所抄』に付された『清実記』のように後々の再利用の結果としても初度の祭祀に関する記事が残された結果、我々が知ることができるようになったのではないだろうか。ここからは、記載対象に関する彼等の意識を読み取ることが出来るように思われる。

続いて、忠実以前の院政期の宮咩祭記事について触れておく。古記録としては二例しかなく、一例は忠実の父師通の『後二条師通記』寛治六年二月一〇日条であり、宮咩祭に家礼が不参のため代官が奉仕したというもの、もう一例は源俊房の『水左記』承暦元年（一〇七七）二月六日条で忌服中に宮咩祭を行った記事である。いずれも異例の事態を記録したものである。

次に、撰関期の様相について述べる。撰関期の古記録には宮咩祭の記事はないが、他の史料には見える。漢文史料としては『拾芥抄』に永承某年（一〇四六～五二）付けの祭文が記載されており、こちらでは宮咩の四柱の神と笠間神の五柱を祀り、従四位上某が官位昇進を願っている。長保四年成立の惟宗允亮『政事要略』年中行事部には「一二月午日、事は正月に見ゆ」とあり、正月一二月の二度の祭祀であることが明白である。

仮名資料類では、『枕草子』「こと葉なめげなる物」に「宮への

祭文読む人」とあり、「ちかうてとをき物」に「宮への祭」を挙げている。和歌では『実方集』に宮咩祭をモチーフにした「あめに坐す笠間の神のなかりせば 古りにし伸をなに頼まむ」を詠い、『伸文集』にも下野守菅原輔昭と藤原仲文が宮咩祭に材を取った歌を詠み交わしている。また『宇津保物語』国譲にも宮咩祭の供物を模った模造品を贈る挿話がある。

これらの資料からは、一〇世紀後半には笠間刀自、高坏に盛る供物、人形といった院政期と共通する内容の祭祀が中級官人、受領層で広く行われていたことが判明する。また、『枕草子』に祭文の内容を周知のこととして記していること、『政事要略』成立に藤原実資が関与したと想定されていることなどを重視すれば、上級貴族層にもかなり浸透していたと推測することも可能であろう。

宮咩祭の成立に関しては、人形を神に准えるなど民間信仰的要素が強く、受領層の関与が見られることから、地方的な祭祀が中央に取り込まれた可能性がまず想定される。笠間神について新日本古典文学大系『枕草子』、『実方集』（平安私家集）所収）などの諸注釈では常陸国新治郡の笠間社に比定し、伴信友の『神名帳考証土代』では加賀国石川郡や越前国坂井郡の式内社笠間社の名を挙げている。また、宅内神という性格からは大殿祭の祭神である大宮売神との共通性も考えられる。史料の限界もあり、その解明は困難であるが、今後の課題としておく。

以上、平安時代における宮咩祭の史資料について考察した。鎌倉

時代以後については三条公忠の『後押小路内府抄』に主人夫婦が同座して宮畔祭を行うとの記述が見られる。こちらも古記録の性格上関連記事は少ないと思われるが、史資料の調査を続けていきたい。

おわりに

宅神祭、宮畔祭という取り上げられることの少ない二つの祭祀習俗を題材に、古記録記事の性格や仮名資料との関連性などについて述べてきた。両者はともに宅内で行なう祭祀であること、專業宗教者の関与が薄いこと、天皇の年中行事には採用されていないといった共通性があり、いわゆる民間信仰的な性格が見られる。そのためもあり、貴族たちの身近な行事であったにも関わらず殊更に記録するという意識が薄く、古記録に現れる頻度は少ない。いうならば、古記録における周縁的な存在であった。

これは、特に撰関期において両祭祀を担った人々が、主に女性や受領層であった事実と関連しているものと思われる。すなわち、古記録の記録主体から見たこれらの人々の位置付けと両祭祀の古記録上の位置付けは対応していると思わせる。古記録と仮名資料の内容を比較する際には、こうした記録主体の位置関係の差異を念頭に読み解く必要もあろう。

既に各章末で述べたように、今後は本稿で触れた史資料のより詳細な検討とともに、鎌倉時代以後の両祭祀に関する史資料の調査を行い、本稿の論述の妥当性を再検証するとともに、より広い視野か

ら古記録の性質について議論できるように努めたい。

なお、研究会報告時には、女性宗教者の記録上の現れ方についても取り上げたが、本稿では省略したことを付記しておく。こちらも関連史資料の調査とともに今後の課題にしておきたい。

註

(1) 一例を挙げるならば、院政期では貴族の葬送時に帰路を変える習俗が見られるが、これは撰関期の史料には見えない。これについて勝田至氏は、たまたま撰関期の史料に記されていないという可能性と院政期になって貴族社会に民間習俗が浸透してきた可能性の双方を指摘している(『死者たちの中世』吉川弘文館 二〇〇三)。

(2) 金峰山参詣の古記録上の初見は道長の参詣であるが(『御堂関白記』寛弘四年八月各日条。出土経典からは長徳四年に参詣を企図していたことが判明する。斉藤融「藤原道長の金峰山参詣」『日本歴史』五五三 一九九四)、仮名資料には『枕草子』、『藤原仲文集』の例がある。稲荷社の初午詣は『紀貫之集』延喜六年月次屏風歌の二月に詠われており、白山詣も『藤原兼輔集』に早く記されている。また、物忌札の習俗について古記録よりも仮名資料類に時期的に早くかつ詳細な記載があることが指摘されている(中島和歌子「和歌文学と陰陽道」『王朝文学と仏教・神道・陰陽道(平安文学と隣接諸学)』竹林舎 二〇〇七)。

(3) 岡田精司「律令的祭祀形態の成立」(『古代王権の祭祀と神話』

- 一九七〇）、加藤優「律令制祭祀と天神地祇の惣祭」（『奈良国立文化財研究所研究論集Ⅳ』一九七八）、近藤喜博「家の神」（『塙書房』一九八二）、戸田芳美「十一—十三世紀の農業労働と村落」（『中世初期社会史の研究』東京大学出版会 一九九二）、古川淳一「祈年祭・月次祭の本質」（『ヒストリア』一三四 一九九二）。
- (4) 西洋子「岡本宅小考」（『国史談話会雑誌』三八 一九九七）。
- (5) 注(3) 前掲諸論文参照。
- (6) 中国では七祀、五祀など宅内諸神を祀る祭祀が古くから見られる。漢代の年中行事書『四民月令』では「門・戸・竈・井・中霤」を五祀としている（中村裕一「中国古代の年中行事二」汲古書院 二〇〇九）。日本においても『和名類聚抄』二に土の神である土公が春は竈、夏は門、秋は井、冬は庭に移動すると書かれているなど、こうした宅内神の概念には大陸の影響が濃いと思われる。
- (7) 黒板信夫「藤原行成」（吉川弘文館 一九九四）。新しい妻は先妻の妹と推定されている。ただし、一周忌明けであれば前年の十一月が初度となる。この時に最初の宅神祭を行った可能性もあるが、記載は無い。
- (8) 高橋昌明・樋口健太郎「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』」応保三年長寛三年仁安二年卷」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三九 二〇〇八）。
- (9) また、大殿祭の祝詞に祭神の一人が「屋船豊宇気姫命（俗詞ウガノミタマ）」と稲魂であるとされることにも対応している（『延喜式』祝詞式）。
- (10) 注(1) 勝田前掲書。勝浦令子「女の信心」（平凡社 一九九五）。
- (11) また竈神祭祀が晦日に行なわれることは中国に起源があり、『酉陽雜俎』には竈神は毎月晦日に天に上り人の罪状を告げるとある。日本においても天皇の竈神である忌火・庭火祭は毎月晦日に行うと規定されていた（『延喜式』四時祭式）。
- (12) 渡辺滋「執政所抄」の成立と伝来について」（田島公編『禁裏・公家文庫研究 第三輯』思文閣出版 二〇〇九）。

中世後期の日記の特色についての覚書

松 蘭 齊

はじめに

日本の中世後期における日記・古記録の在り方を大きく歴史的に把握しようという試みは、すでにかなり以前からなされていた。

例えば、戦前では「日記文学の本質」を探るために「日記全般に互る智識」を集積された玉井幸助氏の名著『日記文学概説』¹⁾の第六章が鎌倉時代以後の日記に充てられ、日次記的な日記については、武家のもので室町期の蝸川親元の日記、朝廷では『御湯殿の上の日記』などに言及され、一応江戸時代まで言及されるがわずかな内容にとどまっている。ただし玉井氏は前近代における「日記」という表現で扱われている文献をすべて把握し分類を試みられており、日記と名付けられた様々な文献、文書、縁起や巡礼記、帳簿、覚書、目録、儀式書、往来物、単行の様々な記録類、年代記や文学作品まで精力的に収集・紹介されており、その柔軟な視点は現在で

も評価できるものである。

戦後では、まず斎木一馬氏の研究があげられよう。²⁾中世後期については、室町時代日記として一括され、応仁の乱以後の公家の衰退にも関わらず、「盛んに先祖の日記の複本」を作り、「公家文化の伝統を護持」することに努めたばかりでなく、自身の日記も書き続けたこと、その内容は、「世事と身辺の雑事とにわたって著しく多面化し、かつ一ツ書きの様式をとるものが多くなった」こと、それに寺院・僧侶の日記の続出を見たことが特徴とされている。そしてこの時代の日記を「皇室および宮廷の日記」「公卿廷臣の日記」「寺社および僧侶の日記」「武家の日記」「茶会記」と分類され、それぞれに主要なものを紹介されている。

斎木氏の「世事と身辺の雑事」にわたることが多くなったというこの時期の日記の特色をさらに大きく時代背景の変化とともに強調されたのが、林屋辰三郎氏であろう。洞院公賢の『園太暦』につい

て書かれた著書³⁾の冒頭で、平安中期以後の貴族の日記の特色である「儀礼の記述」が室町時代に入って否定され、「見聞記述」に移行することを指摘されている。

一九八〇年ころまでは、前近代の日記の特色や書誌について全般に解説したものといたっても、実際の内容的な中心は平安時代の日記が主であったが、一九九〇年代以降、さまざまな日記を紹介する辞典的な書物も中世後期、場合によっては近世まで網羅するようになり、日記の内容や特色、記録としての構造を解説するものも、王朝貴族のそれをする場合、鎌倉期の事例、あるいは中世後期まで対象としてなされるようになった。⁶⁾

個々の日記を論じた研究も、その中に記された内容の紹介だけではなく、この時代の日記そのものの構造・特色を追及したものも積み重ねられてきており、また『看聞日記』や『親長卿記』なども新しいテキストで読めるようになりつつある。索引類も刊行が進んでおり、研究の環境は格段に整えられてきているといえよう。

日記は、そこに含まれる記事ばかりでなく、記主との関係やそれが社会的にどのような機能を持っていたかを研究することによってその時代の構造や特色を知ることが可能とするものと考えられる。中世後期については、まだまだ中世前期に比べると未解明な部分も多いし、その多様性ゆえに把握しきれない部分も多いが、これまでの成果に基づきながら一応の総体的把握を試み、更なる研究の深化に資することができれば幸いであろう。

一 公家社会の衰退

一四世紀の初頭、鎌倉幕府の崩壊、それに続く後醍醐天皇による建武政権の崩壊によって、日本は、一〇〇年近い動乱の時代に入るとともに戦乱の時代が日本の社会に与えた影響の大きさは、すでにさまざまに言われてきたが、王朝国家の中核にある朝廷及び公家社会には大きな被害を与え、平安中期以来、数多くの日記を記し続けてきた王朝貴族たちにも大きな影響を与えたことは確かであろう。⁷⁾

この時代になっても一見変わりなく天皇や貴族たちは日記を記し続けているように見える。しかし、王朝日記の主要な記事である儀式そのものが、南北朝期の戦乱や経済的な理由で長期にわたって行われなものが現れ、中にはそのまま退転してしまったものもあつたのである。

例えば、天皇の安泰と年穀の豊穰を伊勢神宮以下の二二社に祈るために朝廷から使いを発する祈年穀奉幣の儀は、前代までは重要な年中行事として毎年行われてきたが、次の史料^①のように観応の擾乱とそれに続く混乱の中で長期間行われなかった。

① 「祈年穀奉幣今日被_レ行、経良卿平野社ニ参行、日吉社・祇園社等、藤衡(菊弟諸大夫)参云々、観応元年被_レ行、其後中絶了、此奉幣大儀事云々、諸社諸国怪異以外之間、被_二再興_一云々」(『看聞日記』応永二六年八月一七日条)

観応元（一三五〇）年からこの応永二六（一四一九）年まで約七〇年経っており、この儀式の経験者は恐らく誰もいなかったのではあるまいか。この時期の儀式は、それに参加する貴族たちにとって、一種の芸能に近いものであったように思われる。長期間行われなければ、長年洗練されてきた作法やそれに対する美意識の類は忘れられてしまうことになりかねない。形式的に復興されても、すでに前代までのものとは異なってしまうと思われる、そのように平安以来保たれてきた儀式の内面を支えていたものが中絶の結果、失われていた可能性が強い。

たとえ儀式が行われても、公家たち自身が、家領莊園などからの年貢が滞ってしまっており、経済的不如意のために参加したくともできない状況に追い込まれていた。

② 「抑三条坊門大納言通守卿去月十日令「自害」、以小刀「喉元かき切云々、春日祭上卿事被_レ仰、難治故障之由申、猶嚴密被_レ仰、窮困過法難_レ叶之由再三申、所詮窮困身、朝廷拜趨不_レ可_レ叶、只欲「自害」之由、常持_レ言也、十日有「酒宴」、其後於「持仏堂」自害云々、併狂気歟、近日天下口遊云々、不思儀事也」（『看聞日記』応永二五年三月八日条）

③ 「隆富朝臣窮困過法之間、西大路之宿所活却云々、仍当所移住御所辺可_レ祇候_レ之由申云々、今日参妻子等相伴云々、不便也、侍臣相加祇候珍重、但可_レ加_レ扶持_レ之条計会也、近辺小家借住云々」（『看聞』永享三年四月一九日条）

史料②は、現任の大納言であった中院通守が、春日祭の上卿を命じられながら、経済的に困難であると再三辞退したものの、なお勤めるように強請されたので、進退窮まって自害してしまったというものである。酒の勢いにまかせて、という感があり、他にも事情があったかもしれないが、中院家のような上級貴族でも公事を勤めることができない状況に追い詰められていた者がいたことは確かであろう。

史料③はさらに進んだ状況である。四条隆富は中級クラスの公家で、伏見宮家に仕えていたが、この日、ついに経済的に追い詰められ、京都西大路の邸宅を売却し、妻子ともども宮家の近辺の小家に引っ越してきたというものである。宮家の侍臣といっても、朝廷の公事にも出仕しなければならないので都に宿所があった方がいい訳であるが、まさに都落ち状態であった。侍臣の困窮を目の当りにしても、宮家の「計会」のため、やはり援助もままならない有様であった。

儀式の衰微は、公家社会における日記に関する情報の交換にも停滞をもたらすことになる。一三世紀あたりまで、有識の優れた日記が、様々な理由でその子孫の手を離れた場合、公事に関心のある人々によって多くの写本が作成され、やがて貴族社会共通の財産として流通した。しかしそのような日記のグループに、この時期の日記が新たに付け加わることはほとんどない¹⁰⁾。前代のそのような日記が、この時期の日記の中の儀式の記事で引勘されることも少なく

なっているようである。中世的な「家」の成立が一段落し、儀式作法における家例や故実が固定化され、その枠を越えて日記が流通しなくなったことが一因と思われるが、そのため当該期の日記の伝来は、その「家」の安否に大きく左右されることになる。

例えば、南北朝期に活躍した洞院公賢の日記『園太暦』の場合、有識として名高い公賢の日記として、早くからその存在が知られていたようであるが、一五世紀の終わりに洞院家が断絶し、「家」から流出することになった。その際、応仁の乱で家記を失っていた中院通秀に購入され、そこから借り出されて甘露寺親長・三条西実隆らによって写された¹²⁾。やがて通秀も困窮し手放すことになったので、実隆の斡旋で禁裏に購入されることになり、そこから更に広まることになったようである。今日我々が利用する『園太暦』は、この時甘露寺親長によって抄出された本であり、彼の書写がなされなければ、この時代の多くの日記のように今日目にすることはなかったであろう。

撰閲家のうち、家の文書が後代にまで伝存した近衛家では、この時期、道嗣・政家・尚通の日記がまとまって残され、同様に九条家には満教・政基・尚経のものが残され、他にも房実・忠基・教嗣らのものが断片的に残されているのに対し、この時期、それらを失った一条家の場合、南北朝期の経通の『玉英』、経嗣の『荒暦』は残っているが、あったと推測される兼良や彼以後の当主の日記は残されず、二条家や鷹司家については、南北朝期以降、当主の日記

の存在がほとんど確認できない状況にある。

中流公家の場合、同様に日野流のうち、広橋家は南北朝期の光業から兼綱・仲光・兼宣・綱光・兼顕・守光・兼秀・国光とほぼ全員日記が確認され、特に兼宣・綱光・兼顕・守光らはまとまって残されている。一方、同流柳原家の場合、曩祖ともいべき忠光の日記は、この時代、子孫によって引勘に用いられていることが知られ、その子孫で江戸時代に『統史愚抄』の編者として知られる紀光が『当家系伝并愚勘』において、資綱・量光・資定・淳光に日記があったとしているが、同時代の史料では確認できない。その「家」の日記が後代に伝存しなければ、日記の存在が知られないのである。山科家のように代々の家記が原本でまとまって残されている「家」が存在するのに対し、中世末期まで日記の存在が確認されながら、戦乱や火災、その断絶によって逸文すら残されなまま消滅していった「家」が多いのもこの時期の特徴であろう。

この善勝寺流の山科家は、南北朝期の教言以降、教興・言国・言継・言経・言緒と代々の日記がかなりの分量で残されていることでは有名であるが、前代のように父祖の日記を儀式などに引勘されることはほとんどないのが特徴である。わずかに言経及びその子言緒の日記で、言継の日記が「老父卿御記」¹³⁾、「祖父言継日次記」¹⁴⁾などと引勘されるだけである。引勘すべき公事情報も、それを引勘すべき儀式の場も限られている以上、「家」内部でも日記に記された情報が交換されなくなってきたのである。

つまるところ、前代から進みつつあった王朝政権の政治的退潮が、この時期、加速度的に進行し、古代以来、彼らが保持してきた国家的な政事(まつりごと)(それ自体、すでに虚構となつて久しかったはずであるが)を衰微させた。結果、公事情報の交換の場は失われ、日記の利用低下は、その情報装置としての機能を失わせていった。それでも日記は記し続けられていく。公事情報以外の日常生活中心のその日記は、子孫たちにそれ程役立つとは思われない内容ばかりで記面が埋められていく。代々書き継がれてきた「家」の日記を継承することが、自己の存在意義を示すものだから書き続けたのか、それとも単なる「家」の職務として割り切っていたのか。もう少し別な目で考えていく必要があるように思える。

二 室町殿の記録組織の形成

1 公家日記の変質

公家たちの日記の中から公事情報が減少していく中で、除目など人事関係の記事はいかかわらず豊富である。その面への関心は一向に衰えずといったところであろうが、そこには前代と異なつて公家の官位を上昇していく足利将軍、室町殿の姿を凝視している彼らの筆致を確認することができよう。

近年のめざましい当該期の公武関係の研究を参照するならば、義満以降、摂関家を含むほとんどの公家が家礼化し、自身の官位昇進も家領の安堵も室町殿の意向に左右されることになつていたのであ

り、この室町殿を中心とする公武関係の反映が日記の世界でも確認されるのである。

すでに南北朝初期においても、南朝との交戦や幕府内部の対立などの政治的事件ばかりでなく、例えば洞院公賢は、天龍寺供養の向う尊氏・直義の行列の詳しい記事を武家方奉行二階堂道本の記録を入手して自身の日記に載せたり^⑩、参院する義詮の行粧を書き留めたりしているように、将軍やその子息らの行粧にも関心を持っていた^⑪。

義満以降になると、将軍の任大将・任大臣などの儀式ばかりでなく、節会の内弁、石清水八幡宮放生会などの上卿といった、本来朝廷の儀式であつたものに室町殿自身が参加するようになり、単なるそれへの扈従ばかりでなく、儀式の運営そのものにおいて直接的に関わりをもつようになった。そのため、武家側においても自身が関わる公事の次第や日記が必要になり、公家にとっては、代々の家記を提供することで、武家の関心を得るチャンスとなつた。次の記事はそのような事例の一つである。

④ 「乗燭之程大納言向_レ左府亭_一、有_二対面_一云々、及_二節会等雜談_一、仍花園左府自筆節会次第有_レ之、若可_レ為_二御要_一者可_レ進之由申_二左府_一、左府大切之由被_レ示云々、彼次第雖_レ為_二重宝_一、非_二当_レ家列祖之筆_一、旧冬以来依_二讒口等有_レ之_一、左相府有_二不快之氣_一、八講不_レ催_レ之、有_二怖畏_一之処、遮被_二対面_一之間、為_二追従_一可_レ進之由_レ示_レ之了、自_二左府亭_一直向_二撰政亭_一(押小路烏丸)

於「泉屋」対面云々」(『後愚昧記』永徳三年正月四日条)

日記の記主三条公忠の子大納言実冬は、左府(足利義満)邸を訪ね、節会などについて雑談に及んだ際、伝来の「花園左府自筆節会次第」(有職として有名な源有仁作の節会に関する儀式書)を提供することを申し出た。昨冬から「讒口等」によって義満の不興を買っていたことを気にしていたため、「追従」と思われるのを覚悟してまで申し出、幸い義満も欲しがったので、しめしめというところであろう。

室町殿の対応を誤れば、自らの地位や家門までも損なう恐れがあったのであるから、強い関心を持たざるをえないのは当然であり、それは日記の紙面に反映されていく。朝廷と幕府との取次ぎ役である伝奏をつとめた万里小路時房(『建内記』)や広橋兼宣(『兼宣公記』)などの日野流や勧修寺流の日記が精彩を帯びるのも偶然ではない。日野家や正親町三条家などのように、女子を室町殿に仕えさせている公家は、その寵愛の行方に一喜一憂せざるをえなかったであろう。

武家と朝廷の儀式との関わりが深まれば、將軍自らそれを記録しよう、もしくは記録させようという動きが生じるのも当然であろう。次の記事はそのようなものである。

⑤ 「参_レ文亭_一、奉_レ謁_三品局務等_一、令_レ語給云、去月廿七日室町殿任大将御記、公方手自可_レ被_レ遊之由、雖_レ被_レ思食_一、御右筆文章等未_レ叶、三品可_レ被_レ書進_一也、御手可_レ有_二御清書_一之由被

レ仰_レ之、今月四日以_二局務_一被_レ仰出_二之間、即大概注置也、一見可_レ申_二添削_一之由被_レ仰_レ之、拜見了、殊勝之由申入了、二三箇所一両字申_二所存_一之間、当座令_レ直給也、永和四八廿七、鹿苑院殿任大将御時、菅宰相秀長卿被_レ記置_二之、件記自_レ元在御所_二云々、正長二八四普廣院殿任大将御時事、伝奏万里小路内府令_レ記置_二給、今度被_レ召出_二云々、仍菅中納言歎、万里小路殿歎、不_レ然者就_二今度伝奏_一、中山大納言歎、被_レ仰可有_二記録_一之処未_レ被_レ仰、如_レ此題目之程者、就_二細々参入_一、内々被_レ仰下_二之分也、可_レ云_二面目_一哉之由種々被_レ語仰_二之間、尤為_二御眉目_一之由、賀申入了、万里正長記者、為_二伝奏_一私被_レ記分也、今度者室町殿御自被_レ注置_二之分たるべし云々、仍不_レ似_二文章日來者_一也……」(『康富記』康正元(一四五五)年九月九日条)

この日、中原康富は局務家の舟橋業忠(三品)の邸を訪れ、次のような話を聞いた。先月二七日右大将に任じた將軍義政(權大納言、二一歳)は、その儀式の記録を自ら作成しようと思ったがうまくいかず、結局業忠が書き進め、それを義政が自ら清書することになったという。この日の記事の後半には、永和四(一三七八)年の義満が右大将に任じた際は、東坊城秀長が作成し、この記録は室町殿に伝えられており、正長二(一四二九)年、義教が同職に任じた際には、伝奏の万里小路時房が記したが、これらが今回の記録作成の参考にされたという。興味深いのは、正長度の時房の日記は「伝奏として私に記さるる分なり」とされ、「今度は室町殿御自ら注し置かるる

の分たるべし」ということで、舟橋業忠も「日来」の文章とは変えて、つまり将軍が記したような筆致にして作成したというのである。記録を作成するという行為を通じて、室町殿に奉公する公家の苦勞が知られるが、正長度が伝奏の個人的な日記だということで、今回や永和度と区別しているところからすると、永和度の東坊城秀長による任大将記は、義満自ら作成した記録という体裁をとっていたのかもしれない。義満の公事への積極性が伺われて面白いし、儀式に関わるということと日記を作成するということが不可分の関係にあることを武家も認識し始めていたと理解されよう。今回の義政の行為は、記録に対する意識が成熟していることの現れととらえることが可能である。

2 武家の日記の展開

さて、将軍に仕える武士たちの日記・記録も前代に比較して多く見られるようになることもこの時代の特色としてあげてよいであろう。守護大名クラスの日記というのは、管見に入っていないが、すでに触れたように幕府の実務官僚というべき奉行人クラスの日記は、斎藤基恒（政所執事代、式評定衆など）・同親基（政所寄人、恩賞方奉行人など）ら斎藤氏のもの、政所執事伊勢氏の被官で政所代をつとめた蜷川親元・親孝・親俊の日記、式評定衆として官途奉行・地方頭人などをつとめた撰津之親の日記（『長祿四年記』）などが知られており、これらの淵源は、『吾妻鏡』ともなった鎌倉幕府の奉

行人たちの日記にさかのぼるであろうが、この時代になると格段に多くの日記が残されている⁽²²⁾。

彼らの日記には、幕府の政務や儀式に関わる様々な奉行人としての職務の記録を中心に、御成・寺社への参詣などの将軍や御台所の動静、犬追物など武家の技芸、諸大名やその臣下の動向などが記されている。前述したような将軍の任大臣節会のような重要な儀式は別記の類を作成しており⁽²³⁾、その日記の記載方式は、公家の日記とそれ程差異はないが、天変地異や火災、家族のことなど自身の生活関連の記事も少々あるにしても、当該期の公家のものに比較すると少ないように感じられ、彼らの公務の記録・メモを目的とした日記であるといえよう。

彼らの日記は、次の史料に見えるように、公家たちもその存在を知っており、情報を共有していたことが確認される。

⑥ 「松田秀藤云、応安元年御元服之時、後日自_二公家_一有_二勅使_一〔忠_光〕卿、勅使賜_二引出物_一之由有_二記録_一、後日自_二武家_一御進物、付_二西園寺前右大臣_一〔于時実俊公〕被_レ進_レ之、金百兩・御馬・太刀也、以上見_二武家記_一云々、忠_一卿事引勸之処、于_レ時權中納言也」〔建内記〕正長二年三月七日条

正長二（一四二九）年三月、還俗した義宣（一五日に義教と改名）は、九日に元服の儀を執り行うことになっていたが、その際、応安元年四月一五日に行われた義満の元服の先例が調査され、武家側の元服担当の奉行人である松田秀藤から先例として提示された「武家の記」

を伝奏の万里小路時房が書きとめている記事である。⁽²¹⁾新しい室町殿の元服には、勅使が派遣され禁色の勅許を伝えるなど、武家だけではなく公家と合同で挙行していかなければならなかった。続く一五日には、義教は参議左中将に昇進し、征夷大將軍に補任される。それに際し公武でさまざまな先例が調査されたであろう。公武どちらかの情報だけでは、立ち行かない状況が生み出されていた。

3 私記の意識の形成

前掲の史料⑤にはもう一つ興味深い点がある。將軍義政の日記のことを記した中原康富が、その父の義教の任大將を記録した伝奏万里小路時房の日記を「伝奏として私に記さるる分なり」として、「私」という概念を用いていることである。この点については、設楽薫氏⁽²²⁾が、『蜷川家文書』所収の永享四年八月七日の將軍義教の公家様御判始に関する覚書の端裏書と思われる部分に「記録 祖父秀藤私記」と記されていることに着目され、当時奉行人が担当奉行として所役がない場合に記した日記をそのように意識したのではないかと言及されていることを想起すべきであろう。康富の記事は、やはり將軍の事蹟の記録に関わって公家サイドでも同様の認識が生じていたことを看取できるのではないだろうか。

そして、この「私記」の意識は、寺院の記録にも看取することができるように思われる。

⑦ 「…九州使節、天龍寺俊超西堂為被_レ下、真如寺公文以前正月

又二月公文御判被_レ遊之旧例、応永十二年二月五日、清見寺明禊西堂、同三十四年正月十七日加賀国安国寺元演首座、飯尾加賀守旧記在_レ之、又永享十年正月廿六日東福寺琴江西堂、同十一年二月十三日相国寺再任用剛和尚、以_二私記録披露之、以_二故超西堂公帖一書上クヘキ由被_二仰出_一也、…」(『蔭涼軒日録』長祿四(一四六〇)年一月一八日条)

『蔭涼軒日録』の記主である蔭涼軒主季瓊真蘂は、九州に送る幕府の使節の禪僧を任命するための手続きの先例を調べて報告したが、その際、応永一二年と同三四年の例は、幕府奉行人の飯尾加賀守の旧記に見え、永享一〇年と一一年の例は、「私の記録」から引勘した。ここでいう「私」も幕府奉行人の記録を意識して使用しているように受け取れる。

幕府と僧録の取次ぎを行う代々の蔭涼軒主が記したというこの日記は、一見公的な記録のように見えるが、幕府の公式行事に関わって作成される記録に対しては、「私」の意識で位置づけられていたのかもしれない。一点の史料によって論じるのはやぶさかではないが、前述の中原康富が使った「私」や幕府奉行人層に見える「私記」の意識と共通のものではないかと考えている。

王朝日記の世界では、平安中期に貴族個人が記す公事の日記を、外記日記や蔵人らによる殿上日記などに対して「私記」とよんでいたが、一二世紀に生じた貴族社会の変質(日記の家)の形成の中で次第によばれなくなり、代わって「家」の日記(家記)の意識を

前提とした愚記などの呼称に変化していった。⁽²⁷⁾それが一五世紀後半に入って再び「私記」の意識が芽生えるのは注目されよう。その意識の背景には、乏しい史料からであるが、「公方」室町殿を中心とする幕府の行事に関わる「公」の記録の存在があるように思われる。

4 寺院の日記の展開

すでに早く齋木氏によって指摘されたように、寺院・僧侶の日記が多く残り始めるのが、この時期以降の日記の一つの特色である。

宗派的には、前代の顕密寺院だけではなく、玉村竹二氏らによって研究が進められてきた禅宗や『石山本願寺日記』に集成されているように浄土真宗へもその広がりを見せる。

前代以来の顕密寺院では、醍醐寺三寶院の門跡らの日記（特に満濟の『満濟准后日記』や興福寺大乗院の歴代門跡の日記（特に尋尊による『大乘院寺社雑事記』）がまとまって残されるようになり、分量的にも相国寺鹿苑院主が勤める鹿苑僧録の公用日記（『鹿苑日録』）やそれを補佐する代々の蔭涼軒主の『蔭涼軒日録』などの禅宗関係の日記とともに、大きなグループを形成している。

僧侶が記す日記は、入唐・入宋僧の旅行記を含めるとその伝統は円仁の平安時代初期までさかのぼりうるが、寺院内部における法会や祈祷などの仏事を記した単行の記録や断片的に引用される逸文のような形でなく、日次記としてまとまった形で現存し、仏事以外の豊富な内容を伝えるようになるのは、いくつか例外があるものの、⁽²⁸⁾

やはり南北朝期以降といつてよいであろう。

例えば、醍醐寺関係の日次記は、平安末期から断片的に知られるが、賢俊・光濟・満濟と三寶院の歴代院主の日記がまとまって残されるのは一四世紀以降であるし、興福寺大乗院の門跡の日記が、前代までのそれが断片的にしか知られないのに対し、一五世紀以降、経覚・尋尊・政覚・経尋らと分量的にもまとまって残されているのは偶然とは考えられない。東寺代々の執行の日記や祇園執行の日記が残され始めるのも一四世紀である。それらは、単なる僧侶個人の日記の集積ではなく、寺院の組織そのものと結びついた日記類の作成が活発化したと評価できるのではないだろうか。

前述の『蔭涼軒日録』には、様々な記録への言及が見られ、この点は蔭木英雄氏の研究に詳しいが、例えば、次の史料⑦に見えるように、室町殿の禅宗寺院への御成に関してのものが多いようである。

⑧ 「普廣院御代、廿四日御持仏堂仏餉、御焼香之後、寺家御成之旧例、以_二洪藏主_一被_二尋下_一、以_二永享八年以来五箇所之御成_一記之、遣_二于洪藏主方_一也、今月中御成書立以_二大館兵庫助_一献_レ之」（『蔭涼軒日録』長祿四年六月一五日条）

蔭涼軒主季瓊真薬は、「普廣院御代」つまり義政の父義教の先例に通じている者として、しばしば下問を受けた。この時も御持仏堂での仏餉、焼香の後、寺家へ御成を行なう先例を尋ねられ、永享八年以後の事例を五か所見つけ書き出して、洪藏主（範林周洪）を通

して献じた。これらは更に清書して献じることが命ぜられ(同七月一四日条)、やがて「先御代御成記録」と題され、閏九月七日に義政に献じられている。

また史料⑧には、季瓊真薬は、今月御成が予定されている寺院の「書立」を大館兵庫助を通して義政に披露している。御成は、室町殿と諸寺院との関係確認であるとともに、それらからの献上品は幕府の財源にもなっていたというが、室町殿は、藤涼軒主が作成する「御成次第」に基づいてこなしていくらしく、この年の七月一四日鹿苑院に御成があった際、季瓊真薬が昨年(31)の日記に書き忘れていたので、途中「普廣院御焼香」を飛ばしてしまうというようなことも起こったらしい。他にも、しばしば「普廣院殿御代」の先例の記録を義政に献じている記事が見える(32)。

一方、季瓊真薬は、永享四年に女申薬(33)があつたことを「伊勢備後入道記録」を用いて記しており、武家の日記の情報を仕入れていたことが窺えるし、さらに「僧中之義(儀)」ではない「殿中」のこと(武家の畠山氏の「二献」献上)も伝聞したことを記そうという意識ももっていた(34)。

以上のように、武家・公家、そして禅・密などの仏教の主権者として多面的な顔を持つ室町殿を中心に、それぞれ武家(幕府奉行)・公家・寺家(醍醐寺や鹿苑院・藤涼軒など)が、それぞれ関わる事項を熱心に記録しようとしており、そこで生み出された多様な日記類は、ばらばらに存在していたのではなく、必要に応じて利用

に供され、情報交換がなされていたことが知られるであろう。それらは、ここで史料を引用してきた一五世紀を通じて、室町殿に対して求心的な構造を持つ、一種の記録組織として形成されつつあったのではないかと考えている。であるから、この時期の日記は、公家・武家・寺家個別に検討することだけではなく、それらを全体的に俯瞰してみていく段階にすでに来ていると考えている。

三 戦国時代の動向

1 日記の空間的拡大

ここでは、便宜的ではあるが、一五世紀後半、応仁の乱以後、織豊期にかかる主として一六世紀の日記について概観しておこう。その特色の第一は、日記に記される世界が、空間的に縦にも横にも大きく広がったことである。

空間的に縦にも、というのは、日記が書かれる場が、京都や南都など中央から地方へ広がったことにより、前代までの日記で描かれていた世界にそれまでとは異なった姿が現れてきたことをいう。従来も旅の日記などに「みやこびと」の眼で記された地方の姿が、時折見受けられたが、それがもつと増加し、さらに地方の人々自らが筆をとって日記を書き綴ることが確認されるようになるのである。空間的に横にも、というのは、階層的な問題として、この時代にも前代以来の公家・僧侶、それに幕府奉行人などの中央の武士たちが記主として多く見られるが、彼らに加えて、様々な出自をもつ連歌

師たちや地方に在住する武士や僧侶たちが加わることが確認されることをいう。

「家」の日記を書き続ける公家たちも、いまだ三位以上の位を持ち大納言や参議などの官職を身に帯びるが、政治的・経済的に前代よりもさらに零落れてしまっており、その分、衆庶との距離間は縮まり、日記の視線は相当に低くなってきていることが知られよう。

例えば、山科言継などはその典型であろう。彼は天皇の衣装や宮廷の雅楽を専門とし、中納言を「家」の極官とする中級クラスの公家の出身であるが、この時期、町医者のような仕事も身に付け、生活費の足しにしているらしく、武士や僧侶ばかりでなく、商人などの庶民たちにも菓を見立てながら、京都の町や旅先で活発に交流しており、たくましく生きるその姿を彼の日記の中で垣間見ることができる。

一方、都での生活基盤を奪われ、仕方なく中国地方の大内氏や駿河の今川氏など王朝文化に志向性をもった戦国大名を頼って地方へ下向した公家が多いが、そのような中で積極的に在地に下り、わずかに残された所領の維持に努めた公家たちもいた。そのような一人に摂関家の九条政基がおり、家領荘園の和泉国日根荘に下向し、直接在地に対峙しその経営に格闘した日々を詳細な日記（『政基公旅引付』）に記している。そこには、地域に強い影響力を持つ守護勢力や根来寺への対応、相論や検断、信仰や祭礼・仏事などにわたる在地の情勢や村落の人々の動向などが生き生きと描かれている。最上

級の公家であっても、過去の栄光にすがって現実から逃避するのではなく、目の前の戦国に懸命に生きようとするこの時代の人物像が実感され興味深い。

2 地方武士の日記

前代までは、武士の日記というと斎藤基恒や蜷川親元といった鎌倉幕府以来の奉行人層の日記が中心であったが、この時期になると地方での権力機構が成熟してきたためであろうか、それを支える武士たちが日記の書き手として登場する。

例えば、『正任記』は、中国地方西部から北九州にかけて支配を広げつつあった大内政弘の側近で奉行を務めた相良正任の日記であり、文明一〇年（一四七八）の分のみ残されている。博多に拠って北九州経営にあたる政弘の周辺で記されたものであり、宗像氏や宗氏といった九州北部の領主や寺社、大友氏や菊池氏といった九州の諸大名、遠く越前朝倉氏や京都の朝廷・公家や寺社との交流など、この時代の有力大名の政治的・文化的動向をよく伝えている。彼は「謙虚で故実に通じ翰墨に巧みで和歌・連歌に秀でており、吏僚としてきわめて優秀であった」人物で、連歌師宗祇が大内領国をめぐった際、その手配をしたのも彼であったという¹⁷⁾。相良正任ら大内氏の奉行人は、大内氏の分国支配の再編・強化の過程の中で従来の制度が拡充され、採用された新しい官僚層であるといいい、単なる地方武士の日記として片づけられない側面を持つていよう。

そのほぼ一〇〇年後、南九州の戦国大名島津義久の奏者・老中として活躍した上井覚兼によって記された日記（『上井覚兼日記』）は、島津氏の政策や豊後大友氏との合戦の記事などとともに、『源氏物語』や和歌・連歌、能や茶湯、立花などの記事を多く含み、戦国時代の地方武士の文化的レベルを伝え、前述の『正任記』の系譜を引くものである。それは更に徳川家康の家臣松平家忠の『家忠日記』や佐竹氏の家臣で後に秋田藩家老を務めた梅津政景の日記に受け継がれていくものであろう。⁽³⁹⁾

戦国期の九州には、肥後南部の戦国大名相良氏関係の記録として有名な『八代日記』がある。最近、慶応大学所蔵『相良家文書』中に原本が確認され、その作成者及び作成時期についてもかなり絞られるようになった。⁽⁴⁰⁾ 従来は近世の編纂物と考えられていたのが、戦国時代の永祿末年にまでさかのぼり、作成者も相良氏の八代奉行人である的場氏にほぼ確定されている。文明一六年（二四八四）から永祿九年（一五六六）にわたるその記録は、日次記ではなく、後になって編纂された年代記といふべきものであるが、丁数が増加し記事が豊富になる天文末年以後については、その材料的場氏の日記的なものが用いられていることは確かであろう。⁽⁴¹⁾

このように中世後期に地方武士たちが、全国的に日記もしくはそれに類するものを記し始めたことの背景の一つとして、例えば、九州探題として活躍した今川了俊が『太平記』の成立に刺激されて「をのれの親祖はいかなりし者、いかばかりにて世に有けるぞとしるべ

きなり」と自分の「家」の歴史に関心をもって『難太平記』を著したように、自分の現在の立場や「家」を歴史的に捉えようという意識がこの時代にさらに醸成しつつあったことを考慮すべきであろう。⁽⁴²⁾

3 九州の覚書・年代記——山田聖栄自記を中心に

例えば、薩摩国島津氏の庶流で、奥州家島津氏の元久から忠昌までの五代に仕え、武家故実にも詳しくあった山田聖栄が、文明一四年（二四八二）頃にまとめた『山田聖栄自記』⁽⁴³⁾ という、島津氏代々の歴史を覚書風にまとめたものがある。地方の日記や覚書は、関係資料が少ないため、その作成や伝来過程が知られるのは少ないが、この聖栄の覚書は、表（次ページ上段）に示したようにその作成過程や著述目的がある程度わかるので紹介しておこう。

現存の覚書は、聖栄の奥書が記されるそれぞれの部分がばらばらに集成されており、重複する内容も多く、全体が整序された完成原稿とはいえないものようである。例えば、内容の中核となるべき氏久から久豊に至る事跡を扱う「道鑑氏久元久義天大岳迄記」も上巻は見られるものの「下巻」は見えず、上巻の内容はその前史ともいふべき島津家の祖忠久から貞久までの内容であり、それに続くべき氏久・元久・久豊の記は別々に存在する。下巻という形でまとまっていないところを見ると、奥書の日付から知られるように、聖栄は八五歳になってまず近い時代の久豊の頃のことを書き、次に以前

倉時代初期から南北朝期に入る頃までを、恐らく文明二年に書いた
 へと筆を進めたが、同時並行的に前史となる久久から貞久に至る鎌
 の目的とともに書いた。そして氏久期にもどってそれに続く元久期
 にある程度書き溜めていた久久のこと及び自身に関わることを著述

表 「山田聖栄自記」の作成過程

聖栄奥書年月日	年齢	備考	内容と対象の時代
文明2 (1470), 3, 5	73	「大隅国小河院内一成村岡於本城書、歳七十三是書訖」忠広へ」	忠久～立久の概略 (12世紀～15世紀)
文明6 (1474), 5, 19	77	「十二合ノ寸法事」	有職
文明6, 8, 19		「將軍家所々島津下総前司入道之儀領知之事」	嶋津氏の本領
文明7 (1475), 8, ?	78	「御屋形御祝之仕立次第」	有職
文明14, 3, ?	85	「道鑑氏久元久義天大岳迄記」下巻?	久豊期 (15世紀前半)
文明4 (1482), 4, 18	85	「嶋津忠久御記」 島津氏嫡流と山田氏の略伝	忠久期 (12世紀末～13世紀前半)
		「是よりハ聖栄作法にて候、…」	聖栄の事績と本書の目的 (15世紀)
文明14, 6, ?	85	「道鑑氏久元久義天大岳迄記」下巻?	氏久期 (14世紀後半)
文明14, 8, ?	85	「道鑑氏久元久義天大岳迄記」上巻	忠久～貞久期 (12～14世紀前半)
		「道鑑氏久元久義天大岳迄記」下巻?	元久期 (14世紀末～15世紀初め)

部分を下敷きにまとめたもののように思われる。以下、文明一四年四月一八日の奥書がある聖栄の自伝と本書の目的を記した部分を示す。

⑨ 「是よりハ聖栄作法にて候、陸奥守元久之御時ハ十三之比にて
 いまた御奉公及営もナシ、久豊之御代にハ十四五之比より御一期之間、人数ニ御宮仕申候、其時分は国乱レ、^⑦子ニ而候忠
 広候ひし時ハ、上代之事をも聞セ候、依而当御代之始、国御祝
 之時も加賀守談合仕候、其後も御矢口開之時も我々法鉢之事候、
 依而忠広宮仕御奉公仕候、弥弓箭御繁昌成就仕候事、是又無
 レ紛次第二候、^⑧盛なる忠広が頼に聖栄居候而心安実之道を願
 計候之処、不慮に中違、於向嶋二一日タニモナク候而過候訖、
 其時節及モ入道不運之由云伝申候事思出シ候、鹿兒島より近所
 之面々共に御暇給罷歸候処ニ忠広老人嶋に留、如レ此罷成候事、
 其昔成経・泰頼は都へ帰洛有ル処に、俊寛老人嶋に捨ラレタル
 事を思合候、其昔ハ如レ形弓箭に携り、武方之道、無二所を
 忘ス、於レ于レ今は無三云甲斐ニ心中に成事口惜存、同ハ当家代々
 名将乃戦功、御子孫並ニ一家繁昌御なるを、^⑨去年歳暮比より
 思出シ聞ニ、哀千秋万歳、聖栄が孫共の中ニも筋ヲ失サル仁モ
 出来候者、偏執心幸に是か有なから慥は新士拙人に交、柴折山
 路に迷風情なるへし、此夏に愚拙賀州に後レ、忘執趣ク時は不
 存(孝?)の至とおもひ、如レ此愚癡なる心を改時ハ、則禪心
 に趣ク、爰以孝也と成親を助畢」

聖栄がこの鳥津氏の歴史をまとめようと思ったときつかけは、文明二年の奥書の部分に「大隅国小河院内一成村岡於本城書、一歳七十三是書訖」忠広へ（一一内は傍書）とあり、かつ史料⑨の傍線部⑦に見えるように子息忠広に「上代之事」を教え、その奉公に備えるためのものであったようである。しかし、やがて忠広と仲違いしていまい（傍線部④）執筆は中断したようであるが、傍線部⑦のように、文明一三年「歳暮比」から孫たちに「筋ヲ失サル仁」が現れていることに力を得て再び筆をとった模様である。次に提示した文明一四年六月奥書の氏久の代を記した部分には、「筋目を孫共ニ為レ知、又ハ公方を仰敬、可レ致ニ御奉公ニ事」とあり、忠豊ら孫たちを意識して作成したことは確かなようである。

⑩ 「忠宗・貞久・氏久」此御三代、式部諸三郎忠能、京都・鎮西御分国之御奉公之道を聞置処を注候、一段御先祖代々戦功以ニ御子孫一、殊ニ当代勝而御繁昌之所無レ紛条、申も愚か也、式部諸三郎ハ聖栄か祖父也、筋目を孫共ニ為レ知、又ハ公方を仰敬、可レ致ニ御奉公ニ事、穴賢々々、不レ可レ有ニ油断ニ候也」

聖栄は、自分が実際に見、体験したこと以外に、この史料⑩に見えるように、祖父から聞いたことや文明一四年三月奥書をもつ久豊期を記した部分の中に「御奉公之隙ニは、和泉崎ニ参り、山城守殿へ御意を受、御恩を蒙り候、如レ此雑談ニ付候而も御物語之所を申候也」とあるように、隠棲していた総州家の鳥津忠朝のもとで聞き知った話などを書きとめたのである。

内容的には、鳥津氏の祖忠久について、頼朝庶子説を中心に多くの紙面を費やしており、冒頭に清和天皇以来の源氏の系図に鳥津氏を繋げて源氏であることを強調しているかのごとくである。他に南北朝の内乱において尊氏九州下向時の多々良浜の合戦における曾祖父宗久らのエピソード、足利直義と高師直が対立した際、鳥津時久らが直義に忠節を尽くしたという『太平記』にないエピソードなどを載せる。足利尊氏との関係、源氏称揚など、『梅松論』（鎌倉幕府滅亡から室町幕府の成立にかけて足利氏の立場で書かれた歴史物語。九州北部の少弐氏についての言及が多い）を意識したように見受けられるし、東国武士（佐竹氏）の視点から「源氏ノ威勢ヲ申サンカ為ノ物語」である『源威集』の南九州・鳥津版といってもよいかもしれない。

激しい戦いの中をくぐり抜け、奇跡的に八〇半ばまで生き延びた老武将が、思い出話や武家故実をただ子や孫たちに語るだけでなく、自分たちの「歴史」として捉え、記憶を手練りながら、手元の引付や覚え、伝来文書や系図などを整理してまとめたようとしたものであり、その背景には、前記の史料⑨や⑩に示されるような本人の身近な事件ばかりではなく、この時代の武士たちの内面に生じた、もつと奥深い歴史意識を想定すべきものと考えられる。

同じように、九州の肥後国南部の戦国大名相良氏にも（前記の大内氏に仕えた相良正任はその一族と推測される）「沙弥洞然長状」とよばれる覚書が残されている。相良氏の庶家⁴⁴で為続・長毎・長唯の三

代に仕えた相良(上村)長国(七〇歳)によって天文五年(一五三六)

に書かれたもので、相良氏の起源から始めて、歴代の相良氏当主の事績を述べ、特に同時代史として球磨川河口の八代の攻略と支配の維持に大きく紙面を割く。また一方で、『山田聖栄自記』と同様、武家故実(犬追物や書札札など)に触れ、家臣への接し方や信仰など当主としての政治姿勢を説くとともに、相良為統が九州でただ一人『菟玖波集』に句を選ばれ文事に通じていたことを自慢もする。

このように中世後期、各地に構築されつつあった地域権力において、それを支える家臣団の中に共通の歴史意識が芽生えつつあった。彼らは、一方で地域支配の要として、武人としてだけではなく、事務的・官僚的能力を要求され、手元に引付や覚書の類が集積されつつあったのであり、時に日記を記すこともあったのであろう。この時代、同じような日記や年代記が見られるようになる地方の寺院のそれらとも関係づけるべきかもしれない。

例えば、上野国の臨濟宗長楽寺には、住持賢甫義哲によって記された永祿八年(一五六五)正月から九月までの日次記が残されている^④。一方、甲斐国には、日蓮宗妙法寺及びその近辺で作成された年代記『勝山記(妙法寺記)』^⑤が残されているが、前半は、仏教関係の記事を中心に日本全体の歴史を記す壬年代記であるのに対し、後半の文正元年(一四六六)以後は、地域の記事を中心にした年代記となっている。共に地域の政治情勢や疫病・飢饉・災害などに関心があり、形式は異なるが武家のものと同じ記録意識で作成されている

るように思える。

前近代においては、我々が考えるように同時代のことと過去の出来事との間に区別はない。また記録形式として、年代記と日記との間の境目も曖昧である。過去からの歴史を辿るために年代記を作成しようとして日記的なものを書き始める場合もあったであろうし、日記的なものがいっしょか歴史に編まれ、年代記に作り替えられる場合もあったようである。平安中期以来の王朝貴族の日記は、儀式書と関係深い存在であるが、この時期の日記は年代記や覚書、さらに軍記や歴史書の類を視野に入れた上で考えていく必要がある。

おわりに

この時期の日記の世界を空間的に拡大した要因の一つに、旅の日記の在り方の変化も付け加えておくべきかもしれない。日本の旅の日記の伝統は古く平安時代までさかのぼるが、中世後期になると量的にもまた旅の地理的な広がりや作者の階層においても格段に多様性を持つようになるのである^⑥。つまり、一四世紀までは、政権の所在地である鎌倉や聖地への巡礼を目的とした熊野など特定の場所への往還の日記が主流であったが、一四世紀頃末から、そういった特定の目的地にとらわれない日本各地に足を伸ばした紀行類が数多く出現するようになる。

作者に注目すると、前代以来の公家や僧侶に加えて、遁世僧(連歌師)たちが担い手として登場してくる。公家といっても飛鳥井家

や冷泉家、それに三条西家といった連歌のみならず和歌や蹴鞠、源氏物語研究など王朝文化の担い手として秀でた人たちが中心で、旅先での活動としては連歌師たちと似たようなものであろう。

彼らの紀行には極めて多くの地方の人々が登場する。今川氏や大内氏といった著名な大名たちから、彼らの紀行の中でしか名前が残らなかった地方の武士や僧侶たち、さらに連歌師・猿楽師といった芸能民など多様であるが、彼らに共通して感じられるのは、王朝文化（源氏物語や古今集など）への強い憧憬と欲求である。この時期の紀行には、歌枕への言及が非常に顕著であり、それが王朝文化と地方とを結びつける触媒となっていたようである。地方の人々にとっては、それが自身と都の世界との繋がりを強く意識させ、王朝文化の希求に拍車をかけたのではないかと思われる。上述の山田聖栄や『八代日記』の作者、長楽寺住持の賢甫義哲や『勝山記』（妙法寺記）もそのような刺激を受けた人々であったことは確かであろう。この時期、地方に点々と残される日記・覚書・年代記の類も平安朝以来の日記の水脈に繋がっていると考えてもよいのではないだろうか。

注

(1) 玉井幸助『日記文学概説』（目黒書店、一九四五、後国書刊行会より再刊、一九八三）。玉井氏が「日記」として把握された文献については、

個々に研究が進展しているが、それらを総体的に把握しようという試みについでみれば、いまだ越えられていないように思われる。

(2) 齋木一馬「日記とその遺品」(『齋木一馬著作集 1 古記録の研究

(上)』吉川弘文館、一九八九、初出一九七九)。

(3) 林屋辰三郎「内乱のなかの貴族―南北朝と園太暦の世界」(角川選書、一九九一、初出一九七五)。

(4) 代表的なものとして『日本歴史「古記録」総覧』上・下、新人物往來社、一九八九・一九九〇、飯倉晴武『日本史小百科 古記録』東京堂出版、一九九八)。

(5) 尾上陽介『中世の日記の世界』(山川出版社、二〇〇三、高橋秀樹『古記録入門』(東京堂出版、二〇〇五)など)。

(6) 松園斉『王朝日記論』(法政大学出版局、二〇〇六)。

(7) 例えば、今谷明『言継卿記 公家社会と町衆文化の接点』(そして、一九八〇)、藤木英雄『蔭涼軒日録 室町禅林とその周辺』(そして、一九八七)、末柄豊『実隆公記』と文書』(五味文彦編『日記に中世を読む 吉川弘文館、一九九八)、松園『大乘院寺社雑事記』に見える記録の構造』(鎌倉仏教の思想と文化) 吉川弘文館、二〇〇二)、同「応仁・文明の乱」と山科家―その家記の保管を中心に―』(『文化史の構想』吉川弘文館、二〇〇三)など。

(8) 『図書寮叢刊 看聞日記』一〜五(明治書院、刊行中)、『親長卿記』第一〜第三(史料纂集、八木書店、刊行中)。

(9) 史料研究の会『大乘院寺社雑事記総索引』上・下(臨川書店、一九八八)、藤木英雄『蔭涼軒日録索引』(臨川書店、一九八九)、中世公

- 家研究会編『政基公旅引付 本分篇・研究抄録篇・索引篇』（和泉書院、一九九六）、家忠日記研究グループ『家忠日記 人名索引』（駒沢史学、五四、一九九九）、土井哲治編『実隆公記書名索引』（統群書類従完成会、二〇〇〇）、桃崎有一郎『康富記人名索引』（日本史史料研究会、二〇〇八）、満済准后日記研究会編『満済准后日記人名索引』（八木書店、二〇一〇）など。
- (10) 注(6) 松蘭二〇〇六。
- (11) 『十輪院内府記』文明一五年三月三〇日条。
- (12) 『親長卿記』長享元年四月六日条など。
- (13) 『実隆公記』文龜三年四月二九日条。
- (14) 『図書寮叢刊 九条家歴世記録』一（明治書院、一九八九）。
- (15) 『実隆』長享三年八月一七日条。
- (16) 注(7) 松蘭二〇三。
- (17) 『言経卿記』慶長四年八月一日条。
- (18) 『言経卿記』慶長一七年一月一日条。
- (19) 『園太暦』貞和元年八月二九日条。
- (20) 『園太暦』貞和五年二月一八日条。
- (21) 例えば、紀行の類は今川了俊が残している（『道行さぶり』）。
- (22) これらについては、室町幕府の奉行人やその記録作成についての設楽薫氏の一連の研究を参照してほしい。
- 「同事記録」の成立」（『史学雑誌』九五―一二、一九八六）
- 「清元定本『同事記録』の伝来―神道吉田家伝来の武家関係史料の由来―」（『日本歴史』四五六、一九八六）
- 「室町幕府奉行人清元定と『斎藤親基日記』の関係をめぐる―同記紙背文書の紹介と検討を中心に―」（『国史学』一三七、一九八九）
- 「政所内談記録」の研究―室町幕府「政所沙汰」における評議体制の変化について―」（『年報中世史研究』一七、一九九二）
- 「永享元年『同事記録』の逸文の紹介と研究―足利義教の「御前沙汰」に関する未紹介史料―」（『史学雑誌』一〇一―一八、一九九二）
- 「室町幕府評定衆摂津之親の日記『長祿四年記』の研究」（『東京大学史料編纂所研究紀要』三、一九九三）
- 「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料―「松田長秀記」の成立について―」（『室町時代研究』二、二〇〇八）
- 氏の研究によれば、同じく奉行人であった飯尾元連・堯連による御前沙汰の記録『同事記録』のように、特定の職務についてその記録に特化したもの、『結番日記』とよばれる政所執事伊勢氏被官が輪番で記録する公務日記、さらに種々の引付の類が残されており、その記録のあり方は多様かつ複雑である。残存史料が少ないのでまだ未解明の点も多いが、当該期の幕府には、かなりシステムティックな記録組織が形成されていたと考えられ、さらに今後の解明が待たれるところである。
- (23) 『長祿四年記』八月二七日条。
- (24) この日記は、『満済准后日記』正長二年二月一日条に「鹿苑院殿御元の典拠とされた松田丹後守（秀藤の父満秀）もとにある「故鹿苑院殿御元服日記」のことであり、設楽二〇〇八によれば（注(22)）は、この日記は松田氏の祖先である貞秀の日記ではないかと推測されている。
- (25) 注(22) 設楽二〇〇八。

- (26) 一五世紀末に松田長秀によって記されたとされる(同前)。
- (27) 松蘭斎『日記の家』(吉川弘文館、一九九七)第四章。
- (28) 玉村竹二『蔭涼軒日録』考(『日本禅宗史論集』下之一、一九七九、初出一九七六)など。
- (29) 仁和寺守覚法親王の日記記(仁和寺紺表紙小双紙研究会編『守覚法親王の儀礼世界』勉誠社、一九九五)や醍醐寺親玄僧正の日記(親玄僧正日記を読む会(ダイゴの会)『親玄僧正日記』正応五年)『内乱史研究』一四〇一六、一九九三〜一九九五)など。
- (30) 注(7) 蔭木一九八七。
- (31) 同前。
- (32) 『蔭涼軒日録』長祿四年七月一四・一五日条。
- (33) 『蔭涼軒日録』寛正五年九月二八日条など。
- (34) 同前寛正元年二月二三日条。
- (35) 同前寛正四年二月一日条。
- (36) 菅原正子『中世の武家と公家の「家」』(吉川弘文館、二〇〇七)。
- (37) 川添昭二『中世九州の政治・文化史』(海鳥社、二〇〇三)。
- (38) 川上倫央『大内氏の奉書および奉者』(『九州史学』一四七、二〇〇七)。
- (39) 豊臣秀次の右筆を務めた駒井重勝の日記『駒井日記』は、室町幕府の奉行人層の日記とこの時代に現れた戦国大名など地方権力の吏僚層の日記の両方の系譜を受け継いだものと考えられるのではないだろうか。
- (40) 丸島和洋『慶應義塾大学所蔵相良家本『八代日記』の基礎的考察』(『古文書研究』六五、二〇〇八)。
- (41) この時期の地方武士の日記もしくはそれに類する引付の類は、近世

- に入って年代記や家記 覚書の類の材料として使用され、原態を失ってしまつたものが多いように見受けられる。甲斐武田氏の武将駒井高白齋の引付の類を基にして編纂されたと推測されている『高白齋記』、陸奥国津軽郡の医家山崎立朴によって編纂された『永祿日記』、常陸国南部の武士で烟田氏の重臣井川氏の記録が基になったと推測されている『烟田旧記』などがその類であり、さらに調査が進めばもっと確認されるであろう。
- (42) 川添昭二『今川了俊』(吉川弘文館、一九六四)、市沢哲『太平記とその時代』(『太平記を読む』吉川弘文館、二〇〇八)。
- (43) 『鹿兒島県史料集』Ⅶ(鹿兒島県史料刊行会、一九六七)。
- (44) 『相良家文書』・『群書類従』合戦部・高野茂『中世の八代 史料編』(一九九三)などに所収。
- (45) 『長楽寺永祿日記』(史料纂集、続群書類従完成会、二〇〇三)。
- (46) 『山梨県史』資料編6(二〇〇一)。
- (47) 松蘭『古代・中世の紀行(旅の日記) 覚書』(『安城市史研究』八、二〇〇七)。

「日記」および「日記文学」概念をめぐる覚書

鈴木貞美

一、「日記」および「日記文学」概念——問題の所在

「日記」および「日記文学」の概念について、いささかの考察を試みる。専門家諸氏の参考にしていただき、今後の研究の一助にしたいだければ幸いである。

まず、今日のわれわれの考える「日記」の概念は、前近代の中国語には見られず、今日の中国で用いられている「日記」は、二〇世紀に日本の教科書類からひろがったものとされている^①。中国でも古くから「日記」の語は見られるが、今日 concepts とは遠く隔たっているからだろう。

中国で、最も早くに見られる「日記」の語として、玉井幸助『日記文学概論』（一九四四）第一章「概観」は、東漢の王充（A D二七〜九七）の『論衡』巻一三効力篇に、〈文儒の力〉は文章に示され

るということを論じるなかに、〈上書日記〉と見えることを指摘している。王充は、「上書」に優れた者として、漢の成帝に仕えた谷子雲をあげ、「日記」に優れた者として孔子をあげる。『春秋』など五経は、すなわち「日記」とされた^②。皇帝に差し出す奏文に対して、いわば私人が、日々、記し、また文章を収集編集する作業がすべて「日記」である。要するに「日記」は、毎日の暮らしのなかで文章を扱うこと全般を指して用い、玉井は、その後も一般に、この意味で流通していたとし、「日録」「日鈔」「日抄」「日疏」なども同義語と見ている^③。これに従ってよい。すなわち中国語の「日記」は、ノン・ジャンルである。

玉井幸助『日記文学概論』第二篇「我が国の日記」は、紀貫之『土佐日記』について論じた北村季吟らが「日記」に〈日々の事を書き記す〉という定義を与えながら、そうではない「篋日記」などを同列に扱っていることに疑問を投げかけている。つまり、日本語で「日記」

が、いつ、概念化したのか、見極めにくい。本稿第二節で、これについて少し手探りしてみる。

次に、「日記文学」という呼称について、今日、『国史大辞典』（第一巻、一九九〇）は〈大正末から昭和初めに用いられ始め〉たことを明らかにしている。『国史事典』の記述は、容易に裏付けられる。なぜなら、伝統的に「文学」は、一貫して中国渡来の学問を指し、その内部のジャンルの分類は正式には「経・史・詩・集」以外になく、日本の「史」や「漢」詩はあっても、日本の「文学」という呼称も概念（範疇）もなかった。ただ、漢詩と和歌はひとつのジャンルとして意識された。内容分類としては、類書の部立てにならったものが『古今著聞集』に見られる。江戸時代には、儒学中心の「文学」が再確立し、藩校の儒学の先生が「文学」ないし「祭酒」と呼ばれた。

明治期に英語“literature”の刺戟を受けて、「文学」概念に再編が起り、はじめ、最広義は、学問一般を意味したが、これは明治半ばに、ほぼ消える。広義は、人文学（といっても、ヨーロッパのそれとはちがいが、漢文の著作と「宗教」「学」、民衆のためのものを含む日本独自の概念）を意味し、明治中期から昭和戦前期までこれが広く用いられた。狭義は、文字で書かれた言語藝術を指し、専門家のあいだには一九一〇年前後に定着する^④。

実際、明治期にはじまる「日本文学史」に「日記文学」というカテゴリーは現れない。「日本文学史」の嚆矢を名のる三上参次・高

津鎌次郎『日本文学史』（一九九〇）は、広義の「文学」の歴史を述べるものだが、第三篇「平安朝の文学」第四章「日記及び紀行の文」は、日記、紀行、随筆の〈三者の間に、画然たる区域を設くるに難し^⑤〉と述べている。そこで、われわれは、「随筆」についても、意を注がなくてはならないことになる。

広く読まれた簡潔な文学史では、芳賀矢一『国文学史十講』（一九九九）で、「文学」を〈美術品としての制作物〉と定義し^⑥、また和文学作品を中心にして、ヨーロッパの「国民文学」を受け取り、国語（national language）に限定し、かつ言語藝術に限る態度を見せているが、第五講「中古文学の二 仮名文字散文」では、『源氏物語』『枕草紙』『紫式部日記』『和泉式部日記』『蜻蛉日記』を併記している。また「歴史物語」というカテゴリーを設定している^⑦。藤岡作太郎『国文学史講話』（一九〇一、〇四）は、広く美術の動向をも見渡す態度に立つが、〈枕草紙は清少納言の作にして、紫式部日記、和泉式部日記など、同時代に出でたるこの種の作物数あれど、いづれも一歩を此書に譲れり^⑧〉と述べ、そののち、『源氏物語』との比較に入っている。つまり、狭義の「文学」が成立した明治末になって、女手の日記、紀行、随筆はひとつくりにされていくことが確認される。本稿第三節で、これについて少し考察を加える。

そして、今日、「日記文学」の語が書名に現れるものとして、池田亀鑑『宮廷女流日記文学』（一九二八）が嚆矢であり、初出は、池田亀鑑『自照文学の歴史的展開』（『国文教育』一九二六年一月号）

あたりであろうこと、指標としては「作者の心境の漂白」があげられていることが、明らかにされている。⁹⁾このようなことが起こった背景について、本稿第四節で、要点のみ、かいつまんで述べることにする。

二、「日記」をめぐって

玉井幸助『日記文学概論』第二篇「我が国の日記」は、現存する文献中、「日記」の語が初めて見えるのは、『類聚符宣抄』中の弘仁一二年（八二一）の宣という。（自今以後、令載其外記於日記¹⁰⁾とある。これ以降、令を外記における日記に載せる、という意味だ。「外記」は、宮廷儀式を記す少納言の下に置かれた史官、および、それが受け持った記録である。

それ以前、史書に登場する「日記」と題する書目のうち、最も早いものは、壬申の乱（六七二）のとき、大海人皇子のふたりの舎人の記した『安斗智徳日記』、『調連淡海日記』のごく一部が、卜部兼方『釈日本紀』（二三世紀後期）に引用されている。だが、これら壬申の乱にかかわった個人の手記の類が七世紀のうちに「日記」と題されていたかどうかはわからない。『日本書紀』の七世紀の記事のうち、一部が編入されている個人の手記の書目に、『高麗沙門道顯日本世記』（六六〇、六六一、六六九）、『伊吉連博徳書』（六五四、六五九、六六一）、『難波吉士男人書』（六五九）がある。「記」ないしは「書」である。「記」は著述、編述一般に用いるが、意味は記

録のうち、それなりに構えたもの、それに対して「書」は、より軽い書きつけ類一般の意味で呼び分けていると推測される。これらの書が「日記」と題されていたが、何らかの事情で、『紀』ではそれを避けた、ということは考えにくい。むしろ、卜部兼方が、かつてであれば『安斗智徳書』、『調連淡海書』と記されたはずの手記の類を「日記」の名で呼んでいると考えた方が穏当だろう。つまり一三世紀後期には、事件について記した手記など記録類に「日記」という呼称を用いる習慣が一流の知識層にあったことだろう。

ただし、その意味での「日記」の呼称が、安定していたわけではない。今日、『紫式部日記』と通称されている書きつけについて見ると、鎌倉中期に『紫式部日記絵巻』がつくられていたが、室町初期の『源氏物語』の注釈書『河海抄』には、「紫記」・「紫式部が日記」・「紫日記」・「紫式部仮名記」といったさまざまな名称が登場しているからである。「書」ではなく、「記」と付されているのは尊重されていたゆえだろう。

今日、「日記」と呼んでいるものの起源として、しばしばあげられるのが、中国の皇帝の行動記録、「起居注」である。史官が記録し、のちに「実録」として編まれたとされる。漢の武帝の「禁中起居注」があったことは、よく知られる。史官名は、周代から「左史」「右史」があったが、漢代に官職名としての「起居注」は確認されていないという。晋朝から「起居令」、「起居郎」、「起居舍人」などの専門の官職が設置され、その制度は清朝が滅ぶまで続けられたと

いわれている。¹¹⁾なお、『日本書紀』神功皇后摂政六十六年に『晋起居注』からの引用があることはよく知られる。

現存する最古の「起居注」とされるのは、中国唐代の編年体歴史書『大唐創業起居注』だが、以降、残されたものは少ない。次代に前代の「正史」が編まれると捨てたのだといわれている。清代の「起居注冊」が台湾の国立故宮博物館に保存されている。どちらも、史官の手によるものである。日本では、内記が起居注にあたる御所記録を受け持ち、外記が宮廷儀式の記録を残した。その場合、「日記す」「日記せしむ」と動詞が用いられた。そのほかに、貴族や官吏によって私的な手控えが行われている。儀式の私的な手控えは、中国では、のちのちまで見られないという。¹²⁾禁止されていたのではないだろうか。

天皇の日録としては、現存する最初のもたとされる『宇多天皇御記』(寛平御記)、以下、『醍醐天皇御記』『村上天皇御記』の「三代御記」があり、皇族のものに醍醐天皇第四皇子、重明親王の「吏部王記」など、上級貴族のものに醍醐天皇の下で官位をあげた藤原忠平の『貞信公記』以下、藤原実頼の『清慎公記』、藤原師輔の『九暦』(九条殿御記)などが知られる。「暦」とつくのは、具注暦に記したためである。なお、正倉院文書中、天平年間から国司の業務記録とともに、手控えに具注暦の余白や紙背を用いるものが見られる。

具注暦のそもそものは、古代国家の宮廷が地方行政組織に配布し、古代国家の時間を支配統制するためのものだった。しかし、新しく

漉いた紙、漉き返した紙の不足なども働き、一〇世紀には、その制度が崩れていたことが、平安末期に編まれた『本朝世紀』にうかがえる。他方、一〇世紀には、貴族や寺院は、具注暦の制作や書写を暦博士や暦生に依頼することがすでに慣例となっていたともいわれている。むしろ具注暦の用途の一半が日録のためのものになっていたと考えることもできるだろう。なお、藤原撰関家は、具注暦の献上を受けていたとされている。いつのころからのことかは不詳。

また、勘解由小路家の初代、藤原頼資以降、経光・兼仲・光業らが自筆日記をのこしているが、暦記と日記が並行して作成されており、暦記には公私にわたる仔細な記事が記され、出仕した日は、日次記に行事記録が記される傾向が顕著にみられることが、すでに指摘されている。¹³⁾

なお、玉井幸助『日記文学概論』は、高級貴族の「日記」には、公のことを明確に記すことを旨とし、私見を加えてごたごた書くものではないという通念があったこと、自身の思惑など記す場合には、「私記也」とことわりを入れる例を藤原忠平の『貞信公記』に指摘している。¹⁴⁾

「日記」に、宮廷儀式、有職故実のための手控えという性格より、個々人の行動、見聞の記録としての性格を求めらるなら、その起源は、遣唐使の随行録に求める方が、妥当性が高いだろう。もちろん、目的は任務の報告のための手控えである。業務日録であることは変わらない。先にふれた『紀』中に引かれた『伊吉連博徳書』が嚆矢

とされる。よく知られる円仁『入唐求法巡礼行記』も、その延長にあるものと見てよい。

遣唐使の日録について、「日記」と呼んだ例が、『宇津保物語』にある。作り物語だが、用語や概念の考察の上では、むしろ参照すべきものである。蔵開(上)に、藤原仲忠が朱雀院に〈家の古集のやうなもの〉を披歴するセリフを引く。〈俊蔭の朝臣、もろこしに渡りける日より、父の朝臣の日記せし一つ、詩・和歌しるせし一つ。

その亡せ侍りける日まで、日づけしなどしておき侍りけるを、俊蔭帰りまうでける日まで、作れることも、その人の日記などなむ、そのなかに侍りし云々とある。⁽¹⁵⁾ 仲忠の祖父、清原俊蔭が遣唐使に行っているあいだに、俊蔭の帰国を待つて、曾祖父、清原の王がつけていた「日記」がひとつと、日付をつけた詩歌の集がひとつ。また俊蔭が帰国する日までにつくったものも、その人の「日記」ということになるでしょう、というくらいの意味。父の朝臣が「日記」をつけていたのは、俊蔭が帰国したのち、留守中の出来事を報告するための記録であろう。〈その人の日記などなむ〉は、日録のなかに詩歌やつくった文章を控え、とどめることをふくめているので、純然たる記録ではないが、というニュアンスだろう。

なお、『うつば物語』のこの用例に〈日づけしなどして〉とあることについて、玉井幸助『日記文学概論』は、『狭衣物語』にも〈月日たしかに記しつつ日記して〉とわざわざ記していることを指摘し、「日記」という語に、日次に記す含意はないとしている。⁽¹⁶⁾

のち、一四〇一五世紀のものだが、伏見宮貞成親王の『看聞御記』のように自らの和歌・連歌の書付の裏、万里小路時房の『建内記』のように手紙や文書の裏に、関連する日録を記したりすることは和歌の詞書きのための手控え、また手紙の覚えとして、ふつうに行われていたと考えてよい。さかのばれば『万葉集』巻一七など、大伴家持が日付を付し、詞書を記して長歌や短歌を記している記載が見られる。

なお、『宇津保物語』の次章、蔵開(中)の朱雀院にそれを見せる条では、俊蔭の遣唐使の日記は、自筆の〈真名文に書けり〉、清原王のものは〈草に書けり〉とある。⁽¹⁷⁾ 「真名文」と対照させているところから、「草」は草仮名と見てよいのではないか。このあたりの記述は、中身について、あいまいで、和歌だけかもしれない。が、和歌だけでなければ仮名日記ということになる。朱雀院は仲忠に訓点をうたせて読ませ、また字音読みにさせて鑑賞している。これは俊蔭の〈作れること〉を、であろう。

俊蔭が遣唐使に行っているあいだの「日記」が「真名文」であることは当然だが、平安中期には、一般に、いわゆる変体漢文であっても「真名文」と呼んだ可能性はあるだろう。だが、『宇津保物語』蔵開(上)で、仲忠は朱雀院に、昨今の学問の廃れぶりを嘆き、高麗からの使いのことなども持ち出している。〈家の古集のやうなもの〉を披歴したのも、自身の学問の才を、朱雀院にアピールするためであったわけで、また、朱雀院が訓点をうたせて読ませていると

ころから見ても、この「真名文」は漢文であったと考えてよい。

父の朝臣が草仮名の日記をつけていたとしても、おかしくはない。すでに紀貫之『土佐日記』（九三五）があった。よく知られるように、本来、漢文で記される日々の記録（日次記）を、和文で書くために書き手を女に仮託したものである。和歌も五七首、入っている。歌もふくめて、記してある内容は、女であることを想わせるものではない。誰が読んでも設定だけの仮託であることはすぐにはわかっただろう。

この種の仮託は、漢詩では早くから行われている。『文華秀麗集』（八一八）で巨勢識人が嵯峨天皇の「長門怨」にあわせた詩を、一人寝をかこつ女の身になってつくっている。和歌では、のち、慈円『早率露胆百首』（一一八八）が、その詞書に、俱舎論などよく読んでいる比叡山の若い稚児が詠んだものとしている。

なお、『土佐日記』冒頭の「男もすなる日記といふものを女もしてみむとて」は、「男が書くという日記を女のわたしもしてみむくらいにとっておけばよいのではないか。「女では、はじめてわたしを試みる」というような強い含意が読みとれるとは限らない。

『河海抄』には、醍醐天皇の後、穩子の日記が引用されている。穩子は関白藤原基経の娘で、入内してのちの記事はひらがな書き、のち息子の朱雀天皇が即位して皇太后となつてからの記事は漢文である。どちらも『土佐日記』が執筆された時期より早い。

穩子の場合、宮廷行事の手控えの必要があつて自分でつけたの

は、ひらがな書き、皇太后になつたのちの日記は、記録係が漢文で記したと推測されよう。穩子が漢文を読めたとしても、書けたとは思えない。

また『土佐日記』の以前、節会や祭礼の日の記録、詩合わせ、歌合わせの記録も日付を付して残っている。たとえば、陽明文庫蔵『類聚歌合』巻一七の料紙に用いられた「和歌合抄目録」中、「延喜一三年（九一三）三月一三日亭子院歌合」の項の下には、「有伊勢日記」と書き入れがあり、尊経閣文庫蔵『歌合』巻一の、その日の歌会の記録は、その『伊勢日記』からとられたものと見られている。

これら「歌合日記」は、和歌についてのものだから、ひらがな書きだが、女官が書いたとは限らないだろう。この場合の「日記」は、その日の記録という意味で用いられた可能性もあるだろう。のち、歌人、藤原隆房が後白河法皇五〇歳の祝賀の儀の様子を記した『安元御賀日記』もある。

三、「日記文学」をめぐって

『土佐日記』について、ふれたついでに、今日、「日記文学」と称されている言語作品について、少しだけ、立ち入っておきたい。『紫式部日記』の呼称がまちまちだったことにはふれた。その『紫式部日記』に、道長と交わした会話がでてくる。

「宮の御ててにてまろわろからず、まろがむすめにて宮わろ

くおはしませず。母もまた幸ありと思ひて笑ひ給ふめり。よい男は持たりかしと思ひたんめり⁽²⁰⁾」

(中宮の父親として私は不足ではない。私の娘として中宮もおとつていらつしやらない。中宮の母も幸せに感じて笑つていなさるようだ。よい夫を持ったものと思つておいでだろう)

道長が、一条天皇の妃(中宮)になった娘、彰子が道長の屋敷(土御門殿)で皇子・敦成親王を出産した喜びを酔いにまかせて語るところである。敬語の使い方が今日のわれわれにはかなりややこしく感じられるが、宮は中宮、彰子は中宮の父親なので、自分も「御」がつく。「まろ」は、貴人の一人称。「母」は、中宮の母親で道長の正妻、倫子。自分の妻だが、中宮の母だから、敬語を使っている。

これは、ほとんど道長の口から出たことばのままを記したものだろう。道長が、将来、自分が天皇の祖父になることに道がひらけた喜びを、酔いにまかせて、あまりに手放しに語ったので、書きとどめておこうと思つたのだ。紫式部は中宮につかえる女官だが、身分がそれほど高くない家の出だから、距離を置いて身分の高い者たちの挙動を見ている。ことばのまま、とはいっても、すぐあとで、紫式部がかいつまんで書いたものだ。日常会話をそのまま筆記したなら、意味不明なものになりがちなのは、いつの世も、どんな言語でも同じである。

『紫式部日記』の地の文には、敬語助動詞「侍り」が出てくる。

自分のための覚書だから、かなり話し言葉に近づいていると考えられる。また第三者によくわかるように書く必要はないから、省略が多く、場面に依存した書き方になっている。だから、人間関係など現場の様子を知らない者には、注なしではわからない。書簡の場合、作法の枠内で、直接、相手に語りかける言葉に近くなり、ふだん用いている敬語を用いることになる。

少しのち、道綱の母の『蜻蛉日記』(九七五ころ)は、つれない夫に対する恨み辛みの数かずを回想したものだが、冒頭で、これを「日記」と呼んでいる。(人にもあらぬ身の上までかき日記して、めづらしきさまにもありなん⁽²¹⁾)。ある期間の出来事を書きとどめたものという意味で、日次記でなくとも、公人でなくとも、「日記」という語が流用されたのだろう。安和二年(九六九)の条に、西の宮の左大臣のことについて述べたのち、(身の上をのみする日き)は入るまじき事なれど⁽²²⁾とあるのは、一般の日記に対して、(身の上をのみする日き)は極めて特殊な日記であると玉井幸助はいう⁽²³⁾。そのとおりであろう。

これらの「日記」は、私的な手控え(備忘録)であり、そこに消息(手紙)の往き来が書きとどめられ、和歌が控えられ、夫に対する恨みの数かずを書きつけられようと、虚構がまじろうと問われな。特定のジャンル意識はない。公的な文章からはるかに遠い位置にあったので、そのようなことがおこつたのだろう。

『和泉式部日記』(一〇〇八)は、「女」と冷泉帝第四皇子帥宮敦

道親王とのあいだの恋愛成就を物語のようにつづつたもので、かつては『和泉式部物語』の題名でも流通していた。

明治中期、日本ではじめて編まれた三上参次、高津鉄三郎編『日本文学史』に、その名は見えず、よく読まれた簡潔な文学史類では、先に述べたように、芳賀矢一『国文学史十講』（一八九九）に初めて、その名が登場する。

当時の女性の書いたもので、もつともジャンル意識が不明瞭なのが、清少納言『枕草子』（九九六ころ）である。和歌を読むための手控えや種々の和文の文体の試み、そのノートみたいなものだろう。左中将、源経房が喧伝してひろがり、その後も写本が重ねられた。

漢詩文の学を才にまかせて奔放自在、千変万化に繰り広げる文体の妙が珍しがられ、長大な『源氏物語』（一一世紀初め）と対比して、和文の片方の代表のように言われるようになっていったと想われる。宮廷の女性たちが和文をさまざまに工夫するさまを珍しがり、面白がる風潮が、このころ、生まれていたのである。この『源氏物語』と『枕草子』を対比する態度は、のち、鎌倉時代初期の歌人、藤原定家の評が決定的な役割をはたしたといえよう。大胆なレトリックを好む定家の価値判断が働いた。

江戸前期の北村季吟『枕草子春曙抄』が「和語之俊烈也」と誉めるのも、飛び跳ねるようなことはワザをよるこぶ、俳諧師の精神によるものであろう。これらが『枕草子』の味わいどころを、よく語っていよう。それ以前、一五世紀半ばの歌論書『正徹物語』（徹

書紀物語）に、『徒然草』と『枕草子』が似ているという指摘がある。兼好が『枕草子』から何らかの刺戟を受けたことは、なかにふれた個所があるので、考えられることだが、類似点は、見聞とその感想を書くという点だけだろう。すでに言われているとおり、『徒然草』は説話に近い。

明治期の日本文学史類は、みな『枕草子』の名をあげて、いわゆる女房日記の類と一緒にしている。それぞれが勝手な方向を向いた、和文の私的な手控えの類としかいいようがないからだ。日露戦争後の藤岡作太郎『国文学史講話』は、『枕草子』が『源氏物語』には、比すべくもないことを丁寧に書いている。これは藤岡が即興性を評価しないからだ。『枕草子』が、日本の「随筆文学のはじまり」と言われ、重きを置かれるようになるのは、種々の雑誌が刊行され、随筆が全盛期を迎える一九二〇年代後半ではないだろうか。

日本で「随筆」という語を用いたのは、室町時代の公卿で古典学者、関白をつとめた一条兼良が平安・鎌倉時代の雑事を諸書から引いて項目別に述べた説話集に『東斎随筆』（刊行は一九六三）と名づけたのが最初といわれる。筆まかせといふほどの意味だろう。

中国で「随筆」の語が、書名に用いられたのは、南宗、一二世紀後半の政治家、洪邁の『容齋隨筆』あたりからという。『続筆』～『五筆』に及ぶ。中国語の散文の文章は、南北朝に人物評論『世説新語』などが出るものの、経書に関する論や註が主流である。それに対して、洪邁は、自分の議論を立てることを言ったと考えてよい。

とくに明代中期以降に、種々雑多な評論や紀行文の短文（小品文）が盛んになり、さらに感想録風に思うままを闊達に述べるかたちが出てくるのは、明代後期の袁宏道（一五六八—一六一〇）あたりからだろう。古典の規範にのっとりた詩法ではなく、各自の精神心情の率直な吐露こそが詩の核心と説き（性霊説）、その精神を散文にも持ち込んだからだ。生け花の書『瓶史』や、楽しい酒の飲み方の指南書『觴政』も著した。中国では、紀伝体の正史のうちに各ジャンル史は編入されるので、それ以外にジャンル史が書かれるのは稀である。

こうした流れや清朝考証学の影響を受け、江戸時代の考証随筆は、風俗にもおよび、スタイルにも闊達なものがあふれたが、考証という本筋は守っている。そう考えると鴨長明『方丈記』（一一二二）の出現が、日本の文藝の歴史の上で、ひとつの事件だったということになる。が、ここは、それについて述べる場ではあるまい。

考証随筆の流れとは別に、明治期に思索や考究の試みを意味するヨーロッパの「エッセイ」が紹介され、「随想」などと翻訳され、「批評」「評論」とないまぜになった。盛んになるのは日露戦争前後からで、一九二〇年代のマスメディアの形成期に「小品」（短文のこと、もとは漢文に用いた）やアフォーリズム、コントの類が盛んになり、雑文の類がひとまとめにされ、「随筆」ブームが起ころ。それを背景に『枕草子』が「日本の随筆の初め」と言われはじめたと推測される。『枕草子』の評価に、ここでこだわったのは、文章というも

のに対する日本人の意識や態度の変化をたどり、測る上で、ひとつの目安になるからである。

鎌倉時代に入り、公家の女性が記した『弁内侍日記』『中務内侍日記』などは、一定期間の生活風俗や出来事を丹念に記録しているが、和歌とその詞書を書くという体裁も残している。ひととき異色なのは、後深草院の後宮で院に仕えた二条という女房の手による『問わずがたり』である。院のほかには他の男性とも性の遍歴と出産を重ねたことがリアルに回想される。これは、関係した男たちと自分の滅罪を祈る仏教色の濃い愛欲の懺悔録として記されたものだろう。後半は、二六歳で院の寵愛を失い、三〇歳で出家して、亡き人びとの菩提を弔う旅の記録となる。漢字ひらがな交じり文で、後半の旅には「歌枕」を訪ねる場面も多い。由緒のある地名は、多くの歌や伝説が蓄積された場所であり、それらを踏まえた表現が重ねられる。

鎌倉幕府と京とのあいだの行き来が頻繁になるにつれ、旅日記も盛んに書かれるようになった。漢字ひらがな書き和文による阿仏尼『十六夜日記』（古くは『路次の記』と呼ばれた）、対句表現の多い漢文読み下し体『海道記』（作者不明）、漢語を減らし和漢混淆文で、和歌を散りばめ、かつ和漢の故事をひきつつ展開し、漢文脈と和文脈の使い分けがある『東関紀行』（作者不明）などがある。宗祇『筑紫道記』（一四八〇）など、連歌師の手によるものは、歌枕を訪ねても風物の見聞にとどまらず、観察記録に近づいてゆくところもあ

四、「自照文学」論の背景

中古から中世にかけての女性の和文体の「日記」に対して、自分の内面を見つめる「自照文学」（池田亀鑑）という見方が生じたのは、一九二〇年代後半だった。その背景について述べておきたい。

まず、二〇世紀への転換期に、庶民がどんな形式の日記を書いていたのか、正岡子規が率いた俳句雑誌『ホトトギス』が読者から募集した「週間日記」「一日記事」より、簡単に紹介する。募集原稿の掲載は、四巻一号（一九〇〇年九月一〇日〜一六日の記事）から一九〇二年六月まで続いた。採用された書き手の階層、職業は実に様ざまで、この時期の庶民の生活習慣の一端を多方面にわたって知ることができるといえる。

『ホトトギス』が一般の庶民に容易な「週間日記」や「一日記事」を募集したのは、読者の拡大を狙ったものだったが、単にそれにとどまるものではない。一九〇〇年、正岡子規「ホトトギス第四巻第一号のはじめに」では、応募者に向けて「其文を読むや否や其有様が直に眼前に現れて、実物を見、実事に接するが如く感じせしむるやうに、しかも、其文が冗長に流れ読者を飽かしめぬやうに書く」、「其事物が読者の眼前に躍如として現れなくては写真の効が無い」と述べている。²⁴ 視覚的な映像を鮮明に想い浮かばせるような文こそが望まれていたのだ。子規は、フランス帰りの画家、中村不折（油

絵は解剖学などによる「写実主義」といわれるが、神話時代の想像画などを描き、他方、俳画などもよくした。子規歿後、夏目漱石とともに東京朝日新聞社に入社し、挿絵に活躍）に学んで、「印象鮮明」をモットーにし、俳句革新に挑んだが、散文にも、それを持ち込もうとしたのである。

正岡子規が亡くなったのち、俳句雑誌『ホトトギス』を引きついで高浜虚子は、正岡子規の「写生文」の提唱こそ、言文一致を進めたという。正岡子規の「叙事文」（一九〇〇）の提唱は、しばしば「事物のありのままを記す」というように受け取られてきたが、これはまったくの誤解だ。子規は虚構の句も作った、というだけのことではない。

印象鮮明をモットーにした子規が題材を身近なことに、趣向の「変化」、多彩さを求めたのは、江戸時代の俳諧と地つづきである。そして、募集日記の投稿者は『ホトトギス』の読者周辺に限られているが、庶民層の書き言葉の文体とその推移をよく示している。

「週間日記」は、全体として業務、商売、作業などの業務記録で、これが当時の一般的な日記作法だった。「風呂敷日記 浅草書肆 拈華」を引いてみる。

十日。 記す事もなかつた。

十一日 眼が 覚めたら雨が 降つてゐた。

午前 あす大学へ持て行く本を帳面へ附けた。今日も店はひまだ。

午後 栄ちゃんが出てきて、インヂ（遠寺）の話をしてくれとねだる。

「……………遠寺の鐘が陰にこもりましてボン……………ボンと鳴る……………天王寺の森に風がザワッザワッとなたります、雨がサラッとして雨戸にさわる清水の方からいたしましてカランコロン……………と下駄の音がする……………やがて雨戸がスーッと開くと思ふと……………バタツと音がしました……………」と机をたたくと栄ちゃんは、キヤツと言つてとびのいた。栄ちゃんは、たいくつして、汽笛一声を謳ひだした。

お客は三四人しか来なかつた。

職業的な記録の中に、暮らしの中の細事が交じる。用言終止形や断定の助動詞「た」で止めているので「する、した」体と呼ぼう。もうひとり、第四巻一一号に載っている「縫物日記 はる」の一部を引く。

四日、天気不定晴曇雨かはるぐにて暑さ堪へがたきほどくるし。

朝八時三十分にゆきて十一時に人々に先さきだちて帰る。

かたびらの袖そで二つぬひ衿えりつけてかけ衿かける。

午後十二時四十分より三時までには脇筋ぬひて袖付け裾のいしづけくける。

これにてこの仕事は仕立あげとなる。きのふ衿おくみのけんぎ

きに少しこまりたり。かたびらは外のものより縫ひにくきもの。五日。雨ふり。今日は父上留守なればひる早く帰るに及ばずと母君のためふ。午前九時より午後三時過に自分の羽織ぬひ上げて締入れにかへる。

平易な和文体で、裁縫の練習や仕事の進捗の覚えとして実際につけていたものらしい。日本の一般庶民が各自の日々の暮らしの細部を書くことは、いわば業務日記の延長に、仕事の覚えや稽古事の進捗状況などをつけることによってはじまったのではないだろうか。江戸時代の農村では庄屋、都市では番頭等は、業務記録をつけなければならなかつたはずだが、庶民となると、それがいつかはわからない。なお、明治初期から公務用のものを「Journal」（日付つきの記録が原義）の訳語として「日誌」と呼ぶことが始まっており、やがて民間組織にもひろがったが、「日記」と明確に使われられていたわけではない。「diary」は、日付が印刷されたノートが原義で、予定の書き込みにも用いるので、「Journal」と対概念にならない。

『ホトトギス』募集日記の文体を、「漢文」崩しの読み下し体、用言終止形で止める「する、した」体、「だ、である」体、その他（和文体、「です、ます」体、混用）の四種に分類する。「だ、である」体、「する、した」体ともに、「漢語」の使用の多寡は個人によってまちまちである。週間日記、全七一篇中、漢文読み下しの「なり、たり」は二〇篇、「する、した」体は二七篇、「だ、である」体は一九篇、その他五篇、という見当になる。「する、した」体が約四割を占める。

「一日記事」では、「週間日記」に比べて、漢文崩しの読み下し体の占める割合が極めて少なく、しかも、一挙に消滅してしまう。「する、した」体が浮上するが、やがて文末表現の混合（その他）も減って「だ、である」体に画一化されてゆき、女性の中に「です、ます」体か、和文体を用いる者がいるという程度になる。

一九〇〇年代、尋常小学校までで勉学を終えたものは、漢文読み下し体に習熟していない。断定の助動詞「なり、たり」や完了や推量などの助動詞「つ、ぬ、たり、り」をほとんど用いることなく、日記をつける際にも、彼らが小学校で習った文体の基本、「する、した」体を用い、そこに次第に文末「だ、である」が交じり込んでゆく様子がうかがえる。知識人が『太陽』などの雑誌に発表する文章よりも、漢文読み下し文体からの離脱が早く進んでいたことが、ここに示されている。これこそが、いわゆる「言文一致」体が増えてゆく基盤だったのではないか。女性が「です、ます」体を用いる傾向も見えている。

もうひとつ、「募集明治卅三年十月十五日記事」（四卷二号、一九〇〇）に、掲載されている文章を紹介しよう。署名は「由人」。田舎で『木兎』^{みみずく}という雑誌を創刊した人で、『ホトトギス』の俳句欄にも、しばしば応募している。

これでも僕は度々^{たびたび}諸種の競争はやつたが自転車レースは初めてだ。レースをまだやらない中^{うち}から心臓が鼓動して居る。砲がなつた無中で駆けだした。第一の曲り角で僕の直ぐ後の某紳士

が倒れた。第二の曲り角でつい馬力を張り過ぎたせいでもあらう僕の車は縄張り外の堆上の土に乗り上げた。あわをくつた。心を静めて車をとり直し又駆け出した。見物人が騒ぐのが聞こえる。追かけた。敵は既に半周計りも先に居る。大急ぎだ。三周目に追ひ付いた。大分落ち付いて来た。夫^{それ}は勝利の目算が立つたからである。（句読点原文のまま）

なかなか達者だ。この文末の多彩さは文体意識の旺盛さの現れである。現在形を交えながらの「した」の連続は、行為の切迫した気配を示す工夫である。この「した」を、みな現在形に置き換えてみるとよい。臨場感はいや増すが、切迫感は減るだろう。⁽²⁶⁾

このように短い時間における光景と内身の変化を再現することは、その少し前から行われていた。徳富蘆花『自然と人生』（一九〇〇）の巻頭に「自然に対する五分時」（二八九九）というスケッチ集がある。その最初の「此頃の富士の曙」（二八九八年一月）の冒頭を引く。

心あらん人に見せたまきは此頃の富士の曙。

午前六時過^{すぎ}、試みに逗子の浜に立つて望め。眼前には水蒸気渦まく相模灘を見む。灘の果^{はて}には、水平線に沿ふてほの闇き藍色^{あゐいろ}を見む。若し其北端^{そのほくたん}に同じ藍色の富士を見ずば、諸君恐らくは足柄、箱根、伊豆の連山の其藍色^{そのらんしよく}一抹^{うち}の中に潜むを知らざる可し。／海も山も未だ眠れるなり。⁽²⁷⁾

眼前の光景の変化を描くことは、「なり、たり」でもできること

だった。そして、国木田独歩「武蔵野」は、何よりも「自分の見て感じた処ところ」、その「詩趣」を書くところに関心を向けていた。

秋の中ごろから冬の初、試みに中野あたり、或は渋谷、世田ヶ谷、又は小金井の奥の林を訪ふて、暫く座すわて散歩の疲を休めて見よ。此等の物音、忽ち起り、忽ち止み、次第に近づき、次第に遠ざかり、頭上の木の葉風なきに落ちて微かな音をし、其も止んだ時、自然の静粛を感じ、永遠エタルニの呼吸身に迫るを覚ゆるであらう。⁽²⁸⁾

こちらは「だ、である」体。これが夏では、「林といふ林、梢といふ梢、草葉の末に至るまでが、光と熱とに溶けて、まどろんで、怠なまけで、うつら／＼として酔よて居る」と記されている。独歩の狙いは、自然の「永遠の呼吸」、「自然の生命」をとらえるところにあった。

『ホトトギス』の「由人」の投稿にあったように、切迫した行為の連続に我を忘れた状態を書くことも、大自然の靈氣に身をまかせ、刻々と移り変わる印象を描くことも、眼前に、あるいは身内に、生起することを再現することである。まずは、ただひたすら意識に映る印象をそのままことばで再現することが狙われる。それについてのあとからの感想が、つけ加えられる。これが、のちに「心境小説」と呼ばれる随筆形式の小品を流行させる基盤となった文章の様態である。そして、やがて、印象や感覚こそが人間の認識のはじまりにあるということが、文章のハウトゥーものにも述べられるときがある。高村光太郎「緑色の太陽」(一九一〇)は、いう。もし、太陽

が緑色に見えたら、緑色に描いてもよいと。

ロシアの社会矛盾をえぐるリアリズム理論などを学んだ二葉亭四迷がロシアの作家、ツルゲーネフの『獵人日記』(二八五二)のうち、「あひゞき」の翻訳(二八八八)に「た」を繰り返かえず文体を試みたことが、しばしば「言文一致」として取り上げられてきた。これは、語り手の眼前の風景が刻々と変化する描写に助詞動完了形を用いたもので、眼前に生起することどもを次から次へと展開する「た」は、過去形ではなく、完了形である。

だが、のち二葉亭四迷は、若い時期の翻訳をすべて「たなり、たなり」体に直してしまう。尾崎紅葉が率いる硯友社の台頭に押されたものと推測されている。小説における「言文一致」体の定着は、どう早く見積もっても、「なり、たり」体で人気を博した尾崎紅葉『金色夜叉』(二八九七〜一九〇二)以降、ということになる。

実のところ、二葉亭四迷「あひゞき」の文体が関心を呼んだのは、一八九七年六月、『太陽』博文館創業十周年記念臨時増刊号に、坪内逍遙『当世書生気質』など七篇の小説とともに『浮雲』が掲載され、前後して二葉亭四迷訳、ツルゲーネフ「うき草」が連載されてのちのことだ。その刺戟を受け、フランス印象派絵画を学ぶ画家から野外スケッチの意義を聞いていた国木田独歩は、自然の光景の變化を描写することに挑んだ(今の武蔵野)一八九八、のち「武蔵野」。また徳富蘆花に「自然の日記」を書くことを勧めもした。

ただひたすら印象の変化をとらえようとする表現は、自然の背後

にせよ、内身にせよ、「いのち」の躍動を表現することを目指していた。では、自然の背後と内部の生命は、どのように関係するのか。

森鷗外『審美新説』（一九〇〇）は、ドイツ感情移入美学の提唱者のひとり、ヨハネス・フォルケルト (Johannes Volkelt, 1848-1930) がヨーロッパにおける自然主義の退潮と「後自然主義」すなわち自然の背後や人間の内奥に秘めたるものの開示、すなわち象徴主義の興隆とのあいだの連続性を論じたものの抄訳だった。このときから、日本では、西洋美学で原始宗教などで観念に形を与えるという意味で用いられていた象徴の意味が変わった。上田敏は、フランス、イギリス、ドイツのそれぞれに調子の異なる象徴詩を精力的に紹介し、訳詩集『海潮音』（一九〇五）にまとめる。

岩野泡鳴『神秘的半獣主義』（一九〇六）も島村抱月「今の文壇と新自然主義」（一九〇七）も、象徴主義の展開である。岩野のそれは、この「わたし」をも現象ないしは表象のひとつとして見る世界観に立ち、一刹那に生命感の白熱点を求める刹那主義の主張だった。⁽³⁰⁾ 島村抱月の芸術観は、対象世界に自己を没入させることで、「生命」を味わう観照的態度を焦点とする。田山花袋も『審美新説』を参照し、「象徴派」（一九〇七年一月）を書いていた。『蒲団』（同年前月）も、それ以降の作品群も、彼なりの「後自然主義」の実践だった。⁽³¹⁾ これまで「自然主義」と呼ばれてきた文芸思潮は、日露戦争後には、実質を象徴主義へと移していたのである。

フランスの哲学者、アンリ・ベルクソンの『創造的進化』（一九

〇七）は、「宇宙の生命エネルギー」の跳躍こそが、世界を創造的に発展させるおおもとにあることを説いて国際的によく知られていた。そして、その背景には、一九世紀後期から二〇世紀前期にかけての物理学界が一切の現象は「エネルギー」の働きで説明できるという理論に覆われていたことがある。アトムは仮説にすぎないといわれていた。

このベルクソンともエネルギー工学とも無関係に、日本の哲学者、西田幾多郎は最初の仕事である『善の研究』（一九一）で、禅の悟りを手掛かりにして、人間の最も深い欲求は、宗教的な欲求であり、それは、自意識を消し、「真の生命」と一体化することだと説いていた。この「真の生命」は、のちには、「宇宙の大実在」と言いかえられる。さらにのち、西田幾多郎「美の本質」（一九二〇）は、藝術は、根源的な生命を形として表すこと、その意味での「象徴」だと説いている。

「宇宙の生命エネルギー」を世界の根本原理として考えていた若き哲学者、和辻哲郎の『ニイテ研究』（一九一三）は、キリスト教の神をはじめ、あらゆる観念や概念を捨て去り、生の現実そのもの（と考えられるもの）に到達しようとしたドイツの哲学者、ニーチェの姿勢に、自己の「内部生命」、すなわち「直接的な内的経験」（心の動きそのもの）の表現を見出し、それを追求することが「真の哲学者」だという。「現前の瞬間において永久の生と個人の生とを合一せしめようとする」ところ、「各瞬間の絶対価値」を説いたところに、

ニーチェ哲学の神髄を見る。そして、それを和辻は「路傍の小さい草花を見て、瞬間的に宇宙生命との合一を感じる」といふことき境地」だという。芭蕉の「山路きてなにやらゆかしすみれ草」という句を念頭に置いていたにちがいない。実際、芭蕉は「瞬間的に宇宙生命との合一を感じる」といふことき境地」を詠んだ俳人として、ヨーロッパ象徴詩の動きを受けとった詩人によって評価されていた（蒲原有明『春鳥集』序文、一九〇五）。やがて三木露風らによって「深い生命」との合一をうたった象徴詩人として説かれるようになってゆく。⁽³²⁾

のち、句誌『ホトトギス』を率いて、「花鳥風月」をうたうことを俳句のモットーにし、近代俳句を短歌以上に人びとのあいだにひろめた高浜虚子は、『句集虚子』（一九三〇）序に、「朝顔の双葉にどこか濡れるたる」といふ高野素十の句について、「朝顔の双葉を描いて生命を伝へ得たものは、宇宙の全生命を伝へ得たことになるのである。鐘の一局部を叩いて其全体の響を伝え得ると一般である」（初出は『ホトトギス』一九二八年六月号）と述べた文章を掲げている。

このように「生命の表現」といふ考への渦が二〇世紀前期の知識人たちをとらえていた。それは日記の書き方にも、人格の考え方にも、子供のうたう童謡の作詞にもおよんでいた。

和辻哲郎の先輩、阿部次郎は「内生活直写の文学」（一九二一）で、詩でも小説でも評論でもない新たな文芸形式を提唱した。内心の不定形な蠢きを、いわばそのまま外に出すことに苦心するというのが「直写」の意味である。阿部次郎は、普遍性をもつ人格に向かって

歩む心の軌跡を言葉に残すことを考えていた。彼の随想集『三太郎の日記』（第一、一九一四、第二、一九一五、第三までの合本、一九一八）は、知的青年たちの必読書とされ、長く読み続けられた。そして、登場人物を形づくる小説ではなく、作家自身の心の動きを、そのまま随筆のように書く形式——それ以前から志賀直哉は「或る朝」（一九〇八）などで試みていた——が、のちに「心境小説」と呼ばれ、流行するようになる。

合本『三太郎の日記』が刊行された一九一八年には、尋常小学上級生あたりまでを読者として想定した本間久雄『日記の書き方』が出る。本間は、女性解放論で国際的に活躍していたエレン・ケイの民衆芸術論などの紹介者として人気を集めていた。文章の目的は「真実を表現すること」にあり、日記を書くことは生活の反省と向上、すなわち「人格の修養」に最適であり、また文章の練習にもなるという。⁽³³⁾そこで、しばしば「修養日記」と呼ばれることになる。趣味や娯楽にもなると付言しているが、ここに、イギリスの社会運動家で、労働と生活の歓びが一致する理想を職人のギルドに見るイギリスの社会運動家、ウィリアム・モリスが唱えた「芸術の生活化、生活の芸術化」に賛同していた本間の立場もうかがえる。モリスは、建築美は建築労働者の「真の生命」の現れと説くラスキン『建築の七燈』（一八四九）を信奉していた。

モリスの思想にヒントを得て、一九二〇年代半ばに民芸運動をはじめた柳宗悦も、民衆の生活の道具を、大地の底から吹き上げる生

の息吹が郷土色に染められて現れる、ことばなき詩のようなものと考えていた。およそ人間の活動の一切が「真生命」の現れと考えられ、知性よりも、深い「生命」を揺り動かし、情操を豊かにするため芸術が尊重され、巧拙を問わないアマチュアの創作が奨励される時代を迎えたのである。

詩人、北原白秋「童謡復興」(一九二二)は「子供の心は洋の東西を問わぬ」が、明治維新後の改革が「泰西文明の外形のみを模倣するに急」であったとして、いう。

お陰で日本の子供は自由を失ひ、活気を失ひ、詩情を失ひ、その生れた郷土のほひさへも忘れて了つた。こましやくれて来た。偽善的な大人くさい子供になつて了つた。功利的になつた。かなり物質的になつた。不純な平俗な凡物に仕上げられて了つた。五歳六歳まではまださうでない。彼等が小学に通ひ出すやうになると、殆どが同じ一様な鑄型にはめ込まれて、どれもこれも大人くさい皺つ面の黴の生えた頭になつて了う。全く教育が悪いのだ。

文部省「唱歌」に対抗する「童謡」の理念である。核心にあるのは「童心」、純粹無垢な幼児の心、それこそが「未生以前」に、そして大自然の根源につながる通路なのだ。それゆえ子供の「遊びの炎」のなかにこそ、生命の本源の姿がある、天真爛漫、原始的素材や肉体で感じるからこそが、「生命」の本来の姿と考えられている。この「童謡」運動は、小学校の教師たちの支持を集めて、全国の子

供たちのあいだにひろがり、後のちまで懐かしみ親しまれた。そして、子供たちの作文教育にも、生活すなわち心の成長の記録としての「日記」が導き入れられてゆく。

他方、象徴詩人たちの芭蕉礼讃の刺戟は、文壇にも及ぶ。佐藤春夫『風流』論(一九二四)は、自然と自己が一体となる瞬間の美を「風流」と呼び、芭蕉の世界にそれを代表させ、それをもつて人間意志の紛糾を書く近代小説を超えよと訴えた。また宇野浩二『私小説』私見(一九二五)は、日本の作家にはフランスのバルザック(Honore de Balzac, 1799-1850)のような大小説は書けないが、芭蕉の世界は西洋の作家には実現できないと述べ、かつて、『白樺』派の随筆形式のもの——たとえば志賀直哉「城の崎にて」(一九一七)を想えばよい——は、とても小説とは認められないと非難していた意見——私小説「甘き世の話」(一九一七)の中で述べていた——をひるがえし、ヨーロッパ近代の『Le Roman』を受け取った「私小説」のきわめて特殊な形式として「心境小説」の価値を認めるようになる。

志賀直哉の、この形式のものは、早くは「或る朝」(一九〇八)あたりにはじまり、自らノートに「非小説」と記していることは知られるが、しばらくは総合雑誌では随想欄に掲載されるようなことが続いていた。だが、創作集『夜の光』(一九一七)におさめられてのち、「創作」として扱われるようになった。それに対して、中村武羅夫「本格小説と心境小説と」(一九二四)は、直接、内心を

吐露する志賀直哉らの随筆形式の「心境小説」が西洋のフィクションの形式から外れるという指摘をした（対立概念として「本格小説」を立てたので、のち議論が混乱した）。ところが、佐藤春夫『田園の憂鬱』（一九一九）のように、ある程度、作家すなわち主人公の生活ぶりを書いているものもふくめて「心境小説」と呼ばれたため、「私小説」との境界が定かでなくなり、「私小説」「心境小説」と併称されることも多かった。この動きが、中古から中世にかけての女性の和文体の「日記」を、自分の内面を見つめる「自照文学」とする見方を生んでいったのである。

池田亀鑑「自照文学の歴史的考察」（一九二六）は、自ら「自照文学の全盛時代」が「新しい眠で、国文学を解釈しようとする機運を導いた」と述べている。³⁷ こうして、長いあいだノン・ジャンルとされてきた言語作品群が、まったく新しい概念の下に括られ、批評、研究、鑑賞されることになっていった。

なお、鈴木登美「ジャンル・ジェンダー・文学史記述―『女流日記文学』の構築を中心に」（一九九九）は、「日記文学」という用語をはじめ用いたのは、英文学者、土居光知の『文学序説』（一九二二）におさめられた「日本文学の展開」（一九二〇）であることを指摘している。³⁸ 土居光知のいう「日記文学」は、『伊勢物語』をもふくめ、文芸の形式の相違を超えて、「人生を観照する態度」を括りだし、「抒情詩と物語の中間に位するもの」をいう。³⁹ 「歌物語」の形式をとる『伊勢物語』をふくめているのは、「叙事」「抒情」「物語・

小説」「哲学宗教と劇」の四つの文藝ジャンルの交替が循環するというイギリス近代につくられた文学史観を日本の古典にアテハメ、日本古典のそれなりのジャンル意識を無視し、漢文の「理」に対して、和文の「情」をもって「日本文学」の特徴とする態度が生んだものといつてよい。その背景には、島村抱月が唱えた「観照」的態度や当時盛んになっていた「修養日記」の内省的記述などがあった。

これをヒントに池田亀鑑は「自照文学」を、「自己みずからの真実を、最も直接的に語ろうとする懺悔と告白と祈りの文学の一系列」とし、「現在への陶醉と沈潜」である抒情詩に対して「過去への思索と反省」であり、そこには「郷愁」ともいふべき一種の寂寥が伴っている」と述べている。⁴⁰ 「最も直接的に語ろうとする」ことを強調するのは、主人公をそれとして造形しない当時の「心境小説」の形式を踏まえてのこと。この随筆形式の「心境小説」を「私小説」と同列に「自伝小説」のように扱ってしまうと大きな誤解が生じる。なぜなら、「心境小説」は心境の開陳を主眼とし、その背景として作家の一時期の生活ぶり、それもそのほんの一端が語られるにすぎないからである。生死一如の観想をモチーフに、記憶の断片で組み立てた志賀直哉「城の崎にて」を「自伝小説」としたり、また「身辺雑記」と扱うことにも、無理があるろう。

そして、池田亀鑑は「プロレタリア文学」や「大衆文学」の勃興に対して、「郷愁」というキーワードを用いているため、鈴木登美は、これを関東大震災後の大衆社会の到来に対するリアクションと

見る。⁽⁴⁾だが、「郷愁」は、すでに日露戦争直後から激しい競争社会の到来に対して、江戸時代の都市の民衆文化を太平楽の世と理想化したり、幼児期への追憶にふけったりなど、さまざまに口を開いていた。たとえば北原白秋の出世作となった詩集『思い出』(一九一一年)にいう、幼年時代の哀歎への慕わしさこそ、白秋「童話私観」(一九二六)にいう「ああ郷愁! 郷愁こそは人間本来の最も真純なる霊の愛着である。此の生れた風土山川を慕ふ心は、進んで寂光常楽の彼岸を慕ふ信と行とに自分を高め、生みの母を慕ふる涙はまた、遂に神への憧憬となる」という神秘的ないしは宗教的な生命観のものである。⁽⁵⁾その流れが古典解釈には、萩原朔太郎「象徴の本質」(一九二六)のように、ヨーロッパ・モダニズム文藝に俳句ブームがおこっていることを察知し、芭蕉の「わび、さび」をもって、世界に冠たる日本象徴詩を宣言する文芸ナシヨナリズムを生んでいったのである。

このように、「心境小説」概念をはじめ、「郷愁」をめぐる文学史のパスpekティブをふくめ、今日の認識や分析ツールの起源およびその形成過程を価値観の変遷とともに辿りなおす作業は、自らが用いている道具(分析概念)について依然として無自覚なままの研究から抜け出し、新たな眺望に立つために不可欠な作業である。

註

- (1) 静岡文化藝術大学、孫江教授の教示による。
- (2) 玉井幸助『日記文学概論』国書刊行会、復刻版、一九八三、九―一〇頁。
- (3) なお、玉井は、同書第一篇三章で、「日記」を「実記」と「創作」(近代の魯迅『狂人日記』のような日記体小説)とに大別し、「実記」のうちの「日付のあるもの」と、そうでない「随筆、家集類」とに二分し、日付のあるものうちを、家居、紀行、一事件に関する私記、官記・起居注の四種に分類している。
- (4) 鈴木貞美『日本文学』の成立(作品社、二〇〇九)第一章、第二章を参照されたい。
- (5) 三上参次・高津敏次郎合著『日本文学史』(金港堂、一八九〇)上巻、二九八頁。
- (6) 芳賀矢一『国文学史十講』富山房、一八九九、六頁。
- (7) 同前、一二三頁。
- (8) 藤岡作太郎『国文学史講話』岩波書店、一九六四年、一〇九頁。
- (9) 笹沼俊暁『国文学』の思想―その繁栄と終焉(学術出版会、二〇〇六)二二三―二二六頁を参照。
- (10) 玉井幸助『日記文学概論』前掲書、二四〇頁。
- (11) 精華大学教授、王中枕氏の教示による。
- (12) 同右。
- (13) 『歴博』第一三二号(二〇〇五)「特集」日記と歴史学「中世の日記」

を参照。

- (14) 玉井幸助『日記文学概論』前掲書、二四四頁。
- (15) 日本古典全書『宇津保物語』三、朝日新聞社、一九五一、二二六頁。
- (16) 玉井幸助『日記文学概論』前掲書、二四二頁。
- (17) 同前、二二二頁。
- (18) 築島裕『平安時代語新論』東京大学出版会、一九六九、第二編第二章第四節「日記随筆」、二〇六―二〇九頁。
- (19) 玉井幸助『日記文学概論』前掲書、四二九―三二頁を参照。
- (20) 『日本古典文学大系19』、岩波書店、一九五八、四七二頁。
- (21) 『日本古典文学大系20』、岩波書店、一九五七、一〇九頁。
- (22) 同前、一七五頁。
- (23) 玉井幸助『日記文学概論』前掲書、二四五頁。
- (24) 鈴木貞美『日本語の「常識」を問う』平凡社新書、二〇一一、第二章の一部を本稿のために再編した。四節には、同書、第四章の一部を用いた。
- (25) 『子規全集』第五卷、講談社、一九七六、四三六頁。
- (26) 詳しくは、鈴木貞美『日々の暮らしを庶民が書くこと―「ホト、ギス」募集日記をめぐる』(佐藤バーバラ編『日常生活の誕生―戦間期日本の文化変容』柏書房、二〇〇七)を参照されたい。
- (27) 徳富蘆花『自然と人生』民友社、一九〇〇、複製版、日本近代文学館、一九八四、六七頁。
- (28) 国木田独步『武蔵野』民友社、一九〇一、複製版、近代文学館、一九八二、一三頁。
- (29) 同前、二九頁。
- (30) 鈴木貞美『「芸術」概念の形成、象徴美学の誕生―「わび」「さび」「幽玄」前史』(鈴木貞美・岩井茂樹共編『わび・さび・幽玄―日本的なるもの』への道程』水声社、二〇〇六)、同『生命観の探究―重層する危機のなかで』(作品社、二〇〇七)第七章などを参照されたい。
- (31) 鈴木貞美『「日本文学」の成立』前掲書、第三章『近代化主義の迷妄を抜け出る』を参照されたい。
- (32) 鈴木貞美『和辻哲郎の哲学観、生命観、芸術観―「ニイチエ研究」をめぐる』(『日本研究』第38集、二〇〇八)を参照されたい。
- (33) 本間久雄『日記の書き方』止善堂書店、一九一八、一五、二四頁。
- (34) 『白秋全集』二〇、岩波書店、一九八五、二八―二九頁。
- (35) 鈴木貞美『梶井基次郎の世界』作品社、二〇〇二、三三―三五頁を参照されたい。
- (36) 鈴木貞美『日本の「文学」概念』作品社、一九九八、XI-3『私小説』の神話と実像』を参照されたい。
- (37) 池田亀鑑『日記・和歌文学』至文堂、一九六九、五六頁。
- (38) ハルオ・シラネ、鈴木登美編『創造された古典―カノン形成・国民国家・日本文学』新曜社、一九九九、一〇四頁。
- (39) 『土居光知著作集』第五卷、岩波書店、一九七七、八九頁。
- (40) 池田亀鑑『日記・和歌文学』前掲書、一五頁。
- (41) ハルオ・シラネ、鈴木登美編『創造された古典―カノン形成・国民国家・日本文学』前掲書、一〇八頁。
- (42) 鈴木貞美『生命観の探究』前掲書、第八章を参照されたい。

〈史料紹介〉

『御堂関白記』自筆本の裏に写された『後深心院関白記』

倉本 一宏

はじめに

『御堂関白記』自筆本は、現存する世界最古の自筆日記である。藤原撰関家の実質的な祖である道長によって記録されたこの日記は、その後の撰関家最高の重宝とされ、近衛家の文庫の奥深くに大切に収蔵された。文車に載せられて日常的な閲覧に供されたともされる古写本とは異なり、現役の撰関でさえも容易に見ることができなかったほどであったと、我々は考えてきた。

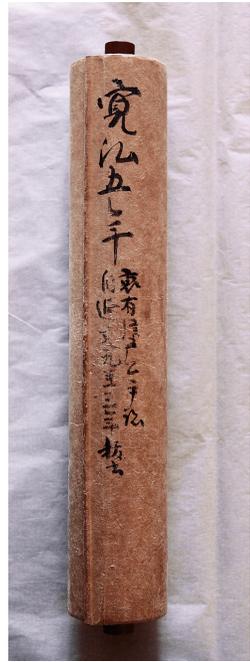
しかし、それはあくまで平安末期から中世にかけての状況であって、近世ともなると、いささか異なる状況も生まれてきていたのである。

本稿では、近世初期に近衛信尹によって、『御堂関白記』自筆本の寛弘五年秋冬巻の裏に抜書を書写された、南北朝期の『後深心院関白記』（愚管記、近衛道嗣筆）を紹介することによって、『御堂関

白記』自筆本の近世における扱われ方の一端を示すこととする。なお、以下の記述は、そのほとんどが陽明文庫長の名和修氏のご教示に基づくものであることを、最初にお断わりしておく。

寛弘五（一〇〇八）年という年は、撰関家にとっても、もっとも重要な年であった。道長の長女である一条天皇中宮の彰子がついに皇子（敦成親王、後の後一条天皇）を出産し、一条天皇の土御門第行幸、敦成親王御五十日の儀、御百日の儀が華々しく行なわれ、後世、「寛弘の佳例」と称された時期であった。この祝宴における藤原公任の言葉を根拠として、『源氏物語』千年紀が催されたのは、記憶に新しい。

そういうわけで、私もこの年の『御堂関白記』自筆本の原本を見る機会も多かったのであるが、その標紙の外題に、「寛弘五年（裏信尹公手跡／自延文元三年抜書）」と記されていること（図版①）には、まったく注目してこなかった。また、その写真版である『陽



図版① 寛弘五年秋冬巻標紙

明叢書』（陽明文庫編、思文閣出版、一九八三―一九八四年）を見ても、『御堂関白記』の裏書の前後に別の筆がわずかに見えていることは、まったく意に介してこなかったのである。

そうしたなか、二〇〇九年に国際日本文化研究センターに就職するや、さっそく立命館出版部が一九三一年に作成した自筆本の複製を古書店から購入してもらい、研究補助員たち（板倉則衣・柿島綾子・堀井佳代子）と調査にかかったのであるが、すぐに寛弘五年秋冬巻裏書の書き込みに気付いた。『陽明叢書』は『御堂関白記』の写真版を提示するのが目的であり、余計な書き込みはカットしていたのであったが、立命館大学の複製は、習書や天保の年号のある紙背書入（誰がやったんだろう）も含め、『御堂関白記』自筆本のすべてを複製するのが目的であったので、このような書き込みも「複製」したのであろう。

この書き込みには年月日が記されており、『大日本史料 第六篇 之二十・二十一』（東京大学史料編纂所編、東京大学出版会、一九二二・

二四年）で見ると、それが『後深心院関白記』の抜書であることは、すぐにわかった。そして『大日本古記録』の『後深心院関白記 一』（東京大学史料編纂所編、岩波書店、一九九九年）と合わせてみると、ほとんど書き替えることなく、それを抜書していることがわかったのである。

その時点で名和氏に尋ねてみると、「よう気付いたな」といった風情で種々のご教示を賜わり、また、すでに『陽明叢書 五』の「解説」で土田直鎮氏によって言及されているとのことであった（なお、立命館版複製の「解説」（黒板勝美氏執筆）にも、「御堂関白記とは何等関係のないものである」というかたちで言及されていた）。

加えて、国際日本文化研究センターの共同研究「日記の総合的研究」でこのことを発表すると、共同研究員で『大日本古記録 後深心院関白記』の編纂にあたられている史料編纂所の尾上陽介氏から、すでにこのことに触れた論文の存在を教えられた（尾上陽介「再利用された日記原本―『猪熊関白記』『後深心院関白記』を中心に―」（『三田中世史研究』一二、二〇〇五年））。

関係者について

これらの学恩に導かれながら、以下にこの書き込みについて述べていくことにするが、その前に、古代史研究者にはなじみの薄いこの一件の関係者について、『国史大辞典』（吉川弘文館、一九七九―一九七九）を引いて、簡単に整理してみよう。まず、『後深心院関白記』

を記した近衛道嗣(元弘二(一三三二)年〜嘉慶元(一三八七)年)は、南北朝時代の北朝の廷臣。堀川関白また後深心院と称する。父は関白基嗣。康安元(一三六一)年に関白となり、嘉慶元年に五十六歳で薨じた(『国史大辞典』「近衛道嗣」(村田正志氏執筆)から)。

その日記である『後深心院関白記』は、『愚管記』とも呼ばれる。自筆原本が延文元(一三五六)年から永徳三(一三八三)年にわたって陽明文庫に所蔵されているが、四年分が散逸して伝わらないほかは、ほとんど揃っている。具注暦行間の余白や継紙に記入されたものが多い(『国史大辞典』「愚管記」(益田宗氏執筆)から)。

さて、問題の近衛信尹(永禄八(一五六五)年〜慶長十九(一六一四)年)は、安土桃山時代の公家。父は関白前久、母は家女房。三藐院さんみょういんと号す。天正五(一五七七)年に元服。加冠の役を勤めた織田信長から諱の一字をもらう。生来、才気渾発、直情奔放の性格であった。同八年内大臣、十三年左大臣となったが、関白二条昭実と争論を起こし、豊臣秀吉に関白就任の口実を与える結果となった。秀吉、次いで秀次が関白となるや、心中穏やかならず、平人同様に振る舞い、参内もせず、公家衆や秀吉にも会わなかった。文禄の役が始まるや、朝鮮に渡ると称して京都を出奔し、名護屋に赴いたので、後陽成天皇は勅書を秀吉に賜い、これをとどめた。文禄三(一五九三)年、秀吉の上奏によって勅勘を蒙り、薩摩坊津に配流された。慶長元(一五九六)年、許されて帰京、同十年、関白となった。同十九年に五十歳で薨じた。嗣子がなかったので後陽成天皇の第四皇子信

尋(信尹の妹前子の所生)が家を継いだ。禪を大徳寺の春屋・古溪両和尚に学び、また沢庵和尚にも参じた。和歌・連歌・絵画に優れ、ことに書道においては青蓮院流より出て一派を成し、本阿弥光悦・松花堂昭乗と共に寛永の三筆と称された。世に近衛流、もしくは三藐院流という。その日記を『三藐院記』と称し、文禄元年から慶長十五年まで、断続して存する(『国史大辞典』「近衛信尹」(近衛通隆氏執筆)から)。

どうもとんでもない人物のようであるが(なお、大和和紀の漫画『イシュタルの娘』では、主人公小野於通の書道の師匠(兼、思い人)として登場するとの由である)、その嗣子の近衛信尋(慶長四(一五九九)年〜慶安二(一六四九)年)は、江戸時代前期の公家。後陽成天皇第四皇子。母は中和門院近衛前子。近衛信尹の養子となった。元和九年(一六二三)、関白に補される。慶安二年、五十一歳で薨じた。後水尾天皇を中心とした学問芸術活動の中心の一翼を担い、その発展に貢献した。また沢庵宗彭・一絲文守・金森宗和・松花堂昭乗らとの交流も深く、これら文芸家と宮中との仲介的存在でもあった。書は養父信尹の三藐院流を嗣いで卓越し、茶は織部の流を汲み、連歌でも佳作が多い。自筆日記を『本源自性院記』という(『国史大辞典』「近衛信尋」(名和修氏執筆)から)。

道長……(十三代)……道嗣……(六代)……前久——信尹——信尋



『御堂関白記』寛弘五年秋冬卷の裏に信尹が抜書を行なったことを発見し、標紙外題に、「裏信尹公手跡／自延文元至三年抜書」と書き付けたのは、この信尋であったという。いったいどのような気持で、この外題を記したのであろうか。

『後深心院関白記』抜書の顛末

次に、この抜書が記された経緯を述べていこう。返す返すも、ほとんどは名和氏の知見に基づくものである。

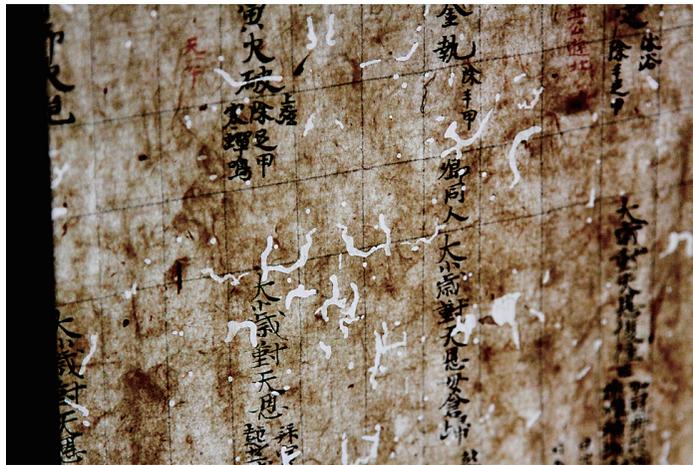
本来、卷子本として保存されていた『御堂関白記』自筆本であったが、信尹はこのうちの五巻分を折状の状態とした。ちなみにそれは、長徳四(九九八)年の秋冬、長保元(九九九)年の秋冬、寛弘五(一〇〇八)年の秋冬、寛弘八(一〇一)年の春夏、寛仁四(一〇二〇)年の春夏である。当時、自筆本がどれほど残っていたかは不明であるが、現存する最古の巻である長徳四年秋冬と、その次に古い長保元年秋冬、またもつとも新しい寛仁四年春夏を折本にしている点から、まだ道長が裏書を記していない古い方と、出家して裏

書を記さなくなった新しい方から加工していったことが窺える。

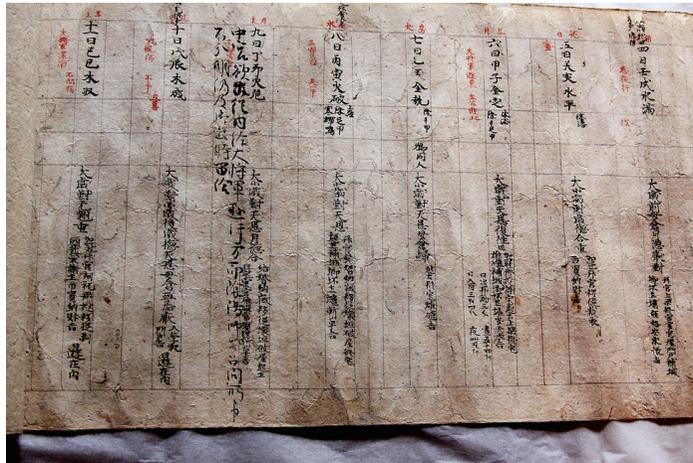
しかし、何かを書写するのであれば、記述が少なく、裏書のない始めか終りの方の巻を使えばよさそうなのであるが、敦成親王誕生や一条天皇土御門第行幸の記された寛弘五年、一条天皇崩御、三条天皇踐祚などの重要事が記された寛弘八年も折本に加工しているところから(そういえば、一条天皇の關係で寛弘八年の調査を行なうと、自筆本に折り目が付いていたのを思い出す)、実際には、そういった配慮もなかったようである。

なお、現在、折り目はどうやって見付けるかという点、卷子本ならば等間隔に同じ形の虫食いが存在するはずであるが(正確には、徐々に間隔は狭まっていき、虫食いの大きさも小さくなっていくが)、折本だとほぼ同じ形・大きさの虫食いが、一定の線の左右に対称に存在する(図版②)。この写真は表をこちら側にして、日に空かして撮影したものであるが、同じ箇所を普通に撮影すると、左右対称の虫食い(裏打ちしてあるのでわかりにくい)の間に、わずかな線が確認できる(図版③)。この場合は八日条の日付の一つ前の行)。山折りの部分は汚れが付着して線になりやすいが、谷折りの部分は折り込まれているので、なかなか見付けにくいとのことである。

このようにして、わずかな線と左右対称の虫食いを手がかりに、板倉則衣氏に折本の「複製」を作っていた。自筆本の複製をカラーコピーして、それを張り継ぎ、線と左右対称の虫食いによって折り目を見分けてもらったのである。その結果、約十三センチメー



図版② 寛弘五年秋冬巻表の虫食い

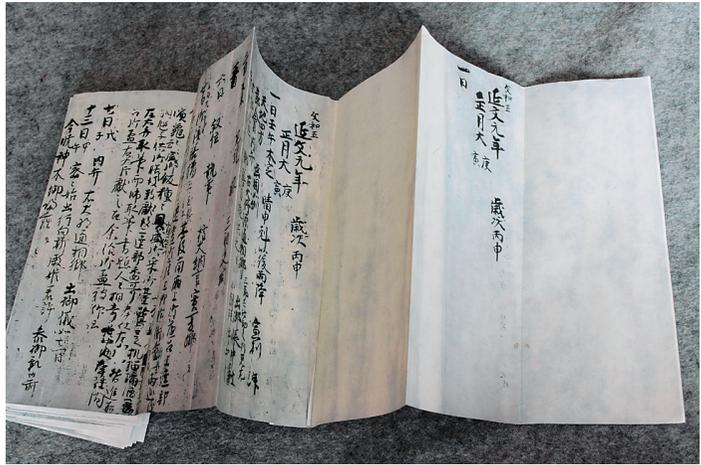


図版③ 寛弘五年秋冬巻表の折り目

トル毎の折り目が確認できた（図版④）。信尹以来、約四百年振りの『御堂関白記』折本ということになるのか。

そのような折本に、信尹は『後深心院関白記』の抜書を書写したのであるが、それはよりによって寛弘五年秋冬の一巻のみに限られていたのである。

信尹は『御堂関白記』具注暦の末尾の裏、すなわち寛弘五年十二月三十日の暦の裏から記し始めた（したがって、『御堂関白記』の表の日付とは逆に進むことになる）。それは『後深心院関白記』延文元年正月一日の記事に始まり、延文三年六月三十日の記事にまで及ぶ。『後深心院関白記』も具注暦に記されていたことを考えると、延文三年の春夏巻の末尾までを抜書したことになり、一応、これで完結したつもりだったのであろうか。なお、延文三年六月三十日条は、『御堂関白記』では寛弘五年九月二十一日条の裏にあたり、まだまだ約二箇月余りの分の余白が存在している。信尹は、抜書を書写してから、それを折本にしたのではなく、まず折本を作ってから、



図版④ 寛弘五年秋冬巻折本複製

だ父前久に師事していた青蓮院流（和様）の書体であるとのことである。そうなると、この折本を作って『後深心院関白記』の抜書を書写したのは、慶長二、三（一五九七、九八）年よりも以前ということになるらしい。こうなると私などはちんぷんかんぷんなのであるが、そう言われてみると、『御堂関白記』の道長の書体にも通じる

抜書を書写している。折目の山や谷の部分には書写しておらず、行間も多少ながら空いているのである。ちなみに、その時点以前、卷子本時代にあった虫食い（等間隔のもの）は、巧みに回避している。

また、名和氏によると、書風は信尹が三藐院流の書を確立する以前の

風があるように見えるから不思議である。慶長初年というと、許されて薩摩から帰京した直後ということになるが、信尹の心中に何か考えるところが生じたということなのであろうか。

ちなみに抜書された延文元（一三五六）年から三（一三五八）年にかけては、道嗣は従一位右大臣であり、関白となる直前であった。信尹がこの抜書を行なったのが慶長初年であるとすると、許されて帰京したものの、左大臣に再任される慶長六（一六〇一）年の直前ということになる。関白・氏長者となったのが慶長十（一六〇五）年であることを考えると、延文初年の道嗣と似たような状況と言えなくもない。

『後深心院関白記』抜書的情況

それではいよいよ、『後深心院関白記』抜書を見ていくことにしよう。注目すべきは、抜書の書き出しが二回にわたっているということである。ごくごく初め、おそらくは折本を最初にめくったあたりに、

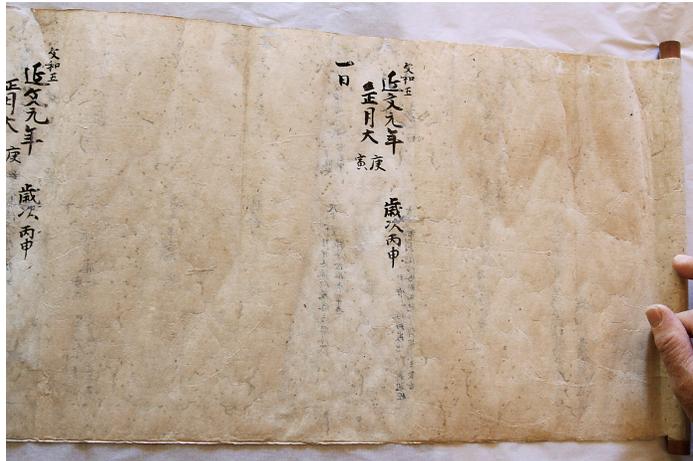
〈文和五〉

延文元年 歳次丙申

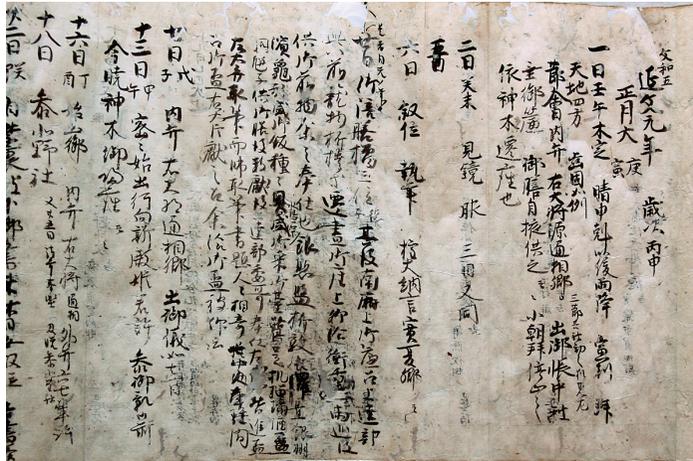
正月〈庚寅〉

一日

と書き出し（図版⑤）、日付で中断した後、約二〇センチメートルほど空けて、再び同じ書き出しを行なっている。そして「一日」と



図版⑤ 寛弘五年秋冬巻の書き込み



図版⑥ 寛弘五年秋冬巻の裏書と書き込み

いう日付の下に、「壬午 木定」という干支と暦書を記して、そのまま下に、「晴、申剋以後雨降、寅刻拜」以下、一日条の抜書を行なっている(図版⑥)。

これについては、はじめ卷子本で書き出し、折本にして、また書き出したものかという推測も可能であろうが、むしろ、最初の書き出しが卷子本の最初(軸のところ)から約二〇センチメートルほど空けて記されていること、折本を最初にめくって現われる面の、折り目の真ん中あたりに記されていること(図版⑤)には、この書き出しの両側に、折り目が見える)から、「一日」まで書いてしまっただけから、そのまま続けて本文を記してしまうのも、表紙としては体裁が悪いと考えて、もう一回めくったところに、改めて写し始めたのではないかと考えている(図版④)。つまり、先ず折本状態にした後に、めくりながら写したというわけである。

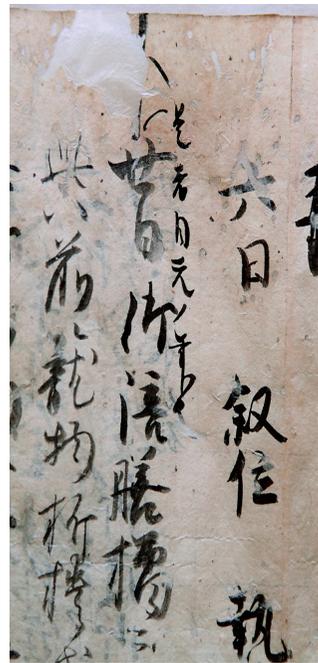
その後、正月一日条、二日条を抜書した後、三日条は同じ記事を書くのを面倒に思ったのか、「又同、」とだけ記している。四日条は写

さず、五日条は日付を記した後に、それを抹消している(図版⑥)。そして六日条を抜書した後に、『御堂関白記』寛弘五年十二月二十日条の裏書七行が現われる。図版④を見れば明らかであるが、折本状の『御堂関白記』を二回めぐれば、この裏書が現われる。信尹が『後深心院関白記』の抜書を始めた時点で、この裏書に気付いていたかどうかは、難しい問題である。

さて、この裏書は道長の長女である彰子が産んだ敦成親王の御百日の儀の記事である。「公卿たちが祝いの和歌を詠み、能書の行成がそれを書こうとした時、かつて道長の政敵であった伊周が筆を取り上げて書いた。皆が怪しんでいた時、一条は道長を召して玉杯を賜う。一条が仰せになったことには……、で記事が終わっている。いったい一条は、何と言ったのであろうか、また道長は、何故これを記さなかったのであろうか。」(倉本一宏『藤原道長「御堂関白記」全現代語訳 下「あとがき」(講談社、二〇一〇年)』)といった、政治的にも伊周をめぐって緊迫し、また一条天皇の言葉をめぐって、極めて興味深い記事なのである。

信尹は『御堂関白記』の裏書に気付き、六日条を写した後、道長の記した「廿日」という日付の傍らに、「是者自元ノ筆也(是は元よりの筆なり)」という注記を行ない、廿日の日付の上に圈線を引いている(図版⑦)。この紙に元から記されていた筆という意味であろう(「御堂殿の筆」とか書いてはしかなかったところである)。

『御堂関白記』寛弘五年十二月二十日条の裏書を抜き(先ほど



図版⑦ 寛弘五年秋冬巻の裏書と書き込み

述べた、一条天皇が「仰云、」である)、信尹は再び七日条を写し始めた。そして、正月七日・十三日・十六日・十八日・廿二日・廿六日・廿八日・卅日、二月八日・九日・十六日・十八日・廿日・廿一日・廿五日、三月廿日・廿五日、四月一日・二日・八日・廿一日・廿二日・廿三日・廿四日・廿六日、五月六日・十九日・廿九日と進んだところで(図版⑧⑨⑩)、延文二年に入っている(図版⑪)。

延文二年は、正月一日・五日・七日・十日・十六日・廿五日・廿九日(図版⑪)、二月二日・十日・十一日・十六日・十九日・廿二日・廿五日・廿八日(図版⑫)、三月一日・三日だけを写したところで延文三年に入る(図版⑬)。

延文三年は、正月一日・五日・六日・七日・八日・十二日・十四日・十六日・廿日(図版⑭)、二月三日・九日・十一日・十二日・十六日・十九日・廿一日・廿九日(図版⑮)、三月一日・二日・五日・

二月
 廿一日 六神遊日下者入浴中書事
 廿二日 六神遊日下者入浴中書事
 廿三日 六神遊日下者入浴中書事
 廿四日 六神遊日下者入浴中書事
 廿五日 六神遊日下者入浴中書事
 廿六日 六神遊日下者入浴中書事
 廿七日 六神遊日下者入浴中書事
 廿八日 六神遊日下者入浴中書事
 廿九日 六神遊日下者入浴中書事
 三十日 六神遊日下者入浴中書事

図版14 寛弘五年秋冬巻の書き込み

二月
 廿一日 六神遊日下者入浴中書事
 廿二日 六神遊日下者入浴中書事
 廿三日 六神遊日下者入浴中書事
 廿四日 六神遊日下者入浴中書事
 廿五日 六神遊日下者入浴中書事
 廿六日 六神遊日下者入浴中書事
 廿七日 六神遊日下者入浴中書事
 廿八日 六神遊日下者入浴中書事
 廿九日 六神遊日下者入浴中書事
 三十日 六神遊日下者入浴中書事

図版15 寛弘五年秋冬巻の書き込み

二月
 廿一日 六神遊日下者入浴中書事
 廿二日 六神遊日下者入浴中書事
 廿三日 六神遊日下者入浴中書事
 廿四日 六神遊日下者入浴中書事
 廿五日 六神遊日下者入浴中書事
 廿六日 六神遊日下者入浴中書事
 廿七日 六神遊日下者入浴中書事
 廿八日 六神遊日下者入浴中書事
 廿九日 六神遊日下者入浴中書事
 三十日 六神遊日下者入浴中書事

図版16 寛弘五年秋冬巻の裏書と書き込み

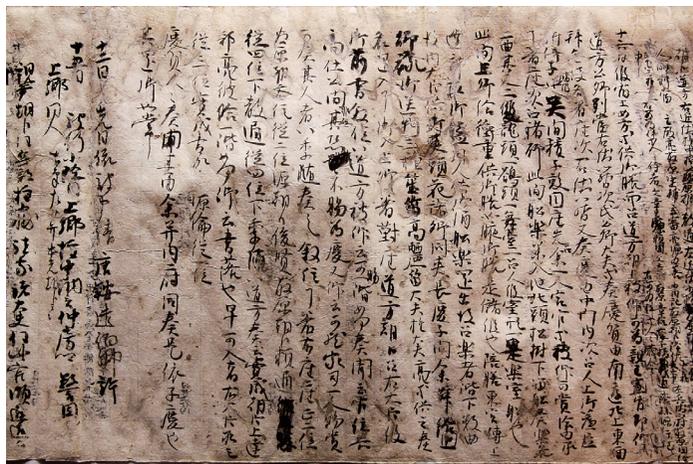
十三日・十九日・廿八日（図版⑮⑯）、四月一日・二日ときたとこ
ろで、『御堂関白記』の次の裏書が現われる。

こちらは寛弘五年十月十七日条と十六日条で（裏書では、日付が
後のものが先に現われる）、十七日条が敦成親王家別当を定めた記
事、十六日条が一条天皇土御門第行幸・皇子敦成への親王宣下・行
幸叙位の記事である（図版⑰）。十七日条が八行、十六日条が二十
行と、道長にとつては異例の長い記事なのである。まさに『紫式部
日記』の世界で、道長家にとつてはもちろん、後世の摂関家にとつ
ても、「栄華の初花」とか「寛弘の佳例」と称された、一大イベン
トだったのであった。その日の記事を挟んで日記を写すという書写
者の個性もなかなかのものであるが、信尹は何事もなかったかのよ
うに、寛弘五年十月十六日条裏書が終わると、再び四月十二日条を
写している（図版⑰）。

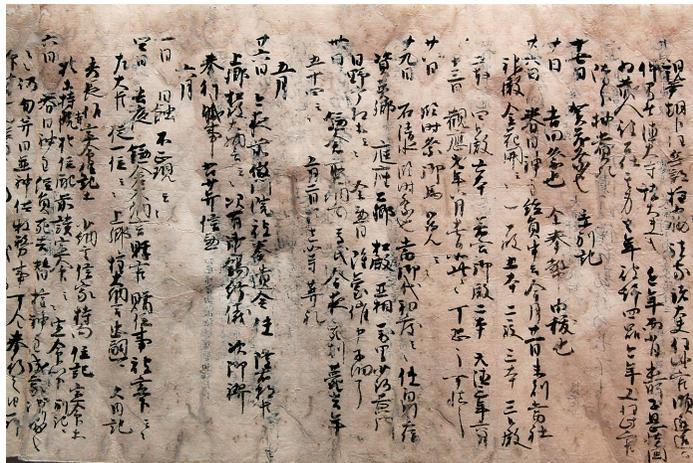
そして、四月十二日・十五日・十七日・廿六日・廿八日・
廿九日・卅日（図版⑱）、五月廿六日（図版⑳）、六月一日・四日・
六日・十二日・十五日・十七日・十九日・廿四日・廿六日・卅日と
写したところで（図版㉑㉒）、この抜書は終了している。

これらの抜書のほとんどすべてが、自筆現本『後深心院関白記』と
同文であるので、全文の釈文を掲げることはないが、試みに延文
元年正月の分のみ、自筆現本『後深心院関白記』と対照させてみよ
う。なお、『御堂関白記』裏書書写『後深心院関白記』抜書との比較・
対照を目的としたため、自筆現本『後深心院関白記』の行替は、必

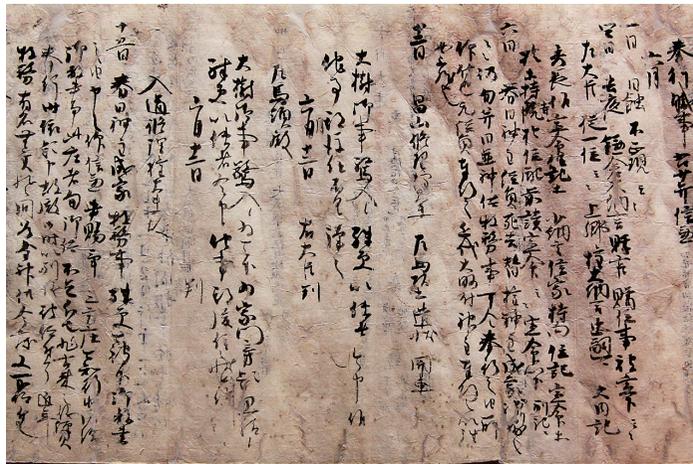
ずしも原本通りではない。また、句点は私が付けたものである。



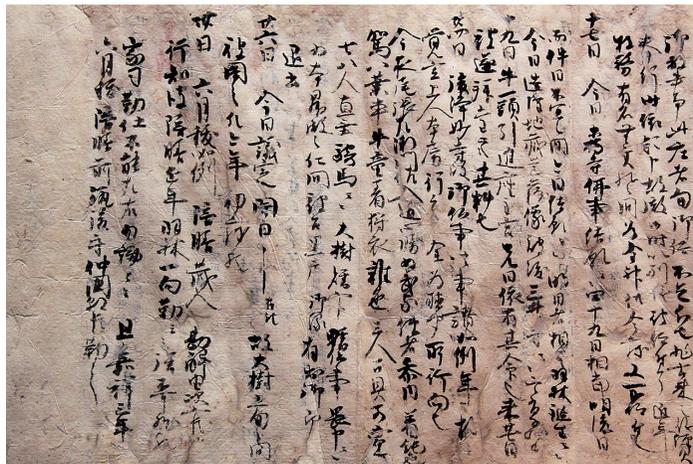
図版⑰ 寛弘五年秋冬巻の裏書と書き込み



図版18 寛弘五年秋冬巻の書き込み



図版19 寛弘五年秋冬巻の書き込み



図版20 寛弘五年秋冬巻の書き込み

〈延文元年〉

文和五年〈春夏〉 歲次丙申

正月大建

一日、壬午、木定

晴、申剋以後雨降、寅刻拝

天地四方、齒固如例、

節会、内弁右大將源通相卿、

出御帳中被

垂御簾、御膳自掖供之云々、小朝拝停止之、

依神木遷座也、

二日、癸未、木執

晴陰不定、見鏡服葉、

三日、甲申、水破

晴、鏡・葉如例、

四日、乙酉、水危

自早旦天陰、申時以後雨雪降、

年首初有沐浴事、

五日、丙戌、土成

晴陰不定、

六日、丁亥、土収

〈文和五〉

延文元年 歲次丙申

正月〈庚寅〉

一日

〈文和五〉

延文元年 歲次丙申

正月〈庚寅〉

一日〈壬午〉木定

晴、申剋以後雨降、寅刻拝

天地四方、齒固如例、

節会、内弁、右大將源通相卿（三節共被部之机見左）、

出御帳中被

垂御簾、御膳自掖供之云々、小朝拝停止之、

依神木遷座也、

二日〈癸未〉

見鏡、服、

三日

又同、

五日

六日

晴、今日被行叙位、執筆権大納言実夏卿云々、
暁、熒惑凌犯天江第三・第四星云々、

七日、戊子、火開

晴陰不定、内弁右大将、出御之儀如去一日、

有勅問事、〈御齋会延否事、〉

八日、己丑、火閉

晴、

九日、庚寅、木建

晴、今暁暴風雷雨、有祈始事、

十日、辛卯、木除

晴、月犯五車星云々、

十一日、壬辰、水満

晴、

十二日、癸巳、水平

晴、

十三日、甲午、金定

及晩雨下、今日密々始出行、向新殿姫君許、

参御影御前、

今暁神木御帰座云々、

十四日、乙未、金執

雨降、

十五日、丙申、火破

晴、

十六日、丁酉、火危

晴、節会、始出御、内弁右大将、外弁六七許
輩云々、

叙位、執筆権大納言実夏卿云々、

〈是者自元ノ筆也、〉

〔『御堂閔白記』寛弘五年十二月二十日条裏書七行）

七日〈戊子〉

内弁右大将通相卿、出御儀如去一日、

十三日〈甲午〉

密々始出行、向新殿姫君許、参御影御前、

今暁神木御帰座云々、

十六日〈丁酉〉

始出御、内弁右大将〈通相〉、外弁六七輩、

十八日、己亥、木収

晴、入夜雨下、參北野社、

十九日、庚子、土開

晴、

廿日、辛丑、土閉

雨下、及晚屬晴、

廿一日、壬寅、金建

晴、

廿二日、癸卯、金除

晴、自禁裏被下御書、來卅日女叙位・吉

書奏・陣定等可參任之由、被仰下、可令存知

之由令申了、

兼日奉行職事等相觸了、

廿三日、甲辰、火滿

天陰雨降、雪霰相交、

廿四日、乙巳、火平

朝間雨降、自今日三今日念誦、〈每月事也〉、

廿五日、丙午、水定

晴、詩歌如例、〈法樂聖廟也〉、

及晚景參北野社、

廿六日、丁未、水執

晴、自今日具召除目、執筆洞院大納言実夏卿云々、

予年給申文付頭兵衛督教光朝臣、

召外記、給公卿給、

申文如此、

從七位上橘朝臣安国

望諸国掾

右、当年給二合、所請如件、

十八日

參北野社、〈又廿五日、請奉詩歌・春樂、及晚參北野社〉、

廿二日〈癸卯〉

自禁裏被下御書、來卅日女叙位・吉書奏・

陣定等可參任之由、被仰下、可令存知之由令申了、

兼日奉行職事等相觸了、

廿六日

自今日具召除目、執筆洞院大納言実夏卿云々、

予年給申文付頭兵衛督教光朝臣、召外記給

公卿給、

申文如此、

從七位上橘朝臣安国

望諸国掾

右、当年給二合所請如件、

文和五年正月廿六日従一位行右大臣藤原朝臣道嗣
年給申文獻之、

可被 奏聞之状
如件、

三月廿六日 右大臣〈判〉

頭兵衛督殿

廿七日、戊辰、土破

陰、入夜雨下、

廿八日、己酉、土破

陰、除目入眼云々、教光・経方等朝臣任参議、〈元藏人頭〉

左中将隆家・左中弁時光等朝臣補藏人頭、

「卅日、辛亥、女叙位、有御別記、」

(別記省略)

これを見てもわかるとおり、信尹は何か特定の儀式や政務を選択して抜書を行なったわけではなさそうである。もちろん、ごく個人的な事柄や、天候については省略していることが多いが、何か特定の実用的な目的でもってこの抜書を行なったというわけではなさそうである。

面白ことに、道嗣が二月八日条に、「雨降、先公御忌日也、作善等如例、」と、自分の亡父である基嗣の忌日であることを記している箇所は、信尹は「後岡屋殿御忌日也、有作善等、」と、基嗣の号で記している。時折、人名注を施していることと合わせ、慶長年間という時代に、よりわかりやすい抜書を行なおうとした態度が読

文和五年正月廿六日従一位行右大臣藤原朝臣道嗣
年給申文獻之、

可被 奏聞之状
如件、

三月廿六日 右大臣〈判〉

頭兵衛督殿

廿八日

除目入眼云々、

卅日

女叙位、参勤、〈私〉道嗣云、作法事、在別紙、

み取れよう。

また、抜書が『後深心院関白記』のうちで年の前半(春夏巻)に ついてのみ行なわれていることについての事情は、また別個に考え なければならぬであろう。

さて、信尹は延文三年六月卅日条以降の抜書を中断している。そ して、名和氏によると、信尹自身がこれを卷子本に戻し、襍紙を付 けたとのことである。他の四巻についても、書写を行なうことな く、同様の措置を施したのであろう。ただし、虫食いの状況から見 て、一定の期間、そのまま放置されていたものと思われる。

どのような心情によって、信尹が抜書を中断し、折本を元の状態

に戻したのかは、知る由もない。そもそも、全体としてどれだけの分量の抜書を行なう予定だったのか、それにもまして、何故に『御堂関白記』を使おうと考えたのか、また何故に『後深心院関白記』を抜書しようとしたのか、まったく不明と言わざるを得ないのである（『御堂関白記』とは知らずに折本を作ってしまったと考えると、元も子もなくなってしまふ）。

おわりに

廟堂に復帰し、いま一步で関白の座に就けそうなこの時期、信尹が自己と近衛家の正統性を再確認するために、あえて重宝であった『御堂関白記』自筆本、しかも最も大切な巻の裏に、これも祖先の道嗣の日記である『後深心院関白記』自筆本を抜書した、と言ってしまえばそれまでであるが、しかしそれにしても、残された謎は多い。『後深心院関白記』の他にも近衛家には重要な日記が数多く残されていたはずであるし、そもそも日記の抜書を行なわなくても、権威を確立するためにできそうな所為としては、信尹ほどの才人であれば、他にいくらでも方法があったはずである。

何度も述べているように、本来、摂関家にとっては、敦成親王誕生と一条天皇の土御門第行幸は、「寛弘の佳例」であったはずである。その箇所を記した重宝である道長自筆の『御堂関白記』の裏に他の日記を抜書するということは、信尹自身の個性もさることながら、摂関家嫡流の近衛家にとってみても、「寛弘の佳例」の現実的

な意義が低下した時代を考える必要があるであろう。

このように、『御堂関白記』の裏書には、まだまだ未知の意義と魅力が隠されているのである。向後もその解明につとめる所存であることを述べて、この紹介を終えることとしたい。

最後にあたって、もう一度、この貴重な史料の閲覧と撮影、それにもまして数々のご教示を賜わった名和修氏、この裏書を考える基となった複製本を二つ返事で購入して下さった国際日本文化研究センター、調査においてこの抜書の存在を指摘してくれた研究補助員の皆さん（最初に指摘したのは柿島綾子氏であったか）、丁寧な折本を「複製」してくれた板倉則衣氏、撮影に際し協力してくれたRAのシャバリナ・マリア氏、釈文の作成にお力を賜わった榎本渉氏、そして共同研究会の場で様々有益なご意見を賜った共同研究員の皆さんに、改めて感謝の意を表したい。

SUMMARIES

***Shunga* and Illustration:
The Imitative Expressions in Ukiyo-e *Shunga***

SUZUKI Kenkou
The Graduate University for Advanced Studies

Key Words; *shunga*, ukiyo-e, *ukiyo-sōshi*, *mitate*, imitation, illustration, Hachimonji-ya, Saikaku, Nishikawa Sukenobu, Jin Ping Mei, Chinese pornography

This paper identifies the imitative dimension to Edo period *shunga* and explores for this characteristic from three perspectives: “the tradition of the model,” “the tendency toward imitation” and “the demands of publishing companies.” This paper also deploys a comparative perspective focusing on “the woodcut illustrations of China,” “the woodcut illustration of Japan” and “the ukiyo-e.” The relationship between “*shunga*” and “the illustration of *ukiyo-sōshi*” is regarded as being of special importance. In existing research, this sort of comparative perspective has been distinctly lacking. Here the focus falls on resemblances between *shunga* and illustrations. The resemblances alone are of little significance, what is more significant are the differences. In brief, it will be shown that *shunga* was influenced by the literary culture of the age but uses this influence in the most creative manner.

**The Distance between the *Iemoto* and the Emperor of Japan in Modern Chanoyu:
The Elevation of the Social Status of the *Iemoto* Seen in Tea Offerings to the Emperor and the
Imperial Family**

HIROTA Yoshitaka
Graduate School of Intercultural Studies in Kobe University

Key Words; *iemoto*, the Emperor of Japan, aristocratic chanoyu, popular chanoyu, imperial inspection, tea offering to the Emperor and the imperial family, distance from the Emperor, aristocracy, SEN Sōshitsu (Gengensai), SEN Sōshitsu (Tantansai), MATSURA Akira (MATSURA Shingetsu)

Looking at the history of chanoyu, the *iemoto* system that was born during the early modern era underwent significant changes in the modern era before assuming its current form.

Two types of chanoyu culture existed in the modern era. The first was “aristocratic chanoyu” performed by the aristocracy and industrial capitalists for the principal purpose of appreciating the material implements used. The second was “popular chanoyu” led by the *iemoto* for the principal

purpose of learning ceremonial tea making procedures. This paper will focus on the rise and fall of these two types of chanoyu culture, and attempt an analysis of the *iemoto* and its distance from the Emperor.

The *iemoto* came to have a direct relationship with the Emperor during the last days of the Tokugawa shogunate, when the *iemoto* presented tea to the Emperor. However, during the Meiji period, “aristocratic chanoyu” gained precedence, and the *iemoto* came to assume a position of distance from the Emperor. During the Taishō and early Shōwa periods, the *iemoto* performed tea offerings to the imperial family including the empress of the time, and thus succeeded in closing the distance with the Emperor. “Popular chanoyu” dominated after WW II. In contemporary times, the Urasenke and the imperial household are wedded to each other, and the distance between the *iemoto* and the Emperor has grown small indeed.

The analysis presented here leads to the conclusion that the contemporary *iemoto* system differs strikingly from the *iemoto* of previous eras.

**The Overseas Activities of Workmen’s School Graduates in Meiji Japan:
With a Focus on Taiwan 1895–1905**

TSAI Lung-pao
National Taipei University, Taiwan

Key Words; Japanese-ruled period, workmen’s school, technocrat, the General Governor of Taiwan, colony, land survey, technician

After the Meiji Restoration, Japan endeavored to modernize herself and promoted industries, but lacked technicians. Tokyo Imperial University’s president Watanabe Kōki and others who saw the need to reconstruct Japan with technology cooperated with entrepreneurs for whom industrialization was the greater priority reconstruct Japan by industrialization to establish the workmen’s school.

In the beginning of Meiji, graduates flourished both in the governmental infrastructure such as city planning, railways, communication, harbors and in private enterprises such as construction companies, and mining. The graduates surely played a vital role in “reconstructing Japan with technology” and “reconstructing Japan with industrialization.” Afterwards, they worked overseas as the influence of Japan spread through Asia. From the Japanese occupation of Taiwan to the Russo-Japanese War, graduates’ overseas destination of preference was Taiwan. Many graduates came to Taiwan to cooperate with the General Governor of Taiwan in pushing forward the land surveys, and the construction of railways, harbors, roads, waterworks, flood control works, reservoirs and irrigation systems. From 1895 to 1905, although graduates works converged in the General Governor of Taiwan and the civil engineer, transportation division of the military authorities, and part of graduates plays important roles in private enterprises such as mining, construction companies, builders, sugar companies.

Chinese New Drama and Kyoto:
Ren Tianzhi's Jinhua-tuan and Shizuma Kojiro's *Shinpa* Drama Troupe

CHEN Linghong
The Graduate University for Advanced Studies

Key Words; New Drama, Ren Tianzhi, Jinhua-tuan, Kyōto Hōsei Senmon-gakkō, Tōhōgo Gakkō, *Shinpa* drama, Shizuma Kojiro, Meijiza theatre, *Onishikan*, *Ryōbijin*

It is commonly said that Chinese New Drama (spoken plays or crude stage plays) has deep roots in Japan, and Tokyo, as the scene for the flourishing of New Drama around 1906, has always received much academic attention. The repertoires were subsequently brought into China by overseas students, exerting great influence on the drama reform at the time of late the Qing dynasty and the early Republic of China. However, this paper uses newly-found material on Ren Tianzhi (1870? ~ ?), the famous new dramatist to argue that Kyoto had a vital connection to Chinese New Drama. It explores how Kyoto's New Drama impacted on Chinese New Drama. Ren Tianzhi established Jinhua-tuan in 1912, and their activities represent the emergence of New Drama as an independent school.

First of all, we demonstrate Ren Tianzhi's experience in Kyoto which has not been known before. From 1902 to 1910, he was a teacher of Chinese at Kyōto Hōsei Senmon-gakkō and Tōhōgo Gakkō, and often travelled between China and Japan. Meanwhile, Shizuma Kojiro's *Shinpa* Drama Troupe was extremely active in Kyoto in the same period, performing at the Meijiza theatre in Kyoto over a period of ten years. We next explore the appearance of Kyoto's New drama, and discuss the linkages between Ren Tianzhi and Kyoto's New drama. This discussion develops around *Onishikan* and *Ryōbijin*, the pieces frequently performed by Shizuma Kojiro, which are quite similar to Jinhua-tuan's master repertoires, namely *Shang-Wu-Jian* and *Xue-suo-yi*. These are known to have been translated from Japanese novels. Through an analysis and comparison of these dramas, it is concluded that, though the Jinhua-tuan repertoire is not directly composed of the translations of the pieces of Shizuma Kojiro's Troupe, Ren's experience in Kyoto was definitive. His contact with the rising nationalism and active performances of New Drama provided him with strong momentum to engage himself in the New Drama movement.

The Inversion of a Militaristic Novel:
Hirotsu Ryūrō's *Shichikiochi*

JEON Miseong
Graduate School of Humanities in Kobe University

Key Words; Hirotsu Ryūrō, *Shichikiochi*, militarism novel, Sino-Japanese War, soldier, exploit of the

war, *kinshi kunshō*, *Sendanbashi*

Hirotsu Ryūrō's *Shichikiochi* is a novel that deals with the after-effects of the Sino-Japanese War. Hirano Michizō, the hero of *Shichikiochi* was a farmer who lived in Yashū. He went to the front as a soldier when the Sino-Japanese War broke out. He was the hero of *Shichikiochi* on account of his exploits in combat patrol. He returned in triumph to his hometown, and people in his village rolled out the red carpet for him. Hirano failed to receive the highest imperial decorations for his heroism.

The cause of Hirano's tragedy seemingly would seem to be that he was not the recipient of the imperial decoration. Perhaps there was indeed an unfairness in the bestowing of these decorations. But the fundamental cause of his tragedy lay elsewhere. It was that of a young person returning to his village and the exacerbated tensions that arose between him and the villagers. He returned home victorious with a new self-awareness as a military man who had served his country; he was no longer just a farmer.

The farmers in his village however were unable to acknowledge his self-perception nor did they share his values. They were unable to appreciate why they should accept as he had become. For them he was forever a farmer. All of these tensions had surfaced before his failure to receive the imperial decoration was made public.

Ryūrō's concern is not concerned with the tragedy inherent in the inequality of decorations; rather, he draws our attention to the tragedy of implicit in the acceptance of new values: of young soldiers having served with distinction in battle and keenly aware of their service, returning home. There was no facility in Meiji society of accommodating such men. The novel *Shichikiochi* articulates Ryūrō's profound mistrust of the new thought, the idea, and the values of the Meiji era.

**The Catholic Church of Japan in the Age of Transition at the Beginning of the Twentieth Century:
The Relationship between the Paris Foreign Mission Society and Japanese Catholics**

YAMANASHI Atsushi

Former PhD Student, School for Advanced Studies in Social Sciences, Paris

Key Words; Roman Catholic Church, Russo-Japanese War, Holy See, Papal legate, William Henry O'Connell, Paris Foreign Mission Society, Society of Jesus, Society of Mary, Hirayama Bokumin, Maeda Chōta, native priest, Catholic youth movement

This article examines the Catholic Church of Japan in the age of transition at the beginning of twentieth century, focusing on the visit of the Papal legate, William Henry O'Connell, to Japan after the Russo-Japanese War. The Holy See wished to congratulate Emperor Meiji on the end of the war, and to offer him gratitude for the benevolence of Japan with regard to the preservation of the security

of the Roman Catholic Church during the war. However, a hidden objective of his visit was to observe the situation of the Roman Catholic Church established by the French missionaries in Japan after the “opening” of the country in 1858.

At the beginning of twentieth century, some Japanese Catholics began to criticize the missionary work of the Paris Foreign Mission Society. They believed that the evangelism of the Society which was intended principally for the lower classes was no longer efficient in a civilized country like Japan, and that the Society should focus instead on the press and education in order to attract middle- or higher-class individuals and intellectuals. This view only gained the support of a few missionaries in the Society.

Before the Russo-Japanese War, some Japanese priests and believers in the diocese of Nagasaki wished to invite the Society of Jesus to Japan to reform the Catholic Church, and they conveyed that desire to the Holy See. During the visit of the Papal legate in 1905, some Japanese Catholics made contact with him to relate to him the problems within the Catholic Church of Japan. We can see the character of the Catholic Church in the age of transition when we consider the tension between the missionaries of the Paris Foreign Mission Society and Japanese Catholics.

**Ichikawa Sadanji II’s Visit to Europe and *Narukami*:
In Terms of Its Relationship to European Theatre in 1907 and the Japanese Literary
Movement in 1910**

HIGASHI Harumi
Gunma Prefectural Women’s University

Key Words; kabuki, *Narukami*, Ichikawa Sadanji II, Matsui Shōyō, Max Reinhardt, Gordon Craig, naturalism, symbolism, expressionism, actress

Studies on modern kabuki have mainly concentrated on plays written after the Meiji Restoration, especially New Kabuki (Shinkabuki) plays by some novelists called *kyokugaisha*. However, it should be noted that many kabuki plays, which had been premiered before the Meiji Restoration, were staged throughout the modern era. This essay examines *Narukami*, which was premiered in the Edo period and remains popular even today.

Ichikawa Sadanji II staged a revival of *Narukami* in the Meiji era. Sadanji established the Liberal Theatre (Jiyū gekijō) with Osanai Kaoru. In other words, Sadanji was himself involved in the New Theatre (Shingeki) movement. This essay investigates Sadanji’s activities from his visit to Europe in 1907 to the revival production of *Narukami*, and makes clear how modern knowledge exercised an effect on this process whereby a pre-modern play was inherited by the next generation.

Ichikawa Sadanji II has often been considered a “modern” kabuki actor just because he performed many Shinkabuki and Western plays, and also founded the Liberal Theatre along with Osanai Kaoru. Nevertheless, no study has made clear what, precisely, his “modernity” was. This essay examines Sadanji’s and his friend Matsui Shōyō’s experiences in Europe, and points out that Sadanji’s modernity was deeply influenced by Europe’s theatrical movement in 1907.

It has been pointed out that Sadanji borrowed Naturalism for his revival of *Narukami* because the word “naturalism” was frequently mentioned in reviews and Sadanji’s own statements. However, a recent study shows that “naturalism,” as argued in Japan between the end of the 19th century and the beginning of the 20th century, had many meanings, which included symbolism and expressionism amongst others. Taking these conclusions into account, the essay makes clear that “naturalism” in Sadanji’s revival production of *Narukami* related closely to literary and artistic movements of the day.

The Diaries of the Emissaries and Mendicant Pilgrim Monks

MORI Kimiyuki

Toyo University

Key Words; “The Diary of Iki no kuraji Hakatoko,” diaries of the missions to Tang China, diaries of mendicant monks, diaries of pilgrim monks, Jōjin, “The Diary of the pilgrimage to Tendai-san and Godai-san,” Kaikaku, “The Diary of the Travel in Song China”

This paper is a report within the joint research project, “The Synthetic Research of Japanese Diaries.” According to several tables of extant Japanese diaries, “The Diary of Iki no Kuraji Hakatoko” is the oldest one. This is the record of the mission to Tang China in the fourth year of Empress Saimei (654 A.D). Here we encounter the origins of the need for the writing of a diary. Several diaries of emissaries and mendicant pilgrim monks are known, but compared with the court nobles’ diaries, they are not well studied as diaries in their own right.

To judge from the diaries of mendicant pilgrim monks during the Heian period, monks were not official emissaries, but when they returned to Japan, their diaries were checked by court officials for information on how they studied or went on pilgrimage. So their diaries acquired the meaning of an official record. Moreover, those diaries were used as guide books for their successors. The information they contained on Chinese affairs helped situate them as sacred relics for the prosperity of their Sect.

It may be that these characteristics are already evident from research into court diaries. The original scripts of the diaries of mendicant pilgrim monks have anyway been lost, and so there is a real need to reconstruct them in their original form.

**A Basic Study of the Articles of Emperor Uda's Diary:
Quoted in the Akō Section of the *Seiji Yōryaku***

KOTOH Shimpei

The Paleological Association of Japan

Key Words; Emperor Uda, Emperor Kōkō, Emperor Uda's diary, Akō affair, Fujiwara no Mototsune, *kampaku*, *akō*, Tachibana no Hiromi, *Seiji yōryaku*, Sugawara no Michizane

The Akō affair, also known as the Akō dispute, arose over the extent of power the new Emperor Uda, should impart to Dajō daijin Fujiwara no Mototsune who had run the government during the reign of Emperor Kōkō, the previous emperor and Uda's father.

The most important power which Kōkō had granted to Mototsune was that he might receive all the applications from the Cabinet to the emperor and all the edicts from the emperor to the offices. Emperor Uda also wanted Mototsune to assist him, and duly decreed on the eleventh month in 887 that he granted Mototsune the leadership of the government and Mototsune's exclusive right to be consulted about all the applications made to the emperor and all the edicts issued by the emperor. In that decree, Uda called Mototsune's authority "*kampaku*," or regent, and this was the first use of the term in Japanese political history. In the second edict decreed in the following month, which was a rejection of Mototsune's ceremonial resignation, Uda referred to Mototsune as "*akō*," the title of a Chinese ancient chancellor. Hereupon, Mototsune and his advisors remonstrated saying that the edict meant Uda intended to rule without Mototsune's assistance; Mototsune demanded Uda to punish Tachibana no Hiromi, who had written the edict. Hiromi was grandfather of two princes of Uda on their mother's side. The affair lasted until the tenth month in 888.

Fundamental documents about the Akō affair are recorded in the Akō section of the thirtieth volume of the *Seiji yōryaku*. There are eight articles quoted from Emperor Uda's diary in the Akō section. Those articles, written between the fifth month and the tenth or eleventh month in 888, are of fundamental importance to understand the affair. This paper explores these articles, and follows the evolution of the affair. Other documents, such as Sugawara no Michizane's letter to Fujiwara no Mototsune, written in order to plead for Hiromi, are also examined.

Commentaries on *Nenkan*

IWASHITA Tōru

Kanto Gakuen University

Key Words; *nenkan*, *Kugyōkyū*, personnel authority, *ritsuryō dajō kan-sei*, transformation of ancient Japan

This article, discusses the “*nenkan*” system from the viewpoint of personnel authority. *Nenkan* was the personnel system with which the imperial family and nobility appointed applicants for government officials in exchange for donations. The documents called *Kugyōkyū* which are related to *nenkan* are examined to demonstrate that the *nenkan* system had some characteristics that take it beyond the *ritsuryō dajō kan-sei* system, which had been the basis of domestic policy of the *ritsuryō* system since the eighth century. These characteristics clearly suggest from the perspective of personnel authority the process of transformation of ancient Japan from the late ninth century to the tenth century.

**The Diary Describes Folkways of the Nobility in the Heian Era Religion:
To Be Described in Terms of Selection**

UENO Katsuyuki

Key Words; Miyame sai, Takushin sai, worship, ritual, biannual event, diary of nobles, waka

Miyame sai and Takushin sai, both rites for worshipping deities of the household, were biannual events in Heian aristocratic society. However, these rituals appear only sporadically in the diaries of court nobles. In this study, we discuss the reason why nobles wrote so infrequently about these rituals, and clarify the rules that explain the choice of those objects that are mentioned in the diary of nobles.

There are only four references to Takushin sai in the diaries during the so-called *sekkan* period. Further, they appear in several poems (waka). It becomes clear that these rituals were performed by women for peace in the household in the fourth and eleventh months. In the *insei* period, diaries make five mentions. The same event was performed on the last day of the fourth and eleventh months by way of offering to the gods of the hearth. In conclusion, it becomes clear that the diaries refer to the rituals only on special occasions.

The Miyame sai, it is clear from diaries in the *insei* period, became a usual event of the regent house in the first and twelfth months. It was also performed at the residences of the crown prince and the empress. What is noteworthy a doll is used as an object of worship just as in folk practices. In the *sekkan* period, there were no diary entries on this ritual. But, as waka poetry makes clear, these rites were performed at the residences of middle ranking officers and provincial governors. It features in no diaries but it was clearly practiced. In this way, it is hoped that it can be shown that certain choices were being over the inclusion or otherwise of ritual related articles in diaries of this period.

A Note of the Characteristics of Diaries from the Latter Part of the Japanese Middle Ages

MATSUZONO Hitoshi
Aichigakuin University

Key Words; documents, diaries, records, kuge, buke, Muromachi, shogun, *renga shi*, Shingon, Zen, ceremonies

This essay will focus on some of the characteristics of private documents, such as diaries and family records, from the latter part of the Japanese middle ages.

Until the Muromachi period, court diarists (kuge) and record-keepers, whose cultural and economic status had been in steady decline since the Heian period, saw their role as state archivists decline as well. Under the new authority of the Muromachi shogun, however, the recording of state affairs and ceremonies again fell to the court and temples (particularly of the Shingon and Zen sects), as well as members of the warrior class (buke), and subsequently renewed state archival activities began.

During the period of the Warring States, as the authority of regional feudal leaders grew, so did the record keeping and diary activities of the warrior class. Although few of these manuscripts survive today, their existence at the time is thought to have been extensive. It is thought that the causes for this surge were twofold: first, the cultural influence of the nobility and linked verse poets (*renga shi*), who began to disperse into regional areas; and, secondly, the escalation of interest in the family histories of warrior households specifically, and regional history in general.

A Note on the Concept of “Diary” and “Diary Literature”

SUZUKI Sadami
International Research Center for Japanese Studies

Key Words; diary, diary literature, nichiroku, hinamiki, zuihitsu, setsuwa, mana, kana, kanbun, wabun, making life art

My aim here is to make some small contribution to specialists’ understanding of the diary (*nikki*) and diary literature (*nikki bungaku*). The concept we have today of *nikki* the diary is not apparent in pre-modern Chinese; the modern Chinese understanding of the diary is thought, in fact, to derive from twentieth century Japanese educational material. In ancient China, *nikki* referred to private works, such as daily records, in various collections and editions; this in contradistinction to public works, which were prepared as material for submission to the emperor. There were no distinctions made here within the genre. The possibility that such a method was transferred to ancient Japan cannot be denied. What, then, of the origins of the diary, which we understand today not as

such an aide memoire including of official works, so much as a record of the writer's inner thoughts? The flourishing in Japan of this type of diary is to be dated to the early twentieth century when, with the influence of the British social activist, William Morris and his theory about making life art and art life, common people and children were encouraged to keep diaries for self-education, and dairy writing was even incorporated into education.

The popularity of the I-novel provides the background to the use of the expression *nikki bungaku* (diary literature). The first occurrence of the term as a category in literary classic is in an article by Ikeda Kikan called "Jishō bungaku no rekishiteki tenkai" (in the November 1926 edition of *Kokubun kyōiku*). It has already been pointed out that the first appearance of the term in a book title is in Ikeda Kikan's 1928 study, *Kyūtei joryū nikki bungaku*. That book has already made it clear that a diary is "a expression of the writer's state of mind."

***Goshinjin'in Kanpaku ki*, Handwritten on the Back of *Midō Kanpaku ki*, Written by Fujiwara Michinaga: Historical Materials Introduction**

KURAMOTO Kazuhiro

International Research Center for Japanese Studies

Key Words; *Midō Kanpaku ki*, *Goshinjin'in Kanpaku ki*, diary, diary of nobles, Fujiwara Michinaga, *sekkanke*, Konoe Michitsugu, Yōmei Bunko, Prince Atsuhira, Emperor Go Ichijō, rolled book, Konoe Nobutada, folded book, *guchūreki*

It was long thought that the *Midō Kanpaku ki*, the world's oldest surviving handwritten diary, was considered to be the greatest treasure of the Fujiwara regent family.

However, this situation obtained only from the late Heian period and through to the middle ages. In the early modern period, things were different. For example, Konoe Nobutada copied extracts of the fourteenth century *Goshinjin'in Kanpaku ki* (*Gukan ki*, written by Konoe Michitsugu onto the back of a section of the *Midō Kanpaku ki*). Here I focus on the extracts inscribed on the reverse of the *Midō kanpaku ki* to shed light on the treatment accorded to the *Midō kanpaku ki* in early modern Japan. What follows is for the most part based on advice given to this author by Mr. Nawa Osamu, head of Yōmei Bunko.

The handwritten *Midō Kanpaku ki* was preserved as a series of rolled books, but Nobutada took five rolls to pieces, and made folded books out of them. The five rolls are those for the fourth year of Chōtoku (998), the first year of Chōho (999), the fifth year of Kankō, the eighth year of Kankō (1011), and the fourth year of Kannin (1020). Onto one such folded book, Nobutada copied an extract of *Goshinjin'in Kanpaku ki*, but the extract was limited to the fall and winter volumes of the fifth year of Kankō.

CONTENTS

SUZUKI Kenkou

- Shunga* and Illustration:
The Imitative Expressions in Ukiyo-e *Shunga* 17

HIROTA Yoshitaka

- The Distance between the *Iemoto* and the Emperor of Japan in Modern Chanoyu:
The Elevation of the Social Status of the *Iemoto* Seen in Tea Offerings to the Emperor and the
Imperial Family 77

TSAI Lung-pao

- The Overseas Activities of Workmen's School Graduates in Meiji Japan:
With a Focus on Taiwan 1895–1905 131

CHEN Linghong

- Chinese New Drama and Kyoto:
Ren Tianzhi's Jinhua-tuan and Shizuma Kojiro's *Shinpa* Drama Troupe 175

JEON Miseong

- The Inversion of a Militaristic Novel:
Hirotsu Ryūrō's *Shichikiochi* 205

YAMANASHI Atsushi

- The Catholic Church of Japan in the Age of Transition at the Beginning of the Twentieth Century:
The Relationship between the Paris Foreign Mission Society and Japanese Catholics 221

HIGASHI Harumi

- Ichikawa Sadanji II's Visit to Europe and *Narukami*:
In Terms of Its Relationship to European Theatre in 1907 and the Japanese Literary Movement
in 1910 305

KURAMOTO Kazuhiro

- Toward the Synthetic Researches of Japanese Diaries 333

MORI Kimiyuki

- The Diaries of the Emissaries and Mendicant Pilgrim Monks 339

KOTOH Shimpei	
A Basic Study of the Articles of Emperor Uda’s Diary: Quoted in the Akō Section of the <i>Seiji Yōryaku</i>	355
IWASHITA Tōru	
Commentaries on <i>Nenkan</i>	377
UENO Katsuyuki	
The Diary Describes Folkways of the Nobility in the Heian Era Religion: To Be Described in Terms of Selection	399
MATSUZONO Hitoshi	
A Note of the Characteristics of Diaries from the Latter Part of the Japanese Middle Ages	407
SUZUKI Sadami	
A Note on the Concept of “Diary” and “Diary Literature”	425
KURAMOTO Kazuhiro	
<i>Gosinjin’in Kanpaku ki</i> , Handwritten on the Back of <i>Midō Kanpaku ki</i> , Written by Fujiwara Michinaga: Historical Materials Introduction	445
SUMMARIES (Japanese)	9
SUMMARIES (English)	vi
Contributors	iii

◆所属並びに論文受付・受理日一覧◆

題目	著者	所属	受付日	受理日
〈研究論文〉 春画と挿絵 ——浮世絵春画における借用表現について——	鈴木堅弘	総合研究大学院大学博士課程 精華大学共通教育センター	平成23(2011)年 2月25日	平成23(2011)年 5月13日
〈研究論文〉 近代における茶の湯家元と天皇との距離 ——天皇・皇族への献茶にみる家元の社会的地位の向上——	廣田吉崇	神戸大学大学院国際文化学研究科院生	平成22(2010)年 9月14日	平成23(2011)年 5月10日
〈研究論文〉 明治期工手学校卒業生の海外活動 ——台湾を中心として(1895～1905)	蔡 龍保	国立台北大学助理教授	平成23(2011)年 2月3日	平成23(2011)年 5月9日
〈研究論文〉 中国の新劇と京都 ——任天知・進化団と静岡小次郎一派の明治座興行	陳 凌虹	総合研究大学院大学博士課程	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月14日
〈研究論文〉 転倒された軍国美談 ——広津柳浪「七騎落」論——	全 美星	神戸大学大学院人文学研究科講師	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月14日
〈研究論文〉 20世紀初頭における転換期の日本カトリック教会 ——パリ外国宣教会と日本人カトリック者の関係を通して	山梨 淳	同志社大学人文科学研究所嘱託研究員(社外)	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月17日
〈研究論文〉 二代目市川左団次の訪欧と「鳴神」 ——1907年のヨーロッパ演劇と1910年の日本文壇の関わりから	東 晴美	群馬県立女子大学非常勤講師	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月16日
〈共同研究報告〉 遣外使節と求法・巡礼僧の日記	森 公章	東洋大学教授	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月11日
〈共同研究報告〉 『政事要略』阿衡事所引の『宇多天皇御記』 ——その基礎的考察——	古藤真平	元古代学研究所助教授 元奈良文化財研究所特別研究員	平成23(2011)年 3月1日	平成23(2011)年 5月11日
〈共同研究報告〉 年官ノート	磐下 徹	関東学園大学経済学部講師	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月11日
〈共同研究報告〉 古記録における宗教習俗の記載 ——記載対象の選択の観点から——	上野勝之	京都大学大学院人間・環境学研究科研究生	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月11日
〈共同研究報告〉 中世後期の日記の特色についての覚書	松蘭 斉	愛知学院大学教授	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月11日
〈共同研究報告〉 「日記」および「日記文学」概念をめぐる覚書	鈴木貞美	国際日本文化研究センター教授	平成23(2011)年 3月8日	平成23(2011)年 5月11日
〈史料紹介〉 『御堂閔白記』自筆本の裏に写された『後深心院閔白記』	倉本一宏	国際日本文化研究センター教授	平成23(2011)年 2月28日	平成23(2011)年 5月11日

『日本研究』投稿要項

1. **刊行の目的** 『日本研究』は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という）が刊行する日本文化に関する国際的な学術誌であり、研究の成果を日本にて掲載発表することにより、日本文化研究の発展に寄与することを目的とする。
2. **募集原稿** 原稿の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 研究論文：オリジナルな研究を論文としてまとめたもの
 - (2) 研究ノート：研究の中間報告、覚書など
 - (3) 共同研究報告：センターにおける共同研究の成果
 - (4) その他：研究展望、研究資料、調査報告、書評等
3. **投稿資格** 本誌に投稿することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) センターの専任教員及び客員教員
 - (2) センターが受け入れた共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員並びに総合研究大学院大学国際日本研究専攻の学生
 - (3) 外国人の研究者、あるいは海外在住日本人の研究者
 - (4) その他、編集委員会が適当と認めた者
4. **執筆要領** 原稿の執筆に当たっては、別に定める「『日本研究』執筆要領」を参照のこと。
5. **原稿の提出** 投稿する場合は、原稿とその要旨（300語程度の英文及び800字程度の日本文の要旨とそれぞれ10語程度のキーワードを添付のこと）に所定の様式の送付状を添えて編集委員会宛に送付する。手書き原稿の場合は、必ずコピーをとっておくこと。デジタルデータの原稿を電子メールで送信してもよい。

送付先：〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地
国際日本文化研究センター『日本研究』編集委員会
TEL: +81-(0)75-335-2210 e-mail: shuppan@nichibun.ac.jp
6. **原稿提出時期** センターのホームページに掲載（<http://www.nichibun.ac.jp/>）
7. **掲載の決定** 投稿された原稿は、査読委員二名以上の審査を経て、編集委員会が掲載の可否を決定する。編集委員会は、掲載に当たって最終的に原稿の種類を判定するとともに、著者に補筆や修正を求めることができる。
8. **著者校正** 著者校正は、原則として初校のみとし、誤植等の修正にとどめ、内容上の変更は行わない。
9. **献本** 著者には原稿掲載誌を3冊、及び抜刷については30部を配付する。
10. **論文の二次使用について** 他の出版物への転載又は、翻訳・出版する場合には、その旨を編集委員会に連絡して承認を得るとともに当該論文等に初出は本誌であることを明示すること。
11. **掲載論文等のデータベース化** センターは、広く内外の研究者の利用に供するため、本誌に掲載された論文等をデータベース化し公開する。

※投稿希望者は、「『日本研究』執筆要領」及び「原稿送付状」の用紙を編集委員会に請求してください。あるいは日文研のホームページからダウンロードすることもできます。

日本研究 (NIHON-KENKYU) 第44集

平成23年10月31日 初版発行

編集人 伊東貴之

発行人 猪木武徳

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国際日本文化研究センター

〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地

電話 075-335-2222 ホームページ <http://www.nichibun.ac.jp/>

制作 丸善株式会社

〒616-8533 京都市右京区太秦上刑部町10番地

電話 075-863-5321

©国際日本文化研究センター 2011 Printed in Japan

ISSN-0915-0900
